令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

＝ 定　例　会 ＝

自　令和７年12月３日（水）　開　会

至　令和７年12月17日（水）　閉　会

宮　古　島　市　議　会

目　　次

◎　第９回定例会
ｏ招集告示 …… １
ｏ上程案件処理結果 …… ２
ｏ応招議員名簿 …… ５
○１２月３日（議事日程第１号） …… ７
ｏ会期及び日程 …… ９
会議録署名議員の指名について …… １３
会期を定めることについて …… １３
議案審議 …… １４
○１２月４日（議事日程第２号） …… １７
議案第１０４号令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の訂正について …… ２５
議案審議 …… ２８
○１２月１０日（議事日程第３号） …… ５３
一般質問 …… ８９
我如古　三　雄　君 …… ８９
根　間　康　雄　君 …… １００
狩　俣　勝　紀　君 …… １１１
砂　川　和　也　君 …… １２０
豊見山　貴　仁　君 …… １３３
○１２月１１日（議事日程第４号） …… １４５
一般質問 …… １５０
仲　間　誉　人　君 …… １５０
前　里　光　健　君 …… １６１
砂　川　浩　平　君 …… １７４
大　城　　仁　君 …… １８５
議案審議 …… １９８
○１２月１２日（議事日程第５号） …… ２０７
一般質問 …… ２０９
富　浜　靖　雄　君 …… ２０９
下　地　　茜　君 …… ２２０
平　良　恵　泰　君 …… ２３２
狩　俣　勝　成　君 …… ２４４
○１２月１５日（議事日程第６号） …… ２５９
一般質問 …… ２６１

平　良　敏　夫　君 …… ２６１
池　間　　仁　君 …… ２７３
下　地　信　広　君 …… ２８６
粟　国　恒　広　君 …… ２９７
○１２月１６日（議事日程第７号） …… ３１１
一般質問 …… ３１３
狩　俣　政　作　君 …… ３１３
山　下　　誠　君 …… ３２５
下　地　信　男　君 …… ３３９
國　仲　昌　二　君 …… ３５１
○１２月１７日（議事日程第８号） …… ３６５
議案審議 …… ３７６

宮古島市告示第１６０号

令和７年第９回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和７年１１月２６日

宮古島市長　嘉　数　　登

１　期　　日　　令和７年１２月３日（水）

２　場　　所　　宮古島市議会議事堂

上　程　案　件　処　理　結　果

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第104号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算(第６号)	市　　長	令和７年 12月３日	令和７年 12月17日	原案可決
	議案第１０４号令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の訂正について	〃	令和７年 12月４日	令和７年 12月４日	許　可
議案 第105号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃	令和７年 12月３日	令和７年 12月17日	原案可決
議案 第106号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
議案 第107号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
議案 第108号	令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃	〃
議案 第109号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
議案 第110号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	〃
議案 第111号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第112号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第113号	宮古島市税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第114号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第115号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第116号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	継続審査
議案 第117号	宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃	〃	〃	原案可決

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	市　　長	令和７年 12月３日	令和７年 12月17日	原案可決
議案 第119号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第120号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第121号	宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第122号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第123号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第124号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第125号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第126号	来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第127号	宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第128号	宮古島海中公園指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第129号	佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第130号	池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第131号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第132号	パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第133号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
議案 第134号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算(第７号)	〃	令和７年 12月11日	〃	〃

議案番号	件　　名	提　案　者	提出月日	処理月日	結　　果
議案 第135号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について	市　　長	令和７年 12月11日	令和７年 12月17日	原案可決
同意案 第　９　号	監査委員の選任について	〃	〃	〃	同　　意
陳情書 第１３号	２０２６年度、常勤の腎臓内科医師を県立宮古病院に配置できるよう関係機関への働き掛け要請	陳　情　者	令和７年 12月４日	〃	採　　択
意見書案 第　６　号	常勤の腎臓内科医の県立宮古病院への計画的な配置を求める意見書	文教社会委員会	令和７年 12月17日	〃	原案可決
決議案 第　３　号	宮古島市における持続可能な医療・介護提供体制の構築に向けた要請決議	議　　員	〃	〃	〃
選挙 第　４　号	宮古島市選挙管理委員会委員の選挙		〃	〃	当選人 下地 勇徳 狩俣　明 西里 正也 伊良皆俊秀
選挙 第　５　号	宮古島市選挙管理委員会補充員の選挙		〃	〃	当選人 順位第１位 亀濱 正博 順位第２位 亀川　隆 順位第３位 砂川 優太 順位第４位 荷川取勝広
派遣 第　３　号	議員の派遣について		令和７年 12月３日	令和７年 12月３日	派　　遣

開会日（令和７年１２月３日）に応招した議員

豊	見	山	貴	仁	君	仲	間	誉	人	君
池		間		仁	〃	砂	川	和	也	〃
大		城		仁	〃	山	下		誠	〃
砂		川	浩	平	〃	狩	俣	政	作	〃
平		良	恵	泰	〃	平	良	和	彦	〃
根		間	康	雄	〃	下	地	信	広	〃
富		浜	靖	雄	〃	我	如古	三	雄	〃
狩		俣	勝	成	〃	平	良	敏	夫	〃
下		地	信	男	〃	粟	国	恒	広	〃
狩		俣	勝	紀	〃	國	仲	昌	二	〃
前		里	光	健	〃	下	地		茜	〃

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月３日（水）　　初　日

（議案上程、説明、聴取）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第１号

令和７年１２月３日（水）午前１０時開会

日程第 １		会議録署名議員の指名について	
〃 第 ２		会期を定めることについて	
〃 第 ３	議案第１０４号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（市長提出）
〃 第 ４	〃 第１０５号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第１０６号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第１０７号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第１０８号	令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第１０９号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第１１０号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１１１号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１１２号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第１１３号	宮古島市税条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第１１４号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第１１５号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第１１６号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第１１７号	宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第１１８号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第１１９号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第１２０号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第１２１号	宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第２１	〃 第１２２号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第２２	〃 第１２３号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）
〃 第２３	〃 第１２４号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（ 〃 ）

日程第２４	議案第１２５号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について（市長提出）
〃 第２５	〃 第１２６号	来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２６	〃 第１２７号	宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２７	〃 第１２８号	宮古島海中公園指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２８	〃 第１２９号	佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２９	〃 第１３０号	池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第３０	〃 第１３１号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第３１	〃 第１３２号	パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第３２	〃 第１３３号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第３３	派遣第　３　号	議員の派遣について

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会期日程計画表

令和７年１２月３日（水）午前１０時開会

月　　日	曜日	種　別	日　　程	摘　　要
１２月　３日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開　　会 通告締切
１２月　４日	木	〃	議案に対する質疑（付託）	
１２月　５日	金	休　会	委員会	
１２月　６日	土	〃		
１２月　７日	日	〃		
１２月　８日	月	〃	委員会	
１２月　９日	火	〃		報告書作成
１２月１０日	水	本会議	一般質問	
１２月１１日	木	〃	〃	
１２月１２日	金	〃	〃	
１２月１３日	土	休　会		
１２月１４日	日	〃		
１２月１５日	月	本会議	一般質問	
１２月１６日	火	〃	〃	
１２月１７日	水	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉　　会

会期＝１５日間
- 本会議 ― ８日
- 休　会＝　７日
  - 委　員　会 ― ２日
  - 休　　日 ― ４日
  - そ　の　他 ― １日

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月３日（水）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（２２名）　　（散会＝午前10時14分）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃	〃（１２〃）	仲間誉人〃
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）諸般の報告書

令和７年１２月３日（水）

	９月定例会の閉会後、陳情書４件を受理した。
	令和７年９月定例会で議決した「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書」については、９月３０日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄監査委員職務執行者の両名から令和７年８月分及び９月分の例月出納検査結果報告があった。
１１月２１日	平良和彦君から議長就任に伴う「議会運営委員会委員の辞任願」が提出されたので、委員会条例第１４条の規定により、同日付で議長において辞任を許可した。
	平良和彦君の辞任により欠員が生じたことに伴う「議会運営委員会委員の選任について」は、委員会条例第８条第１項及び、議会運営に関する申合せ事項の規定により、議長において地域創生保守会の粟国恒広君を同日付で指名した。
１１月２２日	小泉進次郎防衛大臣の来島に伴い、市役所庁議室で行われた意見交換会に嘉数登市長、砂川朗副市長と共に出席した。
１１月２４日～２６日	２５日、嘉数登市長と共に、国土交通省及び内閣府へ要請行動を行った。 国土交通省においては、「宮古空港における機能強化の支援について」、内閣府においては、「宮古地区ラジオ中継局の整備における支援について」、それぞれ要望した。
１１月２６日	嘉数登市長から、令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
１１月２７日	市内ホテルで開催された宮古島商工会議所「設立５０周年記念式典・記念講演・祝賀会」に出席し、祝賀会において挨拶を述べた。
１１月２８日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日１２月３日から１２月１７日までの１５日間とするのが適当であること、令和８年２月２５日に那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員及び事務局職員研修会への「議員の派遣」については、本日の会議において処理することと決した。
	議会運営委員会では任期満了に伴う「宮古島市選挙管理委員会委員及び補充員選挙」の方法についても諮問され、同選挙については、最終本会議において、議長による指名推選の方法とすることと決した。
	議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 同協議会では任期満了に伴う「宮古島市選挙管理委員会委員及び補充員」の選任方法についても協議され、会派の所属議員数により選任することと決した。
	会派・幸政会代表、下地信広君から我如古三雄君が脱会した旨の届けがあった。
	会派・蒼和会代表、平良和彦君から会派代表者を池間仁君とする変更届があった。

１１月３０日	宮古島市文化ホールで開催された宮古島市制施行２０周年記念事業「令和７年度宮古島市の教育を考える市民大会」に出席し、挨拶を述べた。
	宮古島市伝統工芸品センターで開催された「稲石祭」に砂川和也副議長が出席し、祝辞を述べた。
１２月　１日	宮古製糖株式会社城辺工場内で開催された令和７／８年期製糖操業開始式に出席した。 以上

◎議長（平良和彦君）

ただいまから令和７年第９回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第１号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

11月26日、嘉数登市長から、令和７年第９回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

11月28日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日12月３日から12月17日までの15日間とするのが適当であること、令和８年２月25日に那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員及び事務局職員研修会への議員の派遣については、本日の会議において処理することと決しました。同委員会では任期満了に伴う宮古島市選挙管理委員会委員及び補充員選挙の方法についても諮問され、同選挙については、最終本会議において、議長による指名推選の方法とすることと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良和彦君）

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において根間康雄君及び狩俣勝成君を指名します。

次に、日程第２、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日12月３日から12月17日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月３日から12月17日までの15日間と決しました。

なお、議事の都合により、12月５日、８日、９日の計３日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定については会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第３、議案第104号から日程第32、議案第133号までの計30件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年第９回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案７件、条例議案７件、議決議案16件の合計30件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）。今回の補正は20億4,263万3,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ464億371万4,000円と定めてあります。

次に、議案第105号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）。今回の補正は2,463万1,000円の減で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億9,180万3,000円と定めてあります。

次に、議案第106号、令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）。今回の補正は5,098万6,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億5,750万4,000円と定めてあります。

議案第107号、令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）。今回の補正は2,424万4,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,548万6,000円と定めてあります。

次に、議案第108号、令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）。今回の補正は44万9,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億3,557万4,000円と定めてあります。

次に、議案第109号、令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）。今回の補正は、収益的収入及び支出において102万8,000円の減、資本的収入及び支出において102万8,000円の増のほか、債務負担行為の補正を行っております。

議案第110号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）。今回の補正は、収益的収入及び支出において、935万9,000円の増のほか、債務負担行為の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第111号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてです。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行するに当たって住登外者宛名番号管理機能が実装されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定により、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第112号、宮古島市行政組織条例の一部改正について。環境関係部署を集約し、環境保全及びエコアイランド宮古島に係る政策を推進するため、エコアイランド推進課を企画政策部から市民生活部へ移管するに当たり、エコアイランド宮古島の推進に関する分掌事務を企画政策部から市民生活部に変更するには、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第113号、宮古島市税条例の一部改正について。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法

律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第114号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。宮古島市城辺地域密着型介護事業所を移転するに当たり、当該事業所の位置を定める規定を改めるには、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第115号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムへ移行するに当たり、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第116号、宮古島市都市公園条例の一部改正について。都市公園施設について、指定管理者を指定し、当該施設の管理を行わせるには、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第117号、宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準を定めるには、条例を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第118号、宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について。宮古島市過疎地域持続的発展計画を変更するには、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第119号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更についてでございます。土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）の計画を変更するには、土地改良法第96条の３第１項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

議案第120号、同じく団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更についてでございます。土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）の計画を変更するには、土地改良法第96条の３第１項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

続きまして、議案第121号から議案第133号の指定管理者の指定について。公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良和彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

ここで当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時12分）

（当局退席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午前10時13分）

次に、日程第33、派遣第３号、議員の派遣についてを議題とします。

本件につきましては、派遣第３号のとおり、那覇市で開催される沖縄県離島振興市町村議会議員及び事務局職員研修会参加のため、令和８年２月25日の１日、全議員22名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項については、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時14分）

令 和 ７ 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月４日（木）　　２日目

（議案に対する質疑（付託））

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第２号

令和７年１２月４日（木）午前１０時開議

日程第 １		議案第１０４号令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の訂正について　（市長提出）
〃 第 ２	議案第１０４号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）　（　〃　）
〃 第 ３	〃 第１０５号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）　（　〃　）
〃 第 ４	〃 第１０６号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）　（　〃　）
〃 第 ５	〃 第１０７号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）　（　〃　）
〃 第 ６	〃 第１０８号	令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）　（　〃　）
〃 第 ７	〃 第１０９号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）　（　〃　）
〃 第 ８	〃 第１１０号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）　（　〃　）
〃 第 ９	〃 第１１１号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について　（　〃　）
〃 第１０	〃 第１１２号	宮古島市行政組織条例の一部改正について　（　〃　）
〃 第１１	〃 第１１３号	宮古島市税条例の一部改正について　（　〃　）
〃 第１２	〃 第１１４号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について　（　〃　）
〃 第１３	〃 第１１５号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について　（　〃　）
〃 第１４	〃 第１１６号	宮古島市都市公園条例の一部改正について　（　〃　）
〃 第１５	〃 第１１７号	宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　（　〃　）
〃 第１６	〃 第１１８号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について　（　〃　）
〃 第１７	〃 第１１９号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について　（　〃　）
〃 第１８	〃 第１２０号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について　（　〃　）
〃 第１９	〃 第１２１号	宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について　（　〃　）
〃 第２０	〃 第１２２号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について（　〃　）
〃 第２１	〃 第１２３号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について（　〃　）
〃 第２２	〃 第１２４号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について　（　〃　）

日程第２３	議案第１２５号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について（市長提出）
〃 第２４	〃 第１２６号	来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２５	〃 第１２７号	宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２６	〃 第１２８号	宮古島海中公園指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２７	〃 第１２９号	佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２８	〃 第１３０号	池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第２９	〃 第１３１号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第３０	〃 第１３２号	パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について （ 〃 ）
〃 第３１	〃 第１３３号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について （ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

令和７年１２月４日（木）第９回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第104号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）
	議案第111号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第112号	宮古島市行政組織条例の一部改正について
	議案第113号	宮古島市税条例の一部改正について
	議案第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について
文教社会委員会	議案第105号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
	議案第107号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）
	議案第110号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第114号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について
	議案第115号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	議案第117号	宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第121号	宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について
	議案第122号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第123号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第124号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第125号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について
	議案第126号	来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について
	議案第127号	宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について
経済工務委員会	議案第106号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第108号	令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第109号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第116号	宮古島市都市公園条例の一部改正について
	議案第119号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について
	議案第120号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について
	議案第128号	宮古島海中公園指定管理者の指定について
	議案第129号	佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について
	議案第130号	池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について

委員会名	議案番号	件名
	議案第131号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について
	議案第132号	パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について
	議案第133号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について

議案第１０４号　令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）

歳出款項別審査委員会表

令和７年１２月４日（木）第９回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	２．総務費	１．総務管理費	４４
	３．民生費	１．社会福祉費	４７
		２．児童福祉費	４８
	４．衛生費	１．保健衛生費	４９
		２．清掃費	５０
	７．商工費	２．商工振興費	５３
	１０．教育費	１．教育総務費	５９
		２．小学校費	６０
		３．中学校費	６１
		４．幼稚園費	６２
		５．社会教育費	６３
		６．保健体育費	６４
経済工務委員会	６．農林水産業費	１．農業費	５１
		３．水産業費	５２
	８．土木費	２．道路橋りょう費	５４
		３．都市計画費	５５
		４．住宅費	５６
		５．港湾空港費	５７

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月４日（木）

（開議＝午前10時37分）

◎出席議員（２２名）　　（散会＝午後３時02分）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃	〃（１２〃）	仲間誉人〃
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）諸般の報告書

令和７年１２月４日（木）

１２月　３日	陳情書受理第２１号の取扱いについて諮問したところ、同陳情書については、文教社会委員会に付託することと決した。
１２月　４日	嘉数登市長から「議案第１０４号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）」の訂正の申出があった。
	議会運営委員会が開催され「議案第１０４号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）」の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は本日の会議において処理することと決した。 以上

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）諸般の報告書

令和７年１２月４日（木）

１２月　４日	本日、嘉数登市長から「議案第１２４号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について」訂正の申出があった。
	議会運営委員会が開催され、市長から申出のあった議案第１２４号の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は、正誤表により処理することと決した。 この決定を受け、議案第１２４号の訂正については、正誤表を添付の上、同表により処理する旨、全議員へ通知した。 以上

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時37分）

本日の出席議員は22名で全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第２号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月３日、議会運営委員会が開催され、陳情書受理第21号の取扱いについて諮問したところ、陳情文書表のとおり付託することと決定したので、文教社会委員会での審査をお願いいたします。

本日、嘉数登市長から議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の訂正の申出がありました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良和彦君）

まず、日程第１、議案第104号令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の訂正についてを議題とし、訂正理由の説明を求めます。

◎総務部長（上地俊暢君）

補正予算の訂正についてご説明いたします。

今定例会に提案しております議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の記載内容に誤りがあることが判明いたしております。議会における審議に際し、正確な予算書を提供すべきところ、このような不備を生じさせたことにつきまして深くおわび申し上げます。

誤りの内容としましては、補正予算書５ページの20款繰入金と21款繰越金の補正額が誤っております。詳しい内容は、事項別明細書の37ページ、20款繰入金の１目財政調整基金繰入金の補正額が、本来２億7,800万円であるところ、２億7,024万3,000円と誤って記載しております。

次に、38ページ、21款繰越金の補正額が、本来５億6,383万8,000円であるところ、５億7,159万5,000円と誤って記載しております。

このような事態になり、議員の皆様にご迷惑をおかけしておりますこと、おわび申し上げます。予算編成及び資料確認について、改めて点検し、今後このようなことがないよう、再発防止に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

◎議長（平良和彦君）

これで訂正理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎我如古三雄君

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）について、５点ばかり質疑をしたいと思

います。

32ページ……

◎議長（平良和彦君）

すみません、ストップしてください。

休憩します。

（休憩＝午前10時41分）

再開します。

（再開＝午前10時41分）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時41分）

再開します。

（再開＝午前10時42分）

◎國仲昌二君

今説明がありましたけれども、この間違った理由というんですか、何でこんな間違いが起きたかというのを説明してもらいたいんですけども。

◎総務部長（上地俊暢君）

今回、記載ミスの理由でございますが、今回提案してあります繰越金は、前年度決算の実質収支から今年度、補正予算で既に予算化されているものを差し引いて、残りの総額を予算化するということにしております。一方で、財務会計システム上、決算と予算が連動しておりませんので、繰越金については別途エクセルで担当課で管理をしておりますが、今回９月補正で予算化しております775万7,000円の金額を繰越額から差し引くべきものを差引きできておりませんでした。ですので、775万7,000円が余分に繰越額として記載されるということになっております。

◎國仲昌二君

繰越金については分かりました。繰入金については、何でこんなことが生じるんでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

今回12月補正予算を組むに当たりまして、令和６年度決算から繰り越す金額を全額繰り越しております。残りの収支不足を補うために財政調整基金を充てておりますが、今回繰越額に誤りがあって775万7,000円少なくなりますので、その分の収支不足を埋めるために財政調整基金をその分増額しているというところでございます。

◎國仲昌二君

繰越額が増えていたのかな。それで、帳尻合わすために繰入金ということですけれども、これは議会に提案する前に気づかないものですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

國仲昌二議員のおっしゃるとおり、本来であれば議案送付前にチェックをして、正しい数字で送付するものであったんですが、今回このような事態になっております。本当に申し訳ございません。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

質疑っていいますか、今いろいろとおっしゃっていましたけども、再発防止策というのはどういうふうに考えているのかというのと、すみません、今、私もこの日程上、要は議会のほうも一般質問の日程を調整を当局としながら、これは業務過多といいますか、役所職員の皆さんの調整もある中で日程を早めて、こういうミスがないような形で日程調整が行われたというふうに記憶をしています。そういった中で、こういうミスが連発しているということを私も聞きましたので、そういうことも踏まえて、やはり議会のほうも何らかそういう申入れ的なものもしていかなければいけないと思っていますが、対応策、再発防止策と併せて、今後どういうふうにしていくのかということを、また市長のほうからでもいいですので、よろしくお願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

今回のミスに関しましての再発防止策ということでございます。今回のミスの原因というのは、やはり財務会計システムと決算と予算の関係性がうまく連携されていなかったということも１つに挙げられておりますので、これを人間の手だけでなくて、チェック機能がしっかりシステム化できるようなシステム構築のほうも考えていきたいというふうに思っております。また、再度、提出の際には、二重三重、そういったチェックもしっかり関係各課、私も含めてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎前里光健君

これ、私が議会に前にいたときに指摘をしたことがあります。これは紙ベースと同じようにタブレットのほうには、要は間違った場合は、今配付されているデータのほうも修正が行われて、赤字で修正が行われますよということで、またシステム上で処理をするということを決めていると思います。そういう部分も、間違いなくそこはやっていただけるのかということと、先ほど申し上げたように、議会側も日程を調整をして、そういうミスがないようにということに対してのまたご回答もいただきたいと思います。

◎副市長（砂川　朗君）

再発防止に関しましては、前里光健議員ご提案の部分も含めてやっていきたいと思っております。また、こういったミスが１件１件あるたびに、こういったミスがありましたという事例のほうは、事例として残していっておりますので、そこはチェックの項目の一つとして増やしていっているところでございますので、次回から同様のミスがないような体制づくりをしていきます。

（「確認。休憩で」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時49分）

再開します。

（再開＝午前10時50分）

（何事か声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時51分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

◎副市長（砂川　朗君）

失礼しました。データの部分は、修正後と、修正前の先に送ったデータがありますが、これで修正が認められれば本来のデータと差し替えを行います。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第104号の訂正については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の訂正については許可されました。

次に、日程第２、議案第104号から日程第31、議案第133号までの計30件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎我如古三雄君

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）について、５点ばかり質疑します。

ページの32ページ、16款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、２節児童扶養手当負担金120万8,000円の計上があります。説明をお願いします。

それから、33ページの16款国庫支出金、１項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金5,699万1,000円の説明で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、宮古島駐屯地等コミュニティ供用施設（保良区）整備助成事業と掲示をされておりますが、これは陸上自衛隊宮古島駐屯地と関係するのか、その辺も含めて説明をお願いします。

36ページの19款寄附金、１項寄附金、３目ふるさと納税寄附金、１節ふるさと納税寄附金７億7,737万5,000円の内訳の説明をお願いします。件数と一番高額の寄附金はどのようになっているのか。

それから、歳出で、48ページ、３款民生費、２項児童福祉費、３目母子福祉費、19節扶助費、児童扶養手当扶助費362万5,000円が計上されております。これは、先ほどの歳入と一緒と思いますが、該当者とい

いますか、ひとり親家庭への手当でありますから、そういった家庭が増えているのか含めて説明をお願いします。

それから、ページの51ページ、６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金、説明の欄で園芸作物生産振興対策補助金の3,065万8,000円減額補正があります。説明理由をお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

私のほうから、一般会計補正予算書の歳入の36ページ、19款寄附金、１項寄附金、３目ふるさと納税寄附金に、令和７年度の当初寄附見込みから増額分として７億7,737万5,000円を設定し、計上しております。これは、令和７年度ふるさと納税における寄附見込額を20億円と設定し、歳入に合わせて歳出のほうも関連して見直しを行っております。今年度、４月から９月上半期までのふるさと納税の寄附金は８億6,432万円（　　部分は29頁に発言訂正あり）となっており、前年度同時期の２億5,619万円に対し、６億812万円、率にして237％の伸びとなっております。上半期の寄附金額が大幅に増加したことを受けまして、今年度の寄附見込額の試算パターンを４案作成し、金額の妥当性、寄附金額が想定以上となった場合の予算不足が生じないことの２点を考慮して、今回の７億円余の補正を計上させていただいております。

件数ですけども、上半期で１万3,609件となっております。

個人の寄附最高額については、確認してお答えしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

予算書33ページの16款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の説明の宮古島駐屯地等コミュニティ供用施設（保良区）整備助成事業487万3,000円です。この事業は、保良自治会からの要望に対応するため、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用し、陸上自衛隊保良訓練場に隣接する保良自治会のコミュニティ供用施設の整備を行うものです。今回の補正予算は、実施設計に係る費用となっており、保良自治会に補助金を交付し、自治会が契約から建設、建設後の管理を行うこととなっております。事業費の３分の２が防衛省の補助となりますので、この487万3,000円は国の補助の額の歳入となります。

◎企画政策部長（石川博幸君）

すみません。先ほど、ふるさと納税の説明の中で、今年度、４月から９月上半期までのふるさと納税寄附金額を、先ほど６億6,432万円と申し上げましたが、正しくは８億6,432万円の誤りでございました。申し訳ございません。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

予算書32ページ、児童扶養手当の16款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金の部分と48ページの児童扶養手当扶助費について、同内容でございますので、まとめてお答えさせていただきます。

この予算は、父母の離婚等により、父または母と生計を共にできない児童の父母や児童を養育している人に対し、児童の福祉増進を図る目的として支給する予算となっております。今回、歳出の３款民生費、２項児童福祉費、３目母子福祉費、19節扶助費のほうでどういった家庭が増えているかというご質疑であったと思うんですけれども、どれが増えたかということより、令和７年度の物価スライドに合わせた単価の増額により、当初予算額を上回っているため、見込みのため、補正予算を計上しているというところで

ございます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の51ページ、６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金、園芸作物生産振興対策補助金の減額補正でございます。この事業は、６月の定例会でマンゴーの強化型パイプハウスの補助金として計上したところでございますが、８月に事業主体から事業実施の取下げ願が提出されております。そのため、事業執行中止となりましたので、その補正分の全額、3,065万8,000円を全額補正減するものでございます。

◎教育部長（久貝順一君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の33ページ、16款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金の１節総務費補助金の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についての5,211万8,000円についてお答えいたします。内容につきましては、学校給食費の増額改定分と平良地区における他地区との平準化を図る増額分をこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行うものとなっております。学校給食につきましては、物価高騰に直面する中、学校給食において栄養バランスや量を保った給食が実施されるように、今年の１月ではあるんですが、学校給食共同調理場運営委員会において、児童生徒１人当たり月額600円の給食費の増額改定分と平良学校給食共同調理場において米飯設備が整っていない、炊飯設備が整っていないということがあって、外部に委託している関係もありまして、他の地区と比べますと平良地区の児童生徒は質、量とも少ない状況にあったことから、他の地区との平準化を図るため、１人当たり月額520円分を増額しております。その増額分を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしまして、今年の３月定例会におきましても、当初予算における補正予算として計上しまして、承認されております。その際、充当元となる予算については、一旦基金から繰入れをしたところです。８月に国からの了承といいますか、交付決定書を受けたことから、今回、改めて補正をしております。なお、関係する予算としまして、37ページの20款繰入金、２項基金繰入金、２目ふるさとまちづくり応援基金繰入金を減としているところです。

◎企画政策部長（石川博幸君）

ふるさと納税の上半期における個人の最高額ですけども、1,000万円となっております。

◎我如古三雄君

このふるさと納税寄附金に関して、主に活用している事業といいますか、それありましたら説明をお願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時06分）

再開します。

（再開＝午前11時07分）

◎企画政策部長（石川博幸君）

申し訳ございません。ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、資料を確認次第、答弁させ

ていただきます。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣政作君

３点ほどお願いします。

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）、13ページをお願いします。13ページの債務負担行為補正のファイル無害化サービス利用契約460万4,000円の契約の内容を教えてください。

あと、18ページの債務負担行為補正の宮古島市スポーツ観光交流拠点施設アリーナ高天井ＬＥＤ投光器改修工事の工事内容を教えてください。

23ページ、同じく債務負担行為補正の平良調理場の食器洗浄機賃貸借、約７年間で１億7,000万円余りの内容を教えてください。

◎教育部長（久貝順一君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の23ページの下から２番目なんですけども、平良調理場食器洗浄機賃貸借についてお答えいたします。

現在、平良学校給食共同調理場にある食器洗浄機、２台あるんですけども、導入から20年を経過しているというところもありまして、老朽化による不具合が度々発生をしているというところです。その都度修繕をして対応しているところなんですが、メーカー側のほうから部品等の調達、修繕など、今後対応するのは厳しいという指摘を受けまして、今回食器洗浄機の賃貸借という形で債務負担行為を考えております。耐用年数も、現在では食器洗浄機もかなり過ぎておりまして、新たな機器を導入する必要があるということで、債務負担行為の設定をしているというところです。

◎企画政策部長（石川博幸君）

私のほう、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の13ページ、債務負担行為の中のファイル無害化サービス利用契約460万4,000円についてでございます。このファイル無害化サービスは、役所のメール等で受診したファイルや、インターネットのリンクから潜在的な脅威を自動的に除去して、システム内部に侵入する、ウイルスとか、そういったものが侵入するリスクを遮断することで、外部機関とのやり取りを安全に行うためのシステムとなっております。庁内ネットワークの安全を確保するために、この予算を来年度も引き続き利用することとしております。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の18ページの債務負担行為の補正です。宮古島市スポーツ観光交流拠点施設アリーナ高天井ＬＥＤ投光器改修工事の説明でございます。1,666万8,000円、これの説明でございます。これは、ＪＴＡドーム宮古島内の天井のＬＥＤ照明が38機、現在故障しておりまして、これの改修工事となります。

◎狩俣政作君

順番に、18ページのＪＴＡドーム宮古島の故障している38機、これ全部で何台ぐらいあるのかという部分と、この工事の際に、この照明を取替えするときに足場を組んで工事をするのか、それともキャットウオークみたいのがあって、そこでできるのかということを教えてください。

それと、平良学校給食共同調理場の食洗機ですけども、20年経過しているということで、多分新品の食洗機を購入すると思うんですけども、これは単純に２台あるので、２台購入する金額なのか、１台当たりの金額を教えてください。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時14分）

再開します。

（再開＝午前11時14分）

◎教育部長（久貝順一君）

平良調理場食器洗浄機賃貸借についてなんですけども、２台合わせて一応７年間の契約という形で、１億7,102万4,000円という形になっております。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

ＪＴＡドーム宮古島の照明ですが、全部で64機ありまして、そのうちの38機が現在故障しておりますので、それの改修となります。工事につきましては、スカイマスターを使用しての取替えとなります。

◎狩俣政作君

食洗機なんですけども、７年間で１億7,102万4,000円ということですけども、これ単純に年間約1,400万円、月額で200万円超えるんです。ということは、１台当たり約100万円の賃貸借料、これって役所が購入して平良学校給食共同調理場に貸せるという形になると思うんですが、賃貸借なので。結構月200万円って大きいかなと思うんですけど、相当大きい、想像がつかない食洗機なんですけど、大きいんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

設備の規模としましては、平良学校給食共同調理場におきましては毎日4,200食の給食の提供があります。その中で、大型の食洗機を導入して、まず水につけておいて、これをまた洗浄して乾燥させるというベルトコンベアみたいな感じの流れる部分のものを導入しまして、やはり調理員の負担の軽減も図りながらやっていくということで、大型のものを、現在ある機器も同様のものを使っておりますので、同様の機器を導入するということになっております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲間誉人君

２点ほど質疑したいと思います。よろしくお願いいたします。

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）から、14ページ、債務負担行為補正、佐良浜小学校解体設計委託業務2,431万9,000円の内容。

それともう一点、議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について、選考方法、公募で行ったのかをお伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）、14ページの債務負担行為補正、佐良浜

小学校解体設計委託業務についてです。ご存じのとおり、佐良浜小学校につきましては廃校しております。また、この旧佐良浜小学校の校舎が築33年から55年と老朽化が進む施設となっておりまして、今後、当該施設の跡地については、急傾斜地崩落危険区域内の住民を対象とした集団移転事業の対象区域の候補地として位置づけられておりまして、老朽化が進む校舎を安全かつ適正に撤去するため、解体に向けた設計業務となっております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定についてで、公募したかというご質疑でございました。公募して、選定をしてあります。

◎仲間誉人君

再質疑いたします。

旧佐良浜小学校の校舎解体の再質疑ですけれども、これ築33年から55年ということでありますけれども、校舎全体は解体ということですが、体育館は残しますか。それが１点。

そして、議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について公募を行ったということでありますけれども、応募、何者あったのか、お伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

旧佐良浜小学校の解体規模でありますけども、校舎を、全部の校舎と体育館、あとプールも含めて、全体の施設に対して解体を予定しております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について、何者が公募したかというご質疑でございました。実はこの指定管理の指定については、当初、令和７年９月４日から10月３日の公募期間に対して応募事業者がいなかったために、再公募を行っております。再公募の期間が令和７年10月14日から10月30日に行われまして、公募をかけた結果、１事業者の応募があり、候補者として選定をしております。

◎仲間誉人君

旧佐良浜小学校の解体についてですけれども、体育館も含まれるということでありますけれども、この体育館の利用は今も多いと思うんです。教育部長も認識されていると思いますけれども、そういった方々への説明等はあったのかが１点。

あと、議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定についての公募については、１回目で応募がなくて、２回目再公募をして、１者の応募があったということでありますけれども、この応募内容に縛りがきつくなかったかの考えはないのか。この２点お伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

仲間誉人議員ご指摘のとおり、旧佐良浜小学校の体育館につきましては、結の橋学園の生徒の部活動で使用したりとか、地域の中でも活用しているところがあるとは承知しております。ただ、先ほど申し上げたとおり、跡地利用計画の面から、体育館のみを残すことは教育委員会としましては望ましくないと判断しております。市内の他の学校と比較しても、結の橋学園は十分大きさのある、面積のある体育館があるため、授業とか部活動への影響は少ないと考えておりまして、今回体育館の解体も含めて実施したいと考えております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

応募条件に縛りがきつくなかったかといったご質疑だったかと思います。実はこの件に関しましては、応募条件が新規者には応募できないようになっていないかというご質問がある事業者からございまして、それに対しての回答のとおりお答えをさせていただきます。本施設は、児童館を核とし、子育て支援センター、放課後児童クラブの機能を併せ持った複合的な事業運営を行う施設となっており、児童館ガイドラインにより、遊びによる子供の育成、子供の居場所の提供、子供の権利や意見を尊重した活動の実施、配慮を必要とする子供への対応、子育て支援の実施、放課後児童クラブの実施の連携などといった活動が求められております。加えて、今回３つの複合的な事業運営となることから、ノウハウを持った経験豊富な子供の福祉に理解のある団体による運営が望ましいとの判断により、応募資格の要件を設けております。現在、児童館を運営している事業者だけでなくても、保育所等の児童福祉施設を運営し、放課後児童健全育成事業を実施している団体であれば応募が可能となっておりますとの回答をしております。

◎教育部長（久貝順一君）

大変失礼しました。答弁漏れがあります。地域の住民への説明をしたのかということです。地域の住民への説明はしておりませんが、先ほど申し上げたとおり、跡地利用計画の面からも、体育館を残すことは望ましくないと判断しました。また、結の橋学園の体育館につきましては十分大きさのある体育館であることもありますので、ぜひ結の橋学園の体育館を活用できればというふうに考えております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）、こちらの50ページお願いします。４款衛生費、２項清掃費、３目し尿処理費のほうで、し尿処理事務費の、これ国県支出金等返還金が発生しています。こちらの説明をお願いいたします。

57ページ、８款土木費なんですけれども、分からないんですけど、５項港湾空港費、２目港湾改修事業費、国県支出金が減額されて773万6,000円、それで地方債が発行されています、2,450万円。その後、この説明、下崎船だまり整備事業、委託料が6,483万4,000円を減額されて、そこの下の緑地等施設整備事業の工事請負費8,435万9,000円というところに出されているんですが、この事業の委託料がなぜ減額されて、また工事請負費が増額されているのか、この説明をお願いします。

最後、64ページ、これ10款教育費になります。６項保健体育費、３目給食センター運営費になりますけれども、国県支出金が5,200万円余支出されて、これ県だと思うんですけど、その他の部分が減らされています。これも恐らくなんですけど、これ給食費の中学校分なのかと思うんですけど、こちらの説明もお願いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）50ページ、４款衛生費のうち、２項清掃費、３目し尿処理費、し尿処理事務費で国県支出金等返還金455万6,000円について説明をということについてお答えいたします。

これは、昨年度事業完了しました新し尿等処理施設整備事業において、電気室の床材が仕様書と異なる

資材が用いられた状態で事業を完了として、沖縄防衛局に実績報告を行いました。これまで沖縄防衛局に経過報告等行ってまいりましたが、市は一連の経過報告等を通じて不適切な事務処理についての認識を深め、そして改め、実績報告の修正等について沖縄防衛局と調整を行ってきました。その結果、市としましては、やはり自主的に不適切な事務については正すべきということで、事業年度内に完了しなかった床材等に係る部分について補助金を返還する旨を申し出て、それを沖縄防衛局のほうに承認されております。そこで、沖縄防衛局のほうからは補助金等の再確定通知を受けまして、それに伴ってこの金額を返還したというふうに考えております。

◎建設部長（下地睦子君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）でございますけれども、57ページ、下崎船だまり整備事業の委託料が減額になっている件から、まずお答えいたします。

下崎船だまり整備事業の委託料につきましては、港湾計画で位置づけた下崎地区の小型船船だまりを整備するものでございます。現在進行中の港湾計画改定作業において、将来のエネルギー需要の増加や海上保安部の巡視艇の大型化及び増船に対応するため、下崎地区の現在の姿より大きく変更となるため、それに伴い船だまりを配置する予定です。当初、令和７年６月に港湾計画の改定が完了し、その後、船だまり整備を開始するという予定でございましたが､港湾計画改定に係る関係機関との調整に時間を要したため、改定完了の時期が令和８年３月頃となる見込みでございます。そのため、今年度中の事業実施が困難な状況となったので、下崎船だまり整備事業については減額を行うということに、それで減額補正をしております。

下崎船だまり整備事業が減額になって、緑地等施設整備事業、工事請負費が増額になっている件ですけれども、当初、下崎船だまりのほうが6,483万4,000円の事業費で、これは沖縄振興公共投資交付金の補助率90％の補助金を利用するという予定でした。緑地等施設整備事業9,722万9,000円、これも同じ沖縄振興公共投資交付金でございますけれども、補助率が６割、60％となっておりまして、5,833万7,000円という予定でございましたが、今回下崎船だまり整備事業に着手できないため、その分の事業費をゼロとしたところです。トゥリバーのマリーナ地区の緑地等施設整備事業のほうを先行して進める予定でおりまして、その事業費が１億8,158万8,000円を予定しております。補助率が６割補助となりますので、１億895万2,000円、その分の差額がございまして、それを市債、国庫補助金で受けるはずだったものを一部市債に振り替えるという作業を行っております。

◎教育部長（久貝順一君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）64ページ、10款教育費、６項保健体育費の３目給食センター運営費の中の内訳でございます。前里光健議員がおっしゃっていたとおり、国庫支出金に関しましては、先ほどの33ページの関連の総務費国庫補助金の中の部分を充てております。その他のところで､100万円ほど合わない感じになっていると思うんですけども､その他の中で5,111万8,000円となっております。内訳としましては、すみません、またページを戻るんですけども、36ページの一般寄附金300万円というのがございます。その中のうちの100万円を給食センター運営費に充ててもらいたいということで、寄附金をいただいた関係で、それを相殺しますと5,111万8,000円となっております。また、一般財源のほうに寄附金を充てるという形になっておりますので､一般財源も100万円の減という形になってい

るところです。

（「すみません、休憩してお願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

（再開＝午前11時36分）

◎教育部長（久貝順一君）

失礼しました。これ県の学校給食無償化と関係はございません。これは、あくまでも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するためのものとなっております。

◎前里光健君

50ページのし尿処理事務費、国県支出金等返還金の件なんですけど、自主的にという言葉が出たんですけども、自主的にということは、宮古島市がもうかなり非を認めた形になっているということに尽きると思うんですが、そこは事業者もいますけども、先ほど沖縄防衛局と確認を取りながらという話もありましたが、その中で、では分かっていた中で、最終的には時期的なものもあって、こういう処理を自主的にやった。決算もありますからということになるのかと思うんですけど、その点、なぜ自主的にという考えになったかというところをもう一度こちらをご答弁ください。

港湾事業の件なんですけど、57ページ。今の話だと、もともと予定していた事業が、話合いの調整ができなかったよということで、それが最終的には折り合いつかない、この予定を、年度またいで、その事業費を、沖縄振興公共投資交付金を、この船だまりの予算を緑地等施設整備事業に充てるということで、補助率がかなり変わっています。６割ですか。６割補助。この高額の予算を、起債も入れながらなんですけど、入れるということの判断は、なぜそういう判断に至ったのか。

今場所が、何か移動をするところが、先が分かんないんですけど、移動先があって、その調整が困難な状況なんですか。そこは何の調整がついていないのかというところも教えてください。

64ページは分かりました。ありがとうございます。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

自主的にという判断の考え方のことなんですけども、これも本件に関しては６月定例会、それから９月定例会でも議員の皆さんからいろいろご指摘いただきました。その中で、市のほうでは合格通知を出したと、手直し工事の完了を待たずに合格通知を出したということに関しては不適切な事務処理であったということで、これまで認めてまいりました。そして今後、再発防止策としまして、見込みによる合格通知を出さない、見込みによる実績報告を行わないということをお話ししてきたと思うんですけども、それまで直前に行ったものに関しては何事もなかったかのように処理していいのかということになりますので、やはり沖縄防衛局ともいろいろ調整した中、これまで経緯を説明した中で、やはり我々の不適切な事務処理、特に供用開始は問題ないという判断をしていたわけなんですけども、やはり３月31日の時点で完成していなかったということは事実でありますので、この部分についてはやはり市のほうが自ら律して、実績の修正を申し出て返還すべきというような考えに至った次第です。

◎**建設部長（下地睦子君）**

57ページの下崎船だまり整備事業の件、あと緑地等施設整備事業についてです。下崎船だまり整備事業について、関係機関と調整がつかなかったということですけれども、長期の港湾計画の構想がございまして、それに基づいて港湾計画を改定する予定でございました。その予定の中で、一部分宮古島漁業協同組合の区域がございまして、その区域に関して宮古島漁業協同組合との調整がつかなかった。そのために港湾計画の改定が予定どおり６月までに終えることができませんでした。現在は、令和８年３月までに、これは港湾計画の軽微な変更ということで、一部その調整がつかない部分を外しまして、変更作業を進めております。

緑地等施設整備事業に関しましては、これはトゥリバーのマリーナ地区の緑地ですけれども、これは市民等による緑地利用の利便性向上及び維持管理に伴う負担軽減を図る目的で、令和７年度沖縄振興公共投資交付金を活用して、平良港トゥリバーのマリーナ地区の緑地の階段広場を撤去し、平たんな緑地広場へリニューアル工事を実施する内容となっております。当初は、本工事実施に伴いまして発生する土砂の処分方法として、下崎地区の船だまりにしゅんせつ土として土砂を投入する予定でございました。それ以外の他工事へ流用を見込んだところでしたが、受入れが困難となった状況がございましたので、処分場所の変更が必要となったところです。新たな処分場所の検討を行った結果、これは下崎地区の船だまりの横にある下水道処理施設の背後のほうに市有地がございますので、そこに仮置きをするということで、現在は予定しております。この本工事を実施するに当たりまして、マリーナ緑地から下崎地区への仮置き場所へ土砂を搬出するための運搬費用が追加で必要となったことから、事業費も増額しております。今回の事業計画変更につきましては、沖縄総合事務局及び沖縄県からも必要性は認めていただいておりまして、交付決定の変更が認定されております。

あと、下崎地区の船だまり整備事業につきましては、港湾計画を改定いたしまして、令和９年から新たに同じハード交付金でございますけれども、その９割補助の交付金を活用して事業を進める考えでございます。

◎**前里光健君**

新し尿等処理施設の件なんですけど、これ報道ベースでしか聞いていないんですけど、何か事業者とのやり取りの中ではいろいろと弁護士を立てて話をしていくというようなお話もあったんですけども、そういう話があるのかどうかというのと、自主的に沖縄防衛局とのやり取りの中で、自分たちの信頼性の中で、もしかすると自主的にその予算を出すという決断には至ったと思うんですけれども、ここはもちろん市民の皆さんのお金を使ってそういうふうな判断をするということでありますので、より律して、これはでは事業者とどれぐらいの割合で、今回は支出しますけど、何か係争で考えているのか、戻すことを考えているのか、その辺り、もし判断があるのかお聞かせください。

あと、57ページなんですが、すみません、確認なんですけど、これは経済工務委員会のほうでいろいろと聞かれると思うんですけど、これ整地も含めて、仮置きの予算も含めてのこの予算ということになりますか。この事業の内容をもう少し細かく、工事請負費の内容をもう少し細かく教えてください。

宮古島漁業協同組合との調整は、何が問題で調整をしているかというところをお聞かせください。

◎**環境衛生局長（梶原健次君）**

今回補助金を自主的に返納することになりましたが、この件に関しては市自らに一定の落ち度があるというふうに考えておりますが、同時に併せて関連事業者のほうにもやはり契約上の責務を果たさなかったというふうに考えておりますので、この辺に関しては、今後顧問弁護士と相談した上で、適切な対応を図ってまいりたいと考えています。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島漁業協同組合との調整についてですけれども、平良港の長期計画、長期構想の中では、今ある荷川取漁港の横というか、前辺りに第２クルーズバースが計画されておりました。その第２クルーズバースを含めての港湾計画の改定を予定しておりましたが、第２クルーズバースができることによって、漁港内へ、漁港を利用される皆さん、組合の皆さんが、これが支障になるということで反対を受けて、同意を得られておりませんでした。その部分を除き、また今回優先度が高い下崎地区の船だまりと、あと海上保安庁の巡視艇が止まるバースの件を先に変更して整備を進めたいということで、軽微な変更でもって、今作業を進めているところです。

工事につきましては、マリーナ地区の緑地に関しては、今積まれております残土を全部搬出して緑地にするという計画となっております。運搬費と積込み費全部含めての工事費となります。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時48分）

再開します。

（再開＝午前11時48分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開いたします。

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。

（再開＝午後１時53分）

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

本日、嘉数登市長から議案第124号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についての訂正の申出がありました。

本日、議会運営委員会が開催され、議案第124号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についての訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は、正誤表により処理することと決しました。

同委員会の決定を受け、議案第124号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についての訂正については、正誤表を添付の上、同表により処理する旨、全議員へ通知しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良和彦君）

午前に引き続き、日程第２、議案第104号から日程第31、議案第133号までの計30件について、質疑を行います。

質疑があれば発言を許します。

◎池間　仁君

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の中から、４点ほど質疑をいたします。

債務負担行為補正、15ページ、宮古空港駐車場及び空港周辺管理委託業務、その業務内容についてお伺いいたします。

20ページ、地下水モニタリング調査業務についての内容のご説明をお願いします。それと、もし今年でなければ、いつから始まったのかも併せてお願いをいたします。

21ページ、障害者相談支援事業の内容についてもご説明をお願いいたします。

25ページ、地方債補正、追加、防災対策事業、事業内容についてのご説明と、なぜ地方債が用いられたのか、ご説明も併せてお願いをいたします。

◎福祉部長（守武　大君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）21ページ、債務負担行為補正、下から４番目、障害者相談支援事業について答弁いたします。

障害者相談支援事業、相談については、市役所の窓口でも行ってはおるんですが、それだけではなく、地域の事業所にも委託しております。現在５か所の事業所に委託しております。内容としましては、障害のある人や児童、その保護者などの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、また虐待や権利擁護のための必要な援助を行うということで、主な内容として、対象者への訪問相談、障害者手帳及び障害福祉サービスなどに関する相談支援、関係機関への紹介や同行、連絡や調整、こういうことを行っております。今回の債務負担行為につきましては、この５つの事業所の、令和８年度から令和10年度の３年分の委託料を合計で１億2,402万6,000円計上しておるところです。今年度から、従来４か所だった事業所が５か所に増えていまして、今定例会で通りましたら、年明けにプロポーザルを行って、５か所の事業所を選定して、契約は令和８年度４月からという予定となっております。実績としまして、令和６年度、４か所の事業所で相談の件数の合計は、これ延べですけども、3,698件となっております。

◎建設部長（下地睦子君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）15ページ、債務負担行為の補正でございます。宮古空港駐車場及び空港周辺管理委託業務ということになりますけれども、これは宮古空港の駐車場と、あと空港の信号機を渡って空港側の駐車場の周辺の除草作業、雑木などが出た際には、その伐採作業などを含む管理委託業務となっております。

◎総務部長（上地俊暢君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）25ページの地方債の補正、追加の防災対策事業、今回追加で2,370万円計上しております。この事業は、当初予算で消防本部の非常用発電の更新工事の財源として、次のページの26ページの緊急防災・減災事業の起債を充てる予定をしておりましたが、同事業、当初予定していた緊急防災・減災事業債に充てるには、施設の機能強化が条件となっているということで、今回の消防本部の非常用発電更新はあくまでも更新事業であり、当初予定していた緊急防災・

減災事業債に当てはまらないということで、今回防災対策事業債に変更するというものでございます。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）20ページ、債務負担行為の補正で、地下水モニタリング調査業務についてであります。これは、宮古島全域、おおむね１流域に１地点ないしは２地点において地下水の水質を調査するものでして、水質の項目、例えば塩化物イオンですとか硝酸態窒素だとか、基本的なイオン類については今２か月に１度程度採取しています。このほかにも農薬類、これについては最近話題のネオニコチノイド農薬を含めて年数回のサンプリングをして、分析を行っているところです。これをいつから始めたかということですけども、これは平成元年、1989年、当時は硝酸態窒素の問題が非常に問題になっていましたので、これを契機にずっと続けているものであります。

◎池間　仁君

再質疑します。

先ほど25ページの地方債の件について、なぜ地方債を用いられたという説明がなかったので、再度説明をお願いいたします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時02分）

再開します。

（再開＝午後２時03分）

◎総務部長（上地俊暢君）

今回の消防本部非常用発電更新工事の地方債の活用ですが､本事業費は全部で2,640万円の事業費でございます。有利な地方債がございますので、地方債を活用したほうが財政運営上、有利だということで、今回この地方債を活用しております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下　誠君

１点だけ、50ページの４款衛生費、２項清掃費、３目し尿処理費のことについてお伺いします。

先ほどから環境衛生局長、自主的に返還したいということなんだけども、普通は沖縄防衛局から返しなさいという通知があってから返すもんだと思うんです。返しなさいとも言われていないものを自分たちで自主的に返そうとするということは、これ一般財源なわけだから、市民のお金を使うわけよね。それ、そういう議論はあったんですか、当局の内部では。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ご指摘の点の議論は確かにございました。沖縄防衛局のほうから返還を命じられていないのになぜわざわざ市から申し出る必要があるのかと。当然、その負担は一般財源からになりますので、結果的には市民の負担となると、そこまでしてなぜ返還するのかということに関しては議論がございました。午前中にも答弁しましたが、やはり市の不適切な事務であったということは認めつつ、それを直さないというのは問

題であるということ。それから、あと法的観点を見ますと、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１条でございまして、補助金に係る予算執行の適正化を図るという趣旨がありますので、やはり不適正な事務であった以上、これはやはり返さざるを得ないというふうに判断したことでございます。

◎山下　誠君

かみ合わないんだけど、やはり返してって言われてから返すべきではないのかな。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らすと、これは当たらん、不適切な事務があったから返すって判断したようだけども、市民の皆さんのお金ですよね。最近、3,000万円の請求漏れもあったでしょう。そのさなかに、また今回補助金を返す。しかも、自主的に。それって、どう考えてもおかしいと思うんだよね。環境衛生局長も、これ以上答えられないと思うんだけど、市長はじめ副市長でもいいんだけども、今回やはり市民の皆さんを納得させる必要があると思うんだよね。450万円というお金、若い青年なんか１年かかっても稼げないお金です。これを皆さんは、簡単に返すと言うけども、沖縄防衛局と一生懸命話をして、何とか返さんでいいようにやってくれんかと調整するのが普通ではないかなと思うんです。そこを市長か副市長、どっちかお答えください。

◎市長（嘉数　登君）

当該補助金については、当然我々も何とか返さない方法はないものかということでいろいろ調整をさせていただきました。ただ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に当てはめていくと、極めて返さなければいけないような事態になり得ることが当然想定されます。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の決定の取消し、第17条ですけども、これは補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるということになっておりまして、さらには加算金ということも想定されます。なので、もろもろ総合的に考えた結果、我々の不適切な事務処理ということもありましたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の趣旨に鑑みて、我々は自主的に返還をするという手続を取らせていただきたいということで調整をやってまいりました。もちろん市民の税金という観点がございますので、それについては相応の責任を取らなければいけないというふうに思っておりまして、これについては関係した職員の処分について、今現在検討しているということと、その処分に当たっては、やはり過失の程度ですとか、責任の重大性、それから他の自治体における同様事案への対応、そういったものを総合的に勘案してやっていきたいということと、あとやはり最終的な決定者は私になりますので、私自身の責任の取り方についても、今定例会のほうでお示しできれば提案していきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

市長、今の話で聞いていてあれだったのは、もし今返さないと判断した場合に、これを返しなさいと来た場合は加算金さらに上乗せして返さなきゃいけない可能性があるから、その判断をしたという理解でいいのかな。

◎市長（嘉数　登君）

いろんな判断をされ得る可能性があるということを我々は総合的に判断しまして、補助金等に係る予算の適正化に関する法律の趣旨にも鑑みて、自主的に返還することが、今時点においては正しい判断に至っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎**議長（平良和彦君）**

休憩します。

（休憩＝午後２時09分）

再開します。

（再開＝午後２時09分）

◎**市長（嘉数　登君）**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で申しますと、補助金等の全部または一部を取り消すことができるということになっておりますし、なおかつ補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による返還ということになりましたら、加算金ということも想定され得ると、なので自主的な返還以上に返還額が膨らむ可能性がないわけではないというところも私の中にはありました。

◎**議長（平良和彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**狩俣勝成君**

私からも１点だけ確認させてください。

今の議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の中の50ページのし尿処理事務費の国県支出金等返還金ですけども、先ほど環境衛生局長が再発防止策ということで、見込みにより判断しないとか、見込みにより報告書を出さないという話がありましたけども、私からは監理体制について聞きたいと思います。今回は、監理業者に委託されてやっておりました。しかし、公共工事というものは、事業者から見ると、大変厳しい、監理体制も厳しくて、いろんな検査体制もしっかりしているので、なかなか本当に厳しいチェックが入るのかなと思っていたところ、このように擦り抜けられたということがあります。これは、言っているように資材の搬入等のときの検査であったり、業者は資材を搬入したらすぐに仕事につきたいんですけども、そういった公共工事の場合は資材の検査がありますので、なかなかすぐにはできないというのは重々承知していると思っています。こういった監理体制、あと工程のほうも適切だったかというのがあります。最近、産業廃棄物も、現場から出た産業廃棄物の処理についてもかなりの時間を要しております。持っていってもすぐにはできないということで、マニフェストの発行が３か月、６か月ぐらいかかるときもありますので、そういった監理体制、工期も含めて、今後どうしていくのか、お願いします。

◎**環境衛生局長（梶原健次君）**

今後の監理体制についてですけども、まず第１に挙げるのは、そもそも発注する時点で設定している工期が適切であったかどうかという点が挙げられます。今回は、工期は３月31日ということで、万が一何かあったとき、対処しようがないというかなり無理があったことなので、今後はそもそも工期に適切な時間が設定されているかということが第１に挙げられます。

それから、第２の点ですけども、工期の管理です。契約した以上、お互い誠意を持って契約を履行することが大事なんですけども、今回、担当職員、詳しく聞き取りを行ったところ、契約当初から工期の管理がずさんであったというふうに聞いております。担当職員から施工業者、それから監理を請け負っている業者、両方に対して再三再四改善を求めても、それが真摯に受けてもらえなかったという話をしておりま

す。これについては、やはり当局側も、発注する市側も工程管理に関しては受注業者に対してしっかりとした工程を、綿密な工程を示してもらうということも必要ですし、改善が見られなければ担当技術者のほうへ交代ということも要求するべきだというふうに考えています。

◎狩俣勝成君

今後、では何らかの形で業者ともいろんな議論、議論というか、してやっていくという話なんですけども、やはり施主側ですから、いろんな検査には一緒に立ち会って、監理業者に任せっきりではなくて立ち会って、例えば自分の家に替えて見たら、自分の家の床が頼んだのと別の床が張られた、それは本当にもう許せないことですよね。ですから、監理業者に丸投げではなくて、施主側も一緒になって確実にやっていけたらいいかなと思っていますので、その辺をしっかりまた取り組んでいってほしいなと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今のご指摘の点は、大変全くそのとおりかと思います。ただ、担当職員の名誉のためには、この点で、この場でご説明させていただきますが、担当職員は業者に丸投げだったわけではないという点だけは述べさせていただきたいと思います。監理業者、施工業者に何度も改善を求めたのに、それが改善されなかったということなので、強いて言えばこちらのほうも担当職員の体制が弱かったというところはあるかもしれませんけども、今後その辺はさらに徹底して、改善を求めるべきところは求めるというふうにしていきたいと思います。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私も議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）のほうで質疑したいと思います。

39ページお願いします。22款諸収入、４項雑入、４目過年度収入というのがあって、国庫支出金、県支出金の過年度収入があります。これについて説明をお願いします。

あと、44ページ、２款総務費、１項総務管理費、６目企画費、右側の説明欄にふるさと納税事業というのがありますけれども、その事業内容の説明をお願いします。

その次のページ、45ページ、２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費の中で、償還金、利子及び割引料が200万円程度計上されています。説明をお願いします。

47ページ、３款民生費、１項社会福祉費、４目障害者福祉費、この中で一般財源が２億6,038万5,000円も計上されているんですけども、右側の事業で単独事業があるのかなということで、福祉の事業にしては補助率が低過ぎないかなと思っているんで、その辺、なぜ一般財源がこれだけ多いのかという説明をお願いします。

それから、48ページから49ページにかけて、償還金、利子及び割引料が、３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、４目保育所費、それから次のページの４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、４目母子衛生費にそれぞれ計上されています。これ、理由を説明お願いします。それと、毎年この時期に出てくるものなのかというのも説明お願いします。

次、50ページ、先ほどから出ている４款衛生費、２項清掃費、３目し尿処理費、国県支出金等返還金ですけども、市が自主的に申し出たというお話ですけれども、沖縄防衛局に説明している中で、沖縄防衛局

から自主的に申し出るように求められたのかどうかというのを確認したいと思います。

あと、53ページお願いします。７款商工費、１項商工費、２目商工振興費の中で、特定財源、その他というのがあります。183万8,000円。これについて、どの事業に充当されるのかという説明をお願いします。

すみません、多岐にわたりますけども、よろしくお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

私からは、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の歳出、44ページ、２款総務費、１項総務管理費、６目企画費にふるさと納税事業として手数料１億2,904万8,000円と、委託料として２億6,250万2,000円の合計３億9,155万円を計上している内容についてでございます。これは、歳入の36ページに計上しておりますふるさと納税寄附金の令和７年度寄附額の増額分と関連してまいります。令和７年度のふるさと納税見込額を20億円というふうに設定し、これに関して歳入及び歳出の見直しを行ったところでございます。

歳出に関しまして、手数料１億2,904万8,000円の内訳は、ポータルサイト、クレジットカード決済等の分として１億2,854万4,000円、そしてワンストップ特例、これワンストップ特例はふるさと納税をした後に住民税の控除を受けるための仕組み、これがオンライン申請分が31万5,000円、同じくワンストップ特例の申請処理業務、これ紙申請になりますけども、これが18万9,000円ということで、３つの予算が手数料として１億2,904万8,000円となっております。

委託料２億6,250万2,000円の内訳としましては、令和７年度寄附見込額20億円に、令和６年度、宮古島観光協会に委託しておりますけども、これの割合、38.65％を掛けた額７億7,295万円から、既に当初予算で予算化されております５億1,044万8,000円を引いた額というふうになっております。

◎総務部長（上地俊暢君）

45ページでございます。２款総務費の２項徴税費の１目税務総務費の償還金、利子及び割引料でございます。今回、補正で203万円計上しております。今回203万円計上しているものにつきましては、令和６年度以前に納めていただいた市税について、修正申告や確定申告により発生する還付について計上しているものでございます。内訳としましては、法人市民税につきまして、予定申告において納付した後、確定申告の際に判明した納め過ぎた税金の還付について、年度末まで100万円の支出を見込んでおります。それから、固定資産税において、申告等による課税額変更の還付金で30万円の還付を予定しております。それから、株式譲渡所得に係る市民税の還付金で60万円の還付を見込んでおります。それから、市民税の確定申告による税額変更による還付金で13万円を見込んでおり、合計で203万円を年度末までに還付するということを見込んで、今回補正予算をお願いしているところでございます。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

償還金、あるいは返還金についてでございます。補正予算書48ページ、３款民生費の２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の児童福祉事務費、償還金、利子及び割引料の1,432万7,000円です。この予算は、令和６年度の子ども・子育て支援交付金の国分、県分の返還金となります。特別児童扶養手当事務取扱交付金の返還金、児童扶養手当給付費国庫負担金返還金、児童手当交付金返還金の国及び県分、国の交付基準額を基に交付決定を受けたんですけれども、実績精算により不用額が生じたことによる返還金となっております。

次に、同じく48ページ、説明欄の児童虐待防止対策等支援事業、国県支出金等返還金35万7,000円についてでございます。この予算は、子育て支援が必要であるにもかかわらず、行政機関や地域による支援につながっていない家庭や、関わりが必要な支援に対し育児用品等の配布を契機として当該家庭の状況の把握や支援を行う事業で、当初の見込みより利用実績が少なかったためによる返還金となっております。

次に、同じく48ページの４目保育所費の説明欄で保育所事務費、償還金、利子及び割引料4,516万2,000円についてでございます。この予算は、施設型給付費等、これは認定こども園の運営費、法人保育所の運営費、地域型保育事業運営費に要する費用の一部に対する予算の返還金です。国家公務員人件費改定に伴う公定価格単価増額による運営給付費増額が見込まれるとし、前年度実績比で１億5,092万7,000円増額して、国、県へ交付申請を行っていましたが、施設事業所の加算、各種加算の適用が伸びなかったことから、交付申請額よりも実績額が下回ることとなっております。

予算書49ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、４目母子衛生事務費、償還金、利子及び割引料596万4,000円についてでございます。この予算は、令和６年度２歳児歯科健診事業及び母子保健衛生事業の返還金で、実績額が国庫補助受入額を下回ったための返還となります。

それから、毎年この時期に返還金、償還金が生じているというご質疑でございますけれども、それぞれ令和６年度分の事業の償還金ということになっており、実績が確定した後にこの時期の償還というふうになっております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

私のほうからは、補正予算書49ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、説明欄の予防接種事業費の償還金、利子及び割引料506万8,000円の説明でございます。この償還金は、令和６年度に実施した新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に係る償還金となっております。返還の理由につきましては、予定をしていたコロナワクチンの接種希望者が想定より下回ったことが大きな要因で、不用額が生じたことにより返還するものでございます。

◎福祉部長（守武　大君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）39ページ、歳入、22款諸収入、４項雑入、４目過年度収入です。ここにある過年度収入のうち、自立支援給付事業、障害児入所給付事業につきましては、国、県から翌年度の補助金が不足しているということで、足りなかったということで、確定を受けてからの過年度収入という形になっております。これ47ページの事業との絡みもありまして、毎年この時期に大体年間の補助金これぐらい必要ですという申請をする中で、昨年度は補助金の申請額が、要するに事業が３月定例会での補正で調整しておりまして、実際の給付にかかった金額に対する補助金が全部入っていなかったという部分がありまして、足りなかった分を今回歳入として入ってきているということになっております。

それと、47ページ、３款民生費、１項社会福祉費、４目障害者福祉費、一般財源が多いんではないかなということなんですが、國仲昌二議員ご指摘のとおり、大体障害の事業は国、県の補助率が高いんですが、この中の自立支援給付事業２億3,746万7,000円の補正に係る国のほうの補助金、国、県の補助金なんですが、基本的には半額が国で、４分の１が県なんですけども、これ自立支援給付というのは、いわゆる障害福祉サービスに係る事業になっていまして、障害福祉サービス、20件余のサービスがある中で、介護が必

要なヘルパーとか、そういう事業に係るお金の給付は、国が国庫負担基準というのを定めていまして、その国庫負担基準を超える分給付した場合に、それは市の単独で見なさいということになっております。どうしてこういうことが起きるのかといいますと、ヘルパーが必要な方々の中で、基準以上に必要になるパターンというのは、もちろん多いのが介護保険併用の方になります。介護保険併用の方は、介護保険優先ということで、国庫負担基準がかなり低く抑えられていますので、今まで例えば障害のサービスを使っていた方が、65歳になって介護保険が適用された場合に、介護保険で足りない分を障害の事業で補うんですけども、国庫負担基準が不足するというようなパターンになっていまして、宮古島市の場合、大体7,000万円余りがもう市の単費の持ち出しになっているという状況になっております。これは、うちだけ、宮古島市だけの問題ではなくて、各市、問題として考えておりまして、政令市の市長会とか、九州市長会のほうでも、国のほうにこういう問題があるから、国が面倒見てくださいという要請はされているところになります。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）50ページ、４款衛生費、２項清掃費、３目し尿処理費、国県支出金等返還金に関して、沖縄防衛局のほうから自主的返還を求められたのかというご質疑だったかと思いますが、これは市のほうから申し出たものでございます。

◎農林水産部長（下地貴之君）

私のほうからは、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）39ページ、22款諸収入、４項雑入、４目過年度収入、農林水産部所管の農業基盤整備促進事業補助金1,805万8,000円、それと農地耕作条件改善事業357万7,000円についてご説明いたします。

これいずれも令和６年度から令和７年度に繰り越した事業でありますけれども、まず３月の中旬に令和６年度事業として県に実績報告を行っております。その実績報告の後に、年度内に執行した分として事業者から請求がありました。一時的に一般財源で支払った形になっております。市が一般財源で立て替えた形です。その後、繰越事業ですので、本来であれば令和６年度に入った分の県の支出金があるんですけども、これはまとめてもう令和７年度に入ってくることになっております。６月の定例会で繰越事業の報告をしておりますけれども、その中で財源内訳がありまして、県支出金を超える額というのが、この記載されている1,805万8,000円と357万7,000円となっております。その繰越しの報告を超える県支出金を過年度収入として計上しているところです。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

私のほうからは、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）53ページ、７款商工費、１項商工費、２目商工振興費の中の補正額の財源内訳の中の特定財源、その他の183万8,000円がこの欄にあるかというご質疑だと思います。このその他の財源は、歳入の37ページ、20款繰入金、２項基金繰入金、12目農産物加工施設管理基金繰入金の183万8,000円になります。の財源となります。

◎國仲昌二君

再質疑をしましょう。

まず、44ページ、２款総務費、１項総務管理費、６目企画費の中のふるさと納税事業、委託料として宮古島観光協会に委託しているという説明がありましたけれども、この委託の事業内容、どういった事業な

のかというのを説明お願いします。

それと、50ページ、先ほどから出ている国県支出金等返還金ですけど、沖縄防衛局から求められたものではないということですけれども、それでは返還金の計算というのは宮古島市が行ったんですか。自ら申し出たということなので、返還金の計算まで市がやったのかということです。

それとあと、今説明した53ページ、私はこの財源が何かではなくて、この繰入金がどこに充当されているかと、右側の説明の事業の、という質疑だったので、よろしくお願いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

44ページのふるさと納税事業に関する委託先の件でございます。委託先は、宮古島観光協会となっております。業務内容につきましては、寄附者からの寄附受入れ、返礼品の購入、発送、開発、ふるさと納税に係る問合せ対応、ポータルサイトのシステム運用というふうになっております。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

返還金は、市のほうで計算して、これを沖縄防衛局のほうへ提示し、確認を求めた上で確定したものでございます。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

まず、この183万8,000円がどこに使われているのかということなんですけど、一応この事業は本年の８月に農産物加工施設内のエアコンが故障しました。４台が故障したんですが、これ緊急的に取り替えまして、その際、農産物加工施設の修繕費が不足となっていたことから、一旦一般財源の観光費施設管理費の委託料から一旦流用しております。今回、この農産物加工施設の基金から取崩しを行いまして、ここに一旦補填するという形で今回計上していることになります。

◎國仲昌二君

それでは、今のこの基金の繰入れからの充当ですけども、これはそれで財源振替という考えでいいかどうか、もう一度お願いします。

それと、50ページ、補助金の自主返納というのは、これはあり得ることなんですけど、これは要するに国が把握する前に市が把握して、これはまずいということで、先に、国がまだ知らないうちに先に報告して返納するというのはあるんです。でも、今回のように所管省庁、いわゆる沖縄防衛局が知っていて、知っているにもかかわらず市が自ら、先ほど言った返還金ですか、それの計算までして自主的に申し出て、それを沖縄防衛局が認めるということ自体が考えられないことではないかなと私は思うんですけれども、これ沖縄防衛局が認めたということなので、これ以上は言いませんけれども、通常そうした補助金の不正があったと、もし所管省庁ですか、があれば、これ厳しく検査が入ると私は思っているんですけども、今回こういうふうに所管省庁が把握しているにもかかわらず、宮古島市が申し出たから、宮古島市の返還額を調整して認めたというのは非常に問題があるのではないかなというふうに指摘しておきます。これ一般質問でやりますので、答弁はよろしいです。

では、１つだけよろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

53ページの商工振興費の183万8,000円ですけど、國仲昌二議員のおっしゃるとおり財源振替ということになります。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地　茜君

お願いします。お聞きしたいのが幾つかあります。

今回議案のほうに出ています、議案書24ページの議案第117号、宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての内容をまずお聞きしたいと思います。

それから、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）48ページ、３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、子どものための教育・保育給付交付金391万2,000円、処遇改善等の分かなと思っていますけれども、これも内容をお聞きしたいと思います。

それから、大きな予算減になっているもの、ほとんど聞かれて、質疑出ているんですけれども、１つだけ、52ページ、６款農林水産業費、３項水産業費、４目漁港建設費、14節工事請負費、漁港機能増進事業というのが2,970万円の減となっているので、これもお聞きしたいと思います。52ページです。

すみません、もう一件ありました。それから、50ページの返還金についてですけれども、報道のほうで７日に沖縄防衛局に関連文書を提出しというふうにございます。この関連文書と併せて沖縄防衛局からの通知、金額再確定通知書というのが出されたということですけれども、これに関しての資料の提出ができるかというところを確認したいと思います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時46分）

再開します。

（再開＝午後２時49分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の52ページです。６款農林水産業費、３項水産業費、４目漁港建設費の中の漁港機能増進事業の工事請負費でありますけれども、当初予算に保良漁港泊地しゅんせつ工事を計上しておりましたけれども、全額補正減となっております。水産庁の補助事業でありますけれども、漁港機能増進補助事業、これまで全国で予算額２億円程度ということで、沖縄県や宮古島市への配分が困難となったことで、他府県の事業で不用額等が発生した場合に再配分の調整があるということでしたので待っていたんですけれども、現時点でもう再配分は期待できないこと、仮に再配分があったとしても、年度内完了が困難と判断したため、全額補正減となっております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

まず、議案書24ページ、議案第117号、宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、概要を説明させていただきます。

本条例は、通称、こども誰でも通園制度の実施に伴う条例の制定でございます。こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としております。次年度、

令和８年度からの実施に向け、条例の制定を行うものでございます。

続いて、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）35ページでございます。17款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、２節児童福祉費補助金の子どものための教育・保育給付費県補助金391万2,000円でございます。この予算は、予算書32ページの国庫負担金、34ページの県負担金と同様で、乳幼児の心身ともに健やかな成長を助成するため、保育施設に給付費を支給し、乳幼児福祉の向上を図るための県支出金となっております。歳出予算増額に伴う予算の増額で、予算書48ページの３款民生費、２項児童福祉費、４目保育所費の説明欄の認定こども園運営費及び地域型保育事業運営扶助費に充当する予算となっております。昨年度より施設数の変動があったことや、公定価格が当初予算要求時よりも大幅に増額したことによる増額補正となっております。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）50ページの４款衛生費、２項清掃費、３目し尿処理費、し尿処理事務費の件ですが、ご質疑の沖縄防衛局とのやり取りした文書についての開示については、沖縄防衛局のほうに開示して問題ないかということを確認取ってから、できるだけ開示できるように調整したいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎下地　茜君

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）32ページの子どものための教育・保育給付交付金のほうなんですけれども、もう少し具体的にお聞きしたいなと思うんですけれども、処遇改善等で増えたのかなと思ったんですが、そうではない。当初見込みより増えたということなので、何か施設数が変動があったということは、施設数が単純に増えたということなのか、もう少しお聞かせください。

それから、保良漁港のほうなんですけれども、今回補正減をしていて、事業の見込みが立たないということなんですけれども、別の財源での検討を引き続きしていくという考えがあるか、お聞きしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今後につきましては、引き続き水産庁の予算獲得に向け調整を行いますけれども、ほかに補助がないかどうか、関係機関と調整しながら、早期に漁港機能の確保に努めていきたいと考えております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

子どものための教育・保育給付交付金の増額の理由でございますけれども、公定価格が当初予算要求時よりも大幅に増額したことによっての増額補正となっておりますけれども、令和６年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる人件費をプラス10.7％程度引き上げたことによるものでございます。

もう一つ、施設数の変動については、４施設から５施設、１施設増えたということになっております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎砂川浩平君

質疑２つあります。

市長の政策には、施設別行政コスト計算書を導入し、資産リストラを進めることがある。今回指定管理

を行う施設について、更新前にコスト計算や費用対効果の検証は行われたのか。

もう一つは、特に宮古島海中公園、議案第128号、宮古島海中公園指定管理者の指定についてなどの観光施設について、市長が掲げる稼ぐ力の強化や民間活力の導入という観点で、契約内容や仕様書に新たな成果目標は設定されていますか、伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

現在、本市で取り組んでおります、行政経営会議のほうで取り組んでおります資産リストラの取組の中でございますが、今回の指定管理に提案されている施設については、現時点でこの行政経営会議のほうには諮問はされておりません。

◎市長（嘉数　登君）

砂川浩平議員がご指摘のテーマは非常に大事なことだと思っておりまして、宮古島市、合併後、多くの公共施設を抱えております。老朽化した施設もございまして、これから新たなサービスを生み出していこうとした場合には、こういった公共施設を適切に管理していかないといけない、その一環として私、資産リストラが必要であるというような公約を掲げております。今回、行政経営課のほうでやっております行政コスト計算書に基づく検討というのは、総合管理計画という市全体の公共施設等について、例えばこれは廃止したほうがいいんではないかとか､そういった挙がっている喫緊の対応が求められる施設について、改めて行政コスト計算書を使って、ではどう処分していくのかというところを議論しており、今ご指摘の指定管理者については、これは廃止とか、そういう話では現在挙がっておりません。ただ、行政コストに見合った運営をしていかないといけないという観点はあろうかと思っておりますので、今後そういう視点も取り入れながら、しっかりと指定管理やっていきたいというふうに考えております。

◎砂川浩平君

稼ぐ力の強化や民間活力の導入と言っていますが、質疑でもずっと見直しの話ばかりをしていて、共に一緒に稼ぐ力をつけるためには、行政と民間が一緒にならないとやっていけないと思うので、見直すだけではなく、もっと未来のある話を進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）、52ページですか。農林水産部長、先ほど保良漁港の機能強化の件で、国、県の補助が得られないということで予算減額しているんですけど、この工事って、もう既に２回実施しているんです。沖のほうから掘り続けてきて、今回で最後の入り口のしゅんせつ工事だと私認識しています。これが今回予算がつけられないのでということであれば、先ほど財源を探してきてということなんですけど、これまで工事してきた、この実施してきたものが、もう本当に目の前まで来て、予算がつかないからって中途半端になるんではないかなと思うんです。そういう意味では、国、県の補助金がないから工事が実施できないではなくて、しっかり一般財源でも対応するような予算措置をしてもらいたいと、要望ですけど、その辺についてお答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今年度につきましては、補助の見込みがないということでありますけれども、次年度以降、補助の採択

に向けて、あるいは一般財源で対応できるのかどうかも含めて検討していきたいと考えております。

◎粟国恒広君

先ほども言いましたが、やはり数年にわたって工事実施しているんですよね。本当にこの工事、最後の工事かなと思います。そういう意味では、漁港の機能強化という、ここを使う漁民というのはやはりそこを最終的な水路の確保、それは一番大きな目標で、これ議会でも何回も取り上げて、やっと予算措置して、２回実施していますので、ぜひ県の予算、国の予算ではなくて、そこまで来たらやはり市の一般財源でも使って、最後まで工事完了させるように、要望ですけど、お願いしておきます。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第２、議案第104号から日程第31、議案第133号までの計30件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第104号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後３時02分）

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月10日（水）　　３日目

（一　般　質　問）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第３号

令和７年１２月１０日（水）午前１０時開議

日程第 １　 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月１０日（水）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時30分）

◎出席議員（２２名）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃	〃（１２〃）	仲間誉人〃
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）諸般の報告書

令和７年１２月１０日（水）

１２月　９日	嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、「議案第１３４号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）」、「議案第１３５号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について」、「同意案第９号、監査委員の選任について」の送付があった。
１２月１０日	開議前に議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、１２月１１日の一般質問の後、日程第２、「議案第１３４号」から日程第４、「同意案第９号」までの計３件の議案上程、説明、聴取、追加議案に対する質疑を行うこと。 「議案第１３４号」及び、「議案第１３５号」の２件については委員会付託を行い、最終本会議において処理すること。 また、「同意案第９号」については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。 なお、「議案第１３４号」及び、「議案第１３５号」に係る委員会の日は新たには設けず、一般質問のいずれかの日において、委員会を開催し審査することと決した。 以上

一　般　質　問　通　告　書

発言順位	1	議員番号	18	氏　　名	我如古　三　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．長引く物価高対策について ①長引く物価高で市民の生活に影響が出て、様々な分野において厳しい状況にある。一日でも早く安心して市民の日常生活を取り戻し、市民の暮らしを豊かにする市民生活支援と、家計の負担を軽減する施策について、全力で取り組む必要があります。とりわけ、本市の物価高対策の取組、見解を市長に伺う。 ②本市の物価高対策に対する国への要望等について伺う。 ２．住民の島外避難計画について ①国民保護計画の一環として検討を進める、住民の島外避難計画に係る、避難受入先となる九州地方４県の訪問成果について市長に伺う。 ②国民保護法に基づく武力攻撃予測事態想定の下、11月18日、住民が宮古空港から飛行機で島外へ避難する実地確認を実施した。以上を踏まえて伺う。避難計画の内容、今回の訓練における課題等について伺う。 ③小泉進次郎防衛大臣が11月22日本市を訪れ、嘉数登市長と面談し、緊迫化する安全保障環境を踏まえ、国の防衛体制強化に対する理解を求めた。以上を踏まえて伺う。面談における嘉数登市長から小泉進次郎防衛大臣に対する要望、支援策、及び防衛大臣からの回答について市長に伺う。 ④防衛施設周辺地域の住民福祉向上支援について ア．野原コミュニティーセンター建設について伺う。 イ．市道野原前方線の拡張整備に向けた支援策について伺う。 ３．医療体制の確保について ①本市の医療体制において、専門医の確保が厳しい状況にあります。確保に向けた取組について伺う。 ４．宮古島市自治会施設等ＬＥＤ化促進事業について ①自治会等が管理する公民館や防犯灯の電気料金負担を軽減する目的として、既存の照明器具をＬＥＤ照明へ交換する本事業について ア．今年度直近の活用状況について伺う。

	イ．自治会等からの要望について伺う。 ５．上野出張所の一時運用休止について ①旧上野庁舎は、食の地産地消と、六次産業化推進に向けて「宮古島地産地消振興センター」へと整備が進んでいる。以上を踏まえて伺う。整備に向けた直近における進捗状況と入居事業者の応募等について伺う。 ②開所日、供用開始時期について伺う。 ６．公共施設の維持管理について ①現在、旧市町村間で整備された類似施設の整理が、十分に進展せず、市の財政を圧迫している状況にある。市の公共施設等総合管理計画に基づき、売却、解体など適正な手続が必要と考えます。以上を踏まえて伺う。将来の財政負担軽減に向けた資産リストラの推進のための取組はどのようになっているのか伺う。 ７．危機管理監の設置について ①本市を取り巻く国際情勢や社会状況の変化、台風や地震等の大規模災害に迅速かつ的確に災害対応など危機管理に係る業務が、著しく増加していると考えます。危機管理体制強化に向けた危機管理監設置について伺う。
２．農業振興について	１．本市の農業従事者について ①2025年の「農林業センサス」（速報値）によると、自営農業を主な仕事とする全国の「基幹的農業従事者」が、５年前と比較して25%減少している。本市における「基幹的農業従事者」の推移、減少傾向の主な要因について伺う。 ②減少する傾向への今後の対策について伺う。
３．サトウキビ振興について	１．今期のサトウキビ生産量見込みについて ①今期のサトウキビ製糖操業が年内操業で本格的に始まった。今期は、少雨の影響による干ばつ被害の拡大が懸念された。２回目の生産予測調査を踏まえた生産量等の見込みについて伺う。 ②サトウキビ増産体制に向けた取組について 2026年産サトウキビの生産者交付金単価が、７年連続で据え置かれた。物価高で肥料代や燃料費などの生産コストは上昇し、農家の利益は目減りしております。また、資材や人件費が高騰する中、次世代のサトウキビ農家の生産意欲につながる行政の増産体制振興策が不可欠であります。本市の増産体制に向けた取組について伺う。 ③サトウキビ収穫機の今後の導入計画について伺う。

４．施設園芸振興について	１．施設園芸振興について ①沖縄型耐候性園芸施設整備事業の取組について 台風や塩害等、施設の老朽化が進み新たに投資するのが厳しく、支援により生産拡大につなげるために本事業の早期導入が望まれます。生産農家から緊急要請があった県への採択に向けた取組等について伺う。
５．道路行政について	１．市道名加山２号線の整備について ①市道名加山２号線は、大雨のたびに道路が冠水して通行に支障を来している。本路線は民家の正門前である上に、民家の居住者をはじめ、一般車両等の通行及び隣接している宮古観光農園への多くの来訪者、レンタカー等の通行に大きな支障を来している。早急な整備が求められている。現場の状況における当局の見解を伺う。 ②市民が泣き寝入りの状況を行政が見逃してはなりません。 早急な手だてが必要です。今年度内の整備ができないか伺う。
６．環境衛生について	１．産業廃棄物等中間処理施設の整備について ①官民協働による産業廃棄物等中間処理施設の産業廃棄物受入れ開始時期、取扱状況について伺う。 ②宮古本島内既存処理施設の取扱状況について伺う。
７．港湾事業について	１．クルーズ船受入れ施設借入金について ①クルーズ船受入れ施設の国から借り受けた９億9,680万円について伺う。 ②元金の償還（返済）年数の延長について伺う。 ③係船料の見直しについて伺う。 ④今後の寄港計画について伺う。
８．教育の振興について	１．小中学生の不登校について ①文部科学省の2024年度調査で県内の不登校の小中学生が過去最多の7,432人と前年度より419人増加している。不登校問題に対する教育長の見解を伺う。 ②本市における小中学生の不登校の実態について伺う。 ③不登校や登校できても教室に入れない児童生徒を対象に、学習支援を行う「校内自立支援室事業」によるスクールカウンセラー等の活用による取組の成果について伺う。

発言順位	2	議員番号	6	氏　　名	根　間　康　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発　言　事　項		要　　旨			

１．市長の政治姿勢について	１．小泉防衛大臣に国民保護計画に伴う住民避難支援を要望することについて ①国民保護計画では住民は九州地方の鹿児島県、熊本県、福岡県、宮崎県の４県15市町村に避難する理由について伺う。 ②沖縄本島への避難の有無について伺う。 ③台湾有事に対する市民への説明の必要性について伺う。 ２．宮古島市シルバー人材センター・宮古保護区保護司会・更生保護女性会・雇用主会拠点整備に関する要請について ①拠点整備の計画段階により各地域団体との協議の場を設け、活動実態及び利用実績に基づく必要面積、機能要件を整理していただきたい。当局の見解を伺う。 ②将来的な福祉機能の連携強化と市民サービス向上、施設運営の効率化を見据えた宮古島市内の福祉関連団体（宮古島市シルバー人材センター、宮古保護区保護司会、更生保護女性会、雇用主会他）が一体的に入居できる複合拠点施設整備方針を策定していただきたい。当局の見解を伺う。 ３．子供・子育て支援条例について ①少子化対策の取組をどう考えているか。 ②島の未来を担う子供たちの健やかな成長について具体的な取組や対策を行っているか伺う。 ③日本一、子育てをしやすい島を目指すのに他の都道府県の取組状況を参考にすることは考えているか伺う。
２．地下水保全について	１．水道水の飲料としての安全対策について ①現時点の水道水安全基準値について伺う。 ②地下ダムの水質汚染が問題視されています。当局の見解を伺う。
３．全日本トライアスロン宮古島大会について	１．令和５年第37回全日本トライアスロン宮古島大会の自転車競技中に起きた衝突事故について ①和解までに２年もかかった理由を伺う。 ②損害賠償額の総額とその内訳について伺う。 ２．ボランティアについて ①ボランティアは何人必要か伺う。 ②自衛隊へ増員参加の支援依頼が必要と考えます。当局の見解を伺う。
４．教育行政について	１．廃校になった学校の跡地や建物は現在、利活用に向けて検討が進められていることについて ①旧宮原小学校について、地域住民からは跡地利用に向けた期待が

	高まっています。今後の取組についての考えを伺う。 ②旧伊良部・佐良浜小学校について ア．旧伊良部小学校の民間への利活用が検討されていると聞いていますが、今後の取組についての考えを伺う。 イ．旧佐良浜小学校の民間への利活用が検討されていると聞いていますが、今後の取組についての考えを伺う。 ③旧来間小・中学校について、校舎の無償譲渡による民間事業者（浦添市の「ゆいまるプロジェクト」）の利活用計画が2024年３月定例会の文教社会委員会で無償譲渡は否決されたが、その後の利活用に関する取組について考えを伺う。 ④旧砂川中学校・城辺中学校について ア．旧砂川中学校の跡地、建物の利活用の方針が確定しているが、教育委員会以外の他部局や民間によって管理・運営されることが決まっている具体的な、活用内容をお教えください。 イ．旧城辺中学校の跡地、建物の利活用の方針が確定しているが、教育委員会以外の他部局や民間によって管理・運営されることが決まっている具体的な、活用内容をお教えください。 ⑤旧宮島小学校・旧福嶺中学校について ア．旧宮島小学校の跡地や建物は現在、利活用に向けて検討が進められているが、どのような状況かお教えください。 イ．旧福嶺中学校の跡地や建物は現在、利活用に向けて検討が進められているが、どのような状況かお教えください。 ２．旧平良市文化センターについて ①歴史ある跡地の桑の木・デイゴの木・黒木の伐採は地域の理解の下行ったのかお教えください。

発言順位	3	議員番号	10	氏　　名	狩　俣　勝　紀
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．農林水産行政について	１．圃場整備について ①狩俣白川原土地改良区再整備について ア．白川原土地改良区再整備要請の現況について伺う。 イ．再整備の予定について伺う。 ２．島尻バタラズ地区赤土流出について ①赤土流出対策について伺う。 ３．池間地区道路高木伐採剪定について ①製糖期大型ダンプ農道通行対策について

	ア．サトウキビ搬出作業時車両に当たる雑木の処理について伺う。 ②池間一周道路観光バス等通行対策について ア．道路にはみ出た高木が観光バス等のセンターラインオーバーの原因となり危険。除去対策について伺う。 4．大神島スロープ安全対策について ①半周道路末端のスロープ滑り止め対策について ア．観光客の増大する中スロープで転倒する事案が発生しており救急施設が不十分な離島での事故予防処置について伺う。 5．海中公園隣接施設改修について ①施設水門改修について ア．施設内は海水がよどんだ状態で使用されておらず施設活用に向けて水質の改善対策について伺う。 6．池間漁港に隣接するゼロ番地管理について ①除草等管理費用について ア．ボランティアでの機材提供、労力提供で除草作業等が行われており観光地としての景観維持費用対策について伺う。 ②団体等での管理運営について ア．計画的な管理景観維持確保のため団体への委託等について伺う。
2．教育行政について	1．沖縄県立宮古総合実業高校寄宿舎設置について ①宮古島市在の県立高校海事関係学科の充実について ア．沖縄本島においては同海事関係学科については希望が多く競争率も高い、宮古島内では定数に満たない状況が続いており海事関係の受験を希望する若者への門戸を開く対策について伺う。

発言順位	4	議員番号	13	氏　　名	砂　川　和　也
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．道路清掃について	1．道路清掃予算について ①年間スケジュールについて ア．高木伐採について伺う。 イ．街路樹清掃について伺う。 ウ．予算執行の計画について伺う。 エ．次年度以降の取組について伺う。
2．海浜行政について	1．新城海岸管理移管の進捗を伺う。

	２．県から管理権限が移管されている４つのビーチ（前浜ビーチ、中の島ビーチ、砂山ビーチ、吉野ビーチ）は県から予算は出ているか伺う。
３．給食行政について	１．小学校高学年の給食事情について ①給食の量は十分足りているか伺う。
４．福祉行政について	１．一時預かり事業保育所について ①令和８年度より行う支援拡充の事業内容を伺う。 ２．保育士就労支援助成金について ①申請件数を伺う。
５．防災行政について	１．防災士養成講座補助金申請件数を伺う。
６．市営住宅行政について	１．独り暮らしの高齢者世帯において大雨や台風等の対策が行えない高齢者の支援対策について、当局の対応を伺う。
７．都市計画行政について	１．大雨時に冠水する箇所が多数見られることが増えてきている中、市民からどこに問い合わせ、要望を挙げたらよいかとの声が多数聞かれます。当局の考えを伺う。
８．市や教育委員会が後援をしているイベント等について	１．市が後援をするイベント等の要件はあるか伺う。 ２．どのような要件を満たすことが条件か伺う。 ３．年間件数を伺う。

発言順位	５	議員番号	１	氏　　名	豊見山　貴　仁
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．地域行政について（伊良部地域）	１．伊良部島の牧山公園の整備について ①今年度の事業実施が見送られています。事業が見送られた背景を伺います。 ②次年度に当初予算への計上に向けた検討を行うと聞いております。現在の進捗状況をお伺いします。 ２．旧伊良部小学校について ①廃校後、そのままの状態となっていて施設の荒廃が目立ちます。旧伊良部小学校について、今後どのように対応していくかを伺います。 ３．旧伊良部町役場（伊良部庁舎）の跡地について ①旧伊良部町役場の跡地について、今後どのように対応していくかを伺います。 ４．佐和田の浜の周辺整備について ①トイレ、シャワー、あずまやなどの不具合が目立ちます。修繕について市の見解を伺います。

	５．佐良浜地区の防災集団移転促進事業について ①現在の進捗状況について伺います。
２．中小企業支援について	１．中小企業、小規模事業者について ①宮古島市の中小企業の企業数について伺います。 ②宮古島市の個人事業主を含む小規模事業者の数について伺います。 ③宮古島市が定義する「地元企業」について見解を伺います。 ２．宮古島市中小企業振興基本条例について ①宮古島市中小企業振興基本条例制定後の取組について８月27日に第１回中小企業振興基本会議が開催され、10月15日に市長へ意見書が提出されています。その内容について伺います。 ②この条例を基に、今後どのような取組を行っていくか伺います。
３．防犯行政について	１．離島（伊良部島、池間島、来間島）における防犯対策として、橋の周辺への防犯カメラの設置を検討できないか伺います。

発言順位	6	議員番号	12	氏　　名	仲　間　誉　人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．農業行政について	１．野そ被害について ①被害状況について伺います。 ②対策について伺います。 ２．ため池施設について ①遊休施設の件数を伺います。 ②今後の方向性について伺います。
２．漁業行政について	１．養殖事業について ①現在の養殖品目について伺います。 ②養殖事業における人材育成について伺います。 ③専門職員の配置について伺います。
３．福祉行政について	１．宮古島市内におけるＤＶについて ①発生件数について伺います。 ②宮古島市としての対応を伺います。 ２．伊良部老人福祉センターについて ①屋外への屋根付休憩施設を設置できないか伺います。
４．子供行政について	１．伊良部島児童館について ①指定管理者の選定方法について伺います。
５．教育行政について	１．結の橋学園プール建設について ①進捗状況を伺います。

6．道路行政について			1．道路行政について ①宮古島市管理の市道及び農道における道路街路樹・植栽の管理について伺います。		
発言順位	7	議員番号	11	氏　　名	前　里　光　健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発　言　事　項			要　　旨		
1．医療について			1．医療体制について 第２次総合計画において「宮古圏域の中核的病院である『県立宮古病院』への医師・看護師の安定確保に向けて関係機関と連携を図り、地域完結型の医療体制の構築に努めます。また、島外での治療を余儀なくされる難病患者等への支援の充実に努めます。」と記載されている。以上を踏まえて伺う。 ①近年、「県立宮古病院」主催の勉強会やシンポジウムが開かれており、今後宮古島における医療提供体制について現状維持することが厳しい状況と示されている。当局の見解を伺う。 ②本市の『医療提供体制の維持・強化』に向け、今後の具体的な対策について伺う。 ③第３次総合計画の中で医療体制の維持・強化に向けた具体的な計画を記載する必要があると考えるが当局の見解を伺う。		
2．教育について			1．学校規模適正化について 第２次総合計画の第２章１に「子どもたちの『生きる力』を育む学校教育の推進　施策の推進」に「学校規模適正化を推進し、老朽化に伴う改築など、学校施設の計画的な整備を進める必要があります。」との記述がある。以上を踏まえ伺う。 ①学校規模適正化の推進（小中一貫校の推進を含む）について、目標は達成されているか伺う。 ②学校規模適正化の推進（小中一貫校の推進を含む）を第３次宮古島市総合計画に明記し、今後も継続していく考えか伺う。		
3．福祉行政について			1．複合福祉拠点整備について 令和７年11月28日に勤労青少年ホームを拠点としている福祉団体（宮古島市シルバー人材センター、宮古保護区保護司会、更生保護女性会、雇用主会等）より『複合福祉拠点整備に関する要請』が行われた。この要請は、老朽化に伴い安全性を考慮した行政の公共施設等総合管理計画（個別計画）の中で示されている勤労青少年ホームの解体を行うため、市は当該団体に下地庁舎への移転を求めたことがきっかけとなっている。以上を踏まえ伺う。		

	①現段階で当該団体の拠点を市街地付近の代替施設に移転させる考えはないか伺う。 ②要請にある「市民の利便性向上に向けた市街地での複合福祉拠点施設」の整備について当局の考えを伺う。
４．デジタル行政について	１．行政のＤＸ推進・ＡＩの活用について 第２次総合計画（前期計画）において、「ＡＩ」のキーワードは明記されていない。しかし、今年度より職員による生成ＡＩの活用が始まっている。今後もデジタル技術を活用し、市民の利便性のさらなる向上と業務の効率化、結果を出せる仕組み・組織づくりに取り組む必要があると考える。以上を踏まえ伺う。 ①現段階でＡＩ導入による業務効率化の効果について伺う。 ②ＡＩチャットボットなど市民サービス向上に向けたＡＩ活用に関する今後の計画について伺う。 ③ＡＩを活用したＥＢＰＭ（ＥｖｉｄｅｎｃｅＢａｓｅｄＰｏｌｉｃｙＭａｋｉｎｇ／エビデンスに基づく政策立案）の導入について当局の見解を伺う。
５．水道行政について	１．上水道事業について 第２次総合計画において「上水道は、市民の日常生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインである」と記載されており、施策①「安全で良質な水を安定供給するため、水道施設の定期的な更新と水質検査を継続的に実施します。」と記されている。以上を踏まえ伺う。 ①老朽化した上水道管の更新計画について伺う。 ②老朽化した上水道管の更新予算額について伺う。 ③第３次総合計画でも上水道管の更新計画をしっかりと明記する必要があると考える。当局の見解を伺う。 ④実際に市民が利用する給水栓水（蛇口水）の水質検査の状況と他市との比較について伺う。
６．消防行政について	１．消防計画について 平成17年から令和６年にかけて、救急出動件数は2,291件から4,456件へと大幅に増加し（１日平均約6.3件から約12.2件への約２倍増）、年平均114件ずつ増加傾向にある。今後も救急要請の需要増が見込まれるが、合併後の人員適正化によって人員が減らされた状況があり、業務過多が慢性化している。以上を踏まえて伺う。 ①現在実施している消防力の適正配置等事業（消防力の適正配置を行う調査）の目的と調査内容について伺う。

7．学校給食費について	②調査結果を踏まえた今後の取組について伺う。 ③第３次宮古島市総合計画に消防体制の強化を明確に盛り込む必要があると考えるが当局の見解を伺う。 １．沖縄県による学校給食費無償化について 玉城康裕知事は2022年の知事選で、「学校給食費の無償化」を重要政策の一つとして掲げていた。県は2025年度から県内市町村立及び県立中学校に通う中学生の学校給食費無償化事業を予定していると発表したが、「段階的に進めていく」方針に転換し、現在は中学校を対象に給食費の半額を県が負担している状況である。 ①市長は県による給食費無償化の速やかな実施を強く求めるべきであると考えるが、当局の見解を伺う。

発言順位	8	議員番号	4	氏　名	砂　川　浩　平
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．働き方改革について	１．公務員の兼業解禁と週休３日制度の検討について ①現在、宮古島市における専門職、非正規職員の不足状況及び離職割合について、どのように現状認識されているか伺います。 ②他自治体や民間企業では、副業解禁、週休３日制、ジョブ学習などにより人材確保と能力開発を進めています。本市として、これらの取組を導入・検討する考えはあるか伺います。 ③兼業を認めることによる市役所組織への効果と、想定される課題について、見解を伺います。 ④制度化に向け、令和８年度より、人事制度改革プロジェクト（仮称）を設置することは可能か伺います。
２．教育行政について	１．子育てしやすいまちづくりについて ①市長は施策の重点に「子育て支援」を掲げていますが、現時点で実施されている取組と、その実現における最大の課題について伺います。 ②現行の支援が生活支援型に偏っている現状を踏まえ、挑戦型・成長支援型へと拡張する必要性について、どのように認識しているか伺います。 ③スポーツ・文化・芸能・学習支援を横断する、包括的挑戦支援制度への再設計について、検討の余地があるか伺います。 ④保護者・学校・クラブ・行政が迷わず利用できる、ワンストップ相談窓口を令和８年度中に整備､検討する考えはあるか伺います。 ２．スポーツを核とした地域づくりについて

	①過去に行われたプロスポーツチームのキャンプ受入れによる経済効果について、把握しているデータがあれば伺います。 ②今後のスポーツ施設の改修計画または新設予定について伺います。 ③スポーツアイランド宮古島の再構築と、国内外への発信に向けた可能性について伺います。
3．地域資源の活用による地域活性化と自律的運用について（新城地区をモデル地区とした検討）	1．観光資源の整理と活用方針について ①各地域が持つ独自の文化・風景・空気感について、市としてどのように認識し、観光振興政策に位置づけているか伺います。 ②観光客が地域特性を理解し、評価しながら滞在する仕組みについてどのように考えているか伺います。 2．新城海岸の管理モデル化について ①新城海岸を宮古島市初の「管理型観光モデル地区」として指定し、実証事業として取り組むことは可能か伺います。
4．幽霊人口の把握と市民サービスの適正化について	1．幽霊人口の把握と市民サービスの適正化について ①市内に居住しているものの住民票登録がない、いわゆる「幽霊人口」の規模について把握しているか伺います。 ②住民登録を行わないことにより、水道、道路、ごみ処理、教育、医療などの行政サービス負担に影響している現状をどのように認識しているか伺います。 ③未登録者へ住民票移動を促す取組や制度設計を行っているか、また「メリットを伴う参加型制度」として検討する考えはあるか伺います。
5．景観条例と土地利用計画の見直しについて	1．景観条例の評価について ①宮古島市では近年、建設需要の高まりや観光客増加に伴い、町並みや景観の変化が加速しています。本市の景観条例が現状の課題や変化に十分対応できているか、行政としてどのように評価しているか伺います。 ②景観は観光資源であり、同時に住民の生活価値でもあります。宮古島らしさを守りながら都市機能を整えるため、条例の改正または運用改善の必要性について、現時点での認識を伺います。 2．ゾーニング（用途地域指定）の必要性について ①現在、島の土地利用は住宅、商業、観光、農地、自然保全が混在している状況がありますが、将来人口や観光需要を踏まえた、用途地域指定やゾーニングの再整理を検討する考えはあるか伺います。

	②適切なゾーニングを行うことで、土地利用の安全性・住環境の質・都市機能の合理化に加えて、土地評価の安定性にも寄与すると考えられますが、この点についてどのように認識されているか伺います。 3．持続可能な財政基盤としての土地活用について ①ゾーニングにより土地の利用方針を明確化し、公共インフラ投資効率の向上や土地評価の適正化を進めることで、中長期的に安定した財政基盤をつくることが可能と考えます。この点について、市長の見解を伺います。 ②また、土地評価が適正化されることで、固定資産税が結果的に安定し、持続可能な行政サービス提供につながると考えられます。こうした都市計画・景観保全と財政の連動設計について、検討する意向があるか伺います。

発言順位	9	議員番号	3	氏　名	大　城　　仁
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．地域行政について	1．空き家対策について ①空き家リユースサポート事業について ア．具体的な事業内容について伺います。 イ．調査結果について伺います。 ②空き家等管理活用支援法人について ア．指定された法人の具体的な業務内容について伺います。 イ．指定先の選定理由について伺います。 ③空き家バンクへの登録状況について伺います。 ④令和６年度の空き家に関する補助事業の実績について伺います。 ⑤今後の空き家利活用について、市の方針を伺います。 2．住宅供給状況について ①本市における単身者向け住宅の戸数を伺います。 ②地域ごとの高齢者単身世帯数を伺います。 ③市営住宅の入居状況について ア．間取りごとの戸数について伺います。 イ．入居者の世帯人数別の世帯数について伺います。 ④今後の住宅の需給バランスについて市の見解を伺います。 3．ふるさと納税について ①納税者（寄附者）の活用コース指定について伺います。 ②企業版ふるさと納税の使途の指定について伺います。

	③市担当部署と委託事業者の業務分担について伺います。 ④納税額の推移について伺います。 ⑤ふるさと納税を活用した事業について、その選定基準を伺います。 ⑥今後のふるさと納税活用方針について伺います。 ４．ごみ収集業務について ①委託料の算出方法について伺います。 ②業務見直しの取組について伺います。
２．医療行政について	１．医療人材の確保について ①本市における医療人材の確保の必要性について、市の見解を伺います。 ②人材確保に向けた取組について伺います。 ③令和７年度施政方針で定めたエッセンシャルワーカー向けの定住促進分譲地や賃貸住宅の整備について、検討結果を伺います。
３．教育行政について	１．選手派遣費補助金交付事業について ①事業の必要性について当局の見解を伺います。 ②令和８年度の方針について ア．国や県の補助事業活用を検討されているか伺います。 イ．拡充や見直しについての検討がなされたか伺います。 ③申請方法の見直しについて伺います。 ２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について ①進捗状況を伺います。 ②今後の取組について伺います。

発言順位	10	議員番号	7	氏　　名	富　浜　靖　雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業について ①宮古から多良間区間の離島割引運賃について ア．宮古島市民が対象外の理由について伺う。 イ．多良間出身の宮古島市民が利用できるようにできないか伺う。 ２．宮古空港の駐車場について ①満車情報を事前にお知らせできないか伺う。 ②駐車場の拡充について伺う。 ３．市内の飲食店での島民割について ①島民割引の状況を把握しているのか伺う。 ②島民割引を実施しているお店を紹介できないか伺う。

２．教育行政について	１．校務支援システムについて ①県内統一の内容を伺う。 ②現在のシステムとの整合性について伺う。 ２．放課後児童クラブの入所について ①入所できない児童の人数把握について伺う。 ②今後の対策について伺う。
３．福祉行政について	１．国民健康保険税の賦課方式について ①４方式での課税について ア．沖縄県内で資産割がない３方式で課税している市について伺う。 イ．沖縄県が３方式での運営方針をうたっている理由を伺う。 ウ．今後、宮古島市において３方式での運用の考えはあるのか伺う。
４．建設行政について	１．平良馬場市営住宅について ①駐車場について ア．入居者の割当てについて伺う。 イ．駐車料金の徴収について伺う。
５．環境行政について	１．飼い犬のマナーについて ①飼い主がリード着用を怠った場合の事故について ア．行政の対応について伺う。

発言順位	11	議員番号	22	氏　　名	下　地　　茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．医療行政について	１．離島における医療集約化及び離島患者等通院費支援について ①離島医療体制について ア．大学病院及び県立病院により、がん医療について専門治療の島外での集約方針が示されている一方、現状維持との説明もあったところ、市民からは乳がん検査を含む診断検診の段階においても島外受診を勧められる事例が報告されている。本件に関する今後の方針を伺う。 イ．腎臓内科専門医の確保状況について、市として把握している事実関係、特に透析患者を含む医療提供体制への影響の見込みについて、本市の見解を伺う。 ②離島患者等通院費支援について ア．渡航医療費助成制度における付添人要件について、医師が必要と認めた場合であっても、内縁関係者や、介助要件に該当し

	ない社会的必要性（手術時の付添い要請、精神的不安定等）が対象とならない現行運用について、本市として制度見直しの必要性を認識しているか伺う。 イ．医療体制集約化、及び宿泊税導入による住民負担の増加を踏まえ､本市渡航医療費助成制度の要件緩和や対象拡大について、制度改正の検討状況を伺う。
２．保育行政について	１．こども誰でも通園制度について ①来年度より導入予定のこども誰でも通園制度について本市の状況を伺う。 ア．こども誰でも通園制度について、本市は９月までに市内保育施設へアンケートを実施したとのことであるが、その結果を踏まえ､本制度における公立園を含む本市の導入見込みについて、現時点の見通しを伺う。 イ．制度開始に向けた本市の準備状況について伺う。特に、市内全施設に対する説明方法、開始後の研修・伴走支援体制など、今後の対応方針を示されたい。 ウ．制度利用に係る利用者周知の方法及び方針について伺う。 エ．制度開始後の検証と改善に向けた体制について伺う。 利用実績の把握方法、保育施設及び利用者への定期的な意見聴取の実施予定の有無、並びに必要に応じ制度運用改善を検討する協議の場の設置について、本市の考えを示されたい。 オ．制度運用に当たり、利用調整や制度相談への対応強化の観点から保育コンシェルジュの配置や同等機能を担う人材確保を求めてきたところであるが、人員体制の強化を検討する考えの有無を伺う。
３．農林水産業行政について	１．水産業振興について ①浜の活力再生プランについて ア．浜の活力再生プラン（令和５～９年度第２期）について、本市として、本制度をどの段階で整理し、漁業協同組合等関係者との協議を再開するか、現時点での進行方針を伺う。 イ．浜の活力プランを進めるに当たり、本市交付要綱について制度要件との整合整理が必要と考えるが、必要性の認識の有無、改定または新設に着手する時期など、本市としての今後の対応を伺う。
４．公共交通行政について	１．生活路線バスについて ①生活路線バスの利用促進及びサービス向上のための取組について

	ア．生活路線バスの利用促進について、特に利用需要のあると思われる宝塚医療大学との協議状況を伺う。 イ．デマンド交通の案内、利用促進に関する本市の取組状況について伺う。 ウ．バス運行の人員不足を理由とする現行ダイヤ拡充困難の状況について、本市として要因分析を行っているか伺う。
５．地域行政について	１．自治会管理の公民館について ①価格高騰対策交付金を活用した公民館ＬＥＤ化支援について ア．本事業では不用額が生じ、当該財源が別事業に振替活用されている。他方、本市は上限額を100万円とし、実際に必要額が100万円を超える公民館では申請内容を縮小した事例が生じている。このような事例について、本市の把握の有無を伺う。 イ．今回の制度運用により、公民館ＬＥＤ化について一部が未整備のままとなり､今後の負担は自治会に求められることになる。未整備箇所に対する追加支援の検討状況、または既存制度で対応可能か、今後の具体的方針を示されたい。 ２．コミュニティー施設について ①新たに建設予定のコミュニティー施設について ア．既に公民館が存在する区域において、二施設目となるコミュニティー施設を整備する必要性について、本市の整理と判断根拠を伺う。 イ．当該施設整備に係る補助率引上げについて、「防衛省に要請すれば補助率を引き上げられる。」との提案は本市から行われたもので間違いないか伺う。 ウ．既存公民館においては、維持費は自治会負担、修繕費は本市予算により申請方式で支援が行われ、また固定資産税は非課税となっているところである。本施設がこれらと同一の取扱いとなるのか、現時点の方針を伺う。 エ．本施設には防災機能を付与するとの説明があるが、その性質を踏まえるならば、現行公民館と同様に修繕費については市の公民館修繕費枠で対応すべきではないか、見解を伺う。
６．国民保護について	１．国民保護計画について ①本市が実施した、国民保護住民意見交換会（オープンハウス型）について ア．寄せられた市民からの意見・質問等について、本市としてどのように整理し、今後の計画や関係機関との協議に反映してい

	くか、伺う。 イ．市民からどのような意見があったか詳細について、説明会参加者と行政の間だけにとどまる場合、市民から「市側の判断で取捨選択されるのではないか」との懸念が寄せられている。件数の整理、主な意見区分、対応方針の有無など、検討状況をウェブサイト等で共有する形で透明性を担保すべきと考えるが、本市の対応について伺う。 ２．特殊標章の交付について ①平良港は住民避難の主要拠点である一方、国の特定利用空港・港湾に指定され、平素より自衛隊が利用する施設となっている。しかし、国民保護計画及びジュネーヴ条約の軍民分離原則との整合性、特殊標章掲示の可否、軍事利用と住民避難の優先関係等について、国の説明は依然不確である。ついては当該施設の位置づけと住民保護の実効性確保について、自治体としての見解を伺う。 ア．有事における特殊標章について、本市として、平良港に掲示するか、伺う。 イ．国際人道法であるジュネーヴ条約第一追加議定書における基本原則では、軍と民間は混在してはならない（第四八条）とされ、文民保護については「一切の軍事上の任務をおこなわないこと」（第六七条）とされるため、本市の空港・港湾においても、国際法上、有事において、国民保護と軍事行為を併存させることはできない。特に避難経路に指定される平良港において、国防上の運用が国民保護措置を制限することがないと言えるか、伺う。 ウ．特定利用空港・港湾において、本市では平良港の指定を受け入れてきたところであるが、平時から自衛隊の利用実績のある空港・港湾が、有事に非軍事目的施設と主張し得る国際法上の根拠を、自治体としてどのように把握し、安全性を担保しているのか伺う。

発言順位	12	議員番号	5	氏　　名	平　良　恵　泰
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．農業行政について	１．農業行政について、宮古島市全体での現時点における取組と、今後の展望についてお伺いします。 ２．令和５年９月公表の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について（以降、「当構想」と表記する。）

	①第１の１記載の高収益の作目・作型とは具体的にどのような品目かお伺いします。 ②新規就農者数の現状について 令和４年の新規就農者数は48人と記されており減少傾向にあります。しかし、第２次宮古島市総合計画後期計画（令和４年度～令和８年度）では、令和２年度73人から令和８年度77人となっており、当構想において大幅な修正がありましたが、その理由・要因についてお伺いします。 ③新規就農者数が減少傾向の中で、「従来からの基幹作物であるサトウキビや施設園芸作物の産地として生産量の維持・拡大を図っていく」（Ｐ３）、と記されていますがサトウキビを中心とした目標設定は最適かお伺いします。 ④第２の指標（Ｐ４～７）について、優良事例の品目が、サトウキビ、葉タバコ、カボチャ、ゴーヤー、トウガン、マンゴー、サヤインゲンの品目しか記載がありませんが、優良事例としてその他の品目を営農している個人・団体農家はいるかお伺いします。 ⑤新規の集約的作目導入を図るため、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で、サトウキビと組み合わせて複合経営として発展に結びつける（Ｐ４）、と記されておりますが現時点での戦略的振興作目をお伺いします。 ３．戦略的振興作目としての稲作について ①サトウキビ中心の農業の将来性についてお伺いします。 ②沖縄県内での稲作についての事例について、宮古島市として情報を収集したことがあるかお伺いします。 ③稲作の可能性について、今後、調査を行う可能性について見解をお伺いします。 ４．第２次宮古島市総合計画後期計画（令和４年度～令和８年度）第４章について ①施策一覧にある、新たな拠点産地品目の認定へ向けた取組についてお伺いします。
２．地産地消について	１．宮古島市における、現時点での地産地消についての取組についてお伺いします。 ２．地産地消コーディネーター活動報告会（令和７年８月５日）について ①当局の活動により、第２次宮古島市総合計画後期計画（令和４年度～令和８年度）に掲げていた、学校給食における地産食材利用

	率を当報告会時点で達成しています。その要因をお伺いします。 ②今年度の見込みとして、令和８年度の目標を伺います。 ③今後の宮古島市産食材の利用率向上を図るための方向性として、学校給食以外の地産食材活用推進や具体的な取組があればお伺いします。 ④今後の宮古島市産食材の利用率向上を図るための方向性として、野菜主要５品目の生産拡大の推進とあります。現時点で具体的な取組があればお伺いします。 ⑤農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にある６．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標に、野菜主要５品目を加えてより生産拡大を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。 ３．卸市場について ①宮古島市において、野菜を中心とする青果物は現在どのような物流経路で、小売店舗・飲食店・ホテル等各事業者に供給されているか、宮古島市としての見解を伺います。 ②青果物の流通において、生産者・消費者（事業者含む）からの課題はどのようなものがあるか伺います。 ③今後、地産地消を推進する上で、生産だけでなく物流体制の整備が必要だと思いますが、見解を伺います。 ④これまでの質問を踏まえて、青果卸市場について、宮古島市の見解を伺います。
３．港湾について	１．港湾施設整備について現状の取組、今後の展望をお伺いします。 ２．第２次宮古島市総合計画後期計画（令和４年度～令和８年度）に掲げております、小型船だまりを含む港湾関連用地の整備についてお伺いします。

発言順位	13	議員番号	8	氏　　名	狩　俣　勝　成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．宮古島市景観計画について ①宮古島市景観まちづくりに関する地域住民意見交換会について ア．市民からはどのような意見があったか伺う。 イ．建物の高さについての意見の内容について伺う。 ウ．宮古島市景観条例の見直しに向けて、今後の取組について伺う。 ②第３回宮古島市景観審議会の結果について

	ア．上野字宮国のホテル計画が不承認となった理由を伺う。 イ．審査結果を踏まえ、今後の事業者への対応について伺う。 ２．地域懇談会について ①昨年度の地域懇談会で出た課題への取組の成果について伺う。 ②今年度の地域懇談会で出た、主な要望内容について ア．どのような要望が多く出たのか伺う。 イ．多くの要望に応えるには、予算の確保が必要だと思うが予算化に向けた取組について伺う。 ３．南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備について ①九州市長会総会での審議結果について伺う。 ②今後の要請活動の予定はないか伺う。
２．農業行政について	１．肉用牛の生産頭数について ①宮古家畜市場での、今年の月別の子牛の上場頭数を伺う。 ②家畜の改良を促進するための補助事業の活用により、徐々に優良母牛が生産されているように思います。今後は増頭に向けた取組が必要です。増頭に対する支援の考えはないか伺う。 ２．上野資源リサイクルセンターについて ①畜産農家から、牛ふんの引取りをお願いしているが、日数を要している。現状について伺う。 ②要因について伺う。
３．道路建設行政について	１．新総合体育館建設について ①進捗状況について伺う。 ②施設の基準について伺う。 ２．市道Ｂ―59号線道路拡張整備について ①この道路は、令和３年５月に要請し、令和８年度以降の採択になる見込みと回答を得ているが、地域懇談会では令和13年度になるとの説明があった。今では、道路沿いまで建設が進み、用地買収やカーブの修正に影響が出るものと考えるが早期の整備はできないか伺う。
４．環境衛生行政について	１．ごみ収集運搬業者の働き方改革について ①週５日勤務になるように、収集回数の見直しはできないか伺う。

発言順位	14	議員番号	19	氏　　名	平　良　敏　夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の市政運営について	１．宮古島市新総合体育館について

	①タイムスケジュールについて ②地下シェルターについて ア．予算の内容について伺う。 イ．構造の詳細について伺う。 ２．民間のシェルター建設について ①民間住宅建設時の地下シェルターに防衛省補助について ３．市民プールについて ①市では市民プール建設の検討はしているか ②建設検討委員会で調整中と聞いたが、メリット、デメリットの調査をまとめて判断するとした。メリットとデメリットの内容について ③判断はいつの予定か ４．人口自然増減数が悪化していることについて ①死亡原因について ②平均寿命・健康寿命について、類似自治体との比較について ５．特定健診について ①受診率について ②啓発について ６．農業行政について ①農薬・肥料補助について ②宮古島市の農薬使用量について ア．全国平均・県平均と比べて（１アール当たり） ③ネオニコチノイド系農薬の使用量について ７．観光行政について ①市の2024年度観光収入額は、前年比180億円増の1,073億円となっている。1,073億円の行方はどこか伺う。 ②そのうち何%が宮古島市にとどまり市民に還元されているか。 ③観光収入が宮古島市民に還元されるためには、どのような施策が必要と考えるか。 ④市観光商工課は、量から質への転換が必要としているが具体的にはどういうことか。 ⑤量から質へ転換すると、市民に還元されると考えるか。 ８．学びの森について ①南側のトイレ設置について ②北側の再整備について ９．平良上原市営住宅建設について

	①タイムスケジュールについて ②現在住んでいる世帯は何世帯か。 ③退去はどうなっているか、どこに転居するか。 10．新し尿等処理施設補助金返還について ①施工業者に損害賠償を求めるか。 ②担当職員の処分はあるか。 ③これからの防衛省補助金に影響はないか。 11．市営住宅入居条件緩和について ①市営住宅入居条件を示してください。 ②新婚世帯、子育て世帯を応援する大胆な規制緩和をすべきではないか。

発言順位	15	議員番号	2	氏　名	池　間　　仁
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席

発　言　事　項	要　　旨
１．農業振興行政について	１．農政課の体制について ①各係の業務内容について伺う。 ②各係の事業内容について伺う。 ２．農産振興係について ①係において、サトウキビ事業に関わる事業の割合について伺う。 ②サトウキビ新植夏植促進事業について伺う。 ア．事業目的について伺う。 イ．事業対象機械について伺う。 ウ．事業効果について伺う。 エ．事業費の適正について伺う。 オ．事業効率化（事業を統合）について伺う。 ３．各製糖工場における副産物（バガス、葉がら等）について ①各工場内の取扱状況について伺う。 ②副産物の利活用について市の見解を伺う。 ③副産物の圃場への還元がもたらす、地下水保全との関連についての市の見解を伺う。 ④製糖業関係機関との永続的な組織の構築について、市の見解を伺う。 ４．サトウキビ産業の経済効果（ハード・ソフトを含む）について市の見解を伺う。 ５．サトウキビ産業に特化した業務係への移行について ①今般のサトウキビ環境状況や当局の事業体制及び事業内容を鑑

	み、農産振興係をサトウキビ係（仮称）への移行について市の見解を伺う。
２．子育て支援について	１．日本一子育てしやすい島を目指し、４月24日に宮古島市子育て支援宣言を行いました。この間の取組について伺う。 ２．宮古島市子育て支援条例（仮）について進捗状況を伺う。 ３．出産祝金について ①市の支援取組について伺う。 ②昨年度の事業実績を伺う。 ③今般の社会情勢において、子育て環境が厳しさを増す中出産祝金の支援強化について市の見解を伺う。 ４．０～２歳保育料無償化について ①今般の社会情勢において、子育て環境が厳しさを増す中０～２歳保育料無償化について市の見解を伺う。 ②宮古島市子育て支援条例（仮）に、保育料無償化を明記する考えについて市の見解を伺う。
３．観光行政について	１．オーバーツーリズムについて市の見解を伺う。 ２．クルーズ船観光における、メリットとデメリットについて市の見解を伺う。 ３．観光客数の増加の一方で、観光収入額が市民に還元されてないことが大きな課題と報道されていますが、具体的な課題について市の見解を伺う。 ４．今後の観光について、量から質への転換について市の見解を伺う。
４．教育行政について	１．廃校学校跡地施設について ①廃校後の実情について伺う。 ②廃校後の維持管理について伺う。 ③廃校施設の今後の利活用について ア．学校施設跡地の有効的利活用などの個別計画について市の見解を伺う。 イ．施設跡地の、宮古島版活性計画プロジェクト（仮称）の取組について市の見解を伺う。
５．水産振興行政について	１．水産業の取組について ①水産業の多角化等の取組について市の見解を伺う。 ②漁港施設の既存施設を含む、計画的な整備について市の見解を伺う。

発言順位	16	議員番号	17	氏　　名	下　地　信　広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．マスターズ陸上競技大会において宮古島市の亀濱敏夫さんが100歳100メートルクラスで26秒74の世界記録を樹立いたしました。100歳となると普通､介護や病院にお世話になっている年齢だと思いますが、自分の足で走って世界記録を樹立したことは宮古島市民の誇りであると思います。 　氏の功績をたたえ、市民に健康寿命や健康生活への意識づけするための絶好のチャンスだと思いますので、健康保険や介護保険に携わる部署において、この機会を活用する施策を計画すべきではと考えますが当局の答弁をお伺いいたします。 ２．嘉数市長の一連の要請活動についてお伺いします。 ①11月28日の沖縄県保健医療介護部、病院事業局への要請内容についてお伺いいたします。 ②国土交通省へのスマートレーン設置要請の成果について手応えをお伺いします。 ③名桜大学への地域推薦枠についてどの人材を求めているのか具体的に説明をお伺いします。 ３．職員の適材適所配置についてお伺いします。 　６月の定例会でも触れましたが、宮古島市一般廃棄物処理施設設備及び管理に関する条例によると、第３条、市は一般廃棄物処理施設の運営及び管理を行うため廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条１項の規定により技術管理者を置く。となっていますが条例に基づいて技術管理者を設置しているのかお伺いします。 ４．先島有事避難計画について ①嘉数登市長の島外避難計画について九州地方の４県を訪問していますがどのような成果があったのかお伺いします。 ②避難計画に優先順位はあるのか重度障害者等個別避難について人数は把握しているのかお伺いします。 ５．従来の保険証期限切れに伴う市民からの問合せについて現状を伺う。 ６．し尿等処理施設の不適当な事務処理について伺う。 ７．伊良部自治会、仲地自治会七夕運動会会場（塩田公園）のあずまやの整備状況について ８．宮古製糖株式会社伊良部工場の操業期間短縮について対策をお伺いします。

	9．佐和田の浜のあずまや劣化に伴う処理についてお伺いいたします。 10．旧宮古島市中央公民館の敷地内に雑木や雑草が繁茂し幽霊屋敷状態になっている。今後の対応について伺う。
2．指定管理について	1．サシバリンクスの指定管理後の指導状況についてお伺いします。
3．スポーツ施設について	1．下地陸上競技場3,000メートル障害物競走の水濠が埋め立てられたところにサトウキビが何本か見受けられますが宮古島市の許可を取って埋めたのかお伺いします。

発言順位	17	議員番号	20	氏　　名	粟　国　恒　広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．県立宮古病院の医療体制について 2．宮古島市消防本部と陸上自衛隊宮古島駐屯地との各種災害対応合同訓練等の協定について 3．台湾有事や国民保護における島外避難計画の避難手順の確認について 4．防災危機管理部署への、地域防災マネージャーを取得している退職自衛官の採用について 5．本市の情報公開制度について 6．旧平良庁舎利活用計画の進捗状況について 7．市職員の人事異動での業務引継ぎの対応について 8．令和７年度宮古島市地域懇談会後の取組について 9．港湾緑地等施設整備事業について
2．教育行政について	1．学びの基礎力アップ事業について ①この事業でどれだけの学力や検定受験率が改善されたか。 （学びの基礎力アップ事業の実績報告） ②検定受験支援において各種科目に係る補助支援の対象範囲の拡大について 2．不登校児童生徒に対する今後の対応について
3．農林水産行政について	1．竹アラ地区の土地改良事業について 2．狩俣地区の堆肥製造施設補助事業について ①施設設置工事の随意契約について ②有機質肥料を地域の力で製造し圃場へ運搬・散布等を行う地域循環型の地力アップ計画事業の今後の取組について 3．宮古地区モズク生産網の補助事業について 4．漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律に基

	づく港湾環境整備計画制度について
４．農業委員会行政について	１．宮古島農業振興地域整備計画で、久松久貝スキラ地区の土地区画整理事業導入計画の検討について ２．農地法関係許可申請添付書類について （農地法第４条・第５条共通必須書類の残高証明、融資証明等について） ３．農業委員会の用途変更基準と農政課の農振除外の基準について ４．登記上の地目畑と現況の用途変更の見直し基準について
５．水道行政について	１．水道需要に対する取組について （海水淡水化施設の導入の検討について） ２．ホテル関係の給水協議について

発言順位	18	議員番号	15	氏　　名	狩　俣　政　作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．教育行政について	１．ヤングケアラーについて ①支援の状況について ア．その後の啓発等の状況について伺う。 イ．再調査について伺う。
２．市民生活行政について	１．県立宮古病院の医療体制について ①不足している専門医及び看護師の確保について伺う。 ２．島外への治療、通院にかかる渡航費について ①今後の対策について伺う。 ３．重度心身障害者のショートステイについて ①本市及び本島（那覇市）でショートステイができない状況について伺う。 ４．宮古島市での薬物問題について ①本市の薬物問題の現状を伺う。 ②今後の対策を伺う。 ５．平良馬場市営住宅横の保育所跡地について ①跡地から発生する虫や蛇が市営住宅内に侵入し、また野良猫も繁殖し、近隣の保育所でも蚊が多く発生し園児を屋外で遊ばせられない状況。早急な対策を伺う。 ６．城辺福里市営住宅のごみ置場と玄関前のドアの修繕について ①城辺福里市営住宅Ａ棟は１階に保育所がある構造のためごみ置場がなく、歩道にごみを置いている状況。ごみ置場を設置できないか伺う。

	②10年以上前の台風で玄関前ドアが壊れた状態になっている。防犯上の観点からも早めの修繕ができないか伺う。 7．スタートアップ事業について ①本市でもスタートアップ事業ができないか伺う。
3．環境行政について	1．ごみ収集委託業者について ①意見交換の内容について伺う。 2．本市の廃タイヤの状況について ①廃タイヤの利活用について伺う。 3．ビーチの利用について ①新たな条例の制定について伺う。

発言順位	19	議員番号	14	氏　名	山　下　　誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
1．市長の政治姿勢について	1．法定外目的税について ①宿泊税の導入について ア．市の単独補助に関する当局見解を伺う。 2．環境衛生行政について ①し尿等処理施設建設事業について ア．補助金返還の経緯について伺う。 イ．再発防止策について伺う。 3．公共工事の入札について ①随意契約について ア．随意契約を結ぶ根拠について伺う。 イ．公平性、透明性の確保について当局の見解を伺う。 4．教育行政について ①児童生徒の派遣費補助事業について ア．制度設計の在り方について伺う。
2．財政運営について	1．令和６年度決算状況について ①決算収支及び財政指標について ア．市町村決算の概要を踏まえた当局の見解を伺う。 イ．財政健全化策を伺う。
3．福祉行政について	1．介護事業について ①島内における介護事業所について ア．介護事業所の現状について伺う。 イ．介護職従事者の現状について伺う。 ②市の施策について

	ア．持続可能な介護事業について当局の見解を伺う。
４．教育行政について	１．校舎改築事業について ①西辺中学校改築事業について ア．グラウンドの原状回復について伺う。 イ．校舎と体育館をつなぐ渡り廊下について伺う。
５．農林水産業の振興について	１．基幹作物について ①サトウキビ生産の現状について ア．今期生産見込量について伺う。 イ．国の交付金について伺う。 ②基幹作物の位置づけについて ア．サトウキビと双璧し得る新たな品目の創出について当局の見解を伺う ２．水産業振興について ①養殖事業について ア．養殖事業に関する市の取組について伺う。
６．農地行政について	１．農地法及び農業振興地域の整備に関する法律について ①違反行為に関する対処について ア．農業委員会及び農林水産部による行政指導と現状について当局の見解を伺う。 イ．今後の方針について農業委員会及び当局（農林水産部）の見解を伺う。

発言順位	20	議員番号	9	氏　　名	下　地　信　男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発　言　事　項	要　　旨
１．市長の政治姿勢について	１．第３次宮古島市総合計画策定について ①変化の激しい社会において長期的に定める基本構想の意義について市長の見解を伺う。 ②市職員が業務を進めるに当たって宮古島市総合計画はどのように活用されているか伺う。 ③平成23年度に地方自治法が改正され、基本構想の策定義務が廃止され、自治体は独自の手法により、行政運営計画を定めることができるようになった。本市では第２次基本構想が令和８年度に終了する。今後の行政運営計画については、独自性を発揮し、実施事業も含めて市民にも分かりやすい形で策定していただきたい。市長の見解を伺う。 ２．令和６年度決算について

	①令和６年度一般会計歳入歳出決算審査意見書において、経常収支比率が令和５年度91.6％から97.6％と6.0ポイントも大幅に増加し、経常経費の抑制に努めることが求められているが、講じる方策について伺う。 ３．行政連絡員の事務委託料の増額改定について ①去る６月定例会において、事務委託料の増額を要望する質問に対して、当局は昨今の物価高騰に伴う委託料の増額については検討の必要性があると答弁している。検討結果について伺う。
２．市職員の採用・評価等について	１．職員採用について ①職員採用の方針について伺う。 ②採用試験への応募者数について伺う。 ③技術職の採用について伺う。 ２．職員の人事評価について ①人事評価の方法について伺う。 ②評価結果の活用について ３．ラスパイレス指数について ①本市のラスパイレス指数について伺う。
３．観光行政について	１．観光収入額について ①令和６年度の本市における観光収入額は1,072億9,600円と初めて1,000億円を上回った。そこで以下について伺う。 ア．過去５年間の観光消費額の推移について伺う。 イ．本市への経済波及効果について伺う。 ２．宿泊税について ①県からの配分額が約５億円と言われる。配分を受けた財源の利活用計画について伺う。
４．水道行政について	１．水道事業の布設管の状況について ①本市に布設された水道管の法定耐用年数40年を超える水道管の延長について伺う。 ②耐用年数を超えた布設管の改修計画について伺う。 ③有収率について伺う。
５．道路行政について	１．本市の市道延長972キロの維持管理について ①作業員の年間延べ人数について伺う。 ②年間維持管理費用について伺う。 ③維持管理の課題について伺う。
６．市民スポーツの振興について	１．スポーツ少年団等について ①登録されているスポーツ少年団の登録数について伺う。

	②子供たちのスポーツ活動運営費が年々上がり、保護者の負担が増しているとの声がある。体育館等の公共施設の使用料を減免することはできないか伺う。
7．地域懇談会について	1．下地地区地域懇談会での要望について ①下地農村環境改善センターの照明、舞台装置の修繕について伺う。 ②下地川満市営住宅の隣接敷地の雑木除去について伺う。

発言順位	21	議員番号	21	氏　名	國 仲 昌 二
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発 言 事 項	要　　旨
1．市長の基本的な考え方について	1．市民栄誉賞の創設について ①亀濱敏夫氏のマスターズ陸上100歳の部での100メートル世界新記録について ア．亀濱氏はこれまでも、200メートル、400メートル、800メートル、1500メートルで世界記録を樹立するなど市民栄誉賞にふさわしい活躍をしていると思うが、市長の見解を伺う。 2．宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例について ①条例の必要性について市長の認識を伺う。
2．安全保障行政について	1．市民の島外避難について ①避難計画の疑問点などについて ア．計画策定が沖縄県の先島諸島だけということに疑問を感じる。市長の認識を伺う。 イ．沖縄本島は屋内避難で、先島諸島については広域避難に疑問を感じる。市長の認識を伺う。 ウ．寝たきりの高齢者、重病の入院患者などの避難はどうなるのか不安になる。市長の認識を伺う。 エ．避難先の滞在は１か月程度とのことだが、その後はどうなるのか不安である。市長の認識を伺う。 オ．バックは１つだけとの報道があったが、家や畑、家畜などの財産はどうなるのか。市長の認識を伺う。 カ．市長が避難先へ行った目的について伺う。 2．防衛省が発表した特定臨時避難施設について ①特定臨時避難施設事業の詳細を伺う。
3．農業行政について	1．オーガニックビレッジの取組について ①国の掲げる「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに有機農業の割合を25%に拡大させることになっているが、宮古島市はどう取り組んでいるのか伺う。

	②オーガニック給食について ア．まずは学校給食の一品だけでも有機栽培の食材を使う取組からスタートできないか伺う。 ２．農業基盤整備促進事業（竹アラ地区）について ①事業の変更について ア．９月定例会で「６億3,100万円は軽微な変更なので計画変更概要には表記していない」旨の答弁があったが、面積、事業費以外に工期延長も軽微な変更なのか伺う。 イ．変更のたびに受益面積が変動しているし、年度によっては面積に矛盾が出ている。見解を伺う。 ②受益者負担金について ア．負担金免除の趣旨は、免除を受けたい本人が申請し、市長が認める、いわゆる申請主義だと思うが、市長の認識を伺う。
４．環境行政について	１．地下水保全について ①地下水汚染が及ぼす影響に不安を持つ市民に対する市としての対応について ア．「『発達障害児44倍増』の衝撃」というネットニュースについて、分かりやすい解説が地元紙に掲載されたが、本来は市が行うべきだったのではないか。市長の認識を伺う。 ②地下水保全プロジェクトチームについて ア．活動状況について伺う。 ２．し尿等処理事業について ①補助金返還について ア．責任の所在について市長の認識を伺う。 ②し尿処理施設の搬入制限について ア．９月定例会で「管理業者に70キロリットルまでと誤認があった」旨の答弁があったが、その後の対応を伺う。
５．地域行政について	１．認可地縁団体の許認可について ①内部紛争論と大阪高裁判決との整合性について ア．市はこれまで「組合内部の問題であり、（申請が虚偽かどうかの）市による調査は不適当」旨答弁してきたが、2007年８月29日の大阪高裁判決では「虚偽の主張を伴った・・・申請に対しては・・・これを認可することはできないと解するのが相当である」旨、明確に示している。市長の見解を伺う。 ②複数の法令、条例が課している調査義務について ア．複数の法令、条例が調査義務を課しているのに、調査をしな

	い理由を伺う。
６．港湾行政について	１．宮古島市みなとまちづくり基本計画について ①計画の全体像について ア．事業期間を伺います。 イ．想定される総事業費を伺います。 ②ウォーターフロント再整備事業（拠点Ⅰ：Ｃエリア）について ア．事業期間を伺います。 イ．総事業費を伺います。
７．教育行政について	１．子供たちの可能性を開くための取組について ①教育を考える市民大会での実践報告の中で、宮古島市の子供たちの「強み」は「地域とのつながり」「自己肯定感」「先生方への信頼感」である旨の報告があった。成長期にある子供たちにとってこの「強み」は非常に大事なことだと思う。先生方には、さらに伸ばしていただくことを期待したい。教育長の決意を伺う。 ②来年度の予算確保について 宮古島市の子供たちの「強み」を伸ばし、可能性を開く取組も予算の確保が大前提となる。来年度予算の予算編成作業中だと思うが、教育予算の確保について教育長の決意を伺う。 ２．島外から赴任する先生方の住居確保について ①島外から赴任する先生方の住居確保は、毎年、深刻な問題となっている。市としての取組を伺う。

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第３号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月９日、嘉数登市長から今定例会に付議すべき追加議案、議案第134号、議案第135号、同意案第９号の送付がありました。

本日、議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、明日12月11日の一般質問の後、日程第２、議案第134号から日程第４、同意案第９号までの計３件の議案上程、説明聴取、追加議案に対する質疑を行うこと、議案第134号及び議案第135号の２件については委員会付託を行い、最終本会議において処理すること、同意案第９号については委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

なお、議案第134号及び議案第135号に係る委員会の日は新たには設けず、一般質問のいずれかの日において委員会を開催し、審査することと決しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良和彦君）

ただいまから日程第１、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いいたします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の１人持ち時間はいずれの質問方式も質問時間、答弁時間、移動時間を含め60分以内、質問回数は一括質問方式については３回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告に従いまして順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄でございます。少しばかり所見を申し述べます。

私たちの毎日の生活を顧みれば、多くの食料品をはじめとして、電気やガソリンなどの値上がりが家庭を直撃しております。新型コロナウイルス感染症の収束で経済は回復傾向と言われておりますが、物価の高騰に賃金の上昇が追いつかず、依然として人手不足が各業種、部門において深刻であります。また、子供の貧困をめぐっては、困窮世帯の割合がかなり増加しております。このように、私たちは市民の生活支援に優先的に行政当局、我々議会が車の両輪のごとくしっかりと議論を重ねて、市民の福祉向上に邁進をしなければならないと、改めて３期目の議員に当選をして認識をさらに強く持っている次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りますが、当局の皆様におかれましては市民に分かりやすい

説明答弁を求めたいと思っております。

それでは、まず最初に市長の政治姿勢から。１、長引く物価高対策についてであります。冒頭申し上げましたとおり、長引く物価高で市民生活に影響が出ております。様々な分野において厳しい状況にあります。一日でも早く安心して市民の日常生活を取り戻し、市民の暮らしを豊かにする市民生活支援と家計の負担を軽減する施策について全力で取り組む必要があります。とりわけ物価高対策における宮古島市の取組について市長に伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

長引く物価高騰により様々な生活用品が値上がりしており、新聞報道によりますと今年10月から3,000品目を超える食品が値上げされ、今後も物価上昇が続いていくと見通しが出ております。また、離島である本市は、輸送コストがかかることから全国平均よりも物価が高くなる傾向にあり、市民生活への影響が懸念されております。こうした中、本市はこれまで国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の無償化、ａｕペイを活用した消費喚起事業、低所得者への給付金事業及び定額減税等の事業を行ってまいりました。今年度においても、低所得世帯への給付金事業及び定額減税補足給付金事業に加え、宮古島市自治会施設等ＬＥＤ化促進事業、おこめ券配布事業を実施しているほか、学校給食賄い材料費の物価高騰対応分に同交付金を活用予定となっております。現在、国会において同交付金の推奨メニューとして２兆円の追加予算が審議されており、国の予算が成立次第、市町村へ配分される見通しでございます。また、国からは、地域の実情に応じ、可能な限り早急な予算化に向けた検討を進めるようにという通知がありますので、早期の予算化に向けて事業を検討しているところでございます。

◎我如古三雄君

②、今の厳しい状況下において、物価高対策として現在どのような施策を国に対して要望しているのか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宮古島市は離島であるため、沖縄本島と比べて物価が高くなる傾向にあります。これまでも国に対して離島の不利性解消、負担軽減のための制度化などを求めてまいりました。長引く物価高騰は全国的な問題ではございますが、離島地域は地理的条件の不利性により全国平均よりも物価が割高となる傾向にあることから、離島市町村で構成される美ぎ島美しゃ市町村会や沖縄県離島振興協議会と連携し、国や県に対する要請活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、住民の島外避難計画についてであります。

嘉数登市長は、国民保護計画の一環として検討を進める上から、住民の島外避難計画に係る避難受入先となる九州地方４県の知事らと意見を交わした。その内容、訪問の成果について市長に伺います。

◎市長（嘉数　登君）

令和４年度から取り組んでおります沖縄県国民保護共同訓練に係る検討会において、これは一つの想定として沖縄県先島５市町村の避難先が九州地方、山口県に設定されておりまして、宮古島市は福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の４県となっていることから、当該４県を訪問してまいりました。各県の知事等からは温かく迎えていただき、今後の調整でとりわけ重要となる顔の見える関係の構築に大きな成果が得

られたと考えており、今後の実務者協議に向け、各県での担当部署との連絡体制、それから協議の継続にめどが立ったことや要配慮者を含む課題の共有がなされ、課題解決に向けた論点、取組の必要性が共有できたというふうに考えております。国民保護に限らず、九州地方、山口県とは本市を含む九州市長会や九州地方知事会として災害時応援協定を締結しておりまして、災害時の相互連携の強化の観点からも顔の見える関係の構築が大変重要であるというふうに考えております。あわせて、恒久平和を念頭に、さきの大戦で学童疎開先となった宮崎県小林市を訪問いたしまして、移動平和展の開催と学童受入れに対する御礼をさせていただきました。

◎我如古三雄君

各４県の知事ともしっかりと議論を交わしたというふうなことであります。

次に、国民保護法に基づく武力攻撃予測事態想定の下、11月18日、住民が宮古空港から飛行機で島外へ避難する実地確認を実施した。以上を踏まえて伺います。避難計画の内容、今回の訓練においてどのような課題が残ったのか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

11月18日の宮古空港での実地確認については、令和８年１月に予定している令和７年度沖縄県国民保護共同図上訓練に向けた検討会の一環として、各空港において検討している避難誘導の要領及び保安検査体制、搭乗するまでの動線、所要時間等、関係機関との連携要領等の検証のため、国、県、指定公共機関等の協力の下に実施しております。課題については、参加された関係機関等から集約をしているところではございますが、セキュリティーの確保のためにマンパワーが必要であること、搭乗確認のためのＱＲカードの読み込みがうまくいかず、混雑が見受けられたなどの意見がございました。また、要配慮者については、航空機における避難において長時間の座位が可能な方を想定しておりますが、酸素ボンベを必要とする要配慮者の場合、ボンベが複数本必要となることから、搭乗手続に時間を要する可能性があるとのご指摘等がございました。

◎我如古三雄君

次に行きます。

③、小泉進次郎防衛大臣が11月22日本市を訪れ、嘉数登市長と面談し、緊迫化する安全保障関係を踏まえ、国の防衛体制強化に対する理解を求めた。以上を踏まえて伺う。面談における嘉数登市長から小泉進次郎防衛大臣に対する要望、支援策及び防衛大臣からの回答はどのようなものなのか、市長に伺います。

◎市長（嘉数　登君）

11月22日の小泉進次郎防衛大臣の来庁に際しまして、本市からは３つの要望をいたしました。まず１つ目には、特定臨時避難施設設置後の維持費等の支援についてでございます。本市では、新総合体育館の建設と併せて国民保護法に基づく特定臨時避難施設の整備を進めておりますが、整備後は設備の維持管理や備蓄品の購入、それから電気設備等の更新など、多くの財政負担が見込まれております。当該特定臨時避難施設は、国の安全保障政策の一環として設置されるものであり、機能維持のためには専門的な知見も必要であることから、財政面だけではなく、機能面も含めた支援を政府として検討いただきたい旨要望いたしたところです。

２点目は、自衛隊活動に対する住民への丁寧な説明と防衛施設周辺地域の住民福祉向上への支援につい

てでございます。自衛隊活動に対する地域住民の不安解消と理解促進のためにも、住民説明会の開催や積極的な情報発信を行っていただくよう要望いたしました。また、防衛施設周辺地域の生活環境への影響を考慮し、住民福祉の向上につながる施設整備についても積極的な支援をいただくよう要望いたしました。

３つ目としまして、国民保護計画の離島住民避難要領上の課題への対応についてでございます。避難後の財産補償、それから生活費の確保、子供の就学に対する不安など、市民からは多岐にわたる意見や要望が寄せられております。避難先が４県15市町に分かれることで通学先が分散してしまう子供たちへの配慮が必要であること、また本市における要配慮者は約3,000名を超えておりまして、他市と比較しても多い状況でありまして、介助等を担うエッセンシャルワーカーの確保が市単独では困難であることなどから、沖縄県や国の支援を求めたところでございます。小泉進次郎防衛大臣からは、特定避難臨時施設の維持管理費や国民保護計画の離島住民避難における課題については、これは防衛省だけではなく政府全体で共有し、対応を検討するとの回答をいただいたほか、自衛隊の活動については、地元の理解を得るため大臣の責任においてしっかりと説明を行っていくとの回答をいただきました。

◎我如古三雄君

今さきの市長の答弁で、防衛施設周辺地域というふうな要望があったというふうなことであります。そういう観点から、④、防衛施設周辺地域の住民福祉向上支援の観点から伺いますが、陸上自衛隊宮古島駐屯地、航空自衛隊宮古島分屯基地、この間に挟まれた野原地区があります。そういうことで、この防衛施設周辺の野原地区、宮古島の防衛は本地区が担っていると言っても過言ではありません。そのようなことで、この野原コミュニティーセンター、今いろいろと、もう築50年になります。そういう観点から、やはりこの野原地区の新しいコミュニティーセンターについては国の責任でもってといいますか、やはり力を入れて地域住民の要望に応えるべきではないかというふうなことであります。この建設支援について伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

野原部落会からの要望に対応するため、防衛省補助事業の活用について現在、沖縄防衛局に手続を行っているところでございます。令和８年度に実施設計、令和９年度に建設工事に着手できるよう進めているところでございます。野原地区は、長年航空自衛隊宮古島分屯基地を、またさらには陸上自衛隊宮古島駐屯地を受け入れてきた地域という特殊性と、近隣の千代田地区のコミュニティー供用施設の建設時の対応も考慮し、地域住民の生活環境向上のためにも事業実施に当たっては野原部落会には負担を求めない方針でございます。

◎我如古三雄君

野原地区住民には負担をかけないというふうな答弁でございます。よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、市道野原前方線の拡張整備に向けた支援策でございます。これも野原地区の中心地、この中央を通る基幹路線でございます。市道野原前方線でございますが、特に陸上自衛隊が配備された以降かなりの大型車両、特別車両等々の往来で通行にも不便といいますか、やはりもう両側歩道設置等の拡張整備をみんなで望んでおります。そういった整備に向けた支援策について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

野原前方線の歩道設置事業につきましては、社会資本整備総合交付金、これは80％の補助率になります。

を活用しまして、令和12年度の実施に向け取り組んでいるところです。我如古三雄議員ご質問の防衛省の補助事業の活用につきましては、情報収集を行い、現在活用を計画している補助事業と比較し、早期に事業化が可能かなど検討したいと考えております。

◎我如古三雄君

令和12年度というふうなことでありますが、どうしてもやはりもっと優先順位といいますか、前倒しをして、何とか早めの整備をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に行きます。医療体制の確保についてであります。本市の医療体制において、専門医の確保がかなり厳しい状況にあります。確保に向けた取組について伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市における医療体制の維持強化と沖縄県医療患者等通院費支援事業の対象疾病の拡大について、11月28日に沖縄県に対し要請を行ってまいりました。対応した県からは、離島患者等の通院費支援事業について、市町村との連携を通じて対象拡大を検討しているとの説明がありました。沖縄県病院事業局からは、専門医確保は県全体においても課題であり、特に離島への医師派遣が毎年不安定な状況で行われているとの説明がありました。「県立病院の一丁目一番地は、離島僻地の医療である」との心強い回答がありました。また、遠隔医療（ＤＸ）を活用した実証実験を進めていること、透析医療など専門分野でのオンライン診療の可能性をご報告されておりました。さらに、子供たちのキャリア教育を早い段階から取り組むことの重要性について意見交換を行いました。地元出身の医療従事者の育成、確保の重要性を強調しておりました。本市としましては、併せて11月27日に、医療従事者の確保の観点から、名桜大学への地域推薦枠創出の要望も行ってまいりました。今後も離島の医療体制維持のために県の積極的支援を求めるとともに、本市としましても課題解決に向けて連携して取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

次、順番を変えます。５、上野出張所の一時運用休止についてであります。

旧上野庁舎は、食の地産地消と六次産業化推進に向けて宮古島地産地消振興センターへと整備が現在進められております。以上を踏まえて伺います。整備に向けた直近における進捗状況、入居する事業者といいますか、どういった事業の皆さん方が応募等へ応募しているのか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宮古島地産地消振興センター整備工事の進捗状況ですけども、11月末時点での進捗率は、金額ベースで計画81.9％に対し、実施が74.8％となっております。当センターへの入居状況についてでございます。募集しておりました10区画全てにおいて入居者が決定しております。内訳については、長期チャレンジスペースに７事業者、短期トライアルスペースに３事業者がそれぞれ決定しております。長期チャレンジスペースへの入居事業者については、市内で生産された各種野菜や果物の加工販売、紅芋商品の製造販売や商品開発、島らっきょうの加工販売、豆類（黒豆・うずら豆）を使用した商品開発、ジャージー牛乳の製造販売、牛肉の加工販売を行う予定となっております。短期トライアルスペースについては、紅芋商品の製造販売や商品開発、果樹類の加工販売を行う事業者及び総菜や定食を提供する飲食業の事業者がそれぞれ入居予定となっております。また、本センターの２階に、一部のスペースについては民間事業者によるゼロエミッション型植物工場が入居予定をしており、本市の課題である生鮮野菜の安定供給と地域内経済循

環の促進に向け、事業を展開していく予定となっております。あわせて、入居事業者への支援として、専門家により伴走支援を行う業務を12月３日付で委託契約をしております。

◎我如古三雄君

入居目標とする10戸ですか、10事業者埋まっているということで、大変結構なことだと思っております。

次に、開所日といいますか、出張所、宮古島地産地消振興センターの供用開始時期について伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

当センターの供用開始時期でございます。令和８年、来年の３月１日を予定しております。当初、今年の３月の工事完成を目標としておりましたが、当該建築物の用途変更手続に期間を要したため、工事発注が大幅に遅れ、工事完成を今年の12月末、今月末として工事を進めてまいりました。しかしながら、既設汚水排水管の経年劣化による配管損傷や屋根スラブからの漏水などが確認されるなど、追加工事が発生したことから、工期を１か月間延長し、年明け１月末の完成を見込んでおります。工事完成後２週間から３週間以内に完成検査を予定していることから、当センターの供用開始時期は来年の３月１日を予定しております。

◎我如古三雄君

そうすると、今上野出張所が城辺出張所、下地出張所に分散していますね、職員が。これ出張所はどうなります。開所日といいますか、出張所。元に復旧するのは。

◎企画政策部長（石川博幸君）

当センターの開所予定の３月１日に同じく開所を予定しております。

◎我如古三雄君

次へ行きます。

７、危機管理監の設置についてであります。この件については、去る６月定例会にも一般質問しましたけれども、本市を取り巻く国際情勢や社会状況の変化、台風や地震等の大規模災害に迅速かつ的確に災害対応など、危機管理に係る業務が著しく増加していると考えております。こういう面から、危機管理体制強化に向けて危機管理監の設置はその後どのようになっているのか。

◎副市長（砂川　朗君）

危機管理監の設置についてでございます。危機管理監については、大規模な自然災害等の危機的状況が発生した際に災害対応から復興への対応を統括、調整する専門的なリーダーとして配置は必要であるというふうに考えております。災害時には迅速かつ的確に災害対応するため、首長判断の補佐として、また平常時においては市職員の災害対処能力の向上や市民の地域防災力の強化として、防災訓練や防災教育等に関する業務を担う予定となっております。危機管理監については、令和８年４月の設置に向けて現在、公募を行っているところでございます。

◎我如古三雄君

年度内においては設置できるものというふうな考えですか。

◎副市長（砂川　朗君）

現在、募集を行っておりますので、来年の４月１日からの配置になるというふうに考えております。

◎我如古三雄君

市民の生命と財産を守る上から大変重要でございます。もう昨今どのような災害がいつ発生するか分からないこの世でございます。やはりこういった危機管理監の設置は大事だというふうに思うわけでございます。市長もそういう観点から今年度の施政方針にうたっていると思います。早急な危機管理監の設置を望む次第であります。

次に、飛ばしまして、５、道路行政について。上野地域の名加山２号線でございますが、その前に画像を御覧ください。これが名加山２号線の起点側でございます。民家がありますが、大雨のたびにもう正門の前が川のように冠水をします。玄関から出ると前の道路に出れない状況。こういう感じです。これは起点側の、正門の前なんですが、もうこの正門の前が、ここだけ40メートルぐらい川のように氾濫をします。水が引くのもかなり時間がかかります。２日後ぐらいです。そういう状況でありますので、この整備について、当局はどのように現場を確認をして捉えているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

当該箇所において大雨が降るたびに冠水することは認識しておりまして、現状は冠水時に道路上へカラーコーンを設置し、通行止めの安全対策を行っているところです。今後の対応につきましては、既設浸透施設の清掃を定期的に行うとともに、近年の短時間での大雨に対応するため、新規排水施設の設置について調整を行っております。

◎我如古三雄君

これはやはりお互いが、お互いの自宅の正門前がこのような状況になった場合に、たまったもんではありません。市民が泣き寝入りの状況を行政が見逃してはならないと思います。早急な手だてが必要と考えます。今年度内の整備ができないか伺います。やれば年内にできることであります。２週間でできると思いますが、正月に大雨が降った場合どうなりますか。その点も含めて答弁お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

冠水箇所周辺の地域住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしており、早急な対応が必要と考えております。現在調整を行っております新規排水施設の設置につきましては、調査設計が必要となることから、今年度内での施設整備は難しい状況と考えております。しかしながら、地域住民の生活環境、通行される方々の安全面を鑑みると放っておけないという状況も十分承知しております。令和８年度、早期整備に向けて取り組んでまいります。お正月に雨が降った際にはということですけれども、早急に既設浸透施設の清掃を行っておきたいと思います。

◎我如古三雄君

すぐ近くには宮古島の一大観光農園も隣接しております。そこに行き交うレンタカー、観光客の皆さん方もそこを通らないといけないんです。もうやはり大変な、これが一般市道なのかと言われることも度々でございます。早急な整備をお願いしたいと思います。

次に、６、環境衛生について伺います。１、産業廃棄物等中間処理施設の整備についてであります。官民協働による産業廃棄物等中間処理施設の産業廃棄物受入れの開始時期、取扱状況について伺います。これは伊良部島の処分場、９月から営業を再開する予定でしたが、現在どのようになっているのか伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

伊良部リサイクルセンターにおいて事業を行っている宮古島エコサービス株式会社によりますと、令和

７年10月24日付で県から産業廃棄物処理業に係る許可が下りており、10月30日付で供用を開始しているということです。取り扱っている品目につきましては、廃プラスチック類、瓦礫類、木、紙、ゴム、金属、繊維、それからガラス、陶器などのくず類で、建設混合廃棄物８品目を受け入れているとのことです。このうちゴムにつきましては、廃タイヤを含んでおります。この廃タイヤについては軽自動車及び普通自動車のタイヤでして、ホイールなしの状態であることが必要ですが、受入れを行っているとのことです。なお、大型自動車の廃タイヤ並びにホイールについては、現在、県に追加品目で申請手続を行っており、許可が下りるのは来年３月から４月頃というふうに見込んでいるとのことであります。

◎我如古三雄君

ようやく営業を再開しているというふうなことであります。

次に、宮古本島内の狩俣、野田地区にあります既存の処理施設の取扱状況について伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

現在、宮古島市が管理している最終処分場、狩俣と川満の２か所ございますが、こちらのほうは市の最終処分場として運営しておりますが、これにつきましては焼却灰の搬入を希望する業者に対しましては個別契約の上で、有料で受け入れております。ただし、宮古保健所の確認を行った上で、適正な焼却炉を有している業者等とのみの契約となっております。

◎我如古三雄君

この３つの処理施設のほかに、宮古島市内における処理施設は件数にしてどのぐらい存在するのか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

宮古島市におきましては、産業廃棄物の処分業の許可を持っている業者が12者ございます。これは、沖縄県のホームページのほうから会社のリストと取扱品目を確認することができます。

◎我如古三雄君

次に、７、港湾事業について伺います。

クルーズ船受入れ施設、ＣＩＱの借入金についてであります。クルーズ船受入れ施設、ＣＩＱの国からの借入金９億9,680万円について伺いますが、この受入れ施設、ＣＩＱの整備に係る総事業費は11億7,000万円でありました。市は、そのうち85％、９億9,680万円を国の財政融資資金から借り受けております。市は、この借受けについて、クルーズ船の係船料で起債償還していく計画でありましたが、それに伴い、市は償還の財源となる係船料、１トン当たり３円から14円に引き上げております。現在、借入金の償還状況はどのようになっているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

平良港旅客受入施設、通称ＣＩＱ施設と申しますけれども、建設に際し国の財政融資資金を活用し、総額９億9,680万円を借り入れました。この返済に当たり、令和３年４月１日に条例を改正し、係船料を従来のトン当たり３円から14円へ値上げする措置を講じました。しかし、令和３年度当時は、新型コロナウイルス感染症による影響でクルーズ需要が大幅に減少し、市は厳しい財政状況に直面しておりました。そのような状況の中で、寄港回数は令和３年度ではゼロ回と低迷しましたが、その後、令和４年度は１回、令和５年度には32回、さらに令和６年度には58回へと順調に回復しております。この寄港回数の増加に伴い、令和６年度の係船料収入は8,107万2,168円を計上し、借入金の年間返済額約6,000万円を大きく上回る収入

を得る結果となっております。これにより、借入金の返済は係船料収入をもって確実に賄われている状況であり、平良港ＣＩＱ施設の建設に伴う借入金に関する返済については計画どおり進んでいる状況です。

◎我如古三雄君

大変いいことであります。そういうことで、当時コロナ禍にあって、クルーズ船が寄港しない状況で、元金の償還、返済、年数の延長計画がありました。現在どのようになっているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

平良港ＣＩＱ施設の建設費に伴う借入金９億9,680万円の返済につきましては、クルーズ船寄港に伴う係船料収入で現時点では十分に賄えているため、元金償還年数の見直しを行う計画はございません。

◎我如古三雄君

今後のクルーズ船の寄港計画について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

令和７年度の寄港計画につきましては、令和７年12月３日現在、89回となっております。うち53回は既に寄港済みとなっております。

◎我如古三雄君

次に、教育の振興について伺います。

小中高生の不登校についてであります。文部科学省の2024年度調査で、県内の不登校の小中学生が過去最多の7,432人と前年度より419人増加しております。不登校問題に対する教育長の率直な見解を伺います。

◎教育長（宮城克典君）

初めに、不登校の定義を説明いたします。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと文部科学省により定義されています。また、我如古三雄議員の質問どおり、2024年、令和６年の不登校数は過去最多ということで公表されましたが、文部科学省は、不登校児童生徒の支援については、ただ単に学校に登校するという数字的な結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すよう働きかけるという指針を示しています。その指針を踏まえ、不登校を問題行動として捉えるのではなく、子供が将来的に自立できるための支援を目標とすることが方策であると考えています。そのため、無理な登校復帰を強いるのではなく、不登校の要因と考えられる個々の生徒の無気力や不安、人間関係、家庭環境等の要因を理解し、学習支援や居場所の提供、そして家庭や地域関係機関との連携により、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要であると考えております。

◎我如古三雄君

それでは、本市において不登校の実態はどのようになっているのか。

◎教育長（宮城克典君）

本市の状況について、令和６年度の宮古島市の不登校について実態をお知らせします。

小学校が117人、中学校が152人、合計で269人となっております。

◎我如古三雄君

合計で269人の不登校生がいるというふうなことであります。そういった現実を踏まえて、不登校や登校ができても教室に入れない児童生徒を対象に学習支援を行っている校内自立支援室の取組について伺います。

◎教育長（宮城克典君）

校内自立支援室事業及びスクールカウンセラー、それぞれの成果についてお答えします。

初めに、本市における校内自立支援室事業の配置状況は、令和６年度、小学校が３校、中学校が１校、計４校で実施しました。今年度、令和７年度は小学校２校、中学校２校で実施しているところであります。令和６年度、支援を行った児童生徒は28名でした。そのうち、学級に復帰した児童生徒数は９名という実績でした。あわせて、スクールカウンセラーを配置していますが、市内全ての小中学校に計６名のカウンセラーを複数校担当方式で配置し、児童生徒や保護者及び教職員の依頼や相談に応じています。各学校からは、専門的な見地から個々の生徒に応じた専門的な助言、それから学校に対するフィードバック等、大変助かっているというふうに聞いております。

◎我如古三雄君

スクールカウンセラーについて分けて質問する予定でありましたが、まとめての答弁大変ありがとうございました。このような取組によって、やはり本市のこういう不登校問題が減少して、願わくば本当にゼロに等しいというふうな成果が得られますように特段のご配慮をまたお願いしたいと思っております。

次、戻りまして２、農業振興に移りたいと思います。本市の農業従事者についてであります。2025年の農林業センサス速報値によると、自営農業を主な仕事とする全国の基幹的農業従事者が５年前と比較して25％減少しておりますが、本市における基幹的農業従事者の推移と減少傾向となっている主な要因をどのように捉えているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農林業センサスは、きめ細やかな農林行政を推進するため、地域の農林業の現状と変化を的確に捉え、農林施策の企画、立案、推進に必要な基礎資料となる統計を作成するため、５年ごとに実施する重要な調査であります。本市におきましても、2025年、今年２月１日を基準日として調査が行われ、2025年農林業センサス結果の概要、これ概数値と申し上げますが、令和７年11月28日に公表されております。我如古三雄議員ご指摘のとおり、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者が５年前の調査に比べ全国で25.1％減少しております。沖縄県においても、令和２年調査時の１万3,288人に対し、令和７年は9,839人と3,449人の減となっており、率として約26％減少しております。11月に発表された農林水産省の概数値でありますけれども、これは市町村別の数値はまだ示されておりません。国としては令和８年３月以降に公表を予定しておりまして、沖縄県としてその国の公表後に市町村別の数値は公表するということでございます。令和２年と平成27年の比較をしてお答えします。本市における基幹的農業従事者は、現在把握している数値として、平成27年公表値5,287人に対し、令和２年の公表値は3,870人と1,417人減少している。そのことから、令和７年調査数値についてもさらに減少しているものと予想されるところです。想定される減少の主な要因として、農業者全体に占める65歳以上の割合が約７割を占めており、高齢化による離農や後継者不足、農地の確保、農業資材や機械等の価格高騰化による経費の圧迫、近年の気候変化による猛暑などの作業環境問題等、複数の要因が相互に起因していることが農業分野の人手不足を深刻化させている主な要因と考

えております。

◎我如古三雄君

農業従事者の減少、主な要因を答弁いただきましたが、そして減少しているこの傾向への市の取組はどのように考えているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

基幹的農業従事者の減少は、日本のみならず、本市の農業が直面する大きな課題であると認識しております。今後の対策について、農家の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっていることから、就農従事者の平均年齢の引下げ、新規就農者が農業に参入しやすい環境を整え、就農支援金、生産基盤の確立に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

次に、サトウキビ振興について伺います。

今期のサトウキビ生産量見込みについてであります。今期のサトウキビ製糖操業が年内操業で本格的に始まった。今期は、少雨の影響による干ばつ被害の拡大が懸念されましたが、２回目の生産予測調査を踏まえた生産量等の見込みはどのようになっているのか伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市のサトウキビ生産見込量については、例年11月に各製糖工場による調査データ等を基に市で取りまとめ、県へ報告しております。2025―2026年産のサトウキビ生産量については33万3,000トンを見込んでおり、前期生産実績の36万トンと比較すると約7.5％の減産見込みとなっておりますが、前期と同様、気象条件等に恵まれたこともありまして、引き続き豊作の年として大きな期待をしているところでございます。

◎我如古三雄君

前期と比較して7.5％の減少というふうな見込みということでありますが、しっかり次回に期待をしたいと思っております。

次に、サトウキビ増産体制に向けた取組についてでありますが、2026年産サトウキビの生産者交付金単価が７年連続で据え置かれました。物価高で肥料代や燃料費などの生産コストは上昇し、農家の利益は目減りしております。また、資材や人件費が高騰する中、次世代のサトウキビ農家の生産意欲につながる行政の増産体制、振興策が不可欠であります。本市の増産体制に向けた取組はどのように考えているのか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市のサトウキビ生産における収穫面積、生産量は、県全体における約45％を占めております。本市は、県内におけるサトウキビ生産の一大産地となっております。近年のサトウキビ生産を取り巻く環境は、価格高騰をはじめ、担い手不足の問題等、厳しい状況にあることから、市としても基幹作物であるサトウキビの増産体制に係る振興策は必要不可欠であると考えており、農家の生産意欲向上、増産体制に係る取組として各種施策を実施しているところです。病害虫防除用農薬購入補助事業、有機質肥料・緩効性肥料購入補助事業をはじめ、アオドウガネの防除に伴う誘殺灯の設置、野そ被害の低減を目的とした殺鼠剤の配布、低反収株出しの更新による反収増を目的とした新植夏植促進事業等を実施しております。また、県事業の活用も積極的に行っており、優良種苗安定確保事業を活用し、品質の向上と反収増に向けた取組として健全無病苗の農家への配布を実施しております。さらに、機械化一貫体系の確立を推進していく必要が

あることから、収穫機械の長寿命化を図るため、収穫機械機能向上支援事業の活用、さとうきび安定生産確立対策事業やサービス事業体支援事業の活用による収穫機械やトラクター、その他農業機械の導入等、本市の実情に即した各事業を実施しております。引き続き、沖縄県、ＪＡ、製糖工場等の関係機関と連携を図りながら、本市のサトウキビの生産振興について取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

行政各分野において質問してまいりましたが、今後早急に整備が図られますようにお願い申し上げまして、我如古三雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

（新採用職員傍聴席より退席）

◎根間康雄君

どうも。私、根間康雄です。今回からこの席に立てるというのを光栄に思っています。市長の言う「市民が真ん中」、その気持ち私も大賛成です。私は、市民の声を取り上げて行政に伝えていき、市民と共にこの宮古島市がよくなっていけばという気持ちで、いろいろ考え、取り組んでまいりたいと思っております。それにはやはり行政の力が必要です。そして、行政の見解とともに、我々も市民の声をどんどん伝えることができると思いますので、今日のこの質問ぜひよろしくお願いします。まだタブレットに慣れていないので、紙でいきますので、よろしくお願いします。では、よろしいでしょうか。

市長の政治姿勢についての内容から入ります。先ほど我如古三雄議員もいろいろ言っていましたけども、ぜひその内容が一般市民がすごく気にしている内容だということを自覚しながら質問していきます。まず、小泉進次郎防衛大臣に国民保護計画に伴う住民避難支援を要望することについてということで、先ほども言いましたけど、国民保護計画では住民は九州地方の鹿児島県、熊本県、福岡県、宮崎県の４県15市町村に避難するとなっておりますが、その理由、その４県である理由をもしよろしければ市長のほうから説明していただきたいと思います。お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

国民保護計画における離島住民の九州４県に避難する理由についてお答えいたします。

あくまでも訓練上の一つの想定となりますが、県外避難の検討におきましては、避難に要する期間を６日程度と設定しており、航空機や船舶の確保、要配慮者の搬送方法など様々な課題について、少しずつではありますが、一定の成果を得てきているところでございます。九州４県を避難先とする理由としましては、受入先での検討も行う必要があるため、国は先島諸島の住民約11万人の受入先として九州、山口各県を選定し、避難先各県において受入れに係る様々な検討を進めているところでございます。本市の避難先としましては、鹿児島県、熊本県、福岡県、宮崎県の４県となりますが、受入県と沖縄県との調整により、本市の避難単位や受入先各自治体の受入可能数を考慮し、４県15市町村として避難元、避難先双方で検討を進めているところでございます。令和５年10月に、当時の官房長官が九州各県へ先島諸島の住民の避難受入計画の策定について各県に要請をしているところでございます。

◎根間康雄君

今の説明で本当に市民もやや分かってきたかと思います。でも、やはり市民の声というのはまだ不安の

ままの状態です。では、なぜ沖縄本島では駄目なのか、宮古島からだったら近いのは沖縄本島ではないかという声もやはり聞こえてきます。どうか沖縄県への避難の有無についてはどのように考えているかお聞かせください。よろしくお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

住民避難先を沖縄本島へとすることについてでございます。避難については、そのときの状況により、国が地理的特性や輸送手段の確保など様々な要素を加味し、避難措置の指示として避難対象地域、避難先が決定していくことになると考えております。現時点で個別具体的に避難先を申し上げることは難しいものと考えております。

◎根間康雄君

難しいということなんですね、今現時点では。では、この件に関しては今度また話し合いたいと思います。

次に、台湾有事に対する市民への説明の必要性について伺いたいと思います。最近、市長が市民の中には、この他県への避難もそうですけど、不安があると。台湾有事に関してもうまく説明するには政府側からお願いしたいと。丁寧な説明と、不安を少しでも和らげるような説明をしてほしいということを話していたと思います。その内容で、市長自身が小泉進次郎防衛大臣から、もし何か説明を受けているのであれば、少しでいいですから。この台湾有事、やはり捨てておけない問題です。人それぞれがやはり不安の中にいます。市民みんなが。少しでも理解しやすいような、柔らかい言葉で教えていただけたらうれしく思います。よろしくお願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

台湾有事に対する理解を市民に説明する必要でございますが、日本を取り巻く安全保障状況が複雑化している中で、国民保護法に基づく住民の避難や避難住民の運送等についての措置を円滑に行うことを目的に、沖縄県国民保護共同訓練に係る検討会を行っておりますが、前提といたしまして、台湾有事など特定の事態を想定しているものではないとして進めているところでございます。本市では、避難誘導の内容となる避難実施要領が一定程度具体化されてきたことから、去る10月28日から11月１日の５日間、市役所ロビーにおいてオープンハウス型住民意見交換会を開催いたしました。より多くの方へこれまでの取組内容についてご理解いただくこと、及び国民保護に対するご意見やご質問をいただくため、パネルを展示し、担当職員による個別の説明を行い、５日間で計286名の方にご来場いただいております。また、２月には、その際いただいたご意見等やこれまでの取組の内容の説明を踏まえ、再度オープンハウス型住民意見交換会及び国、県、市合同による国民保護についてのシンポジウムの開催を予定しているところでございます。

◎根間康雄君

有事に関して、やはり国、要するに政府自体も宮古島に対していろんな援助、補助もしくは協力体制、防衛体制をつくっていくということで間違いないと思いますけども、今朝の新聞でも見たんですが、500名の避難できる、シェルターなのかな、それを造るんだという、防衛省予算で。それも今日の新聞で読んでいます。今新しく造られる、総合体育館のところにも造ると言っていますけど、これ同じ場所ですか。ごめんなさい。

◎議長（平良和彦君）

ちょっと待って。これは……

◎根間康雄君

台湾有事の流れです。

（何事か声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時12分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎建設部長（下地睦子君）

現在、既設の総合体育館があった場所に新築の新総合体育館を整備する計画で進めております。その地下のほうにシェルターということで、特定臨時避難施設の整備を計画しております。

◎根間康雄君

分かりました。

では､今日の新聞で､500名ほどのシェルターへの避難は可能ということで理解してよろしいでしょうか。

◎建設部長（下地睦子君）

今整備を進めております特定臨時避難施設、500名収容可能という計画で整備を進めているところです。

◎市長（嘉数　登君）

補足の説明をさせていただきます。

特定臨時避難施設については、特定の事態を想定して整備しているものではございません。万が一に備えてそういった機能を有した施設ということでご理解いただければというふうに考えております。

それから、先ほどの根間康雄議員からありました住民の不安払拭といいますか、そういった説明という点では、今回、小泉進次郎防衛大臣が見られまして、意見交換をさせていただきました。私のほうからも離島住民避難における課題についてということで要望を申し上げましたところ、これは防衛省だけではなく政府全体で共有し、対応を検討するというような回答と、自衛隊の活動につきましては地元の理解を得るために大臣の責任においてしっかりと説明を行っていくというような言葉もございましたので、しっかりと対応していただけるものというふうに考えております。

◎根間康雄君

では、次の質問に行きます。

こちらのほうも要請書、嘉数登市長が不在でしたので、砂川朗副市長のほうに提示した内容の文面になります。勤労青少年ホームの件ですけども、読み上げていきます。まず、宮古島市シルバー人材センター、宮古保護区保護司会、更生保護女性会、雇用主会拠点整備に関する要請書についての内容でございます。まず①、拠点整備の計画段階により各地域団体との協議の場を設け、活動実態及び利用実績に基づく必要面積、機能要件を整理していただきたいという内容を出したと覚えています。どうか当局の見解をお願いいたします。

◎福祉部長（守武　大君）

11月28日に根間康雄議員のおっしゃる福祉団体の拠点整備についての要請がございました。新たな施設整備の計画については、今後の財政状況等も踏まえた上で慎重に検討していく必要があると考えております。その際には、ご質問にありますように、規模や目的等の調整は必要と考えております。

◎根間康雄君

では、次の質問に入る前に１つだけ私のほうから報告したいと思います。

現在、宮古島市シルバー人材センター、これは令和６年２月現在の調査です。会員が375名います。その中の198名が平良地域のほうです。受注する場所のほとんど、64.7%が平良地域になっています。年寄りたちは、自転車で来たり歩いて来たり、もしくは現場で会ったりというやり方の作業をしているといいます。それから、もう一つ、宮古保護区保護司会のことに関してですけども、今現在、令和５年、保護観察を受けている子供たちは令和５年で25名でした。令和６年で29名。令和７年で22名。その中で、同様に、令和５年の人数でいうと平良地域は76.5%、同じく令和６年は93.3%、令和７年は72.7%、ほとんどが平良地域のほうに集中しております。もう一つ、保護司の皆さんが、今から２年ほど前の報道で、皆さんもご存じと思います。保護観察している段階で、自宅で殺害された方がいらっしゃいます。こういったことを捉えて、最近では保護司の皆さんも面接に関しては気を遣っています。今は、シルバー人材センターの横の宮古保護区保護司会があるところの事務所で面接する方もいます。そうすると、どうしても近くに必要です。もちろん造る際。大切なことを強く言うと、午後５時までに面接受ける子はゼロに等しいです。ほとんど面接多いのは午後７時から午後８時が集中します。みんなバイトしたり、いろんなことやっているんで。というのが保護司とシルバー人材センター会員の現状です。

これを踏まえてもう一つ質問します。将来的な福祉機能の連携強化と市民サービス向上、施設運営の効率化を見据えた宮古島市内の福祉関連団体、宮古島市シルバー人材センター、宮古保護区保護司会、更生保護女性会、雇用主会ほか多々あります。それらの団体が一緒に入居できるような複合施設の建設方針を策定していただきたいと思います。当局の見解を伺います。お願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

新たな複合施設の整備についてでございます。本市は、まず市町村合併後の類似施設が多くあり、施設の維持管理等において財政的な負担を課題とし、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定しております。また、令和２年３月には個別施設計画を策定し、財政状況を考慮した施設の統廃合及び施設の更新、維持管理への取組を進めているところでございます。また、比較的新しい既存施設につきましては、用途変更も検討しながら、施設の有効利活用を進めているところでございます。根間康雄議員要望されている部分の新たな施設整備については、整備にかかる費用及び財源、また施設の維持管理など後年度における財政面の課題や市の施策等、総合的に慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。今回、要請にありました複合拠点施設整備方針の策定につきましても、各団体における課題や各団体を拠点化することでの効果による必要性、また今後の財政状況等も踏まえた上で慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

◎根間康雄君

ぜひ前向きな検討よろしくお願いします。

それでは次、子供・子育て支援条例について。少子化対策の取組をどう考えているかという内容で伺い

たいと思います。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

本市においては、近年子供の数が急激に減少しておりまして、その対策は、根間康雄議員もご指摘のとおり、喫緊の課題であるというふうに考えております。少子化をどのように食い止めるかについては、これはもう全国的にも有効な解決策がなかなか見いだせていない状況と認識しておりますが、全国共通した課題として、地方から都会に出た若者、とりわけ女性が地元に戻ってこないことや、若者世代の生活において経済的な将来見通しが立たないことで非婚化、晩婚化につながっていること、さらには子育てや教育にかかる経済的負担など、様々な要因が指摘されております。本市におきましては、女性や若者世代が安心して暮らすことができる社会づくりを推進するとともに、就労や結婚、出産から子育て、教育支援まで、必要な政策を総動員して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

◎根間康雄君

確かに難しい課題です。これは、みんなで本当に手を取りながら考えていかなきゃいけない問題だと思っております。

では次、島の未来を担う子供たちの健やかな成長について具体的な取組や対策を行っているかどうか伺いたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

子供たちの健やかな成長については、子供たちの衣食住がしっかりと満たされた上で、多様な人たちと関わりながら、様々な経験、体験を積んでいくこと、またその際には個人としての尊厳が認められ、考え方が受け入れられる経験を踏まえて、失敗が許される環境で様々なことに挑戦できることが島の未来を担う豊かな人材育成につながるものと考えております。これらを実現するには、経済的な支援に加えて、居場所の提供や保育等の預かり機能、地域活動や体験活動等の機会の提供など、既にこれまでも様々なサポートを行ってきていますが、こうした取組をさらに推進していくとともに、子供の権利や多様な子供たちそれぞれの尊厳が守られることの大切さなどに対する認識が広く市民に浸透していくことも重要であると考えております。子供・子育て支援条例の制定プロセスを通じて、そうした社会的認知を広げていくとともに、各施策の実効を担保するものとして、子供や保護者を支えていく社会の基盤となるものにしたいと考えております。

◎根間康雄君

では次、日本一子育てをしやすい島を目指すのに他の都道府県などの取組状況の調査や参考にしているというのもありますでしょうか。それについて伺いたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

日本一子育てしやすい島を目指すに当たり、様々な地域の事例を参考にしております。子供の権利保障に関しては、那覇市がこどもの権利条例（　　部分は111頁に発言訂正あり）の制定に取り組んでおり、そこに関わる専門家等とも意見交換をしながら、考え方や進め方を取り入れております。また、神奈川県川崎市においては、子どもの権利に関する条例を制定後、条例の具現化を目指して川崎市子ども夢パークを開設しており、そうした経緯なども参考にさせていただくため、年明けには同施設の運営に携わっている方を招聘してシンポジウムを開催する予定としております。このほか、茨城県境町など、様々な子育てま

ちづくりの先進地を参考にさせていただく予定となっております。

◎根間康雄君

やはり今のように日本一子育てしやすい島づくりを目指すんであれば、島独特な育て方、この島にしかないような育て方というのがあると思います。これもぜひ行政と我々で一緒に相談しながらやっていけたらいいと思っています。というのは、長崎県、兵庫県、栃木県、千葉県など、多くの県もいろいろ動いています。その県たちも全て違った方法をしています。やり方はそれぞれ違うんです。だけど、評価は、ランクは本当１、２位を争うランクでみんな位置づいています。ぜひ宮古島市もそういった県に負けないような位置づけで、この島の独特を生かした子育てをしていきましょう。ぜひよろしくお願いします。

では、地下水保全について伺いたいと思います。水道水の飲料として、安全対策について現時点の水道水安全基準値について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎水道部長（砂川　勤君）

本市の水道水は、平良袖山のメイクマンに隣接する袖山浄水場及び城辺加治道にあります加治道浄水場の２か所で浄水処理しております。水道水のもととなる地下水は流域が分かれておりまして、主に白川田流域、東添道流域、福里流域から取水しております。白川田と東添道流域については、地下ダムとは別の流域となりますが、福里流域においては一部重複しております。各水源の水質検査です。原水水質把握のため、全13か所の水源地において年１回実施しております。また、硝酸態窒素や塩化物イオンなど16項目について毎月検査を実施しております。その結果、国の定める水質基準値が硝酸態窒素で１リットル当たり10ミリグラム以下に対して2.8ミリグラム、塩化物イオンで１リットル当たり200ミリグラム以下に対して本市は43.8ミリグラムの結果となっております。また、併せて水道水に異常がないことを確認するため、毎日給水栓において、蛇口になりますけども、色、濁り及び残留塩素濃度の検査を実施しております。良好な水質を維持していることを確認しております。今後も引き続きモニタリングを実施してまいりたいと思います。

◎根間康雄君

市民のそうした安心、安全が必要ですので、今後ともよろしくお願いします。

では、もう一つ、先ほど地下ダム、飲料用水のダムなのか、それとも農業用水なのかというのも多分あまり分かられていないというのがあると思います。地下ダムの水質汚染問題もその点に当たるかなと思いますので、当局の見解からどのようになっているのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

地下ダムの水質保全についてでありますけれども、宮古島には国営かんがい排水事業で造成された砂川地下ダム、福里地下ダムがありますが、いずれも農業専用のダムとなっております。飲料用としては使っておりません。地下ダムに貯留した水は、農業用水として宮古島市の各農地に供給されているところです。地下ダムの水質については毎年観測しておりまして、これまで大きな変化は見られません。そのため、地下ダムの水質は問題ないものと考えております。

◎根間康雄君

それでは、今の内容から、私の勝手なお願いでございますが、地下水に含まれる化学物質や農薬の影響が社会問題となっているのは皆さんご存じと思います。しかし、農業をする以上はやはり化学肥料を使っ

たりして何とか農業をしている、頑張っていると思いますが、この部分を有機、無農薬農業の推進とか指導とか、もしくはそれに対する補助とかを出しながら、水質汚染を抑えつつ土作りをもっともっと強化していただけたらいいなと思っております。まず１点。もう一点は、水道部の水質検査が今回の2025年は11月分が詳細で結果が出されております。ただ、あまり市民の方に知られていないと思いますので、市民の方にも率先して水道部のほうは出していますということをアピールする必要があるんではないかと思います。ぜひよろしくお願いします。

それでは、全日本トライアスロン宮古島大会について。令和５年第37回トライアスロン宮古島大会の自転車競技中に起きた衝突事故について伺います。あれからもう２年３年、和解まで２年もかかったというのを伺っています。その和解についての時間の経緯をよろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

令和５年４月に開催された第37回全日本トライアスロン宮古島大会で起きました自転車競技中の選手と一般車両の衝突事故につきましては、当初、通常の交通事故の事案として当事者間で損害賠償の交渉がなされておりましたが、その交渉が不調となったことから、１年以上経過した令和６年５月27日に本市を被告に含む損害賠償請求の訴状が名古屋地方裁判所に提出されております。市としましては、訴状提出後からこの裁判に関わっておりますので、根間康雄議員ご指摘の和解まで２年かかったということではなく、実質１年余りの期間を要したことになります。

◎根間康雄君

それでは、損害賠償額の総額とその内訳も教えていただけませんか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

名古屋地方裁判所が認定した和解案での損害賠償額の総額は、450万円となっております。その支払いの内訳として、衝突した車両の運転手ほか親族に270万円、宮古島市に165万円、琉球新報社に15万円の支払い義務があると認定されております。責任の割合としては、事故を起こした車両を運転した被告側に60％、主催者側に40％、うち主催者負担分の一部を琉球新報社が負担するものとなっております。

◎根間康雄君

申し訳ありません。ボランティアについて、①、②まとめてお願いできますでしょうか。

◎議長（平良和彦君）

すみません。これ一問一答になりますんで。

◎根間康雄君

一問一答で。分かりました。

それでは、ボランティアは何人必要か、この場で伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本年開催された第39回大会のボランティア数は約2,500名となっており、過去のボランティアが多い大会と比較すると３分の２程度になっております。事務局が考える大会におけるボランティアの必要人数としては、ボランティアの皆様の負担軽減を考えると3,000名程度は必要だと考えております。実行委員会としましては、ボランティアの確保につきましては重要事項と捉え、様々な方法で確保に向けて取り組みたいと考えております。

◎根間康雄君

3,000人、大変な人数ですよね。今度は第40回の記念大会です。ランも42.195キロと戻っています。時間的に１時間は延長になると思っております。こういう状況から、やはりボランティアがしっかりしないとまた同じような事故が起きると困ると思います。

それで、私のほうからぜひお伺いします。ボランティアを増やすためにも自衛隊への増員参加の支援依頼が必要と考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本大会における自衛隊への支援依頼は、これまでの大会でも行っております。自衛隊には多くの隊員を派遣していただき、ご協力いただいております。近年はトライアスロンのような島を挙げてのスポーツイベントでもボランティアの確保に苦慮している状況ではありますが、まずは市職員、各自治会、各スポーツ協会、地元企業、各中学校、高等学校、各種団体などに幅広くボランティアを募りたいと考えております。それでも人員不足が生じて安全な大会運営が懸念されるようであれば、自衛隊にも協力を依頼したいと考えております。

◎根間康雄君

ぜひお願いします。では、参考程度に。現在、宮崎県の青島太平洋マラソンとか、大分県の別府大分毎日マラソンなど、自衛隊のボランティアにすごく協力してもらっています。ぜひ参考に。

では、また急いでいきます。続いて、教育行政について。廃校になった学校の跡地や建物は現在、利活用に向けて検討が進められているということについて伺います。旧宮原小学校について、地域住民から跡地利用に向けた期待が高まっていますというのを聞きます。今後の取組についての考えを伺いたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧宮原小学校の跡利用についてお答えいたします。

旧宮原小学校につきましては、令和５年度において、老朽化等の理由から体育館及び幼稚園舎以外の建物を解体しているところでございます。現在は、体育館は小学生等によるスポーツ利用がなされており、幼稚園舎部分は教育委員会施設の一部として利用されていることから、これらの施設は当面の間建物を維持し、同様の利用を継続する予定でございます。校舎を解体した跡地については、個人名義及び共有名義となっている土地が多数あることから､利活用に向けてまずは土地に係る相続人などの権利者特定を行い、所有権移転を進める必要がございます。名義人の状況等から時間を要すると見込んでおりますが、市としましては可能な限り手続を進めていきたいと考えております。

◎根間康雄君

所有権問題が絡んでいると時間かかるとは思います。ぜひ早めな対応をしながら、住民のためによろしくお願いします。

では次、旧伊良部・佐良浜小学校について。まず、旧伊良部小学校の民間への利活用が検討されていると聞いていますが、今後の取組について伺いたいと思います。

◎教育部長（久貝順一君）

旧伊良部小学校の今後の取組の方針についてお答えをいたします。

旧伊良部小学校につきましては、教育委員会としましては建物については解体する方針で決定をしております。ちなみに、今後のスケジュールとしまして、令和８年度当初予算において解体設計の委託費を要求しまして、令和９年度から解体工事を着手する予定でございます。

◎根間康雄君

今の解体予定についてなんですが、これ維持管理費の費用がかかるということと、この管理費の削減が必要という考え方で捉えてよろしいでしょうか。

◎教育部長（久貝順一君）

施設の管理費用も含めてではあるんですけども、旧伊良部小学校の校舎につきましてはそのほとんどが築40年を経過して老朽化が著しいということもありますので、そのまま利活用することは困難というふうに判断をしまして、解体することとしております。

◎根間康雄君

それでは仕方ないですね。

では次、旧佐良浜小学校の民間への利活用が検討されていると聞いています。今後の取組について伺いたいと思います。

◎福祉部長（守武　大君）

旧佐良浜小学校の利活用につきましては、全ての世代が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、こども園や児童館などの子供のための施設と高齢者介護施設等が一体となった養老複合施設を整備する福祉の森構想を進めております。これまで開催した地域説明会や意見交換会では、地域の皆様の声を丁寧に伺った結果、高齢者介護施設の設置場所につきましてはグラウンド部分ではなく、旧佐良浜小学校全体の跡地計画の中で検討を進めていくことになりました。現在は伊良部島児童館の建設が進められており、隣接して民間事業者による認定こども園の設置に向けた取組が行われているところでございます。

◎根間康雄君

続いて行きます。

旧来間小・中学校について。校舎の無償譲渡による民間事業者、以前、浦添市のゆいまるプロジェクトの利活用計画が2024年３月定例会の文教社会委員会で無償譲渡が否決されたというのを聞いております。その後の利活用についての取組はどのようになっていますでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧来間小・中学校の利活用についてお答えいたします。

旧来間小・中学校の利活用につきましては、財産の無償譲渡について令和６年３月定例会に議案として上程いたしましたが、書類の不足等の指摘から可決に至りませんでした。議案否決を受けた後も部落会と事業者との間で利活用に向けた再度の協議が重ねられてきましたが、令和６年11月において来間部落会長より同事業者との計画協議が終了し、事業内容を変更して利活用計画を再考したいとの申出がありましたため、部落会と同事業者による協働利活用については計画を断念したものと考えております。現在、部落会において新たな利活用計画案の検討が進められており、計画立案について市へ幾度か相談があります。市としましては、引き続き部落会との継続した意見交換等を行いながら、利活用事業の実現に向けて支援

していきたいと考えております。

◎根間康雄君

次、旧砂川中学校、城辺中学校について伺います。

旧砂川中学校の跡地、建物の利活用の方針が確定しているが、教育委員会以外の他部局や民間によって管理運営されることが決まっている、そのような具体的な活用内容を教えていただけたら助かります。お願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

砂川中学校が令和３年度末をもって閉校となり、同年８月から校舎を含む全ての施設を教育部から生涯学習部に所管替えを行い、校舎につきましては宮古島市歴史文化資料館として活用しております。また、同敷地内にございます屋外運動場及び武道場につきましては、体育施設として貸出しを行い、スポーツ行事やサークル活動等にご利用いただいております。体育館につきましては、雨漏りの影響による床の腐食や破損等により令和５年１月から使用を停止しており、施設の修繕には多額の費用を要することが見込まれることから、解体に向けて地域のスポーツ団体と調整を行い、理解を得た上で今定例会で解体に係る予算を計上しているところです。解体後の跡地につきましては、敷地内施設の駐車場として活用していく予定でございます。

◎根間康雄君

それでは、旧城辺中学校の跡地、建物の利活用の方針が確定しているが、教育委員会以外の他部局や民間によって管理運営されることが決まっている具体的な活用内容を教えてください。

◎教育部長（久貝順一君）

旧城辺中学校の建物につきましては、学校法人平成医療学園へ令和３年12月22日に無償譲渡されております。宝塚医療大学の宮古島キャンパスとして利用されております。聞き取りの中で、空いている敷地についてということでしたので、お答えをいたします。空いている敷地というのが、プールがあった場所ではあるんですけども、現在、解体をしまして更地となっております。その敷地も平成医療学園への貸付けを行う予定となっております。

◎根間康雄君

あと旧宮島小学校と旧福嶺中学校が残っていますけども、この辺で宮古島市のこの跡地の基本方針というのが、閉校学校施設利用活用方針に基づき、地域の社会教育の振興に不可欠な施設や地域経済への貢献が期待されるというふうに出されております。宮古島市がそういったものを率先してやっていくというのには大賛成でございます。

まず、旧宮島小学校、旧福嶺中学校について伺います。旧宮島小学校の跡地や建物は現在、利活用に向けて検討が進められているが、どのような状況かを教えていただけたら助かります。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧宮島小学校の跡地について、現在の状況についてお答えいたします。

宮島小学校は、平成30年３月末をもって閉校となりました。閉校後は地域による利活用をさせてほしいと望む声があり、要請を受けているところでございます。令和元年度に島尻自治会と建物使用に係る公有財産無償貸付契約を締結し、現在、旧幼稚園舎における介護デイサービス事業の実施や地域イベントの開

催等に活用されております。当該施設については、島尻自治会から、地元がさらに積極的に利活用できるよう自治会への建物譲渡について相談を受けていることから、譲渡に必要となる条件や処理等について確認し、今後も地域と連携、調整を図りながら、地域の活性化に寄与する施設としての利活用を検討していきたいと考えております。

◎根間康雄君

あと１つ、旧福嶺中学校の跡地や建物は現在、利活用に向けて検討が進められているという状況についてご説明をお願いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧福嶺中学校の取組状況についてお答えいたします。

閉校学校施設の利活用の考え方としまして、宮古島市閉校学校施設個別計画に位置づけた優先順位にて進める方針としており、同計画では１番目に公用・公共的施設への転用、２番目に市と民間事業者等での協働による利活用、３番目に地域全体での利活用、４番目に公募による民間事業での利活用として取組の順番を整理しております。旧福嶺中学校については、その方針に基づき、運動場用地は公用・公共的施設への転用として利活用を決定し、校舎のある用地については現在、地域全体、自治会での利活用を検討する段階となっています。そのことから、校舎のある用地の利活用に向け、地域と意見交換会議を福嶺学区に関係する５つの自治会長と実施をしているところでございます。会議においては、５自治会とも旧中学校施設に関心、思い入れがあるため、今後も意見交換を継続的に行いたいとの意向であったことから、今後は自治会長のみでなく、自治会役員や地域住民へも幅を広げながら、利活用に向けた意見交換や検討に取り組んでいきたいと考えております。なお、旧福嶺中学校跡地においても個人名義の土地があることから、現在、その解消に向けて取り組んでいるところでございます。

◎根間康雄君

余談です。旧福嶺中学校の運動場を、宮古馬を育てているというか、飼っているという話も聞いたことありますが、これは別に、余談です。

では、まず今旧校舎の話をしましたけども、全国的に廃校は増えています。もう本当に増え過ぎというぐらい増えています。少子化が原因であります。だけども、この廃校となった場所を宮古島市が、宿泊施設が不足しているんであれば宿泊施設にするなり、各府県の子供たちを招いての体験交流施設を造るんであればそれもいいしと考えております。もちろん事業オフィスにするのも構いません。今のように博物館にしているのも大賛成です。ぜひこのような取組、もっと活用していただけたらと思っております。よろしくお願いします。

では、最後になります。旧平良市文化センターについて。最近、新聞でもラジオでも話しておりました。この場所は、皆さんの前で言うのもおかしいですが、皆さんご存じと思いますが、1961年、宮古の琉米文化会館として落成しております。ちょうど私の生まれた年ですので、もう65年近くなります。あれからずっとなじんできた場所で、1973年に平良市に無償譲渡され、平良市文化センターとなっております。1986年に平良市立図書館と改称してスタートし、2005年10月、合併で宮古島市立平良図書館と改称されたという、こういう歴史があります。みんな北小学校の隣で、なじんで、すごく、もう自分の庭のようにやってきた場所ですが、その場所がいつの間にか桑の木、デイゴの木、黒木が伐採されて、もう今残っているのはソ

テツの木だけです。これについて、ぜひ理解ある説明をお願いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧平良市文化センターの跡地についてお答えいたします。

旧平良市文化センター跡地は国有地となっております。平成８年度に土地を管理する内閣府沖縄総合事務局宮古財務出張所と当時の平良市との間で30年間の国有財産有償貸付契約を締結しており、賃借料については令和７年度においては150万円となっております。令和８年３月31日において30年が経過しますので契約満了となることから、貸付物件の原状を回復して返還することとなります。契約約款においては原状を回復することとなっておりますので、国有地返還に伴って現在、原状回復を行っているところでございます。

◎根間康雄君

幾ら思い入れがあってもしようがないですよね、返還するんであれば。国に一旦返して、もう一度復元できたらというのが一般市民の気持ちかもしれませんけど、ぜひこれから先も我々と共に、特に行政の皆さんが動かなかったら宮古島市全然よくなりません。私は代弁者です。懸命に伝えます。思いを伝えますので、今後ともぜひ宮古島市発展と、子供が増えるような宮古島市にできたらいいなと思っております。今日は本当にありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

根間康雄議員、戻っていただいて。訂正があるそうです。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

申し訳ございません。答弁の訂正をお願いいたします。

先ほど子供・子育て支援条例について、日本一子育てをしやすい島を目指すのに他の都道府県を参考にしているかというご質問に対し、私、那覇市がこどもの権利条約の制定に取り組んでいるとお答えいたしましたが、正しくは那覇市がこどもの権利条例の制定に取り組んでいるでございます。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

◎議長（平良和彦君）

これで根間康雄君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎狩俣勝紀君

まずは、再度この場所に立てましたこと、市民の皆さんに深く感謝申し上げます。今回の質問は、ほぼ北部地域の長年抱える課題となっておりますので、実りあるご答弁よろしくお願いいたします。

質問いたします。１、農林水産行政について。１、圃場整備について。①、狩俣白川原土地改良区再整

備について。ア、白川原土地改良区再整備要請の現況について伺う。イ、再整備の予定について伺う。

２、島尻バタラズ地区赤土流出について。①、赤土流出対策について伺う。

３、池間地区道路高木伐採剪定について。①、製糖期大型ダンプ農道通行対策について。ア、サトウキビ搬出作業時車両に当たる雑木の処理について伺う。

②、池間一周道路観光バス等通行対策について。ア、道路にはみ出た高木が観光バス等のセンターラインをオーバーする原因となり危険。除去対策について伺う。

４、大神島スロープ安全対策について。①、半周道路末端のスロープ滑り止め対策について。ア、観光客の増大する中、スロープで転倒する事案が発生しております。救急施設が不十分な離島での事故予防対策について伺う。

５、海中公園隣接施設改修について。①、施設水門改修について。ア、施設内は海水がよどんだ状態で、使用されておらず、施設活用に向けて水質の改善対策について伺う。

６、池間漁港に隣接するゼロ番地管理について。①、除草等管理費用について。ア、ボランティアでの機材提供、労力提供で除草作業等が行われており、観光地としての景観維持費用対策について伺う。

②、団体での管理運営について。ア、計画的な管理景観維持確保のため、団体への委託等について伺う。

２、教育行政について。１、沖縄県立宮古総合実業高校寄宿舎設置について。①、宮古島市在の県立高校海事関係学科の充実について。ア、沖縄本島においては同海事関係学科については希望が多く、競争率も高い。宮古島内では定数に満たない状況が続いており、海事関係の受験を希望する若者への門戸を開く対策について伺う。

以上、質問いたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

まず、農林水産部所管のご質問からお答えいたします。

１番目の狩俣白川原地区、その土地改良区再整備でありますけれども、この地区の土地改良事業は昭和63年から平成10年にかけて整備された地区で、整備後20年以上経過しております。そのため、雨水による被害状況も把握しているところでございます。本市では、宮古伊良部国営かんがい排水事業の施工に関連し、未整備地区を優先的に計画しているところです。しかしながら、白川原地区のような整備から20年以上が経過した地区では雨水被害が多く発生しております。農家の方々からも再整備の要望が多数寄せられていることから、早期の採択を目指し、今後、宮古島市全体の再整備計画を策定して、採択に向け取り組んでまいります。

次に、再整備はいつ頃になるかということでありますけれども、市全体の再整備計画を策定しながら、優先順位をまず整理し、白川原地区の再整備事業についても早期に採択に向けて県と調整を図ってまいります。

次に、島尻のバタラズ地区の赤土であります。狩俣勝紀議員ご指摘の赤土流出については、島尻で土地改良事業を行った農地から排水路を通って海へ流出していることが考えられます。島尻で土地改良事業を行った地区における排水路の流域は比較的広域であり、周辺海域の汚濁負荷軽減のためには農地からの赤土流出防止が肝要であります。農家に対しては、圃場周辺にグリーンベルト等の植栽を行うよう指導するとともに、各地域の農地・水・環境保全管理協定運営委員会の組織を活用して排水路等の清掃などを行っ

ていただくよう進めていきたいと考えております。今後は、白川原地区の再整備計画と併せて、島尻バタラズ地区の赤土流出対策も検討していきたいと考えております。

次に、池間地区の道路高木伐採剪定であります。①について農林水産部所管でお答えします。狩俣勝紀議員ご指摘の池間地区農道の製糖期大型ダンプ等通行対策としましては、毎年、製糖期の前に池間地区農道清掃委託業務としまして、池間自治会を通して草刈り作業等を行っていただいております。池間地区におきましては、土地改良事業で圃場整備等を行った実績がなく、農地・水活動としての活動区域に入っていないことから、毎年の製糖時期の前には農道清掃委託としまして予算を計上し、農道の安全な通行対策に向けて取り組んでいるところでございます。

続いて、大神島のスロープ安全対策でございます。このスロープでございますが、当時を知る関係者に聞き取りを行ったところ、道路北側末端のスロープにつきまして、当時、近海でタコ漁を営む漁師の要望で船揚げ場及び船舶の一時保管場所、緊急避難場所として整備された経緯があります。現在は使用されていない状況でございます。ご指摘のスロープにつきましては、観光客が立ち入らないよう、現地を確認の上、表示等での周知を図っていきたいと考えております。

宮古島海中公園の施設水門改修でございます。ご指摘のとおり、水門を開けた状態にしたほうが水質改善につながると考えておりますが、課題が２つありまして、まず１つ目に隣接する海中公園への影響。これは、観察窓があるんですけども、その前が濁ってしまう懸念があります。２つ目に、大浦地区及び狩俣地区のモズクやアーサ養殖への影響。これは、流出する海藻等が付着して生育への懸念があること。この２つの影響が懸念されるため、今後、関係機関と意見交換していきたいと考えております。

池間漁港に隣接するゼロ番地管理でございます。狩俣勝紀議員ご指摘のゼロ番地の土地について調査した結果、琉球政府により池間漁港の整備をした際、しゅんせつ工事で発生した土砂により埋め立てられた土地と認識しております。公有水面埋立法により、埋立申請した者が登記を行うこととなっておりますが、現在まで登記はされておりません。市としましては、関係機関に対し、土地の管理責任の所在及び管理に係る費用について検討していただくよう伝えていきたいと考えております。

②の団体等での管理運営についてでございます。先ほどの答弁とも一部重複しますけれども、市としましては、関係機関に対し土地の管理責任の所在及び管理に係る費用について検討していただくよう伝えていきたいと考えております。

◎建設部長（下地睦子君）

私のほうでは、建設部所管のご質問についてお答えさせていただきます。

狩俣勝紀議員ご質問の１、農林水産行政について、３、池間地区道路高木伐採についての②、池間一周道路観光バス等通行対策についてのア、道路にはみ出た高木が観光バス等のセンターラインオーバーの原因となりというご質問についての答えです。池間一周道路は、宮古島市が管理する池間18号線と沖縄県が管理する県道池間大浦線がございます。本市が管理する池間18号線は、池間灯台から県道池間大浦線の区間で、池間島の北海岸沿いの道路となっております。現場を確認し、支障がある街路樹については伐採作業を行い、安全に通行できるよう努めてまいります。

次に、沖縄県が管理する県道池間大浦線についてでございますけれども、こちらは池間大橋から池間小学校横を通り池間灯台までの区間で、管理している沖縄県宮古土木事務所に確認しましたところ、県管理

道路につきましては通行上危険のある箇所を中心に剪定または伐採作業を行っており、今年度は保良上地線、長山港佐良浜港線、保良西里線ほか６路線で剪定または伐採作業を実施したとの回答でございました。また、当該箇所につきましては現地調査を行い、樹木剪定の対応を検討するとの回答でございました。

◎教育部長（久貝順一君）

教育行政について、沖縄県立宮古総合実業高校寄宿舎設置についてであります。質問要旨としましては、宮古島市在の県立高校海事関係学科の充実についてということです。

まずは狩俣勝紀議員ご承知のとおりだと思います。県内における海事関係学科のある県立高校は、沖縄本島にある沖縄水産高校と宮古島市にある宮古総合実業高校の２校となっております。そのうち、宮古島市にある県立宮古総合実業高校の海洋学科については毎年度定員割れとなっておりまして、昨年の志願状況を見ても0.53倍となっております。一方で、沖縄本島にある沖縄水産高校においては1.35倍と定員を上回る志願状況となっております。市としても、人材不足が叫ばれる中において海事関係学科も含め様々な人材確保を図る上では、専門的な学科を持つ実業系の高校は重要な役割を担うものと思っております。ご質問の定員割れ対策として、島外からの生徒の受入れのための寄宿舎設置については、県の教育委員会とか学校関係者に対しまして機会を設けて考えを聞いてみたいと思っています。

◎狩俣勝紀君

ちょっと休憩していいですか。ちょっと確認したい。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時46分）

再開します。

（再開＝午後１時46分）

◎狩俣勝紀君

白川原土地改良区についてですけども、新規のところを優先して進めるということなんですけども、前回の一般質問で出したことあるんですけど、赤土流出した場所は個人で土を入れており、間違いなくお金も使っています。ましてや、また流された場所はその分だけ作物が作れないので、この間累計して計算した面積からすると、1,000万円以上の損失があるんです。その累計を考えていくとまだまだこれ、あと何年こういう流出が続くんですかということなんですけども、今現在、再整備する場所というのはどれぐらいありますか。また、もう一つ、年どれくらいの再整備事業がされているか。確認できましたらお願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今手元に資料がございませんので、後ほど答弁したいと思います。

◎狩俣勝紀君

再整備については、特には今のところはっきりしためどは立っていないということですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の地区につきましては、現在は見通しは立っておりません。

◎狩俣勝紀君

島尻バタラズ地区について。赤土流出についてはかなり前から発生しているし、認識しているものと思っております。また、そのバタラズ地区から狩俣に向けての海域というのは、モズク養殖の非常に貴重な生産場所でもあります。バタラズ地区のマングローブの種は大神島まで流れているんです。そしてまた、狩俣地区の裏の池間大橋の近くまで流れているものも確認されております。そういう状況ですので、この赤土流出がこれからどういうふうにモズク養殖等に影響するか非常に懸念されるとこですけども、これ答弁ではある意味これから考えていくということなんですけども、できればこの赤土流出については早く明確な方法もしくは計画を策定していただければと思っております。そこら辺の流れについてもし答弁できれば。

◎農林水産部長（下地貴之君）

バタラズ地区につきましては、現地も確認しながら、緊急性も含めて今後調整していきたいと考えております。

◎狩俣勝紀君

ぜひお願いしたいです。この場所というのは、大神島―島尻間の発着場までも及んでおります。観光シーズンになるとかなり、いい状況ではありませんので、ぜひ早めの改善をお願いしたいと思っております。また、その海域にはウニ養殖場もあるんですけど、ウニ養殖場も全然物になっていない。これが影響しているのかどうか分かんないですよ。そういう意味でも、せっかくの漁場の将来が非常に、どうなのかなと心配されている場所ですので、ぜひ早急な対応お願いいたしたいと思っております。

次、池間地区道路高木伐採剪定について。答弁については、農道については年次計画で、毎年予算を出しているということなんですけども、これ予算化されていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

池間地区に限ったところではございませんけれども、農道の清掃として予算計上しております。

◎狩俣勝紀君

今道路整備、除草とか伐採をやっている方はハーベスター持っていて、サトウキビ収穫に関わる業者がやっていると思いますけども、間違いなく池間地区はほぼ圃場整備をされていないし、毎年誰かが難儀して整備して、これは仕方なくです、通れないから。そういった面もありますので、池間島はまた圃場整備もされていないということで、かなり雑木が茂るというか、ダンプの通行に支障があるような場所です。毎年話を聞きます。そういうことで、ぜひ池間地区においては年次予算、年の予算をぜひ設定していただいて、間違いなく整備できる費用を用立てていただきたいと思っています。個人、民間が負担している部分がかなりあると思います。これ仕方がないから。製糖期、サトウキビを運ばなきゃいけないから。そういう声もありますので、ぜひこれは予算化して、年１回もしくは２回。私が、１回当たりの作業５日間で計算したところ、67万円かかっています。積算すると。そうすると、せめて100万円ぐらい予算つけて、50万円ずつ年２回の作業でもしてもらえればかなりダンプ、ハーベスターは助かると思います。ぜひこの予算立てもお願いしたいと思っておりますが、この件に関してぜひお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農道の状況も確認しながら、ご質問の、必要であれば年２回作業が行えるように取り組んでいきたいと考えております。

◎狩俣勝紀君

ぜひ年２回の作業を予算立てしていただいて、スムーズな製糖期、また農作業ができるようにお願いしたいと思います。

あと、この農道については観光客も最近はよく入ってきているということなんです。それで、事故も発生していると。そういうこともありますので、ぜひ確実な予算立てをよろしくお願いいたします。

②、池間一周道路について。一部県道もあるということで、全周が市道ではないということですけども、この道路についても事故も発生しているということがありますので、特に狩俣線においては最近、野田地区辺りか、大浦地区辺りからずっとある程度県のほうで伐採してもらって、かなりの車の通行には解消できたと思っております。かなり苦情がありました。その先のまた、池間島に向かっても、ぜひこういう車、大型ダンプもしくは観光バスの通行に関しては、観光地として目指すんでしたらぜひまたこの通行に関しては良好な環境をつくっていただきたいと思っております。市道については、年次計画の予算はありますか。どういうふうに今管理しておられるか、お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

市道につきましては、高木などの樹木の剪定、枝の剪定であったり伐採に関しては年に１回程度を行っております。あとは、市民の皆様から危険区域だとか、道路にはみ出ているなどのご連絡をいただければ、その都度伐採を行っているところです。除草に関しては、年２回から多いところは４回程度を除草しております。予算は毎年確保しておりますが、今後は市道につきましては計画的に植栽ますの撤去も含めまして除草、剪定が行えるように安定した予算要求を行っていきたいと考えております。

◎狩俣勝紀君

一周道路のほうも、今退職された方がボランティアでかなりきれいにやっている部分もあります。そういう意味では､ぜひ行政のほうでも定期的な伐採ができるようにお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

４、大神島スロープ安全対策について。①の半周道路末端のスロープ滑り止めについてですけども、これ私も何回か大神島へ行くんですけども、間違いなく危ないです。滑り。これは大神島に入ったら大体すぐ注意されます。左側に真っすぐ行くと、スロープ注意しなさいよと。それで、もう転倒している人が何人もいるんです、間違いなく。それで、果たして今度ロープで止めたときにこれがどれだけ防げるか。もちろん危険表示はできますけど。

それと、もう一点、また救急要請時、何かあったときに救急車がすぐ来る場所ではないので、そういう危険予知も含めて、救急要請時の体制が果たしてどれだけ進んでいるか。もし事故があった場合どういうふうに、どういう流れで救急搬送するか。ありましたらお願いします。

◎消防長（上地一史君）

救急要請があった場合どうするかということですね。救急などの出動要請があった場合、対応としましては、大神海運または宮古島漁業協同組合の船舶を使用して消防職員が大神島に渡り、必要に応じて応急処置を行って医療機関のほうへ搬送することになっております。

◎狩俣勝紀君

確認ですけども、これ救急、消防に電話すれば消防のほうが船を全部手配して行くということですか。

◎消防長（上地一史君）

119番通報で要請があれば、消防職員、救急隊が大神海運または宮古島漁業協同組合（　　部分は117頁に発言訂正あり）の船で大神のほうへ渡って応急処置等を行って、それから医療機関のほうへ搬送するということになります。

◎狩俣勝紀君

大神島のほうも住民は減る一方ですけども、観光客は間違いなく増えています。20名足らずの住民の中で船は50人乗りですから。そういう意味でも、島に慣れていない方が結構行く確率は高いです。そういう意味では、ぜひ救急要請時の体制、どうやってするか、万が一の場合ですけども、そこら辺もやはりちゃんと整えてもらって、救急要請に備えてもらいたいと思います。

５、海中公園隣接施設改修についてです。この施設は、多分オープンしてあんまり使われていないように思います。せっかく補助事業で造った施設ですけども、果たしてこれでいいのかどうか。地元でも非常に、ああいう状態はちょっと幽霊みたい、幽霊が出そうな感じの場所になっていますけども、ぜひこれは、大浦湾の養殖関係で危惧されるとこもありますけども、ただ今の状態でそのままいくということなのか。どうしてもここを活用したほうが間違いなく海中公園への相乗効果も出ると思います。海中公園、年々売上げ伸びていますから、そういう面でもぜひ改修に対して、どういう方法があるか答弁いただければ。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今の宮古島海中公園の答弁の前に、先ほどの再整備の件を先にお答えします。

再整備につきましては、先ほどの土地改良の再整備でございますけれども、現在どの地区ということは申し上げることはできませんけれども、４地区要望が上がっております。令和８年度に再整備計画を策定し、順次再整備を行っていきたいと考えております。

では、今の海中公園の件でありますけれども、先ほども答弁しましたけれども、２つほど課題がありますので、県や漁業協同組合、生産者、それから狩俣自治会を含めて意見交換していきたいと考えております。

◎狩俣勝紀君

非常にこの施設についても長年そのまんまの状態が続いておりますので、これもしよければいつ頃にそういう打合せできるのか、お願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

意見交換につきましては、これから調整してみますので、なるべく早期にというふうにお答えしておきます。

◎議長（平良和彦君）

では、訂正があるそうですので。

◎消防長（上地一史君）

すみません。先ほど搬送、大神海運だけと話だったんですけど、大神海運と宮古島漁業協同組合のほうで急患搬送業務委託契約を結んでいまして、その２事業者でやっていますので、訂正いたします。

◎狩俣勝紀君

圃場整備は、質問大丈夫ですか。

◎議長（平良和彦君）

大丈夫です。

◎狩俣勝紀君

今現在、圃場、再整備に取り組んでいる箇所はありますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

すみません、先ほどお答えしたつもりではあったんですけど。現在、再整備につきましては４地区から要望が上がっております。ただ、まだ再整備には至っておりませんけれども、令和８年度に再整備の計画を策定しまして、順次取り組んでいきたいと考えております。現時点ではまだ再整備はしておりません。

◎狩俣勝紀君

それでは、今の話では再整備、申込みあるんですけども、やっている場所はないということでいいですよね。

海中公園に関しては、早めに対応していただきたいと思いますので、ぜひ早めの対策お願いします。非常に長い間、あの施設もったいないという声が非常に多いので、せっかくの施設ですので、よろしくお願いします。

６の池間漁港に隣接するゼロ番地管理について。この場所は、これまでも何度か要請もされていると思います、市のほうに。管理できませんか。たしか与那嶺誓雄さんあたりが早い時期に自費で芝の種まきもした経緯があると思います。そういう中で、今まで何にも対応というか、応じてくれなかったというか、そういう中で今の現状に至っておりますので、何人か、私も一緒にやりましたけども、ボランティアで刈り込みしています。そういう中で、ぜひこの場所においては。どこの管理か分かんないということで話がよく出るんですけど、ゼロ番地。場所は池間小中学校のすぐ隣です。間違いなく。環境的にもあれだけ荒れているとあまりいいイメージは出ないです。観光客が毎日通っています。そういう意味ではぜひ、市ができないにしても、果たして県のほうでどれだけできるかというのは早めにめどづけをしてもらいたいと思います。もしくは、できないんであれば団体、どこかへ委託するとか、そういう費用まで考えて。いずれあの場所は間違いなく、かなりの面積ですので、イベントにも使えると思います、何かの場合は。そういうことで、また整備に向けてはぜひよろしくお願いいたします。

沖縄県立宮古総合実業高校寄宿舎設置についてと話しましたけども、これ学生寮と捉えてもいいです。私ちょっと言葉を変えますけども。今現在、私海事関係という捉え方で質問しましたけども、これはいろいろ調べますと宮古島市の中においてはかなりの学科が定員割れしていた。非常に果たしてこのままでいいのかなというものがあります。いろいろ調べたところ、愛媛県の宇和島水産高校、宇和島市ですね、学生寮を造って全国から集めるような流れができているみたいで、令和８年度から募集になっているみたいですけども、ぜひ宮古島市においても職場によってかなり人材不足。田舎に行ったらかなりもう少子化という話。これは全体的なことですけども。ぜひまた一つの突破口として、宮古島市として、こういう学生寮みたいなものを造って、市の、若者がいると非常に活気づきますので、ましてや学校運営の効率化にもなると思いますので、ぜひこういう学生寮についてはどうでしょうかと。

◎市長（嘉数　登君）

学生寮についてどうかということですけども、まずは県立高等学校ですので、一義的には沖縄県が考え

るべきことかなと思いますけども、特に海事関係というところで、これはもう宮古島市だけではなくて、先島は要するに航路、船で島々を渡しているという実態がございます。ですので、船長、それから機関士、それから通信士、これは本当に需要があってなかなか採用できないという話も聞いておりますので、そこは沖縄水産高校があるにしても離島地域はどこでカバーするかというところについては、八重山地域のほうとも、竹富町のほうとも相談をしまして、県教育長のほうに要請できないか検討してみたいというふうに考えております。

◎狩俣勝紀君

市長おっしゃるとおり、離島圏ですので、先島はそうですけど、間違いなく今船舶関係の人材はかなり逼迫している状態のようです。そういうことでぜひ、県内２つあるというのは異例、ちょっと多いほうと言われたんですけども、ただ離島を抱える宮古島、先島において、沖縄県においては間違いなく離島航路、必要な人材はかなりの数だと思います。ましてや、石垣島は水産高校ないんですけども、離島航路の皆さんほとんど宮古島出身です。そういうことで、ぜひ宮古島もいろんな意味で地域の活性化もしくは人材育成の場として、県もそうですけど、宮古島市の学生寮的なものが、これはそういうふうにいくと今度は海事関係にとらわれず、そういう全国から人を集めると、外に出なくてもいろんなところの人たち交流できます。人的交流。子供たちが。そういう意味でも、ぜひこういうものが将来宮古島においてどうですかと。観光客はすごい宮古島、ブームでどんどん来ていますけども、こういう将来的、子供たちが地元にいながら幅広く交流できる場をつくるという意味でも学生寮というのがいいかなと思っています。ましてや、宮古島にいながらにして全国の皆さんと交流できるというのは大変意義あるものかなと思っておりますので、この学生寮については前向きに検討いただければと思っています、市として。県もそうですけど。県と共同でいろんなことができればいいんですけども、そういう流れの中で、どうしても今現在でも間違いなく海運関係疲弊しています。もう本当に時間との勝負みたいな感じ。そういう流れの中で、宮古島市として学生寮を確保する、できれば。そういう中で、ほかの学科もほとんど足りないとこあるらしいけども、ただ全国から人が集まる宮古島であれば、それなり宮古島の教育関係の充実ともなるし、人的交流もかなり充実すると思います。そういう中で、将来宮古島に関わる人を増やすためにも宮古島市の、今非常に建築、かなり高いところで言っていますけども、そういう学生寮的なものがあれば一つの突破口になるんではないかと思っておりますので、もう一度だけ市長、お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

狩俣勝紀議員の質問は実業高校ということで、特に海事関係での質問でした。南西諸島、特に先島は航路で結ばれている島々ですので、そういった機関士、船長、通信士も含めて安定的に確保していかなければいけないという趣旨から、私は関係市町村、石垣市、竹富町、与那国町とも相談しながら、県のほうに調整していきたいという答弁をさせていただきました。これはやってまいりたいというふうに考えております。そのほかに、最近多良間村で意見交換をやった際に、多良間島出身の高校入学生、これもう宮古島にゼロなんです。おっしゃっているように、どこに住むかという問題があったんです。かつては間借りをして、宮古島で高校を出ていたというようなこともありますけども、今は沖縄本島の群星寮という学生寮がありますので、宮古本島ではなくてもう沖縄本島にすぐ出ていってしまっていると。それはそれで、選択の自由というのがありますので、我々がとやかく言う話ではないんですけども、この傾向が続きますと、

宮古島市と多良間村の関係性というんですか、どんどん薄れていってしまわないかというところも一方で危惧されているというところもありまして、そこはやはり役割分担を踏まえた上でという話になりますけども、県に対してもそういう圏域で高校までは出れるような体制ができないかというところについても相談をしていきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝紀君

非常に今いろんな場面で本当に人材不足、少子化叫ばれている中ですけど、幾らかでも突破口的なものができればいいかなと思っております。このまんま黙っていたんでは間違いなく小さくなる一方ですから、どうやってもいろんな意味で先進的な発想もしながら、県とも協議しながら、国といろんな助成活動もあればそういうのも利用しながらできればとは思っております。

以上、私の質問といたします。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで狩俣勝紀君の質問は終了しました。

◎砂川和也君

議席番号13番、Ｎｅｘｔみやこ、砂川和也でございます。一般質問の前に所感を述べさせていただきます。

10月の選挙で、大変厳しい選挙でございましたが、無事当選して、またこの場に立つことができました。本当に支援者の方々には心から感謝申し上げます。ありがとうございました。また４年間しっかり務めさせていただきたいと思いますので、私も真摯な対応でやっていますので、当局の皆様も丁寧で分かりやすい答弁のほうよろしくお願いいたします。

では、一般質問のほう始めていきたいと思います。道路清掃について伺います。道路清掃予算について。①、年間スケジュールについて。ア、高木伐採について伺う。これ図を見せたいと思いますので、すみません、お時間下さい。午前中の我如古三雄議員、先ほどの狩俣勝紀議員の中でもありましたが、やはり今回選挙をやった皆さんも、議員の皆さんよくあったと思うんですが、道路の清掃ということについての我々意見を多くいただきました。宮古島の道路が汚いよということで、もっときれいにしてほしいという声を多くいただいております。その中で、我々も選挙中に選挙カーを運転していると選挙カーが木に引っかかることがございました。なので、結構この高さというのは普通の乗用車では気づかないことがあるんですが、今製糖期が始まっております。大型ダンプ等が走っております。Ａコープ下地店から前浜ビーチに向かうところ、ここは観光バスも通っていると思いますので、こういう高木伐採について市はどのような考えを持っているのかということをまず伺いたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

植栽ますにある高木につきましては、主要路線を年に１回定期的に剪定しており、その他の路線につきましては通行に支障のある場所、要望箇所を順次剪定作業を行っております。道路の敷地以外の土地から道路上にはみ出した草木も多く、土地所有者の適切な管理が求められるため、本市ホームページで道路上にはみ出した草木の適切な管理についてお願い文を掲載しているところです。

◎砂川和也君

次の質問に移ります。

イ、街路樹の清掃についてということで、同じような形にはなるんですが、結構街路樹見てみるとこういうふうに何か切ってある箇所が結構見られました。ここは空港の周りです。先週少し回ったら掃除していたんですけど、見てのとおりもう草が生い茂って、草ぼうぼうなんです。先ほどこういうふうにきれいにしている街路樹とかがあるんですけど、この街路樹清掃、そもそも道路清掃というのはきれいにするというのが目的で、伸びてから切るんではなくて、日頃からきれいにしておくというのが目的ではないかなと思います。結構この時期に多く行われるんですが、やはり宮古島というのはピークというのは夏ですよね。私どもには夏に間に合わない道路清掃をしているように見受けられるんですが、その辺当局としてはどういうふうに考えているか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

街路樹の清掃についてということですけれども、市道につきましては、先ほどの高木伐採と同様に、街路樹のある主要路線を年に１回定期的に剪定しておりまして、その他の路線につきましては通行に支障のある場所、要望箇所を順次剪定作業を行っております。また、見通しのよくない交差点においては、沖縄県が作成した街路樹植栽・維持管理ガイドラインに基づき、交差点部10メートル以内の街路樹の伐採も順次行っているところです。伐採時は根元から切断、撤去を現在は行っているところです。

◎砂川和也君

建設部長、聞きたかったのは、街路樹根元から切れるんですかということを聞きたかったんです。あまり街路樹としてもう意味をなしていないような街路樹が多々道路に見えるんではないかなと思っていまして、多分ここにいる皆さんみんな感じていると思うんですけど、市道が1,000キロメートル近くあるではないですか、宮古島市。970キロメートルぐらい。その市道の管理になってくると思うんですけど、順次やっているということはもうずっと聞いていて、議会のたびに我々がこういう写真を出して、ここ切ってください、我々が草木アラーム議員みたいな、何か我々が言ったからやるんではなくて、もう順次やっていただきたいんです。議会でわざわざ言うことではなくて、もう普通にやっていただきたい。なので、予算執行ってどういうふうに行っているんですかということを次伺いたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

予算執行の計画についてということですけれども、高木、街路樹の剪定につきましては、危険箇所及び要望箇所をリストアップし、予算要求を行っているところです。また、作業員につきましては、３班体制で行えるように予算確保に努めております。執行計画につきましては、街路樹のある主要路線は、先ほどから申し上げておりますが、年１回程度定期的に剪定をしています。また、除草作業につきましては、主要路線を年に２回から４回程度、その他の路線は通行に支障のある場所、市民などからの要望箇所を実施しているところです。先ほど砂川和也議員からもご指摘をいただいているとおり、市内には970キロメートル以上の市道がございます。少し管理の行き届かない箇所もあるかと思いますので、その辺りはご連絡をいただきたいと思います。まず、気づいたら市のほうでもなるべく早めに清掃するように心がけます。

◎砂川和也君

そうなんですよね。もう道路が多過ぎて。梅雨どきとか夏はもう一気に生えてくるんで、なかなかできない。ただ、やはり頻度を増やすしかないのかなとか思ってきています。もうこれが公助だけでできないんであれば自助、共助、公助の中でやはり自助、共助に頼っていくということもやっていかないといけな

いんではないかと思います。それをただ頼るんではなくて、ちゃんとした対価を支払ってやっていくということも今後必要なんではないかなと思うんです。今聞いていてみんなそうだねって多分思っていると思うので、その中で例えば、では我々がやりたいよとか、青年会でもいいですよ。自治会でもいいです。ある建築会社とかでＪＶでも組んでいただいて、今こういうところが来ているんだからすぐ行ってくれないかといって、予算が100万円以内とかであればすぐできるような感じもあると思うので、そういうことも含めて次年度以降の取組についてはどうお考えかということを伺いたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

次年度以降の取組についてということですけれども、基本的には今年度と同様な考えで予算要求を行うという考えでございますが、今年度、各地域づくり協議会であったり、各自治会であったりにお願いをいたしまして、委託をしてですね、自治会内の市道、地域づくり協議会内の市道を清掃していただいているところです。次年度に向けてもそのような地域づくり協議会や自治会、あとは青年会であったり、その辺りの申出がございましたら、委託を行って、清掃をお願いしていくような形を取っていきたいと考えております。

◎砂川和也君

なかなか難しい問題だとは思うんですが、やはり今年度と同じ取組では駄目だと思います。やはり今こんだけ問題が出て、議員見てみるとこの道路の問題いっぱい出ていますよね。私ではなくて、午前中でも我如古三雄議員も、先ほどの狩俣勝紀議員もおっしゃっていた。ということは、これもう早急な、市民が一番求めている声というのは実はそこなんではないかなというのは多分当局の皆さんも認識していると思います。先ほど言ったとおり、ではもう共助の力も借りたいよということで、要件があるとは思うんですが、そういうことをすると意外に手を挙げてくる団体というのはもしかしたらいるし、あるいは有志で私らがやろうかって言ってくれる方々も出ると思います。そこをまずやってみて、駄目だったら今度は公助で何するかって話になってくると思います。今宮古島市の公式ＬＩＮＥありますよね。あれが不法投棄の場所を教えられるではないですか。それでこういうところやってほしいというのも活用していいんですかというのをちょっと。不法投棄ありますってあれ位置情報をくれますよね。だったら例えばここの木切ってほしいという位置情報もそこに送って、下に何か要望書けるではないですか。なんで、木が生い茂っているんで切ってくださいとか、そういうふうに要望がダイレクトで、我々議員を通して伝えるよりも、もうこれがオンライン化ですぐ行きますので、そういうことができるか。これいろんなものに使えるのではないかなと思いますので、宮古島市の公式ＬＩＮＥの応用できるかというのは、これは総務部かな。市長、お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

街路樹を含めた道路の維持管理についてです。これ砂川和也議員もご指摘のように、議会でももう度々といいますか、今に始まった話ではないと思うんです。もうずっとこのテーマといいますか、議論されてきて、堂々巡りになっているのかなという気はしております。一方で、宮古島市の一般道、970キロメートル、県内では断トツの１位です。これを将来にわたっていかに適切に管理していくかというのは大きなテーマでございます。ですので、予算の確保というところも非常に大事ですけども、この確保した予算をいかに効率的に執行していくか。さっき時期の話もございました。それが大事だというふうに思っておりま

すし、従来どおりの例えば街路樹の伐採方法だけでいいのかというと私は全然違うと思っていまして、世の中にはいろんな機械がもう導入されていて、人力だけではなくて機械の力というのを借りながら効率的に管理をしているところもございますので、その辺は市としても研究し、導入可能性を見いだして、逐次導入していきたいという部分と、それからＬＩＮＥを使った通報のご提案もございました。確かに今使える技術としましてはＬＩＮＥを用いて特に剪定が必要な緊急箇所を通報してもらうという手も一つかと思っているんですけども、県もそうですし、市もそうですし、道路パトロールの車が走っておりまして、他県ではリモートセンシング、カメラを使用しているんです。道路管理というところで、補修が必要な箇所をカメラで拾い出して、それをデータベース化して、それを順次予算化していく。要するに危険箇所、優先順位も含めてそこを検討していくような仕組みがございますので、ぜひともそういう先進的な県の取組なんかも市として研究して、いかに効率的に管理していくのか、それがひいては市民の満足にもつながっていくというふうに思っておりますので、これは建設部だけではなくて、いろんな課が、またいろんな部が関わってくるかと思っておりますので、努力してまいりたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

市長、本当市長の今の答弁すばらしいと思います。本当にもう今のやり方ではなくて抜本的に、本当に海外だと、高い木のところを一瞬でばさっと切るような、ありますよね。いっぱい伐採されるときにでっかいラジコンみたいのががあっと走って、ばあんと何か一気に人力ではなくてできるような、そういうのを市が買って、それを業者に貸し出すとか、そういう形もできるのかなと。今おっしゃったとおり、もうデータ化して、ここが出てきているからもうそういうふうにすぐここでやっていこうかなというような、そういう取組ができれば本当にいいことだと思いますので、次年度以降の取組に期待して次の質問に移らせていただきます。

海浜行政についてです。これ前定例会でもご質問させていただきました。市長が、新城海岸の管理移管なんですけど、「市と県と協力して、どういう方向でいけば適切な管理と適正な使用ができるかについては協議していきたいというふうに考えております」というふうにおっしゃっておりました。その後どういうふうになりましたでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

新城海岸の環境についてです。新城海岸の管理移管につきましては、同海岸における県と市の海岸占用に係る認識の相違や、市で確認したこれまでの県における現場の管理状況など総合的に判断した結果、去る11月５日に所管する県宮古農林水産整備課に対しまして新城海岸の移管に向けた協議には応じられない旨を伝えております。

◎砂川和也君

そうですね。今の状況では、正直素直に受け入れますとは言えないのかなと私も思います。ただ、やはり多くの方があそこも利用していますので、安心、安全という管理に関してはやはりおろそかになってはいけないなという部分はあります。それを含めて今後、新城海岸を含めた宮古島の全海岸のこういう安全管理、体制というのはどういうふうにお考えですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市としましては、海岸法で県内各海岸の管理を所管する沖縄県に対しまして、海岸の適正な管理や近年

多発する水難事故に対しまして海岸管理者として包括的な対策を講じていただきたいと考えており、今後、沖縄振興拡大会議などの要望機会を通して県としての適正な取組を要望したいと考えております。

◎砂川和也君

観光商工スポーツ部長、今要望したいとおっしゃっておりましたが、どういう要望を宮古島市としてはやっていくおつもりですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

これまだ素案の段階ですが、現在予定している要望の内容としまして、現在、沖縄県は海岸法及び県海岸管理規則に基づき県内各海岸を管理しているが、昨今の観光客によるマリンアクティビティー利用増加によりマリンレジャー提供事業者も増加し、海岸での営業行為に起因する海の環境汚染や海岸の混雑、地元住民とのトラブルなどが発生していること、また観光客による水難事故も増加傾向にあることから、このような事案の対策として、沖縄県独自で海岸管理条例等の制定や水難事故の防止対策を講じるなど、県内各海岸の包括的な管理を行うよう求める要望内容となっております。

◎砂川和也君

沖縄県で海岸法及び県海岸管理規則というのがあると思います。この海岸管理規則というのが、我々と認識が違う規則なんではないかなと思います。前回、９月定例会でも言いましたけど、占用の考え方が違うと。朝立てて夕方しまって、後ろの防風林とかのほうに置いておけばこれは占用に当たらないよみたいなことを県は認識しているんだけど、いやいや、我々としてはこれもう占用でしょうという形をこれは県は占用ではないと言っている。これが県が言うとこの海岸管理規則というのに基づいて彼らは言っているということなんで、この海岸管理規則やはり変えてもらうということを強く訴えていかないといけないと思うんです。それをしない限り、宮古島市でどんな条例をつくろうが何しようが、この海岸管理規則に基づいちゃうと、これが上位規則のほうになっちゃったらかなわないんではないかなって思うんです。なので、そこら辺やはり強く、石垣市とかも、先ほど言ったように離島は結構同じような問題抱えていると思いますので、要望をしっかり市長には強く、むしろ県にもいた実力者ですから、もう強く要望していただきたいと思います。その辺市長、一言いただけますか。

◎市長（嘉数　登君）

観光が活性化する一方で、こういった地元でいろんなトラブルといいますか、管理が行き届かなくて地元住民とのあつれきみたいなものも起こっておりますので、規則ですので、これは知事権限で変更すること、修正することは可能ですので、県に対しても地元の実状を強く訴えて、改正を求めていきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

同じような感じですが、今県から管理権限が移管されている４つのビーチございます。前浜ビーチ、中の島ビーチ、砂山ビーチ、吉野ビーチは、これ県から予算は出ているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

市へ管理移管された海岸、前浜ビーチ、砂山ビーチ、吉野海岸、中の島海岸は、いずれも海岸法で定義された一般公共海岸であることから、所管していた県宮古土木事務所に確認したところ、県からの予算措

置はない旨の報告を受けております。

◎砂川和也君

これもおかしいですね。県から４つのビーチも任されているのに予算は市で持ってください、そんなの最初に、これいつ結んだ。もう10年ぐらい前にやったのかな。そのときにしっかり本当話し合っておくべきことでしたよね。これもやはり市長、ちょっとおかしいと私は思いますので、やはりこの安全、安心を守るためのというのはやはりお金かかります。お金をかければかけるほどしっかり安全体制ができるというのにそれを丸々市に投げているという、県が。そう私には見えますので、この辺やはりしっかり要望して管理費いただくという形をしないと、もう４つの海岸管理権限返したほうがいいんではないかと思います。市長、ごめんなさい、その辺もどうお考えかお願いします。一緒かな、さっきと。

◎市長（嘉数　登君）

観光は、宮古島市にとってもそうですし、沖縄県にとってもとても大事な産業ですので、うまい着地点というんですか、そこを見いだせるようにしっかりと調整してまいります。

◎砂川和也君

落としどころを探していただいて調整のほうお願いします。

次の質問に移ります。給食行政について。小学校高学年の給食事情についてです。給食の量は十分足りているか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

給食事情についてお答えいたします。

給食の量が十分足りているかという質問でありました。学校給食摂取基準において、小学校高学年の児童においては、エネルギー780キロカロリーを基準とし、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実状などを十分考慮し、弾力的に運用することとしております。本市においても、多様な食材を使うことで他の栄養素もバランスよく補えるよう、日々の給食提供に努めているところです。給食の摂取量につきましては、個人差があるものと考えております。ご質問の給食の量については充足しているものと考えております。

◎砂川和也君

この質問したのは、やはり選挙期間中にいろいろ保護者の皆さんとお話ししたときに、特に小学校高学年が何か帰ってきてひもじい、おなかすいたって言うらしいんです。聞いたところによると、低学年のところに行って給食もらっている子もいるという話を聞いたんです。そこら辺教育委員会は把握しているのかということと、今教育部長がおっしゃったとおり、給食というのは、私もいろいろ調べたんですけど、やはり昭和の頃に求められたエネルギー優先の質より量、しかし時代が変わり、健康面から作り手が肥満対策を求めるようになったほか、太りたくないとの理由から、ボリュームを求めない子供が増えました。なので、これからはもう配膳少なめで、なしでもいいと、好きなもの食べたいという、量より質と考える子供が増えてきているということで、現在、給食事情というのは我々が子供の頃と変わってきているよということは私も重々承知しております。ただ、やはり親としては、子供がおなかすいたって帰ってきて、足りなかったというのは忍びないという声がありました。私も学校給食共同調理場の視察に行きました。そうすると、やはり管理栄養士とも話しさせていただいて、しっかり考えてやっているんだよという話は

あったんですけど、だから個人差もすごいあるとは思うんですけど、やはり給食っておなかいっぱい食べれるもんではあるのかな、おなかをすかすもんではないのかなと思うので、その辺のアンケート、調査をやってもらいたいなというのがこの質問の趣旨です。なので、それできるかどうかお答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

量が足りているのかというアンケートということです。まず、子供たちのアンケートというところの中で実施する前に、まずは教職員のほうのアンケートを取って、ふだんの給食の様子を見ながら、足りているのか足りていないのかという部分もアンケートを取りながら聞いてみたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

教育部長、ぜひ、給食はおいしいものだけではない。やはり健康面、しっかりとした栄養面という、食育というのが主だと思いますので、結構飽食の時代になって、我々の子供の頃よりはもういろんなもの食べて、ちょっと給食味気ないなとかもしかしたらあるかもしれないんですけど、そこもある意味教育の面だとは思うんですが、やはり何か子供たちがふびんだなと保護者が思っているということはあるようですので、その辺しっかりと調査していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉行政について。一時預かり事業保育についてです。これも令和８年度より支援拡充をしていただけると。段階的にやっていくというお話でしたんで、この支援拡充の事業内容を教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

一時預かり事業（一般型）専用施設に対する市独自の支援拡充については、令和８年度より処遇改善加算として支援を行う方向で、認可保育所の保育士の処遇改善等加算を参考に具体的な検討を進めております。市独自の処遇改善加算の内容としましては、勤務時間数加算、役職加算、勤続年数加算の３種類の加算を予定しており、対象となる職員の資格の有無や職責、勤続年数に応じた手当支給に対し、従来の補助金に上乗せするという形で加算を行うこととなっております。支援の対象は、市の実施要綱に基づき事業を実施する事業者となりますので、令和８年度当初に支援対象となる施設は１施設の見込みとなっております。

◎砂川和也君

これも私一般質問で再三取り上げていて、市の独自の支援が必要ではないかということで市が行う事業で、とてもすばらしい事業だなと思っております。まず保育士の待遇を改善しようということで、段階的に。多分令和９年度からはまた今度は事業者に対してというのがあると思うんです。そこももし分かれば、もしある程度決まっているんであればお答えください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

さらなる支援拡充に向けた取組ということでお答えさせていただきます。

さらなる支援拡充については、令和８年度からの市独自の処遇改善加算による支援の効果検証を行いながら、さらに必要となる支援策を検討してまいります。現時点においては、事前予約での利用にキャンセル待ちが発生する状況で、突発的な利用が困難な状況にあることから、突発的な利用ニーズに対応するためのさらなる受入れ体制強化に向けて、制度拡充を国に要望しながら、市としての対応も検討してまいり

たいと考えております。

◎砂川和也君

こども家庭局長、先ほど支援対象施設が１施設だけですというお話ししたんですけど、やはりもうこの１施設しか逆にいないよねという話で、この事業者が潰れちゃったらもう、誰がやるのという懸念もあるんですけど、今の段階でほかに手を挙げているような事業者がございますか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

申し訳ございません。今データを持ち合わせませんので、後ほどお答えさせていただきます。

◎砂川和也君

仮に、ではもし１施設だとすると、この事業者大事に扱わないと子供を、キャンセル待ち、これ年間5,000件ぐらい出ているよとか、市長も市民が、何か子供が一番育てやすい島にしたいとおっしゃっていますので、やはり保育士の待遇上げることも重要ですが、この事業者自体のやはり体力、運営面というのも考えないといけないんだと思いますので、その辺令和９年度等で支援拡充していくということでありますので、その辺は期待して、すてきな内容をつくってください。よろしくお願いします。

２、①、保育士就労支援助成金について。申請件数、過去３年、何年間って言ったかな。すみません、聞き取りのときに言ったんですけど、件数をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

保育士就労支援助成金とは、保育士の人材確保を目的として、宮古島市外在住の保育士資格を有する方に本市への就労に係る渡航費や転入費等の費用について上限10万円として補助する事業となっております。過去３年間の申請件数は、令和５年度４件、令和６年度５件、令和７年度、これ11月現在でございますけれども、４件となっております。また、同じく保育士確保を目的として、島外、島内の保育士資格保有者及び保育士資格取得見込者を対象に保育所見学ツアーと就職説明会を実施しており、令和５年度12名、令和６年度13名、令和７年度４名の方に参加いただいております。

◎砂川和也君

こども家庭局長、この件数伺ったんですけど、これ予算執行率というのはどれぐらいですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時49分）

再開します。

（再開＝午後２時51分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

申し訳ございません。執行率については今調べておりますので、後ほどお答えさせていただきますということと、先ほどの一時預かり事業所、今手挙げているのが１施設だけかというご質問でございました。ご指摘のとおり、現在のところ１施設のみとなっております。

◎砂川和也君

防災行政について伺います。

防災士養成講座補助金申請件数を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

防災士養成講座補助金申請件数についてお答えいたします。

今年度の宮古島市防災士資格取得補助金申請件数は、12月５日現在で13件となっております。

◎砂川和也君

実はこの防災士養成講座補助金申請、私も申請させていただきましたので、私も１件入っておりますので、ありがとうございます。すごい、非常にいい補助メニューだなと思いますが、受けたところで結構すごい一瞬で募集の枠が埋まっちゃうんです。150名ぐらいの募集が本当にもう応募して一日で、半日ぐらいで埋まっちゃったということで、受けたくても受けれなかったという方が多数いらっしゃいました。実施した事業者に聞いたら、50名以上受講者がいれば宮古島でもできますよと言っていました。その先生とか呼んでですね。そうすると、逆にそのほうが、補助メニュー13件って、これマックス７万円なので、それこそ宮古島で開催したほうがもしかしたら安いかもしれないなというのもあるし、受講者が増えるというのもありますので、今日午前中の我如古三雄議員の危機管理監というのも募集しているということで、多分災害とかが起きたとき、本当先日も青森の付近で地震が起きて、被害に遭われた方は本当心が痛みますけど、一応宮古島で震度１ぐらいあったということありますので、やはりいつ災害来るかというの分かりません。防災士というのを一応持っている方々が地域の防災の中心になっていくというのがこの防災士の役割だと思いますので、ぜひ宮古島で開催していただいて、職員の方々ほとんど取得させたほうがいいんではないかぐらいの考えがありますので、ぜひ宮古島で開催していただきたいという要望を出します。これについてできるかどうか、考えがあるか、お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

本市において防災士養成講座の開催できないかというご質問でございます。今年度、事前に資格取得補助金を受ける意向があるのかどうかの調査を行っております。その申請をされた方の中に今年度の養成講座が受講できなかった方が数名おられます。また、その後の問合せを合わせますと10名程度の方が資格取得の意向があると把握しているところでございます。一方で、自主開催のためには50名の受講者を確保する必要があるということでございますので、希望者のニーズ確認をしながら、自主開催ができるのかどうか検討していきたいと考えております。

◎砂川和也君

ぜひ50名集めて開催しましょう。足りなかったら宮古島市職員全部受けさせましょう。

次の質問行きます。市営住宅行政についてです。独り暮らしの高齢者世帯において大雨や台風などの対策が行えない高齢者の支援体制について当局の対応を伺う。これ市営住宅行政だけではないと思うんですが、たまたま問合せがあったのが市営住宅でございまして、建築課の担当の方と指定管理業者の方と３名で伺いました。高齢女性が住んでおりまして、そのときは雨とかも降っていなかったので特に何もなかったんですが、やはり踊り場というんですか、勝手口のところがやはり低くて、外のベランダのほうがブロックが高いんです。雨がたまると勝手口のほうに水が流れてくるということで。多分排水口もあるんですが、排水口ももう多分老朽化してなかなか排水されないということがありました。これを改修するというのはもう大変なので、逆にそこではなくて、思ったのが、そういう方って結構今後増えて、今でも多いし、

私らも年を取るとそうなるのかなと思ったときに、先ほども言った自助、共助、公助みたいな形で、やはり自助でできなかったら共助で、例えば市営住宅であれば市営住宅の誰か、リーダーとまでは言わないですけど、何名かそういう方をつくっていただいて、窓口でこういうふうに相談をすると。その方がいろいろ対応してくれたりすれば、その代わりちゃんと対価を払うような、無償ではなくて有償ボランティアみたいな形でやっていくような対応が必要なんではないかなと感じております。その点当局どうお考えかというのを伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

市営住宅にお住まいの独り暮らしの高齢者世帯における台風対策等につきましては、基本的に当事者で行うことになっておりまして、自治会組織がある市営住宅では入居住民がコミュニティーを形成しておりまして、互いに助け合いながら対策を行っているという状況とのことです。一方、自治会等のコミュニティーがない市営住宅では、高齢者世帯が大雨や台風などの対策を近隣住民へ相談できない状況も考えられますので、今後、自治会組織がない市営住宅につきましては入居者の意見を聞き、どのような対応ができるか検討してまいります。先ほど砂川和也議員からご提案のあった件は、持ち帰って検討したいと思います。

◎砂川和也君

やはりさっきの防災の話もあるんですけども、自助、共助、公助の中で、また改めて共助を強めていかないといけないと思います。やはり行政というのも必要ですけど、行政に何でもかんでも求めるともう体力も力もないというふうに思いますので、その分やはり地域のみんなで力を合わせてということを、やはり自治会というのをもっと強くしていくべきと。今回は終始、共助ということを結構強めて言っています。この共助というのを誰かが率先してやっていかないといけないと思うので、そういうつくり込みを行政がそろそろやるべきなんではないかなと。自発的に待っていたらなかなかもう、正直地域高齢化しています。私も自治会で役員やっていますけど、私一番の若手です。むしろ若い。私の親ぐらいの人たちと一緒に自治会やっています。50代、60代というのもいるんですけど、やはり数少ないです、圧倒的に。正直敬老会やるとき60代前半が若手で、テーブル並べています。私らのところは。多分そういうところ結構多いんではないですかもう。実は50代とか、そういうのが。若手というのはもう逆に言うと50代、60代が若手という形のところも増えてきていると思うので、そこら辺も含めてしっかり一緒に考えていけたらなと。いろいろ議論させていただければいいかなと。いろいろ提案を議員持ってくると思うので、ぜひ耳を傾けてください。よろしくお願いします。

続きまして、都市計画行政についてです。これもちょうど朝、我如古三雄議員がいい写真を使っておりましたので、ああいうふうに冠水する箇所が多数見られるということが増えてきています。市民がどこに問い合わせて、どういうふうに要望を上げたらいいかという声が結構聞かれるんです。これどうしたらいいかお答えください。

◎建設部長（下地睦子君）

大雨時に道路が冠水した際の問合せ先につきましては、現在、主に道路建設課のほうで受けておりまして、県道であれば県に、農道であれば農林水産部に、所管部署へ取り次いでいるというのが現状です。問合せ先の統一についてですけれども、道路緊急ダイヤル＃9910で携帯電話か固定電話から通報していただ

きますと、これは所管の道路管理者のほうに連絡が行くことになっておりますので、そちらに連絡をしていただきたいと思います。また、ＬＩＮＥアプリでは、国土交通省道路緊急ダイヤルというところで通報していただければということになりますが、このＬＩＮＥアプリのほうは友だち追加をする必要があるようですので、電話番号、携帯電話から、電話や固定電話から＃9910と電話していただきますと通話料無料にて通報することができますので、統一してこのダイヤルをご使用いただきたいと思います。

◎砂川和也君

建設部長、＃9910、これは携帯だったらその場所からがいいんですか。一回場所を離れて、どこかから＃9910かけたら、この携帯の位置情報で探している、固定電話だったらあれかもしれないけど、この冠水しているところから電話をしたほうがいいのか、それどこからでもいいのかということだけお答えください。

◎建設部長（下地睦子君）

離れたところからでも結構です。通報の受付がこの緊急ダイヤルのほうにありましたら、受付番号、あとは管理者、宮古島市であったら宮古島市の市道ということで出まして、受付日時、あと分類は路面の穴ぼこや段差ができているなど、状況などを書くことができます。あとは、詳細で住所であったり、この辺りというところはその他の状況で出てくるものになります。先ほど申し上げたように、携帯電話でしたら位置情報が出ますので、そのほうが早いかと思いますが、固定電話であってもこの場所ということは指定できますので、どちらでも通報はいただけるという状況です。

◎砂川和也君

分かりました。では、＃9910をこれからは案内させていただきたいと思います。

８、市や教育委員会が後援しているイベントについて。市が後援するイベント等の、この後援を受けるという要件はあるか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

市が後援するイベント等については、宮古島市文化・スポーツ事業の共催及び後援等に関する事務取扱要綱に基づき、市が主体となって実施する事業を除き、学術、芸術文化団体等が実施する各種事業を対象としております。後援とは、市が各種事業の趣旨に賛同し、市の名義を使用させることを指しており、後援申請については要綱に基づき申請を行っております。

◎教育部長（久貝順一君）

市や教育委員会が後援しているイベントについてということで、先ほど企画政策部長が答弁した内容と重なってしまうんですけども、本市教育委員会が行う後援につきましては、市の宮古島市文化・スポーツ事業の共催及び後援等に関する事務取扱要綱に準じて承認の決定を行っております。同要綱の承認基準の要件が記載されております。

◎砂川和也君

２号まで答えてもらっていると思うんですけど。要件あるかって聞いたらありますで、２号でその要件とかを聞こうかなと思ったんですが、ありがとうございます。

では、年間件数を伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

後援の年間件数について、過去３年間の件数でございます。令和４年度が62件、令和５年度が64件、令和６年度は66件、今年度、令和７年度は11月末現在で55件となっております。

◎教育部長（久貝順一君）

年間件数についてお答えをいたします。

すみません。過去３年間のデータ持っていないんですが、今年度の11月末現在での件数ですけども、教育部で21件、生涯学習部が35件の合計で56件となっております。あと、令和６年度につきましては、教育部が21件、生涯学習部が39件の合計60件となっております。令和５年度のデータはありません。

◎砂川和也君

結構多くの後援の申請が来ているなと。ただ、年間見ると大体同じなんで、毎年同じようなものの後援申請が来ているのかなと思います。今回なぜこれを質問したかというと、たまになぜこういうことを後援しているのかというような、具体的な案件は今言いませんけど、聞かれることがありまして、私としても後から聞くと、うん、そうだねと思ったこともあったりしたので、こういうのはファクトチェックというんですか、今本当に後援してよかったのかどうかということまでもうやらないといけない時代になってきているのかなと思います。もちろん要件は満たしているので、それを要件満たしていれば後援しなきゃいけないというのはあるんですが、その後の、今年度11月末時点、教育委員会で56件なので、１か月にいうと５件ぐらい来ているということで、それを職員の仕事でそこまで職員がそれを見に行って聞かないといけないのかってなる。一応終わった後に提出はさせていると思うんです。何名ぐらい集まって、どういうことをしましたということがあるんですが、このファクトチェックができるのかなとかあったりするので、そこら辺はもうちょっと今後考えないといけないのかなと思ったので、取り上げさせていただきました。この件にもし答えられることがあれば、市長でも副市長でも、部長でもいいので、回答お願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

ファクトチェックは行わないのかということでございます。これまで申請者の多くが本市教育委員会、また市の関係団体とか、そういったところでありましたので、特段のチェックは行ってきませんでした。初めて申請される団体につきましては、インターネット等での確認に加え、申請時に添付される資料を基に活動内容や実績を把握するなど、必要な範囲での確認を行ってきたところでございます。今後は、このような確認の手続をより明確化し、適切な共催、後援判断につなげてまいりたいというふうに考えております。

（「休憩を」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時10分）

再開します。

（再開＝午後３時10分）

◎教育長（宮城克典君）

近年はいろんな情報が飛び交う状況ですので、意図的にというか、フェイク情報等を流して混乱するという場合もあるかなというふうに思います。砂川和也議員のおっしゃるファクトチェックという部分は、

我々教育委員会も今回の砂川和也議員の提案を受けて、十分に、私どものほうも後援についてはたくさんの団体が来ます。例年後援を了承しているので、ああ、去年どおりだなというふうなことで、チェックについては引き続き後援という形を取っていますが、新規団体については、おっしゃるように、このファクトチェックというものをより厳重に行って、適正な処理、そして後援判断をしてまいりたいと思います。

◎砂川和也君

やはりだんだん技術が巧妙化して、フェイク動画やいろんなものができたりして、このファクトチェックというのがなかなか難しいのか、逆に調べればすぐできるのかみたいな形にもなっているので、そういうところも逆に狙われて、そういう怪しい団体が後援もらいに来ようということも近年いろんなところで起きていると聞いていますので、そういうところの意識を高めてもらえればなと思います。

砂川和也の一般質問終わります。ありがとうございました。

（何事か声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時11分）

再開します。

（再開＝午後３時11分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

すみません。先ほどの保育士就労支援助成金の予算の執行率についてでございます。執行率、令和５年度で20.7％、令和６年度で37.7％、令和７年度で22.0％となっております。

◎砂川和也君

執行率聞くとやはり低いので、本来であればもっと使っていただく、もっと保育士の支援制度を使っていただきたいなというのは、新規事業というのが活用されるべきなのかなと思いました。人材不足、なかなか人手が足りないというのは、採用は、リクルートがすごい難しくなってきておりますが、やはり宮古島でなぜ働くかというインセンティブとかアドバンテージみたいのをこれからはやはり与えていかないといけないと思います。それが給料になるのか休暇なのか、楽しみなのか趣味なのかというのはいろいろあると思いますが、そういう部分でリクルートの部分に関してはもう一度、魅力的なリクルートを宮古島がやるということは考えていかないといけないなと思いますが、執行率低いですね。ありがとうございました。

砂川和也の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後３時13分）

再開します。

（再開＝午後３時30分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎豊見山貴仁君

議席番号１番、会派蒼和会、豊見山貴仁です。去る10月に行われました宮古島市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様からの温かい支援、ご信託を賜り、ここ宮古島市議会の質問席に立たせていただいております。まずは私を議会へと送り出してくださった支持者の皆様、そして市民の皆様に心より深く感謝を申し上げます。私は、愛する宮古島の未来がここに暮らす市民の笑顔であふれる未来であってほしいと、そう願い、市議を志しました。市民の小さな声にも耳を傾け、誠心誠意市政の発展に尽力する覚悟でございます。新人として至らぬ点もあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、大きく３つの点について質問を行います。１、地域行政について。今回は、私の住む伊良部地域の課題を中心にお伺いいたします。伊良部大橋の開通以降、伊良部地域は多くの観光客でにぎわいを見せる一方で、地域の基盤となる公共施設の老朽化や既に使用されていない施設の荒廃が目立ってきております。

１、伊良部島の牧山公園の整備について伺います。牧山公園は、島の外周や伊良部大橋を一望できる重要な観光拠点であり、市民や観光客の憩いの場でもあります。しかしながら、今年度予定されていた整備事業は、残念ながら実施が見送られております。この件に関しましては、去る９月の定例会において下地信広議員が整備状況について質問された際、当局からは見送りの理由について庁内での調整の結果という説明と、次年度に当初予算の計上に向けた検討を行うという旨の答弁がなされました。そこで改めて伺います。本年度の事業実施が見送られた理由、庁内での調整の結果について詳細を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

伊良部牧山公園につきましては、これまで一括交付金を活用し、先進地事例の調査、専門家や地域住民との意見交換などを行い、令和６年度に牧山公園活用基本構想の策定を実施しております。今年度は、一括交付金を活用し、次のステップとして基本設計、実施設計と進める予定でしたが、一括交付金事業には自治体ごとに限度額があることから、他の事業との兼ね合いなどもあり、担当課と調整の結果、今年度の予算措置が見送られております。

◎豊見山貴仁君

続いて、②の質問に移ります。

地域の期待も大きい本事業について、次年度に当初予算の計上に向け、現在、どのような検討が進められているのか、現在の進捗状況を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

牧山公園整備事業につきましては、事業費が高額になることが予想されるため、一括交付金や他の補助金制度の活用も含め、現在、次年度の予算獲得に向け、担当課と調整を行っているところでございます。市といたしましては、牧山公園は地域の観光資源としてポテンシャルが高いと認識しており、早期の整備に向けて、まずは予算獲得に注力したいと考えております。

◎豊見山貴仁君

予算獲得に向けて動いていただけるということで、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

少し再質問をお願いしたいと思います。少し内容についてになりますが、牧山公園の整備後の利活用についてどのような想定をしておりますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

牧山公園の整備後は、展望台からは宮古島全域の島や美しい海を一望できる景色を最大限に楽しめる施設となると考えており、伊良部地域のみならず、島内でも最高級の観光資源として利活用できるものと考えております。また、施設完成後は地域での運用を目指しており、地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

◎豊見山貴仁君

地域のことを考えてくれていてとてもうれしいです。

続いて、再質問２つ目がございます。本年度、2025年度、この後ですね、牧山公園の整備に関して何か取り組む予定はありますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

今年度も昨年度に引き続きまして、去る９月に伊良部商工会や伊良部ブランディングプロジェクトチーム、また伊良部の事業者の方々との意見交換は既に実施しており、牧山公園の整備に向けた取組を進めているところでございます。

◎豊見山貴仁君

引き続き伊良部地域と共にまた動いていければ、いい施設になるように一緒に考えていきたいなと思っております。

次の質問に移ります。２、旧伊良部小学校についてです。午前の一般質問で根間康雄議員のご質問への答弁におきまして、解体する方針であるとの見解が示されました。ですので、重複する質問については割愛いたします。この点、私からはただ１点だけ、この場所に対する地域住民の切実な思いと追加の質問を１つさせていただきます。先日、本校の卒業生であるご高齢の女性の胸が締めつけられるようなお話を伺いました。その方は、変わり果てた校舎の前を通るたびに、あまりの悲しさに涙を流したこともあるとおっしゃっていたそうです。私自身も伊良部小学校の卒業生であり、そのお気持ちは痛いほど分かります。思い出の詰まった母校がこのように荒れていく姿を見ることに、言葉にできない寂しさも感じております。学校は、私たち地域住民にとってかけがえのない思い出の場所であり、今でも心のよりどころでもあります。ここで質問なのですが、安全のために解体はやむなしと、やむを得ないとしても、例えば校門や記念碑など、学校を象徴する工作物や思い出の樹木の一部を残すことをどうかご検討いただけないでしょうか。

◎教育部長（久貝順一君）

解体工事に伴う部分の中で、敷地にございます記念石碑、また地域の方々に親しまれていたシンボル的な樹木等の保存、取扱いにつきましては、地域の方々のご意見やご要望も伺いながら、教育委員会としましても地元の皆さんの意向に沿う形で進めていけたらというふうに考えております。また、先日も来間島のほうでそういったことがありまして、旧来間小中学校の体育館の玄関にある校章等は残してもらいたいとか、石碑に関してもご要望もありましたので、地元の意に沿うような形で保存、保管に関してもやっていただけるというお話でしたので、その部分に対しては移譲といいますか、していきたいと思っておりますので、同様に考えていきたいと思っています。

◎豊見山貴仁君

私も地域との間に入って動けるように、この旧伊良部小学校の今後については一緒に動いていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。この場所は、後世においても、かつてこの場所に伊良部小学校があったんだというあかしが残せるような配慮を強く望んでおります。そして、将来的にあの場所が再び子供たちや地域住民などたくさんの人が集い、笑顔があふれる場所になることを願いまして、この項目の質問を終わります。

３、①、旧伊良部町役場（伊良部庁舎）の跡地についてです。地域の中心に位置する旧庁舎ですが、現在はひっそりと時を過ごしているように見受けられます。振り返れば、この場所はかつて旧伊良部町の心臓部でした。庁舎内では島の未来を左右する幾多の歴史的な決定がなされ、一歩外に出れば町民が挨拶を交わし、お互いの近況や地域の話題などの会話で盛り上がる憩いの場でした。また、道路沿いの芝生の広場では伊良部町民まつりが開催されるなど、町民が集い、笑顔と活気に包まれた、まさに地域コミュニティーの中心地でありました。あのように輝いていた場所が、役割を終えたとはいえ、立ち止まっている現状は、地域にとっても大きな損失であると感じます。そこでお伺いします。旧伊良部庁舎の跡地について今後の対応や方針を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧伊良部町役場の跡地の今後についてお答えいたします。

旧伊良部庁舎跡地では、昨年度、民間事業者主体による定住促進住宅の整備検討についてサウンディング調査を実施しているところでございます。その際に当該土地の利活用事業として具体的な提案はなく、現時点において利活用計画は定まっていない状況でございます。市としましては、同跡地が本市の政策課題の解消に資する利活用ができるか、再度の活用可能性を調査、検討していきたいと考えております。

◎豊見山貴仁君

定住促進事業についてもう少し詳しくお伺いしてよろしいですか。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時44分）

再開します。

（再開＝午後３時45分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

私のほうから、サウンディング調査は市民生活部のほうで実施をしておりましたので、その内容についてお答えしたいと思います。

本市では、市内全域において賃貸住宅も供給が需要に追いつかず、家賃の高止まりが続いており、建設コストの上昇、人手不足等により新規供給が抑制され、若者、子育て世帯の住まいの確保が困難化し、島外流出の一因につながる課題であると言えます。本件は、住まい、子育て、雇用、交通を横断する全庁課題と認識しております。その中で、定住促進事業ということで、若者が定住するために必要な住宅が不足しているということで、その調査をしているということになります。

◎豊見山貴仁君

少し私の勉強不足で、想定していた答弁と違うことが、どちらかというとうれしい答弁がありましたので、再質問をさせていただきました。やはり定住促進ということで、伊良部地域も人が増えていったらいいなと私個人で、市議としても活動していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

もう一点最後質問させてください。例えば旧庁舎等の芝生のエリアについて、ここでのイベントの開催もしくは使用というのは申請すれば可能なものでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

当該土地のイベントでの使用についてでございます。当該土地は、財政課管理の普通財産となっております。使用する場合には、宮古島市の普通財産貸付規定に基づいて借用を申し出ることになりますが、内容にもよりますが、イベントの内容が広く市民を対象としたイベントである、市民が参加するイベントであれば使用の可能性はあると考えております。

◎豊見山貴仁君

これもうれしい情報でございます。１つ何かイベントをする際の場所の選択肢が増えたのかなと思っております。

続いて、４、佐和田の浜周辺の整備についてです。日本の渚百選にも選ばれている佐和田の浜は、本市が誇る景勝地です。夕暮れどきになると、美しい夕日を求めて多くの地域住民や観光客が集まってきます。波音を聞きながら沈みゆく夕日を眺め、おのおのの時間をゆっくり楽しむ、まさに心癒やされる場所となっております。しかし、そのすばらしい景観とは裏腹に、足元の施設に目を向けると現実はどうでしょう。トイレやシャワー、あずまやなど、設備は老朽化が進み、破損や不具合が目立っております。せっかくの癒やしの時間が施設の不備によって損なわれている現状もあるのかなと思って､非常に残念でなりません。また、観光客をお迎えする場所として、地域住民の憩いの場として、ふさわしい環境を取り戻せたらいいなと思っております。この質問については、令和４年第９回12月定例会にて下地信広議員が一般質問で取り上げておりますが、現状の調査の上検討しますとされておりました。これら施設の修繕について市の現状の認識と今後の対応を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の佐和田の浜ふれあい広場のトイレ、シャワー、あずまやなどの各施設については、平成12年度に農業構造改善事業を活用して整備をしております。整備から25年が経過していることや海岸沿いである立地環境などから老朽化が進んでおり、現在は使用できない状況となっております。トイレ、シャワーなどの施設については、当初改修の方向で検討しておりましたが、専門業者による見積りによると多額の費用が見込まれるということで、佐和田の浜の各施設につきましては修繕ではなく、解体の方向で検討しているところです。

◎豊見山貴仁君

やはり建物を造るときは維持管理まで想定して造らないといけないのかなというのは私も理解しております。やはり維持管理が難しいという現実があること、よく理解いたしました。無理に修繕してまたすぐ壊れてしまうよりは、撤去するという方法も判断の一つかと思います。ただ、壊れたままのデッキ等もありまして、木なので、とげが出ていたり、遊びに来た子供たちが少し引っかかったりとか、そういったけ

がをしないか心配をしております。ですので、できるだけ早めに片づけて、安全な状態にしていただけると地域の皆様も安心するかと思います。昔はあの辺りは木々が茂っていて、キャンプをしたりもしておりました。私が小学生とか幼稚園のときです。人工の屋根がなくても、自然の木陰がとても心地よかったのを覚えております。私の個人的な思いではありますが、おっしゃるとおり、無理に建物を造るのではなく、そのような自然のそのままの美しさに戻していく、そんな佐和田の浜の姿もすてきではないかなと思いまして、この質問を終わります。

続いて、５、佐良浜地区の防災集団移転促進事業についてです。これまでも一般質問で取り上げられておりますが、現状について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

これまで令和５年度から令和６年度にかけて佐良浜地区のまちづくりを検討した中で、急傾斜地崩落危険区域内にお住まいの方々に対し、安心、安全な場所へ移転していただくことを目的に、防災集団移転促進事業の活用に向けて取り組んでまいりました。本事業の実施要件として、移転するための事業費用が急傾斜地崩落対策事業における擁壁補強整備費用と比較した際、前者が後者を上回らないことと定められております。そのため、現在、移転費用と擁壁補強整備費用を算出し、事業費の比較を行っております。今後は、比較の結果次第で防災集団移転促進事業を活用するか、急傾斜地崩落対策事業を推進するかを検討し、住民説明会を通じて対象世帯の皆様と意見交換を実施する予定でおります。

◎豊見山貴仁君

私のほうで少し整理をしますと、移転する費用と崩落しそうなところを修繕する費用、こちらを比べてどちらか費用が抑えれる､コストが抑えられるところを進めていこうという認識かなと思っておりますが、合っておりますか。

◎建設部長（下地睦子君）

豊見山貴仁議員おっしゃるとおりでございます。

◎豊見山貴仁君

佐良浜地区は､急な斜面が家々に､急な斜面に家が張りつくように建ち並ぶ独特の景観を持つ地域です。その風景は美しい一方で、大雨や台風の際には崖崩れの災害のリスクがあるというのを常に隣り合わせであることが理解できます。私も実際に対象区域を全て歩いてみました。歩いてみると、よく崩れないでいるなと思える場所や、住民が自助努力で整備しているような場所が散見されました。修繕できるのかなという少し疑問もございますが、抜本的な解決は移転なのかなとも個人的には思っておりますが、やはりコストの面もすごい重要かとは思いますので、この件については引き続きご検討またしていただければと思っております。住民の方は高齢者の方も多くて、元気なうちにこの件が解決することがこういう方に対しての配慮かなとも思っていたりしますので、住民の皆様への丁寧な説明を欠かさず、少しでも早く事業が進むように、大変なことだとは思いますが、粘り強く取り組んでいただきますようお願いいたします。

再質問が１つございます。危険区域について、当初と比べて危険区域が広がる可能性があるということをちらっと聞きました。これは事実でしょうか。

◎建設部長（下地睦子君）

豊見山貴仁議員おっしゃるとおり、現在、沖縄県が指定した急傾斜地崩落危険区域内ということになっ

ております。この区域は今後広がる可能性もあるというのは事実でございます。

◎豊見山貴仁君

少しずつやはり壊れてきているところもあるのかなと思いますので、そういうことで認識いたしました。住民の皆さんが新しい場所で、一日も早く解決することを願っておりますので、よろしくお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

続いて、２、宮古島市の中小企業支援について伺います。現在、物価高騰や人手不足などにより、市内経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。そんな中、私たちの地域経済を支えてくれているのは間違いなく地元の中小企業や個人事業主の皆さんだと思っております。長年にわたり地域を支え続けてきた企業の存在はかけがえのないものです。それは、企業の皆さんが持つ地域への深い愛情、また貢献したいという思いがあるからこそだと思っております。そこで、このことを踏まえてまずは１、中小企業、小規模事業者の現状について伺います。

①、現在の宮古島市における中小企業の企業数について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古島市の中小企業の企業数についての質問でございます。これは少し前のデータになりますが、令和３年度に総務省が実施した経済センサス活動調査では、本市にある事業所数は3,040事業所となっております。このうち、中小企業基本法第２条第１項各号に規定されている従業員100人以上の事業所は10社あり、全体の99.7％に当たる3,030社は中小零細企業となります。

◎豊見山貴仁君

また、そのうちのさらに小さい個人事業主、小規模事業者の数はどの程度あるか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほどの答弁と同様に、令和３年度に実施した経済センサス活動調査によりますと、本市における従業員規模が５人未満の小規模事業所は1,939事業所となっており、全体に占める割合は約63％となっております。

◎豊見山貴仁君

日本全体もそうだと伺っておりますが、やはり全体の97％ぐらい、ほとんどが中小企業と言ってもいいのかなと思います。この中小企業を支援するということで本市動いていくのかなと存じております。

また、この中小企業の中で、③の問いになるのですが、様々な支援策の対象となる宮古島市が定義する地元企業について市の見解をお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市において地元企業を定義する明確な基準は設けておりませんが、一般的に地元企業として捉えられる企業の要素は幾つか考えられます。まず、１つ目に企業の法人登記住所が宮古島市内にあること、２つ目に創業者や現在のオーナーが宮古島市出身者であることなどがありますが、そのほかにも地域密着型のビジネスモデルを展開している企業や地域社会への貢献が認められている企業なども地元企業として認識されることが一般的だと考えております。

◎豊見山貴仁君

今１から４、４つの分類があったのかなと思っております。このうち、１、登記がある、２、宮古島出

身者が創業者であるというのは端的に分かりやすい内容かなと思いますが、３、地域密着型のビジネスモデルを展開している企業、４、地域社会への貢献が認められている企業という２つのことについて１個ずつお伺いします。再質問になります。地域密着型のビジネスモデルを展開している企業とはどのような企業を指しますでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

地域密着型のビジネスモデルは、農水産業や文化、自然環境などの地域資源を活用したものや、空き家の活用、買物支援、高齢者支援といった地域の課題解決に向けたものなど、多様なビジネスモデルが存在いたします。例としましては、島の特産品を使用した食品などの開発、規格外の農作物などを活用した加工品の開発、高齢者による買物難民が多い地域での移動販売などが上げられると考えております。

◎豊見山貴仁君

続いて、地域社会への貢献度が認められている企業について、どのような企業を指すかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

地域社会への貢献が認められている企業の形態も様々ではありますが、例としましては、まず１つ目に環境や自然の保護活動に取り組む企業、２つ目に地域の文化や歴史の保全に取り組む企業、３つ目に若者や児童生徒に対する教育機会の支援に取り組む企業、４つ目に福祉や社会問題の解決に取り組む企業などが上げられると考えております。

◎豊見山貴仁君

様々な対象となる企業があることが分かりました。

そこで、今度は市全体でこの地元企業ということの定義についての質問を再質問させていただきます。市のホームページ、こちらは財政課のお知らせ欄にあったんですが、財政課のお知らせで、2024年１月31日に出たお知らせ、こちらで令和７年度、令和８年度、宮古島市建設工事以外のその他の契約に関する入札等参加資格審査申請というのがありまして、そこで３、参加資格ということで、対象の企業になると思いますが、参加資格の項目がございます。こちら少し飛躍した発想かもしれませんが、申し訳ないのですが、市としての見解ということでお聞かせいただければと思います。ここの項目では１から８がございまして、１が営業実績が２年以上あること、２が国、県、市税を完済していることとなっております。こちらの１と２についての質問を１個ずつしたいと思います。１の営業実績が２年以上あることという項目については、宮古島市内で営業実績が２年以上あることということ、認識でよろしいでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

そのような認識でよろしいかと思います。

◎豊見山貴仁君

続いて、３の参加資格、２の国、県、市税を完納しているということについては、こちらも当然宮古島市の市税という認識でよろしいでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

市税につきましては、当該市町村、宮古島市に住所がある業者に関しては宮古島市への納付、宮古島市以外に住所がある企業に関してはその当該市町村への市税の納付というふうに考えております。

◎豊見山貴仁君

こちらでいうと、必ずしも宮古島市に市税を納付している企業ではなくてもという認識でよろしいのかなと思いますが、合っておりますでしょうか。

（「通告外だよ」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時10分）

再開します。

（再開＝午後４時10分）

◎豊見山貴仁君

そうだったのかなと少し反省しておりますが、これに関してはまた引き続き、きちんと事前に通告した上で質問したいと思っております。なぜこのことをお伺いしたかというと、やはり市全体としての、地元企業というとやはり小さな、弱い、人材もなかなかいない会社が多くございます。この支援するということに関しては、そのような小さな会社を支援するということに準じてやっていただきたいなということがございまして、宮古島市ということのこだわりを出させていただきました。中小企業を支えるという姿勢が市政を支えるということに関しまして、次の中小企業振興基本条例に関わることだと思いますので、ぜひ引き続きこの支援について、また対象についてご検討いただけますとありがたいです。すみません。失礼しました。

続いて、２、宮古島市中小企業基本条例についてです。本条例は、地域経済の循環と持続的な発展を目的として制定されました。去る８月27日には第１回中小企業振興基本会議が開催され、10月15日には市長へ意見書が提出されたと新聞報道等で承知しております。①、まず提出された意見書の主な内容について伺います。

◎副市長（砂川　朗君）

第１回中小企業振興基本会議の内容についてでございます。まず市では、中小企業の振興に向けては事業者の発想を施策や事業に取り込み、ＰＤＣＡのサイクルにのっとって効果検証を行うことで施策の効果をより高めていくことを目的に条例を制定し、令和７年４月１日に中小企業振興基本条例が施行されて以来、取組を進めてまいりました。８月27日に中小企業振興会議を初めて開催いたしまして、これまでの市の中小企業関連施策の検証を行うと同時に、本市の中小企業が抱える課題への対応について議論を行い、今後の施策に必要な方向性を確認したところでございます。この内容を踏まえまして、10月15日に中小企業振興会議から市長に対して中小企業振興施策を推進するための意見書を提出し、現在、この意見書を踏まえ、中小企業のデジタル化支援や健康経営推進に向けた施策の準備を進めているところでございます。

◎豊見山貴仁君

この条例及び意見書の内容を基に、今後の市としてどのような具体的な取組を行っていくのかを含めてお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

中小企業振興基本条例に基づく今後の取組についてでございますけれども、中小企業の持続的な成長を目指して幾つかの重要な方向性を定めております。まず、経営基盤の強化や人材確保につなげる取組とい

たしまして、これは中小企業振興会議からも要望のありました健康経営、この健康経営を推進していきたいというふうに考えております。健康経営を通して従業員の労働環境の改善、それから生産性の向上を図るためにも、事業者が健康経営に取り組む意欲を高めていくような施策を展開してまいりたいと考えております。それから、デジタル化の推進により、これはもうあらゆる業種で深刻化しておりますけども、人手不足への対応、それからコスト削減、業務の効率化などを図るとともに、より生産性の高い組織運営ができるように支援してまいりたいというふうに考えております。これらの取組は、稼ぐ力という観点からも様々な波及効果があると考えられるため優先的に進めてまいりますが、今後は中小企業振興基本条例の基本施策にのっとった各種施策も検討していき、本市の中小企業の発展に向けて継続的に取組を進めていきたいというふうに考えております。

◎豊見山貴仁君

今デジタル化の推進と健康経営ということでお伺いいたしました。再質問をさせていただきたいと思います。

こちらに、今出ましたデジタル化の推進に向けてどのような施策を考えているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

デジタル化の施策はまだ制度設計の段階ではありますが、まずはアナログで行っている作業をデジタル化するためのツール導入の支援を行っていきたいと考えております。例えば在庫管理や業務の進捗管理、商品の受発注、レジの会計作業、オンライン予約などのデジタル化が考えられ、業務の効率化に加えて労働生産性の向上が期待できます。また、今年度行った取組としましては、県内最大のＩＴ、ＤＸの展示商談会でありますリゾテックエキスポを離島で初となるプレ開催を宮古の産業まつりと同時開催で行い、観光、農業、交通の分野にＤＸを掛け合わせるプラットフォームを市民の皆様に向けて情報発信をしたところでございます。

◎豊見山貴仁君

市として例えばＡＩとかも取り組まれているということで伺っておりますので、そこら辺の支援等もあるとより効率、またツールの導入にも役立つのかなと思っております。ありがとうございます。

続いて、健康経営、この健康経営の効果について、また市ではどのような支援を行っていくのかを聞かせていただきたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

健康経営は、従業員の健康を経営資源と位置づける戦略的な取組ですが、健康増進のほかにも様々な効果をもたらせます。まず、従業員の心身の健康がパフォーマンスや業務効率を向上させ、企業全体の生産性を高めることにつながります。また、従業員の満足度が高まることで、定着率や新規採用の向上にもつながってまいります。市では、この取組を推進していくため、認定された事業者に対するインセンティブの設定やＰＲ活動などを行っていくことで、地域全体への波及を拡大していきたいと考えております。

◎豊見山貴仁君

健康経営について伺いました。健康経営をなかなか浸透させるのは難しいのかなと思っていて、私も小規模事業者の一人として、やはり日常の業務であったり、また月次の収支であったり、また今でいうと人手が足りないということで、経営者自体が現場に出ているということがたくさんございます。この健康経

営について浸透させていくためには、今発言にありましたインセンティブということについて会社、企業をしている人間としては関心がございます。健康経営のインセンティブというのはどのようなものを考えているかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

健康経営の認定をされた事業者に対するインセンティブとして現在考えているのは、１つ目に健康診断の事業者負担分の一部補助、２つ目に市のホームページや広報誌などを活用した企業のＰＲ、３つ目にハローワークとの連携による人材の確保、４つ目に金融機関からの借入れに対する利子補給による優遇金利などを検討しており、事業者が健康経営に取り組むための意欲の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

◎豊見山貴仁君

健康診断の費用の負担がいただけるというもの、私としては魅力的なインセンティブだと思っております。また加えまして、例えば市の発注する事業等にも優先的に入れていただけるようなインセンティブも魅力的かなと思いますので、ぜひご検討お願いいたします。これをもちまして大きな題の２点目は終わりたいと思っております。

続いて、最後、３、防犯行政について伺います。１、離島における橋周辺への防犯カメラの設置についてになります。伊良部大橋、池間大橋、来間大橋は、本市の重要な観光資源であると同時に、私たち島民の命をつなぐ生活道路です。私自身、伊良部島に居住しており、毎日のように伊良部大橋を利用しております。日によっては、業務や生活のために市街地と島を何度も往復することもあり、この橋が市民生活にいかに不可欠であるかを肌身で感じております。一方で、離島という地理的特性上、島へ出入りするルートは物理的に限られております。例えば伊良部島の場合、島へ上陸するルートは下地島空港からの空路、船を使用した海路、そして伊良部大橋を渡る陸路のこの３つに絞られると考えます。池間島、来間島の場合は、海路と陸路の２つかと思っております。つまり陸の玄関口である橋は防犯上の最重要ポイントであり、ここで車両や人の出入りを記録することは島内の治安維持において極めて大きな意義があると考えております。記憶に新しいところでは、去る2025年８月、伊良部長浜地区においてひき逃げ事故が発生しておりました。大変痛ましい事故ですが、残念ながら現在も未解決となっております。もしこのとき橋の周辺に防犯カメラが設置され、車両の往来が記録されていれば、捜査範囲を絞り込むことや早期解決につながる可能性もあったのではないかと否定できません。防犯カメラを設置することで、道路交通の安全維持、交通事故などのトラブルの記録などの観点に加えて、こうした犯罪捜査の観点からも早急な対策が必要だと考えます。また、伊良部大橋の場合、伊良部大橋を平良側から渡って伊良部島に入ってすぐ右に曲がると佐良浜方面、左に行くと下地島空港方面に向かいます。また、少しずれて、いらぶ大橋海の駅へ上がっていく進入路がございます。この地点を通る際、冷やりとした経験も多く、実際に交通事故も何件か発生しております。以前、信号機についての設置の要請があれば調査の上必要性を検討するという答弁が一般質問の場であったと記憶しておりますが、防犯カメラを設置することでひとまずこのような事故の記録としても有効だと考えます。このような観点から、伊良部島、池間島、来間島の３つの橋の周辺あるいは出入口付近への防犯カメラの設置をご検討いただけないか、市の見解を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

防犯カメラの設置についてのご提案ありがとうございます。本市に関わる３つの橋につきましては、観光需要の増加に伴い交通量も増えており、重要な交通地点となっていると認識しております。このような状況の中、市が設置しております防犯カメラにつきましては、更新時期を迎えた機器の整備事業を進めているところであり、当面既存カメラの更新、維持を優先して取り組んでいることから、現在のところ新規の設置の予定はありません。しかしながら、近年におきまして防犯カメラの映像が決め手となり事件、事故の早期解決につながる事例が全国的に増えており、地域の安全、安心を守る上で防犯カメラの果たす役割は年々大きくなっているものと考えております。ご提案の件につきましては、宮古島警察署等、関係機関と連携しながら早期設置に向けて予算確保に努めてまいります。

◎豊見山貴仁君

確かにこの問題については去る９月の第７回定例会において砂川和也議員の一般質問に対し、当局は、現在管理している53台のカメラの更新、維持を優先するため当面新たな増設の予定はないということは私も存じております。また、増設は必要に応じて検討したいという旨の答弁をされたのも記憶しております。もちろん既存整備の維持管理が重要であることは私も理解いたします。しかしながら、先ほど述べましたとおり、離島において島内で犯罪が発生した場合、当該橋梁は犯人が島外へ逃走する際の唯一の陸路であり、ここの記録の有無は市民の安全、安心に直結するものと考えております。これらの橋の周辺のカメラ設置については、まさにその検討すべき高い必要性があると考えておりますので、改めて市の見解を伺いたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

令和８年度当初予算についてはもう既に要求してありますので、そこでどういう調整が必要かというところで、優先順位については、ご提案の件は優先度が高いと私は思っておりますので、１台当たり100万円程度、工事含めるとかかりますので、３台ですと300万円程度の予算が、当初予算の中で優先順位を再度検討してまいりたいと思います。

◎豊見山貴仁君

高い優先順位ということでご認識いただけてとてもうれしいです。ぜひ当初予算にかかわらず、引き続き次、年度を越えてでもまた検討していただけるとありがたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了となります。あと３分ありますので、所感を少し述べさせていただきたいと思っております。今日、質問として、私は伊良部島が出身でございますので、伊良部島の内容、また自分が中小、小規模事業者でございますので、その観点から質問をさせていただいております。本市は、今年市制施行20周年を迎え、20歳を迎えたという節目でございます。また、そのことに関しては、旧町村部、平良市も含め市町村部においては、市政が変わって20周年ということでも捉えることができるのかなと思っております。広域になりますので、やはりよりこちらの中心から遠い地域、旧町村部においてはなかなか行政との距離を感じるところが多くあるということをよく耳にいたします。これは、私たち議員も市政と行政との間に入って何とかキャッチボールをして動いていかないといけない課題かなとは思っております。このことについてやはり１つずつ、特に遠く離れた小さい声こそ拾っていく必要もあり、それをこの議場で発言することが一つの考えるきっかけになればよいかなと思っております。それは小規模事業者、中小、小さい会社を含めてもそうだと思いますので、引き続き私としてはこの立場でもって一般質問をし

ていきたいと思っております。本日はありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで豊見山貴仁君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時30分）

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月11日（木）　　４日目

（一　般　質　問）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第４号

令和７年１２月１１日（木）午前１０時開議

日程第 １		一般質問	
〃 第 ２	議案第１３４号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）	（市長提出）
〃 第 ３	〃 第１３５号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ４	同意案第 ９ 号	監査委員の選任について	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議　案　付　託　表

令和７年１２月１１日（木）第９回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第134号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）
	議案第135号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について

議案第１３４号　令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）

歳出款項別審査委員会表

令和７年１２月１１日（木）第９回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	３．民　生　費	２．児　童　福　祉　費	１７
	４．衛　生　費	１．保　健　衛　生　費	１８

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月１１日（木）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後４時21分）

◎出席議員（２２名）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃	〃（１２〃）	仲間誉人〃
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）諸般の報告書

令和７年１２月１１日（木）

１２月１０日	本会議延会後、全員協議会が開催され、追加議案、「議案第１３４号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）」、「議案第１３５号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について」、「同意案第９号、監査委員の選任について」に対する事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 以上

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第４号のとおりであります。

なお、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダに配付してありますので、ご確認ください。

これより日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は仲間誉人君からです。

◎仲間誉人君

一般質問２日目、Ｎｅｘｔみやこ、仲間誉人でございます。よろしくお願いいたします。

一般質問の前に、少しばかり所見を述べたいと思っております。先日新聞報道で、伊良部島においてうれしいニュースがございました。2024年３月末で閉院をしました徳洲会伊良部島診療所の跡地に12月１日から医療法人アカシア会、下地晃理事長が運営する伊良部島中央クリニックが開院をいたしております。これまで懸念をされていた、島に住む方々への福祉、医療が復活をしました。そして、地域に密着した医療サービスを提供できる総合クリニックとなっております。内科、小児科、外科、そして整形外科、皮膚科、婦人科をはじめとする幅広い診療科目に対応しており、また在宅医療にも力を入れるとしております。私も市議会において一般質問のほうでも取り上げたりして、沖縄県、宮古島市に対しても地元選出の議員、下地信広議員、そして現在は沖縄県議会議員であります新里匠議員と共に取り組み、そして伊良部島の医療診療に係る課題の解決並びに体制強化を求める意見書の提出、また決議も行い、全会一致で可決された経緯もあります。そして、その後伊良部商工会青年部が下地晃理事長に要請を行い、開院に向かった経緯もございます。その際の宮古島市の当局の対応についても感謝しているところであります。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして、一般質問始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、１項、農業行政について。１号、野そ被害についてです。①、被害状況について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

野そ被害については、サトウキビ生産農家から被害が増えているように感じるとの相談が数件程度あったことから、直接現場にて確認をしております。サトウキビ以外の作物についても同様ですが、農家によって被害に対する評価に温度差があることから、被害が自然的な発生による状況なのか、局地的な部分で異常発生したものかについては、判断としては難しいものと考えております。しかしながら、野その被害が全くないということではありませんので、市としては生産農家の皆様には積極的な殺鼠剤散布による防除の徹底をお願いしたいところでございます。

◎仲間誉人君

殺鼠剤散布による防除、そして相談件数が何件か来ているということでありますけれども、それを踏まえて、②、対策について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市における野そ防除事業は、農政課にて殺鼠剤を購入、配付し、生産農家の皆様に防除作業をお願い

しておりますので、今後も継続して対応してまいります。また、防除作業は人力による地上防除での対応をお願いしているところですが、殺鼠剤は誘引剤としての効果があるため、圃場の外周付近に散布をしていただくことがより効果的な防除方法となります。圃場内への薬剤の投げ込みは、ネズミを内部に誘引することになり、逆効果となりますので、正しい散布方法につきましても生産農家の皆様へ周知徹底を図っていきたいと考えております。

◎仲間誉人君

人力による散布を行っていくということですけれども、以前より殺鼠剤についてはドローンでの散布ができないかという意見等あると思いますけれども、ドローンを使った殺鼠剤の散布についてはどのように考えますか。お伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ドローン等の無人航空機を使用した薬剤散布につきましては、日本国内において、航空法、農薬取締法等に基づく農林水産省の薬剤登録が必要となりますが、登録までには多額の費用と承認までに相当の年数を要します。そのため、現時点ではドローン用に登録された殺鼠剤はありません。ドローンを使用した薬剤散布は、現状で難しい状況となっております。

◎仲間誉人君

現状については航空法、そして農薬取締法の規制があり、そして承認までに年数がかかるということで、現在は考えていないということでありますけれども、農作業における省力化、そして効率化に資するスマート農業の推進等、デジタル技術の活用という観点から見た場合検討は必要であると考えますけれども、その点はどのようにお考えですか。お聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

仲間誉人議員ご質問のとおりスマート農業については必要だと考えておりますが、薬剤登録には本市だけではなく、他市町村も含めたドローンの散布方法の機運の高まり、それから薬剤の需要、供給の程度なども総合的に勘案しての製薬会社の動きによる部分が大きいと考えておりますので、まずは農林水産省、製薬会社等の今後の動向も注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

需要と供給のバランスと情報収集に努めていくということであります。やはり宮古島市の農業における現状が少子高齢化、そして人口の減少、昨日の一般質問への答弁でもありましたけれども、農業人口の減少が課題であるという宮古島市においての現状を考えたときに、今後検討する必要性が考えられると思いますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

◎市長（嘉数　登君）

仲間誉人議員ご指摘のとおり農業従事者の高齢化、それから人手不足というところもありまして、やはり農業部門におきましてもＤＸの力をどんどん導入すべきだというふうに考えております。せんだって産業まつりと同時開催いたしましたＲｅｓｏｒＴｅｃｈＥＸＰＯ2025ｉｎ宮古島におきましても、農業用のドローンというのをかなりの数、展示させていただきました。あの展示会の開催の目的というのは、やはり農家の皆さんにも関心を持っていただきたい、周りの人にも関心を持っていただきたいという目的で開催いたしておりますので、やはり地元のほうからそういった機運を盛り上げて、農薬の登録には当然製薬

会社、農薬会社の協力が必要ですので、ぜひともその辺は検討していきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

先ほどもありましたけれども、意見交換等を、情報収集を行いながら検討するということでありますけれども、やはり情報収集、意見交換は、期間短く設定できるわけでもないと思いますので、できるだけ早めに、スピード感を持った対応が必要かと考えますので、ぜひとも対応のほうをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。２号、ため池施設について。①、遊休施設の件数を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

伊良部地区にあるため池につきましては、昭和47年の構造改善事業の整備から始まりまして、県営かんがい整備事業、団体営かんがい排水事業等により整備が行われてきたところです。しかしながら、漏水等により機能を果たしていないため池が現在18か所となっております。

◎仲間誉人君

昭和47年度からの整備が始まって、現在漏水等がある箇所が18か所ということであります。

それを踏まえて②、漏水等の箇所の今後の方向性について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今後の方向性についてでございます。伊良部地区で遊休化しているため池については、国営かんがい整備事業、県営かんがい整備事業等との調整を図りながら、どういった対策が最善であるか、地元や関係機関と意見交換していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

国営、県営のかんがい整備事業、そして関係機関との意見交換も踏まえて検討していきたいということでありますけども、遊休施設について放置している状態が続いております。その利活用という点からの提案なんですけれども、いろんな意見交換の中で出てきた提案でありますけれども、水産物の養殖事業に使えないかという話をいただいております。やはり養殖、遊休施設を遊休のままにしておくのではなくて、利活用を含めた考え方、そして同じ一次産業である水産業、農林水産業の中の水産物の養殖に係る事業に使うのであれば、水産業として所得が入ってくるとか、悪天候においても漁に出れない現状がある中で、天候に左右をされない。そして、新しい地域の産業の創出や地域特性を生かした収益性の高い漁業の推進等、また物価高、輸送費の高騰などを考えたときに地元での地産地消、そして生産から加工、流通、消費まで、六次産業の推進とか、養殖においてはいろんな種類が生産できるものと考えておりますが、しかしながら初期投資で経費がかかるため、取ったものを売るという現状から、売れるものをつくるという考え方もあると思うので、そういった場合に遊休施設の利活用の検討ができるのか当局の考えを伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

仲間誉人議員ご提案の養殖事業への転換でございますけれども、確かに費用対効果も含めて有効な活用方法になるかとは思いますけれども、詳細については再度詰めていきたいと考えております。

◎仲間誉人君

課題等、補助金の絡みも出てくると思うので、そう簡単にはいかないというのは分かってはいるんですけども、やはり海から近いため池等は配管を通して海からポンプで循環をさせるとか、そういったことが

行われることによって、生産者の所得向上、そしてにぎわいの創出、宮古島市の基幹産業である農業と漁業が第一であると考えておりますので、その点追及する検討、そして市長がそういった私の提案に対しての考え方、どのような見解を持っているのか、市長、お伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

遊休化している施設をいかに地元のために利活用するかというのは大変重要な指針だというふうに思っておりまして、ため池を養殖用に使えないかというところは本当に面白い発想だというふうに思っております。先ほど農林水産部長から答弁させていただいたように、もともと農業のために造ったため池を養殖のために使えるかというのはこの場で即答はできませんけれども、単にできたらいいよねという話ではなくて、ため池を使って具体的に何を養殖するのか、どれぐらいの規模でやるのかという点がございませんと、我々はなかなか関係省庁との議論にならないというところがありますので、ぜひとも使ってみたいという方がいらっしゃるんであればどういう魚種なのか、あるいは、今想像つきませんけども、養殖したいのか。それは、どれぐらいの規模でやるのかというようなところについてもぜひとも意見交換をさせていただきたい。地元のそういった意向については、我々も丁寧に拾って把握しまして、関係省庁のほうとも協議していきたいというふうに思っております。

◎仲間誉人君

やはりいろんな考え方、捉え方、様々な視点から捉えなければならないというのは本当にあると思います。私も去年沖縄本島のほうで養殖施設を視察をしました。その中ではヤイトハタ、ミーバイ、やはり高級魚をメインに養殖をする。そして消費をする。そして、陸上の養殖でありましたので、海からの水ではなくて、循環型の養殖となっておりました。なので、海水を引く必要もなく、山でも養殖ができるわけです。今は、当時の中城浜漁港であったんですけれども、現在は琉球大学のキャンパス内のほうで養殖をしているというふうに伺っておりますので、そういった海に近い場所、遠い場所限らずため池の存在があると思いますので、ぜひとも検討をしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。２項の漁業行政について。１号、養殖事業についてです。①、現在の養殖品目について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市における養殖品目でございます。民間事業者が行っている養殖も含めてお答えいたします。

モズク、アーサ、海ぶどう、クルマエビ、バナメイエビ、シャコガイの６品目となっております。

◎仲間誉人君

６品目ということですけれども、近年生産が多い品目は分かりますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

直近の収穫量でいきますと、一番多いのがやはりモズクでございます。1,220トン。海ぶどう29トン、アーサ13トン。民間につきましては、出荷量等については把握できておりません。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。

②、養殖業における人材の育成について、市がどのように考えているのかお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

人材育成についてです。現在在籍する職員を島外に派遣し、長期にわたる研修等の実施をする場合が想定されますけれども、その場合業務に支障を来すことが想定されます。沖縄県の普及員の指導を仰ぎながら、知識を取り入れていくことも可能ではないかと考えているところです。

◎仲間誉人君

職員を島外に派遣しているということですけども、その際に業務に支障が出るということですが、沖縄県のほうでは専門職員を置いて、宮古島市と連携しながら海業センター等でも養殖に係る意見交換等が行われていると思いますけれども、宮古島市として、③なんですが、専門職員の配置について考えがあるのかないのか伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

市におきましては、現在専門職員の在籍はございません。専門職や普及員の採用及び現在在職する職員を育成する場合、長期の研修が想定されますので、これは市内部で例えば専門員を採用するとか、調整が必要であると考えております。

◎仲間誉人君

市の内部で調整が必要であるという答弁です。私も何度か海業センターのほうには足を運んで、視察をしたりしておりますけれども、やはり品目としてモズクの種つけであったり、伊良部島から足を運んで、種を買いに来るという方もいます。そして、そういった専門職員を配置することで生産量が伸びる可能性があるのかという点です。そこも補助金の関係やら費用対効果であったり、金額の張るものが養殖できればいいかなとはもちろん思ってはいるんですけれども、専門職員の配置については、なぜこの質問をするのかというと、経済工務委員会において去年視察を行いました。そして、その中で広島の広島市水産振興センターに行ったんですけれども、そこでカキの養殖について、この水産振興センターがいろんな調査を行い、数値を計測して、漁業者に対して資料の数値の情報を提供していたということを聞いたものですから、そういう点を宮古島市においても専門職員の配置をして、漁業者への提供をしっかりと行っていければ水産業の発展、振興、そして所得の増加、生産性のアップにつながると私は考えましたので、質問をさせていただきました。配置については、県の専門職の方とも意見交換をするなど検討をしていただきたいと思いますが、その点について答弁お願いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

養殖技術や水産資源管理に精通した専門員を採用することで､事業計画の立案や現場指導に従事させる、そのことで事業の専門性を高める、それが生産性の向上につながるということは想定されますので、専門員の採用につきまして、今後担当部署とも調整していきたいと考えております。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。

３項、福祉行政についてです。１号、宮古島市内におけるＤＶについて、①、相談件数について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

家庭保健課にて集計しています女性相談件数のうち、暴力を主訴とした相談件数についてお答えいたします。

昨年度、令和６年度、暴力を主訴に相談された実件数は20件となっております。また、令和３年度は23件、令和４年度は26件、令和５年度は18件となっており、各年度ごとに大きな増減はありませんでした。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。

②、宮古島市としての対応を伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

宮古島市は、女性相談員が暴力が原因で相談に来た方に対して、安心して話してもらえるよう配慮しながら、相談者本人がどのような支援を希望するか伺っております。相談内容の秘密保持を遵守し、相談者本人が自身の力で社会生活を営めるよう、困り事に応じて弁護士相談や警察署、県や市の各相談支援機関等と連携し、必要な支援につないでおります。また、宮古島市ホームページや「広報みやこじま」等を活用し、本相談窓口に関する広報、周知も行っております。

◎仲間誉人君

この質問については再質問はございませんけれども、現状宮古島市としてのどのような対応をしているかという複数の声がございました。そして、人権を侵害する国際的な問題として、相談窓口の周知という意味でも質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。伊良部老人福祉センターについてです。①、屋外への屋根付休憩施設を設置できないか伺います。

◎福祉部長（守武　大君）

伊良部老人福祉センター敷地の広場では、地域の皆様が健康維持や健康増進、さらには仲間づくりの場として、ゲートボール場として利用していると伺っております。ご提案のありました屋根付休憩施設の設置につきましては、高齢者が安心して活動できる場の環境整備として重要な課題であると考えております。今後実際に利用されている皆様のご意見を伺いながら、設置に係る費用、維持管理等の課題について整理した上で設置に向け、検討してまいります。

◎仲間誉人君

福祉部長、この施設については以前にも質問したことがありますけれども、その際には除草作業のお願いでありました。やはりゲートボールを楽しむ高齢者の皆さん、そして福祉部長がおっしゃられた高齢者が安心して活動できる場所であるということで、私が聞いた声がゲートボール場を利用される中で、地域の老人クラブの会員などの皆さんからの声でありました。そして、月に３回、そしてその他でも利用があるということで、また先月11月23日に、これはイベントだったんですけれども、年に１度開催されます池間民族の集いというのがあるんです。その際にやはりゴルフ競技、グラウンドゴルフ競技、そしてゲートボール競技、ゲートボール競技には50名の参加があったんです。池間島、佐良浜、西辺３地区から参加をして、競技を私も見に行って、いろんな話をしたんですけども、その際にも各自持ち運びの椅子を持ってきて、ガジュマルがあるんですけど、そこの下に置いて休憩をするんです。なので、出た話がやはり屋根つきの、しっかりしたのではなくてもいいので、ちゃんと日陰になる。そして、ベンチがある。それぐらいの施設でもいいので、あれば自分たちも楽しめるし、いい休憩施設にもなるし、何とかできないかなという話を聞きましたので、質問をいたしました。設置に向けて動くということでありますので、よろしく

お願いいたします。

そして、市長、池間民族の集いがあります。その池間民族の集いにも何とか支援、補助なり、市として何かお願いしたいんですが、答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

市のほうにはいろんな団体からご要望がございます。公平性ですとか持続性という観点もありますので、そこは公平性を期して考えてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（平良和彦君）

通告外の質問は控えてください。

◎仲間誉人君

総勢、懇親会も含めると200名ほど集って、いろんな交流が行われる会であります。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。子供行政についてです。伊良部島児童館について。①、指定管理者の選定方法について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

令和８年４月に開所を予定している伊良部島児童館は、児童館、子育て支援センター及び放課後児童クラブの３つの事業から成る複合施設となっております。児童館等のガイドラインに沿った運営ができることに加えて、複合的な機能を持つ施設の性質上、管理運営を担う団体については、特に専門性や同様の施設運営のノウハウを持った団体である必要があるため、本施設の指定管理者の公募に当たっては、応募の条件として児童福祉施設を既に実施している、放課後児童健全育成事業を既に実施していることを要件とし、公募を行っております。

◎仲間誉人君

公募を行ったということであります。質疑の際にも質問をさせていただきましたけれども、１回目、応募がなかった。そして、２回目で応募が１者ということです。１回目と２回目、応募要件に変更はなかったのか伺います。

（「休憩お願いいたします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時34分）

再開します。

（再開＝午前10時34分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

１回目、２回目、要件は変更ございません。

◎仲間誉人君

１回目と２回目、変更はなかったということですけども、変更がなかったけれども、応募が１者出てきた。それについては、その事業者からは何か聞き取り等は行いましたか。伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

選定された候補事業者に確認したところ、第１回目の公募時には別の事業者で、地元伊良部島に関係した方が運営できるのであれば、それが望ましいと考えて応募しなかったというふうに聞いております。１回目の公募で応募者がいなかったことから、提案することになったということでございました。

◎仲間誉人君

地域で手を挙げるところがあればということです。手を挙げるという企業というか、団体というか、私のところには話はありました。応募したいという話はあったんですけれども、やはり応募要件の中にこれまで運営をしているところと応募要件があるんですけれども、これまでの、公募時点で児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設を既に運営しているものであること、そして放課後児童健全育成事業を既に実施しているものであることというふうにあります。

この質問の最後なんですけれども、応募要件が厳しくなかったのかという点を、もしなければないでよろしいので、答弁お願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

応募要件が厳しくなかったかというご質問でございますけれども、要件は厳しくなかったというふうに考えています。児童館等のガイドラインに沿った運営ができること等に関して要件としておりますので、そういうことになります。

◎仲間誉人君

やはり法律に基づいて運営規定等を定めて、ガイドライン等をつくっていくというふうに理解をしますけれども、やはり少し要件を緩めて、地域の意向とか、そこを取り入れられなかったのかという点なんです、私が言いたいのは。地域の意向があって、宮古島市独自の要件を定めることができれば、施政方針の中にもたくさんの文言があるんですけれども、地域における課題であったり、少子高齢化、そして住居不足、人手不足、にぎわいの創出、地域社会の発展というところに向かうに当たっては、少し緩めたほうが、そこに向かうに当たって、地域の発展とか地域社会の発展という点では合致すると思うんです。それについてはどのようにお考えですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

今後地元の方が運営できるように要件緩和できないかということに対してお答えさせていただきます。

伊良部島児童館などの複数の機能を持った施設の運営に関しては、児童館、子育て支援センター、放課後児童クラブ、それぞれの機能をしっかり果たすとともに、これらを複合で運営することによるメリットを生み出すために、相互に有機的な連携を図りながら、子供たちに様々な体験機会を提供していくことが重要であり、実績ある団体による運営が必要であると考えております。

一方、施設の運営に関して、地元の方々に関わっていただくこと自体は望ましいことであると考えておりますので、地元住民の雇用や関わりについても指定管理者と協議しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

◎仲間誉人君

指定管理者との意見交換等も含めて、地元への関わりを協議もしていくということです。関わりを持つ中で、地元の人材の雇用というのは出てくるかというふうに思っておりますが、やはり人口減少、人材不足が現在の宮古島市の課題という点で、人口減少が進行をしている地域なんです。なので、地域のにぎわ

いの創出という点と地域おこし協力隊等の支援など、やはり人材確保は本当に課題であると私は考えているんです。地域の人口の半分が高齢者であるという現状がございますので、やはりそこには当該地域出身者へのＵターン、Ｉターン、Ｊターンの推進が図られると、そこを図っていったほうがいいと思うんです。そこを推進をしていくには地元の力が大きな力だと私は考えております。なので、その質問をさせていただいています。地域の子供たちを守るのは地域の事業者であり、そして地域の人材が地域を育てるという観点から、私はこの指定管理者を否定しているわけではないんです。ただ、進め方としてそういった進め方も、地域を巻き込みながらという点で質問をさせていただいております。その点についてはどのようにお考えですか。お願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、施設のスタッフについては地域の人材を積極的に雇用する計画となっておりますので、地域に根差した、きめ細かい支援を展開していけるよう、指定管理者と共に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

やはり前提としては地域の子供たちを育てる、そして見守るという子育て支援センターであり、放課後児童クラブ、そして児童館であると私は認識をしておりますので、ぜひ地域の子供たちの成長のために尽力をいただきいと。そして、指定管理者とも連携を図り、そして地域との意見交換も大事にしながら、運営に向けていってほしいというふうに思っております。

次の質問に移ります。５項の教育行政についてです。１号、結の橋学園プール建設について、進捗状況を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

結の橋学園のプール建設についての進捗状況です。結の橋学園プールの建設工事につきましては、工期が令和７年10月１日から令和８年７月31日までとなっております。進捗状況についてですが、当初の工事計画に対しまして、11月末時点で約３％の遅れが生じております。遅れの要因としましては、工事関係車両搬入路及び資材置場の確保に関する調整に時間を要したことが挙げられております。

◎仲間誉人君

搬入路、そして資材置場の調整が遅れたが原因であるということですけれども、その原因は何ですか。伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

当初の計画では、工事車両の円滑な進入と作業スペースの確保のために、学校敷地周辺の隣接地の借用を検討しまして地権者との交渉を進めてまいりましたが、最終的に了解を得ることができなかったため、計画を変更せざるを得ないという状況になりました。そういう中で代替策としまして、児童生徒の安全確保に最大限考慮した上で、学校の運動場の一部を工事の搬入路として使用することとしまして、その動線計画、また安全対策の再検討を行ったため、進捗に遅れが生じているという状況です。

◎仲間誉人君

学校の隣接地借用了解が得られなかったということであります。私も少し話を聞いておりますけれども、学校建設時において、工事車両等の進入路等に使った場所であると思います。その際に、工事終了後、学

校の建設が終わった後に、借りていた土地が畑なんですけれども、そこに建設当時の金属、コンクリートがらとか、建設の際に出た廃材がそのまま放置をされていたということを伺っております。そこで、５年前、６年前の話でありますけれども、その地主がこの対応について宮古島市の教育委員会のほうに連絡をしたところ、対応がよくなかったという経緯があるというふうに私は聞いております。その点について、対応、そういったところまでは分かんないかなとは思うんですけれども、そういったことがあったということをぜひとも、やはり地域は地域でずっと残っているわけです。その地主もずっとその土地を自分の畑として、作物を育てているわけですから。だから、その際に担当の職員なり宮古島市の対応がよければ、現在もそのように借用の了解は得られていたかなというふうに思います。宮古島市教育委員会は、担当が人事異動で替わっても、教育委員会は教育委員会なんです。そういう点ではしっかりと対応をしていただきたいというふうに思っておりますが、教育部長、答弁お願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

私のほうも当時の体育館､校舎外構工事等のときにそういったことがあったというのは聞いております。金属片とか、石とか、そういったものがそのままあったという話ではあるんですけども、教育委員会としましては、あくまでも工事に関係する中では受注者、請負業者と土地を貸した所有者との間の契約という形になると思います。その中で原状回復をしないで終わった、原状回復しないで戻したという話はあまり詳しく聞いてはいないんですけども、民間の土地を使用する場合は、そういうことを今後しないような形の注意といいますか、注意喚起のほうはしていきたいと思っています。

◎仲間誉人君

受注者と土地の所有者との協議ということでありますが、やはり発注者は宮古島市でありますので、発注者と受注者の情報の共有、認識をしっかりと持っていかなければ、今後このような状況がないとは限らないわけですから、しっかりとした対応をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。６項、道路行政について。①、宮古島市管理の市道及び農道における道路街路樹、植栽の管理について伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先に農林水産部で所管しております農道についてお答えいたします。

農道における草木等の伐採や剪定につきましては、多面的機能支払交付金を活用し、農地・水活動による清掃活動により対応していただいているところでございます。

◎建設部長（下地睦子君）

建設部からは市道についてです。市道の街路樹、植栽の管理につきましては、現在財源の種類により２通りございます。沖縄振興特別推進費を活用した観光アクセス道路環境美化強化事業の32路線とその他の路線という考えのものです。まず、観光地アクセス道路環境美化強化事業につきましては、一括交付金を活用し、作業員を市で会計年度任用職員として採用し、直接清掃作業を行っているものと委託を行っているところが一部ございます。その他の路線につきましては、市の単独費用で清掃を実施しており、各地域づくり協議会や自治会、就労支援事業者への委託や市の道路作業員による清掃を実施しているというような状況でございます。

◎仲間誉人君

昨日の一般質問でも複数の議員が道路の除草等については質問を行っておりますが、私も質問内容は同じなんです。私たちも市民からの声を聞いて現場に行って、写真を撮って、当局に、担当部署に行って写真を見せて、現状を確認して対応いたしますというふうな流れが本当に毎回なんです。そこもあるんですけれども、この期間が空いている場合には前もって除草の作業をしてほしいというのと、予算がないから、対応できない、今はできないとか、作業員が不足しているから、時間がかかりますとかいう対応がほとんどなんです。だから、作業員を増やす対応をするのか、清掃の回数を増やすことをするのか、いろんな考え方があると思うんですけれども、この予算、財源があっての話になるとは思うんですけれども、こういった対応をずっとしていくわけにはいかないと思うんです。回数を増やすなり、人材を増やすなり、そういった動きは次年度に向かっては検討はしているのでしょうか。市道でお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

現状は多くの作業員頼みで除草作業を実施しているというような状況でございます。これは、もともと緊急的な対応に適しているとの考えで、現在の形で作業を実施してきたところです。今後事業者に委託することも視野に入れていきたいと思います。また、他県においては、省力化施工機械等を活用しまして、道路除草対策を行っているというような事例もあるようなので、従来工法との経済比較も併せて調査、検討を行っていきたいと考えます。

◎仲間誉人君

検討を行っていくに当たって、私も担当課に出向いて担当職員とも話をするんですけれども、私は担当職員にも言うんです。職員も苦情ばかりで大変ではないんですかと。市長、どういう感じで話を聞いていますか。これから、たくさん地域懇談会の中でも道路に関する質問、要求は多いと思いますが、その点についてお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

まず、道路管理に当たる担当部署、担当職員のところにいろんな声が届いているということは、大変心労にもなっているかというふうに思っております。一方で、この問題というのは今に始まった話ではなくて、もう延々続いてきているんです。昨日も答弁させていただきましたが、堂々巡り。これ問題解決していくためには、問題小さくしていくためには機械化をどんどん導入して、機械化を進めていくということは一つの方法かなというふうに考えておりまして、先ほど建設部長から答弁したように、今本当に手刈りに近いような形になっておりますけども、それはどんどん機械化できないかという部分と、道路の補修箇所、ＬＩＮＥ等で市民からの通報といいますか、連絡を受けて、そこに出向いて補修ということをやっておりますけども、そもそもそういったものを、昨日も答弁させていただきましたリモートセンシング、道路パトロール車にカメラをつけて、要するに巡回する中で必要な箇所をどんどんデータとして積み上げていく。そういったことを通じて、より効率的な道路管理ができるんではないのかなというふうに思っております。

温暖な気候ですので、草木の生育も非常に速い。それになかなか追いついていないと。どこまでここに予算をかけるかという問題がありますので、私は道路管理にかける予算を機械化とかそういったものを導入することによって、現状維持できるんであれば、その予算を別のところへ回したほうがいいというよう

な考えを持っておりまして、そこは担当部局とも相談しながら、あるいは民間事業者の力も借りないといけないと思っておりますんで、ぜひ効率化の方向で進めていきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

効率化を含めて考えていくということですけれども、私が受けた声が、今日もそうなんですが、昨日の答弁でもありましたけれども、地域づくり協議会と自治会等で清掃をしてもらって、またほかの団体と委託をしているとか事業が、清掃行っているというふうに思っておりますけれども、そこを減らすという考え方があったのかなかったのかお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

私の効率化という答弁が、例えば地域づくり協議会に対する委託を減らすということではなくて、大規模な作業が必要なところについては機械化において効率化していく、それから機械化がふさわしくない小規模なところについては引き続き地域づくり協議会、自治会等に委託して管理をしていただくと、そういう考え方を持っております。

◎仲間誉人君

その点も含めて、また意見交換しながら進めていければと思っております。

以上、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

◎前里光健君

前里光健です。また議会に戻ってまいりました。市民の皆様方には心から感謝申し上げます。また、引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今回は市政の最上位計画である第２次宮古島市総合計画と次期第３次宮古島市総合計画の策定について伺ってまいります。ご承知のとおり総合計画というのは、10年に１度の全体的な見直しが行われる極めて重要な計画であります。所管である企画政策部を中心に計画案、そして原案が作成されます。令和７年度から令和８年度にかけて、具体的な議論が進んでいくと承知をしているところでございます。総合計画の策定委員会、また審議会においては、また総合的な検討が行われていきますが、一方で我々議会側がその策定プロセスに関与できる機会というのは現実として多くありません。そういった中で、今回は一般質問の中で様々な提案を行ってまいります。第３次宮古島市総合計画に盛り込む計画案、原案の検討の材料に加えていただきたいというふうに存じます。それでは、その観点から質問を行ってまいります。よろしくお願いします。

医療体制について伺います。第２次宮古島市総合計画において、このように記載されております。「宮古圏域の中核的病院である県立宮古病院への医師・看護師の安定確保に向けて関係機関と連携を図り、地域完結型の医療体制の構築に努めます。また、島外での治療を余儀なくされる難病患者等への支援の充実に努めます」と記載されております。以上を踏まえてお尋ねをいたします。

近年県立宮古病院主催の勉強会やシンポジウムが開かれております。今後宮古島における医療提供体制について現状維持することが厳しい状況と示され、当局も把握されていると思いますが、見解をお聞かせください。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

今年８月に開催された宮古医療圏でできるがん医療についての説明会において、沖縄県がん診療連携協議会の中で宮古医療圏における分野別がん医療の短期目標に関する決議された内容について報告がされております。現在宮古病院においては、慢性的な人材不足や医療集約化に伴う市民の負担増について、本市としても危機感を感じております。今後も離島医療体制の維持のために、県に対して積極的に支援を求めるとともに、本市としましても課題解決に向けて連携して取り組んでまいります。

◎**前里光健君**

シンポジウム、私も参加させていただきました。いろいろな現状に対する厳しいお声がありました。いろんな意見もありましたので、その中で本市の医療提供体制維持、強化に向けて、市長も要請等を行っておりますが、今後の具体的な対策についてお聞かせください。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

先日の我如古三雄議員への答弁と同様となりますけれども、お答えいたします。

本市における医療体制の維持､強化と沖縄県離島患者等通院費支援事業の対象疾病の拡大について､11月28日に沖縄県に対し、要請を行ってまいりました。対応した保健医療介護部長からは、離島患者等通院費支援事業について、市町村と連携を通じて対象拡大を検討していると説明がありました。病院事業局長からは、専門医確保は県全体においても課題であり、特に離島への医師派遣が毎年不安定な状況で行われているとの説明がございました。県立病院の一丁目一番地は、離島僻地医療であると心強い回答がありました。また、遠隔医療、ＤＸを活用した実証実験を進めているということでございます。さらに、子供たちのキャリア教育を早い段階から取り組むことの重要性について意見交換を行い、地元出身の医療従事者の育成、確保の重要性を共有したところでございます。県への要請の前日、11月27日に医療従事者の確保の観点から、公立大学法人名桜大学への地域推薦枠の創設の要望も行ってまいりました。今後も離島の医療体制維持のために県の積極的支援を求めるとともに、本市としましても課題解決に向けて取り組んでまいります。

◎**前里光健君**

それで、第３次宮古島市総合計画の中で、医療体制の維持、強化に向けて、私は具体的に盛り込んでいく必要があるかと思っております。その点に関して考えがあればお聞かせください。

◎**市民生活部長（狩俣博幸君）**

第２次宮古島市総合計画は、令和８年度までの計画となっており、基本目標の中の施策として安心して暮らせる医療、救急体制の充実が記載されております。第３次宮古島市総合計画については、企画調整課において、令和８年度中に取りまとめることとなっております。市民生活部としては、取り組むべき課題として、医療体制の維持、強化に関する施策を計画に盛り込んでまいります。

◎**前里光健君**

企画政策部がやるというのも分かっていますし、これから提案をしていくというお話だと思います。そういった中ではまた具体的に、この離島の中の離島における、高齢化も進んでいきますので、そして高齢化率高止まりがずっと続くよと、10年ぐらい続いていきますよということでありますので、この島に見合った、そういった医療提供体制をまた総合計画に載せていただきたいと思っております。

市長、私は市民の命、また健康を守るという視点で、総合計画の中にこういうのを加えてはいかがかというお話をさせていただきたいと思います。先ほど離島患者等への通院費拡大支援事業、これをもっと求めていくと。これももちろんもともと総合計画にあったものであります。これもっと充実をしていく、ここも盛り込んでいただきたい。そして、また併せて緊急患者の発生時における急患輸送体制であります。いわゆる急患空輸、自衛隊との連携、これは災害派遣というのがもちろん自衛隊ありますが、それの８割ぐらいは離島患者の急患空輸というものであります。そういった中においては、連携をまた深めていくというような記載も私は検討の材料に含めていただく必要があると考えております。あわせて国立の療養所である国立療養所宮古南静園があります。その連携であります。そこの中には医療、福祉施設、その機能があります。それを維持していくことも、こちらも大事であります。しかしながら、また一般の外来診療も含めて、それを求めていくということも、これからの10年描いていく必要があると考えておりますが、その考えを踏まえて、提案を踏まえて市長の見解お聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

ご提案ありがとうございます。離島における定住条件もろもろありますけども、あえて挙げれば医療と教育、これはもう最も重要だというふうに私は考えています。こうしたサービスは、特に宮古島市のような離島自治体においてはとりわけ重要であって、これはもう市単独での要請はもちろん、同様の課題を抱えた市町村と共同して、例えば沖縄県離島振興協議会とも連携して国及び県に要請していきたいというふうに考えております。

ご提案の自衛隊、それから国立療養所宮古南静園のことでございますけども、皆さんご承知のように自衛隊は離島自治体、宮古島市における不発弾処理、急患搬送、災害時の対応等々これまでも尽力いただいております。それから、スポーツのイベント等でもいろいろと協力いただいているということでして、当然急患搬送という部分ではこれからも協力していただかないといけないという部分がありますので、ご提案の内容についてはしっかりと検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、国立療養所宮古南静園ですけども、これまで住民の受入れ等々行ってきていたということも聞いておりますけども、今現在園に入っておられる方々の高齢化に伴いまして、国立療養所宮古南静園そのものの在り方をどうすべきかというような検討が進んでおります。せっかくある施設をみすみすなくすという話ではないというふうに思っておりますので、あの施設を宮古島市としてどういう形で生かしていけるのかという点についても、これはしっかりと検討していきたいというふうに思っておりますし、可能であれば総合計画の中でもそういった記述ができればというふうには考えております。

◎前里光健君

そういったものをしっかり盛り込んでいく中で島民の命を、健康を守っていくということを進めていただきたいと思います。

先ほど市民生活部長のほうも話ありましたけれども、８月にあった「宮古医療圏でできるがん医療について」と題して、そこに宮古病院の院長、または琉球大学のお医者様も来られて講演をされておりました。そこにおいて何が話されていたかというと、やはりもう国のほうは医療機関集約化するということでございます。そうなるとどうなるかといいますと、人口が集中するところにそういったものを、医療提供体制を集中させていく。そうなると、ではこの離島は一体どうなるのかということになっていきますが、医師

不足になっていく。また、機材に対する投資ができなくなっていく。とすると、これまで受けられた医療が受けられなくなっていく可能性が高くなるということでもあります。そうなると、宮古島市民の皆さんは島を離れて沖縄本島、また島外に出ていかなければならないというリスクがあります。それと、身体的、また精神的負担、また経済的負担が上がっていくことになりますので、それをしっかりと考えていかなければならない。そういった中で、会場にいた皆さんが、ではどうすればいいのかというようなご質問もありました。そして、琉球大学病院の先生がおっしゃったことは、これは県が責任があるわけではありませんよと、具体的にこういうふうにおっしゃっていました。それは、ではどうするかというと、市民が、そして議会が、そして市長が、島に住む人々がしっかりと考えて、将来の医療提供体制を描いていくべきですということをおっしゃっておりました。しっかりと総合計画の中で、医療提供体制について将来を見据えたグランドデザインをしっかりと描いていく、記載して示していくということが必要になってくると思っております。それがより島に住み続けられることができるという安心感にもつながるメッセージ送れると思いますので、ぜひその点についてはしっかり総合計画でお示しをください。

次に、教育行政について伺います。学校規模適正化についてであります。第２次宮古島市総合計画の第２章の１、このように書かれております。「子どもたちの『生きる力』を育む学校教育の推進　施策の推進」、「学校規模適正化を推進し、老朽化に伴う改築など、学校施設の計画的な整備を進める必要があります」と記述されています。以上を踏まえてお尋ねします。

学校規模適正化の推進について、目標は達成されているのかお聞かせください。

◎教育部長（久貝順一君）

宮古島市教育委員会では、平成23年６月に宮古島市学校規模適正化の基本方針を作成をしました。平成25年度と平成26年度に一部改正しております。一定の集団規模が確保される教育環境の整備を図るため、学校統廃合による学校規模の適正化を進めてまいりました。宮古島市における現在の学校数につきましては、小学校が16校、中学校が11校となっております。第２次宮古島市総合計画前期計画の目標値であります小学校18校、中学校10校についてはほぼ達成できている状況であると考えております。

◎前里光健君

ほぼ達成しているということなんですよね。ホームページのほうで私が見る限り100％というふうに記載があったと思うんです。

私がこの質問させていただいているのは、もちろん宮古島全体の学校規模適正化というのを進めていきますよという全体の中で、一貫校教育、小中一貫教育が進んでいたと私は理解しているところでございます。その中で、総合計画の最上位計画です。その中で記載されている計画、例えば鏡原小学校の体育館建て替え、そして鏡原中学校の校舎の建て替え、この部分も盛り込まれていながら達成できていないんです。その理由についてお聞かせください。教育長、これはもう行政は継続という観点からこの質問をさせていただきますので、ご理解ください。

◎教育部長（久貝順一君）

前里光健議員おっしゃるとおりホームページ上の部分の中で、施設整備の部分があります。その中で鏡原小学校の体育館、鏡原中学校の校舎についてがまだ整備されていないというところがあります。ただ、鏡原小学校の屋内運動場、体育館につきましては、今年度実施設計を進めておりまして、令和８年度の着

工を目指しております。また、鏡原中学校の校舎につきましては、これ以前から議会のほうでも言っているんですけども、文部科学省の耐震調査の中で耐力度調査を行った結果、4,500点以上ということもありまして、危険建物ではないと判断を受けたため、長寿命化のメニューを活用しまして大規模改修と称しまして、今後令和８年度に基本設計、令和９年度に実施設計を行いまして、令和10年度から長寿命化の改修をしていきたいと考えております。

◎前里光健君

教育部長、今の答弁なんですけれども、この計画があったんです。総合計画で描かれているものがなぜできていないんですかという質問なんです。その中で長寿命化計画とかいう話、要は耐力度調査がありますよという話なんですけれども、途中で、令和２年度あたりから小学校、中学校は教育委員会からの指定を受けて、県からも指定を受けて、小中一貫教育を進めていきますよという流れがあったんです。これまでの教育委員会の答弁は、ソフトもハードも含めて、より隣接型の一貫教育を進めていきますということで、ソフトもハードも併せて進めてきたと私は理解をしています。そういった中で、急に耐力度調査とかありますけど、新しい学校を造りますよという目的、ビジョンがあって、その中で建て替えということをおっしゃっているんです。それで言えば、では建て替えが必要であるということと併せて予算が足りませんよという答弁がこれまであったんです。ということであれば、皆さんは一貫校を造るという考えが途中で頓挫したかという話にもなるんです。そういうことですか、教育長。

◎教育長（宮城克典君）

小中一貫校については前教育長、そしてまた前々教育長あたりからも話が出ていたと思います。当時私は結の橋学園の校長でしたので、小中一貫校について意見を求められたようなこともありました。宮古島市では平成29年度から宮古教育事務所による宮古管内小中連携基本計画に基づいて、各中学校区内で小中連携を推進してまいりました。この取組をさらに充実させるべく、令和元年度には宮古島市の小中連携・小中一貫教育の勉強会を開催し、令和２年度に鏡原小学校、鏡原中学校を研究指定校として研究を進めておりました。ところが、コロナ禍等により、そういった推進の停滞を余儀なくされてしまい、令和８年度での鏡原小中学校の小中一貫校としての開設に向けて、今進めているところです。今後は現宮古島市総合計画、第３次教育大綱、第３次教育ビジョンが令和８年度までとなっていることから、次期計画の策定に向け、小中一貫校の推進についても市長部局と協議してまいります。

鏡原中学校の校舎改築については、詳しい経緯は私は存じませんでしたが、耐力度調査において、耐震基準を満たしていることから、急遽建て替えという方針が撤回といいますか、変わったと思いますけれども、それについてはまた大規模改修のほうで地域住民、あるいは一番児童生徒に還元できるといいますか、教育環境の整備に努めてまいりたいと思います。

◎前里光健君

宮城克典教育長は、本当に初代結の橋学園の小中一貫校の校長先生も務められて、また統廃合した鏡原中学校の、小学校と併せてですけれども、校長先生も経験されて、また結の橋学園の準備室といいますか、そういったところにも入れているというふうに承知をしています。でも、この総合計画の中のこれまでの10年間の中で教育長も過ごしてきたと思います。私が今質問した意図は、一貫校を目指してきたんですよねと。それで、教育委員会は建て替えも含めて目指してきているんですよねと。途中で予算がありません

とか、耐力度調査とか、それは長寿命化を目指すための調査であって、新しい学校を造るための計画ではないんです。新しい学校を造るんであれば耐力度調査とか、そういったものではなくて、しっかりとした予算を取るべきなんです。

そこでお尋ねしたいんですけど、教育部長、その建て替えの予算というのは通常は何という国の予算が、メニューがありますか。メニューだけ教えてください。

◎教育部長（久貝順一君）

国のといいますか、沖縄県のほうにおいては沖縄振興公共投資交付金がございます。

◎前里光健君

一方、教育長、結の橋学園を造るときの、校舎を造るときの予算、これ何という予算か分かりますか。教育部長でもいいです。分かれば教えてください。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時24分）

再開します。

（再開＝午前11時25分）

◎教育部長（久貝順一君）

結の橋学園の交付金という形の話でありました。結の橋学園は小学校２校、中学校２校の統廃合によってなっております。その中で国の負担金という形でいただいております。

◎前里光健君

私がここで申し上げたいのは、本当に一貫校を造るという考えがあれば、今申し上げたような負担金、これ８割補助と言われています。高補助率のあるこの予算を使って、計画を立てて造っていくというのが筋なんです。教育委員会は、それをやっていなかったんです。教育長、大変申し訳ありません。行政は継続という観点から、私はいきさつは分かりませんでしたとか、そういうことではないんです。今後このようなことで学校現場の教育環境が、最上位計画の中で位置づけられていたのに、これがどんどん、どんどんと変わっていくと、そういったことが本当にあっていいのかということを申し上げたいんです。では、子供たちどうするんですか。学校現場どうするんですか。保護者どうするんですか。地域の皆さんはどうするんですか。そういうことになるんです。そういったことで、計画が見直されてもうなくなります、もう変えました、そういうことになってはいけないんです。ですから、本来であればそういった統廃合の予算、こういったものを取って、そして今の鏡原小学校、中学校もより隣接型の学校を目指していくべきだということをこの第３次総合計画に盛り込んでいくというのが、教育長の今答弁を私は求めているんです。そこをしっかりとぶれることなく答弁していただかないと、これからの小中一貫教育、学校規模適正化どうなるんですかということになるんです。ご答弁ください。

◎教育長（宮城克典君）

おっしゃるとおり学校規模適正化含め、小中一貫校の推進という面では教育委員会も責任を持って対処すべきかと思います。学校規模適正化がうたわれて、平成23年度にこの基本方針が策定されて、これまで

約10年間いろんな学校の統合廃校がありました。先ほど教育部長からの答弁もありましたように、一定の、例えば結の橋の開校に伴う伊良部小学校、中学校、佐良浜小学校、中学校が統廃合されての伊良部島小学校、中学校、それから福嶺中学校、城辺中学校、砂川中学校、西城中学校が統廃合されての城東中学校が開校となっています。平成23年が2011年ですので、基本方針の策定からいくと14年間、それから来間中学校の実質廃校から数えると11年ということになり、過去10年間、これを私なりに振り返ると、様々なご意見はあろうかと思いますけども、子供たちに目線を置いて、児童生徒の表情や学校生活での状況を見ますと、子供たちにとっては級友が増え、共に学び、共にスポーツや行事に取り組む中で切磋琢磨し合うことであるとか、クラス替えがあり、新しい友達との出会いがあるとか、それから個人種目でないスポーツに挑戦できること、行事成功に向けての話合いの過程から発表までの充実感、達成感、そういった体験や感動が子供たちの中にはあり、一定の成果は得られているのではないかなというふうに思います。

今後の10年を考えた場合に、教育分野においても、社会情勢や人口動静、新しい学習指導要領の策定等により見通しが難しい状況です。10年先とまで言えないにしても、現在の平成29年度策定の現学習指導要領は、令和８年度に中央教育審議会の答申を受けて、令和12年、2030年に改訂の学習指導要領が出る予定です。今その論点整理が出され、論議されている段階ですが、ある程度方向性は見えてきておりますので、これも参考にしながら、令和９年度からの新しい宮古島市教育大綱、宮古島市教育ビジョン、それから市長部局と連動した総合計画の中で学校規模適正化に取り組んでいきたいというふうに思います。

もう一つよろしいでしょうか。短期、中期と考えた場合に、私の思うところを述べます。ご存じかと思いますが、2024年の宮古島市の出生率は378人となりました。現在の出生率の出生数のまま推移しますと、５年後の小学生の数は2,892人、中学生は1,686人となり、令和７年度と比較すると小学生で12.6％の減、中学生で2.4％の減となります。先ほど私が新学習指導要領の話をしましたが、現行の学習指導要領も新学習指導要領も地域に開かれた学校、地域と共にある学校の推進の方向性があります。学校規模適正化とは言いますが、私自身は必ずしも統廃合ありきではないと考えています。どちらにも議論する要素はあるというふうに思います。例えば新学習指導要領においては、今ＩＣＴ教育とか、いろんな教育が取り組まれていますので、小さな学校でもそれに対応する遠隔の授業ができたりとか、それなりの対応できますので、それについての協議等を教育委員会、教育事務所とも論議しながら、そして市長部局とも相談しながら、学校規模適正化については議論を深めていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

ただ答弁いただいているんですが、私の質問には答えていないんです。私が申し上げたいのは、そういった考えがあっていいです。教育ビジョンからも一貫教育というものも消えました、文言も。そして、これまでの10年を見直した中で、いろいろ一定の成果がありましたよと。分かります、それも。だが、しかしこれからの時代は見通しが立たないけれども、そういった最新技術を使って、これをどうにか活用しながら地域と考え、共にして、そこでつくっていきますよと。それは分かりました。でも、私が申し上げているのは、ずっと令和５年のときからも学校の、教育委員会主催です。全４回で鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会というのが行われているんです。そこは学校関係者、ＰＴＡ、そして８自治会の自治会長集まって全員で話をして、地域はオーケーですよと、一緒に頑張って造っていきましょうよという合意形成があったんです。そして、その年の10月ですか、突如予算がありませんと。それで造ることができませ

んと。耐震基準を満たしているので、それはもうやりませんよという。急遽教育委員会が変わったんです。だけど、今現在そういうこともあったにせよ、今小中一貫に向けて、今令和８年度に向けて、ソフト面やろうとしています。現場からどういう声が上がっているか分かりますか。準備ができていないんではないか。校舎も離れている。先生方が一緒になるような教室もない。連携はしています。隣接型です。でも、離れているんです。生徒児童が一緒に交流するところもない。接点もないんです。そして、一番ご承知だと思いますが、教育長、こういうことを進めるに当たっては、現場との調整、例えば教育委員会に準備室が設けられるとか、または担当部会が設けられて、徐々にすり合わせを行っていくんです。それ現在、今やっていますか。やっていないんではないですか。どうやって来年度からやるんですか。その部分をお答えください、まず。

◎教育部長（久貝順一君）

前里光健議員ご指摘のとおり準備室等とか、そういったものは設けておりません。ただ、教育委員会と鏡原小学校、中学校の校長先生をはじめ、様々な意見交換をしながら進めているものと考えておりまして、令和８年４月から小中一貫校として進めていきたいと考えております。

◎前里光健君

教育長に答えていただきたかった。しかしながら、ちょっと待ってください、教育長。それと、今答えは聞いたので、分かりました。しっかりと進めていただきたい。その先なんです。その先に、本当により隣接型の、前に描いた小中一貫教育、一貫校も含めた、そういったものを目指していけるのかということを問うているんです。ですから、そのことに関して、教育長はもうそれはやりませんよという答弁をさっきから言っているかもしれませんけど、改めてしっかりとした、より隣接型の小中一貫校を目指していただきたいという私の要望なんです。それについてお答えください。

◎教育長（宮城克典君）

やりませんとは言っていないとは思いますけども、鏡原小学校、中学校の令和８年度小中一貫校については、やる方向で今考えております。確かに一貫校を進めるに当たっては、鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会をはじめ、協議を重ねてきたというふうに承知していますけれども、現鏡原小学校、中学校の校長先生には、次年度４月に合わせて教育目標の統一、それから目指す学校像、子供像、教師像、学校経営方針まで協議していただいて、既に教育大綱に基づいた実践がなされております。これを令和８年度、来春に開設していくというふうな方針で今進めております。１月、先進校視察を受けて、さらに教育課程の部分を充実させて、４月、開設に取り組みます。私ができることというのは、その中にもう一度、小学校、中学校の校長、そして職員、地域を支える意味で、バックアップする意味で何ができるかという中を飛び込んで、そして大型の改修、中学校のものについてのまた意見を収集し、期待に沿えるような大型改修、そして小中が本当に連携して、楽しく、笑顔あふれる学校にするために邁進していきたいというふうに思います。

◎前里光健君

諦めたわけではないということだと思っております。

そこで、市長、この令和５年のときにはもちろん宮城克典教育長おられませんでした。そのときの予算面に対しての議論ができたのは、その当時は副市長でありましたが、今市長であります。その中では予算

に関する、今先ほど議論ありましたけれども、その部分も含めて、もう一度しっかりとした学校の現場の声も聞きながら、改修ではなくて建て替え、新たな学校を造ると、建て替えではなくて。そういう考えの下で、協力体制で進めていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

前里光健議員ご指摘の点については、既に教育委員会のほうで整理をしているとおりだというふうに思っております。全建て替えということではなくて、そこはまだまだ使えるということで、大規模改修でもってという方向性になっているかというふうに思っております。今私はそばで聞いていて、小中一貫校がどうも施設の整備だけに偏っていないかなという心配をしながら聞いておりました。目的は何ですか。そういったところからしっかりとしていくべきだと思っておりまして、今回耐震基準を満たしているということで、建て替えではなくて、大規模改修でやっていきますけども、将来は当然建物の寿命が来るわけですから、その際には当然それに見合った形で建て替えがなされるものというふうに考えております。

◎前里光健君

市長も勘違いされていると思います。市長、この学校を造るということは、結の橋学園のようにモデル校となって、そこが目指すよりよい、国も目指す方向性の、今新しい子供たちにより優れた環境を整備していく。それはそうだと思います。我々もそういう環境を提供していただきました。子供たちが学習環境の中で成長する。そして、成績が伸びていく。学校のみならず、また地域も連携していくという新しい学校の在り方、これが教育委員会の中でも示されていたと私は記憶しています。だからこそその中で国も進めていくよりよい学校、それが小中一貫校であるという流れの中で、これは施設ありきではありません。施設も含めて、そしてよりよい学校をつくっていきましょうという、こういう共に描いてきたものがあったんです。建物だけではないんです。そういった中で、それが頓挫したということが私は今ここで申し上げているところなんです。ですから、今教育長がおっしゃったのは、それは諦めていませんよということなんです。それを踏まえて、市長も共に協力をもう一度考えていただきたいということを申し上げているところなんです。

◎市長（嘉数　登君）

よりよい教育環境の整備という観点からは、それは思いは皆さん一緒だというふうに思っております。ただ、私が先ほど申し上げたのは、行政は継続でもありますけども、積み上げでもあります。一旦整理したものを、いや、そうではないということにするからにはそれなりの理屈がなければいけないというふうに思っておりますので、そこは理屈の整理が必要だというふうに思っております。

それと、私は建物を考える場合に、確かに高率補助が使えればいいという観点もあろうかと思っているんですけども、せっかく使えるものを壊しちゃ造り、壊しちゃ造り、これ持続可能性ありますか。これからの地方自治体、地方行政というのは、使えるものはしっかりと使っていく、そういう観点が大変重要だと思っております。繰り返しになりますけども、よりよい教育環境の整備という観点では皆さん思いは一緒だと思っていますので、何が検討できるか、しっかりと教育委員会の意見も聞いてみたいというふうに思っております。

◎前里光健君

市長、違うんです。総合計画、最上位計画に記されて、それを皆さんはこれからつくるんですよね。最

上位計画に記されていたのを計画どおりやっていないから、これをしっかりこれから描く中においてはちゃんと進めてくださいよと言っているんです。それを途中で、いやいや、最上位計画が何ですかというような言い方ですよ。

◎市長（嘉数　登君）

市の最上位計画は、もちろん総合計画です。計画に定めたものが絶対しなければいけないということはないと私は思っております。情勢の変化もあります。事情の変更もあります。それに柔軟に対応していかなければ適切な行政運営はできないというふうにも思っておりますので、先ほど申し上げた教育委員会の意見もしっかりと聞いてみたいというところは、その計画に位置づけた背景があるはずですので、その辺も含めてしっかりと聞いてみたいというふうに思っております。

◎前里光健君

市長、もちろん今言ったように、いろんな柔軟性を持たせるのは大事だと思います。しかし、ちゃんと計画どおり進めてきたものなので、そこはしっかりと進めていただくと。そこに何が背景にあったかということでおっしゃっているんですが、それも含めてしっかりと共同で話をしながら、よりよい学校を目指していただきたいという、これは要望であります。ですから、そこが途中で市長が言うように、総合計画だから、必ずやらなければいけないよと。それは分かります。しかしながら、自分たちで提案をして、1,700万円ですか、今回のプロポーザルの。そういった計画をこれからもんでいくんです。それが意味がなかった。これは関係なかった。それは、計画的にも社会情勢で変わりますよという、簡単にあしらわれては困るんです。何年も議論してきたんですから、これは。市長、しっかりとまた教育委員会と、この予算に向けては取り組んでいただきたいと思っております。

次に移ります。福祉行政についてであります。複合福祉拠点整備についてであります。令和７年11月28日、勤労青少年ホームを拠点としている福祉団体から複合福祉拠点整備に関する要請が行われております。この要請は、老朽化に伴い、安全性を考慮した行政の公共施設等総合管理計画個別計画の中で示されている勤労青少年ホームの解体を行うために、市は行政団体に下地庁舎への移転を求めてきたことがきっかけとなっております。以上を踏まえてお尋ねいたします。

現段階で要請団体の拠点を市街地付近施設に移転させる考えはないのかお聞かせください。

◎福祉部長（守武　大君）

宮古島市シルバー人材センター等、各団体が入居している勤労青少年ホームは、昭和53年に建築され、現在の耐震基準を満たしておりません。簡易点検診断では緊急措置段階の判定となっており、公共施設等総合管理計画において解体の方針となっております。安全性の確保から、下地庁舎への移転をお願いしているところであり、ご理解をいただきたいと思います。前里光健議員がおっしゃっている市街地での代替施設につきましては、現在確保が困難な状況ですが、保護司が行う面談場所につきましては保護司会からの相談を受け、市役所庁舎内のスペースの活用を提案させていただきました。先方からは安全面の観点からも、面談場所には適切であると賛同を得ております。

◎前里光健君

ただ、要請の内容しっかりと読んでいただければ、もちろん把握されていると思いますが、この団体は下地庁舎に移動するというのはもう仕方ないと、もう話合いもして決まってきた。それはいいんです。た

だ、いずれは市内のほうに戻りたいと。そのときには今申し上げたような複合福祉拠点整備を行った上で、そこにいずれ戻ってきたいと。それは、先ほど話をしましたけど、公共施設等総合管理計画の中で私は処理をしていく中で、そういったものも描いていかなければいけないんではないかということを申し上げているんです。いずれは戻りたい。そして、皆さんも公共施設を整理していく、リストラするという話をされているんです。ただ、申し上げたいのは、この団体の皆さん市街地の方々なんです。昨日も根間康雄議員がおっしゃっていましたけど、シルバー人材の会員は375名、そのうちの198名が平良地域、そして作業の、仕事の受注地区は平良地域のほうが64.8%なんです。そして、加えて言えば、保護司会のメンバーというのは40名いるんです。そして、更生保護女性会のメンバーというのは130名ぐらいです。加えて雇用主会というのは48社、そして使用頻度も高いんです。これまで宮古病院の隣にあるということで、中心市街地の隣、人口集中地区なんです。そこでこれまでずっとやってきた。そこから７キロ離れたところに移動して、皆さんそこでずっといてくださいよということではないと思うんです。そういった中で、私副市長がその要請を受けたと思います。そういった中でですが、では勤労青少年ホームの解体後の跡地計画、そういったものはありますか。

◎副市長（砂川　朗君）

勤労青少年ホーム解体後の跡地利用ということでございますが、現時点では具体的な利活用方法についてはまだ出ておりません。

◎前里光健君

要請を受けていただいて感謝申し上げます、副市長。そういった中ではこの団体の皆さんに対するこれまでの貢献度といいますか、そういったこと高く評価されているのか、その点についてお聞かせください。

◎副市長（砂川　朗君）

現在保護司会、更生保護女性会、雇用主会、宮古島市シルバー人材センター、この４団体につきましては、今現在青少年勤労センターのほうで活動されているところでございます。この団体に関しましては、日頃より更生保護、更生支援活動に対して取り組んでいただいていることに感謝申し上げる次第でございます。また、宮古島市シルバー人材センターにつきましても、社会参加の意欲のある高年齢者等の就業等の活動機会と生きがいの充実、福祉の増進に取り組んでおられますことに非常に感謝申し上げて、今後も引き続き宮古島市の福祉の向上につなげていけるような活動をしていただきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

そういうふうに皆さんの団体の活動に対して、こういうふうに思っていただいたこと、感謝申し上げます。しかしながら、こういった団体の皆さんもいずれは市街地のほうに戻っていきたいよという思いの中で、市長は施設は違うかもしれませんけど、この複合施設、福祉の森構想というものを目指していると。それは、もう大事だと思っています。しかしながら、今後はこういったものを考えていく中では市街地中心、そういったところにも描いていかなければならないです。これ人口集中地区です。そこにも、今おっしゃっているような福祉の森構想というものとは別かもしれませんけども、そういった複合施設、そういったものを総合計画の中でもしっかりと盛り込んでいく、そして描いていく。ですから、こういった要請の団体の皆さんも安心してくださいと、しっかりと考えていきますよと前向きな答弁がいただきたいんで

すが、いかがでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

複合拠点施設という話がございました。各種サービスが１か所に集中することによって、市民へのサービスが充実する、拡充するという側面と、それから財政的なところも考えていかないといけない部分でありますけども、せっかく総合計画を検討するタイミングでありますので、そういったところも踏まえながら検討はしていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

これで先輩方に叱られずに済むと思います。しっかりとこういう前向きな答弁がいただけたということで、またこれも計画の中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。こちらについては以上であります。

次に、デジタル行政、すみません。これは後にします。水道行政について伺います。上水道事業について、第２次宮古島市総合計画において、このように書かれております。「上水道は、市民の日常生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインである」と記されており、施策①、「安全で良質な水を安定供給するため、水道施設の定期的な更新と水質の検査を継続的に実施します」と記されております。私この質問なぜするかといいますと、皆さんご承知のとおり沖縄本島でも水道管破裂により、最大19万世帯断水したということで、これは老朽化が原因だったということであります。また、宮原地区でも今年の５月28日に水道管の破裂が起きて、影響が出ているということであります。それを踏まえてお尋ねいたしますが、老朽化した上水道管の更新計画についてお聞かせください。

◎水道部長（砂川　勤君）

本市における上水道管は、導水管、送水管、配水管合わせて総延長約520キロで、法定耐用年数は40年となっております。水道部では、これまで老朽管改良耐震化計画に基づき、平成22年度から耐震管への改良を進め、令和６年度までの15年間で、約43億円の予算で59キロを耐震管へと改良してまいりました。今年度新たな整備計画を策定中でありまして、耐震化率向上への取組を強化し、災害に強い水道管を目指していきたいと考えております。

◎前里光健君

今確認なんですけども、53億円というのはこれまでやってきたということでありますけど、これから老朽化した上水管の更新予算額、これもう計画入っていると思いますが、その部分も教えてください。

◎水道部長（砂川　勤君）

お答えする前に、前里光健議員、これまでの15年間、43億円でございますので、よろしくお願いします。

老朽化した上水道管の更新につきましては、令和13年度までの事業計画の中においても計画しております。しかしながら、将来の水需要増に対応するため、伊良部浄水場の再稼働、硬度低減化施設の更新、水源開発や施設の強化による工事を実施、または予定しているため、上水道管の更新費用への予算の確保が難しいものがあります。今後もほかの補助メニューも模索しながら、並行して整備計画に基づき、水道管の強化を図ってまいります。

なお、今回策定中の整備計画では法定耐用年数40年を超えている上水道管は約258キロ、更新費用としましては146億円を見込んでおります。

◎前里光健君

146億円ということでありますが、これ40年を超える老朽化した上水道の管のほう、これが今後一気に増えていくんです。そういったときにこれまであったような、沖縄本島でもあったような水道管の破裂、こういうふうな影響が出ていくということは、もう予見することができるわけです。こういうことがないようにしていくために今お尋ねしたところ、その予算がいろんなところへ、硬度低減化施設にも充てられますよということで、今予算獲得に動いているということだと思います。これ先ほど申し上げた公共施設等総合管理計画に出てくる土地とか道路とか建物のインフラの更新予算がありますよね。これとは全く別の予算ということなんです。ですから、莫大な予算をこれから40年かけて、この146億円を捻出しなければいけないということになってくるわけです。ですから、ここをしっかりと第３次宮古島市総合計画でも上水道の更新計画明記して、そしてもし何かあった場合は、これからまたホテル建設進むと思います。それで、水道管の破裂によって影響を受けましたと。そして、また訴訟問題あるかもしれません。そういうことにならないようにしっかりと予算を確保して、また条例の改正等も行っていく、そういう準備も行っていかなければならないと思います。

この３番です。第３次宮古島市総合計画に明記する必要があると思います。いかがでしょうか。

◎水道部長（砂川　勤君）

今般水道インフラの更新計画については全国的にも注目されております。先日の沖縄本島で起きました水道管の破裂による大規模断水等もあり、市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えております。前里光健議員おっしゃるとおり更新計画に基づき、災害に強い施設を目指し、安心、安全な水道水の供給を行っていくことをしっかりと第３次宮古島市総合計画に位置づけるよう取り組んでまいりたいと思います。

◎前里光健君

次の質問になりますが、実際に市民が利用する水道の水、水質検査、状況と他市の比較、どのようになっているのかお聞かせください。

◎水道部長（砂川　勤君）

水質検査につきましては、水道法及び水道法施行規則におきまして、１日１回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うことと定めております。本市では、袖山浄水場及び加治道浄水場の給水栓においてこれら３項目を毎日検査しており、異常がないことを確認しております。中でも消毒の残留効果、いわゆる残留塩素ですが、塩素の注入状況及び残留塩素の数値は浄水場内の監視室において、常時監視がなされております。

他市との比較ということでございますが、他自治体も法令に基づき検査を実施していると考えます。その３項目の中で比較となると残留塩素濃度になりますが、その値が基準を満たしていても、浄水場から給水末端までの管路の長さによって左右されることから、若干の数値に違いが表れます。いずれにしましても本市同様に水質基準に適合した結果が得られ、安全な飲料水として供給されているものと考えております。

◎前里光健君

私がここで確認したかったのは、他市と比べて安全であるということを確認をさせていただいたところでございます。ただ、安全ではありますが、安心という部分、これは今議論があります。人の心証により

ますので、その部分に関しては多く議論がありました。

市長は、施政方針の中で、市政を担う市長として10年先の将来を見据え、誰もが安全、安心に暮らせる島をということでうたっています。ぜひ総合計画の中で、水というのは大体１章目に来ています、これまで。本当に重要視されているというところでもあります。これは、施設の話かもしれませんけど、私はこういう文言がいいのではないかという提案でございます。先ほど水道部長もお話ありましたけども、市民の安心に真摯に向き合う姿勢を示すものとして、私はより安全で良質な水を安定的に供給し、市民の安心感を高める施策を推進するというような流れで文言を持っていく。これは、今安全であるというのがベースであります。しかし、安心というものを、これを最上位計画の中に盛り込んでいくことによって、市民の皆様にもより安全な、また安心していただけるような水が提供できるんだろうなという期待感も持てますし、またさらには今市長が目指している、何か高度浄水処理施設ですか、そういったものも設置に向けて、より機能強化に向けて取り組んでいけるというふうに思っておりますので、ぜひこの部分も最上位計画に盛り込んでいただきたく思います。

大変恐縮ですが、質問通告させていただきましたが、もう時間がありませんので、また次に回したいと思います。市民の皆様にとりまして、また来年もよりよい年となることを祈念申し上げまして一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎砂川浩平君

議席番号４番、地域創生保守会、砂川浩平と申します。所感を述べます。このたび市民の皆様の大きなご支持をいただき、初めてこの壇上に立つこととなりました。その重責を胸に刻み、感謝と緊張の入り乱れる思いで今ここに立っております。日頃より市勢発展のためご尽力いただいております嘉数登市長はじめ執行部の皆様、そして市民の皆様に心より敬意を表します。

本日私が一般質問する５つのテーマは､未来の宮古島を支える力を島の中から生み出すことであります。これは、単なる５つの課題を個別に扱うものではなく、宮古島が持続的に成長していくための１本の共通した視点でございます。

皆様は、国の政策である地方創生2.0をご存じでしょうか。これは、私たちの宮古島が抱える問題と深くつながりがあります。地域創生2.0とは、日本再生の大きな柱であり、単なる地方の活性化にとどまらず、地方こそが日本の成長の主役になるという明確なメッセージを打ち出しております。その鍵となるのは人口が減っても成長できる、稼ぐ力のある地方をつくること、そして若者や女性がここで生きたいと選ぶ地

方を実現すること。国は、この方向性を本気で推進しております。過去10年間の毎年1,000億円規模の当初予算に加え、補正予算による支援の動きをしております。それは、つまり地方の未来は地方自身がつくり出す時代が来たということを意味します。しかし、この政策は、まだうまくいっておりません。その原因は、人材、人だと明言されております。であるならば、行政の仕組みを生かし、人を育て、挑戦をし、稼ぐ力をつくる、その第一歩となる議論を本日はさせていただきたいと思っております。初めての一般質問で、ぎこちないところもありますが、島の未来の発展に向けて、子供たちが大きな夢を持てる島を目指して、おじい、おばあが安心して暮らせる、そんな宮古島になるよう一般質問を始めさせていただきます。

さて、ここまで申し上げたように、宮古島の未来をつくる上で最も重要なのは人が育ち、成長できる環境を整えることであります。その観点から、最初に取り上げるのは働き方改革についてでございます。働き方改革という言葉を聞くと、もっと働かされるのではないか、負担が増えるのではないかと感じる方もおられると思います。しかし、私が今日伺いたいのは全く逆でございます。長時間働くことではなく、生産性を高め、人生の豊かさと挑戦の機会を増やす働き方であります。人口減少が進む今、人材を確保し、育て、島に残ってもらうためには仕事と生活、そして成長の機会を両立できる仕組みづくりが欠かせません。そのためには、私は週休３日制度の導入や兼業解禁といった新しい働き方を宮古島市として検討すべきではないかと思っております。効率を高め、柔軟性を持ち、公務員としての責務を果たしながらも個々が学び、挑戦し、地域に貢献できる、そんな次世代の働き方をつくるための議論をまず最初に行いたいと思います。

それでは、１項、働き方改革について。１号、公務員の兼業解禁と週休３日制度について。①、現在宮古島市における専門職、非正規職員の不足状況及び離職割合についてどのように現状認識されているか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

宮古島市の離職状況、職員の不足状況について、現状の認識についてお答えいたします。

本市の現状についてでございますが、専門職の中でも本市においては、特に建築技術職の確保が非常に困難な状況が続いております。また、会計年度任用職員につきましては、極端に不足している状況ではないものの、時期によっては募集から採用までに時間を要することもございます。職員の離職割合については、正職員におきましては、以前は比較的若年層の離職が多い時期もありました。コロナ禍以降はありましたが、今年度においては落ち着いている状況でございます。一方で、専門職及び会計年度任用職員につきましては、現在のところ目立った離職はなく、離職割合は低い状況であると認識しております。

◎砂川浩平君

さて、ここまで申し上げたように、宮古島の未来をつなぐ上で最も重要なのは人が育ち、挑戦できる環境を整えることであります。その観点から、最初に取り上げるのは働き方改革であります。この宮古島市において……再質問するときは再質問と言うんでしたっけ。

◎議長（平良和彦君）

質問そのままして。

◎砂川浩平君

はい。宮古島市において、宮古島市の現在の公務員の人数を教えてほしいです。

◎総務部長（上地俊暢君）

市のほうで把握しているのは市の職員になりますので、市職員で申し上げますと、正職員が685名、会計年度任用職員が今年度630名でございますので、1,300名程度採用しているということになります。

◎砂川浩平君

全国に目を向けますと、自治体や企業では既に副業解禁や週休３日制を人材確保と能力開発の柱として活用する流れが加速しています。特に離島地域の成功例として有名なのが島根県の海士町という離島であります。海士町では、公務員の兼業、副業を柔軟に認め、地域活動や事業への参加を通して職員の成長を後押しし、若者が挑戦しやすい多様な働き方を導入して、島で働き、島で学び、島で挑戦するという循環を生み出すことで、人口減少の離島でありながら、若者が戻り、移住者が増える奇跡の島と呼ばれております。この海士町の取組に共通するのは、働く人の成長こそが地域の再生を生むという明確な哲学です。また、神戸市や明石市など副業解禁、またトヨタ、ＮＴＴなどの週休３日制の導入も、全ては人材を確保し、成長を支える仕組みへ転換するという同じ流れの中にあると思っております。

これを踏まえて、②、他自治体や民間企業では、副業解禁、週休３日制、ジョブ学習などにより人材確保と能力開発を進めています。本市としてこれらの取組を導入、検討する考えはあるか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

副業解禁、週休３日制、ジョブ学習などの導入についてお答えします。

砂川浩平議員ご質問の３つの取組の導入、検討につきましては、この取組を実施した場合のメリットとして職員のワーク・ライフ・バランスの改善による心身の健康の保持、職場外での経験やスキルの習得による業務効率の向上、地域の人材不足を市役所人材で補うことによる地域全体への活性化等が考えられます。一方で、課題としまして、市役所の業務の執行に遅延などの影響を及ぼす可能性があることや業務の職員間での負担が偏る可能性があること、業務遂行力を維持するために人員の増加が求められることも考えられます。兼業制限の緩和や週休３日制などの導入に当たっては、このようなメリット、デメリットを整理した上で、運用上の課題について十分把握した上、慎重な検討と準備が必要であると考えております。

◎砂川浩平君

市当局に対してなぜ私が週休３日制度を提案するのかというと、地域資源の活用による地域活性化と自立的運用という観点から、私は兼業制限を緩くすることで、もっと地域に特化したことができると思っております。1,300名ほどの公務員がいらっしゃる中で、兼業可とすることにより、また地元地域に帰り、地域の発展に時間を使うことができる。そして、週休３日制度にすることにより時間もできる。収入をほかから得られることで、もっと宮古島の経済が回ると思っております。

そこで、③、兼業を認めることにより、市役所組織への効果と想定される課題について見解を伺いたいと思います。

◎総務部長（上地俊暢君）

兼業を行うことによって、市役所組織への効果という質問についてお答えいたします。

市役所組織に対するメリットとしましては、職員が知識やスキルを習得し、市役所の業務に還元することにより生産性が向上すること、職員が多角的視点からの課題の発見、解決で市民サービスの向上が図られる可能性があること、多様な働き方で職員の生活全般の充実度が高まることによって、公務に対しての

モチベーションが向上することが考えられます。一方で、課題もございまして、兼業先の団体、事業、事務との間に相反する利害関係が生じる可能性があること、兼業先に有利になるものとして情報が持ち出される漏えいのリスクがあること、兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上、能率が低下すること、またそのフォローにより他の職員への業務負担が増加することなどが考えられます。

◎砂川浩平君

デメリットの部分に関してなんですけど、それは本当分かっていることであって、ルールをしっかり決めれば、また働く、副業、兼業する方々がちゃんと自覚をした上でその行動を取る、そういったことが今の宮古島市には本当に必要だと思っています。ただ、決められているからできない、デメリットがあるから、できないというのではなく、前向きに宮古島の未来を島の人たちが主役となって頑張っていくためには、今これが私は必要だと思っていますので、ぜひお願いします。

④に移ります。制度化に向け、令和８年度より人事制度改革プロジェクトを設置することは可能か伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

制度化に向けての仮称の人事制度改革プロジェクトの設置についてお答えします。

その前に、兼業については制限はあるものの、届出によって許可している場合もございますので、全面的に禁止ではございません。

それでは、人事制度改革プロジェクトにつきましてお答えします。職員へのアンケートを実施し、意見を求めるなど情報収集をしたいと考えております。その上で導入について検討が必要であると判断した場合には、砂川浩平議員ご提案の人事制度改革プロジェクトという会議体を設置するのか、現在本市に既存の会議体としてあります本市行財政改革推進本部を活用するのか、検討を進めていきたいと考えております。

◎砂川浩平君

宮古島市の職員が兼業可、週休３日になると、宮古島の社会の活気がまた湧くと思いますので、ぜひお願いします。

すみません。休憩お願いします。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時47分）

再開します。

（再開＝午後１時47分）

◎砂川浩平君

３項の地域資源の活用による活性化と自律的運用についてに移りたいと思います。

所感で申し上げたとおり地方創生2.0の柱の一つは、地域が本来持っている強みを生かし、稼ぐ力のある地方をつくることであります。宮古島には同じ島の中であっても、地域ごとに全く違う文化、風景、空気感が存在します。砂川地区、城辺地域、下地地域、上野地域、平良地域、伊良部地域、池間島、来間島など、それぞれの地域が宮古島らしさが宿っていると感じております。観光客の数は増えていますが、その

地域性がどこまで丁寧に整理され、宮古島全体の観光戦略や地域ごとの稼ぐ力につながる形で生かされているのか、ここにはまだ大きな伸び代があるのではないかと考えます。

そこで質問です。①、各地域が持つ独自の文化、風景、空気感について、市としてどのように認識し、観光振興政策に位置づけているのか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古島市の各地域が持つ独自の文化、風景等は、本市の観光振興を考える上で貴重な観光資源であると認識しております。地域が独自で守ってきた文化や歴史が観光と望ましい関係性を構築し、地域が観光に関与しながら活性化していけるような仕組みづくりは重要であると位置づけ、現在市民にとってもあるべき観光の姿を官民連携で共有できるよう、宮古島市観光振興ビジョンの策定に取り組んでおります。

◎砂川浩平君

では、地域の文化や風景、空気感を市としてこのように認識されているのであれば、観光政策に位置づける整理だけではこの島の本当の価値を生み出すことにはつながらないと思っております。大切なのは地域特性が観光客にどのように伝わり、どう体験され、どう評価されるのかという視点である。地域の魅力を正しく理解し、心で感じ、価値として受け取ってもらうことがリピーターの増加や質の高い観光につながると思っております。地域そのものが持つ固有価値を体験して、届けることが地域の稼ぐ力を高める鍵だと思っております。宮古島の文化、自然、生活のリズム、風の匂いなど、こうした宮古島ならではの空気感をどのように観光客に伝え、理解していただき、滞在価値として磨けるのか、この点こそ地域活性化に向けた極めて重要な要素だと考えております。

そこで、②です。観光客が地域特性を理解し、評価しながら滞在する仕組みについてどのように考えているか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

観光リゾート産業の活性化による効果を地域が享受するためには、観光客のみならず、市民にとってもあるべき観光の姿を官民連携で共有し、将来も残すべき宮古島の魅力や観光客と市民の望ましい関係性を構築し、島内の循環型経済を高める必要があると考えております。具体的には地元事業者や自治会等の観光への参入による食、音楽文化などの高付加価値化が必要だと考えます。そのためには観光客をもてなすスキルや文化を伝える側と調整するコーディネーターも必要であることから、併せて人材育成の施策も必要だと考えております。

◎砂川浩平君

それを踏まえた上で、２号、新城海岸の管理モデル化について。①、新城海岸を宮古島初の管理型観光モデル地区として指定し、実証事業として取り組むことは可能か伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

砂川浩平議員ご提案の新城海岸を地元自治会が観光客や地域住民と交流しながら管理運営を行い、地元の活性化を図る取組はこれまでも何回か提案を受けております。市としましては、現在新城海岸を県が管理する海岸部分と市が管理する駐車場部分を一体的に管理できないか検討中で、海岸部分を所管する県と意見交換を行っております。一方で、海岸管理の懸案として、マリンレジャーなどの海岸を管理する法整備が整っておらず、マリンレジャーの提供事業者が海岸で自由に営業ができる実態があり、その業者が年

々増加し、海の環境汚染や海岸の混雑、地元住民とのトラブル等が発生している現状もあります。

昨日の砂川和也議員にも答弁しましたが、市としましては現在沖縄県に対しまして、県独自の海岸管理条例等の制定も含め、県内海岸の適正な管理を行うよう求める要望書を提出する準備を進めているところでございます。

◎砂川浩平君

私が最初から質問でも挙げているとおり、今宮古島に必要なのは、地域がどうやって稼ぐかということだと思っております。地域に若者が今いない状況になっておりまして、これは自治会がもっともっと盛り上がること、自治会が稼ぐこと、地域の資源をちゃんとお金に代えることが今の宮古島の人たちができるポテンシャルの一つでもあると思っております。その中で、まず最初にこの新城海岸をモデルとして参考にすることができれば、入り口も１つしかないので、管理もしやすいですし、データ化もしやすいと思っております。そこでモデル図を成功することにより、ほかの地域の自治会も、また新たに自分の自治会の地域が宝だということを考え、行動する人が増えると思っております。それこそ若者がたくさん帰ってくる一つの理由にもなると思っております。そして、これまでつくり上げた先輩たちの文化や大切にしてきたものをこれからの子供たちに伝えていくためにも必要なことだと思いますので、ぜひともこれは検討して、やっていってほしいと思っております。

続きまして、４項に行きます。行政サービスは、住民登録者数を基準に財政配分が行われる一方で、実際の利用は実人口によって発生するという構造にあります。つまり住んでいるのに、住民票を移していない人が増えている。市としては財源が増えないまま、水道、道路、ごみ処理、教育、医療などの行政サービスの負担だけが増加することになります。この人口のずれがどの程度行政運営に影響を与えていると認識しているのかを伺いたいんですけど、ここで①です。市内に居住しているものの、住民票登録がないいわゆる幽霊人口の規模について把握しているか伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

私からは、住民票を管理する立場からお答えさせていただきます。

住民基本台帳法第３条の第３項に基づく届出は、法律上義務となっております。住民基本台帳に登録するには本人が住民移動の届出をする必要があります。届出のないものについては把握しておりません。

なお、勤務の関係上、家族と離れている会社員などの住所は原則として家族の居住地にあるとされております。住所移動の届出の要否については、原則１年以内を目安として判断していただくことになっております。

◎企画政策部長（石川博幸君）

企画政策部からは、５年に１度実施される国勢調査の件でお答えしたいと思います。

今年10月１日を基準日として実施されました国勢調査においては、住民票などの届出に関係なく、ふだん住んでいる人全てをふだん住んでいる場所で調査することから、住民登録がない世帯も調査対象となります。ふだん住んでいる人の要件についてですけども、３か月以上住んでいる、あるいは３か月以上にわたって住む予定の人を指しますので、それに該当しない方は調査の対象から外れることとなります。また、国勢調査の実施方法といたしまして、回答がない世帯に対して住民票の有無などの行政資料を指導員や担当職員が活用することはありますが、回答があった世帯に対して住民基本台帳と照らし合わせることはあ

りませんので、国勢調査の結果をもって住民登録されていない人口を把握することは困難でございます。

◎砂川浩平君

この住民票を移している人と移していない人の人口のずれが私たち市民の行政サービスの負担になっていると思っております。今宮古島市、新聞で読んだことがあるんですが、６万人から８万人ぐらい人口がいると言われております。住民票を移していない人の分も市民が賄っているのであれば、これをどうにか変えていく必要があると思いますので、その働きかけをしないといけないと思っております。

そこで、②です。住民登録を行わないことにより、水道、道路、ごみ処理、教育、医療などの行政サービス負担に影響している現状をどのように認識しているか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

本市では、観光業や建設業に関わる関係人口の増加等から、住民票を移さない方が一定数存在すると考えられております。行政サービスは、住民票を登録することが原則となっており、住民票を移さない場合居住地において受けられない行政サービスは多岐にわたります。一方で、生活インフラであるごみ処理等の行政サービスについては、住民票の有無にかかわらず、居住地において受けることができます。また、住民登録がなければ、住民税が登録所在地へ納付されるため、実際に行政サービスを提供している宮古島市の財源に影響が生じ、歳入が不足する一方で、歳出が増加するといった構造が懸念されます。加えて、総合計画や将来人口推計等、実態の人口を反映できず、将来需要の見通しに誤差が生じることから、本市が作成する各種行政計画の策定にも影響が生じるものと考えております。

◎砂川浩平君

その人口のずれが今後も宮古島市の財政運営や持続可能な行政サービスに大きな影響を及ぼし続ける可能性があります。したがって、問題の把握だけでなく、どのように改善へ向けて行動していくかという視点がこれからは不可欠であります。他自治体では、未登録者に対する丁寧なアプローチや住民登録を促すキャンペーン、登録することで恩恵を得られる参加型制度の導入など、様々な工夫を通じて実人口の見える化を進めているとのことです。宮古島市においても、この課題に対し具体的な取組や制度設計を行っているか、また住民登録にメリットを持たせる仕組みを検討する考えはあるのか。

そこで、③です。未登録者へ住民票異動を促す取組や制度設計を行っているか、またメリットを伴う参加型制度として検討する考えはあるか伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

住民票を移さずに本市に居住している方は、一定数存在すると考えております。このような状況を改善し、住所を移すことのメリットを多くの皆様に感じていただくためには生活環境の整備や行政サービスの利便性向上を図るほか、官民連携により宮古島で暮らす価値を実感できる仕組みを整えることが重要であると認識しております。宮古島市民でよかったと感じていただける具体的なメリットの一例として、島内の飲食店等を中心に、宮古島在住者を対象とした割引サービスを提供している店舗が数多く存在しております。このような取組は、宮古島市民の魅力を感じていただくための一助となっております。市民の皆様が宮古島市民であることに対する満足度をより高め、現在住民票を移していない本市在住者の方々に住所を移す意義を実感していただくためには官民が連携して取り組むことが必要不可欠であると認識しております。今後どのような仕組みづくりが可能であるか検討を重ね、実効性のある施策を模索してまいりたい

というふうに考えております。

◎砂川浩平君

これは、本当に宮古島市として大きな課題だと思っております。その中で、提案ではありますが、例えば離島割カードってあると思うんですけど、離島割カードの価値をもっとつけることで、もっと住民票を宮古島に移すメリットになるかなと思っております。宮古島にゴルフをしに来る方も、ゴルフ場は島民割がありまして、島民割があるから、宮古島に住所を移しているという方もいらっしゃいます。そういった、飲食店もそうだと思いますが、官民連携するために、宮古島市がもっともっと住民票を移してよかったと思えるような取組を心がけてやっていってほしいと思っております。また、私たちもそれに向けて、一緒に取り組んでいきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

続きまして、２項、教育行政について。これまで働き方改革、地域資源の活用、そして実人口の把握と行政サービスの適正化について議論を進めてきました。これは、一見すると別々の分野に見えますが、共通しているのは宮古島の未来を支えるのは人であるという視点であります。魅力ある働き方をつくることも、地域資源の価値を高めることも、正確な人口データに基づき、行政サービスを最適化することも、最終的にはこの島で生きる人々の力を最大限に発揮できる環境を整えるためのものであります。そして、その人づくりの根本となるのが教育行政であります。若者が挑戦し、成長し、宮古島で生きたいと心から思える未来をつくるためには教育や子育ての環境が最も重要であり、この分野こそが所感で述べた地方創生2.0の中心である人への投資の核となると思っております。

そこで、市長、１号、子育てしやすいまちづくりについて。①、市長は政策の重点に子育て支援を挙げていますが、現時点で実施されている取組と、その実現における最大の課題について伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

すみません。聞き取りの内容では、選手派遣費の部分の聞き取りだったと思いますので、選手派遣に沿った形の答弁をしたいと思っております。

まず、ふるさと納税を財源にして選手派遣費を使っているのかという質問、聞き取りの内容だったと思っております。その中でお答えしますけども、選手派遣に係る令和７年度の予算の内訳については一括交付金と市の一般財源となっております。ふるさと納税は活用しておりませんが、毎年度補助拡充について見直しを行っております。

◎砂川浩平君

選手派遣費は、次の質問と結びつけてやろうと思っていました。休憩お願いします。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時09分）

再開します。

（再開＝午後２時10分）

◎市長（嘉数　登君）

失礼いたしました。先ほどは遠征費に限って答弁いたしました。砂川浩平議員のご質問は、子育て支援の中で現在実施している取組と、その実現の最大の課題ということでございます。

子育て支援、非常に幅広い分野で手当てをしていかないと、なかなか実効性が見いだせないというところでございます。例えば午前中もいろいろ前里光健議員とも議論させていただいた医療の問題、教育の問題、それからそれだけではなくて、今言った住まいの問題、もう本当に幅広い分野に及んでおります。今現在私が取り組んでいる分野としましては、もちろん子供たちの給食の問題もございます。完全無償化というところでございますけども、量がなかなか足りていないんではないかという議論ですとか、学校間によって差があるんではないかという問題がありまして、これは令和７年度当初予算の補正予算という形で学校給食の賄材料費、補正予算で計上させていただいております。それから、検定料、英語検定とか、漢字検定とか、数学検定、これ子供たちのチャレンジを支えていこうという観点から無償化しておりまして、複数回受験でも無償化というところで取り組んでおります。それから、もちろん保育についてもいろいろ取り組んでおりますけども、今一番大きな懸念と考えているのは住の部分です。住まいという部分が非常に大きいのかなと思っておりまして、これは既存のストックという意味で空き家が活用できないか、それから市有地、市が持っている土地を有効活用できないかというような部分をいろいろ検討させていただいております。

最大の課題というところでございますけども、やはり今一番の大きな課題というのは地価が高騰、家賃高騰しておりまして、それで若者がなかなか結婚しても、賃貸物件にもありつけないというような状況も聞いておりますし、仮にアパートが見つかったとしても、家賃が非常に高額であるといったような話もありますので、もちろん行政でどれだけ供給できるかという課題はありつつも、行政としても一定程度やはり供給はしていかないといけないという部分があるかなというふうには思っております。

それから、遠征費についても、子供たちがどうしても部活動、それから文化活動でどうしても島外に出なければいけないというところが家庭における経済的な負担というところになっておりますので、今年度から宿泊費も対象としておりますけども、これについてもかなり宿泊費も上がっているという状況で、さらに拡充するにはどういう財源で充当したらいいかというようなところについて検討させていただいております。

繰り返しになりますけども、一口に子育てといっても、間口が非常に広い。いろんな分野の政策を総合的に実施していかないと、なかなかそこに結びつかないというところがございますんで、これもう全庁体制でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎砂川浩平君

私自身も子育て世代でありまして、友人たちも子供１人産んでも、２人目をやはり産むのが不安とか、それこそ家賃高騰であったり、例えば夢を子供が持てるように、いろんな挑戦をする環境をつくっていくのを今の給料、今のお金ではやっていけないという不安の中、子供を産めていない状況が今の、先ほどもありましたように出生数400人を切っている原因の一つでもあると思っております。夢を持つためには、やはり公務員が副業をすることによって、地域が活性化することが本当に一番早い話になると思いますので、そこにつなげてやっていってほしいと思っております。

また、子供の挑戦や成長を支える教育の在り方について伺ってきましたが、挑戦の舞台を地域に広げていく上で、スポーツは極めて大きな可能性を持っていると思っております。遠征費については飛ばします。

２号、スポーツを核とした地域づくりについて。①、過去に行われたプロスポーツチームのキャンプ受

入れによる経済効果について、把握しているデータがあれば伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市におけるキャンプ受入れによる経済効果については、これはプロ野球、オリックス・バファローズのキャンプ時の2013年に調査を実施しております。その中ではオリックス・バファローズを含めた社会人、学生チーム、これ全12チームで６億4,200万円となっております。また、令和６年度、これ昨年度に本市で野球合宿を行ったチームへアンケートを行った調査では、２億1,500万円程度の経済効果となっております。

◎砂川浩平君

６億4,200万円という多額のお金が、経済効果があるということで、宮古島市は冬場もスポーツができる環境にありますので、恵まれた気候と、またアジアからも人を呼べる立地にあると思いますので、ぜひスポーツを通して、宮古島が発展する一つの産業としてやっていけたらなと思っております。

②、今後のスポーツ施設の改修計画、または新設予定について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

現在本市が行っているスポーツ施設の整備は、宮古島市総合体育館の建て替え、伊良部屋外運動施設の整備となります。そのほかのスポーツ施設の新設や大規模な改修等は現在のところ予定はございません。

◎砂川浩平君

もっと宮古島市はスポーツを発展させることが必要だと思っております。ぜひスポーツアイランド宮古島を復活させ、国内外に注目される、また宮古島市の子供たちがプロフェッショナルを生で見ることで子供たちが夢を持ち、また島から世界に誇れるスポーツ選手が出ることを願っております。

そこで、③、スポーツアイランド宮古島の再構築と国内外への発信に向けた可能性について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市のスポーツアイランドの推進につきましては、第２次宮古島市総合計画において、施策の基本方針としまして本市の特性を生かしたスポーツ合宿の誘致を図ることを掲げております。本市では、現在伊良部屋外運動施設の整備と総合体育館の建て替えを行っており、伊良部屋外運動施設におきましては韓国のプロ野球球団などに利用していただいており、総合体育館におきましても、完成後には各種スポーツの合宿にご利用いただけるものと考えております。砂川浩平議員ご提案のプロチームの誘致につきましては、これまで国内のプロ野球チームを中心に誘致活動を行ってまいりましたが、様々な面でハードルが高く、これまで誘致には至っておりませんが、引き続き誘致を行ってまいりたいと思います。また、今後は新しい総合体育館の完成を念頭に、屋内競技のプロチームの誘致活動も行ってまいりたいと考えております。

◎砂川浩平君

スポーツに対して、私自身も宮古高校を代表して、全国高校サッカー選手権大会に高校１年生のときに出場しました。その際に感じたのが本当に練習する環境が大切だなと思っておりまして、宮古高校、野球部も甲子園を目指したりしていますが、ほかのチームはもっともっといい環境で練習をすることにより、技術の向上が全く違うと思っております。また、離島のハンデもあります。そういった中で地元に、この宮古島に誘致できるような取組をするためにはどうしても世界に誇れるスポーツ施設が必要だと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

続きまして、５項、景観条例と土地利用計画の見直しについて。１号、景観条例の評価について。①、宮古島市では、近年建設需要の高まりや観光客増加に伴い、町並みや景観の変化が加速しております。本市の景観条例が現状の課題や変化に十分対応できているか、行政としてどのように評価しているのか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

本市は平成20年９月に景観行政団体となり、平成23年３月に宮古島市景観計画を策定して、景観まちづくりを進めてまいりました。平成24年度では96件あった届出件数は、令和元年には158件まで増加し、新しく建設される一定基準以上の規模の建物等の意匠、形態、色彩や高さについて、地域の特性や歴史、文化によって、区分されたゾーンごとの基準に適合するよう指導してきております。

行政といたしましてどのように評価しているかとのご質問でございますが、市としては評価について、市民意見からの評価という点でお答えをいたします。昨年度実施した本市の景観の取組に関するアンケートにおきましては、市民の約８割が必要であるとの回答を得ていることから、一定の評価を得ているものと考えております。

◎砂川浩平君

景観条例なんですけど、宮古島市の自主財源、固定資産税や、今だとふるさと納税など、これは本当に観光業と密接に関係していると思っていまして、例えば沿岸で高い建物を造ることができればそこに泊まりたいという方が増えると思います。そこで、ふるさと納税の返礼品でホテルを取ってもらうなり、ふるさと納税をもっともっと取り入れるためにはそういった景観条例の見直しが必要だと思います。それは、もちろん自然など保全も含めてではありますが、今の宮古島の景観条例はもっともっといい方向に進めていかないといけないと思っております。よろしくお願いします。

２号、ゾーニング、用途地域指定の必要性について。①、現在島の土地利用は住宅、商業、観光、農地、自然保全が混在している状況がありますが、将来人口や観光需要を踏まえた用途地域指定やゾーニングの再整理を検討する考えはあるか伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

用途地域指定の再整理につきましては、沖縄県都市計画運用指針の中で、県が定める沖縄県都市計画区域マスタープランや本市が定める宮古島市都市計画マスタープランに示される各地域の市街地像、用途地域指定の経緯等を踏まえ、土地利用の現況及び動向を勘案して各地区に適した用途地域を定めることとなっております。沖縄県が定める沖縄県都市計画区域マスタープランが令和４年11月に改定され、本市が定める宮古島市都市計画マスタープランは令和３年４月に改定をしており、両方の計画も目標年次を基準年から10年から20年としております。また、５年ごとには見直し検討を推奨していることから、用途地域の見直しを視野に入れているところです。

◎砂川浩平君

再質問になります。

マスタープランというものは、誰が定めているものですか。伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

これは、沖縄県の都市計画区域マスタープラン、これは県が定めておりまして、都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針というものでございます。宮古島市のマスタープランも当然宮古島市が県の都市計画区域マスタープランに準じまして、市町村の都市計画に関する基本的な方針というものを決定しているものです。都市計画マスタープランでは、市街地ゾーンであったり、土地利用展開ゾーン、あと新市街地ゾーン、安心、安全な住環境整備ゾーン、農地、集落ゾーン、自然環境保全ゾーン、観光交流ゾーンの７つのゾーンに分類することで宮古島市の将来都市像を示しているところでございます。

◎砂川浩平君

沖縄県の誰が定めているのかというのを知りたかったんですけど、時間がないんで、最後の質問します。

３号、持続可能な財政基盤としての土地活用について。①、ゾーニングにより土地の利用方針を明確化し、公共インフラ投資効率の向上や土地評価の適正化を進めることで中長期的に安定した財政基盤をつくることが可能と考えています。この点について市長の見解を伺います。

◎副市長（砂川　朗君）

土地利用を明確化し、価値を高めるということにつきましては、各地域の自然環境や地理的条件並びに歴史や文化など、地域の特性に応じた都市計画や景観の取組を行うことにより、エリアの価値が高まることと認識しているところでございます。その土地の利用方針につきましては、都市計画マスタープランにおいて示しており、その中で市街地ゾーン、土地利用展開ゾーン、農地、集落ゾーン、自然環境保全ゾーンと観光交流ゾーンなど、地域の特色を生かした土地利用方針を上位計画である国土利用計画や宮古島市総合計画に即する形で定めております。これは、中長期的な計画となっております。計画策定の際には都市計画や都市交通を専門とする学識経験者や本市の各種団体の代表者等を委員とし、将来都市構造、都市整備の方針についても多角的な視点から検討を行っており、また地域意見交換会やパブリックコメント等を通して、広く市民の意見も取り入れて策定を行っているところでございます。

◎砂川浩平君

すみません。もう時間もないので、最後に所感をまた述べさせていただきます。難しい言葉も多くて、もっともっと質の高い議論をしたかったんですが、それができなかったのが力不足だなと思いました。もっと勉強してまいります。また、私の支持者には本当に若者がたくさんいまして、若者の声というものを本当に一番近くで、身近に聞いております。その中で若者が活躍できる島づくりをするためには今まで決められた常識みたいなものを変えていく必要があると思っております。そのためには責任を負う覚悟が必要だと思っております。その中で、私ももちろんそうですが、議員の先輩方と一緒になって、宮古島の未来をつくっていく、そんな機会をこの４年間続けていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◎議長（平良和彦君）

これで砂川浩平君の質問は終了しました。

◎大城　仁君

お疲れさまです。２日目最後の一般質問を行います議席番号３番、大城仁でございます。よろしくお願いいたします。

２期目当選後初の一般質問ということで、質問に入る前に一言述べさせていただきます。私は、本年10月に行われた宮古島市議会議員選挙におきまして、２期目の政策に24のテーマを掲げて当選させていただきました。その中でも今回定住促進のための空き家対策事業を中心とした住宅供給について、それから児童

生徒の選手派遣費問題、そして利用満足度の高い医療体制の構築という点を中心に質問を行わせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、一部順番を変えながら、通告に従いまして質問いたします。まずは空き家対策について。本市における空き家対策というのは、空き家による防災、衛生、景観などへの悪影響を防ぐという全国的に見る一般的な空き家対策事業、それから本市独自の家賃高騰や住居不足問題という、この２つの点を結びつけての空き家対策であると考えております。先ほど砂川浩平議員への答弁にもありましたけれども、住まいという観点からの子育て支援という考え方もあると思います。当局の皆様におかれましてもこの点、空き家対策という言葉の意味について、同様の認識であるという前提で質問を進めてまいります。

まず、今年度実施しております空き家リユースサポート事業について、前年度からの流れも含めた具体的な事業内容について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

空き家リユースサポート事業の業務内容といたしましては、空き家所有者及び相続人の特定作業と意向調査となり、現在相続人等所有者を特定し、郵送による意向調査を実施しております。この意向調査には情報提供同意確認書が同封されており、確認書で同意が得られた所有者及び相続人の氏名、住所等の情報は空き家等管理活用支援法人へ提供することとなっております。同意が得られた所有者及び相続人の情報をさらに詳しく聞き取り調査を行う必要があるため、本事業による調査委託を検討しているというところです。

◎大城　仁君

こちら前年度は実態調査を行って、今年度、所有者の特定作業、それから意向調査を順次行っていると思いますが、実態調査も含めた調査結果について教えていただきたいと思います。お願いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

昨年度空き家の実態調査を行い、利活用の容易な順番としてＡランク、これは管理に特段問題なく、現状で利用可能というランクでございます。その74件、Ｂランク、これは管理は行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用が可能となっている件数319件、Ｃランク、倒壊の可能性はないが、現状での利用は支障があるという物件が141件（＿＿部分は209頁に発言訂正あり）、Ｄランク、倒壊の可能性があるなど、現況での利用は困難という物件が279件の合計813件の空き家を選定しております。現在空き家所有者特定においては、優先度の高いＡランクの74件の所有者及び相続人が特定されており、意向調査を実施しておりまして、引き続きＢ、Ｃ、Ｄと所有者特定及び意向調査を実施いたします。

◎大城　仁君

この実態調査についてなんですけれども、もし可能であればこちら調査を委託した事業所がどちらか伺います。

（「すみません、休憩」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時36分）

再開します。

（再開＝午後２時36分）

◎建設部長（下地睦子君）

この事業に関して委託事業者には委託しておりませんで、市のほうでもって調査を行っております。

◎大城　仁君

所有者の特定、それから意向調査は市のほうでというのは伺っているんですけれども、昨年度の実態調査の件に関しては民間事業者に委託をしたと伺っておりますが、その辺りいかがでしょうか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時37分）

再開します。

（再開＝午後２時38分）

◎建設部長（下地睦子君）

委託先調査会社に関しては具体的な名前は挙げられませんが、調査可能である事業所にお願いしたということです。

◎大城　仁君

ここ聞き取りの中で少し気になった点でありましたので、調査方法に関して具体的にどのような調査がされたかというところで、一部不動産事業者から実数と異なるのではないかという声がありましたので、実際に全島回って調査されたのかなというところで気になっておりました。この813件という数字を基に、市や民間、全ての方々がこれから空き家対策について議論していくと思いますので、その確認でございました。

そして、現在所有者が特定できている74件ですか、こちらについて意向調査を行っているということですが、この次のフェーズ、実際に改修、取壊しを行っていく段階での公的な支援について幾つか質問をさせていただきます。先ほども出ましたけれども、空き家等管理活用支援法人について、指定された法人の具体的な業務内容について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

空き家等管理活用支援法人につきましては、今年度３法人を指定しております。空き家等管理活用支援法人の主な業務内容につきましては、空き家の維持管理、空き家の調査、情報収集、セミナー及び個別相談会の開催、空き家活用に関する相談及び専門業者のあっせんなどとなっております。

なお、支援法人指定に係る委託費など、市の負担は発生はしておりません。

◎大城　仁君

市の負担なしでサポートしていただけるということで、本当にありがたいお話であるとは思います。ただ一方、空き家の所有者、それから利活用を図る民間事業者からは、実際に空き家等管理活用支援法人とどのように連携していいのか、もしくはどう活用していいか分からないといった声も現在いただいております。どこかに窓口があるのか、国や県、市の補助メニュー活用へのサポートがあるのか、空き家の所有者に対して直接的なアプローチ、支援法人側からの具体的な提案があるのかというところでお話を伺って

おります。先ほどセミナー等のお話もありましたけれども、ここでその活用方法についてもう一度教えていただきたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

空き家に関する各種ご相談につきましては、各支援法人にて相談窓口を設けております。各相談窓口につきましては、市のホームページ等でお知らせをしてまいります。また、空き家等管理活用支援法人が主催する空き家セミナー及び個別相談会の開催を計画しておりまして、日程等詳細が決まり次第市ホームページ等でお知らせいたしますので、空き家及び空き地について相談がある市民の皆様はご利用いただきたいと思います。

◎大城　仁君

それでは、３社指定されたというところですけれども、指定先の選定理由について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

今年度空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、５月に空き家等管理活用支援法人の募集を実施いたしまして、６月に１法人、８月に２法人の応募がございました。宮古島市空家等管理活用支援法人指定審査会設置運営要領に基づき、７月に１法人、９月には２法人の審査を行うため、２回の指定審査会を開催いたしました。指定審査会での審査項目は、法人の基本的な要件、法人の業務の適切さ、法人の業務体制、法人の経理的基礎の４点につきまして、申請書を確認の上、適切に業務が行えるかという視点で審査をしております。その結果、３法人とも空き家対策における業務が適切に実施可能という結果に至り、支援法人として指定を行っております。

◎大城　仁君

まず応募によるものであって、そこから審査会を開催して、そこを無事に通ったものということで、ありがとうございます。

続いて、令和７年度、空き家の対策についてなんですけれども、令和７年度施政方針の中で、空き家バンクへの登録を促していくという記載がございました。現在の空き家バンクの登録状況について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

空き家バンクの登録状況については、現在昨年度行った実態調査のランク別結果を基に、空き家所有者及び相続人の特定作業と並行して意向調査と情報提供同意確認作業を行っている最中でございます。その後同意を得られた所有者及び相続人に対して、さらに詳しく空き家の状況等の聞き取り作業を行う必要があるため、空き家バンク登録までにはまだ至っておりません。

◎大城　仁君

情報提供の同意が取れてからということで、現在は今のところ活用状況はないということでよろしいですか。

それでは、続いて令和６年度の空き家に関する補助事業の実績について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

令和６年度の空き家に関する補助事業として、宮古島市緊急経済対策住宅ストック活用支援事業、これは住宅リフォーム事業ですけれども、それを実施しております。この事業は、市民が自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用してリフォームし、工事費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付する事

業でございます。空き家対策として、空き家改修工事を補助対象工事として公募いたしましたが、昨年度はゼロ件でございました。ちなみに今年度も同事業について応募を実施しておりますが、今のところはゼロ件でございます。

また、昨年度は宮古島市空き家等実態調査委託業務を実施しました。この業務は、宮古島市内における適切な管理が行われていない空き家等について、空き家等の活用に関する検証や地域住民の生活環境の保全を図り、空き家対策を推進するために実態調査を実施し、その結果として813件の空き家が判明しております。

◎大城　仁君

空き家等の活用では、リフォーム需要はゼロ件であったというところで、９月定例会の私の一般質問で地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅供給の提案を行った際に建設部長からの答弁がございました。要約すると、地域優良賃貸住宅制度、国の制度を活用するための整備に時間がかかる、既存ストックである公営住宅や空き家を活用した即効性のある対策を優先的に実施しているといった答弁がございました。令和６年度から調査実施しまして、本年度支援法人３社指定しまして、動きはあるとは思うんですけれども、なかなか空き家バンクへの登録状況がないというところですとか、もしかしたらこの補助事業の空き家の利活用というところではなかなか要件が見合わないのかなというところで、即効性があるとは正直言い切れない状況かなと思っております。もう少し具体的な利活用案というのを示さなければ、所有者としてもなかなか利活用という判断に至らないと思っております。この所有者を特定できた24件、さらに利活用を希望している方から、一件でも多く実績、実例をどんどんつくっていかないことには、これが広がりのない施策になってしまうのではないかなと私は危惧しております。

実際に本市では狩俣地区はじめ新城地区、それから平良市街地でも民間で空き家活用していこうという動きがありますが、現状修繕、改修のコストが相当かかる。アスベストが出てくると、その処理代もかかってくる。コスト面では、もう実は一から建築するのとそう変わらない金額がかかってしまっているという話をいただいております。そうなると、コストを回収するために、家賃で反映させて改修しなければいけない。もしくは民泊にしなければ採算が合わない。要はこれまでどおりの支援の在り方では住宅問題の解決策、この空き家対策事業が住宅問題の解決策にはなり得ないのではないかなと感じております。それらを踏まえた上で、今後の空き家利活用について市の方針を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

今年度の空き家対策につきまして、空き家の所有者及び相続人の特定作業と並行して、意向調査と情報提供同意確認作業を行ってまいります。今後は空き家等管理活用支援法人によるセミナー及び個別の相談会の開催等、空き家等の所有者、活用希望者が相談しやすい環境づくりや支援法人の協力の下、空き家の利活用を促進し、住宅問題解決につなげてまいりたいと考えております。また、利活用の促進には、国の支援制度の活用及び市独自の補助メニュー等の導入も検討してまいります。

◎大城　仁君

支援法人を活用して、相談しやすいまず環境づくりから行っていくということですかね。

空き家を利活用して住宅不足、家賃高騰の問題を解決するというのは、もちろん建築に係る時間を短縮できるというメリットもありますし、景観についてもこれまでの町並みを崩すことなく、宮古島らしい建

築を残せるというメリットもあると思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、修繕、改修に係る莫大なコストに関して、銀行融資も空き家対策については難しいと伺っておりますので、本当に充実した公的補助がなければこの話は進まないのかなというところです。定住促進について即効性のある対策にするためにも、次年度から、令和８年度から活用できる補助メニュー、今国のというところもありましたけど、市独自のというお話もありましたけれども、本当に補助メニューをつくっていただきたいと思っております。その点に関してもう一度答弁をお願いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

大城仁議員ご指摘のように、本当にスピード感を持ってやらなければいけないというふうに思っておりまして、空き家対策に関して言えば、まずもって空き家バンクに登録しないことには引き合いに出せない。どこにそういった物件があるかということになろうかと思っておりますので、所有者に対する意向確認等々早々に進めまして、空き家バンクへの登録を促していきたいというふうに思っております。その上で、建築コスト､空き家であろうとリフォームに係る費用が相当高騰しているということもございましたので、行政として例えば国庫補助の上乗せ補助といったようなものですとか、中古物件でも地方銀行のほうでも扱っている事例というのはございますので、そういったところとも協調しまして、例えば利子補給的な側面支援ができないかというところについても検討してまいりたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

ぜひ融資の件についても側面支援をお願いしたいと思います。それから、空き家バンクへの優先的な登録の推進というところで、ぜひこちらも併せてお願いしたいと思います。一方で、所有者にとっては自分の自宅であったり、物件情報がやはり広く不特定多数の方に見られるというところでの抵抗感がある方もいらっしゃいますので、その辺りのフォローもぜひ併せてお願いいたします。

市が直接的に行う住宅供給の形といいますのは市営住宅、そして間接的な供給方法として今挙げました空き家対策、それから今年度何度か提案させていただいておりますＰＦＩ事業での官民連携の住宅整備があるかと思います。住宅供給の問題は様々な施策が考えられますが、まずはその現状を把握するために、ここから何点か質問をさせていただきます。

通告書の住宅供給状況についてというところです。2025年１月時点の世帯数、宮古島市、本市における世帯数が約２万9,500世帯、10年間で約4,600世帯増えております。本市における単身者向けというところ、単身者向けの住宅の戸数を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市の世帯全体の数は増加傾向にある一方、１世帯当たりの人数は減少しており、これは核家族化や単身世帯の増加を反映していると考えられます。このことにより単身世帯向け住宅の需要は高まっていると推測されますが、これらの世帯がどのような種類の住宅に居住しているかについての具体的な住宅戸数については確認できませんでした。参考となりますが、市の課税データより、共同住宅で１戸当たりの床面積を抽出した結果、25平方メートル未満の戸数は9,204件中2,769件と約30％程度となります。

◎大城　仁君

続いて、地域ごとの高齢者の単身世帯数を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

地域ごとの高齢者単身世帯数をお答えいたします。

本市の住民基本台帳システムより抽出した令和７年12月４日時点でございます。大字ごとにお答えいたします。75歳以上で答弁させていただきます。

少ない人数の順で申し上げます。上野地域192世帯、下地地域253世帯、伊良部地域476世帯、城辺地域508世帯、平良地域1,825世帯、うち平良地域北部地区を申し上げておきます。144世帯でございます。

◎大城　仁君

今の答弁でございますと、旧町村地域では約1,500世帯ほどが75歳以上高齢者の単身世帯数ということです。ありがとうございます。かなり多いかなという印象ですが、続いて市営住宅の入居状況について、間取りごとの戸数について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市営住宅の全体の戸数につきましては現在1,426戸あり、内訳につきましてです。１ＬＤＫ３戸、２ＤＫが10戸、２ＬＤＫが30戸、３ＤＫが100戸、３ＬＤＫが1,263戸、４ＤＫ18戸、４ＬＤＫ２戸となっております。

◎大城　仁君

引き続き市営住宅の入居者の世帯人数別の世帯数について伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

世帯数についてですけれども、11月末現在、単身世帯が416世帯、２人世帯が418世帯、３人以上の世帯が526世帯、合わせて1,360世帯となっております。全体管理戸数1,426戸から1,360戸を差し引いた残りの66戸の内訳につきましては、これから入居予定であったり、退去手続が不備であったり、建て替えによる入居不可の状況がございます。

◎大城　仁君

結構単身の方が約３割ほどを占めているというところで、一部報道ではワンルームや１Ｋなどの単身者向けの物件、民間の、既に何か空きが出始めているという話もありました。また、民間の大規模なホテル建設も終わりつつありまして、作業員用に確保していた住宅も空くのではないかというお話も聞いております。また、今数字でもありましたけれども、市営住宅の広々とした間取りに単身で住んでいる方も結構いらっしゃるという話も市民からいただく一方で、民間の賃貸物件にはなかなかファミリー物件が市場に出てこない。それから、旧町村地域を見てみますと、高齢者の75歳以上の単身世帯数が今の話で約1,500件で、病院や買物に行くのにも困難な状況があるかと思います。また、その一方では子育て世帯がなかなか定住しておらず、学校の存続が危ぶまれているという状況もあります。そういった様々な状況を鑑みて、もちろん市営住宅など、これまでどおり住み慣れた場所で暮らしたいという気持ちを決してないがしろにはできないと思っておりますが、既存ストック、宮古島市公営住宅等長寿命化計画とも照らし合わせながら、市としても暮らしのためのまちの再編ということも視野に入れていただきたいと思っております。

こちらは要望になりますけれども、それらも踏まえて、今後の本市における住宅の供給、需給バランスについてどのように捉えているのか、市の見解を伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

現在島内民間賃貸住宅では、建築費高騰に伴い、１戸当たりの面積、部屋数は減少傾向にございます。

現状としては、島外からの移住者など単身者に対しての物件はあるが、子育て世代など部屋数が必要となる世帯向けは供給が足りていない状況と考えております。将来的には全国的にも単身世帯、特に単身高齢者が増加していくと見込まれており、本市でも住宅の需給バランスは変わっていくと思われますが、まずは喫緊の課題である子育て世代や若者への住宅供給に取り組んでまいります。

◎大城　仁君

本市全体の住宅供給状況、需給バランス、人口動態、そして最も大事な市民からの要望も踏まえた住宅供給の施策が必要であるかなと感じております。子育て世代、そして若者の定住促進というところで、単身者についても宮古島に帰ってきたいけれども、家賃高騰によりなかなか帰ってこられない。この家賃高騰によって、もう宮古島に戻って、すぐに家賃が払えるだけのそれなりの給料をもらえるのかという不安の声もいただいております。若者定住促進がどこまで少子化対策にプラスの影響を与えられるかというところで、若者の人口が何名増加すれば何名の出生数が期待できるというのは数字では出すことは難しいと思います。私もＡＩを活用して何度か数字を出してみたんですけれども、結構ぶれが出まして、そういったところを試算するというのは難しいとは思うんですけれども､ただ令和６年の出生数378人という危機的状況も脱するためにはこの住宅供給、重要な施策の一つに必ずなりますので、一緒になって定住促進進めてまいりましょう。よろしくお願いいたします。

続きまして、少し順番を変えまして、医療人材の確保についての質問に移ります。こちら先日、宮古島市議会与党議員団で市長に要請を行った内容でもありますし、県立宮古病院の主催の勉強会にも私参加してまいりました。県立病院に専門医がいないことで、島外の病院に行かなければならない。そして、その分の渡航費がかかる。市の現在の財政状況から見ましても、離島の医療体制、島内の医療人材、特に医師の確保は最優先事項であると考えております。まずは本市における医療人材の確保の必要性について、改めて市の見解を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

現在本市における医療提供体制は、専門医の不足、人材の慢性的な欠員など、本市の医療を取り巻く環境は大変厳しさを増しておりまして、住民の生命、健康を守る上で、早急な体制強化が必要であるというふうに考えております。離島の振興なくして沖縄の振興はなしというふうに言われますけれども、宮古島市の医療提供体制の維持、充実は、県全体の地域医療の安定にも直結するものであります。市としましては、どこに住んでいても安心して医療を受けられる地域づくりの実現に向け、沖縄県と連携しながら、行政としてできる支援を定期的に講じてまいります。

せんだって沖縄県のほうにも要望いたしました。非常に心強い回答ありました。県立病院の一丁目一番地は離島、僻地医療であるというような回答がございましたので、県とも連携しながら、しっかりと離島、特に宮古島市における医療提供体制の維持、確保、充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

県からも心強いお言葉をいただいたということで、市長も要請ありがとうございます。

続いて、この人材確保に向けた取組なんですけれども、こちら昨日の我如古三雄議員の答弁、それから本日の前里光健議員への答弁もございましたので、割愛させていただきます。また、現在宮古病院におきましては、専門医確保のためにお医者さん自身が大学時代のつてなどを頼って、先生方ご自身で様々な声

かけ、いわゆる営業活動を行って、毎年医師確保のために奔走されているということです。ここは市としても、市議会としても、宮古島に来ていただけるような施策を取らなければならないと考えております。

その一つとして、令和７年度施政方針で掲げておりますエッセンシャルワーカー向けの定住促進分譲地や賃貸住宅の整備について、この検討結果を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

これまでに本市と市内医療機関との間で意見交換を２度行っており、その際住宅の価格高騰で宿舎の確保に苦慮しているとの意見がございました。そのため、沖縄県病院事業局と県立宮古病院と共に宿舎の空き部屋を活用の可能性について民間企業へ要請を行いました。当該企業より、修繕及び賃貸に関わる事務手続等で課題があるとして、今年度の取組は困難であるが、次年度以降も検討事項として継続して取り組んでいく予定であるとの回答がございました。賃貸住宅等の整備については数年間の期間を要するため、活用されていない民間宿舎等の借用について今後も県及び民間と連携してまいります。

◎大城　仁君

既に動きがあるということで安心いたしました。県の要請だけでなく、市の執行部の皆さんも、それからまた我々議員も一緒になって人材確保の働きかけをしていく、医師が来ていただけるような環境を一緒に整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、ふるさと納税について。まず、個人での納税者が納税分に対して使途をどこまで指定できるのかという点、総務省の規定によるものなのか、はたまた市独自のルールで決まっていることなのかというところも含めて、納税者の活用コース指定について伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

ふるさと納税の活用コースについてお答えいたします。

これは、市で独自に設定しているものでございます。宮古島市ではふるさと納税の寄附金分野として、エコアイランド宮古島応援コース、スポーツアイランド宮古島応援コース、宮古島の子育て応援コースなど、７つのコースがありまして、寄附者がコースを選択の上、ふるさと納税を行うこととなっております。個人版ふるさと納税により受けた寄附の使途でございますが、指定したコースの分野以外に充当することはございません。また、市長お任せコースについては、使途が指定されておりませんので、市長の裁量によりどの分野に割り当てるかを決定することができます。

なお、寄附の使途については毎年市のホームページで公表しております。

◎大城　仁君

引き続き企業版ふるさと納税の場合、この使途の指定について同様に伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

企業版ふるさと納税についてでございます。企業版ふるさと納税は、地方公共団体が策定した地域再生計画に位置づけられる地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合、その寄附額の約９割について法人税、法人事業税などの法人関係税の控除が受けられる制度となっております。本市は、地域再生計画として宮古島市まち・ひと・しごと創生推進計画を作成し、総務省の承認を受けております。同計画で位置づけられた事業について、同計画の終期である令和９年３月31日までの間、寄附を受け入れることができることとなっております。企業版ふるさと納税の寄附企業は、同計画に上げられる事業の中から活用事業を

指定することができます。企業から寄附の申出があった際には、寄附の額や寄附を希望する地域再生計画の事業、寄附情報の公開について調整した上で寄附の受入れを行っております。

◎大城　仁君

宮古島市へのふるさと納税を検討しているという相談を私も受けるんですけれども、その中で上がるのが使途、使い道のお話です。特に個人での高額納税になってきますと、その使途を様々希望される方が多い傾向にあると伺っております。今のお話ですと、企業版ではある程度事業指定ができますので、個人の納税に関しても利益誘導に当たらない範囲で、使途の指定についてある程度耳を傾ける必要があるかなと思っております。やはり納税者も宮古島のここに役立ててほしいという思いで納税を検討されて、相談に来ると。けれども、使途がはっきりしないために熱が冷めてしまって、離れてしまうという。この貴重な財源を極力取り逃がすことがないようにしたいと考えております。その点、個人納税に関する使途の指定についてご検討いただけないでしょうか。伺います。

（「ちょっと休憩……」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時15分）

再開します。

（再開＝午後３時15分）

◎企画政策部長（石川博幸君）

個人版のふるさと納税の寄附者がある程度使途を指定できないかということでございました。

市としまして、寄附コース選択以外の具体的な事業を指定した寄附の受入れは行っておりません。ふるさと納税制度には寄附金の活用方法について特に制限はなく、使途は市の判断に委ねられており、寄附コースの選択において希望を受け付けているところでございます。大城仁議員もおっしゃっておりました。理由としては、個人の利益誘導につながるおそれがあること、行政の予算編成に市外の高額納税者の意思が介入してしまうこと、１万件以上の寄附全てに対応することは困難であることなどが理由となっております。

◎市長（嘉数　登君）

補足して答弁をさせていただきます。

個人版のふるさと納税に関することだと思っておりまして、確かに７つのコースを設けておりまして、このコースに当てはまるものであれば寄附者の意向に沿ったものかと思っておりますけれども、一応市長お任せコースというところもありますので、やはり寄附者の意向というんですか、100％沿うことはできないかもしれませんけども、どういった思いを持って寄附をなされたのかという点はしっかり聞いてみたいということは考えています。私は、今分かったんですけども、この各コースの中で市長お任せコースが一番多くなっているということは、私にもっと話を聞けという話だと思いますので、可能な限りしっかりと話を聞いていきたいと思っています。

◎大城　仁君

市長お任せコースが一番多いというところで、企画政策部長と一緒に市長室に伺えたらと思っておりま

す。よろしくお願いします。

続いて、市担当部署と委託事業者の業務分担についてなんですけれども、こちら、ごめんなさい。質問は割愛させていただくんですけれども、要望として、ふるさと納税をされる方って結構駆け込みでされる方が多いと思います。先ほどの使途の話もそうなんですけれども、財源確保のためにもやはりがっちりつかんでおきたいので、納税までのサポート、伴走支援といったところを行っていただきたいと思っております。これが具体的に市の業務になるのか、委託事業者の業務になるのかというところがあるんですけれども、可能であればこの辺りも委託事業者に担っていただくように、何かご検討いただきたいと思っております。

それから、続いての納税額の推移につきましても、先日新聞報道で約20億円を超えるのではないかとありました。もう本当にこれだけ多額のふるさと納税をいただけるということは、それだけ担当職員、それから委託事業者のたゆまぬ努力の結果と思っておりますので、感謝申し上げます。

続いて、ふるさと納税を活用した事業につきまして、どの事業に充てていくのかという、この選定基準を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

ふるさと納税を活用した事業の選定基準についてお答えします。

事業の選定につきましては、ふるさと納税をしていただいた寄附者の意向に沿った事業に充当させていただいております。本市においては、７つ（　部分は195頁に発言訂正あり）の寄附コースがありますので、７つ（　部分は195頁に発言訂正あり）の寄附コースに沿った事業に選定をしております。例えば子育て応援コースで寄附した方については給食費無償化事業に充当するですとか、宮古島の人材育成コースですと法人保育所運営扶助費に充当する、そういった寄附者の意向に沿った選定をしております。

◎大城　仁君

質問の意図は、どちらかというとコース選定後どういった事業、給食費に充てるのか、選手派遣費に充てるのかというところでの選定基準というところだったんですけれども、これは後ほどお話しさせていただきたいと思います。

続きまして、今後のふるさと納税の活用方針について、予算の枠配分の中で予算オーバーした場合に当て込んでいくのか、それとも優先度が高いと判断した事業推進のための財源になっていくのか、はたまた今おっしゃったように納税者の意見が反映されていくのかというところ、ふるさと納税も活用していく、この活用方針について当局の考え方について伺います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

ふるさと納税の活用方針についてでございます。個人版ふるさと納税により受け入れた寄附の使途としましては、寄附者が指定したコースに適した事業へ充てられることとなります。本市へのふるさと納税を検討される方に対しては、前向きに考えていただけるよう、ふるさと納税を活用した本市の取組やふるさと納税の制度についてホームページで公表するなど、丁寧に説明してまいります。

◎総務部長（上地俊暢君）

失礼しました。答弁の訂正をお願いします。先ほど６つのコースと申し上げましたが、市長お任せコースを含めた７つのコースでございます。

◎大城　仁君

続いて、教育行政からの質問に移りたいと思います。

選手派遣費補助金交付事業につきまして、この事業の必要性について当局の見解を伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

選手派遣費補助金交付事業の必要性についてお答えいたします。

宮古島市の交付要綱においては、児童及び生徒のスポーツ、文化活動を振興し、対外行事、試合などの奨励に資するとともに、参加する児童生徒及びその指導者の派遣に係る費用の保護者負担を軽減するための事業となっております。これは、離島である本市の児童生徒が沖縄本島や県外で開催されますスポーツ、文化のイベントに参加することによりまして、様々な経験、また体験を通して人として成長につながるものであると考えておりますので、今後も継続していく必要があると考えております。

◎大城　仁君

それでは、その必要性を踏まえた上で、令和８年度の方針につきまして、こちら国や県の補助事業活用を検討されているか伺います。

◎市長（嘉数　登君）

選手派遣費については、現在ソフト交付金、これは沖縄振興特別推進市町村交付金ですけども、それを活用し、実施しておりますが、国からの交付金、交付額が年々減少している傾向にあり、本市への配当額についても減少している状況にございます。一方で、島外の派遣に係る交通費等については離島ならではの不利性条件だと考えておりまして、市としましても派遣費補助については継続的に支援していく必要があると考えております。そのことから、将来にわたって持続的な支援を行うため、離島活性化補助金、正式には沖縄離島活性化推進事業費補助金など、ソフト交付金に代わるその他の補助金の活用についても前向きに検討していきたいというふうに考えております。

◎大城　仁君

前回の一般質問にてご提案させていただきました沖縄離島活性化推進事業費補助金、検討いただけるということで、誠にありがとうございます。

それでは、続いて要件の拡充ですとか補助金額の見直しについて、令和８年度に向けて検討がなされたか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

令和８年度の方針についての検討ということです。県外派遣への補助は、沖縄県内での予選大会を勝ち抜き、県外大会の出場資格を得ることが条件となっておりますけども、最近は宮古島市においてはダンス、新体操、音楽関係など、沖縄県内で予選大会がない等の大会があるということで、その問合せも増加をしております。その県外派遣についても補助対象とすることを考えております。補助金の増額の部分に関しましては、そこをまた市長部局、財政課とも調整しながらやっていくことになるんですけども、どのような補助項目を増やしていくのかとかそういった部分も含めながら、また方法的に段階的に進めていくのかも含めて、今後調整をしていきたいと思っております。

◎大城　仁君

また令和８年度も引き続き要件の拡充があるということで、ありがとうございます。

派遣費の家庭負担軽減については、まず第１に保護者、父母会による資金造成、そして行政による補助、最後に民間からの支援の３つの方法があると考えております。ただ、話を聞く限り民間からの支援につきましては、現状ふるさと納税が何かその受皿になりつつあるなと感じております。今国、県の新たな補助メニューの活用の話もありましたけれども、ふるさと納税をしっかりと財源として活用していただいて、ますますの支援拡充をお願いしたいと思います。

こちら選定基準、先ほどお話でありましたけれども、前回の一般質問の際に、多額の一般財源で賄われている事業を優先的にという答弁がございました。であれば多額の一般財源で賄われるぐらい補助要件を広げる、もしくは補助額の引上げを行えば優先的な事業になり得ると思いますが、いかがでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

総務部のほうからは、ふるさと納税を活用した事業の基準について、先ほど申し上げましたとおり寄附者のコースでまずは基準を設けまして、加えて活用する事業としましては、先ほど大城仁議員がおっしゃったように多額の一般財源のみで行われ、賄われる事業、または交付金や補助金等があっても、多額の一般財源で賄われる事業としております。目安としては、1,000万円以上の一般財源を充当する必要のある事業を基準として今ルール化しております。

◎大城　仁君

とんちのような質問で申し訳ないと思っておりますけれども、またこの拡充についてはぜひよろしくお願いいたします。

もう時間が迫ってきておりますので、最後に選手派遣費について、先ほど申し上げましたように年間の出生数が378人、少子化が進む一方で、実は部活動、先ほどダンスの話も教育部長からありましたけれども、部活動、課外活動の多様化、そういうものが進んでおります。このままいきますと、学校教育外の活動に励む子供たちの数が各分野、各部活動ごとでは減少の一途をたどっていくと。対戦相手、競争相手を要する競技については、対外試合をしたいと思えば、もう練習試合ですら島外に出ないといけないというような状況が余儀なくされて、ますます家庭、団体の派遣費負担というのが増えていくと予想されております。離島の不利性解消を考えますと、この派遣費補助の申請件数、予算総額ますます増えていきますし、要望も多様化していくと考えております。ぜひもう今のうちに派遣費補助の制度設計について、それから県の制度創設も要請されたと伺っておりますので、民間も巻き込みながら、一緒に検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

すみません。ごみ収集業務に関する質問、それからコミュニティ・スクールに関する質問は、時間の都合上割愛させていただきます。ご準備いただいた職員の皆様にはおわび申し上げます。

以上で私の一般質問を終えますが、質問したかったコミュニティ・スクールの件もそうなんですけれども、それから空き家問題につきましても平良北部地区、それから旧町村地域がこの問題、顕著であります。少子化が進む中で、地域活性化、にぎわいをつくる、各地域特色ある発展をつくるために、また４年間活動してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

本日答弁いただいた執行部の皆様、そしてご準備いただいた市職員の皆様に感謝を申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで大城仁君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、15時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後３時32分）

再開します。

（再開＝午後３時45分）

次に、日程第２、議案第134号及び日程第３、議案第135号の計２件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

令和７年第９回宮古島市議会定例会に提出しました追加議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案１件、議決議案１件、同意案の１件の合計３件でございます。まずは同意案第９号、監査委員の選任についてを除く２件についてご説明申し上げます。

それでは、予算議案についてご説明申し上げます。議案第134号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）。今回の補正は２億1,204万3,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ466億1,575万7,000円と定めております。

続いて、議決議案についてご説明申し上げます。議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてでございます。不適切な事務処理により補助金を返還する事態を招いたことは、行政としての信頼を揺るがすものであり、指揮監督者としての責任に対する処分を行うに当たり、市長の給料を減額するには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

以上、予算議案１件と議決議案１件についてご説明いたしました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良和彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地　茜君

よろしくお願いします。補正予算のほうが出ていると思いますが、この議案第134号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）、17ページ、歳出のほうで物価高対応子育て応援手当を２億982万円つけています。まずは内容をお聞きしたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

この事業は、去る11月21日に閣議決定された国の強い経済を実現する総合経済対策の中に位置づけられた事業で、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から支給する事業で、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、子供１人当たり一律２万円を支給する事業となっております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下　誠君

議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について質疑します。

市長、給与の減額案と言えばいいのかな。これ私必要ないと思っていて、何で、もう前回もやって、延長ということになっているんだけど、市長のお給料を減らすよりも、もう組織改革、一般職員の方々が今回ミスをしたと。そのミスを正すと、そっちのほうに集中したほうがいいんだ。そう考えたときに、別に反対ではないんだけども、今職員の皆さんを懲戒分限審査委員会にかけているという話だったけど、その結果が出たから、今回市長が出したのかどうか、それお答えください。

◎市長（嘉数　登君）

もちろん職員の処分というところも勘案しておりますけども、今回不適切な事務処理によって、２回議会でそういう事態になったということを重く受け止めておりまして、やはり最終的な指揮監督者としての責任は私にございますので、市民の皆様に私自身責任を重く受け止めているということと、再発防止に全力を挙げていくという姿勢を示したく、今回条例議案を提案させていただきました。

（「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時50分）

再開します。

（再開＝午後３時50分）

◎市長（嘉数　登君）

懲戒分限審査委員会のほうに諮っておりましたので、その処分内容が決定したタイミングで、私もずっと考えておりました。そのタイミングを見ながら提案させていただいたというところでございます。

◎山下　誠君

それなら一定理解します。職員の皆さんのも処分内容が決定したということで、議案提案ということですね。ただ、それでも私は市長、本当はこれ要らないと思っていて、ミスのたびに市長がお給料下げておったら、これもうどこまでそんなことするんだと思う。それで、市長がそれを下げたことでみそぎが済んだではないけれども、そんなふうな受け止めをされるから、あまり多用しないで、それはもう再発防止策に集中すべきだと思います。これ意見として。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

何点かありますけども、この物価高対応子育て応援手当、これ対象者どれぐらいで見積もっているのかということを教えてください。

あと市長、この議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてなんですけれども、私そういうふうに身を処すという意味では、それは市長のお考えですから、それはそれでいいんですけれども、やはり私タイミングの部分をお聞かせいただきたいんです。実は質疑を受けたのが、これ議会開会日でしたっけ。ですよね。違います。２日目ですか。タイミング的に指摘を受けたから、出しまし

たみたいな印象を受けるんです、タイミング的に。みんなの状況を伺って、通告も見て、こんなにも指摘を受けているねと。それで今回私が身を処しますよというような見られ方になってしまうんです。ですから、前から、最初から出すということであれば分かるんですけど、ここを整理してお答えいただきたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

指摘を受けたから、出したということではございません。当然不適切事務処理についてどういう処理をするかということをいろいろと検討してまいりまして、結果として補助金の返還に至ったということがございましたので、今回２回目でございます。前回は国からの交付金が受け取れなかったというところ、今回はその補助金の返還に至ったというところで、最終的な指揮監督者としての責任を示すという意味で提案をさせていただいております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

物価高対応子育て応援手当対象者でございます。ゼロ歳から高校３年生までの児童１万人を見込んでおります。

◎前里光健君

１万人の支援ですが、これはいつ頃までに、どういうふうな形で届くのかというところのご説明をお願いいたします。

市長、タイミングのお話しされていましたけども、そのタイミングをいつ考えて、これ提案するというふうに考えていたのかということなんです。その部分ももう一度お答えください。

◎市長（嘉数　登君）

沖縄防衛局のほうと調整しておりまして､この補助金の扱いがどうなるかというところと並行しまして、私職員には他の団体の類似事例等調査しまして、処分案を考えてくれということはずっと申し上げてまいりましたので、今回指摘があったから提案したということには当たらないというふうに考えております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

いつ頃までに支給するかという質疑でございました。今回の支給の方法としましては、申請の必要のないいわゆるプッシュ型という方法を取って、登録されている口座へ支給することとなっておりますので、来年１月頃に支給を目指しております。

◎前里光健君

この支給に関しては、もう手続もプッシュ型ということですので、速やかに届くような形で手配をお願いいたします。

それと、市長、もう私も久しぶりに議会に戻ってきて、こんなにもミスが多くて、職員の皆さんいろいろと年末に向けて本当忙しい中、対応されていると思いますけども、手続とか、そういったこれまでにないぐらい最新技術といいますか、ソフトを使ったりとか、スケジュール表とかも全部そういったパソコンとかいろんなもので確認、チェックができる中でこういうミスが多く連発しているということをもう一度また見直しながら、再発防止というものをやっていただきたいというのと、今回議会運営委員会も何回も行われて、そして提出議案の修正があったということで、こういったものもしっかりとまたご指導いただきたいというふうに思っております。その点に関して最後お願いします。

◎**市長（嘉数　登君）**

議案の修正等がありまして、我々は議会での審査に堪え得る議案を提出する義務があるというふうに思っておりまして、今回修正に至った事実は心からおわび申し上げたいというふうに思っております。慎重にも慎重を期して議案は提出していきたいというふうに考えております。

それから、事務処理については、やはり内部規律といいますか、ダブルチェック体制というのが一番大事だと思っておりまして、誰かがチェックしているだろうということではなくて、やはり決裁ラインにいるメンバーは職責に伴ってチェックしていく義務はあるかと思っておりますので、銘々がそういった意識を持って取り組んでいくことが一番のチェック体制だというふうに思っております。

それから、人間はどうしてもミスを犯してしまう生き物なんで、そういったケアレスミスを防ぐためにも機械を導入して、機械的に本当に単純ミスをなくすような仕組みというものについても並行して考えていきたいというふうには考えております。

◎**議長（平良和彦君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**國仲昌二君**

私も議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について質疑したいと思います。

提案されている議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正ですけども、その中では補助金返還を招いた指揮監督者としての責任に対する処分ということで、１月から３月の３か月間市長の給料から10％減額するというものです。市長、今定例会の２日目の質疑で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に当てはめると、補助金返還は当然想定される旨答弁しておりまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を遵守していないということを認めています。今日配られた資料の中で、補助金返還の理由について法的な観点を含め、総合的に検討を行った結果、不適切な事務処理ということで認めております。

そこで、４点確認したいんですけれども、まず１点目、今回の事案が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のどの部分に違反していると想定しているのか伺います。

２点目、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助金について期限を定めて、その返還を命じなければならないということで、今日提出していただいた返還命令書で歳入徴収官から送付される納付告知書、これから起算して20日以内というふうな命令がありますけれども、この告知書というのはもう届いているかどうか。

それと、あと補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助金等の返還を命じられたときは、年10.95％の割合で計算した加算金を国に納付しなければならないとしていますけれども、今回の加算金額を教えてください。

それから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、不正の手段により補助金等の交付を受けた者は５年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する旨の罰則規定があるんです。このような罰則規定がある補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反していると思われる今回の事案が３か月間給料の10％減額というのが適切なのかどうか、以上この４点を伺います。

◎**環境衛生局長（梶原健次君）**

まず、法令上の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のどの部分ということですけども、我々が補助金の返還を申し出たのは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第１条、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るというところの部分で、これが本当に適正だったかどうかということについて疑念が残るということで、我々は補助金の返還を申し出たところでございます。

それから、順番が聞かれたとおりか分からないんですけども、返還の納付書のほうはもう既に届いております。

それから、条文の補助金等の取消し、その他に関する部分ですけども、今回我々から補助金の返還を申し出て、それが沖縄防衛局のほうに受理されておりますけども、沖縄防衛局から届いているのは補助金の再確定通知ということになります。これは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第18条の第２項、こちらのほう適用されておりますので、先ほど言及された補助金の取消し、第17条ですとか、それから加算金の第19条、それから罰則の部分については適用されないということになります。

◎市長（嘉数　登君）

返還額に対して処分案の考え方についてですけども、まず私への処分案についてはこれまでの本市の同様事例への対応、それから他団体の同様事例の対処例などを参考にいたしまして、私は市長の減給10％の３か月というふうに考えております。これは、類似団体の例を参考にしますと減給10％の一月相当が妥当ではないかというようなところもございましたけれども､今回は補助金返還という結果の重大性もしかり、それから補助金請求漏れと併せて私自身２回目だということになりましたので、期間を延ばして３か月が適当であるというふうに判断しております。

◎國仲昌二君

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律についての理解といいますか、それが、認識が私と違いますので、次行きます。

今市長が答弁した類似案件ですか、を参考にして行ったという答弁がありましたけれども、実は宮古島市では2008年にかんがい排水施設整備事業で工事が完了していないのに、完了済みと虚偽報告を行って、不正と認識しながら補助金を受給して、不正が発覚して補助金返還に至ったという事例があります。返還命令は約4,900万円でした。今回の返還命令は約450万円となりまして、違いますけれども、ただまだ完全に終わっていないと認識しながら補助金を受給した。不正が発覚して補助金返還に至ったという点では今回と非常に似ているかなと思います。そのときの動きとして、12月初旬に不正が発覚して、それから市議会でいろいろ批判が強まって、12月の末に当時の市長が辞任しております。不正発覚から１か月です。これが同様な類似事案だと私は思いますけれども､そしてそのとき職員５人も総額約145万円の損害賠償を請求されております。こういうふうに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのはかなり厳しい先ほど述べた罰則規定もあるように、非常に厳しい、重大な、不正と認識しながら補助金を受けたというのは重大な事案だというふうに指摘されている法律だと思うんです。そういう観点で、今回の市長の責任が給料の10％、３か月ということで本当に妥当なのかと。本当にこの事案も参考にしたのかというふうに疑問を拭えませんけども、その辺についての認識を伺います。

◎市長（嘉数　登君）

國仲昌二議員ご指摘の件、かんがい排水事業の件だと思いますけれども、今回の事案と類似していると。

私は、全く違うと思っております。あのときの案件は事業着手すらしていないのに、完了報告やっていると。今回我々は事業やっているんです。これのどこに類似性があるかと。そこは除外して考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

◎國仲昌二君

私が類似していると言ったのは、完全に終わっていないと認識しながら補助金を請求して受給した。そして、それが発覚したので、返還したという流れについて述べたということです。

今回補助金返還について市長は責任を取るということでの今回の提案ですけれども、私は拙速過ぎるんではないかなというふうに考えます。環境衛生局長、衛生施設課長が発表した補助金返還をめぐる報道がありました。あの中でも精査して、施工業者、管理業者に必要な請求を行っていく。あるいは先ほど懲戒分限審査委員会で結論が出たというようなことがありましたけれども、こういったものが全て出て、責任の所在というのがはっきりして、それから市長自ら責任を取るということでも遅くなかったかなというふうに思っております。

ところで、今回の補助金返還の流れ、事業のミスが起こった原因から補助金返還に至った一連の流れというのが議会に説明されていないかなというふうに私は考えております。私たち議会は、市長をはじめ執行機関に対しての監視機能を有しております。しっかりチェック機能を果たさなければいけないというふうに市民に対して考えております。そうした監視機能を有した議会への説明を行うべきだと思うんですが、それについての考えをお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

まず、拙速ではないかということですけども、補助金返還という事実は発生しております。その上で事業主体である我々と施工業者の関係はどうかというのはこれから検討していくことになると思います。あくまでも返還という事実に基づいて、最高責任者としての私は責任を取るということを申し上げている次第でございます。

それと、この問題に関する議会への説明ということで、全くなされていないがごとき質疑ですけども、この間質疑等でも経緯は重々説明してきているというふうに私は理解しております。追加の情報がありましたらその都度我々のほうとしては議会の場でも説明していく覚悟でおりますので、ぜひともこの議場の中で、ご不明な点があればぜひとも質疑していただきたいというふうに考えております。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

私からも１点だけ。今回配付された資料で、これ当局としては今回の指摘を厳粛に受け止め、工程管理の厳格化、仕様書の確認等について周知の徹底を図りましたとあるんですけど、そもそもこの工事の発注のとき、入札時に、これ工事一式で仕様書でうたわれて落札しているんです。この工事の入札のときに電気プラントに関して、いろいろ談合の疑いがあるんではないかとか、この入札に不備があるんではないかという感じで議論されたと思うんです。そういう中で、今回これ仕様書を含めて工程管理もというのは、そのときにしっかり材料等の資材証明等もきちっとやれば、こういうことはなかったんです。ですから、今回言っている、皆さんが仕様書の確認等についても周知徹底を図りますと。やはりこういった防衛省の

補助金、国の補助金って私は大事だと思うんで、そういった入札制度はやはり見直すべきだと思うんです。根本的にここが、私は今回の資材等の確認に関しては不備があるかなと思います。この件に関して当局の考えを聞かせてください。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時11分）

再開します。

（再開＝午後４時13分）

◎副市長（砂川　朗君）

当時の入札についての問題があったかどうかということでございますが、当時の入札に関しては問題はなかったというふうに認識しております。

◎粟国恒広君

ですから、副市長、今問題がなかった。もちろん問題がなかったから、落札決定して工事が進められたんです。でも、その時点でしっかり材料等に関しても仕様書があったはずなんです。類似、同じ材料等のものを使いなさいとか。それを入札時にこれが記入されておらず、それで落札決定も１週間遅れたんです。その１週間の聞き取りもあったんです、この工事に関しては。ですから、今後そういった工事の発注に関しては、きちっと仕様書にうたわれている材料の適正、それを確認しませんかということを言っているんです。それについて答弁してくださいということです。

◎総務部長（上地俊暢君）

入札時における手続で問題があったのではないかということですけど、入札自体は……

（「ちょっと待って。休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後４時16分）

再開します。

（再開＝午後４時16分）

◎総務部長（上地俊暢君）

工事に関しては、契約締結後は適正に仕様書、契約書に沿って進めていくべきものと、これからもそのようにやっていくべきものと考えております。

◎粟国恒広君

皆さんがやはりこういった公共工事を発注した中で、しっかり工程管理、そして仕様書等の管理、それをきちっとやっておけば今回のようなことはなかったんです。私は、それが言いたいんです。ですから、工事発注して落札というか、管理等をしっかりやってほしいと思います。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第２、議案第134号及び日程第３、議案第135号の計２件については、議案付託表のとおり各所管の委員会に付託します。

なお、議案第134号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

次に、日程第４、同意案第９号、監査委員の選任についてを議題とします。

本案は狩俣政作君の一身上に関わる事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、狩俣政作君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後４時18分）

（狩俣政作君、退席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午後４時18分）

これより日程第４、同意案第９号、監査委員の選任について提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数　登君）

それでは、同意案第９号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

同意案第９号、監査委員の選任についてでございます。地方自治法第196条第１項の規定により、議会議員のうちから監査委員を選任する必要があるため、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良和彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第４、同意案第９号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

休憩します。

（休憩＝午後４時20分）

（狩俣政作君、着席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午後４時20分）

この際、お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時21分）

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月12日（金）　　５日目

（一　般　質　問）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第５号

令和７年１２月１２日（金）午前１０時開議

日程第 １　 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月１２日（金）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後３時32分）

◎出席議員（２２名）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃	〃（１２〃）	仲間誉人〃
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第５号のとおりであります。

質問に入る前に、昨日の大城仁君の質問に対する答弁について訂正の申出があるので、これを許します。

◎建設部長（下地睦子君）

昨日の大城仁議員の地域行政について、空き家対策について、①の空き家リユースサポート事業についてのイの調査結果についてですけれども、私は昨日空き家の実態調査を行い、利活用の要因の順番としてＡランク74件、Ｂランク319件、Ｃランクを414件と答弁してしまいましたが、正しくは141件の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

◎議長（平良和彦君）

これより日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、富浜靖雄君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

議席番号７番、公明党の富浜靖雄です。最初に、一言申し上げます。去る10月の宮古島市議会議員選挙において、２期目の当選を果たすことができました。支援をいただいた後援会、友人、知人、宮古島市民の皆様にこの場を借りて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。向こう４年間、しっかり働かせていただきます。

それでは、通告に従い一般質問を行います。よろしくお願いいたします。初めに、市長の政治姿勢について、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業について。宮古から多良間区間の離島割引運賃についてお伺いいたします。多良間村は、多良間から宮古、宮古から沖縄の区間で適用されているそうですが、宮古島市民は宮古から多良間区間は対象外だそうです。市のホームページで確認できました。その理由についてお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業は、割高な交通コストが負担となっている離島住民及び離島出身学生の負担を軽減し、移動しやすい生活環境を整備することを目的として制度設計されております。宮古島市民が宮古―多良間区間において本制度の対象外となる理由について、改めて沖縄県に確認したところ、本制度は通院、通学、買物等に係る生活路線としての側面を有していることから、生活路線としての性質を満たさない宮古―多良間区間の宮古島市民の利用については対象外となったと聞いております。

◎富浜靖雄君

生活路線ではないということで対象外と。この質問は、多良間村出身で宮古島に住んでおり、住民票も宮古島市にある方からの相談を受けての質問です。多良間村に身内がいるそうです。介護や病院への付添いなど、多良間村によく行かれるそうです。しかしながら、離島割引運賃の適用がないので、多良間村に出向く場合の出費が多く大変だとのことでした。多良間村出身の宮古島市民が宮古から多良間へ行くのに

離島割引運賃が適用されれば家計的にも助かりますし、狩俣勝紀議員の一般質問でも高校生の学生寮の話が出ておりましたが、まさに多良間村出身の生徒が宮古島の高校を選ぶことにも寄与すると思います。経済交流も活発になると思います。利用するようにできないか、再度お伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

先ほど市民生活部長からもあったとおり、生活路線としての制度設計上、宮古島市と多良間村の区間について、多良間村民は制度の対象となりますが、宮古島市民は対象外となっております。富浜靖雄議員のお話にもあるとおり、宮古島市には多くの多良間村出身者が在住しており、様々な機会に宮古島市と多良間村間を行き来していると認識しております。このような背景を踏まえ、富浜靖雄議員からの提案については宮古島市と多良間村で構成する宮古市村会の議題として取り上げ、まずは多良間村との意見交換を行いたいというふうに考えております。同事業については、離島住民の重要な制度であることから、制度の拡充や維持等について様々な要望が上がっているところであり、今回の要望についても宮古市村会での議論を踏まえながら、沖縄県との意見交換を進めてまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

多良間村も宮古圏域の一部でありますので、ぜひとも多良間村と話を進めていただいて、県のほうの事業でありますので、進めていただければなと思います。できれば県のほうにもしっかり宮古島市と多良間村とタッグを組んで要請していただきたいと思うんですけど、この点について市長のほうから何か見解はありますか。

◎市長（嘉数　登君）

当制度の拡充をめぐっては、様々な要望等があるということは承知をしております。制度を創設したときに、やはり離島と那覇を結ぶ路線でもって大変経済的負担が大きいというところから離島割引というものを導入いたしまして、かなり好評をいただいていると。制度の維持のためには、当時23億円から26億円ぐらいの事業費がかかっておりましたので、簡単に、はい、分かりましたと拡充できなかったという状況はございます。ただ、富浜靖雄議員のご指摘にもあるように、親の介護でありますとか、付添いというようなこともありまして、そういったもろもろの事情は多良間村を含めて意見交換しまして、必要に応じて県のほうとも意見交換､現在は一括交付金の事業から外れて独自の事業ということになっておりますので、拡充が可能かどうかについても意見交換してみたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひよろしくお願いします。

次に移ります。宮古空港の駐車場についてお伺いいたします。この質問も市民の方からの相談です。この市民の方は、ある日、日帰りで沖縄本島に行くことになったので、宮古空港の駐車場に車を止めておいて、日帰りですから行ってこようと思っていたそうです。駐車場に到着したら満車だったそうです。慌てて家に戻り、タクシーで空港に戻り、飛行機の出発には間に合ったそうですが、事前に満車だと分かればとのことでした。そこで伺います。宮古空港の駐車場の満車情報を事前にお知らせするなり、知ることができればと思いますけど、その点についてお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古空港一般駐車場は、繁忙期で混雑が予想される際に事前に新聞、宮古テレビ、ＦＭみやこ、宮古島

市公式ＬＩＮＥ、市ホームページなどで満車になる可能性があることについてお知らせするとともに、公共交通機関の利用等を促しております。満車情報の事前のお知らせについては、対応するシステムの設置がないため、現状では事前の広報は厳しいと考えております。

◎富浜靖雄君

私もシステム上難しいのかなと思っていまして、ただ宮古島市としても情報提供として事前に満車になる可能性があるよという日時というか、日付というか、そのタイミングをお知らせしているのも見かけました。そこで提案なんですけど、ライブカメラというのがあるのはご存じかと思いますが、よく見られるのはその地域の空とか雰囲気を24時間ずっと映しっ放しにするカメラです。できれば、満車というのは入り口のほうに見えますので、それを映しておく、映しっ放し、もうライブカメラですから、ずっと映っているので、空港に来る方がそれを見れば、今満車なのか、満車ではないのか、ただ来たときに満車になる可能性も確かにあるんですけど、そのときに情報を、満車ですよ、満車ではないですよというのを正式な情報としてシステムで流してしまうとそういう問題が起きそうなので、ライブカメラを設置していただいて見えるようにしておくという手があるのかなというのが私の提案です。この点についてお考えを伺います。

◎建設部長（下地睦子君）

富浜靖雄議員ご提案の定点カメラのライブ配信についてですけれども、駐車場の状況をリアルタイムで広報するシステムの設置等につきましては、空港の設置管理者である沖縄県に要請していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひお願いします。これは、防犯の観点からもいいのかなと思っていますので、ぜひ県のほうに話をしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。昨日の砂川浩平議員の一般質問に対する企画政策部長の答弁でも触れられておりましたが、市内の飲食店での島民割についてお伺いいたします。この質問は、地元住民の方と対話した中での話なんですけど、宮古島に新しいお店がいろいろできているが、観光客向けで、地元の人には料金も高過ぎるとお聞きしました。私が島民割を行っているお店もありますよとお話ししたところ、知らなかったと、その店はどこにあるのかなどなど、いろいろ聞かれました。

そこで、次の質問です。当局において島民割を行っているお店の状況を把握しているかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市におきまして、飲食店のうち島民割を実施している店舗の把握につきましては、市内で幾つかの店舗が島民向けの割引サービスを実施していることは承知しております。これは、事業者の自主的な営業判断で行われており、市に報告義務もないため、実施している店舗数など全体の状況を正確には把握しておりません。

◎富浜靖雄君

これは、個人店舗、店舗の努力なので、その市民の方と話した後に私もインターネットでいろいろ調べてみました。多くのお店が行っているのですが、見つけに行かないとやはり分からない部分があります。

インターネットをあまり利用しない方、高齢者等は情報を得ることがなかなか難しいのではないかなと感じました。島民割を行っているお店は、住民の方にもお店を気軽に利用してほしいとの思いがあると推察されます。地元住民の方も、観光客が利用しているお店に行ってみたいと思っている方もいらっしゃると思います。そこで、地元住民のことを考えていただいているお店の応援の意味も込めて、広報誌など市からの発信で島民割を行っているお店を紹介できないかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

富浜靖雄議員ご提案の、市が広報誌などで市内の特定店舗の情報発信を行うことは、行政として全ての店舗に対し公平で中立的な観点から、店舗間での公平性が担保されないおそれがあり、難しいものと考えております。一方で、市民にとってはありがたい取組でございますので、何らかの形で発信できないか、宮古島商工会議所など関係各所と意見交換をしていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

宮古島商工会議所とか、宮古島観光協会とか、あとフリーペーパーとかありますけど、市としてここを見たら、ここに行けば、宮古島商工会議所のホームページなのか、宮古島観光協会のホームページなのか分からないですけど、そこを見たら分かりますよと、そこを見てくださいという案内ができればありがたいなと思うんですけど、もしそういうサイトとか民間の方がつくった場合、市として協力できるかというのをお伺いいたします。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時18分）

再開します。

（再開＝午前10時18分）

◎市長（嘉数　登君）

島民割を行っている店舗について、市からの情報発信ができないかということですけど、市民にとっては非常にありがたい取組ではありますけども、一方で行政のほうで広報してしまうと島民割を入れなければいけないという圧がかかってしまう、それが導入できない店に対して。そこは十分に考えていかないといけないと思っておりますので、むしろ行政というよりも、そういった店舗の集まりですとか、宮古島商工会議所ですとか、そういったところでの取組をやっていただければ助かるなというふうに思っております。繰り返しになりますけども、経営判断として市民のことを思って導入していただいていることに対して本当にありがたい気持ちでいっぱいですけども、これを行政でやってしまうと、そうでない店舗に対して我々も島民割を入れなければいけないという圧になってしまう可能性もありますので、そこは慎重に対応する必要があるというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

行政としては確かにそう思います。一つの企業を宣伝するような形は私もできないと思います。ですから、まとめていただくと。まとめていただいて、もしくはやっていますよという情報が分かったら、その情報を取りに行く場所を教えてほしいというだけなので、その辺を加味していただいて、市に問合せがあったときに、このサイトを見てくださいというような情報を流すぐらいはいいんではないかなと思います

ので、やっていただければという思いでございます。よろしくお願いいたします。

次に、教育行政について、校務支援システムについてお伺いいたします。９月11日付の琉球新報の記事で、県教育委員会が2026年度から市町村ごとに個別で導入している学校校務支援システムを県全体で統一するとの報道がありました。宮古島市でも導入する予定だと思いますが、沖縄県教育委員会より説明を受けていると思いますので、内容をお伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

校務支援システムについての内容についてお答えをいたします。

まず、校務支援システムとはということです。このシステムは、学校運営におけるデジタル化の一環としまして、教育現場の情報管理を行うものとなっております。例えば児童生徒の成績管理、出欠管理、健康診断結果、指導記録、保護者への連絡など、日々の業務をクラウドサービスを活用して行うことで業務の効率化を図るシステムとなっております。沖縄県内の市町村では、校務支援システムがそれぞれ導入されております。機能の範囲や運用が異なるため、人事異動の際に教職員の操作の覚え直しが発生をしまして、教職員の大きな負担となっているのが現状となっておりました。その背景から、県のほうではクラウド型の次世代校務支援システムを県統一で導入しまして、教職員の負担軽減だけでなく、関連する外部クラウドシステムとのデータ連携を実現することで県全体の教育の質向上を目指し、昨年度から検討を開始しておりました。また、宮古島市におきましても平成23年度から校務支援システムの運用を行ってきたところがあります。他市町村と同様に次世代校務支援システムの共同調達に参加をしているところであります。宮古島市としましては、スケジュール的には令和８年度は準備期間としまして、令和９年度から県内統一したシステムのほうに移行するという予定をしているところであります。

◎富浜靖雄君

この校務支援システムですけど、私議員になる前に教育委員会にも在籍していた経験がありまして、この校務支援システムにも携わらせていただきました。そのときに思ったのが、このシステムは県で統一したほうが絶対いいと思っていたんです。なぜかというと、先ほど教育部長がおっしゃられたとおり、職員が異動するたびにその市町村でやっているところもあるし、やっていないところもある。やっているところはいろいろ使えていいんですけど、覚えなきゃいけない、初めての方は。行ってまた戻ってきている方はいいんですけど、慣れてしまえば本当にいいシステムだと思います。小学校から中学校に上がるデータも全部移行できますし、それは本当にぜひ進めていただいて問題ないかなと思うんですけど、先ほど教育部長からもデータの移行という話があったので、続いて現在宮古島市でも個別で導入している校務支援システムとの整合性についてお伺いいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

整合性についてお答えいたします。

現在宮古島市の校務支援システムは、これはソフトになりますけども、Ｃ４ｔｈというソフトを利用しております。沖縄県の選定委員会で採択された事業者の製品と同じシステムになりますので、おおむね現状と変わらない形で利用ができるものと考えております。システムの県内統一の標準化という形になりますので、教職員の負担にならないような形で統一されるものとなっておりますので、現在宮古島市が活用しているシステムとほぼ変わらないものとなっております。

◎富浜靖雄君

宮古島市のシステムとほぼ変わらないということは、平成23年度から行っていた宮古島市教育委員会の校務支援システムは先見性のあるシステムだったなと今思いました。このシステムを令和８年度に準備期間を置いて令和９年度から運用という形でお伺いしたんですけど、４月１日というか、２年後からスタートしますというのは、この契約というか、以前は市がシステム会社と契約して行っていたんですけど、この予算というか、費用というのは、市が、また県が契約した業者と市が契約して市の予算を使うという形になるのか、それともある程度県が補助してやっていただくという形になるのか分かりますか。分かればお伺いしたいと思います。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時25分）

再開します。

（再開＝午前10時26分）

◎教育部長（久貝順一君）

失礼しました。県の補助等があるのかという話です。整備に向けてのイニシャルコスト的な部分は、県の補助があるということです。ただ、ランニングコスト的な運用については、各自治体の予算という流れとなっております。

失礼しました。県の補助ではなくて、国の補助を受けてやるということです。

◎富浜靖雄君

国の補助も入るということなので、これはもうぜひうまく進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。放課後児童クラブの入所についてお伺いいたします。これ腰原地区に在住の子育て真っ最中の女性の方からの相談です。放課後児童クラブに入所の申込みをしたところ、定員オーバーを理由に断られたそうです。そこで、当局は入所できない児童数を把握しているのかお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市の放課後児童クラブの待機児童については、最新の令和７年10月１日時点の調査において34人の待機児童が発生しており、その全てが平良地域の校区内で発生している状況となっております。平良地域においては、令和６年度に民設民営クラブの新設等により50人、令和７年度に既存クラブの定員増により41人利用定員を拡大しておりますが、待機児童の全てを解消し切れていない状況にあります。

◎富浜靖雄君

去る11月28日に行われた平良地域の市街地南地区、平良中学校、平良第一小学校と南小学校を合わせた区域の地域懇談会を傍聴させていただきました。地域の声を聞いて、市長、副市長をはじめ、担当部局長が回答する形で個人的にもすごくいい取組だと感じました。その場で地域の代表の方から同様の質問がありましたので、関心の高い事案なのかなと思って質問させていただきました。今増やしたけど、全然足りませんという話があって、平良地域がもうほぼ全部ということなので、この件について市長のお考えもお伺いしたいんですけど、答弁できますでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

富浜靖雄議員おっしゃるとおり、地域懇談会でこういった意見が上がっておりました。私も記憶しております。今後の対策についてどうかということだと思いますけども、待機児童の解消に向け、今年度においては既存公設クラブの増設､民設民営クラブの次年度の新規開設に向けた支援に取り組んでおりまして、待機児童の解消に向けて一部改善が図られる見込みとなっております。一方で、平成27年度よりクラブの利用対象児童の拡大や島内に親類縁者のいない方が増加している状況であることは十分に認識しておりますので、引き続き実態把握に努め、利用を希望する全ての児童の受入れができるよう利用定員の拡大に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。たしかその地域懇談会で、このテーマでお話をされていた方が、女性の方でしたけども、ご本人も開設の意向があるというような話をされておりましたので、そういった開設の意向がある方々を我々としてどう支援できるかという観点からもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

よろしくお願いします。これ住宅問題、家賃高騰で若者がアパートを借りられないという問題もありますし、もし借りられたとして、子供がいて児童クラブに入所させようとしたときに足りませんとなったら、また本末転倒というか、来ていただいたのに子育てが難しいという形にならないように、結構これは幅広い本当に対応が必要かなと思いますので、ぜひ考えていただいて、若者の定住に即した、若者が宮古島に住みたいと思えるような市にしていただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。今後の対策についてという言い方を忘れてしまったので、その答弁だったと認識しますので、よろしくお願いします。

次に、福祉行政について、国民健康保険税の賦課方式について、４方式についての課税についてお伺いいたします。現在宮古島市では４方式の賦課方式ですが、沖縄県内で資産割がない３方式で課税している市についてお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

令和７年度、市の課税方式で11市のうち３方式が９市、４方式が２市となっております。

◎富浜靖雄君

３方式が９市で、４方式が２市ということですね。では、11市の中で３方式を９市やっているということであれば、そっちの方向に向かっているのかなと思っております。この質問も市民の方から言われていまして、宮古島市は４方式になっていて、ほかの市町村は３方式が多いので、何で宮古島市はそれを今までずっとやっているのかと質問があったので、そこら辺はお伺いしてみますということで、この質問をさせていただいております。

続いて、沖縄県は３方式での運用方針をうたっておりますが、３方式に沖縄県がしていきたいというふうに言っているその理由についてお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

県に改めて問い合わせたところ、平成30年度に策定した沖縄県国民健康保険運営方針において、県内各市町村へ意見照会や意見聴取を行い、運営連携会議を開催し、各市町村と合意を図った上で沖縄県運営協議会に諮問し、決定したとの回答を得ております。

◎富浜靖雄君

沖縄県がいろいろ話をして、運営方針の中でそういうふうな決定をしたということなんですけど、自分が思うのは４方式よりも３方式がいいのかなと、だから沖縄県も３方式をやっていきましょうというふうに決定したと思うんですけど、そこで４方式より３方式がいいと思って決定したのであれば、その理由というのは分かりますか。これは県のものなので、そこまで把握しているか分からないですけど、そこをお聞きしていいですか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

この３方式にすると、４方式の中で資産割というのが外れます。資産割、これは固定資産税にさらに国民健康保険税の税率を掛けて賦課するものでございまして、その資産割ができた背景と今の状況というのは、固定資産税の課税も地価の高騰とか、そういうのでかなり上昇していると思われますので、そろそろ宮古島市は資産割をなくす方向で検討していかなければならない時期に来ているのかなと思っております。全体としても、その考えを県のほうで取りまとめたということになっております。

◎富浜靖雄君

地価の高騰とかで資産割とか大変になってきているんではないかというのを考慮して県のほうは決めたんではないかというふうな形だと思いますので、それはそうだなと思います。この方式は、２方式というのもあるそうなんですけど、４方式、３方式、２方式で、４方式よりは３方式、３方式よりは２方式と思っていて、それが３方式を進めていきますよとあるんですけど、４方式から３方式に移ったら、一つ資産割の計算する手間が省けるという形になるのかなと思うんですけど､これは役所の仕事で進めていく上で、簡素化される形になるのか、それとも公平性、逆に言うといっぱい財産持っている方がいっぱい払わなきゃいけないという状況を抑えて、一律にしていくという意味合いがあるのか、事務的な手続の簡素化か、それとも公平性が保たれるようになるのかというところを教えていただけますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

資産割を廃止した場合、税額が下がるか上がるかという話になってくると思うんですけれども、資産割を廃止し、３方式に移行した場合、世帯の状況によって税額が減額される場合もあれば、逆に増額する場合もあると考えております。これは、資産割の分を平等割、均等割でまたさらに分担しないといけないということもありますので、事務手続上はそんなに変わらないと思っておりまして、市民に負担を広くかける部分も発生するということが考えられますので、慎重に判断してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

では、負担が増える場合も、減る場合もあるかもということで、細かい計算方式は分からないので、これは私も勉強していきたいなと思います。

また、事務手続上そんなに変わらないと今お伺いしたんですけど、もしもう一個、２方式というのがあるんですけど、これの場合だったら事務手続というのも変わりませんか。それとも、簡素化されるということがあるのかどうか。すみません。よろしくお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

４方式から３方式、３方式から２方式ということで、これはシステム上で管理している話なので、特にそういう影響はないかなと考えています。

◎富浜靖雄君

続いて、今後宮古島市において３方式での課税を考えているとお伺いしたんですけど、この課税の運用をしていくのはいつ頃とか、そういうふうな考えがあるのかお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

３方式での運用に向けて、国が保険税水準統一加速化プランを策定し、その中で完全統一を令和15年度までに移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度と明記されております。沖縄県国民健康保険運営方針（第３期）においても保険税の水準統一、標準的な保険税の算定方式を３方式とすることが明記されていることから、遅くとも令和17年度までには３方式へ移行しないといけないと考えております。

◎富浜靖雄君

令和15年度までやってくださいと国が言っていると。できれば令和17年度までにはやってくださいと。市町村です。今の答弁で分からなかったんですけど、宮古島市としては、では令和17年度までにやりますよという話なんですか。それとも、宮古島市としてはここら辺を目標にしていますというのがあるかどうかというのが分かればお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほどお答えしたのは、国と県が示した目標が、令和17年度までには３方式を目指して国民健康保険税の水準を統一すると、県内の税率を統一するという目標がありますので、それまでには遅くとも３方式にしていただきたいという方針でございます。宮古島市の現状を踏まえて、早いうちに国保運営協議会あたりに諮問して、いつ改定するのかということは今後検討させていただきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

今後検討ということで、ぜひ進めていただければなと思います。私は、事務手続上も簡単になるのかなと思って、市の職員も楽になるのかなと。市民としては、資産を持っていない方が割り引いていただいて、その分資産を持っている方は払っていますので、その割引があるのかなというふうには思ったので、今回質問させていただきました。でも、国の方針もあるそうなので、それに準じて進めていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、建設行政について、平良馬場市営住宅についてお伺いいたします。先ほども少し触れましたが、地域懇談会の中で地域の代表の方の質問でも駐車場の話が出ておりました。そこで、建設部長が回答する形で駐車場の話をしておりました。設置するような話だったんですけど、その平良馬場市営住宅の入居者の駐車場の割当てというのをお考えなのかお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

平良馬場市営住宅裏の敷地内の管理道路等には、多くの車両が駐車しており、通行の妨げとなっております。その通行の妨げを解消するため、保育所跡地及び周辺市有地を活用して、平良馬場市営住宅の入居者を対象にした駐車場整備を計画しております。平良馬場市営住宅入居者への駐車場割当ての方法などについては、今後検討していく考えです。

◎富浜靖雄君

保育所跡地を利用すると、あと周辺市有地も利用しますよという話が今出たんですけど、これって整備すると何台ぐらい受け入れるというか､駐車できるようになるのかというのを教えてもらっていいですか。

◎建設部長（下地睦子君）

当該駐車場の駐車可能台数につきましては、これは必要としている人数等についてですけれども、その明確な台数はまだ調査をしておりませんが、平良馬場市営住宅戸数の177戸に対し、各世帯１台は確保できるよう整備を検討いたします。

◎富浜靖雄君

宮古島市もご存じのとおり車社会ですので、平良馬場市営住宅は駐車場を何号室の方はここでという割当てがないので、皆さん勝手に止めていると。これは、以前にも私質問したんですけど、勝手に止めているので、その住んでいる方同士の認識か何かで、ここにはこの方、ここには私みたいな感じで分かっていて、あの車が止まっている、この車が止まっているというのを分かっているんです。暗黙の了解で、ではこのスペースはあなたねみたいな感じになっているんです、現状として。ただ、住民の方が見たときに、あれっ、この車は知らないぞと、勝手に止めていいので、どこの誰か、入居者以外の方が止めているのか、そういうのも分からない状態らしいんです。それなので、帰ってきたときに自分の駐車スペースに分からない車が止まっていてというので、問題が起きているという話を以前にもお話ししましたが、そういうことも起きているというふうにお聞きしました。なので、今新しく駐車場を整備するというのは177戸、その部屋の分できれば整備します。整備したら、今のような状態で、自由に使ってくださいなのか、それとも割り振って、各入居者の方の契約駐車場ってやるのか、どちらかというのを教えてもらっていいですか。

◎建設部長（下地睦子君）

駐車場整備を行った後は、駐車場使用料も発生することになりますので、これはもう割り振る形で考えております。

◎富浜靖雄君

割り振る形、いいと思います。何号室の方の駐車スペースですよと。何号室にお客が来た場合は、ではその何号室の方のところに止めてくださいって言って、そうすれば別に問題は起こらないのかなと思っているので、すごくいい取組になってくるんではないかと思います。できれば、全体で本当はやっていただければなと思うんです。駐車場使用料が発生するのであれば、高齢者の方で免許を返納した方が住んでいらっしゃったら、その方は駐車場を使わないので使用料も発生しません。いいと思います。ただ、世帯によってお父さん、お母さん、息子とか、二、三台分駐車場が欲しいと思われている方もいらっしゃると思うので、それは本当に割り振って、借りるのであれば使用料を取りますという形をやっていただいて、いいなと思いますので。

続いての質問です。駐車場使用料を徴収しますということなんですけど、それについてお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

市営住宅の駐車場の使用につきましては、宮古島市営住宅条例施行規則第37条の第１項の規定により、一律月額1,000円となっております。ただし、平良馬場市営住宅におきましては、事業費用を算出の上、今後駐車場使用料を検討したいと考えております。

◎富浜靖雄君

月額1,000円、これは検討して幾らになるかというのは今からという形で、先ほども言いましたけど、駐

車場使用料を徴収していただければ、ある程度の収入があると思います。では、その駐車場使用料による収入があった場合、その収入を何に使うのか、管理なのか、整備なのか、どういうふうな使用料を取って、その収入は市としてどういうふうに使われるというのが分かりますか。分かれば教えていただければ。

◎建設部長（下地睦子君）

現在も駐車場使用料を徴収している市営住宅もございます。これらは、市営住宅の維持管理費、修繕費用などに充てております。

◎富浜靖雄君

維持管理費、修繕費用に充てているということなので、それならばますますやっていただいて、その使用料を徴収して、その市営住宅の環境を整備するなり、修繕するなりというふうに使っていただければ本当にいい取組になるんではないかなと思うので、これは今すぐにはできないと思いますけど、できれば市内が特になんですけど、郊外の市営住宅のほうはあんまりそういうふうな混んでいるとか邪魔になっているというのは聞いたことがないので、本当に市街地の市営住宅の駐車場の問題だと思いますので、ぜひとも進めていただきたいなと思います。これは、市街地の全市営住宅にやっていただければなと思いがありますので、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、環境行政について、飼い犬のマナーについて。飼い主がリード着用を怠った場合、他人に傷害を負わせた場合などの事故について､そのようなとき行政の対応はどのようになるのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

飼い主がリード着用を怠って事故を起こした場合の行政の対応ですが、市と宮古保健所では飼い犬による咬傷事故、かんだことによる事故の連絡を受けた際には、かまれた人に対しては直ちに病院で治療を受けるよう案内していますが、同時に狂犬病というのはやはり疑わなきゃなりませんので、その心配もありますことから、かまれた対象が人であっても、犬であっても狂犬病に罹患していないかどうか、宮古保健所にて検診を受けるよう案内しているところでございます。また、咬傷事故を起こした犬が飼い犬である場合には、再発防止のための指導を行いますとともに、咬傷事故を起こした犬が飼い犬でない場合には、事故現場にて籠わな等を設置し、捕獲を行う対応を行っているところです。

◎富浜靖雄君

この質問は、下地の前浜ビーチで犬の散歩をしていた方からの相談で、突然リードが外れた、首輪はしていたらしいんですけど、犬が走ってきてほえられたそうなんです。そのときに自分の飼い犬が、自分も散歩していたので、驚いてパニックになったそうです。その飼い犬が飼い主をかんだそうなんです。なので、これ自分の犬が自分をかんだので、もう何も言えずにそのまま病院に行って治療したという話を聞きました。

ここで再質問したいんですけど、ビーチとか、公園とか、公共の場所において、市として何か注意喚起を行っているのか教えていただきたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

咬傷などの事故防止については、飼い犬を放し飼いにしないということが非常に大事なんですけども、市では「広報みやこじま」にて、散歩中でもリードをつけて放さないこと、それから放し飼いをしないことを周知するために、公の場において放し飼いの通報があった場合、現場にその放し飼い防止のための啓

発の看板設置などを必要に応じて行っているところです。

◎富浜靖雄君

看板設置とかで注意喚起をしていくと。これは、本当に飼い主のマナーの問題だなとすごく思います。犬を飼っている方は、愛護精神があってかわいがっているとは思うんですけど、本当に公共の場所でリードを外す行為というのがあって、その犬がおとなしければ別に問題はないかもしれないんですけど、そういう飼い主を見つけた場合というんですか、この人を特定したら飼い主宅を訪問して、市として注意するということになるのかというのをお伺いしていいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

これまでのところ、放し飼いを注意してほしいという通報がないものですから、そのような事案はないんですけども、先ほど富浜靖雄議員のほうからマナーの問題という話もあるんですが、動物の愛護及び管理に関する法律というのがありまして、その第７条の第３項では自分の飼っている動物、愛護動物というふうに言ったりするんですけども、これの逸走防止、要するに逃げ出さないようにということが規定されております。（232頁に発言訂正あり）この法律では、努力義務という形で書かれているものと理解しておりますが､法律上は逃げ出さないような努力を飼い主がきちんとするということが規定されておりますし､同じ第７条の第１項で人の生命、身体、それから財産等に害を加えないように注意しなきゃならないという規定がございますので、マナーであると同時に法律でもそのような行為が禁止されているということは周知していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

では、最後に１つだけ。もし散歩している犬が他人をかんだ場合、その飼い主に対しての罰則があるかどうかというのを教えてもらっていいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先ほどご紹介しました、いわゆる動物愛護管理法にはそういった罰則はないんですけども、民法の第718条に自分の飼っている動物が他人の生命､財産等に危害を加えた場合には賠償責任があるというふうに明示されております。

◎富浜靖雄君

民法で賠償責任があるということなので、これは本当に今から若い人が増えたら犬を飼っていくような方もどんどん、どんどん増えてくるのかなと、県外から移住する方とか特に多いと思いますので。

では、最後に一言。今定例会において議案の訂正が多数ありました。そこで、生成ＡＩの活用を私は提案しておきたいなと思います。これは通告も何もしていませんので、提案しておきたいなと思います。

では、最後に市民の皆様にはいい年越しができますように祈念しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

◎下地　茜君

議席番号22番、市民フォーラムまてぃだ、下地茜です。議席番号２番から22番になりまして、気持ちは若手議員のままなんですが、議場の席は一番奥ということで、さも大御所になったように座っていますが、

改選を経て気持ちを新たに市民の負託に応えていけるよう頑張ってまいりたいと思います。

早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、医療行政についてお伺いしたいと思います。６月23日、琉球大学病院がんセンター、それから県立宮古病院から宮古医療圏でできるがん医療についてとして、医療機能の集約化の方針の説明がありました。これを踏まえて、先月複数の当事者団体との意見交換の場を関わりのある部署の皆さんに設けていただきまして、お忙しい中、本当にありがとうございました。本定例会でも多々質問に取り上げられていて、関心が高い案件だと再認識しているところですが、市でできること、また県にやっていただきたいことなどを意識しながら質問していきたいと思います。

まず、離島における医療体制についてです。沖縄県の方針としては、地域医療について専門医療の集約化を図っていくということでした。一方で、宮古病院からは実際には現状維持であるという説明などもありました。ですが、もう既にこれまでできていた治療が検診等も含めて島内ではできなくなりつつあるというような声も上がっています。例えば乳がんかどうかを診断するような検診においては、島外での受診を勧められたというケースの報告もありました。この辺り現在の状況を含めて本市が県からどのように話を聞いていて、また今後どのようにしていくのか、方針をお聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

下地茜議員ご指摘の件について、宮古病院に聞き取りを行ったところ、がんの確定診断については病理組織診断が基になっており、宮古病院においてその診断がどうしてもできないもの、また手術をしなければ分からないものがあり、島外受診を勧めることはあるとの説明を受けております。本市としましても、先月沖縄県へ要請した際に沖縄県病院事業局に対し、がん診断までは今後も宮古病院で行えるよう要望を伝えてきたところです。引き続き、安心して医療を受けられる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

◎下地　茜君

要望していただけたということで、ありがとうございます。やはり誰しも一番に望むことは、この島で治療ができることだと思うんです。ですが、実際には市民の方からは例えば副鼻腔炎のような治療を島外で勧められた、あるいはポリープの除去で島外の治療となったなど話があって、実際には多くの治療で渡航を余儀なくされている状況があるんではないかと思っています。この辺りの実情の把握にもぜひ努めていただきたいと思っていますが、ここを踏まえて次の質問をさせていただきます。

10月29日の報道でもありました、腎臓内科専門医の来年度の確保ができていないということでした。透析を受けている患者が例えば合併症のリスクなどから全身疾患などとなった場合には、地域のクリニックでは対応が難しく、その場合には宮古病院につなぐということに通常なると思いますが、そこに腎臓内科医がもしいないとなると島外での治療を余儀なくされるケースがそれなりに出てくるんではないか、これに関してどの程度影響があるのか本市は把握できているのかなど、本市の見解をお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

下地茜議員ご指摘のとおり、県立宮古病院において、今年度は血液内科医が１名、次年度においては腎臓内科医の確保が１名困難であるとの記者会見がありました。血液内科の患者の一部は島外への通院を余儀なくされ、透析患者については次年度の透析は内科医師が行うとして、これまでどおり診療できる体制

を維持し、島外の専門医とオンラインでつなぎ、透析時のトラブル発生に備えることも検討していく旨が院長より発表されております。しかしながら、このことは市民の経済的及び身体的負担となり、治療の継続や早期受診の妨げになると考えられます。先月の県への要請をした際にも病院事業局長より、専門医がいない場合でもオンラインでの相談ができる体制を構築する実証実験を開始していること、今後も遠隔医療を活用していく方針が示されました。本市としましても、市民の皆様が安心して治療に専念できるよう、今後も医療体制や支援拡充に向けて県に強く働きかけていきたいと考えております。

◎下地　茜君

病院に勤めていた方の話では、例えば肺炎が重症化したときに腎機能が弱くて透析調整が必要というような場面で、本来島内でできる肺炎の治療等が腎臓内科医がいないために島外へ行かざるを得なくなるケースが増えるんではないか、この病気が例えば緊急性を伴うものである場合には急患空輸が必要なケースも増えてくるんではないかと心配されていました。もしこれが続けば救える命を救えないかもしれないという状況も不安視される中で、オンライン診療という話もありましたが、そうではなくしっかり配置を求めていただきたいと思うんです。もちろんオンラインで専門医と県立病院の医師とつないで透析ができる環境を維持していくというのは､本当に今お話聞いてありがたいことだなとは思っているんですけれども、緊急的に体制をつくるということなら理解できるんですけれども、先々の配置というところに関しては来年度は難しい、そして再来年度の見込みがあるようなお話も少しあったかなと記憶しているんですけれども、念のため再来年度の配置というところなどは話にあったか確認ができればと思います。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時11分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

再来年度は確保できているということで報告を受けております。

◎下地　茜君

ぜひ引き続きしっかりした体制の確保の要望をお願いしたいと思います。

今医療集約化で専門医療は本島の基幹病院に集約していくという方針が示されていて、そうすると離島を含む地域医療はできることが限られていくという、そういう中でこの時期、例えば腎臓内科医だけではなく、血液内科医の不足なども矢継ぎ早に報道があったので、日増しに離島における医療の確保、それが難しいという場合には渡航費支援の拡充、これは常に議論があってよい課題だと思っています。県がもちろんこれまでも医療における渡航費の助成支援というのはかなり拡充してきたというところは重々承知はしていますが、医療の集約化が国の方針ではありますけれども、どうしてもある程度は進んでいくというのなら、渡航費助成、対象者の拡充であったり、要件の緩和などやっていくべきかと思っています。

そこで、次の質問です。離島患者が島外に通院する際の支援についてですが、意見交換、患者の皆さんだったり、保護者の皆さんだったり、聞き取りで頻繁に聞かれる意見が実は付添人に関してなんです。患者本人だけではなく、医師が必要と認めれば付添人に対しても支援対象となっています。ですが、例えば

医師が患者の移動に介助が必要と認めていても内縁関係だと対象にならないというようなことがあったり、あるいは付添人は１人までとなっているので、この子の移動が例えばストレッチャーでの移動が必要なので、介助は２人のほうが安全だねと仮に医師が判断をしたとしても２人目は対象にならないと。あるいは、本人が鬱病などで精神的に不安的なときの付添いなど、これも認められないというような事例の話がありました。医師が認めた場合がもちろん大前提として、必要な方には付添いを認めていただくような規定に変えていけないかという声があります。本市の見解を教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

沖縄県離島患者等通院費支援事業において、付添人が認められるのは患者本人が未成年である者、要介護、要支援の認定を受けている者、または認定を受けていないものの歩行または生活の介助や支援が必要になると判断され、医師が必要と認める記載がある者となっております。そのため、手術時の付添いや介助を要しない方の付添いに関しましては、限られた財源の中、付添い要件を大幅に拡充しますと事業全体の継続性にも影響が生じると考えております。現時点では、広げることは難しいと考えております。また、付添人として認められるのは、離島患者本人の親権を行う者、配偶者、３親等以内の親族、後見人、保佐人、補助人、その他離島患者本人を現に監護する者であることとなっており、そのため下地茜議員ご指摘の内縁関係にある方は婚姻関係にないため、現行制度では対象外となっております。近年家族形態の多様化が進んでおり、本市といたしましても付添人の資格の拡充について、県に対して見直しを要望していきたいと考えております。

◎下地　茜君

いろいろな状況があるので、予算の問題で広げられそうにないというものもあれば、内縁関係等、関係性で付添いの要件が排除されることがないようにということは県に要望していただけるというようなお答え、ありがとうございます。県からの聞き取りの機会は今後もあると思いますので、細かい要望だと思うんです。ですが、しっかりお伝えいただきたいなと思います。

医療行政についての最後の質問です。来年度から宿泊税も導入される予定となっているかと思いますが、離島からの患者であっても宿泊費２％はかかるということになっています。また、医療集約化の方針から渡航費支援の対象の拡充や、また要件の緩和など、特に本市として、これはもう県に求めていくべきことと思っていますが、先ほど述べた副鼻腔炎の治療の件もそうですけれども、がんや難病以外でも島外に治療に行くケースがあるわけです。例えば心臓の病気なども宮古島島内ではできないけれども、渡航してやるというような状況があります。また、患者会の皆さんから血液がんや育成医療についての渡航費に関しては、これは回数無制限にしてほしいという意見などもありました。医療渡航費について、県とどのような話合い、また共有の認識がされているのかお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市が実施しております離島患者等通院費支援事業における宿泊費の助成につきましては、現在１泊当たり8,000円を上限として助成しております。令和６年度の同事業における県内への宿泊実績は合計681泊で、１泊当たりの平均宿泊費は5,283円となっております。こうした状況を踏まえると、宿泊税導入後も本市が助成している１泊8,000円の範囲内となっていることから、助成単価の見直しは現時点では予定しておりません。しかしながら、沖縄県においては同事業の拡充について検討がされている状況ですので、県の

取組を注視していきたいと考えております。

◎下地　茜君

宿泊費の拡充等を県に要請していくというような形でしたか。この制度は今後も続いていくものだと思いますので、状況を見ながら拡充というところはぜひ訴えていっていただきたいなと思います。本定例会でも多々声が上がっていくものと思いますので、ぜひ受け止めて本市が拡充に向けてできることを取り組んでいただきたいと思います。

では、次の保育行政についてお伺いします。こども誰でも通園制度、来年度からスタートするということで、今回の定例会でも条例が提案されていると思います。６月定例会だったと思いますが、夏頃市内の保育施設へアンケートを実施するというようなことを答弁をいただいていたと思います。アンケートの回答の状況を踏まえ、来年度の導入見込みについて、例えば私立園がどの程度希望して、また公立園はスタートから含むのかなどお教えいただきたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本制度における公立施設を含む本市の導入見込みについて、公立施設においては、まず１施設にて実施に向けて準備を進めております。市内私立保育施設に関しましては、各施設に実施の意向について８月にアンケートを実施しました。35施設中17施設からの回答をいただき、その中で複数の施設が令和８年度からの実施を検討中との回答があり、また制度について興味を示している施設も多数ありましたので、施設からの質問内容等も含め、事業実施を希望している施設や興味があると回答した施設と調整を行っておりますが、実施要件を満たし、開始見込みのある施設は現時点ではありません。ただ、４月からの実施でなくても、来年度の施設の状況により、年度途中からの実施も可能なことなどを説明し、調整を続けております。また、現時点では検討していないその他の施設の中にも来年度の入所調整状況を見てから判断したい、あるいは先に実施した園の状況を見て判断したいというような回答もいただいておりますので、今後も情報を共有しながら、本格実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎下地　茜君

公立が１施設、また私立のほうが調整中ですが、今のところ始められそうなところは今後調整していくというようなお答えでした。開始までに今後どのように進めていかれるのか、まだ私立園としてはゼロというところかと思いますが、説明していく中でもしかしたら条件満たしてできるのかなど考えると、開始までにどのように進めていかれるのかというところもお聞きしたいと思います。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時23分）

再開します。

（再開＝午前11時23分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

今後の対応方針ということでお答えさせていただきます。

市内全施設に対する説明方法、今後の対応方針については、意向調査のアンケートを行った際に、制度についての通知や資料の提供等を行い、各施設との協議、調整を行っております。今後も各施設と情報を

共有しながら、より多くの施設に実施していただけるよう働きかけてまいりたいと思います。

◎下地　茜君

それでは、次の制度利用に係る利用者への周知、この制度を利用したいと思うような保護者に対しての周知方法をお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

制度利用に係る利用者への周知の方法及び方針については、こども家庭庁作成の利用者向けのリーフレット等を活用し、広報誌、市ホームページ、市公式ＬＩＮＥ等、様々な媒体にて広く周知を行いたいと考えております。

◎下地　茜君

保育園に預けられないだろうと思って市役所に行くような段階ではない保護者の方もいらっしゃるかなと思うので、ぜひ広く周知していただきたいなと思います。

また、開始後どのようなフォローアップ体制を考えているか、質問のエについてお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

令和８年４月１日より乳児等のための支援給付が施行され、現行の幼児教育、保育給付とは別に、毎月通園制度に係る運営費の請求を受けることとなっており、その中で利用実績等を精査し、把握をしてまいります。また、その際に実施施設からの意見聴取も併せて行うことが可能かと考えております。保育施設及び利用者への定期的な意見聴取の実施や制度運用改善を検討する協議の場の設置については、現在具体的には想定しておりませんが、制度を実施する中で必要に応じて検討してまいりたいと考えております。また、その時点において未実施の施設に対しても、引き続き制度の実施の推進に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

◎下地　茜君

何らかの形で協議ということの形ではなくても園と話合いができるような機会は設けていただきたいなと思っていて、モデルケースで導入した市町村などでは、このこども誰でも通園制度について、やはり園からのニーズ、利用者からのニーズを調整して、シフトの入れ方などを工夫する園もあったようなので、ぜひ意見交換をして使いやすい制度にしていっていただきたいなと思っています。また、制度に対してやはり不安があってもう少し様子を見たいという園も多かったんではないかなと思うんです。その上に上限が月10時間になっていますので、例えば１人のお子さんを預けたいと思っても１日２時間預けて５日間１か月で預けるというようなその枠、そのために保育士など確保しないといけないというのは運営側からかなり厳しいと思っています。入所調整までのつなぎとして、もしかしたらうまく機能するかもしれないですが、せっかく国が必要性を認めてつくった制度が市町村で実施するとなって、なかなかやり切れない、あってもないような制度にならないようにして、工夫していただきたいと思います。実は、保育園の預かりにも、他市では緩和されているけれども、本市では規定どおりとなっているので、預けるのに苦労しているという保護者の声もあります。このこども誰でも通園制度がしっかり利用できるものになれば喜ぶ保護者は多いと思いますので、特に本市は市長の子育て応援宣言もしているところでありますから、全国に先駆けて取組が進んでいる宮古島市にぜひなっていただきたいと思います。

オの質問です。とはいえ、現場で調整される皆さんは相当大変だと思うんです。特にこのこども誰でも

通園制度という新しい制度が始まる中で、そのままいくと現場からすれば純粋に負荷が上がるだけということになりかねませんので、以前検討されるとしていた保育コンシェルジュ利用者支援事業について、これは保育園はじめ、保育サービスに関する利用に向けての支援を行う、より保護者に寄り添う支援員を配置できるというふうにされていますが、検討がどうなっているのかお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

保育コンシェルジュの配置等の人員体制の強化についてお答えさせていただきます。

現在においても、職員により保護者に対して入所等の案内や相談を行っているところでございますが、新制度の相談や対応については保育コンシェルジュの配置により、よりきめ細やかな対応ができると考えております。保育コンシェルジュの配置については、利用者支援事業、特定型として子ども・子育て支援交付金を活用することを想定しており、新年度、令和８年度より１名を配置する方向で関係課と調整を進めているところでございます。

◎下地　茜君

１名配置ということで、しっかり配置できるよう調整を進めていただきたいと思います。保育園側からも、年度初め空きがある施設からは丁寧な振り分けを切実に要望されています。制度はあるが、予算、マンパワーが足りない等の問題でサービスを必要としている人に届かないということがないようにしっかり対応いただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次の農林水産業行政についてですが、こちらについては制度についてもう少し精査してから改めて質問させていただきたいと思います。

公共交通行政についてです。生活路線バスについてですが、特に旧町村部に住んでいると路線確保、また拡充は喫緊の課題となっています。さらに、城辺地域では宝塚医療大学が開講していて、本市の活性化につなげていける形が望ましいのですが、現在実は大学キャンパスからの交通手段が限られていて、特にかつて大学に通ったことがあるという皆さんは覚えがあると思いますが、アルバイトで生活費を賄うということはもう親元を離れて生活する学生には必須のことです。大学の状況がどうかというと、学生の皆さんは免許を持っていないので、自転車でこの城辺から平良市街地まで15キロほどの道のりを往復して市街地に行くという状況も見られます。大学生は路線バスの潜在的な利用者ということで、大学側の意見も地域公共交通計画などに取り入れてほしいと要望してきたところでありますが、宝塚医療大学との協議の状況をお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

去る12月５日に宝塚医療大学との意見交換を行い、大学側の現在の状況や要望についてお伺いいたしました。意見交換の中で、通学する学生の多くが市内でアルバイトをしており、勤務終了後、市街地から大学の寮までの交通手段が課題になっているとの話がありました。現在運行している生活路線バスの夜間帯、これは23時頃の運行について要望を受けております。大学前を運行する新城吉野保良線の現状として、市街地からの最終便は17時32分発となっており、大学側が求める夜間運行は実施していない状況です。このような路線バスの運行時間拡大の要望に対しては、一定の乗車人数及び運賃収入が見込めるかどうかを考慮し、その実現性を検討する必要があります。また、全国的に深刻化している人手不足の影響はバス会社にも及んでおり、特に運転手不足が問題となっているため、夜間時の運行ダイヤの拡充に対する対応はか

なりハードルが高い状況にあります。今回いただいた大学側からの要望については、運行するバス会社も交えて協議する旨、宝塚医療大学側にも伝えており、今後バス会社と市、宝塚医療大学との３者で意見交換を行いたいと考えております。

◎下地　茜君

意見交換を持っていただいたということで、ありがとうございます。今後運行バス会社と市と３者で協議するということなので、ぜひ機会を持っていただきたいなと思っていまして、23時までの運行というのはかなりハードルは高いと思うんですが、大学側でできることもゼロではないと思うんです。自主的にできることなどを土台にして、市であったり、宮古島の観光事業者、バス運営事業者等と協力できるような体制で何かこの辺り改善していけないかというふうに思っています。そのためには、やはり意見交換する場というのが土台になってくるので、ぜひ引き続きそういう機会を持っていただきたいなと思います。

次のチョイソコみやこじま友利線についても、利用促進の取組についてお伺いしたいと思います。

◎企画政策部長（石川博幸君）

チョイソコみやこじま友利線についてです。令和５年度から平良地域と城辺友利地区を結ぶ系統３番、友利線において、会員登録者のニーズに合わせた時間での運行が可能となるデマンド型交通チョイソコみやこじま友利線を運行しております。利用促進の取組としましては、これまでに友利線沿線上の各自治会における体験乗車会や福祉関連事業者等への説明会を行ってきたところでございます。また、今年度の利用促進の取組といたしまして、停留所の増設や会員登録可能な居住地の拡大を図るとともに、今月から一度もチョイソコみやこじま友利線に乗車したことがない方と１月31日までの新規会員の方に２回分の無料乗車券の配布をスタートしております。今後も関係機関と連携を図りながら、地域の移動手段として同路線の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

◎下地　茜君

登録者の対象を市内全域に広げたということなどありました。できれば高校生など、ニーズのあるところに連携していただけたらなと思っています。

３つ目ですが、路線バスの特に夜間の時間帯を増やしてほしいというニーズがあります。宝塚医療大学の学生の皆さんもそうなんですが、高校生の保護者からも最終バスあと１本遅くしてほしいという意見などがあります。難しいという理由が人材不足とのことでしたが、ではどうすれば人材不足を解消できるのか、これは要因分析されているのかお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

バス路線の人材確保についてでございます。本市の路線バスは、県と市で経営の赤字に係る補助を実施している状況にあり、運行時間の拡大や運行ルートの変更などについては、一定の運賃収入が見込めるかを踏まえた検討が必要となります。また、令和６年度に交通事業者を対象としたヒアリング調査を実施していますが、運行上の課題や公共交通の維持、確保について、働き方改革により運転手の拘束時間が課題となっていることや、募集しても応募がない状況が続くとの声が寄せられております。本市としても、全国的に深刻化している人手不足の影響はバス会社にも及んでいるものと認識しております。路線バスの運転手の処遇改善については、各バス会社の規定に基づき昇給が実施されており、本経費は路線バスの経常費用として計上されております。県と市において、路線バスの運行に係る不足分を補助金として支給を行

っているところでございます。こういったバス運転手の人材不足の要因というのは、運転手の拘束時間と、あと高齢化というのも進んでおります。そしてまた、処遇改善、そういった部分も多く見られるということで、市としましても今後バス会社と意見交換を重ねながら、生活バス路線の維持、確保に努めてまいりたいと考えております。

◎下地　茜君

赤字補填を行政がしているという状況もあるかと思いますが、本来はこの赤字路線を維持するのって民間事業者の責務ではないわけです。利益追求というのが第一にあると思うので、では赤字路線をなくせばいいのかというと、そういうことではなくて、やはり行政のサービスとしてどうしても残していかなければいけないから、赤字補填をしてでも残していくというようなことがある。民間事業者ではやらないことを誰がやるかというと、やはり行政がやらないといけないわけです。南城市であったり、名護市は赤字路線の部分を引き取って、市営のバスをそこの部分で運行しているというような状況もあります。本来であれば、宮古島市もそのぐらいの覚悟で路線を維持するというところが本来は必要ではないかと個人的には思っています。今後協議を重ねていく中で、処遇改善が必要であり、人を増やさないといけないわけです。働く拘束時間が短くなる、人は増やさないといけないけれども、恐らく観光バスのほうに人材が割かれてしまっている状況もあると思うので、少なくとも処遇改善は必要だというときに、これはバス事業者がそれを望んだときに本市はしっかり支援はできるのか、そこだけ確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。

◎企画政策部長（石川博幸君）

先ほども答弁しておりますけども、県と市で生活路線バスの経費の赤字分について負担をしております。その負担額は、年々増加し続けております。処遇改善につきましては、今後どういった手だてができるかということをバス会社とも話し合いながら、生活バス路線の維持、確保に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

◎下地　茜君

今後話合いを続けながら、どういう方法があるのかというところとその効果も含めて検討していかれるかと思いますが、ぜひ協議をお願いいたします。

地域行政についてお聞きします。公民館のＬＥＤ化支援、一般照明用の蛍光灯が2027年までに段階的に廃止されるということになっています。それに当たって、本市の事業で地域公民館のＬＥＤ化を支援する事業というのがありました。各自治会には補助金の上限は100万円と伝えられていたかと思っています。公民館の規模が大きいと100万円超えるところもあって、190万円ほどかかるところを申請額を抑えて90万円台で申請したという話を聞きました。こうした事例があったことを本市は把握しているかについてお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

補助金の上限額設定に当たっては、他市町村の事例を参考にしながら行いましたが、補助金の上限額が30万円から60万円程度に設定されるのが一般的でございました。本事業では多くの自治会が補助金を活用し、ＬＥＤ化が進むように100万円という上限額を設定いたしました。また、事業を進める中で一部の自治会でＬＥＤ照明の工事に係る費用が補助上限額を超え、全ての照明器具を更新できないケースが生じてい

ることは承知しております。しかし、本事業の目的は自治会等の電気料金負担の軽減及び省エネの推進であり、一般的にＬＥＤ照明に交換することで照明器具に係る電気料金の約５割前後の削減が可能となり、また耐用年数も蛍光灯の３倍から４倍であることから、長期的には自治会の経済的負担の大幅な軽減につながり、本事業の目的を十分に果たせているものと考えております。

◎下地　茜君

この事業、不用額が生じています。必要額での申請方式としていれば、予算の範囲でもより多くの公民館が適切なＬＥＤ化を実施できたのではないかと考えています。

次の質問ですが、未整備の公民館に関しては管理する自治会が基本的には整備していくわけですが、自治会費年間幾らと一人一人から集めているような自治会で2027年度以降に蛍光灯の入手が困難となって、交換が必要となったときにまた工事をして100万円近い出費ができるかということなんです。不用額は、おこめ券の配布に充てられることになりましたので、別の財源が必要となりますが、どのようにお考えなのかお聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

未整備部分に対する追加補助を行うことが可能かどうかについては、まず公民館の維持管理は自治会が責任を持って行うことが前提であることを踏まえ、工事費が100万円を超える場合については、工事を縮小するか、上限枠を超える部分を自治会で負担するかはそれぞれの自治会の判断に委ねているところです。その上で、追加支援の検討については、交付金の超過分を自己負担で支払っている自治会との公平性の観点から困難であると考えております。一方で、既存制度の活用については、自治会のニーズに合わせて柔軟に対応できるよう努めてまいりたいと考えておりますが、限られた予算の範囲内での執行となりますので、雨漏り修繕等の緊急性のあるものを優先的に行っております。その点についてはご理解いただきたいと思います。

◎下地　茜君

既存制度のほうでも可能というふうに捉えていいんですか。ですが、優先度があるので、緊急度を見ながら対応していくということだったかと思います。自治会は、市の公共サービスを地域で補完する役割も担っています。ぜひこの負担が過度にならないようにご対応いただきたいと思います。

続いても公民館についてです。今定例会でも予算がついている保良地区のコミュニティー施設ですが、この地域には既に比較的新しい公民館があります。そこに新たなコミュニティー施設ということで、どのような目的で造られるのか、まずお答えいただきたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今定例会で補正予算を計上しております保良地区コミュニティ供用施設整備に係る補助金についてですが、当補助金は保良自治会からの要請を受けて、防衛省補助事業が活用できないか防衛省と調整し、補助事業の採択を受けて実施するものでございます。今回整備予定の施設は、日曜市を含めたにぎわいづくりの拠点のほか、自衛隊員の受入れも含めた地域内外の交流の場として、また災害時の地域住民の自主的な避難施設として活用する予定と伺っております。より広い範囲での方々が利用できる施設となることが期待されます。既存の公民館施設は、これまでどおり総会や敬老会など大人数や舞台が必要な場合などで利用されるものと考えております。両施設は、役割を分担しながら相互に補完し、住民の交流、世代間の交

流がより活発になると考えており、さらなるコミュニティーの活性化が期待されます。

◎下地　茜君

国民の税金で造られるものなので、事業目的もそうですが、事業効果というところも防衛省へ今後報告すると思うので、何のための施設をなぜ造るのか、本市としても明確にしておいていただきたいと思います。また、補助率が当初３分の２でしたか、引き上げられた経緯、これは本市からの提案であったか確認させてください。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時52分）

再開します。

（再開＝午前11時52分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

市の方から、要請したら補助率が引き上げられるという提案があったかということですけれども、それについては提案しておりません。市からは、市と自治会で協力して国に対する要請を行いたいと考えていることを提案したところでございます。

◎下地　茜君

説明資料を読ませていただきました。市のほうからということで、要請をすれば補助率が上がるというよりは、要請をしに行ったらよいんではないかというような話をしたという本市の見解です。補助金の使い方については、適切であっていただきたいと思います。今回防衛省の民生安定助成事業で造られるわけですが、この事業の目的、防衛施設による生活環境や社会基盤への影響を軽減するとしています。余談ですけれども、例えば本市は離島で道路の管理を多く市がやっているわけですが、一方で自衛隊の大型車両は公道を行き来します。国の機関から地方税は取れないということで、自動車税などは徴収されないこととなっています。道路の整備も本当はこの事業で補うものとして可能ですが、これまでの議会でも特定利用空港・港湾でわざわざこれ使ってというような話もありましたが、平素からの訓練で使うことと引換えに指定して整備をお願いする必要は全くないんです。必要な事業は適切にされればよいと考えています。補助金を使うことが目的となるような使われ方はされてはならないと考えています。今回の施設もそうなんですが、地域に２つ施設があれば維持費も２倍かかります。そういう説明を地域にちゃんとしてきているのかということです。特段今回要請までして、補助率をこれは下げると書きましたが、補助率を上げるです。負担を下げる提案というようなことがあったならば、結果的に地域にも負担がかかる施設にはしてはならないと思っています。そこは、本市としても責任を持っていただきたいということで、次の質問ですが、既存の公民館、維持費こそは自治会負担ですけれども、修繕費は本市予算により申請方式で支援が行われ、固定資産税は公共的な施設ということで非課税になっています。今回の施設についてどうかお教えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

ご指摘の内容のとおり、修繕費については地域振興課の毎年実施している宮古島市自治公民館修繕整備事業の対象となると考えております。また、固定資産税の取扱いについてでございます。市税務課に確認

したところ､公益のために使用していると認められるものに関しては免除対象となるということですので、免除になるものと考えております。なお、免除を受けるには市税務課への申請が必要となりますので、その点の負担はないということです。

◎下地　茜君

修繕費、他の公民館と同じということで、ぜひそのように扱っていただきたいと思います。

５分しかない中で､少し順序を入れ替えまして､特殊標章についてお伺いしたいと思います。実は､11月14日に与那国町議、石垣市議、宮古島市、うるま市から住民がそれぞれ参加して防衛省、内閣官房、外務省など、関連省庁との政府交渉が行われました。私は、質問を出させていただいた関係で先般報告会もさせていただきましたが、次の定例会も少しこの関連で質問したいと思っていますが、今回特殊標章について確認したいと思っています。国際人道法というのがあります。この国際人道法の原則としてジュネーブ諸条約第１追加議定書48条、紛争のときに攻撃するものは軍事のものだけに限定しなさいというルールがあります。でも、軍事と民間がもし混在していればそのルールは成り立たないので、同時に軍民分離の原則、軍隊と民間は別々にしなければならないという原則も同時にあります。もしあした有事になれば、宮古島の場合は常に自衛隊の部隊がいるので軍民混在です。これを軍民分離の原則に違反しないですかと防衛省に聞くと、今有事ではないから違反ではないと答えるんです。では、有事になったら違反になるんではないかと思いますが、そのとき私たちは島外に避難するということになっているので、私たちが素直に避難に応じてくれさえすれば日本政府や防衛省は国際人道法に違反しなくても済むということになります。これと同じテーマで、例えば平良港において軍民分離の原則に基づいて、国と国防の行為は同時に行うことができない。国民保護を行うときには、ジュネーブ条約及び国民保護法に基づいて特殊標章を掲示することになっています。ところが、既に自衛隊が平素より訓練している、利用している空港に特殊標章を掲示できるのか、令和５年度に一般質問で質問しましたら、内閣官房事態室の回答は、今ルールを整備しているのでお答えできませんということでした。今回政府交渉で新たな回答も出ているので、本市に改めて質問したいと思います。既に平素より自衛隊が訓練などで利用する施設として指定された平良港ですが、市が計画する国民保護計画において、平良港には特殊標章を掲示するのかお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

特殊標章の交付についてお答えいたします。

特定利用空港・港湾は、平素における空港、港湾の利用を対象としたもので、さらなる利用の円滑化を図る目的としているものと認識しております。一方で、特殊標章の掲示については、ジュネーブ諸条約第１追加議定書でも定められた国民の生命、身体、財産などを保護するための国際的な保護制度であります。本市において、文民保護が行われる場所においては特殊標章を掲示していくものと考えており、下地茜議員ご質問の平良港についても掲示していくものと考えております。

◎下地　茜君

では、次の質問です。市長は、３月定例会で特定利用空港・港湾はあくまで平時の制度、有事には特定施設利用法で使用していくので、２つの制度は別であるとの説明でした。特定利用空港・港湾であっても、特定公共利用法であっても、この港湾が本市が国民保護計画で市民が避難する拠点として、すなわち国民保護を行う拠点として位置づけた空港、港湾が後から防衛が優先として国民保護措置を制限されることが

ないか、この確認をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

繰り返しになりますが、平良港における特定利用空港・港湾は平素における空港、港湾の利用を対象としたもので、さらなる利用の円滑化を図る目的としているものと認識しております。一方で、特殊標章の掲示については、先ほども申し上げましたジュネーブ諸条約に定められたものでございます。特定利用空港・港湾であるか否かにかかわらず、本市において文民保護が行われる場所においては特殊標章を掲示していくものと考えております。

◎下地　茜君

掲示するということでした。ここ競合すると思いますが、これをしっかり国民保護が優先であるというのを言っていけるのは市長だけですので、ぜひしっかり伝えていただきたいと思います。続きはまた３月定例会でやりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

質問に入る前に、午前の会議における富浜靖雄君の質問に対する答弁について訂正の申出がありますので、これを許します。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

午前中の富浜靖雄議員の質問の中で、私が答弁で犬の放し飼いを注意してほしいとの通報はないというふうにお答えいたしましたが、正しくは放し飼い関連の通報は年間何件かありまして、飼い主が判明した場合には担当職員が場合によっては宮古保健所と一緒に自宅を訪問して指導を行っています。ちなみに、令和７年度においては、放し飼い関連の通報は10件ありまして、指導件数は６件となっております。

以上、訂正しておわびいたします。

◎議長（平良和彦君）

午前に引き続き一般質問を続行します。

順次質問の発言を許します。

◎平良恵泰君

議席番号５番、宮古創進会所属、平良恵泰です。一般質問を始める前に、日頃より市民の暮らしを支えるために尽力されている市長をはじめとする執行部の皆様、そして宮古島市職員の皆様にまずは敬意と感謝を申し上げます。行政当局と建設的で前向きな議論を重ねながら、宮古島市の未来を共に形づくっていきたいと考えております。私は、夢やビジョンに向かって着実に取り組んでいける体制でありたいと考えており、協働の姿勢で一つ一つの課題を確実に前へ進めていく議論を行いたいです。宮古島市とは市民約５万5,000人の集合体であり、行政や議会だけで島がよくなるのではなく、市民一人一人が本気で問題に向

き合い、取り組める環境をつくれるかが問われていると考えております。行政や議会はその先頭に立ち、島の方向性を示していく責任があります。だからこそ、島全体で力を合わせ、未来に誇れる宮古島を共につくり上げていきたいと思っております。

では、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。１項、農業行政について。近年宮古島の観光業は大きく発展し、多くの観光客が訪れる島となりました。しかし、その盛り上がりが島民の所得や暮らしの豊かさとして十分に実感されていない現状があります。その背景には、宮古島の経済循環が島内で完結しておらず、観光で得た収入が様々な分野で島外への支出、言わば移輸入が大きく上回っている構造があります。この状況を改善し、観光の恩恵を真に島民へ還元していくためには、第一次産業の振興と地産地消の仕組みづくりが不可欠であると考えております。島の農畜産物、水産物が観光、消費、暮らしと結びつき、島内でお金が循環する基盤を整えることができれば宮古島はより強く安定した経済を築くことができ、島民の生活にも確かな豊かさとして返ってくるはずです。私は、この島の未来のために島内循環型の経済構造をつくっていく必要性を改めて強調し、議論を進めてまいります。

１号、農業行政について、宮古島市全体での現時点における取組と今後の展望についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市は、基幹産業であるサトウキビを中心に畜産、葉たばこ、施設園芸など、多様な営みを通じて農業の持続的な発展のために担い手の育成、生産基盤の整備強化など、多角的な取組を進めております。新規就農者や若手農業者の育成には新規就農サポート、農家研修への誘導により、将来の農業を支える人材の確保を目指しているところです。生産基盤の整備としましては、基盤整備事業が推進されてきたこと、地下ダムからの安定的な農業用水の確保により水なし農業から脱却したことで農業生産性が飛躍的に向上し、経営の安定化、栽培技術、出荷体制が確立され、サトウキビや肉用牛を含めたトウガン、ゴーヤ、カボチャ、マンゴーなど園芸品目の反収、品質を高めております。これらの取組が着実に進められた結果、本市では平成19年に沖縄県農林水産戦略品目の拠点産地に認定されたゴーヤをはじめ、畜産における肉用牛、子牛、肥育牛２品目を加えた合計９品目が拠点産地品目に認定されております。信頼性、品質の見える化により宮古島産イコール高品質という認識が定着し、宮古島産ブランドが確立されております。

今後の展望といたしましては、付加価値を高める農業として基幹作物であるサトウキビの安定生産に加え、農畜産物の加工、販売など農業と観光を結びつけ、農業を単なる一次産業の枠に収めず、本市における様々な産業振興へとつなげていきながら､次世代に継承できる農業基盤の確立を目指すことを目標とし、環境と調和する持続可能な農業の実現に向けて取り組んでまいります。また、農地と人材の有効活用として、本市における遊休農地、耕作放棄地の農地集約や利用促進に向けたマッチングを強化し、農地を地域の資源として最大限活用するため、若者の就農機会の確保や農地集約、法人化による効率的な経営体制を確立、推進し、全ての農業者が農業の将来に対し明るい展望を持ち活躍できるよう、多様な農業の在り方を支援しながら本市における農業を魅力ある基幹産業として発展させ、地域経済の安定と市民生活の向上につなげてまいりたいと考えております。

◎平良恵泰君

次に、２号、令和５年９月公表されております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてお伺いします。

①、この構想の中であります第１の１記載の高収益の作目、作型とは具体的にどのような品目かお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

高収益作物として具体的な品目としましては、宮古島の代表的な果樹であるマンゴー、冬場の特産品として認知されてきたメロンや拠点産地認定品目であるサヤインゲン、ゴーヤ、オクラ、カボチャなどが挙げられます。また、本市の基幹作物はサトウキビであり、これを基本核としながら、先ほど答弁しました収益性の高い品目を組み合わせ、作物の栽培体系を確立し、複合的経営において収益を向上させること、またサトウキビ収穫後から夏植えの次期作植付け期間までに短期間で栽培可能な作物を組み合わせることができれば、農業所得の向上に対しては有効であると考えております。

◎平良恵泰君

次に、②、新規就農者数の現状について。令和４年の新規就農者数は48人と記載されており、減少傾向にあります。第２次宮古島市総合計画後期計画、令和４年から令和８年度の資料においては、令和２年度73人から令和８年度77人が目標数値となっており、当構想において大幅な修正がありましたが、その理由、要因についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市における新規就農者数の現状につきましては、令和２年度においては73人の方が就農開始をしております。令和３年度38人、令和４年度48人、令和５年度60人、令和６年度については57人となり、令和２年度と比較すると16人減少しております。新規就農者の増減には様々な要因が考えられますが、全国的にも農業者人口の減少が一番の要因と思われ、本市においても農業者の60歳以上の割合が75％以上と高齢化が進んでおり、担い手の育成、確保に苦慮しているのが現状であります。また、第２次宮古島市総合計画後期計画と当構想の新規就農者数の大幅な修正については、総合計画の策定準備段階の時期である令和２年度には73人の就農実績がありました。しかし、コロナ禍の影響が拡大してきたことにより、外食産業や観光業の停滞による生産物需要への激減により、将来の就農に対する懸念も少なからず影響していたと考えられます。令和４年度の新規就農者数は48人となり、当構想はこの実績数値を加味しながら策定を行ったため、総合計画と当構想の数値には差異が生じております。

◎平良恵泰君

今新規就農者数が年々減少しているということでしたが、新規就農者数を増やしていくための具体的な取組や解決策はございますか。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時41分）

再開します。

（再開＝午後１時42分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

新規就農者、若手農業者も含めてでありますけども、その育成には新規就農サポートで、また農家研修への誘導等により、将来の農業を支える人材の確保が必要だと考えております。

◎平良恵泰君

今サポートや担い手の育成、人材の確保ということでしたが、農業をやる方は、やはり作ったものが本当に売れるのかというところが一つ大きいところかなと思いまして、宮古島市として作ったものがこれだけ販路があるよということ、つまりどれだけ稼げるかというのを示すことが新規就農者数を増やしていく取組の一つとして効果的ではないかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

平良恵泰議員ご質問のとおり、そういうことが新規就農者の増につながるものと考えております。

◎平良恵泰君

ぜひそのような取組もやっていただけたらと思います。

次に、③、農家の高齢化や担い手の不足など課題が挙がる中で、一つの要因として基幹作物であるサトウキビを中心に課題解決に向けてきたところがあるのではないかと考えております。サトウキビ農家の話を伺いますと、サトウキビをやる理由としては補助があるからや手間がかからないなど、先ほどお話ししたもうかるからという理由ではない方が多いかなと見受けられました。

それを踏まえて、新規就農者数が減少の中で、従来からの基幹作物であるサトウキビや施設園芸作物の産地として生産量の維持、拡大を図っていくと構想の中で記されておりますが、サトウキビを中心とした目標設定が最適かどうかお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市では、基幹作物であるサトウキビ栽培が盛んである一方、農業所得の向上が課題として挙げられます。サトウキビは、高収益な園芸作物や果樹等と比べ、機械化一貫体系の推進により労働力の省力化が図られてきております。ハーベスターによる機械収穫をはじめ、株出し管理作業や植付け作業についても機械化による作業委託が進んできたことで農家自身における作業工程や時間の省略が可能となり、高収益作物との複合経営が行いやすく、所得向上が期待できると考えております。また、本市は台風など自然災害による被害が懸念される地域ではありますが、サトウキビはほかの作物と比較した場合、台風による被害を受けにくい特性もあるため、自然災害などのリスクを低減し、経営の安定化も図れることから、サトウキビを中心とした複合経営は適切であると考えております。

◎平良恵泰君

先ほど答弁でありましたように、農業従事者60歳以上が75％であるということで、ネットでの検索結果によりますと農業Ｘデー、つまり10年後には70歳になっており、果たして生産者として農業ができるかというところも一つ問題点となっておりますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

次、④、第２の指標ということで、構想の中でページ４から７について記載があります。優良事例の品目がサトウキビ、葉たばこ、カボチャ、ゴーヤ、トウガンが優良事例としてありますが、その他の品目を営農している個人、団体農家はいるかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本構想における第２の指標につきましては、宮古島市の拠点産地品目を中心に沖縄県農業経営技術指標を参考に優良事例として掲載しております。その他の品目として、複合経営ではありますが、メロン、パイナップル、トマトなどの品目においても認定農業者の農業経営改善計画が認められているところでござ

います。

◎平良恵泰君

今複合経営でメロン、パイン、トマトを挙げていただきましたが、当構想１の３にある年間農業所得が優良事例の目安として所得350万円、労働時間でいくと2,000時間が一つの指標になっているのかなと思いますが、この優良事例で挙がっている農家さんは全てこの基準を満たしていますか。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後１時48分）

再開します。

（再開＝午後１時49分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

計画が認定された段階で基準を満たしております。

◎平良恵泰君

次に、⑤です。新規の集約的作目導入を図るため、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で、サトウキビと組み合わせて複合経営として発展に結びつけると構想の中で記されておりますが、現時点での戦略的振興作目があるかをお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市は、基幹作物であるサトウキビを核として、効率的、安定的な農業経営の指標として、拠点産地品目を複合させた営農類型や比較的高収益化が見込める品目を推奨しているところでありますが、拠点産地品目以外での有望な品目としてはメロンを想定しております。メロンについては、生産農家の皆様の栽培技術の向上や生産拡大等により年々生産量が増加していること、販売促進ＰＲの効果も相まって販売額も増加しており、宮古島の冬の特産品として認知度が年々高まっております。市としましても、夏のマンゴーと並ぶ冬の味覚としてメロンは大いに期待される品目であると認識しております。今後は、関係団体、生産者の皆様と意見交換などを行いながら、産地化への可能性について検討してまいります。

◎平良恵泰君

今戦略的振興作目で恐らくメロンという回答かなと思いますが、このメロンは拠点産地認定品目にも入っておりますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

メロンは、まだ入っておりません。

◎平良恵泰君

恐らく拠点産地認定品目についてはＪＡ、沖縄県主導で品目が指定されているのかなと思いますが、宮古島市独自でこのようなメロンなどの戦略的振興作目を定めていただけるとうれしいです。

次に、３号、戦略的振興作目として、私の考えとして稲作についてお話しさせていただきます。宮古島で農業を話す上で、サトウキビは決して切り離すことができない存在です。宮古島においてサトウキビは戦前より栽培が行われ、戦後の復興政策として生産者への補助、価格安定対策など外貨獲得、そして戦後復興の経済政策として基幹作目にまで成長してきたという時代背景があります。しかし、戦後80年を迎え、

時代的にも、経済的にも大きく成長、変化をしてきた宮古島において、サトウキビは歴史と政策的側面が大きかったようにもうかがえます。宮古島市の農政に関する資料には、サトウキビ中心の農業が多くうたわれております。それらを踏まえて、改めまして、①、サトウキビ中心の農業の将来性についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

聞き取りでは、稲作も含めての可能性ということでお聞きしております。本市のさとうきび産業は、収穫面積、生産量のいずれにおいても県全体における約40％以上を担っており、基幹産業として他産業に与える経済波及効果も大きく、本市の地域経済循環の中核を担っております。平良恵泰議員ご質問の稲作栽培の可能性については、本市は土壌のほとんどが島尻マージであることから、地質、土壌等の性質上の観点から稲作に必要となる水田の維持は難しいと考えております。また、乾田直播栽培という栽培がありますけども、それは乾いた状態の田んぼに直接種をまいて、苗が育ってから水を入れる栽培方法でございますけれども、それによる水稲の栽培においても近年県内の北部におきまして一部で試験的に進められております。ただ、地理的条件や温暖な気象条件下であることに加えまして、台風などの自然災害等の問題もあることから、本市において農業経営として成立させることについては多くの課題があると考えております。また、陸稲につきましても主食用として自家消費には向いていないことに加えまして、これは一般論としてであります。加工用として活用する場合においても、販路が確立されない以上、現状としてサトウキビの代替作物として役割を果たすことはハードルが高いものだと考えております。そのため、本市としてはより生産性や収益性の高い作物を推奨していくことが適当であると考えております。

◎平良恵泰君

サトウキビを全てシフトチェンジするというよりも、先ほどのメロン同様に振興作目として、複合経営の一つとして稲作を提案させていただきたいと思っております。先にお答えいただいたようですが、戦略的振興作目として陸稲、先ほどおっしゃっていただいた節水型乾田直播に可能性があると私は考えております。八重山地方では、約300平方メートルで県内約５割のお米の生産を行っております。八重山地方は、水稲による栽培になります。なので、宮古島で私が想定している陸稲、先ほどおっしゃっていただいた栽培方法ですが、従来の田んぼではなく、通常の畑で栽培を行う方法で、さらに節水を行うことで費用と作業効率を向上していける栽培方法です。つまり石垣市と同じ気候である宮古島市で、宮古島の土壌に適した栽培として先ほどの節水型乾田直播は、今後の宮古島において大いに可能性があるかなと考えております。

それでは、②に行きます。沖縄県内での稲作の事例について、宮古島市として情報収集をしたことがあるかお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

沖縄県内では、稲作についての栽培事例に係る情報収集につきましては、担当課である農政課におきまして県内での事例についての情報はありますけれども、市としての取組というのはございません。

◎平良恵泰君

もう少しこの稲作についての可能性をお話しさせていただきます。

私が調べたところによると、現在この農法で埼玉県で栽培を行っている農業法人がございます。約110平

方メートルで栽培しており、お米の生産原価、陸稲で栽培している方法での生産原価は玄米時点で１キロ75円とのことで、水稲、水での栽培方法の平均原価254円の約３分の１の価格で生産されております。また、整備された畑での機械化とＩｏＴを導入したスマート農業の導入によって実現されており、従来の水稲の設備投資より約60％減、労働時間でいくと70％減、粗利率は70％を達成しており、スーパー等の販売価格、今回１キロ約4,500円をベースで計算すると原価から約12倍となります。ここの差額にこそ、私は稼げる農業のチャンスがあるのではないかなと今回思い、提案させていただいております。また、宮古島市の資料として、宮古島の事業者の約９割はお米を域内での調達によって行っております。域内というのは、宮古島でスーパー等で購入しているということで、産地や品目は問わずということになりますが、この９割ですが、金額ベースでいくと約２億円、トンベースでいくと約200トンになります。この金額は、回答数505事業者の数によるものなので、域内全体での学校給食等を含めると消費額はさらに大幅に見込めるかと思います。試験段階ではありますが、現に今下地地域のほうで陸稲を行っている方もいます。反収についてなんですけど、水稲が全国平均１アール当たり53.9キロに対して、この埼玉県の法人が行っているのは１アール当たり54.5キログラムとほぼ同水準の反収を得ております。

これらを踏まえて、改めてにはなりますが、③の稲作の可能性について、今後調査を行う可能性があるかについての見解をお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先ほども答弁したところではございますけれども、土壌条件や台風などの自然災害ということもありますので、現状としては具体的に調査を行うといった方針は持っておりませんけれども、平良恵泰議員のデータ提供もございましたので、再度ほかの地域も検証してみたいと思います。

◎平良恵泰君

実は、この話題については令和６年12月、ちょうど１年前、12月定例会において、友利光徳議員の一般質問の中で、当時農林水産部長であった石川博幸部長が、これは議事録からの抜粋にはなるんですけど、実験的栽培を始めてもいいが、中略が入りまして、しかし栽培方法と販路拡大が課題であるという答弁がありました。正直ここまで引き出したかったのですが、引き出せなかったので、また次回よろしくお願いいたします。

次、４号です。第２次宮古島市総合計画後期計画、令和４年度から令和８年度の第４章について。①、施策一覧にある新たな拠点産地品目の認定へ向けた取組についてお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先ほども答弁した部分と重複しますけれども、拠点産地品目はゴーヤ、トウガン、カボチャ、マンゴー、オクラ、サヤインゲン、カンショの７品目となっております。本市における生産者への支援としましては、園芸施設設置補助事業を代表とした各種補助事業、有機質肥料購入、廃プラスチック処理などによる支援体制を行っております。新たな拠点産地品目の推進には、収益性、安定生産、安定出荷体制が確立されることが必要となることから、現在認定されている品目と同様の支援と併せ、関係機関と連携を取りながら栽培技術の向上に向けた取組を行っていくことになります。まずは、関係団体、生産者と意見交換等も踏まえながら、次に有望な品目の選定を行い、拠点産地認定の第一歩である産地協議会の立ち上げを行ってまいります。

◎平良恵泰君

ぜひ拠点産地品目の認定の取組を推進していただきたいと思います。

次に、２項、地産地消についてです。宮古島市における地産地消については、食育や食料自給率向上としての視点だけではなく、島内で生産された農畜産物や水産物を島内で消費することで地域内でお金が循環する経済循環としての視点が重要であると思います。令和６年宮古島市地域内経済循環推進業務報告書によれば、移輸出、つまり外から稼ぐ輸出額が546億円に対して、移輸入、外へ支払うお金が1,036億円となっており、外から稼ぐ金額より外へ支払う金額が多くなっており、せっかく島外から稼いだお金が島外へ流出し続けております。各種産業がありますが、石油やガス、電気といったエネルギー分野は地形、技術的に短期的な切替えが難しく、外部依存構造をすぐに変えることは困難です。しかし、一次産業は異なると考えております。農業、畜産、水産といった一次産業は、島内での栽培、収穫、加工、流通をさせることで外部依存を減らすことができます。経済循環を改善する大きな可能性があると思います。だからこそ、宮古島市においては、第一次産業は産業の一つとして捉えるのではなく、島のお金の流出を防ぎ、地域経済を強くする重要産業と位置づけ、地産地消と組み合わせて重点的に政策を進めていく必要があると思います。

それらを踏まえて質問させていただきます。１号、宮古島市における現時点での地産地消についての取組についてお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

地産地消についての取組についてです。本市では、市民の所得向上を図る目的で、食の地産地消に関する取組として４つの事業を行っているところです。１つ目は、地産地消コーディネート機能構築業務として、生産者と宮古島市学校給食共同調理場を、また生産者と青果事業者との生産情報をつなぐコーディネーターを育成する事業です。２つ目は、地産地消ブランド化推進業務として、情報発信やイベントを通じて市民への地産地消への関心を高める事業となっております。３つ目に、地域内経済循環推進業務として、ある地域内で発生した経済活動によって、その地域内でどれだけお金が循環し、新たな付加価値や所得が生み出されるかに関するデータの収集及び分析を行い、政策立案につなげる事業となっております。４つ目に、六次産業化・地産地消支援事業として、本市で生産された農畜水産物を加工、販売する事業者に対し、加工機材等の導入を支援する事業となっております。これらの事業を行い、地域内経済循環の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

◎平良恵泰君

次に、２号の地産地消コーディネーター活動報告会、令和７年８月５日行われたものについてです。①、当局の活動により、第２次宮古島市総合計画後期計画に掲げておりました学校給食における地産食材利用率が、目標が令和８年度で25％目標に対し、令和６年度時点で27％を達成しており、２年度前倒しで２％上積みとなっておりますが、その要因についてお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

地産食材利用率が２年前倒しで達成された要因でございます。地産食材の利用率を高める取組は、市内で消費する食料の地産地消を進めることにより、地域内の経済循環と生産者の所得向上へつなげることが目的です。その一環として、学校給食における地産食材利用率を令和２年度の11％から令和８年度時点で

25%まで引き上げるというものでございました。目標達成に向けては、地産地消コーディネーターを配置し、学校給食に対する地産食材利用率向上の取組を行うことにより、令和６年度の利用率は27%まで上昇しております。利用率が上昇した要因として、いつ、何が、どれくらい生産されているかといった情報を学校栄養士がほとんど知ることができなかったという状況があったため、地産地消コーディネーターが生産者から聞き取り、学校栄養士に共有しております。それにより、学校栄養士が宮古島市産野菜の生産状況を毎月把握することができ、宮古島市産野菜を発注しやすい環境を整えています。また、学校栄養士は学校給食共同調理場で利用する野菜の大きさや重さなどの規格情報を地産地消コーディネーターへ伝え、その情報を生産者へ共有することで生産者は出荷しやすい環境となっております。地産地消コーディネーターが生産者と学校栄養士の仲介役を担ったことで、お互いに情報を共有しやすい環境をつくれたことが利用率の上昇につながっているものと考えております。

◎平良恵泰君

地産地消コーディネーターのおかげで地産食材率が大幅に前倒しで目標達成できたかなと思いますが、この地産地消コーディネーターの業務については今後も継続して行っていきますか、お伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

令和８年度においても継続して取り組む予定でございます。

◎平良恵泰君

令和８年度まで引き続き行っていくということで、第２次宮古島市総合計画後期計画では令和８年度までの年度で目標設定をされており、２年前倒しで目標が達成されておりまして、ぜひ当局には目標を上方修正して取り組んでいただきたいというところがありますが、今年度の見込み、そして令和８年度への目標をお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

学校給食での地産食材利用率についての今年度の見込みについては、今年10月までの実績と来年３月までの数値が前年度と同程度で推移するとした場合､利用率は令和６年度の27%から2.7%上昇して29.7%となる見込みとなっております。本市では、冬場に野菜が多く生産されるため、さらなる利用率の向上を目指し、令和８年度の目標は今年度の結果を上回るよう地産地消コーディネーターを中心に取り組んでまいります。

◎平良恵泰君

③については、先ほど①で答弁していただけたかなと思うので、割愛させていただきます。

④、今後の宮古島市地産食材の利用率向上を図るための方向性として、宮古島市主要５品目、ここでありますのはジャガイモ、ニンジン、タマネギ、キャベツ、大根の生産拡大の推進とありました。現時点で具体的な取組があればお伺いいたします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

学校給食における主要５品目とは、ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、キャベツ、大根のことでございます。この５品目は、学校給食において利用量があるものの地産利用率が低い品目になります。学校給食においてこれら５品目の利用率を上げるためには、生産者と学校栄養士との生産情報の共有を継続することが必要となります。生産者としても、学校給食において安定的な利用が見込めれば、安心して生産拡大

を行うことができると考えております。また、今年度旧上野庁舎に新たにオープンする宮古島市地産地消振興センター内においてプレハブ冷蔵庫の増設を進めております。学校給食の食材の生産者は、冷蔵庫の利用料金で優遇されますので、多く収穫された野菜の保管と鮮度維持が図られることにより、廃棄量も減らせることにより、さらなる生産意欲を促進したいと考えております。

◎平良恵泰君

今答弁にありました安定生産、そして需要があるかというところでありますが、今回の地産地消コーディネーターの活動報告の数字を基に、野菜の主要５品目、先ほど述べた５品目が100％地産だった場合の金額を割り出してみました。それにプラスして、宮古島市農林水産物流通・加工に関する基礎調査業務からの報告書に記載しております使用金額を基に私なりに年間での使用金額を算出したところ、ジャガイモで3,170万円、タマネギで１億2,510万円、ニンジンで7,810万円、キャベツで3,000万円、大根で1,310万円という数字が出ました。これに一般家庭消費が加わるので、さらなる見込みがあるかなと思います。

それらを踏まえて、⑤です。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にある、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する目標に、この野菜主要５品目を加えて生産拡大を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

将来にわたって地域農業の担い手になり得る新たな農業者の育成、確保につきましては、本市における農業振興を図る上でも重要な部分となっております。そのため、拠点産地に認定された野菜５品目はもちろんでございますが、高い収益性が見込めるほかの品目についても同様に支援していくことが重要であると考えております。生産農家への支援といたしましては、安定した生産体制が確保できるよう園芸施設設置補助によるハウスの新設や修繕による既存ハウスの長寿命化を図り、経営負担の軽減などを目的とした支援と併せまして、有機質肥料の購入補助、使用済廃プラスチック処理の費用の一部補助などの支援を今後も継続してまいります。

◎平良恵泰君

例えばですが、拠点産地認定品目などのような扱いで宮古島市独自で地産地消認定品目などという名目で扱うことは可能でしょうか、お伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

宮古島市独自で可能かどうかにつきましては、少し確認が必要でございますけれども、可能であれば取り組んでいきたいと考えております。

◎平良恵泰君

これだけ数字ベースで需要が見込まれておりますので、ぜひ市独自で品目として扱っていただければと思います。

続きまして、３号、卸市場についてです。地産地消を進める上で、生産者への支援だけでなく、流通体制も同時に整えることが不可欠です。島内での農畜水産物が生産されても、それを安定的に集荷、保存、配送する仕組みがなければ、スピード感を持って地産地消を進めることはできないと考えております。実際に宮古島市では、学校給食における地産地消コーディネーターを取り入れた結果、地産食材率において目標達成したのも生産者だけでなく、流通面へのサポートを行ったことが一つ大きい要因かと考えており

ます。集荷、配送、保管といった流通体制を整えたことで、地産食材を安定的に学校給食へ届けることができました。このことから宮古島市における地産地消の推進においては、生産者と流通を両輪と考え、支援する体制の構築が必要であると思います。

それらを踏まえて①です。宮古島市において、野菜を中心とする青果物は現在どのような物流経路で小売店舗、飲食店、ホテル等各事業者に供給されているか、宮古島市としての見解をお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

令和３年度に生産と消費をつなぐ加工、流通部門における新たな取組の具体的な方策を検討することを目的として、宮古島市農林水産物流通・加工に関する基礎調査業務を行いました。その中において、青果卸業者２社より回答をいただいております。１社目の青果卸業者によりますと、８割が市外からの仕入れとなっており、それらを学校給食や飲食店、小売店舗、コンビニエンスストア等へ販売しているとのことです。また、もう一社の青果卸業者によりますと、市外からの仕入れが７割、市内での仕入れは３割とのことです。主な品目は、鹿児島県から船で調達するほか、輸入野菜や果実は沖縄本島から調達しているとのことです。仕入品は、ホテルを中心として、お弁当販売業者や飲食店、病院等へ販売しているとのことでした。市としましては、このヒアリング結果を受けて、地産食材の利用についてはまだまだ伸び代があるものと考えております。そのためには、本調査結果によりますと、需要と共有をつなぎ、品目や数量をコーディネートする存在が求められている一方で、コーディネート機能は収益性が悪く、担い手が不足している要因となっているとの指摘を受けております。そこで、需給を調整するコーディネーターとして、既存の仲卸や取りまとめ事業者をサポートすることが流通促進の点から望ましいとの提言がされております。

◎平良恵泰君

②です。青果物の流通において、生産者、そして事業者を含む消費者からの課題はどのようなものがあるかお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

同じく令和３年度に行いました宮古島市農林水産物流通・加工に関する基礎調査業務です。生産者より、青果物の収穫時期が重なるので、市内販売店のみに特化すると売り場が同じ作物であふれてしまう、また生産の傍らホテルや飲食店のニーズに１件ずつ対応し、卸すことは困難であるなどの回答が寄せられております。そのため、ＪＡを利用した域外出荷が選別や袋詰めをしてくれるため、業務が楽になるといった回答をいただいております。次に、大手スーパーなどの小売事業者からの回答として、生産者との個別対応は集荷や天候不順により数量の確保が難しいことなどの問題が多いこと、独自の生産者開拓には限界があること、どの生産者が何の品目をどのくらい生産しているのか、地域産品の細かな情報が分かりにくいなどの課題があるとのことです。

◎平良恵泰君

③については、①で答弁していただいたかと思うので、割愛させていただきます。

宮古島市では、年間約130億円の食材利用額がありまして、106億円が市外調達に依存しており、多額の資金が島外へ流出しております。特に野菜においては、市外産が27億円、地産の９億円を大きく上回り、域外依存の構造が続いております。しかし、地産食材の生産量を増やし、島内で消費する仕組みを整える

ことで域内循環率の向上につながり、市全体の所得は１％向上すると試算されております。これらが宮古島を持続可能な経済基盤を築く上で大きな可能性を意味していると私は考えております。その実現のためには、生産するだけではなく、流通させる力を整えることが不可欠で、どれだけ地産の野菜や青果物が増えたとしても集荷、選別、保冷、配送という流通インフラがなければ安定供給は不可能であり、地産地消は成り立ちません。

それらを踏まえた上で④です。これらの質問を踏まえて、青果卸市場として宮古島市の見解をお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

物流拠点である青果卸市場につきましては、一定数の取扱量が担保されることが施設の運営には必要であると考えております。本市で生産される青果物のほとんどが本土内で生産される青果物の端境期を狙い出荷されておりまして、域内流通をメインとした青果物の生産量、消費に伴う取扱量自体は少数と考えられます。拠点整備の要である生産量の確保の部分においてクリアすべき課題があることから、現時点で宮古島市での青果卸市場の実現性は難しいと考えております。

◎平良恵泰君

確かに卸売市場単体で考えると収益性はそこまで見込まれないのかなと思いますが、域内循環という視点で考えれば､卸市場を通る金額がそのまま市民全体の所得向上へつながるという考え方もありますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

次に、港湾についてです。宮古島市は、船、そして飛行機から数多くの観光客が訪れますが、近年ではクルーズ船による観光客も増えております。また、港湾は生活物資、その他物資が入ってくる場所であり、宮古島市の経済を支える上で重要な場所です。

それらを踏まえて、１号、港湾施設整備について現状の取組、今後の展望をお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

港湾施設整備について現状の取組ということですけれども、これは市の主要な港湾整備事業で申し上げますと、主要事業といたしまして、今年12月１日に供用を開始しました漲水地区シンボル緑地整備事業、あと物流環境を改善するため漲水埠頭内に船舶が係留するための岸壁を増設する漲水埠頭北側岸壁整備事業､それと緑地利用者の利便性向上を目的としたトゥリバー地区緑地等施設整備事業に着手しております。

今後の展望ということですけれども、現在進行中の事業といたしまして下崎地区小型船だまり整備事業もございます。ただし、こちらは港湾計画の改定に伴い、船だまりの形状及び位置の見直しを行うこととなっておりますので、それに伴って完了予定時期も変更となる見込みです。次に、国の工事予定につきましてです。平良港漲水地区複合一貫輸送ターミナル改良事業、これは今年から防波堤再編に係る防波堤西の延伸工事に着手しているということです。完了後は、防波堤南の撤去工事を実施する予定となっております。また、平良港防波堤整備事業といたしまして、平良港や周辺を航行する船舶の安全な避難港としての役割を果たすべく、避難泊地の機能向上を目指して防波堤整備を進めております。現在は、防波堤下崎北の改良の防波堤本体の拡幅工事を施工中とのことです。

◎平良恵泰君

２号、第２次宮古島市総合計画後期計画において掲げております小型船だまり及び港湾関連用地の整備

についてお伺いいたします。

◎建設部長（下地睦子君）

下崎地区小型船だまり整備事業についてお答えいたします。

本事業は、現在の下崎ふ頭北側に新たに小型船だまり及び港湾関連用地を整備し、現在西仲船だまりに係留している作業船や平良第１ふ頭のブロック製作ヤード等を下崎地区へ集約する事業となっております。将来的には、海上保安部の巡視船の大型化、増船等に対応するための海上保安部の専用バースやエネルギー需要の増加に対応するための危険物用地等も下崎地区に位置づけることを検討しております。

◎平良恵泰君

今後の港湾整備において、よりクルーズ船や船だまりハーバーの増設によって観光客が増えるかと予想されますが、今お話にありました西仲船だまりが今クルーズ船が着いている橋があるところのそばにあるところかなと認識しておりますが、今クルーズ船が入るたびに、このクルーズ船の観光客が歩いて町なかまで行くのですが、その中に港湾内をよく通る方がいらっしゃいます。観光客なので、よくベビーカーを押していたり、小さい子供を連れていたりとあるのですが、港湾内はご存じのようにフォークリフトや大型車がよく行き交う場所でありまして、特にフォークリフトにおいては私も運転するのですが、フォークリフトでコンテナを積んでいると、車で例えるともうフロントガラスをほぼ覆っているぐらい視界が悪いです。それらを踏まえて、港湾内ではよくクルーズ船のお客が立ち入ってくることに対して、少し危ないという声が多々聞こえております。それらを踏まえて、港湾課、建設部としてクルーズ船の観光客が港湾内へ入らないような誘導、案内をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◎建設部長（下地睦子君）

今平良恵泰議員がおっしゃっていたこと、実は観光バスのバスガイドからもそのようなご意見をいただいているところです。港湾課のほうでもってクルーズ船の観光客には周知を行っていきたいと思います。

◎平良恵泰君

過去には宮古空港の前の商業施設でもフォークリフトによって死亡事故があったように、港湾内でそのような事故が起こる前にぜひ取り組んでいただけたらと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（平良和彦君）

これで平良恵泰君の質問は終了しました。

◎狩俣勝成君

議席番号８番、狩俣勝成でございます。本日ラストバッターではなく、４番バッターとして質問しますので、市民の皆様に分かりやすいご答弁をお願いします。

一般質問に入る前に、少しばかりお礼を述べさせていただきたいと思います。城辺トレーニングセンターが補助金返還なしで解体に向かって進んでいくということで、交渉に当たった天久生涯学習部長をはじめ、担当した職員の皆さんには本当に敬意を表します。この件に関しては、私の元同僚であります前市議会議員の西里芳明氏のほうからも連絡がありまして、ぜひお礼を言っておいてくださいということでありました。この件に関しては、再三西里芳明議員質問したんですけども、耐用年数がまだ残っているので、補助金返還があるかもしれないという答弁があったんですけども、この新聞を見て大変喜んでいましたの

で、重ね重ねお礼を申し上げます。

そして、もう一点、旧砂川中学校の体育館、これも我々砂川学区スポーツ協会に生涯学習部からのアンケートが来まして、砂川学区スポーツ協会で会議を開いて、使えない、雨漏りもしている、床も腐食している、そういった使えない施設は解体してほしいと要望したところ、これも今の補正予算で債務負担行為で計上されていますので、これに関してもお礼を述べます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思います。まず、市長の政治姿勢について、宮古島市景観計画についてでございます。①、宮古島市景観まちづくりに関する地域住民意見交換会について、去る11月18日、19日、20日に上野地域、下地地域、城辺地域で宮古島市景観まちづくり地域住民意見交換会が開催されました。そのときに市民からはどのような意見があったのかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

令和７年11月18日から20日に上野地域、下地地域、城辺地域で開催した景観まちづくり意見交換会において、参加した市民の皆様から多岐にわたるご意見をいただいております。その内容は、該当する地域に関する要望として、高さは７階建てぐらいが望ましいや、ゾーン内の規制をもう少し細分化し、めり張りがつく開発ができるようにしてはどうかなどがございました。また、懸念する点については、海から見てホテルの明かりが明る過ぎる、ビーチに行けないなどの意見がございました。

◎狩俣勝成君

高さに関しては７階建てぐらい、ゾーン内の規制、めり張りがつく景観ということなんですけども、あと私も新聞等で見ましたら、道路越しに海が見える風景がいいなとか、夕日が見える海岸線がいいなとか、あと島らしさは道から海が見えることであるとか、地域との調整が不十分なまま開発だけが進んでいるという話ですけども、逆に開発してよくなったなという意見はなかったのかどうかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

開発してよかったなという意見はなかったかとのご質問でございますけれども、確かに上野地域では開発について賛成であるというご意見ございました。これまで誰も行かないような場所に、開発をすることによってみんなが気づくようになったというようなご意見もあったところです。

◎狩俣勝成君

次に、新聞で見ると建物の高さに関する意見もあったと聞いておりますけども、建物の高さについての意見の内容についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

建物の高さに関しては、アンケート方式で現状の対象地域の建物の高さについてどのように考えていますかとの問いに対しまして、１、建物が高く、周辺の景観と調和していないと感じるが25件中６件で24％、２、やや高いが、景観上の違和感は少ないが25件中１件で４％、３、高さはちょうどよく、景観に合っていると思うが25件中７件で28％、４、もう少し高さがあっても景観上問題ないと思うが25件中８件で32％、分からないという答えが、５番目ですけれども、ゼロ件となっておりました。その他の意見としましては、高さは７階ぐらいが望ましいであったり、今のままがよい、高さ制限については不満などの意見がございました。

◎狩俣勝成君

いろいろ地域、場所ごとによっても違ってくるとは思うんですけども、私もアンケートを拝見させていただきましたら、広い間隔で低層、高層が配置された町並みとか、広い間隔で配置された高層の町並みとか、そういうのがありましたけど、私も実際あの辺、上野地域を回ってみたんですけども、あちらに関しては広い間隔で低層や高層の建物が配置された町並みだなという感じで拝見しました。それを踏まえて、令和６年３月定例会において、宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議が可決されました。それを、宮古島市景観条例の見直しに向けて今後の取組についてお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

令和６年３月定例会で、宮古島市景観条例及び計画について、景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議がなされております。これを受けまして、市民を対象として令和６年度に景観計画に関する意識・意向調査を行い、その結果、市民の約８割、観光客、高校生の約７割が高さ制限の取組について強化または維持すべきとの回答がございました。景観審議会では、当該調査結果に対して次のように答申がなされております。まず、１つ目、景観の取組の必要性が認識されている。２つ目、経済効果の観点から建物の高さ制限の緩和の声もある。３つ目、きめ細かく分かりやすい景観計画の検討が必要である。４つ目がシンポジウム開催など、市民のより深い理解を得るための取組を並行して行っていくことというふうになっております。

このことから、今年度は宮古島らしい景観を守りながら、長期的に本市の経済活性化に寄与する景観まちづくりについて、市民ニーズの把握と意識醸成を図ることを目的として、まず令和７年10月29日に宮古島市景観シンポジウムを開催しております。翌11月18日から20日にかけまして、観光・リゾート共生景観が指定されている、狩俣勝成議員からの質問ありました上野地域、下地地域、城辺地域について地域住民と意見交換会を開催しております。12月１日には、市制施行20周年記念まちづくり講演会を開催しております。それから、今後の取組としましては、来年の１月頃に事業者ヒアリングというものも予定しております。その後、来年４月頃には景観形成基準に関するアンケート調査の実施を予定しており、これらの取組の結果及び昨年度のアンケート結果に基づき、景観形成基準の見直し検討を行い、変更が必要な場合は令和８年度から変更手続を実施してまいりたいというふうに考えております。この間のシンポジウムとかまちづくり講演会、私もパネリストとして参加させていただいておりまして、市民の声はもちろん、専門家の意見も聞きながら、この景観形成に対して宮古島市でどう取り組んでいくかというところについて幅広く意見を聞いておりまして、そういった声をしっかりと踏まえて検討していく必要があるというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

事業者へのヒアリング、景観形成基準に関するアンケート調査なんですけども、このアンケート調査というのは前回、令和６年度に意向調査では市民とか観光関連業者、観光客とか高校生などが対象でしたけども、来年の４月に行われるアンケートの対象者というのはどういう方がなるんでしょうか。決まっています。

◎建設部長（下地睦子君）

現在の予定でございますが、市民のうちから約2,000人程度を抽出しまして、無作為に抽出した上でアン

ケートを送付するというような考えでございます。

◎狩俣勝成君

無作為に抽出してということであります。前回と同じ対象者であったら同じような意見が来るかなと思っておりましたので、これに関しては進めていってほしいなと思います。

次に行きます。②、第３回宮古島市景観審議会の結果について、今回諮問を受けた３件について審議が行われ、市総合体育館と伊良部字池間添のホテル整備計画は承認されましたけども、上野字宮国のホテル計画が不承認となった理由をお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

当該計画地につきましては、高さ13メートル以下の基準が設定されておりますが、不承認となった計画はその基準を３倍超過する内容で届出がなされております。この届出を受け、令和７年11月11日に開催された第３回宮古島市景観審議会におきまして、景観形成基準の高さに関する裁量的な基準であるただし書の適合性について審議を行っております。ただし書の内容は次のとおりです。ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、以下の場合はこの限りではない。１つ目に、一体的な開発において十分な緑地を確保しつつ、全体として景観に優れたものである場合。２つ目に、良好な海岸景観と調和し、または眺望を妨げないよう配置、形態、意匠の工夫がされている場合となっております。審議の結果、当該案件はただし書で示される高さや配置に関する配慮が不十分であると判断され、不承認となりました。その結果を受け、設計変更を求める勧告書を発出しております。

◎狩俣勝成君

緑地に関することとか、一体的なものとか、調和が取れているかとか、そういったものだと思うんですけども、もう一点、新聞記事で見たのが壁面後退の基準82メートルが未達成というようなのがあるんですけども、この壁面後退の基準って多分道路から82メートル後ろに寄せたら大丈夫ということなのかなと思っているんですけども、この基準に関しては教えてもらえますか。

◎建設部長（下地睦子君）

壁面後退基準についての説明ということですけれども、壁面後退距離というのは道路から、市道であったら市道、県道であったら県道の境目から建物の高さの２倍セットバックしていることというような内容になっております。これが壁面後退距離。なので、今回申請のあった建物は41メートルですので、目安の壁面後退距離としては高さの２倍で、必要な距離は82メートルということになります。

◎狩俣勝成君

そうすると、建設部長、この建物を計画している場所というのはかなり低いところにありますよね。海岸沿いのそんなに海から高さがない、道路から82メートルセットバックみたいな感じでいくかなと思っているんですけども、私現場確認しましたら、景観というのはどこから見るかによって基準が違ってくると思うんです。あの道路から見てもそんなにあれなんで、私はぐるっと回って上の高台にある県道から見てみたんです。あそこは、標高40メートルぐらいあると聞いております。向こうから見ると、右側のほうには40メートルくらいのホテルがぽつんぽつんと２棟ぐらい建っていて、多分その東側のほうが計画地だったと思っているんです。ですから、先ほど言っておられました広い間隔で高層ホテルが建っているような感じに見えました。それも踏まえて、審査結果を踏まえて、今後の事業者への対応についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

景観法の第16条第３項において不承認となった届出については、設計変更を求める勧告書を事業者宛てに発出することとなっておりまして、11月28日付で発出をしております。具体的な内容については、高さ基準の遵守を最優先に検討すること、ただし書で示される壁面後退距離を高さの２倍確保することに最大限努めることを取るべき措置として求めております。なお、事業者は当該勧告書の内容に対して意見陳述をすることが可能であり、意見陳述がなされた場合は改めて景観審議会の意見を聞くことができることとなります。

◎狩俣勝成君

建設部長、確認なんですけども、11月28日付で設計変更の勧告書を発出したということなんですけども、この勧告を受けるとこの事業者は今の計画では建物は建てられないということですか。

◎建設部長（下地睦子君）

勧告書を受け取った場合、この計画で建物を建てることはできないか。条例上でいいますと、建物を建てることはできないということはございません。勧告に従わない場合ということもございますので、できないというわけではございませんが、事業者のほうとは意見交換をしておりまして、勧告書の内容に対して意見陳述をしたい旨の話もございましたので、今後意見陳述がなされるものと考えております。

◎狩俣勝成君

不承認という市民の皆様の前でレッテルを貼られまして、市民からの評価も悪くなるかなと思っております。ただし、先ほどありましたように、上野地域の方では賛成の意見も多数あったと聞いております。地域との調整ができればよいのではないかなと思っておりますけども、私が考えるにあの地域はもう既に開発されているんです。だから、新たな開発箇所については慎重にならなければいけないと思います。もう既に開発されて、宮古島市の経済効果もあり、雇用も生み出している。そして、先日ですか、砂川浩平議員の幽霊住民の話もありますけども、恐らくその会社は私が聞くところによりますと、島外、県外から来た方も住民票を宮古島に移していると聞いております。その辺の経済効果であったり、いろんな雇用も生み出している、宮古島市に貢献しているというものであれば少し調整してもいいかなと思っていますけど、この辺に関して答弁もらえますか。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時53分）

再開します。

（再開＝午後２時53分）

休憩します。

（休憩＝午後２時54分）

再開します。

（再開＝午後２時54分）

◎建設部長（下地睦子君）

先ほど上野地域での地域住民意見交換会のお話をしました。その意見交換会の目的は、昨年度実施した

市民アンケートの結果を踏まえた上での景観計画の継続的な必要性について話し合うという機会でした。アンケートでは、景観計画の継続を望む声がありました。高さ制限については、強化または維持を支持する意見が大半で、その中で緩和を求める意見もございました。そのことから、観光・リゾート共生景観の高さ制限に関する緩和の必要性についての検討を行うための意見交換会だったということになります。これらの結果を受けまして、観光・リゾート共生景観の中でも一部のエリアを限定して規制緩和を行うことも一つの検討材料であると考えております。今後事業者ヒアリングや市民アンケート等を通して、景観計画の見直し等の検討を行ってまいります。

◎狩俣勝成君

事業者はじめ、地域の方々を交えて意見交換をしていただいて、両方が納得できるような方向に持っていってほしいなと思います。

次に、地域懇談会について、昨年度は旧町村部での懇談会でしたが、そのときに出た課題への取組の成果についてお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

地域懇談会については、何人かの議員からご質問もありますので、この場を借りて子細に説明をさせていただきたいと思います。

昨年度旧町村部で実施しました地域懇談会におきましては､地域の皆様から多岐にわたる貴重なご意見、ご要望を約200件いただきました。全体の傾向としましては、通学路とか生活道路、枝の剪定、カーブミラー等道路、交通安全施設等のインフラ整備や防犯灯について、それから若者定住に向けた対策、そして地域施設の維持管理や負担の軽減などに関する要望が多く寄せられております。市としましては、現場確認による即時対応というものを基本としつつ、予算や期間を要する案件につきましても今年度において要望が多かった案件に関しましては、実は地域懇談会要望事業費というものを設けまして、約3,000万円が……これは主に防犯対策や道路維持費として計上されております。また、各所管の予算枠の中で要望を参考に優先順位をつけて対応しております。

主な具体的な対応状況として、代表的なものを３つほどご紹介させていただきますと、まず１点目、非常に多かったんですけども、交通安全、それから防犯対策等の生活基盤の整備についてでございます。カーブミラーの修繕、道路照明灯、道路の除草、防犯灯の設置要望につきましては、全地区的な課題として認識しております。対応としては、カーブミラーについては、これは約800基に上る市内全域での調査を経て状況把握を行い、計画的な修繕、更新を進めております。それから、街路樹等の管理、除草作業も順次対応しております。また、自治会管理の防犯灯につきましては、電気料金高騰による地域の負担を軽減するため、昨年度中に契約容量の変更申請を、これは市が代行して行いました。また、今年度はＬＥＤ化促進事業を展開し、維持管理費の削減に向けた具体的な支援を実行しております。

２点目は、これは若者の定住促進策についてですけども、令和６年度末に始めた民間活力による市有地の利活用可能性のサウンディング調査、これは現在も継続しておりまして、複数の事業者から提案や相談があり、引き続き事業化の可能性を調査してまいりたいと考えております。それから、ミャーク新婚ライフサポート事業として新婚世帯への家賃補助を実施し、今年度は最大支給額を60万円から80万円に引き上げまして拡充いたしました｡昨年の交付実績も実施自治体の中ではトップクラスの実績を上げております。

そのほか住宅対策としては、市営住宅の地域対応活用を進めており、昨年度から市内４棟、10戸、若者単身世帯やＵＪＩターン者に目的外使用として提供しております。こちらは、今年度も継続して実施してまいります。加えて、空き家ストックの活用として、空家等実態調査に基づく所有者の意向確認を継続いたしまして、本市が指定した管理活用支援法人と連携して空き家バンク登録などを進めていきたいと考えております。

３点目、これは地域施設等の整備についてです。老朽化した公園遊具や公共施設については、安全確保を最優先に修繕や危険箇所の撤去を順次行っております。例えば佐和田の児童館の改修、それから各公民館への修繕補助の拡充、各地区の公園における老朽化遊具等の撤去判断などを行っております。

そのほか信号機の設置、それから県道整備など、市以外の他の機関が所管する案件につきましても、市から警察署や県へ要望書を提出し、これは粘り強く働きかけを行っております。今後もこうした意見交換等を通じ、市民の皆様の声を市政に反映させ、住みよい宮古島市の実現に向け、スピード感を持って対応してまいりたいと考えておりますので、地域懇談会についてはぜひとも市議会議員の皆様の協力を得ながら進めていきたいと思っております。

◎狩俣勝成君

本当に地域の方々、市長を交えて執行部の皆さんにいろんな意見を述べたいという話がありまして、実は昨日城辺地域づくり協議会の理事の皆さんと懇親会がありまして、その場でもこの地域懇談会、非常にいいことですということで大変好評でした。その分、いろんな道路に関したり、公園であったり、また若者定住促進、いろんな分野でたくさんの要望があったと思います。私も平良東学区のほうに行ったときに道路の整備だったり、本当に多分すごく予算がたくさん必要だなと思う案件がありましたので、次に行きますけども、多くの要望に応えるのには予算の確保が必要だと思いますが、予算化に向けた取組についてお伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

これは、予算化ということでよろしいですね。イの部分でお答えしたいと思います。

地域懇談会でいただいた様々な課題や要望につきましては、今年度も昨年度と同様、地域懇談会要望事業費として予算枠を設け、各所管課において現場確認や内容の整理を行い、緊急性、安全性への影響、費用対効果などを踏まえて対応方針を検討しております。そのうち軽微な補修等で対応可能なものにつきましては、維持補修予算等の範囲内でできるものから順次対応を進めてまいります。一方で、多額の事業費を要するものや中長期的な整備が必要となるものにつきましては、市全体の各地域の整備状況や緊急度、財源の状況を踏まえ、優先順位をつけた上で、今後予算編成過程において所管課から予算要求を行ってまいります。全ての要望を直ちに実現することは難しい面もございますが、地域懇談会でのご意見を踏まえ、計画的に事業化、予算化を進めていくとともに、進捗状況については適宜報告を行ってまいります。このことにより、地域懇談会でいただいたご要望がどのように市政に反映されているかを引き続き明確に伝えてまいります。

◎狩俣勝成君

緊急性、安全性を考慮して、できるのはすぐやる、多額の費用がかかるものに関しては予算化に取り組んでいくということなんですけども、一番多分意見が上がったのは道路に関する整備であったり、そうい

ったものだと思うんですけども、各部署にまたがっているんですけども、私も各部署に行ってよく聞くんですけども、予算要求は国、県に対してやっているんですけども、２割か３割ぐらいしか予算が取れないという状況でありますので、市長、何かそういった国、県の予算を引っ張ってこれるような要請とかできないでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

地域懇談会で上がった事業ということではなくて、その地域懇談会から上がった案件も含めまして、より有利な国庫補助、県補助については当然私を先頭に要請活動をして、予算を確保するということも実際やっておりますし、これからもやっていきたいということと、特に私がその地域懇談会を重要視しているのは、市民からじかに喫緊の課題についてお話を伺うことはできるということと、仮に今すぐできない場合でもその理由をちゃんと説明することができる。緊急な案件が別にこれもあって、これをやった後に皆さんの案件については応えていきましょうというような対話ができるというのが非常に大事かなというふうに思っております。それで、先ほど議員の皆様の協力も得ながら開催していきたいという話をさせていただきました。何人かの議員がこの地域懇談会の場にも来ていただいていて、まさにこの議会でもその場で議論のあった、要望のあった案件に関して、執行部に対して質問がありました。例えば市営住宅の駐車場の件、それから学童保育の件、あれはまさしく平良地域での地域懇談会で上がった案件で、それも各担当部局で即時対応しているという意味からすると、本当に市民からの声をじかに受け止めて、動けるところはすぐ動いているというような効果が上がっているというふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、ぜひとも皆さんと一緒になって地域懇談会開催しまして、市民の意見を丁寧に、じかに拾っていきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

いろいろ意見交換が終わった後にも、我々の前にいろんな声が聞こえて非常によかったんだけども、やはり高額な費用がかかる部分に関しては何ですぐできないのとかいう話もありますので、ここら辺に関しても我々も常に説明しながらやっていきたいと思います。

次、３号、南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備についてでございます。この件は、私が今年の６月の一般質問で取り上げさせていただきました。地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価が改定され、今後30年以内にマグニチュード７から7.5の規模の地震が与那国島周辺で発生する確率が90％以上であると述べられています。また、南西諸島域は海底地震観測網の空白地域となっているという観点から、海底地震津波観測システムの整備が必要ではないかということで提案させていただきました。その結果、宮古島市から沖縄県市長会総会で提案したこの案件が採択され、九州市長会総会へ提出されたと聞いております。この九州市長会総会での審議結果についてお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備についての九州市長会への要請でございます。ご質問の南西諸島域や与那国島周辺への海底地震津波観測網の整備につきましては、去る10月21日に九州市長会が開催されておりまして、宮古島市から沖縄県市長会を通して要望いたしました内容が沖縄県市長会を通じて市長会の要望事項として正式に採択されております。それで、11月開催の全国市長会理事・評議員合同会議へ提出されております。

◎狩俣勝成君

九州市長会でも採択されて、今後は全国市長会理事・評議員合同会議に上がったということなんですけども、この全国市長会理事・評議員合同会議、もう終わっているかなと思っているんですけども、これの結果についてはどうでした。

◎副市長（砂川　朗君）

全国市長会においての審議結果についてでございます。全国市長会においての審議結果については、去る11月13日に開催されました全国市長会理事・評議員合同会議におきまして、令和８年度国の施策及び予算に関する重点提言として決定し、11月28日に全国国会議員、関係府省庁に提出され、実現に向け要請を行ったところでございます。

◎狩俣勝成君

全国市長会理事・評議員合同会議でも採択され、次に今後の要請活動は何かと聞こうと思ったんですけども、要請活動は始まっているということですね。これ調査研究から５年、６年ぐらい整備に時間がかかると言われています。最近南海トラフでも設置が行われ、最近完成して、もう運用が始まっております。本当にこれ九州地方だけの問題ではなく、沖縄県だけの問題ではなく、全国の問題でございます。先日発生した青森県東方沖地震では、今でも後発地震注意情報が継続的に初めてこれ発令されております。今日も昼休みテレビつけていると、北海道、東北地方で津波注意報が出されております。このシステムを導入することによって、最大20分程度早く津波を検知可能となっていて、また緊急地震速報にも活用されていると聞いております。緊急地震速報も10秒から25秒早まると言われておりますので、もう全県というか、全国を挙げて、国は防災庁の設置も考えているということでありますので、ぜひこれは見ていただいて、皆さんで本当に機運を高めていってほしいなと思います。

次に、農業行政でございます。肉用牛の生産頭数について、宮古家畜市場での今年の月別の子牛の上場頭数をお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

令和７年の上場頭数について、月別にお答えします。

１月期356頭、２月期314頭、３月期307頭、４月期342頭、５月期325頭、６月期287頭、７月期277頭、８月期278頭、９月期268頭、10月期264頭、11月期202頭、12月期266頭となっております。これまで300頭余りで推移してきておりましたけれども、６月期から300頭を下回っている状況となっております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、私は気になっていて毎月行っているんですけど、本当にもう急激に頭数が減っているなと思っています。今11月ですか、もう今までは300頭を切ったら危ういと言われていたのが、もう200頭も切ろうとしております。11月になると202頭、これ後で調べたら上場を取りやめた牛がいて、199頭だったかな、という話を聞いております。本当に急激に減っている状態でございますけども、今後の見通しって分かればお願いします。上場頭数も。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今後の見通しにつきまして、ＪＡおきなわ宮古地区畜産振興センターに確認しております。宮古島市内の年間の子牛登記頭数を基に試算したところ、令和８年１月から３月の競りには900頭余り、月平均で300頭

の上場見通しという回答を得ております。

◎狩俣勝成君

月平均300頭ということなんですけども、幸い年末にかけて肉の需要が多いということで、頭数は減っているんですけども、単価的には上がっております。農家の方が心配しているのは年明けです。今上場見込み頭数の答弁ありましたけど、年明けどうなるんだろうと心配をしている農家の皆さんがかなりいます。

そこで、②に行きますけども、これまで家畜の改良を促進するための補助事業、優良繁殖雌牛奨励事業や緊急優良母牛更新事業の活用により、徐々に優良母牛が生産されているように思います。今後は、増頭に向けた取組が必要だと思うんですけども、この増頭に対する支援の考えはないかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現在行っております優良繁殖雌牛奨励事業であるとか緊急優良母牛更新事業、増頭に関しては特に要件としてはございませんけれども、現在県の市町村課とかＪＡおきなわ宮古地区畜産振興センターと一括交付金事業を活用しまして、更新だけではなくて増頭も視野に入れ、自家保留を含めた増頭の要件を盛り込めないか今協議をしているところでございます。

◎狩俣勝成君

私が言いたかったのは、この自家保留牛に対する支援です。前は10万円あったんですけど、これが５万円に減額された経緯もあります。そのときにこの制度設計、何を基準に５万円なのかと思っていたんですけど、なかなか調べて答えがなかったんですけども、例えば今子牛を競りに出した場合の相場を基準として、その何割かを補助するとか、そういったのがあればいいのかなと。ただし、あくまでも増頭、この補助金を使ってまた今度更新する方もいると思うんですけども、これは確実に増頭する農家の方々に向けて、頑張っている農家には手厚く支援したほうがよいのではないかと思っていますけれども、この一括交付金を活用して検討中というのは可能……できそうな感じですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今県の市町村課含めて、要件については調整中でございますので、盛り込めるかどうかは今後協議していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、大変心強い答弁ありがとうございます。本当に早めに、生産者の農家が廃業しないように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に、上野資源リサイクルセンターについてでございます。畜産農家から牛ふんの引取りをお願いしているんですけども、日数をかなり要していると、３か月ぐらいかかってやっと来れるかなという感じで聞いております。今の現状についてお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

上野資源リサイクルセンターにつきましては、令和５年度から指定管理者により事業を行っているところでございます。ご質問の牛ふん回収についてでございますけれども、指定管理業者へ確認したところ、ご指摘のとおり当施設の牛ふん回収には２か月程度の日数を要している状況ということでございました。牛ふんの回収状況につきましては、農家からの回収依頼を受け、順次回収を行っておりますが、現状２か月程度要しているということでございます。

◎狩俣勝成君

次の要因についてなんですけども、これは人手が足りないのか、それとも何か別の要因があるのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

回収が遅れている要因でございますけれども、回収に使用しておりますダンプ１台が老朽化によりまして使用不可となっております。使用できる回収車が減少したことで回収に時間がかかっている状況となっております。現在新たに回収ダンプの導入を予定しておりますけれども、発注してから納車まで約１年を要するということから、現在は２台のダンプで対応している状況でございます。

◎狩俣勝成君

今ダンプを発注しているということなんですけど、これ１年かかるということは、いつ頃入荷するんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

発注が来年の１月でございますので、納車含めて令和９年４月をめどにしております。

◎狩俣勝成君

令和９年４月まで畜産農家は大変な思いしていると思います。今各地で堆肥製造する実証とか狩俣地区でやったり、久松地区でもやっていると聞いています。こういった堆肥製造施設を各地区に設置してもらって、その地区の牛舎の皆さんからの牛ふんを譲り受けて堆肥製造していくというのも手かなと思っていますので、これに関しては要望としてお願いします。

次に、道路建設行政について。１号、新総合体育館建設について、①の進捗状況についてお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

新総合体育館建設についてでございますが、現在実施設計業務を行っております。今月末の完了を予定しており、工事の発注につきましては次年度を予定しております。新総合体育館の完成は、令和10年度を予定して進めているところです。

◎狩俣勝成君

現在実施設計中で、今月末には実施設計が完了するということですね。

②の施設の基準について、これプロ仕様とか、そういった基準はどうなっているのかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

バスケットボール、バレーボール、ハンドボール、卓球は、プロリーグのコートサイズ及び天井高を確保するよう計画しております。その他競技につきましても、国民スポーツ大会開催基準を満たすよう計画をしております。

◎狩俣勝成君

プロリーグ対応できる、またそのほかの種目は国民スポーツ大会開催基準ということなんですけども、先ほど天井の高さとかありましたけど、例えばバレーボールだと天井の高さは10メートル以上が望ましいとか、照度は表面から１メートルの高さで1,000から1,500ルクスでなければならないとか、バドミントンでは天井の高さが12メートル以上あればよい、照度はネットの中央上において1,200ルクス以上とする、そういったのに対応できる施設だなと思っております。この天井の高さも大丈夫というようなことだったん

ですけども、照明設備に関しては対応できる施設になるのかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

照明の照度につきましては、各競技の基準を満たす計画となっております。先ほど狩俣勝成議員がおっしゃっていたように、どの競技ではどの照度というのがありますが、現在の計画は1,400ルクスで計画を行っております。

◎狩俣勝成君

1,400ルクス、私も調べましたらバドミントンのほうが1,200ルクス以上となっていますので、それに対応できればほかの種目も対応できるかなと思っています。今照明設備もかなり進化していて、バスケットボールの琉球ゴールデンキングスの本拠地になっている沖縄サントリーアリーナでは、ＮＢＡで半数以上の試合会場で採用されている照明を整備し、最後列からでも選手の細かい動きがはっきり追えるほか、コートと客席の明暗を際立たせ、観客が引き込まれるような照明環境の構築がされていて、またまぶしさを最小限に抑えた照明設計によりプレーしやすい環境になっています。初期投資は多いんですけども、省エネ性、台数の削減、維持管理のしやすさなどは好評だと聞いています。可能であれば検討してみるのもいいかと思います。

次に、市道Ｂ―59号線道路拡張整備についてです。これ東小学校の南側で通称蛇道、先ほどの地域懇談会でも話が出ました。この道は令和３年５月に要請し、令和８年度以降の採択になる見込みと回答を得ていますが、地域懇談会では令和13年度になるとの説明がありました。今ではこの道路沿いまで建設が進み、用地買収やカーブの修正に影響が出るものと考えていますけども、早期の整備はできないかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

市道Ｂ―59号線道路拡幅事業につきましては、令和３年５月26日付で二重越有志会と東川根自治会、２団体名で要請書が提出されております。当初令和８年度の事業採択に向け計画し、令和５年度に概略設計を完了したところです。しかしながら、現在整備を行っている路線の交付額が要望額に満たず、進捗が遅れている状況にございまして、それらのことによりまして本路線の事業開始時期が令和13年度からということの計画変更になっております。道路拡幅事業は、沖縄振興公共投資交付金を活用し事業を進めており、今年度は盛加越２号線など５路線を実施しております。今後の計画についても、本路線を含め５路線を予定しているところです。議員のおっしゃるとおり、当該路線周辺は近年住宅の建設が進み、用地買収や道路の線形に影響が出てくることが予想されるというご意見もございますが、なかなか要求どおり補助金配分額が確保できないというような状況が続いております。今後も早期着手に向け、県に対し予算増額をお願いしてまいります。

◎狩俣勝成君

令和５年度で概略設計は完了しているということなんですけども、地元の住民が懸念しているのは、令和３年の要請のときには地権者の100％の同意を得てやっていたんですけども、見たら恐らく不動産かな、もう買われていて、本当に道路が、この蛇道が真っすぐになるのかなというのを心配しておりました。これって概略設計をしたものを含めて、その辺の用地買収というのを先にできないものなのかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

市といたしましては、事業採択前に用地買収するというような考えはございません。可能な限り補助事

業を活用し、市の負担軽減につなげる考えでございます。そのため、明確な事業のスケジュールについては、現時点でははっきりと申し上げることはできませんが、採択のめどが立った後、事業説明会を実施する予定です。事業路線沿線及び地域の同意が得られれば、現状では令和12年頃に新規採択要望、令和13年頃から事業開始を想定しております。用地買収については補助金を活用し実施することとなるため、事業初年度に詳細設計、２年目に分筆測量業務を実施し、用地買収面積を確定いたします。その後、用地買収業務を実施する流れとなっております。

◎狩俣勝成君

この道路、真っすぐにすることによって、今道路から北側は多分もう住宅形成がなされていて、そこには東小学校を卒業した若い方たちも分譲住宅を買って住んでいる方がいます。ですから、この道を造ることによって、この道路からまた南側も住宅形成ができて、若い人たちの定住促進にもつながるかなと思っていますので、早めの整備をお願いします。

時間がないんですけど、４項、環境衛生行政について、ごみ収集運搬業者の働き方改革についてでございます。①、週５日勤務になるように収集回数の見直しはできないかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

狩俣勝成議員のごみ収集回数の見直しについてお答えいたします。

これまでの定例会における一般質問でもご指摘いただいておりますが、昨今の働き方改革に合わせて、現在週６日ごみ収集を行っておりますが、これは今後週５日に変えられないかということについては検討を始めようとしている段階です。その手始めとしまして、現在ごみ収集業者の皆さんと意見交換を始めております。それから、今後のスケジュールとしましては、今予算確保に向けての調整中なんですが、外部委託も含めて収集ルートの見直し、それからリチウムイオン電池の回収方法、それから生ごみの問題等々を総合的に見直した上で、ごみ収集の効率化、安定化を図っていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

そういう意見もありまして、私もこう見えても家ではごみ出し担当ですけども、資源ごみの収集日を缶と瓶は隔週になっているんですけども、ペットボトルとか段ボール、紙類、これはそんなに出ないのかなと実感していまして、それもだから隔週にすれば少しまた短縮できるかなと。そしてまた、その業者ができるか分からないですけども、これをまた可燃ごみの収集も少し回ってもらうとか、そういったのもあると思いますので、ぜひ意見交換の中で徹底的に話をして、なるべくは週５日回収に向けて取り組んでいってほしいなと思います。

時間になりましたけど、本当にもう年の瀬も迫ってせわしくなっております。昨日交通安全のイルミネーションが大和電工株式会社の建物にも飾りつけられております。そしてまた、我々防犯協会と宮古島警察署が取り組んで、交番の前で砂川朗副市長の点灯に合わせてイルミネーションをやっています。こういったものを見ることによって気持ちが落ち着いて、また安全、安心なまちになっていく、そして新しい年が皆さんにとってすばらしい年になりますように願いまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで、狩俣勝成君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後３時32分）

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月15日（月）　　６日目

（一　般　質　問）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第６号

令和７年１２月１５日（月）午前１０時開議

日程第 １　 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月１５日（月）

（開議＝午前10時00分）

（延会＝午後３時32分）

◎出席議員（２２名）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃	〃（１２〃）	仲間誉人〃
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（０名）

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	消防長	上地一史〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長 兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃
環境衛生局長	梶原健次〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第６号のとおりであります。

また、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダーに配付してありますので、ご確認ください。

これより日程第１、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は平良敏夫君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎平良敏夫君

自由民主党、平良敏夫であります。市民の皆様の応援でこの場に戻ってまいりました。ありがとうございます。宮古島市には多くの課題がありますが、もちろんそのような課題解決に一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。その中でも高齢者福祉をしっかりと私としては進めていきたいなと思っているところであります。よろしくお願いいたします。

急に寒くなったせいで、裸で寝たら冷えちゃって風邪引いているんですけど、声が山下誠議員風になっておりますけど、尊敬している声でありますので、どうかよろしくお願いします。

では、早速ですけど、宮古島市新総合体育館についてということで、タイムスケジュールについてですけど、現在は取壊しを終えていますけど、供用開始までのタイムスケジュールを教えてください。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市新総合体育館は、基本方針として市民の多様なスポーツニーズに対応できる体育館、イベント及びプロスポーツを実施し、夢や感動を与える「観る」体育館、メインコート等を自然災害時等の指定避難所、地下駐車場を特定臨時避難施設として計画を進めております。地上２階、地下１階、メインコートに新たにサブコートを整備し、県大会等の大きな大会に備え、3,000人収容の観客席、トレーニングルームの拡張、フィットネスルームなど、利用者の多様なニーズに対応できる施設として計画をしております。実施設計業務は今年（　　部分は273頁に発言訂正あり）の完了予定をしており、工事の発注につきましては次年度を予定しているところです。

◎平良敏夫君

建設部長、前半の説明要らなかったかなと思っておるんですけど。

次に、地下シェルターについてでありますけど、防衛省からの予算は、先日の新聞記事で防衛省は特定臨時避難施設について１億2,800万円の補助金を計画しているとありましたが、間違いないでしょうか。答弁しますか。

◎建設部長（下地睦子君）

先日の報道については間違いございません。あれは、令和７年度の事業費ということになります。令和７年度実施設計を行っておりますので、その事業費ということになります。

◎平良敏夫君

特定臨時避難施設というのもそこにある言葉ですけど、外国から攻撃を受けたときを想定してのシェル

ターということでよろしいでしょうか。

◎建設部長（下地睦子君）

平良敏夫議員おっしゃるとおり、有事の際に武力攻撃、災害から市民の生命及び身体を保護するため、輸送手段がかなり限られている島嶼部で必要な機能を備えた、一定期間避難可能で堅牢な避難施設のことでございます。

◎平良敏夫君

次に、地下シェルターの構造はどのようなものなのかということです。収容人数は500人程度とのことで、平時は駐車場として使うようですけど、構造を説明してください。

◎建設部長（下地睦子君）

地下シェルターの構造についてですけれども、地下シェルター、特定臨時避難施設の構造につきましては、駐車台数約70台、収容人員500人で計画しておりまして、構造計画といたしましては、もちろん鉄筋コンクリートでございまして、堅牢な構造計画ということになっております。構造の詳細につきましては、内閣官房と協議を重ね、技術ガイドラインの基準を満たすように計画をしております。

◎平良敏夫君

細かいことは、防衛省と相談した上でということでよろしいですか、これからのことというか。というのは、例えば最長何日ぐらいの避難を想定しているところですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

特定臨時避難施設の避難期間を現在２週間程度と定めております。

◎平良敏夫君

次に、民間の地下シェルターについてということでありますけど、民間住宅建設時の地下シェルターを防衛省の補助対象にすべきと考えますが、この提案ですけど、当局の見解はいかがでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

民間住宅建設時の地下シェルターへの補助金についてお答えいたします。

平良敏夫議員ご質問の民間シェルター設置についての補助金については、現時点において国、防衛省の補助メニューはないものと認識しております。国においては、国民保護の取組の一環として、一つの想定として先島地区の住民の九州地方、山口各県への避難について検討を行っているところです。住民の生命と安全を確保するための避難施設の充実は必要であると認識しているものの、民間住宅への個人資産形成につながる補助制度の創設は、ハードルが高いものと考えております。平良敏夫議員要望の補助金につきましては、可能性として情報収集に努め、国民保護の在り方に沿った取組であるか、国の動向を注視してまいります。

◎平良敏夫君

世界のシェルター事業というのを調べてみたんですけど、ヨーロッパでいうとスイスは100%。100%というのは住民が全員避難できるシェルターがあるという話です、そのパーセンテージというのは。フィンランドが90%、ノルウェーが98%、イスラエルが100%、イギリスが67%、ロシアが78%、アメリカは82%となっていると。もちろんシェルターですから、目立たないように造られているので、観光で行って、あっ、シェルターがあると分からないんですけど、このような高い割合で造られているわけです。東アジア

でいうと、韓国が323%。323%というのは、人口比で３倍のシェルターがあるという話です。台湾の一般シェルターは140%だけど、ミサイル対応の地下シェルターは５%となっていると、少ないんですけど、現在地下シェルターの拡充を急いでいるということになっております。

一方、日本では、地下街等の施設を含めると５%となっているが、地下シェルターの普及率はほぼゼロとなっていて、世界の情勢に大きく遅れています。国境近くの南西諸島には、宮古島市を含めて地下シェルターはありません。この宮古島市には現在シェルターはありません、もちろん。これまで説明した状況を当局は認識しておりますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

本市には現在地下施設、シェルターはございません。今回の宮古島市新総合体育館の取組がその手始めになると考えております。一方、緊急一時避難施設として、地下施設でいいますと、宮古島市未来創造センターのほうに地下施設がありまして、市としてはそこを緊急一時避難施設として指定しております。本土におきましては、地下鉄や高層ビルの地下などに地下施設がありまして、そこを緊急一時避難施設として活用できないかという検討が進められているということでございます。本市においては地下施設はございませんが、民間住宅、それから公共施設においてはコンクリート造りの堅牢な建物がありまして、一時的な避難施設として、宮古島市の公共施設を緊急一時避難施設としては指定をしております。平良敏夫議員ご指摘のミサイルに対応する地下施設というところでいきますと、まだまだ本市においてはそういう施設が少ない状況になっているのは認識しております。

◎平良敏夫君

この宮古島市でも、強固なコンクリート施設には緊急一時避難施設として指定しているという話聞いたんですけど、どこあたりがそういうふうになるんですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

市で緊急一時避難施設としている施設は、各小学校、中学校、それから県立の高等学校、それから各自治会のコミュニティー施設、公民館などを堅牢な建物として、緊急一時避難施設として指定をしているところでございます。

◎平良敏夫君

小学校、中学校、またはコミュニティー施設、そこら辺だと聞いているんですけど、まず小中学校、高等学校の校舎が避難施設になるというのは、イメージ的になり得ないなという思いがあるというのは、窓が多過ぎるよね。窓がたくさんあるところで避難施設ということは、厳しいんではないかなと思っております。

有事を想定して体育館地下にシェルター建設するわけで、国民保護計画で島外避難とともに民間シェルターの建設も進めるべきだと私は考えています。ヨーロッパでも東アジアでも民間住宅のシェルターがあるのは普通のこと。地域にシェルターがあれば、付近住民の避難場所になります。恐らく想定されることは、有事になれば外国軍が上陸するというより、ドローンも含め、ミサイル攻撃から始まることになる。その場合、島外避難よりシェルターへの避難が有効と考えております。宮古島市は、国と連携してしっかりと対策を進めるべきだと考えておりますが、これまで国とか防衛省とか、そういうことに関して話し合ったことはあるでしょうか。

◎総務部長（上地俊暢君）

地下シェルターの民間住宅への建設への支援というところだと思いますけど、これまでの話合いの中では、そういう事態が発生した場合には、今の計画によりますと住民は全島避難ということで進めておりますので､現時点において民間住宅への避難シェルター施設という話は上がっていないところでございます。

◎平良敏夫君

先ほど例えば都市部だったり、本土のシェルターというのはやはりあるよということを言っているんですけど、一番の問題は国境付近である南西諸島の問題なんです。そういうところにやはりしっかりと国は責任持ってやらないといけないということは当然のことであります。もう一つ言うと、世界から情勢が大分遅れているわけです。平和ぼけしているんではないかと、そういう話になりますので、そのことを協議しながら進めていくということは非常に大切なことだと思います。もちろん新総合体育館の地下シェルターだけで足りないので、話し合う必要があると考えます。防衛省の補助で民間のシェルター建設が進められれば、建設工事が活発になり、市の経済活動が促進されるという側面も期待されると思っておりますので、ぜひ研究進めて、しっかりと提言していく必要はあるのかなと思っております。このことに対して市長の答弁はありますか。

◎市長（嘉数　登君）

まずは、緊急一時避難施設について、幾つか種類がございますけども、市民には正しく理解していただきたいというふうに思っておりまして、まず緊急一時避難施設として、これは弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設、これは先ほど総務部長からもありましたように、コンクリート造りの堅牢な建築物や地下施設ということで、これ宮古島市においては、今人口倍率でいくと400％ぐらいの指定はされていると。それから、ご指摘の特定臨時避難施設、今宮古島市新総合体育館の地下に建設しておりますけども、こちらは500人程度が２週間程度生活できる施設。それから、指定避難施設､これは災害の危険性があるために避難した住民等が一定期間の避難生活を行う施設ということで、学校、公民館等が指定をされておりまして、そういう段階分けがあるということをまず前提として理解していただいた上で、平良敏夫議員ご指摘の日本を取り巻く厳しい安全保障環境というところは、やはり考えないといけないと思っておりまして、今ある施設が１か所なので、それでいいかというところについては、やはり柔軟に情勢の変化というのを捉えて対応しなければいけないというふうに思っております。

先ほどスイスの事例を取り上げられておりましたけれども、スイス等ですね。まず、スイスは永世中立国として､他国と安全保障関係の同盟を結ばずに､自国において守るということでずっと来ておりまして、そういったところが背景となって地下シェルター等の整備が進んでいるものというふうに考えております。各国は、その置かれた状況に応じていろいろ安全保障関係の施設を整備しておるかと思いますが、繰り返しになりますが、日本を取り巻く安全保障環境というのは大変厳しいものがあるということをしっかりと捉えて、自治体の長としても国に申すべきところは申す、それから意見交換すべきところはしっかりと意見交換していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

やはりその地域の安全保障問題によってできるんだろうなと思うんですけど、全く戦争が起こる可能性がないというところにシェルターは全く必要ないというのは当たり前の話で、ただ問題は、やはり東アジ

アの状況も今そういう状況になってきているわけです。ヨーロッパというか、そこら辺のように。そういう意味では、やはり国が責任を持ってしっかりと、もちろん国民保護法で島外避難するということも大切でありますけど、しっかり取り組んでいければなと私としては考えております。

もう一つ、さっき言った弾道ミサイル攻撃に対する強固な建物、各小学校、中学校、高等学校の校舎と言っておりますけど、直接爆風等による被害を受けなくても、窓ガラス飛んでしまって施設内が悲惨な状況になるというのははっきりしているわけですから、高等学校とか各小学校、中学校の校舎が避難対象にはならないんではないかなと考えておりますので、ぜひやはり地下に造らないと。地下に造るということは、今まで地上２階だったやつを地下１階、地上１階という建物にすれば、地下というのは意外と生活環境いいものがありますので、そういうことにも使えるのかなと思っております。ぜひ研究進めてほしいなと思っております。

次に、市民プールについてでありますけど、市民プール建設の検討はしているかということであります。さきの宮古島市と平良北部地域との懇談会で、生涯学習部長から市民プール建設検討委員会、これ当たっているかどうか分かんないですけど、そのような組織で調整中と聞きましたが、説明してもらえますか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

市民プール建設については、これまでに市が実施したアンケート調査で要望が多かったほか、議会でも多くの質問を受けてきたことから、令和６年度に市民プールの実現可能性調査業務を実施いたしました。この業務では、宮古島市民、スポーツ団体、宮古島観光協会などの関係団体、あと市内の各小学校、中学校へのアンケート調査などを行い、求められる市民プールの条件を明らかにした上で適切な検討モデルを設定し、その収支を比較、検討することで、市民プールの実現可能性を明らかにすることを目的としております。市民プールに求める条件としましては、ウオータースライダーや流水プール及び歩行用のプールなどの多様なプール機能に加え、お風呂、スパ、トレーニングルームといった附帯機能の整備を求める意見がございました。一方、各学校への調査結果からは、学校プールの集約化についてのニーズは低い結果となっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時23分）

再開します。

（再開＝午前10時24分）

◎平良敏夫君

そのときの話の中で、メリット、デメリットを検討しながら進めていきたいという話もあったんですけど、そのことについて、説明お願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

実現可能性調査のアンケート結果からは、利用目的としまして健康の維持・増進、気分転換、ストレス解消、日常的に体を動かすことができる、幼児や子供を安心して遊ばせられるなどの意見が多くございました。学校の授業での活用につきましては、移動時間に伴う時間割の編成上の課題、子供の安全性の確保

及びそれに伴う教職員の負担増などの意見が挙げられております。

市民が求めるウオータースライダー、流水プール及び学校授業で利用できる25メートルプールを整備した場合における収支につきましては、施設整備及び維持管理、運営に要するコストは、施設整備着工から約60年間使用で約280億円の財政負担が示されております。内訳としまして、施設整備に55億円、大規模改修、更新費に123億円、利用料金差引き後の維持管理、運営費に年平均で1.6億円必要となることが試算されております。指定管理者制度やＰＦＩ等の手法による財政負担軽減策も想定されますが、附帯する収益機能の収支だけでは、この負担額を賄うことは難しいとされています。また、他の事例においても施設利用料のみではこれらの費用を賄うことができない状況を踏まえますと、何らかの財政負担は必要になることが想定されております。

◎平良敏夫君

生涯学習部長、今の話は、例えば市民から要望のあったウオータースライダーとか、温泉施設とか、全て含めての整備に280億円かかるという話ですよね、多分。何もそこまでやる必要ないと思うんです。宮古島に見合った施設ができれば一番いいです。もちろん、ウオータースライダー、子供たちも遊べるようなプールができるのが一番いいんですけど、デメリットというのは金額的な問題ということになるわけですか、基本的には。そう捉えておりますけど、さっきも言ったんだけど、やはり市というのは、市民からはいろんな要望出る。それを今まで当局がやってきたこと、これを絞りながらちゃんとやってきたのが当たり前の話であって、これが全部、例えば、検討委員会で検討していると思うんですけど、もしやるとしたらどこまでやるべきかということで含めながら、しっかりと現状に見合ったプール建設について話し合ってほしいなと思っております。

それで、最終的に判断しないといけないと思いますが、いつ頃になりますか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

教育委員会としましては、現在閉鎖されております民間プールの再稼働も予定されていることから、将来的な動向を見極めて判断する必要があると考えておりますが、まずは市長と教育委員会が、より一層民意を反映した教育行政を推進していくことを目的として設置されております宮古島市総合教育会議に提案する予定としております。

◎平良敏夫君

市民プールの建設、計画ではできている頃だったと思うんですけど、電話で確認したところ、少なくともあと１年はかかると話をしておりました。もう一つ言うと、改修することによって時間が延びていると、できたら全部壊して新しく造ったほうが早かったよねという話もあったんですけど、昨年の５月に今話があった宮古島市唯一の民間プールが閉鎖されました。それ以前は、児童生徒から高齢者まで幅広い市民が使用して、盛況を極めていました。特に足腰の弱い高齢者は、運動できる施設を失って嘆いています。

市民プール建設の公共工事に関連しての質問をします。宮古島市での大型公共工事は、宮古島市新総合体育館建設後は何を予定していますか。

◎副市長（砂川　朗君）

まだ計画段階ではございますが、市の最終処分場、そちらのほうも満杯になるということで、予定はされているところでございますが、防衛省関係予算に関して申しますと、伊良部屋外運動場の外構整備も引

き続き行っていく予定となっております。また、水道整備事業、こういった部分が今後行われる予定となっております。

◎平良敏夫君

ここで私見を述べさせていただきたいと思います。私は、これまで何度も市民プールの必要性を訴えてきました。多くの一般市民が望んでいるのは体育館ではなく、市民プールの建設を求めているのが現状であります。もちろん私は宮古島市新総合体育館の早期の建設を望んでいますが、体育館に縁のない多くの一般市民や高齢者は、なかなか利用することもなく、訪れることもないのが現状であります。宮古島市新総合体育館は、令和10年度には供用開始となるとの答弁がありました。その後の大型プロジェクトとして、市民プールの構想をぜひ描いてほしいなと考えております。屋内の一年中利用できる温水プール、幼児から小学生、中学生、高校生、一般市民、高齢者、またアスリートから、健康維持、生活習慣病予防のため、誰もが思い思いに利用できる市民プールがぜひ必要と考えております。児童生徒の水泳授業は、７月から９月までの短い時間となっていますが､温水市民プールですと一年中水泳の授業を受けることができます。今、沖縄本島を含め、本土では子供をスイミングスクールに通わせる親が多いそうです。文部科学省の水泳授業の趣旨は、水泳で求められる身体能力を身につけることと、また水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ理論的な思考力を育むこととしております。身体能力は当然のことではありますけど、意外なのは知的な発達を促す、理論的な思考力を育むということであります。東大生の６割は、子供の頃水泳教室に通っていたとの調査もあります。

今、学校では先生の過重労働が問題となっていて、働き方改革が叫ばれています。先ほどは、市民プールを造ることによって先生たちの負担が増えるよということになっておりますけど、今の現状を言うと、今どうなっているか分かんないけど、私の息子も学校の先生していたんですけど、プールの掃除するのがすごく大変だという話をしておりました。ですから、逆に言うと、学校からプールへの移動も水泳の授業も専門の指導員に委託すれば、先生方の負担は軽くなるのではないかということです。一般市民、また高齢者がプールに通って元気になると、病院通いが少なくなり、市民から苦情の多い国民健康保険料や介護保険料が安くなり、子供たちはプールに一年中通えることで、いい大学に行く子供たちがたくさん誕生することになるかもしれません。建設業界を支援するためにも、市民の実質賃金向上のためにも、公共工事は必要であります。一時、公共工事は箱物だということで嫌われているときがあったんですけど、絶対公共工事は必要だと考えております。市民プール建設は不要な箱物事業ではないし、市民プール建設も地下シェルターを備える避難施設として要望すると、防衛省の予算もらえることになると考えております。

ここまでが私の私見ではありますが、市長、このことに対して答弁とかありますか。

◎市長（嘉数　登君）

まず、市民プールについて、教育委員会のほうでいろいろと調査、フィージビリティー調査をやっておりまして、もちろん市民からの要望という点は私も認めるところでありますけども、やはり民間プールの再稼働の有無ですとか、それから学校教育への活用の有無、さらには市民の負担となる整備費がどうなのか、維持管理費がどのぐらいになるかというところについては、詳細に検討する必要があると思っておりまして、それは宮古島市総合教育会議のほうで意見交換やっていきたいというふうに思っております。

それと、これからの宮古島市において必要となる施設については、今まさに令和７年度、令和８年度に

かけまして次期宮古島市総合計画を検討する段階に来ておりますので、そこは市民と、市民からの要望、ニーズともしっかり把握した上で、今後、向こう10年間のあるべき姿というものの中で、しっかりと議論していければというふうに思っております。

◎平良敏夫君

次に、人口自然増減数がこの宮古島市では悪化しているということについてですけど、人口自然増減数とは出生数と死亡数の差を、死亡数が出生数を上回ると人口自然減となるということであります。沖縄県全体で人口自然減になっているわけですけど、人口自然増減数を類似市と調べると、石垣市はマイナス134。マイナス134というのは、出生するより死亡する人のほうが134名多いということです。名護市はマイナス142、糸満市はマイナス142となっているんですけど、宮古島市はマイナスの418と人口自然減数は他市を大きく上回っております。このことを踏まえての質問です。宮古島市の死亡原因について、簡単に説明よろしくお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市の死亡原因について、令和５年度宮古保健所活動概況統計データによりお答えいたします。

死亡原因の１位は悪性新生物、これはいわゆるがんでございます。２位が心疾患、これは心臓の疾患でございます。３位が老衰、４位が脳血管疾患、５位が肺炎となっております。

◎平良敏夫君

平均寿命、健康寿命について、類似自治体との比較はできるかということを聞いたんで、聞き取りでは難しいという話があったんですけど、今答弁してもらえますか。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時38分）

再開します。

（再開＝午前10時39分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

平均寿命と健康寿命についてでございます。沖縄県が公表している沖縄県市町村別健康指数統計データによりお答えいたします。

まず初めに、平均寿命についてですが、平均寿命とはゼロ歳の子供が平均して何歳まで生きられるかを示す……

（「そんなのはいいよ。その説明はいいから」の声あり）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

分かりました。男性の平均寿命、令和２年時点において宮古島市、79.4歳、類似の石垣市、80.9歳、糸満市、80.2歳。女性の平均寿命は、宮古島市、87.7歳、石垣市、87.9歳、糸満市、87.4歳となっております。

次に、健康寿命、男性、宮古島市、77.3歳、石垣市、78.4歳、糸満市、78.4歳。女性の健康寿命は、宮古島市、83.3歳、石垣市、83.9歳、糸満市が83.2歳となっております。

◎平良敏夫君

宮古島市の男性は県内最下位なんです。これは11市でなくて、沖縄県全体で。女性も平均を下回っていると。全国で比べると、厚生労働省が発表している令和２年市区町村別生命表によれば、1,887市区町村があるんですけど、男性はその順番でいうと1,841番、後ろからいうと47番だそうです。これ幾ら考えてもひどいなと思っております。これは、女性も平均を下回っているんですけど、男性が特にひどい。これ非常に不名誉な記録となっていると思います。この不名誉な記録が、これまでもそのことは分かっていたんですけど、何年も改善されていないことが問題なんです。昔は、上位にいたと思うんですけど、近年では、やはり原因があるから、下位という結果になっているので、そのことに関して、健康増進課というんですか、どう考えているかお答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市が行う健診事業においての役割は、非常に重要な一つだと考えております。健康診断の受診率を伸ばして、健診を通じた生活習慣病の予防、病気の早期発見、早期治療の入り口であると考えておりまして、健康管理の向上、健康の保持、増進に直結するということを市民の皆様に認識してもらうことがとても大切だと考えております。

◎平良敏夫君

次に、特定健診についてですけど、受診率についてお答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市国民健康保険における令和６年度特定健診受診率は40.1％となっており、前年度と比較して0.8ポイント伸びております。これは県内11市のうち、南城市の42.4％に次いで２位となっております。県内市町村平均の35.9％よりは高くなっております。

◎平良敏夫君

やはり受診率を上げるということは、四十何％と言った。42.2、違うか。もうちょっとあった。平均よりかは上だよという話になっているんですけど､現実としては平均寿命が低いということでありますから、これだけで満足しているわけにはいかないよね。どうしたら改善できるかということをもっと真剣に考えないといけないと思っております。あらゆる手だてを使って市民の健康を取り戻さなければならないと。多くの市民が特定健診を受ける、市民プールを建設して高齢者もプールで運動して元気になってもらう、減塩などの食事指導を行う、アルコールの飲み過ぎを指導する等々、これまで以上に取り組まなければいけないと思っております。壮年期の突然死撲滅と元気な高齢者を増やすことが平均寿命、健康寿命を延ばすことになります。転じて、市の医療費、介護費も圧縮されるということです。平均寿命が沖縄県で最下位という不名誉な記録は、何としても挽回しなければならない。市民プールを建設して、高齢者の運動にもつなげてください。本当に特定健診だけではなくて、いろんなことを指導しながら、真剣に一歩ずつ順位を上げていくというしっかりとした目標を持って取り組んでほしいなと私は思っております。本当に不名誉な記録だと私は思う。ぜひ頑張ってください。

時間終わりですから、次、後で時間あったらやりますけど、次、観光行政についてでありますけど、７号の、市の2024年度観光収入額は、前年比180億円増の1,073億円となっている。この1,073億円の行方はどこに行っているかということで、乱暴な質問ですけど、よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

宮古島市の観光消費額は、沖縄県観光統計実態調査における観光客１人当たりの消費単価のデータを基に、本市で調査した入域観光客数を乗算して算出しております。その各データを基に業種別の比率を算定すると、本市の観光消費額約1,073億円のうち、宿泊費が36％、飲食費が21％、土産買物費が20％、域内交通費が14％、娯楽入場費が９％となっており、本市を訪れる観光客がそれぞれ消費したものと考えられます。

◎平良敏夫君

趣旨がずれていますけど、何に使ったかという話は私していないよね。もちろん観光、宿泊費も飲食費も21％、いろんな買物にも20％使われているけど、この使われたお金というのはどこに行っているかという話なんです。例えば宿泊だったら、宮古島市のそういう企業ではなかったら島外に流れていくよね、当たり前の話で。そういうことを含めての話をしているんですけど、もう一度答弁お願いします。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時48分）

再開します。

（再開＝午前10時48分）

◎平良敏夫君

よく聞くのが、宮古島市はざる経済で、宮古島市に落ちるお金の70％は宮古島市から流れ出ていっているという話聞くもんだから、そういうことの根拠、それを聞きたかったんですけど、そういう感覚でよろしいですかということだけに答えてもらえますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

観光収入額のうち何％が宮古島市にとどまっているかとの質問かと思います。宮古島市における観光は、宿泊、飲食、サービス、交通などの収益や農水産物などの流通を通じて、本市の地域経済循環に大きく寄与しております。しかしながら、観光産業は業種が多岐にわたる裾野の広い産業であることから、平良敏夫議員ご質問の市民への還元率につきましては、一概に表すことは難しいものと考えております。

◎平良敏夫君

しかし、これからも質問するんですけど、やはり宮古島の経済考える場合に、難しいものどうのこうの言っている場合ではないと思う。しっかりと調べて、今私らが認識しているというのは、どこでも話ししているのは、100％のうちの70％は島外に、そのお金落ちていないよね、流れていっているよね、ざる経済だよねという話になっているわけですから、そういうことを認識した上で、その対策をやらないといけないということと思うんです。③に行きたいと思いますけど、観光収入が宮古島市民に還元されるためにはどのような施策が必要かと考えておりますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

観光リゾート産業の活性化による効果を地域が享受するためには、観光客のみならず、市民にとってもあるべき観光の姿を官民で共有し、将来も残すべき宮古島の魅力や、観光客と望ましい関係性を構築し、

島内の循環型経済を高める必要があると考えております。

◎平良敏夫君

かみ合わないところあるんですけど、時間ないですから次行きます。これ報道での話ではあるんですが、観光商工課、量から質への転換を必要としているという具体的な話ししているんですけど、その場合、一問一答だから、それから聞きましょうか。量から質への転換を必要としているというのは、具体的にどういうことかということでお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

観光の量から質への転換という考えの根底には、まずは人々、市民の暮らしの安全という観点、それから優れた自然環境の保全、それから観光業そのものの持続性の確保があるというふうに考えております。これらを踏まえた上で、具体的にはまず１点目として、入域観光客の量のみではなく、観光客の宿泊日数等の増による観光消費額の増加、それから２点目として、観光の活性化による効果を市民が享受できる地域経済循環による市民満足度の向上、３点目に、観光客の満足度向上を図るため、受入れ態勢の強化及び多様な観光コンテンツの提供、４点目として、観光客増加による市民生活への影響を軽減するためのオーバーツーリズム対策、そして５点目として、島の自然環境保全への理解が得られるような取組などを考えております。そのために、本年度は量から質への転換による持続可能な観光振興を図るための第一歩としまして、宮古島におけるこれからの観光の在り方を見据えた官民が連携した宮古島市観光振興ビジョンの策定を進めております。

平良敏夫議員先ほど来質問しております観光による効果を市民がどう享受していくかという観点で、これ一つには観光業に従事する者の給与所得というところがございます。それから、観光事業者が納付する市税、これは市税を通じて市民サービスという形で予算化されて提供されていると。それから、飲食店やホテル等への食材供給による売上げ、多岐にわたっております。平良敏夫議員ご指摘のざる経済というところについては、その改善の方向としまして、例えばホテル等に納品する、あるいは飲食店に納品する地元食材の供給率を上げていく、まさに地産地消の取組を進めていくというところも一つの取組であるというふうに考えております。これ１つに限らず、いかにして観光の効果を市民が享受できるような体制をつくっていくかというところにつきましては、私は先ほど申し上げた宮古島市観光振興ビジョン、これからの宮古島の観光はどうあるべきかということについて、いま一度しっかりと議論して進めていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

次、⑤、量から質へ転換すると、市民に還元されると考えるかというところですけど、具体的にはどういうことかって、先ほどの質問の②にそれが入っていたような気がします。市民が享受できる、どうのこうのということあったんですけど、この理由が聞きたいわけです。どうしたら享受できるのかという話。

◎市長（嘉数　登君）

観光の効果を市民にという場合に、還元とか享受とかいう言葉がありますけども、還元というのは集めた税金でもってどういった行政サービスをしていくかという観点が一つあろうかというふうに思っております。私はそうではなくて、市民が観光の効果をいかにして享受していくか、例えばビジネスチャンスでもあるわけですから、そこはいろんなチャレンジがあるというふうに思っておりまして、その相乗効果、

還元する部分と享受する部分、そこを通じて域内経済での循環率を高めていきたいというふうには考えております。

◎平良敏夫君

いろいろ答弁聞きましたけど、一般の市民が、観光客が宮古島市にたくさん入って、ホテルもたくさんできて、人気が沸騰はしているんだけど、それに見合う収入はあるのかと。個人が今言っているように目に見えない、そういう収入があるかも分かんないですけど、私の考え方としては、例えば今度宿泊税というのが、あれ個人にありますよね。それに似たようなことで、例えば企業が宮古島市に入る場合に入場料みたいなのは取れないのかと。そこで仕事をして負担かけるんだから、そういうこともいろいろ考えながら政策、やはりたくさんできたら、宮古島市にたくさん享受して、お金がたくさん入る、税金がたくさん入ることが結果的に市民一人一人に対する恩恵になるわけですから、そういうことも含めながら考えられないかなと思っております。

11号の市営住宅の入居条件緩和についてでありますけど、条件を示すことは大丈夫です。もういいです。

②、新婚世帯、子育て世帯を応援する大胆な規制緩和をすべきだと考えるがどうですか。

◎建設部長（下地睦子君）

本市の市営住宅の入居につきましては、現在、子育て優遇世帯、その他優遇世帯の順で優先抽せんを行っております。また、昨年度から子育て優遇世帯の条件となる子供の人数も２人から１人に緩和をしております。現在、市営住宅は通常の募集に加え、常時募集を実施、また目的外使用にて10戸若者向けに提供しており、規制緩和に使用する戸数の余裕としては現在はない状態です。市営住宅本来の入居対象者の入居を妨げないよう新婚世帯、子育て世帯へ支援を実施する必要があることから、現在の目的外使用の拡充などで対応できないか検討してまいります。

◎平良敏夫君

今入居要件の緩和の話聞いたんですけど､その中に一番聞きたかったのはやはり収入額のことなんです、入居要件の収入額。それ今何もやっていないという話だと思うんですけど、収入額のことで要件緩和とかありますか。今話なかったんですけど、ないよね。ないでいいですか。答弁いいです、そこで。

（「目的外使用のことについてはありません」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

答弁やりますか。

◎平良敏夫君

もういいです。大丈夫です。時間ないから。

那覇市は、市営住宅に入居する子育て世代への支援拡充や、新婚世帯への今言っていた住居を確保する事業を来年度から始めるとしております。それは、市営住宅の入居収入基準を緩和して、月15万8,000円から25万9,000円まで引き下げるとしております。宮古島市の人口は横ばいだと思いますが、その要因は自衛隊員とその家族を含めた1,500人ほどの方々がいることと､観光関連の方々が多数いることで保たれていると考えております。しかし、先ほど質問した人口自然減もあり、地元住民の人口減少は止められていないと考えております。新婚世帯、子育て世代を応援して人口流出を抑えてくださいということでありますけど、市長、この点に対して答弁ってできますか。建設部長。聞いていなかったですか。時間ないんだけど。

◎市長（嘉数　登君）

市営住宅の入居要件の緩和というところで、那覇市の取組を引き合いに宮古島市としてもできないかというところでございました。特に宮古島市では、地価の高騰、家賃高騰で若い世代がなかなかアパートなり見つけることができないということがありまして、市営住宅では、これ県内で初めて、地域対応活用ということで令和６年度に取り組んでおります。特に郊外において入居に至っていない部屋を活用しまして、地域対応活用というところで10戸用意しまして、そちらのほうでは若年層を対象に優遇措置を県内で初めて措置しているところでございます。引き続き、そういった対応でもって若年層の定住を促進してまいりたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

新し尿等処理施設の質問も入れてあったんですが、その中で１つ聞きたいのは、これからの防衛省関係補助金に影響しないかというところだけ１つ答えていただけますか。

◎副市長（砂川　朗君）

新し尿等処理施設に関連してのことですが、現在のところ防衛省関係補助金を活用した今年度実施事業及び次年度以降に実施を予定している事業については、影響は出ておりません。

◎平良敏夫君

ありがとうございました。終わります。

◎議長（平良和彦君）

訂正の答弁があるそうですので。

◎建設部長（下地睦子君）

申し訳ありません。先ほど平良敏夫議員の宮古島市新総合体育館のスケジュールについて、実施設計を今年度いっぱいと答えたところでございます。今年いっぱい、今月いっぱいの誤りです。申し訳ありませんでした。

◎議長（平良和彦君）

これで平良敏夫君の質問は終了しました。

◎池間　仁君

議席番号２番、蒼和会の池間仁です。通告に従いまして、発言場所を演壇及び質問席にて行いますが、初めに演壇にて少しばかり所見を述べたいと思います。

改めましておはようございます。初めに、今年は市町村合併から市制施行20周年の記念すべき年を迎えております。嘉数登市長をはじめ市職員の皆様、今日まで市政を支えていただきました関係者の全ての皆様に感謝とお礼を申し上げます。

さて、このたび、去る10月の宮古島市議会議員選挙におきまして、後援会の皆様をはじめ多くの市民の皆様からの負託を受けましてこの場に立たせていただいたことに、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げます。私が掲げた「市民の声を市政のど真ん中に」の初心を忘れずに、将来の宮古島の発展のために、ここにおられます議員の皆様と共に力を結集し、あわせて市政を担う嘉数登市長、当局の皆様とこの議場で熱い議論を行っていくことを約束いたしまして、私の所見といたします。

それでは、これより通告に従いまして一般質問を行います。１項、農業振興行政についてです。宮古島

の農業は、明治以降にサトウキビが本格的に栽培され、戦後の干ばつ被害を受け、「畑に水を、若人に夢を」のスローガンを掲げ、地下ダム建設により近代のかんがい事業が実現し、水なし農業からの脱却にこぎ着けました。現在では、水利事業による農業改革の成果もあり、サトウキビのほか、野菜、果樹、葉たばこ、肉用牛など、耕種農業の生産額では沖縄県内では常にトップの実績で、県内の農業を牽引しております。その内容も踏まえまして、１号、農政課の体制について、①の各係の業務内容についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農政課には３つの係がございます。それぞれの業務内容について、まず農政係、主に農政課所管の施設管理、新規就農者支援や農用地の集積、確保に関する業務、本市の農業政策全般に関わる将来の地域農業の在り方の方向性を定めるための地域計画や農業振興地域整備計画、農林業センサスの取りまとめなどを行っております。

次に、園芸振興係であります。園芸作物全般に関わる生産振興支援や農業共済に関する事業、農産物の県外出荷に係る輸送費補助。

それから、農産振興係であります。主に本市の基幹作物であるサトウキビを中心とした工芸作物やカンショに対する生産支援、関連する農業機械等の導入支援や、病害虫及び有害鳥獣対策を行っております。

◎池間　仁君

引き続き、②の各係の事業内容についてもお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

各係の事業内容でございますけども、主なものをご紹介いたします。

まず、農政係。事業名でお答えします。農業振興地域整備促進事業、新規就農者総合対策実施事業、農地中間管理事業。

それから、園芸振興係であります。園芸施設設置補助事業、営農安定化支援事業、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業。

農産振興係、さとうきび安定生産確立対策事業、農業支援サービス事業体支援事業、さとうきび収穫機械機能向上支援事業、さとうきび新植夏植促進事業、さとうきび優良種苗安定確保事業、肥料・農薬購入補助事業。

◎池間　仁君

今の説明からも分かるように、多岐にわたって予算面、各種事業への取組に対し、支援強化をいただいていることに感謝申し上げます。

今説明がなされた３つの係のうち、特に２の農産振興係についてお伺いをしたいと思います。①の係におけるサトウキビ事業に関わる事業内容と、その事業の割合についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

農産振興係の担当業務としましては、主にサトウキビ関連事業、カンショ、葉たばこ、有害鳥獣駆除、病害虫防除、その他工芸作物等に係る業務がございます。

まず、サトウキビに関連する事業としまして、病害虫関連では野そ防除、アオドウガネ誘殺灯、有害鳥獣駆除や農薬購入補助、生産量安定、向上を目的とした事業として、さとうきび優良種苗安定確保事業に

よる無病健全苗の更新、反収向上や作業時間の省力化を目的としたさとうきび新植夏植促進事業、農業機械の導入等に係る各種ハード事業をはじめ、農業機械オペレーターなどの技能向上や資格取得のための研修会開催や、その他サトウキビに関する講習会等があり、係で担当する業務全体の８割以上がサトウキビ関連で占めております。

◎池間　仁君

今の説明だと、葉たばこ関連以外ほぼ８割以上サトウキビ関連の事業かと理解をしておりますが、その解釈でよろしいでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

８割程度サトウキビでございますので、そのとおりでございます。

◎池間　仁君

次に、②のさとうきび新植夏促進事業について、アの事業目的についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市におけるサトウキビ栽培の現状としまして、10年前の2014―2015年産、そのときは収穫面積の約38％が株出し栽培でありました。前期、2024―2025年産におきましては、約66％を株出し栽培が占めております。株出し栽培の増に伴いまして、年々収穫面積は増加してきましたが、一方で低反収の株出し圃場も増えていることから、本市におけるサトウキビ生産の課題の一つとなっております。そのことから、低反収株出しの夏植え切替え促進による生産量向上と併せて、株出し増の要因の一つである生産農家の労働力負担軽減を目的としまして、新植夏植えに対する植付け機械の作業委託料金の一部を補助する事業となっております。

◎池間　仁君

事業の目的等については分かりました。

次に、イの事業対象機械についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

対象となる機械ですけれども、全茎式プランター、それとビレットプランターとなっております。

◎池間　仁君

今の説明だと、全茎式プランター及びビレットプランター。ちなみに、ブルトラでの植付けは対象となりますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ブルトラでの植付けにつきましては、この事業の対象外となっております。

◎池間　仁君

分かりました。

最近のサトウキビ植付け作業の状況を見ても、なかなか以前のようにおじい、おばあたちと一緒に耕運機を使っての作業形態というのは、なかなか最近は少なくなったかなと思っております。その要因を考えますと、高齢化による農家の減少や、温暖化による気温上昇による作業環境の悪化も考えられると思います。一方では、今の説明にもあるように、本市も機械化による農作業の効率化が進んでいると考えます。そこで、ウの事業取組の効果についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

この事業は、令和３年度から低反収株出しの夏植えの更新、切替えを促進することを目的としまして事業を開始しております。事業効果につきましては、事業開始当初と今年度における申請件数、申請面積の比較でお答えいたします。事業開始当初の令和３年度における申請件数は112件、申請面積は101.8ヘクタールとなっております。今年度につきましては、10アール当たりの補助額を前年度までの上限3,500円から上限7,000円に拡充し、実施しております。実績としましては、申請件数216件、申請面積162.8ヘクタールとなっております。事業開始当初と今年度を比較しますと、件数で93％の増、申請面積では60％増となっていることから、一定数の事業の効果は現れているものだと考えております。

◎池間　仁君

今の農林水産部長の説明によると、スタート当初、令和３年度から前年度、令和６年度まで事業成果が利用率を見ると上がっているというのは、もう顕著に現れているというのは理解しております。この事業の目的が成果に反映していると思いますが、今の説明で２種類による植付け機械、全茎式プランター及びビレットプランターが対象となっておりますが、私の認識ではこの２種類の機械の作業費用が違うように思っております。そこで、エの事業費の適正についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本事業に係る事業費につきましては、まず全茎式プランターの場合、平均委託料に対しまして補助額、これ10アール当たり7,000円を補助率換算すると、約46％となります。同様にビレットプランターの場合、平均委託料に対し補助額、同様に7,000円を換算すると、約24％となっております。全茎式プランターに対し、ビレットプランターの特性上、植付け苗を用意する場合、ハーベスターを稼働して採苗を行うことから、機械利用の経費が上乗せされるため、全茎式プランターより委託料が高額になるため、補助率としては全茎式プランターより低率となります。池間仁議員ご質問の事業費が適正かということでございますけれども、今年度、補助額の増額により申請件数も増えていることから、一定の評価はいただいているものと考えております。

◎池間　仁君

今の説明によると、全茎式プランターが事業費に対して46％、それとビレットプランターが24％、比較するとビレットプランターのほうが低率だということで間違いないでしょうか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

全茎式プランターよりビレットプランターのほうが低率ということでございます。

◎池間　仁君

まず、間違いなく言えることは、夏植え新植に対しての植付け補助が確実に成果を上げているということはこの数字に現れていると思います。その点を踏まえて、ビレットプランターへの支援強化はさらなる事業成果につながるんではないかというふうに考えています。その支援強化についての市の見解をお伺いいたします。

（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時21分）

再開します。

（再開＝午前11時21分）

◎農林水産部長（下地貴之君）

ビレットプランターの作業料金は、全茎式プランターと比較すると高額となりますが、苗の大量投入によりまして発芽数と茎数の増加が見込めます。そのため、反収の増加が期待できることから、結果として生産農家の手取り額、この増加が見込めるものと考えております。

◎池間　仁君

今の答弁、質問の内容が違うと思うんですけど、私が言っているのは、今の全茎式プランターとビレットプランターの補助率が変わりますよと、事業成果は確実にビレットプランターのほうも今機械化が進んで上がっているので、できればこのビレットプランターの補助率を委託料に合わせて、できれば支援強化をするほうが事業の成果にさらにつながるんではないかという意味で質問したつもりです。その点を踏まえて、もう一度お伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

失礼しました。補助率につきましては、今後検討はしていきたいと考えております。

◎池間　仁君

農林水産部長、前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。少し調べたところ、今年、令和７年、宮古製糖株式会社、沖縄製糖株式会社、それと宮古製糖株式会社伊良部工場の新植夏植えの面積を確認したんですけど、大体全体で1,060ヘクタールぐらい。前年比が1,800ヘクタールで、それに比べると640ヘクタールぐらい減少しているんです。その要因は、やはり高齢化も進み、作業がきつい、それと夏の暑い時期にやるというのは、かなりサトウキビを植える状況では条件が悪いということもあって、相当数の方が株出し栽培に移行しているんではないかというように思われます。それをカバーするには、どうしてもやはり新植夏植えというのが土台となってきますので、できるだけ、そういった市の状況を鑑みても、ビレットプランターへの支援強化というのは必要ではないかというふうに考えております。そこで、今後は夏植えのみならず、春植え栽培への支援強化を行うことでしっかりと成果につながれば、宮古島市への利益還元にもつながると考えていますので、ぜひ併せて支援強化をよろしくお願いをいたします。

次に、この事業は新植夏植えの促進を行うと同時に、有機質堆肥を活用した増産を目的とした支援事業と認識をしております。この内容は、宮古島市総合計画後期計画及び嘉数登市長の施政方針にも明記されております。その点も踏まえて、オの事業効率化（事業の統合）についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

聞き取りの中で、ばら売りの堆肥購入補助事業とさとうきび新植夏植促進事業を統合できないかということでございました。事業統合につきましては、実施に向けた検討の余地はあるものと考えております。しかしながら、現時点において肥料販売事業者や生産法人等が所有する堆肥散布機の台数と植付け機械の台数の差にも開きがあり、同時並行での実施は課題も多くあることから、スムーズな事業実施が可能かも踏まえて、事業実施方法等について十分に検討していく必要があると考えております。まずは、ばら売り

堆肥購入補助事業について周知を強化し、生産農家の地力増進に向けた意識向上につなげながら、両事業の申請状況を考慮した上で事業統合を検討してまいります。

◎池間　仁君

その前にも質問した１号の②の説明にもあったように、単独の事業内容が多く実施されていると思いますが、ぜひとも事業効率化を図るために、さとうきび新植夏植促進事業と地力増進、堆肥や有機質肥料を使った事業をセットにした支援事業の統合をぜひ提案したいと思います。もう一度市の見解をお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

まず、両事業の申請状況を再度考慮した上で、事業統合については検討していきたいと考えております。

◎池間　仁君

夏植えの前に有機質堆肥を投入することは、地力増進にやはりつながると思いますので、その分また加えて品質の向上と、さらなる増産につながると思います。さらには、事業の統合は仕事の効率化及び職員の作業軽減にもつながるものと考えます。重ねて今前向きな答弁があり、検討するということですので、ぜひこの事業統合に向けての検討をよろしくお願いをいたします。

次に、３号、各製糖工場における副産物（バガス、葉がら等）についてです。①の工場内の取扱状況についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

各製糖工場内にあるバガスなどの製糖副産物の量につきましては、市内の３工場に聞き取りを行っております。ただ、正確な量は把握できていないとのことでありました。そこで、沖縄県農林水産部が毎年度公表する生産実績に係る資料から2024―2025年産の製糖実績を基に確認したところ、例年工場への原料搬入量に対する約12％程度が葉がら等となり、原料処理量の約30％がバガス、約７％がフィルターケーキとして産出されております。バガスについては、産出量のうち約３％が余剰バガスとなり、残り97％、それが燃料や堆肥原料用として使用されております。これを本市の３工場の前期、2024―2025年産の原料搬入量約41万1,400トン、原料処理量約36万500トンで換算すると、葉がら等が約４万9,400トン、余剰バガスが約3,200トンとなり、原料処理量の約１％である3,200トンと葉がら等４万9,400トンを合計した５万2,600トンが１年分として３工場のヤード等に堆積していることになります。

◎池間　仁君

次に、②の工場にある葉がら、バガス、それと糖蜜含めての副産物の利活用についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

製糖副産物の利活用につきましては、第２次宮古島市総合計画後期計画において製糖副産物の農地還元、有機質肥料の利活用等による地力増進、有機質肥料や緩効性肥料の活用による環境に優しい農業の推進についてうたわれているとおり、市として基幹作物であるサトウキビ生産を推進していく上でも重要な施策の一つと考えております。近年、サトウキビの収穫作業の機械化が進む中、工場から大量に出る葉がら、バガス等の製糖副産物は、各工場において製糖工程に係る燃料用のほか、肥料原料用としても利用されております。産出された製糖副産物のうち未利用分も多く残ることから、本市としてもその利活用について

は大きな課題であると認識しております。

本市ではこれまで製糖副産物の利活用に係る取組の一環として、製糖副産物の農地還元に係る事業の実施、令和５年度及び令和６年度において製糖副産物による地力の増進と、農地への還元等による循環型農業の実証を目的として、狩俣地区に堆肥製造施設の整備等を実施しております。池間仁議員ご質問の製糖副産物の利活用につきましては、いまだに多くの課題が山積していることから、島内の製糖会社を中心に沖縄県、ＪＡ等の関係機関と連携を図りながら、循環型農業の実現に向け早急に取り組んでいく必要があると考えております。

◎池間　仁君

有機質堆肥の利活用については、先ほども触れましたけど、第２次宮古島市総合計画後期計画及び嘉数登市長の施政方針にも明記されておりますが、化学農薬、化学肥料からの有機質肥料への転換を促進し、持続可能な地下水保全と産業振興の両立を目指しております。そのことを踏まえ、③の副産物の圃場への還元がもたらす地下水保全との関連についてお伺いをいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市は、生活用水をはじめとする水資源のほとんどを地下水に依存しております。地下水保全は、本市にとって重要な課題となっております。製糖副産物から成る有機質資材の圃場への還元は、国が推進するみどりの食料システム戦略における化学肥料や農薬使用量の低減にもつながることから、本市の地下水保全に寄与するものとして引き続き積極的に推進していく必要があると考えております。そのため、本市としても、サトウキビ生産をはじめとする農業全般における地力増進と重要な水資源である地下水保全の両立を図る観点からも、製糖副産物の利活用についてはこれまで以上に関係機関との連携を強化しながら取り組む必要があると考えております。

◎池間　仁君

本市は、平成元年度から地下水モニタリング調査を開始しており、今定例会補正予算においても予算計上がなされており、宮古島市の問題として捉え、今日まで市民への周知や啓発にも力を費やしていることとは思います。地下水保全のためには、生活排水、下水道など多岐にわたっての起因要因を解決しなければならないと思いますが、その観点から④の製糖業関係機関等の永続的な組織の構築について、市の見解をお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

本市のサトウキビ生産に関連する主な関係機関としまして、沖縄製糖株式会社、宮古製糖株式会社の２工場、ＪＡさとうきび対策室、沖縄県宮古農林水産振興センター農業改良普及課、農業共済組合等をはじめ、生産農家で組織される各地区の生産組合、作業受託組織としてハーベスター運営協議会等の団体がございます。その中で、宮古地区さとうきび糖業振興会や宮古地区さとうきび技術員会等様々な組織が構築されておりまして、生産技術指導、機械化や経営に係る支援等に加えまして、国庫補助事業を活用した農家への支援､本市のサトウキビ生産全般における課題解決等に向けた情報交換や協議が行われております。これらの関係機関、関係団体等との連携は、地域経済を支える基幹産業の維持、発展には必要不可欠であると考えており、今後も引き続き関係機関との連携を強化しながら、本市の持続的なサトウキビ生産につなげてまいりたいと考えております。

◎池間　仁君

今後も持続的な地下水保全が必要です。農畜産業の振興、両立に向けて重要な事案と考えておりますので、ぜひ関係機関との連携を密にしていただきたいと思います。

次に、４号、サトウキビ産業の経済効果（ハード、ソフトを含む）、市の見解をお伺いします。

◎副市長（砂川　朗君）

サトウキビ産業の経済効果についてでございます。沖縄県のサトウキビ産業に係る経済波及効果につきましては、一般的にサトウキビ生産額の４倍から4.3倍という試算がございます。また、沖縄県の全産業部門の中において大きな波及効果があるというふうに認識しているところでございます。例としては、2024―2025年産の前期製糖費の本市の実績に置き換えた場合、農家の平均手取り額、トン当たり２万4,272円に生産量36万トンを乗じた場合、本市の生産額は約87億4,000万円となり、生産額の4.3倍となる経済波及効果は375億8,200万円の試算というふうになります。試算の内容は、加工、流通、サービス業等の関連産業までを含む内容となっているため、一概に本市内における経済波及効果となる金額を示すことは難しくなっておりますので、あくまでも参考数値として捉えていただければと思っております。

いずれにしましても、本市は令和５年、農地面積１万500ヘクタールとして、沖縄県全体の約３割の農地を保有しております。また、サトウキビにおきましても県内生産の約４割の生産量を持っているところでございます。本市への経済的な恩恵は大きいことから、サトウキビ産業は地域経済循環の中核を担う大きな産業であるというふうに認識しているところでございます。

◎池間　仁君

副市長、丁寧な説明ありがとうございます。私も自分なりに試算係数と金額をはじきましたけども、今副市長からあったように、経済指数がおおよそですけど、4.3倍、経済波及効果ですね。合計約375億円。少し調べたんですけども、沖縄県農林水産振興センター管内で圃場整備とかかんがい事業、あるいはそれに関わる委託料を聞き取りしましたところ、前年度で約37億円、宮古島市で約10億円、これを合計しますと、440億円ぐらいのまず経済波及効果というふうになります。あくまでもこれは私自身の調べた範囲なので、変動あるかと思いますけど、言えるのはサトウキビの経済波及効果というのはすごく大きい金額になると、宮古島経済にとっては必要だということをこの数字で表していると思います。

その点を踏まえまして、このサトウキビ産業に特化した業務係への移行について、①の今般のサトウキビ環境状況や当局の事業体制及び事業内容を鑑み、農産振興係をサトウキビ係、仮称ですけど、移行について市の見解をお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

サトウキビに特化した係への移行ということでございます。現在サトウキビ関連の業務は、農産振興係が行っております。職員４名、会計年度任用職員２名、合計６名の体制となっております。担当業務としましては、市単独の補助事業が７事業、国庫補助事業が２事業、補助事業を含む県事業が３事業、その他各種計画の策定等に加えて、カンショ、葉たばこ、ソバ、病害虫防除、有害鳥獣に関する事業の担当となっております。農業を取り巻く環境の変化とともに業務内容も多様化しているところですが、池間仁議員ご質問のサトウキビに特化した係への移行につきましては、まずは担当課内において事務分掌の見直し等を行った上で、必要に応じて関係部署と調整を図っていきたいと考えております。

◎池間　仁君

宮古島市のサトウキビ産業は、間違いなく本市の経済を支えてきた産業の柱の一つと言えます。これから先においてもまだまだ成長する可能性の高い産業と思います。市長、サトウキビといえば宮古島です。嘉数登市長といえばサトウキビと言えるような、できればその思いを込めて、再度実現に向けての検討を、市長の答弁をお願いしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

池間仁議員のご提案につきましては、本市の基幹作物であるサトウキビをはじめとする農業全般につきまして、これは農家の皆様の生産体制のみならず、市役所の支援体制にまで踏み込んだ大変貴重なご意見であると受け止めております。現場の実情を踏まえ、生産から支援までを俯瞰したご指摘は、今後の農業行政、可能性にも言及していただきました。今後の農業行政を検討していく上で、大変重要な視点であると考えております。今後につきましては、市が実施している補助事業の内容や効果、あわせて農業支援に係る組織体制についても検証を行い、何よりも農家の皆様にとってより実効性のある支援となるよう、関係機関とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

◎池間　仁君

嘉数登市長、本当に前向きな答弁をありがとうございます。

では、次に移ります。２項の子育て支援について、１号、本市は日本一子育てしやすい島を目指し、４月24日に宮古島市子育て支援宣言を行っております。この間の市の取組についてお伺いをいたします。

◎市長（嘉数　登君）

最初に、私も夫婦共働きで３人の子供を育ててきた経験がありますので、大変苦労いたしました。そうした私自身の経験を踏まえて、本市における子育て環境はこうあってほしいという思いを込め、去る４月24日に宮古島市子育て応援宣言を行わせていただきました。その後の新たな取組としましては、１つ目に子ども・子育て支援条例の制定に向けた取組を開始いたしております。次に、具体的な支援策として、これは一時預かり保育事業に対する支援拡充の検討を進めてきたほか、こども医療費の対象年齢拡大について、これについては去る９月定例会において条例改正を行いまして、次年度からの支援拡充を予定しております。また、伊良部島における子育て環境の充実に向けて、子育て支援センターや放課後児童クラブも併設される伊良部島児童館の建設を進めているほか、既存の子育て関連施設の修繕などについても積極的に予算措置を行うことで、環境改善を図っております。

◎池間　仁君

これまでも、第２次宮古島市総合計画の後期計画にも明記されているように、妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない多岐にわたる支援強化などを行ってきたことは、高く評価をしております。

次に、２号の宮古島市子育て支援条例（仮）について、進捗状況をお伺いをいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

宮古島市子ども・子育て支援条例の制定については、６月定例会において市民意見収集に向けたワークショップ開催のための予算を計上し、現在子ども・子育てゆんたく会という形で開催をしております。また、並行して子ども・子育てに関わる様々な分野の専門家と意見交換を通じて、条例に盛り込むべき要素や条例制定までのプロセスの在り方、条例制定後に望まれる仕組みの在り方などについて検討を深めてい

るところでございます。条例制定のスケジュールとしましては、令和８年度に市民会議を立ち上げて、市民と共に条例案づくりを年度内に行い、令和９年６月定例会への上程を目指すこととしております。

◎池間　仁君

スピード感と実行力を持って、なるべくスムーズに進めるよう要望いたします。

次に、３号の出産祝金についてです。①の市の支援取組についてお伺いをいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市における出産祝金につきましては、出生児１人につき、第１子及び第２子は３万円、第３子以降は５万円を交付しております。調査した範囲では、県内11市で出産祝金を交付している自治体は本市が唯一となっております。

◎池間　仁君

今の答弁で、②については割愛させていただきます。

本市は施政方針にて、少子化対策について、子育ての環境整備、多種サービスの充実、経済的な負担の軽減など、様々な取組を行うと明記しております。これを踏まえ、③の今般の社会情勢において子育て環境が厳しさを増す中、出産祝金の支援強化について市の見解をお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

現在の子育て環境として、物価高や家賃高騰を踏まえ、経済的な面で厳しさが増していることに関しては認識しております。子育てに対する支援強化といたしましては、経済的な側面からの支援も重要であると認識しておりまして、出産のタイミングのみならず、乳幼児期から高校年代まで幅広く切れ目のない支援が求められると考えております。これまでにもこども医療費助成事業の支援対象拡充などにも取り組んでいるところですが、本市の財政力も踏まえ、国や県にも必要な支援を求めながら、様々な支援拡充について検討してまいりたいと考えております。

池間仁議員ご指摘の出産祝金についての見解ですけども、様々な検討を要するため、現時点において出産祝金を増額するというところまでは明言することはできませんけれども、子育て世帯にとって支援が持続的であることも重要であると考えておりますので、財源的な裏づけも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

◎池間　仁君

嘉数登市長、すごく前向きなご発言があったので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次の②、宮古島市子育て支援条例（仮）、これについてぜひ、今の嘉数登市長の答弁にもありましたけども、保育料の無償化を継続的に明記する考えがないか、市の見解をお伺いいたします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時49分）

再開します。

（再開＝午前11時52分）

◎池間　仁君

では、失礼しました。②の宮古島市子育て支援条例（仮）に保育料無償化の明記をする考えはないか、市に見解をお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

保育料無償化を条例に明記することについては、保育料無償化自体についての検討を踏まえてとなりますが、今回の条例は、基本的な方向性を定めた上で、様々な施策の実行を担保する仕組みを盛り込むことを想定しておりますので、条例にどの程度具体的な施策や事業を盛り込むべきなのかについても含めて、今後検討していくことになります。

◎池間　仁君

本市は、日本一子育てをしやすい島を目指し、子育て支援をはっきりと宣言しております。嘉数登市長がおっしゃるスピード感と実行力を持つことは、先送りをするのではなく、素早く結果を示すことだと思います。ぜひとも財源の確保に向けては、今般のふるさと納税の増額補正で、特に市長のおまかせコースを市長裁量にて実行することで、市民や市職員への嘉数登市長の本気度がはっきりと伝わるかと思いますし、多くの市民が有言実行を期待していると考えます。市長、再度ですけど、その点を踏まえまして市長の見解をお伺いいたします。

◎市長（嘉数　登君）

やはり実行に当たっては、単に始めるということだけではなくて、それを持続させていくことが非常に大事だというふうに考えておりますので、安定財源の確保に向けて取り組んでまいります。

◎池間　仁君

次に、３項の観光行政についてお伺いします。

１号のオーバーツーリズムについてお伺いをいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市におけるオーバーツーリズムによる地域住民の生活への影響としまして、市街地での商業施設や道路の混雑、水やごみ処理などの生活インフラの逼迫、環境負荷、観光客のマナー問題などが挙げられます。そのような問題の解決を図るため、今年度におきまして官民で連携して宮古島市観光振興ビジョンの策定を行い、そのビジョンを基にいたしまして、次年度には第３次宮古島市観光振興基本計画を策定する予定でございます。オーバーツーリズム対策につきましても計画の中に明記し、官民で連携して政策を実施してまいります。

◎池間　仁君

次に、２号のクルーズ船観光におけるメリットとデメリットについての市の見解をお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市でのクルーズ船の受入れがもたらす影響につきましては、まずメリットとして、経済面におきましては、クルーズ船客の観光による観光消費額がコロナ後年々増加しており、昨年度は18億7,000万円となっております。また、教育面におきましては、地元の高校生がクルーズ船の見学を通して外国語や通訳の仕事に触れる機会が創出されるなど、一定のメリットはあったものと考えております。

一方で、デメリットとしまして商業施設の混雑、ごみやトイレの問題、私有地への立入り、公共交通機関の不足など、様々な問題も起きていると認識しております。

◎池間　仁君

３号、４号については、先ほど平良敏夫議員の一般質問と同じ内容となりますので、この点については割愛をさせてもらいますが、いずれにしても量から質へ、思い切った転換をスピード感を持って進めていくよう要望をいたします。

次に、４項の教育行政について、１号の廃校学校跡地施設について、①の廃校後の実情についてお伺いをいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

廃校後の実情についてです。何校あるのかという聞き取り内容でしたので、それでお答えいたします。

現在、教育委員会で管理をしている廃園、廃校につきましては、幼稚園４園、小学校４校、中学校２校となっております。

◎池間　仁君

次に、②の廃校後の施設の維持管理についてお伺いをいたします。

◎教育部長（久貝順一君）

廃校後の維持管理についてお答えをいたします。

廃校の維持管理につきましては、水道光熱費、自家用電気工作物管理業務委託、また警備業務委託、消防用設備管理業務委託、浄化槽管理業務委託、修繕工事等の経費がかかっております。全体の中で各項目別でお答えをいたします。年間で水道光熱費が約313万5,000円、その他の委託業務、これは警備や消防設備の保守が約1,863万1,000円、修繕工事に係る経費といたしまして約138万1,000円かかっております。合計で約2,314万7,000円かかっております。

◎池間　仁君

次に、③の廃校施設の今後の利活用について、アの学校施設跡地の有効的利活用など個別計画についての市の見解を伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

閉校施設の有効活用についてご説明いたします。

市では、閉校学校施設個別計画を令和４年度に策定し、閉校した学校施設の基礎情報を整理するとともに、利活用における基本的な考え方や実施に係る優先順位等の方針を位置づけ、取組を進めております。計画での優先順位としましては、４つの順位が位置づけられており、１番目に公用、公共的施設への転用、２番目に市と民間事業者等での協働による利活用、３番目に地域、自治会等全体での利活用、最後に４番目、公募による民間事業者での利活用にて整理をしております。

◎池間　仁君

閉校となった学校施設の跡地利用は、様々な有効的利活用を推進しておりますが、施政方針の中で子育て世代の住居不足解消として、市有地を活用した宅地造成や賃貸集合住宅等の整備に向けて、民間企画力を取り込む活用方法の検討や、中小企業への初期投資に係る負担を軽減し、創業を支援するための産業振興施設（賃貸工場）の整備に向けても調査、検討を本市は進めております。その内容を踏まえて、施設跡地利用の宮古島版活性計画プロジェクト、仮称でありますけど、取組の提案について市の見解をお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

ご質問の閉校学校の利活用について、宮古島版活性化計画プロジェクトの取組ができないかというご質問でございます。市では、閉校施設の利活用については、先ほど申し上げました閉校学校施設個別計画に定めた基本的な考え方や優先順位の位置づけ等の方針により取組を進めております。池間仁議員ご提案の民間利活用については、閉校施設の周辺環境や建物の状況などを踏まえ、有効な活用方法も考えられますので、計画に位置づけられた順位で移行できる状態となりましたら、前向きに利活用推進を図っていきたいと考えております。

◎池間　仁君

現在において維持管理費、これはたくさん、約2,314万7,000円と結構、思った以上に多いかなと思いますけれども、この提案は中小企業の投資による宮古島経済発展の起爆剤にもなり得ると考えております。施政方針の内容は、今般の宮古島経済の環境を鑑みても早急に取り組む事案と考えております。ぜひプロジェクトの早期実現に向けて、前向きに検討をお願いいたします。また、地域の学校は地域の財産でもあり、地域の歴史でもあると考えます。ぜひ利活用に関しては母校の名残を残しつつ、今日の時代に合った閉校施設の跡地利用を進めるように切に要望いたします。

時間がないので、５項の水産振興行政について、今回質問というよりも、去る10月に行われました平良北部地区地域懇談会において、西原地区の真謝漁港内の電気、水道設備設置について要望があったとお聞きをしております。その後の対応についてをお伺いいたします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

地域懇談会における要望でございますけれども、真謝漁港につきましては電気、水道設備についてのご要望でございました。今後、漁業協同組合及び船主会と利用頻度及び費用負担等について調整し、検討していきたいと考えております。

◎池間　仁君

既存施設の機械等の老朽化が特に見られる池間漁港及び真謝漁港の漁船の巻取り機については、早急な対応も含めて要望したいと思います。

最後に、少し所見を述べたいと思います。今年、沖縄県は戦後80年を迎え、昭和、平成、令和と、戦後の厳しい時代から今日の近代化の時代に突入をしております。先人方が築いてくれた今の宮古島を先人方に恥じぬように、今いる私たちが千年先の未来へ今後私たちがつなぐ大きな役割があります。私自身、微力ではありますが、責任を持って今後とも努力をしてまいりたいと思います。

これをもちまして私の一般質問といたします。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで池間仁君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時06分）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を続行します。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

幸政会の下地信広です。今の時間帯、非常に胃が活発で、非常に眠くなる時間帯だと思いますが、どうぞ居眠りしながら、ただしいびきをかかないように、ぜひとも付き合っていただきたいと思っております。

私も市民のおかげで３期目当選いたしました。本当にありがとうございます。特に支持者の皆さん、そして支持したくてもいろいろ、地縁とか血縁とか、それで応援できなかったという方もいました。そういう方に対しても心から感謝申し上げたいと思っております。特に今回の選挙では、優秀な新人の議員が５名も当選しました。やはりこのことは、市民のこの議会に対する期待度の大きさだと私は思っております。そういった面では、私も議会二元代表制を大事にしながら、やはり市民の利益のためには追及していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、早速一般質問に入っていきたいと思います。先月の11月２日に沖縄県総合運動公園陸上競技場でマスターズの陸上競技選手権大会が開催されました。これは泡瀬にあります。宮古島の方も何名か参加しましたが、その中でも特にこの100歳で100メートルのクラスに亀濱敏夫氏が出場しておりますが、その中で26秒74というとてつもない記録を樹立しまして、これが世界新記録になっております。普通100歳ともなると、家の中では介護の世話になったり、そしてまた病院でお世話になったりという方がほとんどだと思いますが、毎日のように歩いたり、走ったりしている。このことは、やはり宮古島市の誇りでもあると思うんです。

そこで、この亀濱氏に、名誉市民の称号にふさわしいと思うので、これを与えて、長寿の啓発に向けたらどうかなと思いますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

亀濱敏夫氏には先日私自身も直接お会いしまして、マスターズ陸上競技選手権大会への挑戦を目指す力強い決意に深く感銘を受けました。今回世界新記録を樹立されたことを大変喜ばしく思っております。亀濱氏は、これまでにもクラス別の200メートル、400メートル、800メートル、それから1,500メートルでも世界記録を樹立されております。その努力と成果は市民の誇りであり、100歳になってもなお挑戦し続ける姿勢は、市民に大きな感動と希望をもたらすものであると考えております。また、そのご活躍は、市民の健康意識がさらに醸成される大きなきっかけとなり、広く市民の手本となる功績と言えます。市としましてもその功績をたたえるため、ご本人やご家族の意向を確認した上で、12月８日に宮古島市表彰審査会を開催いたしました。その結果、本市として初めての市民栄誉賞を亀濱氏に授与することを決定いたしました。現在、12月18日に表彰を行う方向で準備を進めさせていただいております。

（「拍手」の声あり）

◎下地信広君

市長、ありがとうございます。しかも、第１号ということで、非常に名誉なことだなと思っておりますし、また多分これからも自分の記録に挑戦し続けると思っております。また、後輩の方も目標にして頑張るんではないかなと思っております。ちなみに、100メートルの世界記録というのは９秒58なんです。これは、ウサイン・ボルト氏が樹立しておりますが、９秒台で走っていても、80代、90代まではなかなか走れ

ないというのがもう現実でございます。ということは、本当にいかにすごいかということでございまして、100メートルの大体10秒台の方というか、一流選手というのは大体１秒間に10メートル走ります。つまり、10秒前後の方は大体47歩から48歩で行くと言われておりますので、いろいろピッチ走法とか、ストライド走法とかありますが、まずはこの我々の宮古島でこういうふうに世界記録を樹立したということが一番すばらしいなと思っております。

そこで、介護予防とか、健康保険とか、そういう携わっている部署の方が、せっかくの機会ですので、この市民栄誉賞を受賞した亀濱氏、何かそういう活用する計画はないのかどうか。どこの部署でもいいですので、よろしくお願いしたいと思います。

◎福祉部長（守武　大君）

亀濱氏におかれましては、去る９月に内閣総理大臣並びに沖縄県知事から100歳の長寿を祝して祝い状と銀杯が贈られ、嘉数登市長が直接訪問し、伝達並びに記念品の贈呈を行っております。その際に「11月のマスターズ陸上競技選手権大会で元気に頑張るので、応援してほしい」との言葉をいただいており、有言実行を果たされたことは大変喜ばしい限りであります。

本市におきましては、高齢者向けの介護予防事業として、ワイドー教室やいきいき百歳体操など幅広く実施し、体を動かす機会の提供に取り組んでおります。今後とも亀濱氏のように生涯現役で活躍される高齢者の皆様が増えるよう、多くの方へ参加の呼びかけを行ってまいります。

◎下地信広君

非常にいいと思います。また、それを広報誌とかも利用すれば、健康について市民の意識づけが変わってくるのかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、話はそれるんですが、今70歳以上の方、60歳の方はマスターズ陸上競技選手権大会は参加できますけど、70歳以上の方も宮古島からもいっぱい参加しております。それで、大体マスターズ陸上競技選手権大会はみんな自己負担で参加していますが、70歳の方の健康を応援する意味でも、沖縄本島までの旅費を70歳は半分負担できないか、そして80歳、90歳は全額とか、100歳はいろいろまた考えていただけないだろうかというふうに、補助金のことまで述べてしまいましたけど、いかがでしょうか。これは、市長か副市長が答えないといけないんではないでしょうか。

◎副市長（砂川　朗君）

元気な高齢者がより活躍できるように、こういった機会に際して派遣に対する助成とか、そういったものについては今後検討していきたいと考えております。

◎下地信広君

もう２つ目の質問で非常にいい成果が出ていますので、終わってもいいのかなとは思いますが、まだ時間たくさんありますから。最初議長が「信広君」と伸ばしたもんだから、眠たくて、ただ国会でもそういうふうに言っているということでございますので、私はもう我慢しておりますけど、なるべく「下地信広君」で早く呼んでいただきたいなと思っております。

それでは、次に移りたいと思っておりますが、嘉数登市長の一連の要請活動についてお伺いいたします。まずは、市長の早めの要請活動に感謝申し上げます。①の沖縄県保健医療介護部、そして沖縄県病院事業局への要請の内容については、何名かの同僚議員も質問しているので、これは割愛しますが、ただ第２次

宮古島市総合計画にもうたわれているように、「『県立宮古病院』への医師・看護師の安定確保に向けて関係機関と連携を図り、地域完結型の医療体制の構築に努めます」と明記してあります。

そこでお伺いしますが、県立宮古病院や宮古保健所とどのような連携を取っているのか、毎月の定例会等があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

昨年から県立宮古病院、あと宮古島徳洲会病院と様々な問題について意見交換をしておりまして、市として何ができるかというところで、要請活動になっているという今現状でございます。

◎下地信広君

現状では人口は減少しているものの、高齢化率は増えていますし、特にエッセンシャルワーカーの確保が難しいのかなと思っております。そういった人材の確保、育成が大きな課題となっていることは揺るぎない事実と思うので、第３次宮古島市総合計画をしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、国土交通省へのスマートレーンの設置要請の成果について、手応えをお伺いします。これも国に対して早々と直接要望していただきまして、ありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

７月に続き、今回も宮古空港の機能強化に対する支援について要望してまいりました。本市の空の玄関口である宮古空港は、令和６年度に空港旅客利用者数が191万人（　　部分は288頁に発言訂正あり）と過去最高を記録しており、現在の空港機能は逼迫し、特に保安検査場前の混雑はピーク時には１時間前後の待ち時間が生じるような状況となっております。そのため、市民並びに観光客の皆様に負担を強いる結果となっており、空港の利便性や満足度に大きな影響が出ているものと認識しております。このような状況に対応するため、スマートレーンの設置に対する国の財政支援を要望してまいりました。これは７月の要請後、９月には国土交通省から航空局の職員を宮古空港に派遣して状況を確認しており、同空港の現状をよく理解していただきました。このような国土交通省の配慮もあり、今回の要請については、航空会社との調整状況や沖縄県との意見交換の状況など、さらに踏み込んだ内容を伝えることができました。また、国からは次年度事業実施に向け、支援に向けて前向きな内容の意見交換ができたものと考えており、大変有意義な要請活動であったというふうに考えております。

（何事か声あり）

◎市長（嘉数　登君）

議長、失礼しました。先ほどの答弁の中で、令和６年度の空港旅客利用者数を119万人と過小評価して答弁してしまいました。正しくは191万人、過去最高でございます。おわびして訂正を申し上げます。

◎下地信広君

本当にありがとうございます。非常にいい手応えを感じております。

この宮古空港というのは1997年に開港されておりますので、もう25年以上たっているということになります。しかも、そのときの利用客の想定が100万と言ったのが、今市長も言ったようにもう200万人に達しようとしているということは、もう本当に狭隘というか、狭いんではないかなと思うし、そういう部分で、これが導入された場合、今宮古空港では大体１時間に150名ほど処理している、チェックしているみたいですけど、そういった面で非常にもう保安検査員が疲労こんぱいになっている状態でございます。スマート

レーン導入となると、空港施設の狭隘の問題等も出てくると思いますが、その狭隘の問題も含めて当局はどう考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古空港の狭隘というお話でしたが､確かにもう既に逼迫している状況というのは承知をしております。現在沖縄県のほうで基本設計を行って、次年度以降に実施設計を行って、エプロンも拡張、あとは平行誘導路についても検討していくということです。あと、順次空港ターミナルの施設についても拡張の方向で検討していくという答えでございましたので、引き続き県のほうにまた拡張については要望をしてまいりたいと考えております。

◎下地信広君

これは駐車場も含めてですか、建設部長。

◎建設部長（下地睦子君）

駐車場についても拡張をお願いしております。宮古島市として提案をしているのは、職員の駐車場を今の場所から別の場所に設けていただきたいというのと、あと立体駐車場についての提案を行っているところです。

◎下地信広君

このスマートレーンの導入に向けては、補助金の申請と、そして事業の実施に向けて航空会社等が中心になると思っておりますけど、この事務局はどこに置いてあるのか、誰が中心になってやっているのか、この航空関係者。

◎建設部長（下地睦子君）

現在は、宮古空港活性化協議会のほうで事務局を担っていただいておりまして、スマートレーンの導入については、各エアラインと空港課と、あと宮古空港ターミナル株式会社のほうと連携をして調整を行っているところです。

◎下地信広君

スマートレーン導入されると、バッグの中のパソコンも出さなくて済むし、ペットボトルもそのままでも通過できるということで、ＤＸというか、レントゲンの機能が備え付けられてありますので、非常に早くスムーズにできるんではないかなと思っておりますので、非常に期待しております。どうも市長、ありがとうございました。

次に、③、明桜大学の地域推薦枠についてお伺いします。医療従事者の人材確保だと思いますが、どの人材を求めているのか、具体的にお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数　登君）

現在宮古島市では、医師、看護師をはじめとした医療人材が不足しておりまして、特に地元出身の看護職の確保が喫緊の課題となっております。こうした現状を踏まえ、去る11月27日に公立大学法人名桜大学に対し、看護学科への地域推薦枠創設を要請してまいりました。看護師として地域社会に貢献できる有為な人材を育成し、この地域推薦枠を通じて宮古島の未来の医療を支える看護人材を着実に育て、地域医療の安定につなげていきたいと考えております。

◎下地信広君

次に、キャリア教育についてお伺いしたいと思いますが、中学校、これは教育委員会が答弁できるのか分かりませんけど、今現実に人材が不足している中で、この資格を持てばこんな仕事ができるとか、看護師、医師、ケアマネジャーを目指す進路相談、そういうキャリア教育というのは中学校の段階でできないものか。これは専門の講師を呼んでもいいし、また行政が関わってもいいので、学校でこのキャリア教育というのをできないものかどうか、教育長、答弁できたらお願いします。

◎教育長（宮城克典君）

キャリア教育に関しては、大体ほとんどの学校が中学２年生時に１週間のうち３日から５日をかけて、市内の各事業所といいますか、そこにお願いをして、キャリア教育、実際の職場に出かけて体験をする授業があります。今、医療も含めてエッセンシャルワーカー等の人材不足ということもありますけども、学校としては生徒の希望に沿って、生徒が例えば保育士、あるいは看護師を目指したいという希望を取った上で、各事業所に確認もして体験しています。今は小学生期からキャリアパスポートというのがあるんです。生徒が将来なりたい職業とか、あるいは毎年の自分の目標設定とか、そういうふうなことをやりながら、必ずこの職業に就きなさいではなくて、将来の見通し等をさせる授業をやっています。ですから、その中でいいアドバイスをして、小学生のときになりたい夢や希望が中学生に引き継がれて、それを、あなた、中学生でこうなりたいんだね、ではこういう職場体験どうかなというふうにして推進しています。私自身もキャリア教育については、少し来年度力を入れようと思っていますので、看護師とか、宮古島市にも足りないようなエッセンシャルワーカー等ももっと参加枠を広げながら、あるいは複数校で対応できないかなということなどをまた提案して、学校教育課としても考えてまいりたいと存じます。

◎下地信広君

やはり小さいときから職業に興味を持つということが一番大事かなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、職員の適材適所配置についてお伺いします。これは、６月の定例会でも触れましたが、宮古島市一般廃棄物処理施設設備及び管理に関する条例によると、第３条、市は一般廃棄物処理施設の運営及び管理を行うための廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下法という）第21条第１項の規定により、技術管理者を置くとなっていますが、条例に基づいて技術管理者を設置しているのかどうかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

法律と、それから条例に基づいて、一般廃棄物処理施設には技術管理者を設置しなければなりません。これにつきましては、下地信広議員のご指摘どおり義務となっているんですが、現時点では市職員に有資格者がいないため、焼却処理施設及びリサイクル施設の運転管理の業務を受託している事業者に有資格者を置いてもらって、今それを技術管理者として配置している状態であります。

◎下地信広君

現在は市の職員はいないけど、委託業者が持っているということだろうと思っていますが、やはり設置主体は行政ですので、なるべくその行政が設置するのが妥当かなと思っております。というのは、やはり管理者は全職員を指導しないといけませんよね。そういった部分では、委託業者が市の職員を指導するという実態がおかしくなるんではないかなと思っておりますので、ぜひともそのことは考えていただいて、

何のために条例を制定したのか、これは一番大事だからです。なぜ私がこういう質問をしているかといいますと、やはりこの専門資格を持っているメーカーの業者が来た場合に、ちゃんと専門の資格を持っていないと言いなりになってしまう。６月定例会でも言ったように、必要のない部品交換を指示される可能性もある。そういった部分で、決算書を見ても非常に高くなっている時期があったので、言いなりにならないようにちゃんとした職員を配置していただきたいなと、これ要望しますので、急いでやっていただきたい。また、市長、副市長も、この資格を持っている人を配置するように条例を制定したからには、遵守していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次、先島有事避難計画についてでございます。嘉数登市長の県外避難計画について九州地方の４県を訪問していますが、どのような成果があったのか、非常に顔が見えてよかったとは聞いておりますが、もう少し具体的にお願いしたいなと思っています。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

さきの答弁と重複しますけれども、令和４年度から取り組んでおります沖縄県国民保護共同訓練に係る検討会において、これは一つの想定として沖縄県先島５市町村の避難先が九州地方、山口県に設定されており、宮古島市は福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の４県となっていることから、当該４県を訪問してまいりました。避難先として想定しております九州地方の４県を訪問し、顔の見える関係の構築に大きな成果が得られたと考えております。今後の実務者協議に向け、各県での担当部署との連絡体制、協議の継続にめどが立ったことや、特に要配慮者を含む課題の共有というものがなされまして、課題解決に向けた論点、取組の必要性が共有できたものと考えております。

それから、国民保護に限らず、九州地方の各県、山口県とは本市を含む九州市長会や九州地方知事会として災害時の応援協定というものを締結しております。災害時の相互連携の強化の観点からも、顔の見える関係の構築は大変重要と考えております。

さらに、恒久平和を念頭に、さきの大戦で学童疎開先となった宮崎県の小林市を訪問し、移動平和展の開催と学童受入れに対するお礼をさせていただきました。特に小林市に行った際に、当時生徒だった方がご存命でして、沖縄から２名来ていたと、名前もしっかりと覚えておりまして、その当時のことをしっかりと説明しておりました。可能であればお会いしたいというような話もしており、本当に戦後80年目にして初めて宮古島市からは学童疎開先の小林市にお礼ができましたことを踏まえて、今回の移動平和展というのは非常に有意義であったというふうに考えております。

◎下地信広君

大変親密な関係ができたみたいで、有意義な協議ができてよかったと思っております。

そこで、これは有事に関するだけではないと思いますが、やはり災害の避難もそうだと思いますけども、宮古島市には重度障害者とか高齢者の方もたくさんおります。こういった方々もやはり避難させないといけないと思うんです。もちろん国民保護は国が中心になってやるべきだと思いますが、やはり宮古島市としても、災害等もありますので、こういった場合にこの重度障害者、しかも高齢者の方、優先順位というのはあるのか、また計画を立てているのか、この各地域の重度障害者等の人数、把握しているのかどうか、お伺いしたいと思っています。

◎総務部長（上地俊暢君）

避難計画に優先順位はあるのかというところと、人数把握しているのかということについてお答えいたします。

重度障害者や寝たきりの高齢者及び重病の入院患者も含めた要配慮者の避難計画については、沖縄県国民保護共同訓練における検討会の中で、沖縄県医師会、医療関係従事者、日本赤十字社、介護福祉事業者など様々な機関のご意見を踏まえながら、現在検討を行っております。具体的には、要配慮者の歩行や付添い、医療関係の有無などに応じ、要配慮者を７分類に区分し、分類した区分ごとに航空機、船舶、ヘリ等の輸送手段に振り分けを行うとともに、避難受入先での支援体制、情報共有の在り方などについて検討を行っているところです。さらに、要配慮者の避難に当たっては移動に時間を要することから、航空機における優先搭乗や優待席の活用などの検討を行うなど、要配慮者の負担軽減や支援体制の確立を進めており、今後も様々な課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

要配慮者の人数につきましては、人数を地域ごとに算定はしておりませんが、宮古島全体で概算として約3,000名というふうに試算しているところでございます。

◎下地信広君

引き続き、この介護を必要とする人、手助けを必要とする人、そういった部分も常に把握して、スムーズな避難ができるようお願いしたいと思っております。

次、５号に行きますが、従来の保険証の期限が12月に切れておりますけど、この市民からの問合せについてどういったのがあったのか、なければないでいいんですが、答弁をお願いしたいと思っております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本年12月２日から従来の健康保険証が使用できなくなったことから、国民健康保険課へ問合せが11月下旬からこれまでの間に、電話や窓口で約350件ほどの問合せがございました。内容としましては、今自分が持っている健康保険証が使用できなくなるのか、自分はマイナ保険証なのかなど、健康保険証の廃止に伴う問合せでございました。

◎下地信広君

それでは、今資格確認書を利用している方、あるいはまたマイナ保険証の加入率について、お伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市国民健康保険に加入されている方の令和７年10月時点におけるマイナ保険証の加入率は……6,793人となっており、約４割の方が登録をされております。後期高齢者につきましては2,490人となっており、約３割の方がマイナ保険証の利用登録を行っております。

◎下地信広君

次、６号に行きます。し尿等処理施設の不適当な事務処理についてですが、これも何名かの議員が質問していますので、割愛します。ただ、市長が責任を取って減給処分を自ら提案していることについては、職員は襟を正すべきだろうと私は思っております。職員のミスを一々、２回目なんですが、責任取っていたらば、幾つ市長の首があっても足りないんではないかなと思っておりますので、しっかりと各部署においては、関連する条例とか事業要綱等、法令を遵守して仕事に励んでもらいたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、この最後に確認事項ですが、宮古島市には工期内に工事が終われなかった場合に入札業者に何%か事業費を返還させる制度、そういった規定とかはないのかなと思っていますが、いかがですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

工期に間に合わなかった場合の対処ですけども、一般論としましては、工期に間に合わなかった場合は、補助金を所管する国や県に直ちに報告して、相談した上で繰越手続を取ることとなります。あるいは、不可抗力による場合は、事故繰越の手続を取ることになりますが、工期延長そのものが不可能である場合には、契約約款に基づき対応することとなります。

◎下地信広君

たしか沖縄県のほうは、10%以内だったと思うんだけど、多分規定はあると思うんです。そういった部分で、宮古島市もきちんとやはり規定をつくって、工期内に終わるように促したほうがいいのかなと思っておりますので、いろいろと検討もお願いしたいなと思っております。

次です。伊良部自治会、仲地自治会の七夕運動会会場、塩田公園、このあずまやについて整備状況をお伺いしたいと思います。これたしか９月定例会でも質問したと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

伊良部自治会、仲地自治会の七夕運動会会場、塩田公園でございます。９月定例会の一般質問で答弁したとおり、当初は修繕を予定しておりました。しかしながら、現場確認を行ったところ、あずまや全体に亀裂が見られておりまして、修繕では対応し切れないことが判明しております。そのため、公園内の安全を確保する観点から撤去したいと考えております。

◎下地信広君

私は、９月にはもう伊良部自治会、仲地自治会の両自治会長に宮古島市がペンキを塗ってきれいに修繕すると話していたと伝えたら喜んでいたんだけど、３か月たたないうちに撤去ということであります。やはりちゃんと、２か月、３か月で方針が変わるようでは駄目だと思っておりますので、取りあえず見たら本当にもう腐食が激しいので、危ない。今子供たちも、入るなという縄は張ってあるんだけど、入っている子供も見受けられますので、もし撤去するのであれば早めにお願いしたいと思いますけど、予算はありますか、今年度の予算。それとも、次年度ですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

撤去時期につきましては、今年度は厳しい状況でありまして、予算を新年度で確保した上で早期に、令和８年５月頃までには対応したいと考えております。

◎下地信広君

もうこれ９月定例会で質問して、修繕すると答弁があって、今予算がないと言っておりますけど、本当に危ない状態なんです。こういったのを危険だなと思った場合には、やはりすぐ、これは補正予算でもいいから、取り組むという、そういう姿勢が大事かなと思っておりますが、今新年度予算を作成している最中だと思いますけど、５月と言っていますが、この確保に向けては予算は大丈夫ですか。

◎市長（嘉数　登君）

先ほど担当部長の説明では当初予算に盛り込んでという話でしたけども、危険建物の撤去、子供たちが入り込んで遊んでいるということもありますので、管理の瑕疵というようなリスクもありますので、これ

は流用でありますとか、予備費の活用も含めて早急に検討いたします。

◎下地信広君

だんだんと元気が出ました。ありがとうございます。

それでは、今度は宮古製糖株式会社伊良部工場の操業期間の短縮について、対策をお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

2025―2026年産の伊良部島におけるサトウキビ生産量については、約６万1,000トンを見込んでおりまして、今期は12月１日から製糖操業を開始されております。伊良部工場の操業期間短縮を目的として、今期も城辺工場への搬入が行われているところでございます。今期につきましては、操業開始日から刈取り、搬入を開始しておりまして、城辺工場への伊良部地域の原料の搬入量は１万2,062トンとなっており、昨日12月14日をもって終了したとの報告を受けております。伊良部地域へ応援に入ったハーベスター44台は、本日12月15日をもって各原料区へ戻る予定となっております。

製糖期間短縮につきましては、10月上旬に国、農林水産省、沖縄総合事務局、沖縄県、ＪＡ、各地区の生産組合、トラック組合、その他の関係団体を交え、原料移送に関する課題を含めたサトウキビ生産に関する意見交換会が開催されており、それぞれの関係団体から多くの意見が上げられております。ただ、依然としてクリアすべき課題は多く、今後とも課題解決に向けた取組が必要と感じております。本市としては、課題解決に向けた取組として、収穫機械の長寿命化や導入に係る事業の推進等について引き続き取り組んでまいります。

◎下地信広君

毎年伊良部工場はもう５月、そしてひどいときには６月まで操業期間が長引くことがあります。今単純に計算して、伊良部工場の場合には大体１日に500トンしか圧搾できないので、そういった面では、今６万1,000トンということですので、単純計算しても一応３月の後半には終わるという計算ですが、ただ雨が降ったり、自然環境の中での農業ですので、これがまた５月とかずれ込んだら非常に、二期作でほかの作物を植えたいと思っていてもなかなかできない部分がありますので、ぜひともそういった状況を見ながら、ひとつご指導もお願いしたいなと思っております。ぜひよろしくお願いします。

次、佐和田の浜のあずまやについてお伺いします。この件は、豊見山貴仁議員も述べておりますが、豊見山貴仁議員が質問するとトイレの話も非常に爽やかに聞こえて、カルピスの匂いも感じられるような、非常に新人だなと大変感心して、さすが私の後輩だなと聞いておりました。私がちょうど２週間前ぐらいに現場に行ったんですが、多分観光客の方だろうなと思っております。カルピス模様の、水玉模様のワンピースをつけた貴婦人がちょうどこの佐和田の浜を眺めておりました。本当に向こうはもう風光明媚な、日本の渚百選に選ばれておりますので、非常にすばらしい。ところが、このワンピースの女性の方は海を眺めていて、ふっと後ろを振り返りますとあずまやがあるんです。私は、もう非常に嫌な予感がしておりましたが、私の予感が的中しました。あずまやの中に入っていったんです、この女性の方は。そしたら、本当にもう最初の表情と全然違って、けげんな顔をして出てきたんです。無理もありません。ここ、シャワー室と便器があるんですが、トイレが。この便器には、もう便器いっぱいに詰まったのがもうなかなか、そのまま置いて化石状態になっているんです。非常にもう臭い。そういった部分で多分、ああ、この海と

反対側のあずまやのトイレと、そんなにも違うのかなということで、多分不機嫌な顔して帰ったんではないかと思っておりますが、農林水産部長、爽やかなトイレに建て替えられないかどうかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

先日の豊見山貴仁議員にもお答えしましたけれども、現時点では解体の方向で検討しております。

◎下地信広君

そういう答弁するだろうと一応想定でありますが、必要だから造ったと思っておりますし、特に海水を浴びた後にやはりシャワーで流していきたいなと思うところでもあるし、またトイレに行きたい人もいるだろうし、観光客もたくさん来ていますので、取りあえず今は解体ですが、その後のことも、いろいろ利用度とか、そういった必要性を調べて、ぜひとも次年度に向けて取り組んでいただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

次に、10号です。旧宮古島市中央公民館の敷地内に雑木や雑草が繁茂して、幽霊屋敷状態になっております。今後の対応についてお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧宮古島市中央公民館の敷地内の雑木や雑草の今後の対応についてお答えします。

旧宮古島市中央公民館については、土地と建物の有効活用のため、昨年度サウンディング型市場調査などを進めてまいりましたが、具体的な利活用計画の検討には至っていない状況でございます。建物については、サウンディング結果により、老朽化が著しいこと、構造が複雑なことから、解体した後の用地利活用が望ましいとの提案がございましたので､次年度において解体撤去後の用地を有効活用するための調査、検討を予定しております。建物の解体が着手されるまでの期間については、防犯や近隣の環境衛生の保全を考慮して、年２回の定期的な清掃を行ってまいります。

◎下地信広君

この公民館の屋外というか、トイレとか野外ステージもありますよね。これは、宮古島市公共施設等総合管理計画ではどうなっているのか。これも解体の方針ですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時18分）

再開します。

（再開＝午後２時19分）

◎総務部長（上地俊暢君）

旧宮古島市中央公民館の施設には、建物とトイレ、それからステージ等があると思いますが、そこらは一体的に利活用しますので、全て解体をして利活用に臨んでいくということになると思っています。

◎下地信広君

今後は、宮古島市公共施設等管理計画に入っている建物とか、やはり事故を防ぐためには定期的に巡回、点検が必要かなと思っておりますけど、これはやっていますか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時20分）

再開します。

（再開＝午後２時20分）

◎総務部長（上地俊暢君）

個別施設計画で解体、それから廃止となっている施設につきましては、それぞれの所管部で定期的な見回りをやっておりまして、旧宮古島市中央公民館においては総務部の所管となっておりますので、総務部のほうで定期的な確認を行っているところでございます。

◎下地信広君

次に、指定管理についてお伺いします。

サシバリンクスの指定管理後の指導状況についてお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

サシバリンクス伊良部では、これまで芝刈り機の老朽化に伴う故障等が多く、コース管理に支障を来し、施設利用者にご迷惑をかけておりましたが、本年８月にフェアウエー及びグリーン用の芝刈り機を各１台ずつ購入し、利用者が円滑にプレーできるように管理に努めているところでございます。また、職員間で月に１回程度施設を確認し、利用者が快適にプレーできるよう環境を整えるように指定管理者に指導を行っております。

◎下地信広君

指導を行っておりますと答弁しておりますけど、以前にも同じような質問もして、フェアウエーにボールが落ちたけど、なかなか探せない。フェアウエーを歩いていて、私が捻挫しそうになったと。それは、もうカニの穴とか多いんです。草がもうフェアウエーでもラフみたいになっている。何を指導したのかと思っているんですが、指定管理して丸投げしないで、本当に管理できているかどうか共同で点検を実施すべきだと思っております。いつまでも改善されなかった場合にはある程度のペナルティーも必要かなと思っておりますし、芝の管理、グリーンの管理、そういう指導もちゃんとやって、資格を持っている人がいるのかどうかという部分、そして研修も受けているのかどうかという部分。フェアウエーに草が生えている、これ何回も言ってもやらないんだけど穴に土とか砂をまいて、ちゃんときれいに、ストレスがたまらないような、そういう市民の利益のためにぜひとも指導をお願いしたいと思いますけど、もう一度答弁お願いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

下地信広議員ご指摘のとおり、コース内にはオカガニが掘ったと思われる穴や、植栽周り及びコース周辺の雑草など、まだ管理の行き届かないところもありますので、引き続き指定管理者には助言、指導を行いながら、適正に管理するように指導していきたいと思います。

◎下地信広君

防球ネット、相手のコースから飛んでくるボールもありますので、そのネットの設置も、安全面もやはり配慮していかないといけないと思っていますので、ぜひとも指定管理者と宮古島市と一緒に、本当にで

きているかどうかチェックしていただきたいなと思っております。

次に、もう最後になりますが、スポーツ施設についてです。この下地陸上競技場、3,000メートル障害物競争の水濠に土が埋められていて、サトウキビが何本か生えていたんですけど、これは何でこういうふうに、何のために埋めたのかどうかというのを答弁いただけますか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

下地陸上競技場の3,000メートル障害の水濠ですが、昨年度の下地地域の地域懇談会で地域から危険のため撤去してほしいとの要望がありまして、本年５月に撤去を完了しております。ご指摘のサトウキビですが、撤去後の埋め戻した跡地に、これは原因不明ですが、生育しておりましたので、現在担当課において撤去しております。陸上競技場など公共施設につきましては、今後も適正な管理に努めてまいります。

◎下地信広君

なかなか今宮古島で3,000メートル障害の競技者はいないんですが、ただやはり公共の施設ですので、水濠の場合には普通は水道とか、そういう水道管とかみんなあるんです。みんなあれも埋めてしまったのか。

（「撤去しました」の声あり）

◎下地信広君

法令遵守していれば別に問題ないんですが、ただ何でサトウキビがあるのかなと私も不思議に思ったもんだから、聞いただけでございます。別に何もありません。

今日はこれで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

◎粟国恒広君

一般質問に入る前に、私も挨拶をしたいと思います。去る10月26日に宮古島市議会議員選挙がありました。私の中でも、この議場で議員辞職勧告決議が２回も可決されたといった中で、今回市民の負託を得てまたこの議場にも戻ってきたことを本当に市民の皆さんに感謝申し上げたいと思います。４年間また皆さんと共に市勢発展のため、そして市民生活向上のために一生懸命頑張っていきたいと思いますので、ぜひ当局におかれましては市民に分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

一般質問に入りますが、今回多くの質問事項を上げています。その中で、時間の許す限り一生懸命質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてですが、これは同僚議員も結構質問をしています。県立宮古病院の医療体制について、去る12月13日土曜日に説明会もありました。その中で、医師不足、そして看護師、エッセンシャルワーカー等を含め、保健師等の不足がやはり一番この宮古病院の医療サービス低下につながっているという院長の話もありました。それにあわせて、やはり病院の経営自体が赤字経営が続いているという病院の実情もお話がありました。９月定例会でもこの病院については一般質問をやってきましたが、医療体制について、患者の一部が島外で治療を行うという記事がありました。医師の減少については診療力の低下、来年いっぱいは１年間腎臓内科の専門医師が不在になるという報道もありました。市長は、マスコミ報道によりますと、離島への医療派遣による人材確保について、先ほど下地信広議員もおっしゃっていましたが、公立大学法人名桜大学へ地域推薦枠創設要請、また県の保健医療介護部、病院事業局の

ほうにも要請をしております。狩俣博幸市民生活部長の答弁にもありますように、当局もしっかりこの取組はしていると思っています。そこでお伺いしますが、やはり13日の沖縄県立宮古病院主催シンポジウムで宮古病院医師による講演を聞いたときに、医師、そして看護師からの要請として、宮古島市には賃貸住宅が足りない、来たくてもやはり住環境がもう厳しいというお話がありました。病院側から市長へそういった話もしていると伺っていますが、それに対する市長の見解、空き家対策も含めてやられているのは分かります。具体的にどういった施策をもってこの問題を解決するのか、市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市における定住条件の整備、特に離島自治体ですので、医療と教育というのは非常に大事だというふうに思っております。県立宮古病院における医療スタッフの住居確保が非常に困難になってきているという話は私も聞いておりまして、実は要請に行く前にも、今年の７月、８月ぐらいでしょうか、病院事業局と一緒になって民間企業のほうを訪問いたしまして、当該民間企業が保有する住居の例えば県立宮古病院職員への貸与ができないかといったようなことについても、いろいろと要請をさせていただいております。もちろん住居の供給というのは、民間がやる部分と、それから公共でやる部分、それから県立病院ですので、一義的にはそこのスタッフは沖縄県が担うべきものであるというふうには考えておりますけども、そうはいっても離島自治体ですので、医療スタッフがいないことによる医療の制限ということもあってはならないというふうに考えておりまして、引き続き病院事業局と一緒になって、このエッセンシャルワーカーの住居確保については取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

市長が言っているのももちろん当然だと私も思っている。具体的に、住宅を提供するという観点から市有地に医師、そして看護師専用の例えば一戸建てでいいんです。そういった住環境を整えていく、そういった待遇をしっかりやらなければ､なかなか医師の確保に向けてはハードルが高いのかなと思っています。循環器科の医者が言ってたんですけど、川満博昭院長とつながりがあって神戸市から宮古島市に来ていると、離島で暮らすためにはやはりこういった住環境が一番大事だよというお話もしていました。今後市有地を利用して､医師をはじめ看護師､保健師の専用の住宅建設はどういうふうに現段階で考えているのか､市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

県立宮古病院に限っていえば、まさしくその設置管理者である沖縄県との協議というのが必要になってまいります。これは、全く協議しないわけではなくて、例えば市として協力できる部分というのは、今粟国恒広議員ご指摘の市有地が活用できないかという部分については、市として十分に協力できるかというふうに思っておりますので、早期に具体化できるように、沖縄県の病院事業局のほうとも調整していきたいというふうに考えております。

それから、エッセンシャルワーカーというのは何も医療スタッフだけではなくて、宮古島市においては介護、それから保育士等々もございますので、市としてのエッセンシャルワーカー向けの住居供給ができないかどうかということについては、引き続きこの市有地活用も含めて検討していきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

待遇改善をしなければ、なかなか島外からの医師、看護師、保健師の確保は難しいかなと思っています。もちろん名桜大学への地域推薦枠も含め、その学生が卒業して宮古島市へ来るまでにはやはり早急にできることをやっていければなと思います。そういう意味では、石垣市では県外から来られる方に医師も含めて50万円、そして県内から住居を移動する方にも移動支援という感じで40万円の支援をしています。本市もそういった積極的な医師確保に向けて支援をしなければならないというふうに思っているんですけど、その件に関して答弁お願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

渡航費助成という観点で、石垣市が取り組んでいることは承知しております。本市においては、家賃高騰と住居の確保が課題となっていることから、この誘致事業を市単独で導入したとしても住居確保ができないおそれがあり、事業導入については慎重に検討していく必要があると考えております。

◎粟国恒広君

島外から人を、こういった医師等を呼ぶというのは、やはり待遇改善が一番大事かなと思っております。病院関係についてはこれで終わりにしておきます。

続きまして、宮古島市消防本部と陸上自衛隊宮古島駐屯地との各種災害に対する合同訓練に対する協定が結ばれたということですが、この件に関して同僚議員が質問していますので、災害に対する訓練等々も、答弁等があったようにしっかり取り組んでほしいなと思います。これについては答弁は要りません。

３号、台湾有事や国民保護における島外避難計画避難手順等の確認についてですが、その点に関してもやはり同じように同僚議員が質問しています。私は、角度を変えて質問していきたいと思うんですけど、この台湾有事、そして国民保護、そして今宮古島市がビッグプロジェクトで抱えている宮古島市新総合体育館地下シェルター、その問題に関して、さきの狩俣勝成議員ですか、今年で実施設計が終わり、それで次年度に工事着工を目指しているような答弁がありました。それを踏まえて、市としては宮古島市新総合体育館、シェルターを備えた避難場所、それについての建設費用はどれぐらい見込んでいるのか、答弁をよろしくお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

宮古島市の新たな総合体育館、地下のほうは特定臨時避難施設になりますけれども、防衛省の予算を活用して整備する計画となっております。補助率につきましては、特定臨時避難施設が90％、新総合体育館のほうが75％となっております。予算の内訳といたしましては、現在実施設計を行っているため概算となりますが、工事費といたしましては、特定臨時避難施設が約40億円を少し超える、体育館が約100億円を超える。既存の体育館の解体工事費や実施設計費を含めた事業総額は、約150億円を見込んでおります。財源の内訳ですけれども、これは国費が約118億円、８割近く、79％程度です。起債が約19億2,000万円、約13％、基金、これが約９億5,000万円、約6.5％、一般財源が２億2,000万円、約1.5％を見込んでいるところです。

◎粟国恒広君

議会、この宮古島市新総合体育館建設について当初87億円、そして解体を含め、設計と建設費用の分、資材の高騰を含めてやはり90億円、95億円とか、そう示しました。今回建設部長が言った総額150億円、恐ろしいです。すごい金額かなと思っております。それでも、必要だということで建設に踏み切るということだと思うんですけど、今回一般財源で約1.5％というこの２億円余りあるんですけど、その辺に対して市

長、この建設に当たって予算執行する中で、想定していた予算執行になるのか、その辺お答えください。

◎市長（嘉数　登君）

宮古島市新総合体育館を整備するに当たって、当初の整備見込額から大幅に膨らんでいることについては、ここはやはりいろいろと検討しなければいけないというところはあろうかと思っております。ただ一方で、この間の資材の高騰、それから人件費の高騰というのは、これは宮古島市に限った話ではなくて、全国的にもいろんな箱物の整備費用が膨らんでいるというところは私どもも承知しております。承知している中で、いかにして有利な条件でもって整備していくかという観点からは、もちろん防衛省の補助の活用もありますし、例えばシェルターの部分、これ10分の９の補助をいただきますけども、残りの10分の１については、これ市からの持ち出しです。ただ、これについては特別交付税の措置もあり得ると聞いておりますので、確かに整備費は大きくなっておりますけども、その中においても可能な限り国庫補助事業、有利な起債を活用して、市民の負担を最小化できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

やはり有事の際ということで、工事費の無駄だということは私は思っておりません。ただ、やはり市民負担を少しでも軽くしたいという思いで質問しています。宮古島市の新庁舎建設時が約80億円ぐらいだったかなと思っております。もうそれをはるかに超える、ある意味宮古島市誕生以来のビッグプロジェクトになるのかなと思っています。そして、防衛省の予算等を活用しますので、今定例会でも予算関係で補助金の返還等もありますので、しっかりやっていって、早期完成を願うところであります。ありがとうございます。

次に、この質問は２号、３号に併せて、私はこういう質問をするのは３回目に当たるのかな。防災危機管理部署への地域防災マネージャーを取得している退職自衛官の採用についてですが、市長はたしか施政方針の中で、市長判断の補佐役となる危機管理監の設置について検討すると書かれています。そしてまた、副市長からも現在公募をかけているという答弁がありました。それにあわせて、危機管理監というのはやはりすごい情報を持っていて、すぐ迅速に対応する危機管理監のほうが一番最前線かなと思います。そういう関連から、自衛隊の退職自衛官というのは、そういった専門部署での経験があり、災害、そして防災についてはスペシャリストでございます。ぜひ退職自衛官に対する公募もかけているという中で、そこは優先度を高めて採用をできないのか、答弁をお願いします。

◎副市長（砂川　朗君）

一部我如古三雄議員の答弁と重なる部分もございますが、危機管理監につきましては、大規模な災害やその他の危機的状況が発生した際に、災害対応から復興への対応を統括、調整する専門的なリーダーとして配置は必要というふうに考えております。募集につきましては、粟国恒広議員ご指摘の退職自衛官も含めて、幅広い分野での人材で募集をかけているところでございます。

◎粟国恒広君

副市長、幅広い人材の中で募集をかけているのは分かります。ただ、施政方針の中で今年度中に危機管理監を置くということで明言されていますので、できれば早く、いつ頃までに、今公募をかけている中でどの時期に採用ができるのか、答弁をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

粟国恒広議員ご指摘のように、危機管理監につきましては、私は施政方針の中でもこううたっております。「台風や地震などの自然災害対応への組織体制強化として、市長判断の補佐役となる危機管理監の設置に向け、調査・検討を進めます」。この施政方針の中では、まだその調査、検討を進めますという段階ではございましたけども、やはり全国的に相次ぐ地震等々もありまして、危機管理監の設置は急務であるというような判断から、内部での調査、検討を急ピッチで進めまして、現在公募しておりますけども、来年４月には設置できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

明確な答弁で、来年４月までにはちゃんと市長の補佐役として配置をするという答弁がありました。私、なぜそこまで退職自衛官にこだわるかというと、能力的にもすごい知識を持っているんです。特に今、いわゆる国民保護、そして自然災害、防災、そういった中でもやはり指示体系がしっかりしている。自衛隊とのつながりが大事なんです。そういう意味でも、この退職自衛官の採用というのはやはり進めてもらいたいなと思っております。

それともう一つ、財政面でいうと、退職自衛官をこういう形で配置すると、国から50％の補助金が出るんです。要するに退職自衛官に対する報酬というんですか。財政面を考えれば、しっかりそういった制度を利用していければなと思っておりますので、ぜひ市長におかれましてその辺の配慮もしながら、しっかり選考を進めてもらいたいなと思っています。その件に関して、市長、聞いていますか。その件に関して答弁をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

当該職の設置に当たっては、可能であれば国からの、これは補助金ではなくて、特別交付税で措置されるというところでありますけども、そこも見据えながら、どういった職が適当なのか、また宮古島市における危機管理監としてどういうキャリアを持った方々が必要なのかというところは、今現在公募しているところですので、しっかりと精査して決めていきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

では、ぜひしっかり審査して、何度も言うんですけど、やはり地域防災マネージャーを経験している退職自衛官というのを置いてもらったらなと思っています。

市の情報公開については割愛します。

次に、６号、旧平良庁舎の利活用計画について、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧平良庁舎の現在の進捗状況についてお答えいたします。

旧平良庁舎利活用事業に関しましては、６月に起工式を行い、事業に着手しているところでございますが、実施主体である株式会社旧平良庁舎プロジェクトに進捗状況を確認したところ、現場の確認等において想定外の作業が生じたことから、行政手続に時間を要していること等により工程に遅れが生じているとのことでございます。現在、現場確認等の結果を踏まえて工程の再検討を行っている状況にあり、年明けの１月にその整理が完了するとのことでありましたので、市としましてもその時期に今後の実施に係る確認、協議を行いたいと考えております。

旧平良庁舎の利活用事業は、本市初のＰＦＩ事業として市民の注目度も高い事業であることから、できる限り早期の供用開始が図られるよう、今後とも利活用事業者と連携をもって取り組んでいきたいと考えております。

◎粟国恒広君

総務部長、まさしく私もそのことを言おうと思ったんです。本市の公共施設の跡地利用、そしてＰＦＩ事業、初めての取組でございます。しかし、我々もこの件に関しては議会でいろいろ議論してきたんです。やはり運営権について、公共の施設ということで、ロイヤリティー、いろんなものもありました。やはりそういう中でまだ、本来ならもう2026年、次年度の開業を目指していくというんですけど、土日、あの辺回りました。何も手がつけられていないんです。そして、隣の旧平良市文化センターは、根間康雄議員もおっしゃったように、きれいに整地されているんです。市民の中では、本当にこの事業ってできるのという、ある意味不信感が募ってきているのが現状かなと思うんです。我々もあれだけの事業計画、総額27億円、28億円ぐらいでしたよね。１階にマーケット、要するに市場ですね、そして飲食を伴うサービス店舗、地域住民と観光客が利用できるような飲食、そしてショップと、またシェアオフィスをはじめ、ビジネスに対応したオープンテラスというか、そういったのがあります。周辺には公園、そして休息の空間、施設外等を活用した市民広場、そういったすばらしい構想になっているんですけど、なかなかそれが見えてこない。今総務部長がおっしゃったように遅れているというんであれば、これだけの事業をするためには、当局としてもしっかりと市民に対して情報発信をしていくということが求められると思うんですけど、その件に関して答弁お願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧平良庁舎の利活用事業についてお答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、当該事業者との調整の中で年明けにその整理が完了するということでございますので、その整理の中で市としても調整、確認をした上で、内容について市民にも知らせていきたいと考えております。

◎粟国恒広君

市民の期待度が大きいんです、あの庁舎は。そういう意味でも、我々も期待に応えようという形で、早期に議会でも議案を認めて、この北斗不動産グループですか、に委ねています。そういう中で、なかなか現実的にまだ現れていないというのはやはり市民としても不安ですので、さっき総務部長が言った情報発信はしっかりやっていければなと思っております。

続きまして、市職員の人事異動での業務引継ぎの対応についてお伺いします。引継ぎが確実に行われる制度、そして体制確認がどのようになっているのかお伺いします。要するに今まで流れで慣行的にやってきたのか、それとも規定、ルールがあるのか、あるいは文章化されているのか、電子データで共有フォルダー等々の引継ぎができているのか、その辺について答弁をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

これは、人事異動での業務引継ぎということだと思ってよろしいですか。

（「はい、そうです」の声あり）

◎総務部長（上地俊暢君）

職員の業務引継ぎについては、市において宮古島市服務規程に基づき、業務を円滑に引き継ぐために引継ぎ書を作成し、引継ぎの場を設けて、前任者と後任者が引継ぎ書に沿って確認しながら引継ぎを行っているところでございます。引継ぎ書には、担当している事務分掌の概要、業務内容及び業務の進捗状況、それから当面処理を要する事項、その事項の対応の方法、意見などを記載することとなっております。これらの情報を記録することで、異動後の職員がスムーズかつ効率的に業務を引継ぎできるよう、ルールを明確化しております。また、引継ぎの過程では、必要に応じて十分な説明や補足を行い、業務に支障が生じないように努めております。それから、必要なデータについては、それぞれ庁内のシステムを使ってフォルダーを作成して、その中で共有して引き継ぐというような形を取っております。

◎粟国恒広君

きちっと規定に沿ったこの引継ぎ、またルールにのっとった文章化、あるいは電子保存データ等、フォルダーにちゃんと保存しているということです。この引継ぎに関して、最終的に誰が引継ぎ完了の責任者になるのか、その辺をお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

引継ぎに関して最終的に誰が責任を持つかということだと思うんですが、引継ぎを行う者、引継ぎを受ける者それぞれが引継ぎ書に署名をして、印鑑を押して引き継ぐということになっておりますので、最終的には引継ぎを受けた者が事務を引き継いだとして、この業務に関しては責任を持つということになると思います。

◎粟国恒広君

総務部長、私がなぜそういう質問をするかというと、我々も各部署に行って聞き取りをする際に、担当部署からはなかなか明快な回答がないんです。ですから、引継ぎには膨大な資料があるというのはもちろんですけど、そういった意味ではしっかり、我々議員に対してもそういった内容で、では市民が電話で相談した場合に本当にできているのかなという観点から、この質問をしました。ぜひそういったデータ化されている、そして引継ぎがちゃんと行われているんであれば、しっかりそれを市民にも提供してもらいたいなと思っています。人事異動は、組織運営上不可欠だと思います。その一方で、市民サービスに支障がないように組織としてしっかり取り組んでほしいなと思いますけど、総務部長、その件に関して答弁をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

定期人事異動に関しましては、適材適所になるように実施していきたいと思います。それから、引継ぎに関しては、異動内示から発令までに時間が短いという意見もありますので、十分な時間が取れるように内示時期を早めにできないか、検討していきたいと考えております。

◎粟国恒広君

総務部長、先ほど言いましたように、市民サービスに支障がないようにぜひ取り組んでほしいなと思っています。

続きまして、８番目の令和７年度宮古島市地域懇談会後の取組について、この内容についても同僚議員が多数質問しています。私は、平良地域でも東西、鏡原地区とか久松地区もありました、11月。その中で、やはり今回、市長が地域懇談会を進めている、要は地域の声を拾うという意図で開催していると思ってい

ます。いろんな意見があります。教育関係、そして道路関係、そしていろんな施設の管理等があるんですけど、やはりこういった地域の声を拾って、今12月でございますので、次年度の予算編成を今やっている最中かなと思います。新年度予算に対して、この地域懇談会の意見を拾った中で、予算編成をどう考えているか。総務部長、お答えください。

◎市長（嘉数　登君）

地域懇談会における意見、これまでも議員の皆様から道路や畑等、市民からの要望、苦情がこの議会を通じて、我々の予算ですとか、その対応について上がっております。各地区で地域懇談会をやることによって、まとまった形で意見が上がってまいります。私が感じているのは、道路ですとか、交通安全施設に関する要望が非常に多かったということもありましたので、実は令和６年度にやった地域懇談会を受けまして、令和７年度の当初予算にも地域懇談会枠を3,000万円ほど設けまして、その中で全てはできませんけども、一応見える化、せっかく話を聞いたので、それに応えるという意味では、そういった枠を持っていますというような予算の計上の仕方をしております。もちろん要望がたくさんありますので、まだまだ足りない部分はありますけども、要望が多かったものの中から順次予算化に努めてまいりたいというふうに思っていることと、あと既存事業の中でもやっている部分がありますので、それをなるべく分かりやすい形で市民に返していくというところも大事だと思っていますので、この取組は引き続き続けていきたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

やはりこういった地域の声を拾いながら、できることをやっていく。もちろん予算の問題もあります。そういうことで、見える化という感じですね。全てに応えるのは多分無理です。そういう中で、しっかりと道路、交通安全、市民の生活に直結する部分から優先順位をつけてやっていくと理解しています。今回、新たな予算措置3,000万円という答弁がありました。そこは、市民生活向上という意味では、やはり市民に見える形でちゃんと応えていくということは私はすばらしいことだと思いますので、ぜひこれも、嘉数政権におかれましては継続してもらいたいなと思っております。ありがとうございます。

では次に、港湾緑地等施設整備事業についてお伺いします。今回、繰越明許費で１億7,000万円余り予算が計上されていて、私、この質問をなぜするかというと、緑地の整備だという説明を受けました。あのトゥリバーの緑地整備というのは、私ちょうど昔あの工事に携わって、あの丘の公園というのはある意味海上土木に従事する作業員の緊急避難場所だったんです。津波が発生したとき、あの辺には高台がないので海で防波堤で工事をする人が船で避難してきて、高台に上りましょうということであの施設が設置されたんです。しかし、工事がもう１工区発注されて、避難場所であった小屋というか、そういったものを撤去すると。

そこで、建設部長、お伺いしますが、こういう工事に関して市民の声というのは、例えばみなとまちづくり協議会とか、平良港の周辺整備に関して、トゥリバー地区も入っていました。そういった市民の声を聞くという会合というんですか、そういうのを開かれていたのか、またそれが何回ぐらい開かれたのか、それについてお答えください。

◎建設部長（下地睦子君）

今回の港湾緑地等施設整備事業に関しましてですけれども、これまで本市の工事等実施に伴う住民説明

会につきましては、地権者及び利害関係のある方々を対象に実施しております。その他、条例による義務づけがある場合、または騒音、振動、粉じん等の影響が大きい工事の際に、周辺の地権者であったり、隣接する住民に対して行われるものと考えております。本工事に関しては、対象の地権者は市であり、周辺に隣接する住宅等もないことから、従来の手法にのっとり、住民説明会は実施しておりません。

また、粟国恒広議員おっしゃるみなとまちづくりについての話合いは、これまで作業部会が７回、これは平成28年度から令和３年度までの間に作業部会が７回、委員会が７回、幹事会が７回開催されております。また、基本計画の策定時、これは令和４年になりますけれども、作業部会３回、委員会１回、幹事会１回、５回の話合いが行われたと。基本計画策定時、令和５年度ですけれども、委員会、幹事会、各２回ずつ委員会を開催しております。

◎粟国恒広君

平成28年度から７回と。あの施設がどういうことを意味しているか。やはり今ヒルトン沖縄宮古島リゾートができて、トゥリバー地区というのは観光名所になっているんです。その中で、やはりいざ災害が起きた場合、例えば津波が起きた場合、あの施設にみんな逃げると思うんです。あの施設というのは、向こうから上にはもう高台はないんです。ですから、建設部長、平成28年度から７回というんですけど、私は直近では、令和５年度で２回あるというんですけど、やはり地権者、もちろん市です。そこを利用している市民、市長は市長選のときに市民が真ん中だということをおっしゃって当選されました。やはりあの丘というのは、今の学生もそうですけど、ある意味デートスポットなんです。結構います。あの丘に上って伊良部島の夜景とか、そして遠くの池間島の夜景を若いカップルが眺めているのを見ると、ああ、いいなと。しかし、市はもう取り壊すと、もう既に取り壊しているんですけど、私が言いたいのは、やはりそういった計画の中でしっかり市民の声を拾う。もう一度立ち止まって、計画の中で昔コースタルリゾート計画、トゥリバー一帯を埋め立てようという計画の中であの工事が進められたということですので、やはり公共施設を取り壊す前に、一度市民の声を聞くという観点から行政を進めてもらいたいと思うんですけど、市長、その辺について答弁お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

当該緑地につきましては、日頃利用されている方々がいらっしゃるということは承知しているところでございます。ただし、現状のマリーナ緑地は維持管理に非常に手間がかかる構造でございまして、継続利用する場合、危険性が指摘されている頂上の構造物などもございます。その費用も多額となります。これらのことから、将来的な視点で考えた際、維持管理による負担が軽減され、民間事業者による利活用も期待できる形にリニューアルすることが市にとっての利益につながると判断したところです。なお、整備が完了した際には、緑地広場として引き続き幅広く市民、観光客の皆様にご利用いただくことが可能となります。

（「市長、市民が真ん中というからには、市民の意見というのは市長が……」の声あり）

◎市長（嘉数　登君）

ハードの事業に限らず、ソフトの事業についても、実施する際だけではなくて、それを中止ですとか、やめるとか、そういう立ち止まって考える際にも、いま一度市民と対話するというのは非常に大事だとい

うふうに思っております。今後、そういったハード面、それからソフト面の事業を推進するに当たっては、常にそういう市民との対話というものを念頭に置きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

◎粟国恒広君

もう工事が始まっており、取り壊されております。ただ今言ったように、市長、やはり一回公共工事で皆さんの税金で造ったものを市民の声聞かずに取り壊すというのは、少し疑問に感じて、今回質問しました。

そして、建設部長、やはり私が言った緑地は防災の意味でも、津波避難場所として目的をしっかり維持していた場所だと思うんです。その件に関して、今後どういう利用をするのか分からないですけど、駐車場にするとか、そういったのはあると思うんですけど、やはり防災機能を兼ねた、例えば津波の避難場所、そういった施設が可能なのか、その件について答弁をお願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

今回提案しております事業につきまして、マリーナ緑地ということで、緑地にした後、マリーナ施設と一体化して、緑地ＰＰＰで活用できるような民間事業者を公募する予定でおります。その際の仕様書でもって、避難場所となるような避難ビル的な施設を整備する中身を仕様書ではうたっていきたいと考えております。

◎粟国恒広君

トゥリバー地区というのは、海抜的にも低いところなんです。隣には確かにもう10階建て、12階建てですか、ホテルがあるんですけど、やはり一般市民というのは、いざ避難があるといった場合、あの辺までは行けないのかなと思います。特に海事に従事する作業員の安全も考えてみたら、やはりそういった施設機能もとても大事かなと思いますので、ぜひそこを民間事業者である方にも取り組んでもらいたいなと思っています。

時間がないので、急ぎます。教育行政については、不登校児童に対する今後の対策で１点だけ質問したいと思います。本市では、新聞、マスコミ報道にもありましたように、年々不登校の児童生徒が増えていっています。その件について、本市としてはどういった体制で支援をしていくのか、答弁お願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

不登校児童に対する今後の対応についてお答えをいたします。

本市の教育委員会では、不登校の児童生徒の支援について、新たに不登校児童生徒が生じないような楽しい学校、また魅力ある学校づくりを推進するほか、教員だけでなく、スクールカウンセラーとの連携や生徒指導関連事業を実施しまして、個々の課題に応じた支援に引き続き取り組んでいく考えであります。

◎粟国恒広君

教育部長、その支援というのはもう前からうたっているんだけど、増えているんです。宮城克典教育長が教育現場でこの不登校に対する、本当は教育長に答えてほしいんです。聞き取りの中でフリースクールの設置という話もしました。年々増えている中で、教育長としてこの未来ある子供たちに対してどういった支援をしていくのか。これまでの支援が行き届いていないと私は感じているから、いろいろ家庭状況、そして世の中の状況、社会状況も変わっています。しかし、これだけ増えている。そこに従来どおりの支

援というのは、私は対応できないと思う。その件に関して、教育長、教育現場を預かる教育長として答弁お願いします。

◎教育長（宮城克典君）

まず、不登校の要因、これはいろんな状況が考えられます。１つの原因だけではなくて、家庭的な要因とか経済的要因、それからいじめとか、その子の内面に関わる部分等もあって不登校が生じるという場合もあります。今、不登校は急に増えたというふうに言われているんです。実は、令和２年とか令和元年より前というのは、不登校は100人を切っていたというふうに思います。ところが、令和元年と２年にいわゆるコロナ禍というのがありまして、文部科学省の方針でこのコロナ禍においては、例えば実際に新型コロナウイルス感染症に感染した場合と、それから感染するのが怖いということで学校を休みますというのも認められていたんです。これは、出席扱いというふうにしました。そしたら、令和３年あたりから、コロナ禍がちょっと鎮静化といいますか、落ち着いた状況の中で、そういう癖といいますか、簡単に休めるよということで、学校に行かず、家に引き籠もりぎみになったという事案もあります。それも含めて、いろんなケース・バイ・ケースがあるということです。

教育委員会としては、これまでも教育相談員、庁舎の３階にあります。それから、スクールソーシャルワーカーを関係部署に配置して、各学校と連携をしています。それから、自立支援の教室を令和６年度から４校に設置して、それぞれに相談員をつけながら不登校問題に取り組んでいるところです。私も学校現場を預かる立場にいたときは、不登校児はいませんでしたけども、いろんな複合的要因と、それから学校だけではなくて家庭と、そして今言ったスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーと連携することが大事です。令和６年度から始まった自立支援の教室のほうが今２年目ですよね。ですから、もう一度この令和２年段階で過去２か年間の復帰率とか、あるいは取組をもう一度学校側とも一緒になって協議しながら、この不登校対策に取り組んでいきたいというふうに思っています。

◎粟国恒広君

教育長、かなり踏み込んだというか、答弁が若干長いのかなと思っていて、簡潔にフリースクールの導入というのは考えていますか。お答えください。簡潔にお願いします。

◎教育長（宮城克典君）

今フリースクールについては、全国的にいろんなものがありますけども、県内には宮古島市以外の沖縄本島を中心に７つあるというふうに聞いています。ただ、私たち宮古島市教育委員会としては、今言った各相談員、それから自立支援の事業内容をもう一度徹底し、検証しながら次年度につなげたいと思いますので、今のところフリースクールについては、情報は収集しますけども、次の段階でフリースクールを推進しましょうというふうなことは考えておりません。

◎粟国恒広君

答弁では、フリースクールの検討をしていないということだと思います。ぜひ言われたとおりに教育相談、そして適応指導教室、そしてまた学校復帰支援、また出席扱いの認定、これ学校長の判断だと思うんですけど、そういった支援の中でもやはりこうやって増えているというんであれば、これから２年間、あと１年間データを取るというんであれば、しっかり取り組んでほしいなと思っています。ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次に進めたいと思います。３項の農林水産行政について、竹アラ地区の土地改良事業についてお伺いします。今年度で9,000万円の予算がついて、今整備しています。この件に関しては、市長も６月に下地の上地構造改善センターで説明会を２回開催しました。しかし、なかなか進まないんですよね、農林水産部長。今回残りの、これよく考えると、当初予算は５億4,000万円余りでした。設計変更に伴う届出が必要ということで、地権者の３分の２の同意が必要と。同意を集めて設計変更をやります、計画変更ですね、そういうことで補助金申請をされています。これ、来年の８月末をもって工事を完了するという説明会もありました。その辺に関して、現在の進捗率をお答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

竹アラ地区につきましては、現在、昨年からの繰越事業の圃場整備の部分が年内に完了予定でございます。それから、追加で石積み設置等の要望がありましたので、これは９月に契約をして、こちらも年内に完了見込みとなっております。トータルの進捗率は現在手元に資料がありませんけれども、今後、沖縄県に対しても補正予算の増額を求めておりまして、その補正予算がつき次第、早期に着工していきたいと考えております。

◎粟国恒広君

補正予算でという今答弁がありました。これ、国に対して圃場整備事業という感じで、３億3,000万円予算措置をしますという流れかなと私は認識しています。その中で、これ今申請している中で、この補助金というのは、残り１億9,000万円余りかな。概算でいうと、次年度で１億9,470万円余り。その予算の確保ってめどはついているんですか。そこら辺をお答えください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

残りの予算につきましても、今年度はまず補正予算を要求中でございます。令和８年度につきましても事業費の見込みは、これから県も予算編成だと思いますけれども、要望はしておりますので、しっかりと予算措置されるものと考えております。

◎粟国恒広君

農林水産部長、皆さんはこの進め方で予算が取れるとこれまでの説明会で説明しています。農家は予算が取れると思っているんです。しかし、今の答弁聞くと、これから県と交渉していくと、まだ確定はしていないんです。ですから、農家も本当に８月末で終わるのかと、次の作物を植えるにもまだまだ不透明感があるということで、では皆さん、３億300万円、同意書についても取ってあるんです。予算確保についてはこれからということで、すごく不透明です。しっかり予算措置をしてください。

それともう一点、今回裁判が行われております損害賠償請求です。これは、前政権の中で令和２年からスタートした事業なんです。これが本当に行政裁判まで起こされている。その件に関して市長、やはり和解というような考えはないのか、その辺だけをお聞かせください。

◎市長（嘉数　登君）

市が事業を進めるに当たって、市民との訴訟等々、これは極力避けるべきであるというのが私の個人的な考え方でありますけども、工事期間がかなり長期にわたりまして、対象の農地をお持ちの方にあってもなかなか納得いただけないということで、訴えが提起されております。この間の審理も進んできておりますので、裁判所の結果を受けて、市としてどうするかというのを対応しないといけないと考えております。

◎粟国恒広君

ぜひ市長、その件に関しては、行政はもちろん継続です。しかし、前政権で、座喜味政権でこれが終わらなかった。そこをずっと引き継いで嘉数市政でやっています。そういう中で、ある意味、市長が誕生すると即解決できるのかなという農家の意向もあるんです。その辺に関して、市長、ぜひ裁判で争うことではなくて、しっかり対話を交えた解決方法をやってもらえればと思っています。これも早期に解決してください。

時間がないので、農業委員会がいるので、画面に出してもらっていいですか。農地法第４条、第５条に共通必要の書類に残高証明と融資証明とあるんですけど、これ残高証明に関して、やはり個人情報という観点からそういった証明が省けないか、農業委員会、お答えください。

◎農業委員会事務局長（上地明弘君）

農地を転用するための許可申請には、資金計画書に基づいた事業を実施するための資力、いわゆる事業資金を書面で証明する必要があります。書面には、借入れを行わず預貯金などで事業を行う場合には、残高証明が分かる通帳の写し、また借入れによる事業を行う場合は、金融機関が発行する融資証明書となっており、住宅建設など転用の目的を達成するには資金を必要とするため、転用事業を行う者は事業を実行できることを証明しなければならないためであります。農地転用申請における融資証明書、残高証明書は、転用申請書類の中でも重要なポイントであり、農地法施行規則第30条第１項第４号に基づき、転用目的の事業を確実に実施するために必要な資力があることを証明する書面が必要となっており、宮古島市農業委員会でも４条転用申請、５条転用申請のどちらも預貯金の通帳の写しや融資承諾書の提出を求めており、審査会における資力確認についても重要視しているため、融資証明書の書面内容の緩和など簡素化する考えはございません。

◎粟国恒広君

これに関してはまた次回３月定例会でも伺いたいと思います。

時間ですので、これで粟国恒広の12月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで粟国恒広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後３時32分）

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月16日（火）　　７日目

（一　般　質　問）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第７号

令和７年１２月１６日（火）午前１０時開議

日程第 １　 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月１６日（火）

（開議＝午前10時00分）

（散会＝午後３時39分）

◎出席議員（２１名）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃		
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（１名）

議員（１２番）　仲間誉人君

◎説　明　員

市長	嘉数登君	会計管理者	下地美明君
副市長	砂川朗〃	水道部長	砂川勤〃
企画政策部長	石川博幸〃	次長兼消防署長	狩俣勝彦〃
総務部長	上地俊暢〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
福祉部長	守武大〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
農林水産部長	下地貴之〃	教育長	宮城克典〃
建設部長	下地睦子〃	教育部長	久貝順一〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	農業委員会会長	長濱国博〃
環境衛生局長	梶原健次〃	農業委員会事務局長	上地明弘〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は21名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第７号のとおりであります。

この際、日程第１、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、狩俣政作君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

公明党の狩俣政作です。一般質問最終日になりました。すぐに質問入ります。よろしくお願いします。

まず、１、教育行政についてですけども、ヤングケアラーについての支援の状況、その後の啓発等の状況について伺いますが、９月定例会の質問の際に、10月中にヤングケアラーの相談に関して、児童生徒に対して分かりやすい資料を配布するとの答弁がございましたが、その後どのような資料を配布し、啓発活動を行ったのか伺います。

◎教育部長（久貝順一君）

ヤングケアラーについて、①の支援状況についてお答えいたします。

狩俣政作議員から質問があったとおり、令和７年９月定例会におきまして啓発のチラシを配布予定ということを答弁いたしました。ヤングケアラーの相談窓口に関するチラシを10月28日付で各小中学校の校長先生宛てに送付をしております。チラシの内容につきましては、小中学生の視点及び匿名の電話相談に関することとなっておりまして、主に校内掲示による周知をお願いをしたところです。

◎狩俣政作君

教職員の方とも、いろんな意見交換をしてきました。ヤングケアラーに関しては、教育委員会の担当者の方はとてもよくやっていますよと、また警察署とも連携をしているとの話でした。しかし、よくよく話を聞くと、児童生徒が私はヤングケアラーですと声を出せるような状況ではないということが分かりました。児童生徒の親御さんのほうが、ヤングケアラーに対することを理解していない状況です。親の手伝いは当たり前、下の子の世話が当たり前と思われている親御さんがたくさんいらっしゃいました。それどころか、時には暴力を振るわれる状況の中で、私はヤングケアラーに該当するので支援してくださいと学校の先生に言ったら、支援員が家に来て、それこそ親御さんに、おまえ、学校で先生に何の話をしているんだといって、間違いなく暴力振るわれるという話を聞きました。

令和４年５月から児童生徒への実態調査は行っておりませんが、今後は親御さんのほうにも児童生徒に対するアンケート、また、児童生徒にもヤングケアラーに関する実態調査だけではなく、虐待案件も含めたアンケート調査を行ってほしいと思います。虐待が疑われる親御さんについては、支援員と警察署とタッグを組んでいただいて、家庭訪問する等の強い態度で支援につなげないか、見解をお願いします。

◎教育部長（久貝順一君）

宮古島市教育委員会では、ヤングケアラーや虐待等の防止に係る資料を各小中学校へ周知し、普及啓発に取り組んでいるほか、定期に実施する学校と警察署の連携による連絡協議会、通称学警連と呼んでいま

すけども、協議会を開催しまして、情報の共有や、警察署員、これ少年補導職員ですね、と合同で家庭訪問実施の検討等、連携体制の構築に努めているところです。また、小中学校におきましては、児童生徒へのアンケート調査を毎月実施していることや、教職員による教育相談、またスクールカウンセラーの活用等、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期対応に取り組んでいることを確認しているとともに、ヤングケアラーや虐待に関する調査につきましては、主に当事者となり得る児童生徒向けの調査となっていることから、狩俣政作議員からの聞き取りで、保護者を対象とした調査というのがございましたが、現在のところ計画はしておりません。

◎狩俣政作君

教育部長、ぜひ保護者対象のアンケートもやってほしいです。結局、生徒にやっても、生徒が書けないんです、虐待されているとか。間違いなく書けない。保護者に虐待していますかとは言えませんけども、その案件を調べるためにもアンケートはしてください。お願いします。

このヤングケアラーの問題というのは、スピードが大事になってきます。私がこの質問を挙げたのは、令和３年３月定例会です。それから４年９か月がたちました。ちょうどそのときに、ヤングケアラーに該当する小学５年生の子がいました。別の相談を受けていた親御さんからのほうからの情報でしたけども、とても明るく賢い子だけども、いつも下の弟２人を連れて遊びに来ると、家に。たまには御飯も提供していましたと話しておりました。その子が中学に上がると、不登校になります。ほとんど学校に行けない状態でした。高校へも進学せず、アルバイトをしておりました。その子が、９月26日の私の一般質問の日に亡くなりました。死因に関してはここでは話しませんけれども、とても残念なことです。

先日の我如古三雄議員の質問で、本市における小中学生の不登校数は269人と教育長が答弁されました。ヤングケアラーであることが原因で不登校になる児童生徒は必ずいると思います。実際その生徒がそうでしたから。現在本市にヤングケアラーに該当している児童生徒は10人と、９月定例会で教育部長から答弁がありました。不登校数が296人、この296人の中に間違いなくヤングケアラーに該当する児童生徒がいると思うので、これをいると思って取り組まないと、手後れになります。学校やＰＴＡには情報がたくさんあります。議員の中にも、狩俣勝成議員、狩俣勝紀議員、根間康雄議員は、もともとＰＴＡの会長を経験しているので分かりますよね、情報があるの。なので、どうか教育委員会が率先してこの問題に取り組んでいただきたい。今後の対応について、教育長に見解求めます。

◎教育長（宮城克典君）

狩俣政作議員から先ほど話のあった案件については、私たちも深く受け止めなければならないというふうに感じております。主に経済状況の厳しさや親の病気、介護等に起因するヤングケアラーや、その他複合的要因で不登校となる児童生徒が抱える問題につきましては、毎月の問題行動調査による現状確認や学校訪問、協議会等の実施により、把握に努めているところです。年度初めには、生徒指導担当主事、教育相談員、スクールソーシャルワーカーも全学校を訪問し、相談窓口の体制や、パンフレット、チラシ等を配布しながら啓発活動を行っています。加えて、学校の要請に応じ、定期に実施されている校内会議や緊急で開かれる会議に、指導主事、スクールソーシャルワーカー、教育相談員が参加し、解決策を見いだすべく連携協議をしております。その他、民生委員や議員のおっしゃったＰＴＡからの情報等についても、提供がある場合は即対応をしてまいりたいというふうに思っております。ただ、全てのケースは守秘義務、

個人情報を伴うこともあることから、慎重に取り扱う必要があると思います。

◎狩俣政作君

教育長がおっしゃるとおりで、すごくデリケートな部分なので、なかなか一歩出ないような状況ですけども、この一歩、出るか出ないかで、かなり大きく変わると思うんです。あのときやっていればよかったなということにならないように、今後ともぜひ協力体制のほど、よろしくお願いします。

次に行きます。順番を変えます。市民生活行政ですけども４番を先にします。ヤングケアラーと関連しますので。４、宮古島市での薬物問題について質問いたします。①、本市の薬物問題の現状を伺いますけども、今沖縄県内の違法薬物の検挙人数が、令和４年で212人、令和５年で193人、令和６年で225人と高止まりの状況で、今年度はさらに増加傾向にあると。年齢別に見ると、10代が59人、20代が96人、30代が32人、40代が25人と、大体10代20代の若年層が全体の70％を占めている状況ですけども、宮古島市の違法薬物による検挙人数の現状を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市における薬物事案の状況についてお答えいたします。

宮古島警察署によりますと、令和７年度、麻薬取締法で検挙された事案は、覚醒剤が１件で、その他については公表されていないものの、管内での薬物全体の検挙数は年々増加傾向にあるとのことであり、島内においても薬物に関する問題が懸念される状況となっております。また、薬物事案は20代前半の若年層への広がりを見せているものの、ここ数年の10代以下の検挙事例はないとの報告を受けております。

◎狩俣政作君

市民生活部長、覚醒剤での検挙が１人とおっしゃっていましたけども、言えない部分があって、増加傾向ということは、まだまだいるということですよね。その案件が言えないということだと思うんですけど。全国で今摘発が相次いでるゾンビたばこをご存じでしょうか。指定薬物のエトミデートをリキッド、液体にして、電子たばこに使用するケースが多く、沖縄県内を中心に、若年層で逮捕者が出ています。実は本市にもエトミデートが入ってきているという情報がありますけども、当局はそれを把握しているのかお伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

狩俣政作議員ご指摘の沖縄県内で問題となっているエトミデート、笑気麻酔につきましては、宮古管内ではこれまでのところ確認されていないとのことでありました。一方で、島内における事案の一例として、観光客が薬物使用により検挙された事案があったとの報告もあり、観光地としての特性から、外部要因による影響にも注意が必要であると認識をしております。本市といたしましても、今後もより一層の薬物乱用防止について普及啓発に努めてまいります。

◎狩俣政作君

市民生活部長、今の答弁で、本市では検挙に至っていないけども、観光客にいたという情報があるということですか。もう一度お願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時15分）

再開します。

（再開＝午前10時15分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

観光客の薬物使用ということで、内容については、エトミデートにつきましても確認をされていないということですが、そのほかについても公表は控えたいということで警察署から伺っております。

◎狩俣政作君

不安要素がある答弁でしたけども、近頃、中学生、高校生が夜中徘回しているという情報が入ってきております。また、中学生、高校生にお酒を提供しているお店があるとの情報も入ってきていることから、子供たちがそのような深夜徘回や飲酒をする場所に出入りすることは、違法薬物につながるリスクがかなり高いと思っております。当局の対策など見解を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

現在、宮古島警察署においては、学校、関係団体と協力し、子供たちへの薬物乱用防止教育講話を市内小中学校にて行っております。また、宮古保健所においては、令和６年度から薬物乱用防止指導員、宮古保健所地区協議会を結成し、市内の中高生と共に薬物乱用防止の街頭キャンペーンを行っております。また、市内の県立高等学校でも、全校生徒を対象に、薬物乱用防止についても講話を行っております。現在、全国的にも、若年層への広がりが懸念されていることから、今後も各学校での薬物乱用は怖いものであるという教育をしていくことが大切であり、引き続き宮古保健所をはじめとする関係機関と情報を共有しながら、地域の安全安心を守るため、薬物乱用防止啓発に取り組んでまいります。

◎狩俣政作君

様々なキャンペーンとか、講話とかを行っているとお聞きしましたけども、薬物使用からいずれ傷害事件にも行くのかなって思ってしまっていて、若い子たちが気軽に手を出してしまって、それから事件に関わって、大事な人生を棒に振ってしまうケースはあると思います。この薬物、飲酒、深夜徘回の問題は、ヤングケアラーの問題も関連していると思います。不登校になって、学校の友達とも距離ができる。家にもいられない、いたくない。深夜徘回する。年上のよくない方々と知り合いになる。飲酒する。悪い流れを早く断ち切らないといけないんです。そうならないように、今後、やはり官民連携して、しっかりとした対策が必要だと思いますけども、市民生活部長の意気込みをお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市として何ができるかということは考えていくんですけれども、これまで活動している少年補導員やほかの団体、関係機関と協力して、パトロールも含めて検討してまいりたいと思っております。

◎狩俣政作君

宮古島警察署のほうは、お酒を提供している場所も徐々に、包囲網を狭めているという話でしたけども、夜中徘回しているというのは土日が多いそうです。なので、その期間にできれば、職員もそうですけど、警察署員も支援員も一緒に、たまには市議会議員も連れていって、ここにはＰＴＡ出身の議員もいますので、関連もありますから、みんなで深夜パトロールとか行うなどやっていってもいいかなと思います。

次に行きます。１に戻りまして、県立宮古病院の医療体制についてですけども、①の不足している専門

医及び看護師の確保についてですけど、先日多くの同僚議員に対して、市長、市民生活部長より、11月28日に沖縄県に要請を行ったと。沖縄県は、渡航費の対象拡大を検討すると。また、専門医確保は県全体の課題として捉えて、その中でも県立病院の離島医療は一丁目一番地、離島振興なくして県の振興なしとの強い答弁をいただき、また地元出身の医師の育成体制も確保すると。エッセンシャルワーカーに向けては、賃貸住宅の整備に関しても事前に取り組むとの答弁がございました。今現在、血液内科が１人減のため、宮古病院で対応ができずに、もう既に島外への通院治療が行われている状況です。年度末には、腎臓内科医もいなくなることで、本市にいる178人の透析患者が不安になっている。これに対して、具体的にいつまでに血液内科医の追加と、新たに腎臓内科医を確保できるかということが本市の喫緊の課題だと私は思っております。患者とその家族のとても不安な思いがありますが、その不安を払拭するためにも、いつ頃までに配置ができるのか、沖縄県のみならず、国のほうにも早急に要請することが大事だと思いますけど、これ多分市民生活部長に聞いても同じ答弁すると思うので、市長のほうから答弁お願いします。

◎市長（嘉数　登君）

高度医療の集約化が進む中、宮古圏域においても県立宮古病院のみでは対応が困難な疾病で、沖縄本島の医療機関へ入院を余儀なくされている市民が多く存在していることは承知しております。この問題は市民の生命に直結する重要な課題でありますので、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、これは宮古島市単独ではなくて沖縄県離島振興協議会というところがございます。そこでも議論しておりまして、各離島の意見を取りまとめ、再度沖縄県の保健医療介護部、それから沖縄県病院事業局へ要請し、その対応を踏まえた上で国への要請も検討してまいりたいというふうに思っております。先ほど狩俣政作議員も言われましたように、せんだっての要請の際には、沖縄県病院事業局長から、県立病院の一丁目一番地は離島僻地医療にあるということを明言しておられました。それから、沖縄県は離島。離島の振興なくして沖縄の振興はなしと言われております。当然離島の自治体にあっては、医療、それから教育というのはもう根底の根底、それがなくては人は定住できないということもありまして、その点も強く要請させていただきました。

現在離島自治体の置かれている現状について、宮古島市が主体となって取りまとめを行いまして、沖縄県離島振興協議会として１月もしくは２月には要請をかけていきたいというふうに考えております。これは沖縄県に対してです。その際の県の対応等も踏まえながら、必要に応じて国へも要請してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

12月14日付の沖縄タイムスに、与那国町診療所の指定管理者が年度末で撤退するということで、県の依頼を受け、琉球大学病院が医師を３か月ごとのローテーションで派遣すると。与那国町には医師が２人必要なので、残る１人は県内外の企業と交渉を進めていると。仮にこの企業との交渉が破綻しても、町が直営で医師や看護師の医療従事者を町職員として雇用する方針だとありました。それとともに、自衛隊による診療所運営を国に要請していると報道がありました。本市にも約800人ほどの自衛隊員が生活しておりますが、先ほどの要請等も含めて、何らか国への働きかけができないか、市長にお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

市としましては、まず何よりも専門医療の提供を担う役割がある基幹病院である宮古病院の機能確保が

最優先だというふうに考えております。その上で、基幹病院が提供できる医療を超える需要がある場合に、幅広い選択として検討する余地はあるものというふうに考えております。

狩俣政作議員がお話しされておりました与那国町の件、これについても、先ほど沖縄県離島振興協議会での議論という話をさせていただきました。各離島が置かれている状況は違いつつも、やはり島での生活には医療と教育というのは非常に重要、最低限の条件であるというような思いは同じくしており、なので離島振興協議会として取りまとめをして、まずは県へ要請に行きましょうと。その上で、国に対しても要請していきましょうというような流れになっていこうかというふうに思っておりますので、この点ご理解いただきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

よろしくお願いします。

２、島外への治療、通院に係る渡航費についてですけども、今後の対策について伺いますが、県は渡航費助成の対象拡充を検討していると。また、オンラインでの診療を開始するとの答弁もありましたが、渡航費助成対象がいつ拡充されるのかという不安もあります。またオンライン診療も現実的に全てを賄えるものではないと思います。令和６年度で681泊の実績があると。先日下地茜議員の一般質問に市民生活部長が答弁しておりました。これは、本市が行っている離島患者等支援事業に該当する257人に対する宿泊数だと思っております。令和６年度の宮古病院の新入院患者数は5,150人です。コロナ禍を除けば、ほぼ横ばいです。しかしながら、令和６年度の宮古病院の医師が出した紹介状発行枚数は、沖縄本島で1,139件、県外で284件、合計で1,423件になります。先ほどの離島患者等支援事業に該当する257人を差し引いても、1,166人の方は自腹で島外への通院治療を行っております。患者の中には、生活が困窮していて、医療控えをしている方もいると聞きます。県が渡航費を拡充すると、検討すると答弁があったと聞きましたが、専門医がいなくても、医師の意見書により島外での通院治療をされる方に対して、いつ頃渡航費助成対象の拡充ができるのかお伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

現在沖縄県保健医療介護部において、渡航費助成の対象拡充を検討しているところでございます。市としましては、当該内容を踏まえた上で、改めて県と調整してまいりたいと考えております。

◎狩俣政作君

市民生活部長、これ本当に喫緊の問題です。私が言った1,166人、プラス血液内科で結局島外に行く方も含め、もっともっと数は増えます。実際もう行っている方もいますよね。早めにこれを対策しないと、医療控えになっていって、症状が悪化する可能性はかなりありますので、本当に早くお願いいたします。

次に移ります。３、重度心身障害者のショートステイについてですけども、本市及び沖縄本島でショートステイができない状況について伺いますけども、重度心身障害者を抱える親御さんのほうから相談がありました。夫婦で東京に用事があり、重度心身障害者の息子を本市の事業所にショートステイを申し込んだら断られ、沖縄本島の県立南部医療センターに申し込むと離島は受付していないと断られ、沖縄市のほうに申し込んだと。息子は座位ができないために、大きなレンタカーを借りて、初めて本島で運転をして、かなり疲弊しましたと。まずは本市に重度心身障害者のショートステイができる事業所は何か所あるかお伺いします。

◎福祉部長（守武　大君）

本市において短期入所、ショートステイができる事業所は４か所ありまして、そのうち宿泊を伴う短期入所ができるところが３か所。その３か所は、施設を運営している３か所になります。そのうち、重度心身障害者の受入れができる事業所は１か所となっております。

◎狩俣政作君

福祉部長、では重度心身障害者受入施設は１か所という認識でよろしいですね。４か所あって、宿泊を伴う入所受入れに対応する施設が３か所、そのうち重度心身障害者へ対応するのは１か所って話されたんですけど、それでよろしいですか。

◎福祉部長（守武　大君）

重度心身障害者には、常時医療が必要な方、医療ケア児等といいますけど、人工呼吸器を常時つけているような状況でありますと、宮古島では医療型の入所施設、療養介護というサービスになるんですが、宮古島にはない状況になります。

◎狩俣政作君

では、このショートステイ利用をスムーズに行うにはどうしたらいいか、見解をお伺いします。

◎福祉部長（守武　大君）

重度心身障害者の短期入所利用については、宮古島市地域自立支援協議会でも議題として取り上げ、話合いを進めてきたところです。重度心身障害者の受入れについては、施設側も本人の状態を確認し、対応方法などの準備が必要です。まずは施設の見学と通所による体験からスタートしていただいて、段階的に宿泊利用につなげられたらと考えております。先ほどもお話ししましたが、現在市内の施設１か所が受入れ調整を前向きに進めていると伺っておりますので、利用についてご相談いただきたいと思います。

◎狩俣政作君

それで、県立南部医療センターで、離島を受け付けていないとの発言についてですけども、福祉部に聞いたところ、重度性の高い児童をメインにしていると。気管切開などをして、呼吸器措置中の児童等の利用者待ちが続いている状態だと。ショートステイは、重度医療ケアが大人、小児重度、重度知的が各１床しかないので、マンパワー不足により新規受入れが難しいとの状況だということは伝えました、その方に。その方に伝えると、相談員から聞いた話と違うとおっしゃっていました。本市でも、ある事業所では心ない言葉を投げかけられて、わらにもすがる思いで相談した県立南部医療センターでは受け付けない、沖縄市に行ったという話をしていましたけども、このような方が出ないように、今後そのような事態に対応する窓口などは本市にありますか、支援対策はありますか、お伺いします。

◎福祉部長（守武　大君）

障害福祉課のほうで、今年度から医療ケア児等コーディネーターが配置されています。特に医療ケアが必要な児童、障害児、障害者については、基幹相談支援センターの窓口に来ていただいて、相談員もしくはコーディネーターのほうに相談をいただけたらと思います。また、島外のそういう宮古島出身の方が入られている施設とか、利用されている施設とかの情報ございますので、窓口に来て相談していただけたらなと思います。ちなみに、那覇市にはもう一か所、医療型の短期入所ができる事業所もございますので、そういう情報も提供できたらなと思います。

◎狩俣政作君

福祉部長、本当にこういった方々ってなかなか率先して何か相談に行くとかしづらい環境にいると思うんです。常にそばにいるので、医療的ケア児が。なので、そういった啓蒙活動をしっかり行うよう、よろしくお願いします。

次に行きます。５、平良馬場市営住宅横の保育所跡地についてですけども、跡地から発生する虫や蛇が市営住宅内に侵入し、また野良猫も繁殖していると。近隣の保育所でも蚊が多く発生して、園児を屋外で遊ばせられない状況ということで、近隣の保育所の跡地に関しては別問題で分かったので、後で質問しますけども、まずは平良馬場市営住宅横の保育所跡地ですが、多くの住民から相談が来ました。２階のベランダに蛇がいるとか、虫が大発生しているとか、猫が部屋に入ってきて食べ物を食い荒らす、様々な問題があります。この跡地を更地にして、保育所跡地のブロックを撤去して、駐車場に活用できませんかとお伺いしようとしたところ、先日の富浜靖雄議員の質問に対して、更地にして駐車場にするという答弁がありました。その際、117台分の駐車場を造るとおっしゃっておりましたけども、この跡地内には何台ぐらい入るんですか、ちなみに。分かりますか。分からなければ、全体的に117台見込めるのかということを答弁お願いします。

◎建設部長（下地睦子君）

平良馬場市営住宅の道路沿いの空いている用地がございますよね。その辺り、あと平良馬場市営住宅の裏手の保育所跡地などを含めて、全部一応図面描いてみたんです。190台ほどできるのではないかという見込みでございます。

◎狩俣政作君

190台、すごいですね、建設部長。ありがとうございます。

それで、この平良馬場市営住宅敷地内にある保育所から相談があって、蚊がすごくいっぱい発生していると。見てきたんですけども、この保育園の隣接地に原野みたいな場所があって、そこから蚊が発生しているのかなと思うんですけど、あそこは市の管理でしょうか、お伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

旧馬場保育所跡地は、市の普通財産になっております。

◎狩俣政作君

総務部長、跡地ではなくて、この保育所が、今できている保育所ありますよね。裏手に原野があるんです。あそこは市の管理かと。

◎総務部長（上地俊暢君）

裏手の原野についても、市の普通財産となっております。

◎狩俣政作君

総務部長、ぜひその原野も、ちょっとそこすごい生い茂っているので、ある程度伐採していただければ、とても蚊も減るのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。伐採できますか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時40分）

再開します。

（再開＝午前10時40分）

◎建設部長（下地睦子君）

今の狩俣政作議員ご質問の保育園跡地、あと今保育園がある隣の場所から雑草や雑木が生い茂っている状況で、近隣からの苦情等もあります。今は所管部署にて除草などの対応を実施しておりましたが、駐車場を整備する際に、その雑木のある場所も一体的に整備を実施する考えです。そこも含めて190台程度というところを見込んでいるところです。ただ、駐車場整備につきましては、各種補助金の活用も必要となりますので、整備及び供用開始には時間を要すると思われます。その間は、周囲へご迷惑のかからないよう、継続して所管課と連携して管理してまいります。

◎狩俣政作君

建設部長、ぜひよろしくお願いします。

次に行きます。６、城辺福里市営住宅のごみ置場と玄関前のドアの修繕ですけども、①、ここの市営住宅、１階が特殊な構造で、保育所があるんです。保育所があって、そのために、ごみ置場がないんです。子供たちが通学する歩道にごみを置いている状況ですけども、ごみ置場を設置するのではなくて、ここにごみを置いてくださいという場所を指定できないか、お伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

城辺の福里市営住宅Ａ棟のごみ置場につきましては、現在Ａ棟広場の敷地内にございますが、経年劣化等により損傷しております。また、その置き場所について周知がされていないなどの課題がございます。今後は、このごみ置場について修繕を実施の上、場所や管理について周知を徹底し、適切に管理してまいります。

◎狩俣政作君

よろしくお願いします。

②です。また、その市営住宅は特殊な造りで、玄関の前に玄関があるんです。アルミの格子状の玄関、ドアを入った奥にまた玄関があるんですけども、そのアルミの格子状のドアがほとんどないんです、10年以上前の台風で飛ばされて。一方しか残っていないとか、結構危険な感じなので、また防犯上の観点からも、普通にドアを通っていくので、これが修繕できないかお伺いします。

◎建設部長（下地睦子君）

城辺福里市営住宅、玄関前のドア、これ門扉ですね。につきましては、損傷が激しい状態のため、修繕ができないものについては撤去を行います。門扉につきましては、世帯によって不要との意見も一部ございますので、世帯ごとに必要か確認した上で、必要という世帯につきましては今後設置してまいります。

◎狩俣政作君

建設部長、思いのほかいい答弁で、よかったです。

では、次に行きます。スタートアップ事業ですけども、７、本市でもスタートアップ事業ができないかと、これ聞き取り段階で私が思っているスタートアップ事業と異なっておりました。認識が違っておりました。私が質問したいのは、宮古島の若者は、起業がしたくても、家賃が高くて、とてもではないけど起

業できない、開業できない。開業しても、スキルがない状態で、高額な資金を出してまで起業できないとの若い方が多くいます。そういった方々に、本市の空いている施設や、また廃校を利用して、その一部を間借りして開業するなど、またネイルサロンとか、マッサージとか整体、ＩＴ関係、また学習塾、家賃の負担がないように、月一、二万円程度でできないかなと思っております。そこを利用して顧客をつかんでいただいて、スキルを磨いたら二、三年で起業をしていくという感じなものができないか、お伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

本市では、スタートアップ事業は現在実施しておりませんが、それに類似する事業に創業支援事業がございます。現在、宮古島商工会議所や伊良部商工会、金融機関などの創業支援事業者と連携して支援を実施しております。会議所などでは事業計画書の作成の支援や、セミナーの開催を通して創業に必要なノウハウを指導し、国、県の融資制度についての相談も対応しております。また、特定創業支援事業もございまして、その事業では、経営、財務、人材育成、販路開拓などの継続的な支援を実施しており、これを受けた創業希望者に市が証明書を交付し、事業者は創業における優遇制度などを受けることができます。

一方で、ご指摘の家賃高騰による事業所確保の支援につきましては、本市におきましては現在実施には至っておりませんが、新しい事業の創出には安定した拠点が必要であることから、創業支援における大きな課題だとは認識をしております。こうした課題を踏まえまして、本市でもほかの自治体の事例などを参考にしながら、本市で設置している中小企業振興会議をはじめ、経済団体や事業者の方と意見交換しながら、最適な支援を検討していきたいと考えております。

◎企画政策部長（石川博幸君）

創業支援に関することについて補足をいたします。今、企画政策部産業振興課におきまして、産業振興施設、市長公約にあります賃貸工場の構想について委託業務を発注しております。その中で、市場ニーズの調査、工場の需要がどの業種でどの規模であるのかという確認など、あと業種別、製造業なのか、物流業なのか、ＩＴ産業なのか、またサービス産業なのかという部分で、どの業種の需要があるかということと、立地に関するニーズと、あと企業側のニーズ調査についても、施設設備に関するニーズ、契約条件に関するニーズ、管理メンテナンスに関すること、コスト、収益に関することなどの現在の調査を進めているところでございます。

◎狩俣政作君

では、この調査を踏まえて、あとはいつ頃から開始できる見込みですか、お伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

産業振興施設の必要性については、まず現在調査をやっているのは、実需はどれだけあるか、どういうタイプの施設が必要なのか、そのニーズをベースとして計画をつくっていく必要があるかというふうに思っております。当然その整備に当たっては、一般財源だけという話ではなくて、有利な補助金を活用してできないかというところも併せて検討していきたいというふうに考えておりますので、可能な限り早期に整備に着手していきたいというふうに思っておりまして、鋭意、案の検討に努力してまいりたいというふうに思っております。

◎狩俣政作君

おといかな、池間仁議員の質問に対して、廃校に対する年間の費用はかなり莫大な金額がかかってい

るので、そこを利用していければいいのかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

次に行きます。環境行政です。１、ごみ収集委託業者についてですけども、①、意見交換の内容について伺いますけども、10月10日にごみ収集委託業者31者に対してアンケート調査を行い、その後11月26日から28日にアンケートの結果を踏まえて、委託業者との意見交換会があったということですけども、このアンケート内容を拝見しました。３項目ありました。１つ目が、週休２日制について。その内容は賛成、反対、どちらでもいい。２つ目が、回収ルートの見直しについて。３つ目が、新年度の契約方法についてです。このアンケートを見ると、とてもざっくりしていて驚きました。このアンケートの２番の回収ルート見直しというのは、私がこれまで質問してきたエリアによって、ごみが大幅に増えているエリアもある。今後ごみが増加傾向にあるけども、業者によっては午前中で終わる業者もある中、終わらない業者もいるので、それぞれエリアを見直してほしいという中での回収の見直しといったら、なかなか趣旨が伝わらないです。環境衛生局長と担当職員と私と大城仁議員とで意見交換したときみたいに局長が細かく丁寧に話されたら、委託業者の皆さんも納得すると思います。細かい説明がないために、委託業者のアンケートの回答を見ると、週休２日制に対して賛成は17社、反対３社、どちらでもいい７社、未回答５社。回収ルート見直しについては、賛成10社、反対11社、どちらでもいい６社、未提出が５社。次年度の契約方法については、随意契約が26社、入札による契約はゼロ、未回答５です。このアンケート結果を提示しての意見交換会、この意見交換会で何か業者から意見はありましたか、お伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

アンケート調査によってどのような意見がありましたかということであります。狩俣政作議員ご指摘のとおり、３点、かなりざっくりした質問だったので、業者の方々も結構戸惑われたのかもしれませんけども、週休２日制の導入については、議員ご紹介いただきましたとおり、賛成する会社とそうでない会社、両方あると。それから、どちらでもよいという会社もあるということなんですけども、これに関しては、賛成意見としては、職員の確保、それから福利厚生などでメリットがあるということで賛成理由として挙げられた一方、反対意見として、週休２日制にした結果、１日当たりの作業量が過重になるとか、時間内にクリーンセンター搬入時間に間に合わなくなる可能性があるのではないかというようなご指摘がありました。それから、収集ルートの見直しについては、これは賛成10社、反対11社ということで、これも狩俣政作議員ご指摘のとおりの数字ですが、あと、どちらでもいいかが６社です。これも、賛成意見、反対意見、両方あるんですけども、大きな傾向として、賛成意見は今現在収集世帯数が多くなって、過重になっているという、そういうことを実状として話している会社と、それから反対している会社のほうでは、逆に恐らく収集する世帯数はそれほど多くなくて、時間にゆとりを持って収集できていると。また、収集ルートを見直しすると、これまで慣れていた収集コースを新しく変えて、これに慣れるまで時間がかかると。慣れるまでの間に住民との不要なトラブルがあるんではないかという懸念をされていたということで、現実として、地域によって、要するに業者が担当している地域によって負担感に大きな違いがあるということが分かりましたので、この点についてはもう少し丁寧に詳しく説明しながら意見交換を進めていきたいと思っていますし、今回見直しの一番の目的は、市民の排出するごみ、これを今後安定的にきちんと回収していくためには、やはり効率的あるいは合理的な収集の仕方の見直しが必要ですし、また実際に作業を担う業者の皆さんが安定して業務を行うことができるということが大事かと思いますので、この辺につい

ては今後私も参加する形で丁寧な説明をしながら意見交換をして、現実に即した収集ルートの見直し等を図っていきたいと考えています。

◎狩俣政作君

環境衛生局長のおっしゃるとおり、丁寧な説明があれば、意見交換内でできることなんです。それをアンケート取って、ざっくりしているので不安がっているんです。その中で、意見交換の中、次年度以降委託料を下げる方向になるようなことを示唆したような話があったそうです。他の自治体と委託料を比較して、宮古島市は高いほうなので、下げないといけないという話があったと聞きました。これは、それぞれの自治体によって委託方法が異なります。算定基準、算定方法も違います。当然だと思います。ごみトン当たりの算定で宮古島市の委託料は高いというのは、これはいかがなのかなと思うんです。私は、令和２年にこの委託料が安いということで質問をして、その際に那覇市と沖縄市と名護市と宜野湾市、浦添市、糸満市に行ってきました、自治体のほうに。宮古島市が一番安かったんです。その中で、名護市は高かったんです。でも、名護市は環境衛生局みたいなところが、ちゃんとした建物があって、その中にパッカー車が全部そろっているんです。市が管理しているんです、全部。委託業者は、もう普通に運転してきて、車で来て、置いて、パッカー車に乗っていくという。宮古島市は、事業者がパッカー車持っているんです。負担がとっても大きいです。それを、委託料を下げられる、もしくは入札も変えられたら、大問題になると思うんです。これは答弁はいいんですけど、今後は委託料が下がらないように、違う予算を確保しながらやってください。

10月７日にごみ収集に係る業務時間についての通知が委託業者にありました。内容は、収集委託業務について、特記仕様書第４条第２号の規定により、午前８時30分から午後５時までの収集時間となっておりますので、収集時間内に衛生施設課から収集の指示があった場合は、いかなる理由があろうとも、速やかに現場に行き、収集業務に当たるようにしてくださいって、これは委託業者への収集の指示があることを見込んで待機しないといけないということになりますよね。なぜなら、いかなる理由があろうともという強い文言があります。しかし、９月定例会で私が質問した委託料の計算式に、時間係数という項目があり、大体の委託業者の時間件数は１日4.5時間ほどです。この時間係数で委託を計算し、なおかつ本年の本市の毎年度の異なる独自の積算方法で調整という項目をつけて、委託料を下げて決定しています。この通知のとおり委託業者が17時まで待機するとなると、時間係数は7.5時間で、週６日労働ですと45時間、労働基準法の１日８時間、週40時間を超えます。労働基準法に違反すると思いますが、この通知の意図するもの、何なのかお伺いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

ご指摘の10月７日付での衛生施設課長名でごみ収集に係る業務時間についてという文書を発出し、狩俣政作議員ご紹介のとおりの通知文が各ごみ収集事業者のほうに通知されております。この通知の意図なんですけども、狩俣政作議員ご指摘のとおり、委託料の算定は実績を基に、収集時間等を含めて根拠にしておりますが、この８時30分から午後５時まで拘束するという意図ではございません。これは、まれにごみの取り残しと思われる通報が市民からあって、本来出すべき時間を守っていなかったのなら話は別ですけども、そうでないケースのときには改めて収集に回るようにお願いするところです。業者のほうへ担当課から連絡したところ、契約とは無関係、それから不可抗力と言えない理由で収集に行けませんというよう

な回答があったということで、このような形で注意喚起をしたところでございます。

◎狩俣政作君

大体このエリア分けで、どの委託業者って分かりますよね。であるならば、全ての委託業者に出すんではなくて、その決まった業者に口頭なり電話なりでやったほうがいいのかなって思います。こういったことがあるので、委託業者の中には、今後の契約に不都合になるんではないかと思って、なかなか発言ができない方が多いんです。その辺も踏まえて、今後はまた委託業者と膝を交えながら意見交換できるようにやってほしいんですけど、環境衛生局長の見解を求めます。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

先ほどの委託料の件もそうなんですけども、市と委託業者の間は、やはり適度な緊張感を持った関係が必要だと思うんですけど、同時に信頼関係も必要だと思いますので、その辺は見解のそごがないような形で意見交換なり、通知するならその趣旨をきちんと分かる形で行っていきたいと思います。

◎狩俣政作君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

（農業委員会会長、農業委員会事務局長、着席）

（粟国恒広君、退席）

◎山下　誠君

早速質問に入りたいと思います。議席番号14番（＿＿部分は325頁に発言訂正あり）、Ｎｅｘｔみやこの山下誠です。これどうしても言いなさいということで会派長から命がありましたので。

（「14番」の声あり）

◎山下　誠君

失礼しました、議席番号14番でした。すみませんでした。

今回、平良敏夫議員から意味不明な、山下誠ふうな質問をやるというふうに言われましたけれども、これ褒めているのかけなしているのか分かりませんが、いい声で質問していると言われるように、平良敏夫議員、頑張っていますので、よろしくお願いします。

それでは、今日は農地法関連から先に行きます。よろしくお願いします。農地法に関する違反行為に関する対処について、農業委員会と農林水産部にお伺いするとありますが、農業委員会については、もう今係争中なので、割愛をさせていただきます。

農林水産部にお伺いします。行政指導と現状について、当局の見解をお聞かせください。

◎農林水産部長（下地貴之君）

平良字松原シバリの農業振興地域の整備に関する法律違反の農地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律違反事案処理要領に基づきまして、令和６年３月18日に復旧措置を講ずるよう、宮古島市から違反行為者に対し勧告、それから沖縄県からは令和６年９月10日、令和７年、今年７月17日に勧告書の通達が２度行われております。沖縄県による２度目の勧告では、令和７年９月30日までに原状回復するよう求めておりましたが、現在まで違反行為は続いておりまして、改善は確認されておりません。

◎山下　誠君

２度の勧告が行われているけど、状況は改善されていないということです。そこで、沖縄県は今後どうしていくか、どのようにお答えしていますか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

沖縄県によりますと、農業振興地域の整備に関する法律に違反し開発された施設については、違反者により自主的に撤去が行われることが原則であると。そのことから、引き続き指導等を行うという回答を得ております。

◎山下　誠君

農林水産部長、農業委員会は、ご存じのように、もう命令に入りましたよね。沖縄県としても命令に入るのが普通だと思うんだけども、そこの準備はしていないということですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

現状では、先ほど答弁したとおり、まず自主的に撤去するということが原則でありますので、指導等を行っていくという回答でございます。

◎山下　誠君

それは、ではもう命令にはいかないというふうに受け止めるんだけども、農業委員会は、さっきも言ったように、ちゃんと命令までいっていますよね。これは、９月定例会でも私は市長にも農林水産部長にも言ったように、沖縄県にもどんどん働きかけてくださいということを言いましたよね。それで、市長もしっかりと訴えていきたいというふうな話がありました。このまま命令にいかずに、ただ農業委員会がやっていることを待っているような気がするんです、沖縄県。これではいけないと思っていて、ぜひとも強く、市長、ここは市長ももう一回働きかけをしていただいて、命令にいくように、農業委員会からも農林水産部からも、沖縄県からもいくような措置を講じていただきたいと、そういうふうな働きかけお願いできませんか。

◎市長（嘉数　登君）

当該案件に関しましては、権限を有する沖縄県に対して、権限を行使するよう働きかけしてまいりたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

よろしくお願いします。

農業委員会にお伺いします。農業委員会は今も係争中で、内容についてはお答えできないと思いますが、１点だけ。先日、11月22日だったかな、地元紙の報道で、伊良部島の最終処分場跡地が、平良松原の違反転用されている重機ヤードの移転候補地という書き方をされていました。移転候補地ということ、そういうことを粟国恒広議員とそういう話合いができた上での移転候補地になっているのかどうかお聞かせください。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時08分）

再開します。

（再開＝午前11時08分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

粟国恒広氏から伊良部島の土地に移していくという話があったんで､そのように私らは捉えております。移転していくものだろうと考えております。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時09分）

再開します。

（再開＝午前11時09分）

◎山下　誠君

それは、では過去の話で、過去にそういうことのやり取りがあったから、そういうふうに移転候補地というふうにマスコミの中では書かれていたということですね。では、今、粟国恒広議員があそこに持っていくという考え方はないと受け止めていいんですね。確認です。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

令和７年11月21日に実施しました令和７年度耕作放棄地活動及び農地無断転用防止活動の一環として、宮古島市全体の農地パトロールを行っております。今回の農地パトロールに、松原地区の違反転用の移転先になっている伊良部島の土地を視察しましたところ、現地は既に移転可能な状態で整地されていることが確認されています。違法状態にある松原地区の行政代執行には、施設の解体費、運搬費、処分費用、土地の原状回復に関わる整地費に多大な予算を必要といたします。この問題の早期解決は、移転先の伊良部島へ違反転用の当事者が速やかに移転することが最大の解決につながることと考えております。市民の皆様の負担にならないよう、そのためには違反転用の当事者が、違反解消に向けて最大の努力を行っていただきたいと考えております。

◎山下　誠君

そのとおりだと思います。ただ、今係争中でありますので、どこまでそのような交渉ができるか分かりませんが、その希望は捨てずに、粟国恒広議員側とも交渉を続けてください。本人も、そこを伊良部島の最終処分場跡地を整地しているんだったら、そこも本人の中でも移転先の可能性としては持っていると思いますので、ぜひとも係争中の中であっても交渉を続けてください。よろしくお願いします。

それでは、農地行政については以上とします。続きまして、市長の政治姿勢についてお伺いします。１、宿泊税については割愛をさせていただきます。３、公共工事の入札についてですが、これ教育部長、前回の９月定例会において伊良部小中学校のプール建設において、入札を行ったが駄目だったと。ということで随意契約に移したということで、その際に随意契約を選ぶ際にＡランクの業者３者を選んで、一番安いところから取ったというご説明がありましたけども、まずこれ、このやり方が９月のときにもはっきり分からなかったので、このやり方が妥当なのかどうか。選定基準、随意契約するときの選定基準、こういうものがあるのかどうか、まずお答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

９月定例会では、１回目、２回目、不落と不調があったということで随意契約に入りました。教育委員

会としましては、設計単価についても県が定めた営繕単価を採用していること、また実勢単価も乖離がないことを確認しまして、事業の早期発現を図ることが重要だと思っております。これ工期の確保が９月定例会での契約議決が必要、また令和７年度から補助金を活用している関係もありまして、100％のうちの10％を今年度中に補助金を活用しながらやっていかないといけないとか、そういった部分もありましたので、２回不調になった、不落になったというところもありますので、地方自治法第167条の２の第１項第８号に基づきまして随意契約での対応を選択をしたところであります。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時14分）

再開します。

（再開＝午前11時14分）

◎教育部長（久貝順一君）

選定基準とかガイドラインについてはございません。

◎山下　誠君

そうすると、教育部長、その選定基準もガイドラインもない中で、どのようにして３者を選んだかというところで、公平性、透明性というところがちゃんと担保できているのかというのが疑問になります。どうやってこの３者を選んだんですか。

◎教育部長（久貝順一君）

その前に、選定基準について、ちょっと誤りがあります。この選定基準につきましては、資格要件としまして、建築工事の実績があり、必要な資格を有している会社を要件としておりまして、宮古島市が公表しております令和７年・８年度建設工事等入札参加資格名簿の中からＡランクの建築事業者の中から選ぶこととしております。17事業者ありますけども、17事業者から任意に無作為に連絡をしたところ、見積りの依頼について対応可能と判断をしました事業者が３者あったことから、この３者を選定したというふうになっております。

◎山下　誠君

今Ａランク17者から無作為にということだけども、その無作為というのは17者全員問い合わせて、全者に問い合わせて、その中から３者から応募があったという、応募というか見積額の提示があったという理解でいいのか。

◎教育部長（久貝順一君）

全事業者に連絡をしたということではございません。ランダムに無作為に事業所を選定しまして、その中でもともと３者の見積りをいただけたらということもありましたので、連絡をしていく中で３者決定したということもありまして、そのまま連絡はせずに、もう３者が見積り依頼への対応可能だよということもあったもんですから、そこで打ち切ったといいますか、そういう形になっております。

◎山下　誠君

教育部長、17者全者にお願いをして、見積りを出すところが３者だったら分かるんだ。それだったら公

平性、透明性って担保できると思う。ただ、今無作為にランダムに選んだということで、ランダムに選んだのは、これって公平性の観点からどうなのかなと。だから、基準があるかって聞いたのはそういうことなんだ。基準があれば、それに照らしてやれば問題はないではないですか。ところが、基準もない中でランダムに選んで、３者を選んだ。それは、公平性の観点からどうかなと思うんです。

これ今教育部長が答弁していますけど、この無作為に３者選んだ、ランダムに３者選んだのは、担当部署で選んだんですか、それとも総務部のほうで契約検査課のほうで選んだんですか、どちらですか。

◎教育部長（久貝順一君）

無作為に選んだのは教育委員会の担当部署のほうで、教育施設課のほうで選定をしました。

◎山下　誠君

教育部長、私はこれ契約検査課のほうが選んだほうがいいのかなと思っていて、随意契約。もちろん基準も必要なんだけれども、担当部署に投げて、その担当部署の中で無作為に３者を選ぶというやり方が妥当なのかどうかというと、違うと思うんです。そこまでの負担を担当部署にかけるのかというふうに思います。基準をつくるときに、では手持ちの工事を持っているところは外すとか、持っていないところ、何年も受けていないところを入れるとか、そういう基準を何かつくって、そこを当てはめていくというのが妥当かなと思っていますが、教育長、話聞いていてどうですか。

◎教育部長（久貝順一君）

建設工事関係、市の各部署に行き渡っている部分があるのかなと思っております。その中で、今後、契約検査課、総務部のほうとも、こういった形の基準といいますか、規則といいますか、そういったのができないかどうか、調整をしてみたいと思っております。

◎山下　誠君

もうこれ以上言いませんが、教育部長、今建築単価も含めて建築に人気がないというのは分かっていて、本当にやむを得ず選んだとは分かります。分かるんだけども、そうであっても、行政としては公平性はやはり担保しないといけませんよね。そこは絶対に忘れずにやっていただきたいなと思います。

契約検査課の所属の総務部にもお伺いしますが、この件、先ほど総務部と調整していきたいと教育部長はおっしゃっていますが、随意契約に至る、いわゆる基準、ガイドライン、そういったものを今後選定する考えはありますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

本市においては、契約検査課において規定がありますが、入札後の随意契約についての明確な基準等はございません。今後、県とかほかの市の状況も踏まえて、事業部署とも協議しながら、どういった方法がいいのか調査研究していきたいと考えております。

◎山下　誠君

よろしくお願いします。疑問を持たれないような対応をどうぞよろしくお願いします。

戻って、し尿処理関係に行きます。補助金返還の経緯についてお伺いするとありますけども、これは質疑もそうだし、それから委員会の中でもいろいろと環境衛生局長と意見交換をさせていただけましたので多くは聞きませんが、２点ほど。一応補助金を返還したということで、宮古島市自らやはり法的責任を認めたということもあるんだけども、ちょっと気になっているのは、この事業に従事した業者との間にモラ

ルハザードのようなものが生まれて、今後それを心配しています。何か対処法ありますか、考えていますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

モラルハザードという言葉をお使いになっていましたけども、やはり信頼関係ありながらも、きちんとした緊張感を持って契約を履行してもらうということは非常に重要ですので、今後こういった建築に限らず、いろんな契約に関しては、進捗等についてはきちっと管理をしていくということが必要だというふうに考えております。

◎山下　誠君

最後に、補助金返還したことによって、この件は国とも大分調整されたとは思うんだけれども、ただそうはいっても補助金を返還したという事実、これ実績になると思うんです。そういうことを考えると、今後の補助事業において、国、県の信頼失墜という事態も招きかねないなと心配しています。そうならないような調整はしたとは思います。でも、実績の上で残っている以上は心配です。それで、返還に至る過程には、慎重さの中にも慎重を期さないといけない事案だと思うんだけども、今回補助金の返還をするに当たって、第三者を交えた話合いの中で決定したかどうかお聞かせください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

この自主返還に関しては、第三者は入っておりません。宮古島市と沖縄防衛局のみの調整の中で、そういう結論となりました。

◎山下　誠君

後から指摘、いろんなものが出てきたら対応できるように、できれば第三者を交えたほうがよかった、専門家というのか。顧問弁護士もいたと思うんだけども、そういう人は入れずに、もう沖縄防衛局だけの調整をしたということですね。今後はぜひお気をつけください。今後何があるか分かりませんので。この件もこれで終わりにします。

続きまして、４、教育行政についてです。児童生徒の派遣費補助事業について、まず制度設計の在り方についてお伺いしていますが、教育部長、これ先日、11月に沖縄県の中学校駅伝競走大会が久米島で開催されたという報告がありました。それで、参加した保護者の皆さんが言うのは、宮古―那覇間の補助はあると。ところが、那覇から久米島に行くところに補助がかからないという話をしていたんです。それで、これは制度上何とかならないんですかという相談を受けています。お答えください。

◎教育部長（久貝順一君）

ご質問の制度設計の在り方について答弁いたします。

県内における児童生徒の派遣費補助事業の航空運賃につきましては、宮古島市から最終目的地までの往復航空券が補助対象となっており、ご指摘の那覇―久米島間の航空運賃も交付の対象の中に含まれております。しかしながら、県内の派遣費の航空運賃の補助につきましては、１大会につき航空運賃は上限１万円というふうに要綱で定められております。今回は、派遣は宮古島から那覇間の航空運賃のみで補助上限を満たしている形となっておりますので、那覇―久米島間が補助対象外のように見えているところがあります。教育委員会としましても、選手派遣については様々な意見、要望等を保護者のほうからもいただいているところです。県内の路線についても、乗り継ぎ便の場合がある可能性がありますので、例えば先月

の宮古―久米島間の駅伝大会選手派遣費の部分がありましたように、県内であっても路線ごとの補助金の設定も含め検討できないか、これやはり那覇経由でしか行けない路線に限ることになると思うんですけども、そういった部分も補助対象の拡充ができないかどうかをまた内部で調整をしていきたいと考えております。

◎山下　誠君

ぜひお願いします。この件についてはもう一回お伺いしたいと思うんですけども、これ久米島大会というのは、実は那覇地区開催って言っていたのかな。多分そうですよね。たまたま今回久米島ということで今回のような事案が発生しているんだけども、ぜひともご検討ください。よろしくお願いします。

それでは、財政運営についてお伺いします。先日沖縄県が公表した市町村決算の概要がありました。単年度収支は４億8,900万円の黒字だということで、ただ実質収支に、単年度収支を見ると４億8,000万円の赤字になって、今回新たに実質単年度収支が出てきて、これ６億4,900万円の赤字、マイナスになっています。マスコミ発表されていたのは、もちろんこの実質ではなくて、普通の実質収支のほうで６億8,000万円黒字が出たよということがありましたけども、まずこの実質単年度収支の数字、間違いないかどうかお答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

本市の令和６年度の決算の中で実質収支は６億8,800万円余で、間違いございません。

◎山下　誠君

マスコミ広報発表では６億8,000万円の黒字だったんだけど､実質単年度収支で見るとこういう赤字が出ているということはぜひ公表していただいて、これは沖縄県が公表していると思うんだけども、宮古島市としても積極的にこういう収支状況にあるということは発表していったほうがいいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、経常収支比率についてお伺いしますが、97.6％という数字は前の決算のときにも出ていたんだけれども、実際にこうして他市との状況を並べられると、突出しているなということが見受けられます。95％を超えているのは宮古島市だけです。これをどう受け止めているか、ご答弁ください。

◎総務部長（上地俊暢君）

ご質問の経常収支比率についてお答えいたします。経常収支比率は、人件費、公債費等の経営状況にあった一般財源を、地方税、地方交付税を中心とした経常的に収入される一般財源の総額で割ったもので、この比率が高いほど、他の経費に充当できる一般財源の余裕がない、財政構造上の弾力性が低いことを示しております。本市においても、令和６年度の決算において97.6％と高い比率になっておりまして、11市の中で最も高い数値となっておりますので、財政構造の弾力性が硬直化していると認識しております。

◎山下　誠君

総務部長、95％を超えると危険域と指摘する専門家もいらっしゃいますよね。そういう中で95％をあっという間に超えていった。前回令和５年度は91％ぐらいだったのかな。その前の年はもっと低かったと思います。ところが、今回６ポイントも上がっています。これは非常事態だなというふうに考えていますが、この経常収支比率が上がった、悪化した要因を教えてください。

◎総務部長（上地俊暢君）

経常収支比率が悪化した要因としましては、構成する人件費、それから扶助費、それから公債費の数値を基に考えますと、人件費の伸びが突出して大きくなっております。宮古島市は、特有の職員構成や業務内容が影響していると考えております。また、令和６年度、給与改定が行われておりまして、その影響もあると考えております。それから、これまで会計年度任用職員の報酬について、臨時的というところで算入しておりましたが、経常的な業務をしている会計年度任用職員については経常的な経費ということで算入しているところも影響していると考えております。

◎山下　誠君

会計年度任用職員の給与形態について変わったということで、それは本市だけではなくて、どこも同じ状況ですよね。その中で宮古島市だけが突出しているというのを考えなきゃいけないことだなと思います。この財政指標で、総務部長も見ていると思いますけど、この中で人件費と扶助費と公債費、先ほどおっしゃっていただきましたが、これ多分割合だと思うんですけども、この割合、それぞれお答え願えますか。

◎総務部長（上地俊暢君）

それでは、人件費、扶助費、公債費の令和５年度と令和６年度を比較してお答えいたします。

人件費につきましては、令和５年度が24.6ポイントから31.5ポイントと、6.9ポイント上昇しております。扶助費については、11.9ポイントから12.3ポイントと、0.4ポイントの上昇となっております。公債費につきましては、21.6ポイントから20.7ポイントと、マイナスの0.9ポイント減少しております。

◎山下　誠君

公債費、扶助費の伸びはそういっていないとはいえ、やはり人件費が大きく影響しているということですね。それで、人件費が、これお金でいうと、今回令和６年度、人件費が68億円ぐらいで、前の年度と比べたら５億円ぐらい、多分。間違っていたら指摘してください。市が作成している長期財政ビジョンの目標値は64億円ということで、これとも乖離している状況が生まれています。これ人件費何とかしなきゃいけないと思っているのか、それとも別のところで抑制しようと思っているのか、当局の考えをお聞かせください。

◎総務部長（上地俊暢君）

人件費につきましては、令和６年度決算額が63億円、前年と比較して４億7,000万円の増となっております。人件費につきましては、現在、本市が市町村合併後の定員適正化計画の定める定員に向けて人員削減をしているところでございます。あわせて、歳出の抑制にも努めながら、経常収支の改善に努めていきたいと考えています。

◎山下　誠君

総務部長、今おっしゃっていた計画、ごめんなさい、私の記憶がもう定かでないので計画を教えてほしいんだけども、前回これ砂川浩平議員の質問のときだったか、職員が685人、それから会計年度任用職員630人というふうにお答えになったと思うんだけども、これ職員のほうは何年度までどこまで減らすのかということと、会計年度任用職員についてもそういう適正化計画の範囲内にあるのか、お答えください。

◎総務部長（上地俊暢君）

正職員につきましては、令和15年度に668名を目指しております。現在本市においては、会計年度任用職について定員適正化計画の中では位置づけられておりませんので、今後検討していくことになると考えて

おります。

◎山下　誠君

今後検討していくということですけども、人件費の割合でいうと、これも財政指標の中であるように宮古島市だけが30％を超えているんです。これも、ここもちょっと飛び出ていて、今総務部長がおっしゃった会計年度任用職員のところについても考えていきたいということだけども、これは減らすということで考えていくんですか。この間、実は会計年度任用職員の皆さんの処遇は皆さん改善してきましたよね。その影響もあって、お給料も上がっていると思うんだけども、そこの頭数を減らしていくという方向性なんですか、お聞かせください。

◎総務部長（上地俊暢君）

人件費については個々の給与改定というのは難しいですので、全体的に抑制するとなると、人数を減らしていくという考えになると考えております。

◎山下　誠君

いろいろと今定例会でも、市長、道路を直してほしいだとか、雑木を除去してほしい、それから無償化、補助の強化、いろいろな話が出てくる中で、市長が常々言っていたのが財源の裏づけが必要だと、そう思いました。本当苦しい判断だなと思っています。経常収支比率がこれだけいくと、それは自由に使えるお金はどんどん減っていきますので、そうなっていくと、どこを抑えるかというと、今聞くと、もう人件費しかないような状況になっていますが、市長、人件費を抑制するというのは相当な覚悟が要ると思うんです。その辺りどうお考えですか。

◎市長（嘉数　登君）

行政サービスに対するニーズというのは、非常に多様化、複雑化しております。それに対応する職員についても、当然専門性も求められますし、いろんな要素が求められているかと思っておりますけども、20年前に５市町村が合併をいたしまして、これ合併いたしました他の自治体と比較しますと、職員数はもっと適正化を図らなければいけないというところは考えております。ただ、その適正化を図るに当たっても、一気に市民サービスの低下を招くような適正化というのはやるべきではないというふうに思っておりまして、今できる対応としましては、もちろんその人員の適正化もありますけども、我々は遊休資産といいますか、資産をたくさん抱えていて、使われている部分と使われていない部分がありますので、そこを併せて、やはりそこのコストを減らしながら組織の適正化を図っていくというところが一番かなというふうに思っております。

◎山下　誠君

今市長おっしゃっていただいたように、行政経営会議でしたっけ、あれで更新するか、維持するか、廃止するかといろいろ議論していますよね。私は、そういうところは本当にウイークポイントにちゃんと着手しているなと思っています。ただ、これって結構時間はかかります。その間なんですけど、経常収支比率が今97％、もうやがて98％か、こういう状況なんだけども、この状況下で、現状あと何年、許容範囲はどれぐらいだと考えていますか。

◎市長（嘉数　登君）

今ここであと何年かという話は予断を持ってお答えすることは非常に難しいですけども、少なくとも言

えることは、財政の基本としましては、入るを量りて出ずるを制すというところがございますので、令和８年度当初予算編成に当たっても、これまでのやってきた事業をそのまま継続するという観点ではなくて、いかに効率化していくのか、効率化していく中において新しい芽をどう出していくかというところについてはしっかりと議論していきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

財政健全化策についてお伺いしていきたいと思います。以前から自治体ＤＸについては皆さんも推進していきたいというお話でしたけれども、これがないともう業務の効率化は図られないし、人員の削減も当然及ばないと思うんだけども、ごめんなさい、私が情報に接していないからかどうか、ＤＸについての効果が私の中ではまだ具体的に見えてきていないところがありまして、現状ＤＸを取り組んだことによって、人件費の抑制を含めて財政上の負担がどれだけ減ったかという数字があるんだったらお答え願えますか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎総務部長（上地俊暢君）

山下誠議員ご質問のＤＸに伴っての財政的な効果について、手元に資料がございませんので、後で報告させていただきたいと思います。

◎山下　誠君

その成果の値があるかないか分からない状況でこういう質問するのはどうかと思うんですけど、私、砂川和也議員とよくデジタルについて話をしていて、私あまり詳しくないけど、彼は詳しいんです。いろんなところに出向いていって１人で騒いでるんだけれども、そういう、でも砂川和也議員が言っていることは、これは正しいなと思っていて、これどんどん導入しなきゃいけないと思っていて、そこに思い切りお金を投入したほうがいいかなというふうには思っています。そのためには専門家を招聘して常駐させて、その人にＤＸ化をどんどん推進していただく。こういうことをやっていくことによって、その評価は出てくるんではないかなと思うんです。もし宮古島市に定量評価している数字があって、それがちゃんと削減できているんだったら分かるんだけど、できていないんなら、ぜひともその辺は具体的に考えていただきたいなと思います。ＣＩＯ補佐官とは別の専門家のことを私は言っています、常駐も含めての。そういうことをぜひ考えていただきたいなと思います。

総務部長、ＤＸの成果については次回お答えください。よろしくお願いします。

それから、先ほどから出ている物件費と、あと……物件費についてなんですけども、これを抑えていこうとするんだけども、これも何か目標値があるんだったら答弁いただけますか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前11時43分）

再開します。

（再開＝午前11時46分）

◎総務部長（上地俊暢君）

物件費も、長期財政ビジョンにおいては、2024年、令和６年度、82億円を想定しておりましたが、今年度、81億2,842万6,000円ですので、試算よりは若干低くなっているというところでございます。

◎山下　誠君

総務部長、私が聞いたのは目標があるかということを聞いたんだけども、確かに財政ビジョン上、少し下回っていると思うんだけど、今後、これ大体年度ごとに見ていくと、据置きか、ちょっと増えるとやっています。ただ、今回市長が行政経営会議立ち上げたことで、やはりそれによってここ変わってくるんではないかなと思っていて、財政戦略の見直しをしているんではないかなという意味での質問でした。そこは今やっていないということでいいですね、まだ。見直しているなら見直している、その数字を出してほしいんですが。

◎総務部長（上地俊暢君）

現行の長期財政ビジョンについて、現在見直しは行っていないところです。

◎市長（嘉数　登君）

行政経営課について補足の答弁をさせていただきます。

行政経営課を立ち上げたのは、先ほど申し上げました遊休施設といいますか、公共施設等総合管理計画の中で廃止等々になっているものがなかなか進んでいかない。それに対する物件費がかなり財政を圧迫するんではないかという懸念がありまして立ち上げております。何よりも、市自らがつくった計画どおりにまず進んでいないというところは、なぜ廃止をするのか、なぜ売却をするのかというところがよく市民に伝わっていない。しかも、そこにどれだけの行政コストがかかっているかというのがよく分かっていないというところがありまして、各施設別に行政コスト計算書というものを作らせていただいております。これは、予算を幾らかけているのか、利用が幾らあったのか、それを踏まえて我々の総合管理計画なる計画どおりに進めていくのかどうするのかというところをこの議会でも改めて説明し、あるいは市民にも説明し、要するに廃止すべきは廃止する、残すべきところはしっかりと補修をして残すというところをしっかりと進めていきたいというところで行政経営課と行政経営会議をつくっております。議員ご指摘のように、それを踏まえて長期財政ビジョンにも反映すべきではないかというところがございました。当然、廃止なり売却なりの方針が決まりましたら、これまでどれだけ予算を投入しているかというところありますので、そこを踏まえてまた長期財政ビジョンは見直していきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

この将来予測を踏まえた財政戦略をぜひともお願いします。決してこれ楽観視できる数字ではないと思っていて、でもこの議会でも分かったように、今新総合体育館建設を進めているし、次はごみの最終処分場跡地でしたっけ、あれも建設しなきゃいけない。それから、平良敏夫議員が出した市民プールの話も出てきました。やるべきことはまだまだあって、ハード面で使うお金もいっぱいあるんだけども、このような状況では市長がやりたいことができなくなってくるんではないかなと懸念しています。やはり自由裁量

で使えるお金をいかに残すかが行政の手腕だと思いますので、経験豊富な市長に至っては、ぜひとも財政戦略しっかりやっていただいて、宮古島市を前向きに進めていただきたいなと思います。

先ほどから話している、なかなか市民に伝わっていないという市長の発言がありましたけど、市長は今地域懇談会という形で様々な声を拾い上げていますよね。これはとてもいい取組で、評価も高いと思います。一方で、財政に関する市民の理解が広がっていないということを踏まえて、いわゆる財政に特化した市民説明会、これ名前間違っていたら失礼なんですが、広島県のどこか有名な市で、石丸伸二氏がそういうことを年に１度やって大変好評を得ていると聞きました。その中身がいいか悪いかは別として、今ここで議論していることを市民の皆さんの前で公表していただいて、今の宮古島市の財政こういう状況だよということをぜひ市民の皆さんの理解促進のためにやっていただきたいなと思いますので、これは提案しますので、よろしくお願いします。

総務部長、次回、会計年度任用職員の定数、この定数についてはどうしていきたいかということをもう一度お伺いしますので、ぜひともしっかりと考えていただきたいなと思います。

それでは、すみません、教育行政に戻って、西辺中学校の校舎改築事業、これは市長もご存じのとおり、これはもう生徒の皆さんから要請書を渡されて、皆さんにお願いして何とかやってきているものです。教育部長、今グラウンドを見に行ってきました。整備は進んでいますね。ちゃんとポイントも打たれているし、200メートル確保できていると思います。ところが、校長先生と見て回ったんだけど、どうしても砂利というか石、グラウンドに石が散乱していて、かなりの量を確認することができました。これは撤去するのかどうか、お聞かせください。

◎教育部長（久貝順一君）

グラウンドについては原状回復しております。その中で、砂利が多く散乱しているという話でございますので、まずは担当部局の方で現場を確認した上で、その後、砂利の採取なり、そういったものは対応していきたいと考えております。

◎山下　誠君

それは早急に実施してください。

もう一つ、体育館と校舎をつなぐ渡り廊下について、どうなっているかお聞かせください。

◎教育部長（久貝順一君）

渡り廊下について、現在は西辺中学校校舎改築事業が終わりまして、外構工事を進めております。その工事の中で、校舎と体育館をつなぐ渡り廊下設置工事を、外構工事工期の終盤あたりに実施したいということを考えておりまして、鉄骨造りで屋根つきを検討しております。

◎山下　誠君

屋根つきは生徒たちのすごい要望だったので、ありがとうございます。それはぜひやってください。それ、いつまでにやりますか。

◎教育部長（久貝順一君）

外構工事を今やっているところです。外構工事の終盤といいますか、工期の終盤あたりに、最後に渡り廊下をつけようということを考えておりますので、恐らく２月から３月の間ぐらいになるのかなと思っております。

◎山下　誠君

教育部長、よろしくお願いします。

介護事業についてお伺いします。これは、島内における介護事業所について、現状についてお伺いしますとありますが、増減についてお答えください。

◎福祉部長（守武　大君）

本市における沖縄県及び宮古島市が指定する22種類の介護保険サービスに係る事業所数につきまして、令和７年３月末時点で188か所となっております。３年前の令和４年３月末が197か所でしたので、９か所減っていることになります。さらに３年遡りまして、平成31年３月末時点では206か所ありましたので、直近６年間で18か所減少している状況です。なお、この数字は、廃止された事業所の数になっておりますので、実際休止を含めますと、さらに多くの事業所が休止されているという状況になっております。

◎山下　誠君

福祉部長、休止の数については把握していますか。

◎福祉部長（守武　大君）

今現在分かっている範囲で、休止の数が、先ほどの平成31年３月31日、これ休止と廃止の合わせた数字で答えさせていただきますが、事業所休止も含めると、休止もしくは今から休止になるところが分かっているところもあるので、それを含めると160か所になる。ですから、６年間で46か所の事業所が廃止または休止になっている事業所の数になりますか、そういう状況です。

◎山下　誠君

廃止または休止に至っている要因についてはどう分析しておられますか。

◎福祉部長（守武　大君）

まず、廃止になっている事業所のうち、一番大きいのが居宅介護支援というサービス、これはケアマネジャーがサービス計画を作成しますが、その数がすごく減ってきているというのが一番大きくて、休止、廃止合わせますと、６年間で13か所。やはり一番大きいのは、高齢化プラス、やはり賃金が見合っていないという部分で、高齢になった方が更新されないでやめられてしまうという方が非常に多いのかなということと、もちろんヘルパーさんもそうなんですが、通所に係る事業所についても廃止または休止が増えている状況になります。重度障害の方を中心にサービスが利用されているという状況です。ですから、予防が必要な要支援の方への対処が人手不足によりできていない。大きい施設内、要は定員が大きい施設なども、人手不足により定員に足りず、ベッドが空いているという状況になっております。やはり理由としては、どの業種も人手不足にはなっておると思うんですが、やはりどうしても介護や障害の方々の賃金というのは国が報酬単価を設定してきますので､ある一定以上賃金を上げられないという状況がありますので、それで募集しても来ないというような状況が続いている形になります。

◎議長（平良和彦君）

12時ではございますけど、続行します。

◎山下　誠君

それで、福祉部長、介護需要に宮古島市って応えられているのかどうかなんだけども、無理やり応えるとは思うんだけど、介護需要ってどんどん増加していく中で、介護職のこの状況は本当やばいと思うんで

すけども、今の現状をどう分析されていますか。

◎福祉部長（守武　大君）

今後介護に係る事業所及び従事者への支援を、今いる方々を引き続き働いてもらうということを、まず対応しているところです。今後、また啓発も含めて、新たな人材確保に向けた対応という形にはなるんですが、要は介護の必要な方が増えていく中で、今現状として、本来なら施設に入るべき人たちが施設に入らずに在宅で介護されていて、家族への負担が増えているというようなこともありますので、今ある資源の中で、家族への支援も含めて対応していきたいなと思っております。

◎山下　誠君

本来なら入所するはずの方々が在宅になって、いわゆる働いている世代に負担がかかっているということは非常にまずいなと思っていて、こうなると悪循環が生まれます。結局働いている人が介護のために仕事を辞めなきゃいけないってなってくると、ますます働き手がいなくなってということなんだけど、先ほど福祉部長がおっしゃった介護職に対する支援策というんですか、こういうことをやっていきたいと。国は、一応介護報酬についてはもう前倒ししてやるって言っているんでしたっけ。今その話ありましたよね。そうやっているんだけど、自治体としてやれることは何かということを挙げたときに、今考えている支援策についてお答えください。

◎市長（嘉数　登君）

持続可能な介護事業についての当局の見解という趣旨でお答えさせていただきます。

山下誠議員のご指摘のとおり、近隣の介護事業所の休止、廃止及び介護従事者の不足の状況は、これもう年々深刻化しておりまして、喫緊の課題であると私も認識しております。また、本市の高齢化率は、令和７年３月末時点で28.62％、これ県内11市で最も高く、今後の推計でいきますと、2040年には38％にまで上昇する見込みとなっております。市といたしましては、介護人材の確保について令和６年度より、本市主催の介護初任者研修及び介護実務者研修の講座を開始いたしております。今年度は、研修受講者のフォローアップ事業も加え、人材の育成と定着の支援を図っております。

それからまた、介護従事者の負担軽減策として、介護ロボットやＩＣＴ導入促進のため、去る11月21日、22日の２日間にわたり、本市で初めてとなる第１回宮古島市福祉機器展というものを開催いたしました。30社の出展企業が参加し、現場のニーズに応じた多様な製品が集まり、多くの介護事業者が機器を体験し、実際にデモンストレーションを見ることができまして、参加した事業者からも好評をいただいております。あわせて、これも市初めてとなりますけども、勤続10年、それから勤続20年の介護職員を対象とした表彰を実施しております。日頃から地域の介護を支えていただいている皆様の功績を広く周知するとともに、その尽力に対して改めて敬意と感謝の意を表したところであります。今後も持続可能な介護保険事業の構築に向けまして、介護事業者及び介護人材への支援を継続してまいりたいというふうに考えておりまして、今年度から特に取り組んでいるのが、現職の介護従事者がかなり身体的な負担もあろうかと。もちろん処遇の改善というところもございますけども、この処遇の改善の部分につきましては、これ公定価格というところがございますので、国によるところが非常に大きい。それ以外で市として何ができるかといったところで、介護ロボット、そういった身体的な負担を軽減することによって、今従事している方々に引き続き従事していただくということを進めるとともに、勤続10年、20年、もちろんそういった方々もそうです

けども、掘り起こし、やりたくてもできない人、やってみたいという方々を介護の現場にどう促していくかということも非常に大事だと思っておりますんで、負担の軽減を図りつつ、新規掘り起こしというところについても、市としても注力していきたいというふうに考えております。

◎山下　誠君

いろいろなご提案ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。介護職をもうここで人手不足を解消できないんだったら招くしかないということで、何かどこかの県だったか、介護職に従事する方は家賃補助したり何やしたりってやっている自治体もありますよね。いろんなやり方があると思いますので、ぜひ研究の上、我々も提案を、どんどんさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。今日は財政問題をテーマにいろいろと議論をさせていただきましたが、いい議論ができたと思っています。実は、やはり市長もやりたいことがあるし、議員の皆さんもやってほしいことたくさんある中でも、金がないとできないということをやはり市民の皆さんに分かっていただきたいんです。そこをやはり、さっき言った市民説明会なりなんなりで市民の理解促進を図っていただきたいなと思います。

これで山下誠の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は１時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時07分）

（粟国恒広君、着席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午後１時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信男君

議席番号９番、幸政会の下地信男でございます。去る10月に実施されました宮古島市議会議員選挙、私も２期目の挑戦でしたけれども、市民の皆さん方の支援のおかげで引き続き宮古島市議会議員としての活動ができることになりました。議員としての職責をしっかり果たしてまいりたいと思います。今後とも市民の皆さん方のご指導をお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。順序を変えたいと思います。７、地域懇談会についてという質問です。これ市民からの要望も入っていますので、時間がなくなると迷惑となるので、先に。下地地区地域懇談会、昨年度実施されました。その中で、市民の皆さん方からの要望が２点まだ実施されていないと思われる事項が２つありますので、お願いします。下地農村環境改善センターの照明、舞台装置の修繕について、どうなっているのかお伺いします。

◎農林水産部長（下地貴之君）

ご質問の下地農村環境改善センターの修繕状況についてでございます。まず、室内の照明につきまして

は、一部消えている箇所がございます。ただ、室内の明るさは保たれていることから、現在まだ修繕は行っておりません。舞台装置につきましては、どんちょう、スクリーン、ともに使用可能となっております。ただ、舞台照明について、消えている箇所がございますので、原因を調査し、来年度の当初予算で対応できるように調整しているところです。

◎下地信男君

来年度の当初予算で修繕するということですけども､大勢で集会する施設がここしかないということで、多分敬老会とか、もう地域懇談会のときも多分そうだったと思います。かなり暗い状況ですので、早急に改善していただきたいと思います。これ市民からの要望です。

２点目に下地川満市営住宅の隣接敷地の雑木除去について、これすみません、昨日現場確認したら、もう作業に入っておりました。業者のほうが入って、市営住宅内の大きく育った木々を調整しながら伐採をして、それから市営住宅の隣、あれ多分所有者が別な方だと思われます。それで、市営住宅内に覆いかぶさるような形の樹木についてはもう伐採しておりましたので、これは本当にありがとうございました。

問題は、これ通告はありませんけど、市営住宅内の遊び場も、これ９月定例会に私が通告した際に聞き取りで、これ、既に予算ついていますよということで私質問しなかったんです。ところが、現場へ行くと、もう何らないので、これはどうなっているかということはお答えできますか。

◎建設部長（下地睦子君）

下地信男議員の下地川満市営住宅の遊び場、バスケットコートを造るというお約束であったかと思います。このバスケットコート、ゴールの箇所を、川満市営住宅の自治会のほうと場所についての調整を行っているということですので、この設置場所をしっかり調整して、その箇所への整備を年度内に行う考えです。

◎下地信男君

地域懇談会の成果については、市長が今年度当初予算から新たな目を設置して、本当に市民の皆さん方の要望を実現するということ、本当にありがたい事業をしていただいています。この際、こういうふうにどんどんやってくれると、やはり市民もうれしいし、またいろんな思いを市長に伝えてくるということがある。本当にうまい具合に市民の皆様方も行政に対する信頼というんですか、なかなか言ってもやってくれないという状況が一転してできるようになったと、本当に喜びの声が届いています。下地川満市営住宅、もう一点課題があるようですので、建設部長、よろしくお願いします。

それでは、最初に戻って、市長の政治姿勢について。第３次宮古島市総合計画策定についてです。令和８年、翌年度で第２次の計画がもう終了するということで、今第３次宮古島市総合計画策定に向けて準備をしているという話を担当部長からお聞きしました。基本構想の話です、まず。基本構想は10年間のロングスパンで定められているんですけども、この変化の激しい社会において、長期的に10年というスパンで定める基本構想、この意義について、市長の見解をまずはお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

総合計画は、行政運営における基本指針といたしまして、まちづくりの方向性や目標を示す重要な役割を担っており、本市は市町村合併後に策定された第１次宮古島市総合計画をはじめ、第２次宮古島市総合計画に基づいて、これまで市の振興発展が進められてきたものと捉えております。現在、令和８年度をも

って第２次宮古島市総合計画が終了することから、これまでの成果を踏まえつつ、市政のさらなる発展に向け、新たな視点を取り入れた第３次総合計画の策定を進めております。総合計画は、市の最上位に位置づけられる計画でありまして、その構成は、基本構想、基本計画、実施計画の３つで構成されております。うち基本構想については、市民意見や本市が抱える課題を反映し、まちづくりの指針として、長期的な視点に基づいた重要な柱となることから、計画期間を10年と設定しております。本市は、少子高齢化の急速な進行や住居不足、人手不足及び持続的な観光振興と市民生活の調和など、目まぐるしく変化する社会環境の中で、様々な課題に直面しております。このような社会情勢、取り巻く環境の変化に対しては迅速かつ柔軟に対応していく必要がありますが、同時に、市民、議会、行政が共有する長期的な市の将来像を掲げることが、継続的な課題に対応していく上で極めて重要であると考えております。そのため、10年後の目指すべき市の将来像を基本構想に落とし込み、新たな総合計画を基に、誰もが安全、安心に暮らせる島、教育機会に恵まれた人づくりの島、観光と関連産業が好循環を生み出す持続可能な島に主眼を置き、ここで住み、働き、子育てがしたい、ここを誇りに思う、島を出てもまた戻りたいと市民が実感できる取組を進めていきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

宮古島市総合計画は、市長がおっしゃるように本市の最上位計画に位置づけられています。計画的かつ効率的な行政運営のためには、そういった指針を用いるということが行政の運営の基本であります。市の職員が業務を進めるに当たって、この宮古島市総合計画はどのように活用されているのか、現状をお伺いします。

◎企画政策部長（石川博幸君）

宮古島市総合計画の活用についてでございます。基本構想は10年、基本計画は５年にわたり策定される長期的な計画であり、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化などに柔軟に対応できるよう、施策の指針を示すものであることから、その性質上、個別の事業についてはあえて記載しておりませんが、職員については本市の進むべき基本的な課題、主要課題等が網羅されていることから、それに基づいて、その課題解決に向けて、各種施策に取り組んでいるところでございます。

一方、個別事業について、あえて記載していないことから、事業が具体化されていない、見えにくいというような意見もございますが、宮古島市総合計画で示された事業については、事業が具体化されていないことからその重要性に対する職員の意識が希薄化されているものと考えられておりますけども、具体的な活用方法についても、今後しっかりと見えるように進めていきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

第２次宮古島市総合計画後期計画を持っていますけど、この中には個別具体的な事業というのは載っていません。基本構想、総合計画だけです。それで、今定例会の議論を見ていても、多くの議員が宮古島市総合計画、特に若い議員の皆さん方が総合計画の話をしているので、結構この宮古島市総合計画を勉強しながら質問しているなと受け止めています。ただ、その中で、例えばこの中にはもう入っていないと思われるのが社会の安全保障の変化、少子高齢化、人材の確保、住居不足、物価高騰、オーバーツーリズム、新総合体育館、プール建設ということに、具体的な事業がないから見えないんですけど、こういう10年スパンの中で10年先が見えない。要するにどういった時代が来るか分からないという、社会の進歩が今速く

て、ただ基本構想だけ書いておけば、実態とそぐわない基本構想なんか職員は見る必要ないんです。３年から５年の総合計画にぶら下がっている個別具体的な事業を、自分たちの担当する部署の、これを見ればもう十分だということで、こちらの基本構造を見て仕事している職員というのはそういないのではないかと思うんです。

大事なことは、次の質問ですけども、地方自治法が改正されて、平成23年、大分前ですけど、これ基本構想の策定義務が廃止されました。自治体は、もう独自の手法によってこの行政運営計画を定める、要するに基本構想とか総合計画という名称ではなくても、自分たちの地域の計画、行政計画は定めることができるようになる。私がぜひやっていただきたいのは、この実施計画です。具体的な事業を基本計画の下にぶら下がるような施策に、一つ一つぶら下がるような形で実施計画をつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。例えば、プール建設が、昨日の平良敏夫議員の質問だったと思う、もういきなり議会で280億円かかりますよと言われたときに、これどこから出てきた計画なのか。新総合体育館ももう建設費が倍になっています。これ、分からないのは個別計画がないからです。個別計画があるメリットは、やはりこれ見て、この事業が正当、本当に今必要なのかどうか、もう切替え時期ではないのかというスクラップ・アンド・ビルドの考え方がそこで生まれてくるし、担当相互において、職員同士でも議論が出てくると思うんです。議会と当局に対する議論、この事業が本当に今必要かどうかということを検証する材料になる。今なかなか総合計画というのがこの議会で出てこないのは、こういう具体的な事業が見えないから、何のために、誰のためにやっている事業だろうというのが分からないのが、これ今施策でとどまっているでしょう。これでは総合計画という形では完結しないと思うし、これ今本当に、市長、スピーディーに、今大きな変化の激しい社会に対応していくためには、何らかの形を取らないといけないと思います。議会で聞いていると、本当に予算の確保というのをどうするかというところあって、ではどこを切るかという議論がないですよね。やはりそこをしないとなかなかできないということと、私は職員が、これ砂川浩平議員が言ったのかな、自分を成長させてくれる例えば市役所へ来て仕事している人たちは、やはり今、何のために仕事をしているかということを職員たちは分かっているんだろうかと。ただ単に目の前の仕事をやりなさいということではなくて、総合計画基本構想の理念というんですか、これを職員が共有することによって、宮古島市の島づくりの基本理念というのは、夢と希望あふれる活力ある島づくりをするということを職員が手に取ってみて、自分たちはただ単に目の前の仕事ではなくて、本当に宮古島の将来に向かって仕事をしているんだなという、この崇高な気持ちが生まれるようなことを総合計画から導き出してほしいんです。みんなが常に総合計画を見てみて、私たちは仕事を何のためにしているかと。豊かな宮古島市の将来を築くために大きな使命感があるねということを職員がまず気づくということが、私は総合計画の大きな意義ではないかなと思っています。取りあえず今足りない部分で言えば、もう実施計画です。それを具体的な計画の中に盛り込んで、第３次宮古島市総合計画でやっていただきたいと思います。市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数　登君）

第３次宮古島市総合計画は、より市民の皆様にとって関心のあるものとなり、職員にとっても業務を進めるための指針として活用を促進させるためには、総合計画に基づく行財政運営が重要となります。これまでも、基本計画に基づき、具体的な事業内容を取りまとめた実施計画を策定した経緯はございますが、

予算編成との連動が難しく、課題が多く残る状況がございました。基本構想、基本計画の策定を進めながら、これまでの課題を整理した上で、より実効性の高い実施計画の策定を推進してまいりたいというふうに思っております。総合計画の利活用状況、職員がどう意識しているかということにつきましては、下地信男議員ご指摘のとおりだというふうに私も受け止めております。

平成23年に地方自治法が改正されまして、要するに基本構想の策定義務が廃止されました。これは、まさに自主性あるその独自の手法、自ら考えて、自らの責任でもって行財政運営をしていくべきだということが改正の趣旨であるというふうに思っておりまして、ここはもちろん市民、それから議会の声を踏まえながら、しっかりと職員間で議論し、しっかりとした実施計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

総合計画策定には多額の予算も要ります。職員の努力、労力もまた大変なものがあると思います。宮古島市、20年前に市町村合併しましたけど、最初の第１次宮古島市総合計画は職員による手作りでした。企画政策部長、石川博幸部長が当時企画調整課の係長で、本当に各担当課から事業を一つ一つ聞き取りをして、まとめ上げてきました。あの労力には、もうあのとき頑張っていた石川部長には頭が下がる思いですけども、職員が自分たちの手でつくり上げていくという気持ちが一番大事だと思います、計画の段階から。そして、これを自分たちの力でまた実施していくという、こういう意欲をかき立てるような総合計画を、すばらしい計画をつくっていただきたいと思います。

次の質問です。令和６年度の決算について、これ経常収支比率の話は、先ほど山下誠議員が午前中話をされておりました。令和５年度に比べて６ポイントも大幅に増えております。これ去年、ちょうど１年前にも、また９月決算の中で質問したんですけども、なかなか難しい問題なんですか。市長は、入るを量りて出ずるを制すという話を市長はよくされますけども、やはり改革するために何が必要かといったら、やはりもう市長の大なたを振るうしかないと私は思っています。これ20年間の間に、本来なら市町村合併のときの課題というのは、一つ一つ解決して20年に至っているというのが望ましいんですけど、宮古島市はそれができていないです。ある意味放置してきたということもありますけども、やはりそういったことを整理しないと、もう財政のあしたは多分見えてこないと思いますので、市長は大なたを振るう気持ち、覚悟でぜひやってください。

次に、行政連絡員の事務委託料の増額改定について。去る６月定例会において、事務委託料の増額を要望する質問をいたしました。当局は、昨今の物価高騰に伴う委託料の増額については検討の必要性があると答弁しています。検討結果についてお伺いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

行政連絡員の事務委託料増額改定についてお答えいたします。

現在本市は、111名の行政連絡員と事務委託契約を結んでおります。本年６月定例会でも答弁しましたとおり、物価高騰を踏まえ、委託料の増額が必要であると認識しております。これに対応するため、新年度当初予算での増額に向け、予算編成作業を進めているところでございます。

◎下地信男君

これ新年度は実現できると理解していいですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

新年度実現に向けて作業を進めておりますので、実現目指して取り組んでいるところでございます。

◎下地信男君

はっきりしませんね。ぜひ実現できるように、総務部長、頑張ってください。

３，観光行政について先にやっていきたいと思います。観光収入額が、令和６年度の本市における観光収入額1,072億9,600万円、初めて1,000億円を上回りました。

そこで伺います。この観光収入額の推移について、過去５年間ということをお願いしましたけども、お答えください。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

過去５年間の観光消費額の推移でございます。本市における過去５年間の観光消費額は、令和２年度、約342億円、令和３年度、約424億円、令和４年度、約780億円、令和５年度、約882億円、令和６年度、約1,073億円となっております。

◎下地信男君

次の質問になりますけれども、この約1,073億円という数字が、どこにどのような形で効果を上げているか、いわゆる宮古島のどこに、そもそも幾ら宮古島にとどまっているかというのは誰もが知りたいことだと思うんです。お伺いしますけども、本市への経済波及効果というのはどのような形になっているのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

観光産業は業種が多岐にわたる裾野の広い産業であるため、本市の経済波及効果を算出することは難しいところがございますが、県が実施している観光統計実態調査における業種別のデータ比率を算出しますと、市の観光消費額約1,073億円のうち、宿泊費が36％、飲食費が21％、お土産買物費が20％、域内交通費が14％、娯楽入場費が９％となっており、本市を訪れる観光客がそれぞれ消費したものと考えられます。

◎下地信男君

これは、1,072億円余の算定、割合ですよね、統計実態調査というのは。1,072億円余の売上げがあって、宮古島市民のもうけというんですか、所得でもないし。宮古島にどのような形で、どれぐらいのお金がとどまっているかということは分からないわけですか。

◎観光商工スポーツ部長（川平敏光君）

先ほども答弁しましたが、やはり業種が多岐にわたること、まずそれもありますし、なかなかこれ算出するのは難しいということでございます。

◎下地信男君

観光業というのは総合産業と言われているので、本当に幅広い、今観光商工スポーツ部長がおっしゃるように幅広い分野に恩恵が及ぶ。なかなか細かく出せないというのはよく分かります。ただ、例えば平良恵泰議員が話をしていましたけど、農業と観光の連携によって域内経済を活性化するという話をしたときに、ではこの観光客の落としたこの約1,073億円がどこに行っているのかというのが分からないと、観光を振興する意味というか、今後の方向性というか、対策というか、それが分からないではないですか。

これから、この部分は私見と思って聞いていただきたいんですけど、現実的にこの宮古島の人たちが潤

っているという実感がない観光というのは成功していないと私は思うんです。では、どこが潤っていないかということを私なりに調べてみました。嘉数登市長はよくご存じだと思いますけど、沖縄県の企画部が公表している沖縄県市町村民所得経済計算、これ１人当たりの県民所得の基礎データになる。これを基に１人当たりの市町村民所得を出すわけですけど。その中に経済活動別市町村内総生産という経済活動別に表した数字があります。10年前の平成24年度と令和４年度をピックアップして比較をしましたら、ＧＤＰ、宮古島市の総生産は、平成24年度が1,486億900万円、令和４年度が1,785億4,300万円、これ約299億円増えています。主に観光に関わると思われる宿泊、飲食、サービス業というのがあります。これは約36億円増えています。観光客が増えているなと、よく分かります。あとは不動産業、これも約35億円増えています。農業、これが農業と水産業ありますけど、農業が10年間で27億円減っています。水産業、100万円だけ減っています。ということは、観光客が伸びて、観光客の消費額が増えても、農業、漁業というのは逆です。何も増えていません。そうすると、従来から言われている農業と観光のリンクした域内経済活動というのを、あるいは農業の基盤整備がこれだけ進んでも、何ら宮古島の農業というのは進展していないと。観光の影響も全く受けていないということが私は言えるんではないかと思っています。

観光にはこういうことがありますよね。観光地としての成功は、市民の実感があることで、旧郡部の農業に関わっている人たちにはもう全く観光の恩恵はありません。これ宮古島市の大きな課題だと思います。平良恵泰議員が指摘したとおり、観光でこれだけ消費額が増えても、一部だけにしか行き届いていない。やはり観光は一部だけの人のもんだなということが、旧郡部辺りでは広がっています。逆に言うと、宮古島の経済をもっと活性化していくためには、この農業、水産業をどうするかという課題も出てきます。これをどういうふうにして手当てしていくかというのが今後の大きな政策になっていくと私は考えていますけども、市長、いかがでしょうか。

◎市長（嘉数　登君）

観光の効果は、数字的に説明するのはなかなか難しいという旨の答弁を先ほど観光商工スポーツ部長からさせていただきましたけれども、例えば下地信男議員ご指摘の１人当たりの市町村民所得、これが経年的にどれだけ増えているかというところは一つの指標になるのかなというふうに思っております。それから、先ほど令和２年度から令和６年度にかけての観光収入というものを答弁させていただきましたけども、域内総生産と比較しますと、令和３年度、これは424億円が観光収入ですけども、市内総生産が1,836億円、これは経年的に比較していけば、観光の効果というのはどのように市内総生産に影響しているかというところは見えてくるのかなというふうに思っております。それから、市民への還元というんですか、市民が観光の効果をどう享受しているかという部分につきましては、この間、市税の歳入、伸びております。当然市税が伸びるということは、それを原資としまして、これは我々は産業振興策、農業振興策を取っておりますので、全部ではないにしろ、一部については当然農業振興にも活用されている。そういったところを丁寧に説明していくことによって、観光のもたらす効果が、一部ではなくて、市民にも及んでいるというような説明はできるのかなというふうに思っております。そういう、なるべく市民も分かるような形で、見える化していくことによって、観光に対する認識が広がっていくのかなというふうに捉えております。

◎下地信男君

先ほど観光と農業の連携という中で、これまで市は六次産業化を進めるということで、今もそういうふ

うな取組を進めていますけども、私は産業振興局ができたときに、本当に今域内経済の分析をして、どこに課題があるのかということを導き出す努力をしていた産業振興局がいきなり廃止になった、これとても残念に思っています。これから宮古島でつくった宮古島の水産物、農畜産物、これが観光客に広がっていく、あるいは食してもらう、あるいはお土産用として活用してもらうというところに、私は宮古島の伸び代って、経済の伸び代というのはあると思うんです。むしろ産業振興局の取組を私はとても評価していたので、これがとても残念です。今、課にランク下げがありましたけども、むしろこの宮古島の経済のことを考えたときに、六次産業化というのも一つの大きなポイントだと思いますけども、今日お聞きしてから効果がどうのこうのと言いたくはありませんが、市の取組として若干後退しているかなという印象が否めません。市長、この辺をどのように考えているかお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

産業振興局をなぜ廃止したのかということだと思うんですけども、産業振興局を設置した大きな目的というのは、地産地消を推進することによって、ざる経済を何とか解消したいというところがあったかというふうに思っております。ただ、実際は、産業振興局、これは何も企画部門に限った話ではなくて、農政に及ぶ話、観光分野に及ぶ話、それが必ずしもうまくいっていたのかというところについては、私正直疑問を持っております。どこか箱物といいますか、旧上野庁舎をどう活用するかというところにフォーカスされていっていたような気がしておりまして、それよりも観光商工スポーツ部に置くのか、農林水産部に置くのか、そこをもう大きく横断的に、地産地消ですとか域内経済の循環を議論できる、検討できる課が必要だということを考えまして、局自体は廃止いたしました。ただ、産業振興課が現在進めている地産地消に関する取組、それから域内経済循環というところは、これから観光と農業の連携を検討していく中での非常に大事な取組だというふうに思っておりますので、そこは宮古島市総合計画の中にしっかりと位置づけて、どの課が担うのかというところについてはしっかりと議論してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

話は戻りますけども、先ほど私、経済効果の話を市町村民所得の経済計算を引用して話をしましたけど、こういう宮古島の経済の実態がどうなっているのかということは、私は少なからずデータとして持っておく必要があると思います。

次の宿泊税ですけども、県から市への配分が約５億円と言われていますよね。私は、この５億円の財源で、ぜひこういう実態調査をしていただきたいと思います。観光で落としたお金が今どの分野にどれだけの割合で、落ちているという表現がいいのか、これをやはり明確にしていく必要があると思うんです。若い議員のお二人も疑問に思っている部分だと思います。その辺をはっきりすることによって、市民のデータに沿ったもしかするとしっかり農業を立て直すために頑張りたいという若い人たちの気持ちに沿うことにもなると思うので、これをぜひ宿泊税を財源として入ってくるという部分で宮古島の実態を明らかにして、産業構造の改善を図るということをしていただきたいと思います。これ市長の見解をお願いします。

◎市長（嘉数　登君）

宿泊税、想定される税収としまして約５億円がございます。観光にまつわる課題は多々ありますが、業界からの希望、要望、それから市民からの要望を踏まえて、大変大きな財源でありますけども、それもま

た決して広範にといいますか、薄く広くという観点もあろうかと思うんですけども、やはり観光をどうよくしていきたいかという観点からは、優先順位をつけて措置していく必要があるのかなというふうに思っておりまして、その辺については、業界、それから議会、市民の皆様ともしっかりと議論をしてまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

次の質問です。戻って、市職員の採用・評価等についてということで、まず職員の採用の方針について。これ今ホームページを見ると、追加公募が出ているという形があります。なぜこういう形になっているのかというものも含めてお答えをお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

職員採用についてお答えいたします。令和８年４月１日採用予定の職員につきましては、今年度の宮古島市職員採用候補者試験において選考を行っており、採用職種につきましては行政職、建築職、消防職となっておりますが、それぞれ最低予定人数を行政職14名、建築職１名、消防職５名の合計20名を予定しているところでございます。最初の採用試験において採用者基準を満たしている申込者が20名に達しておりませんので、今年度、追加で試験を行いまして、20名の採用職員を確保したいということで、今、追加試験で受験者の募集を行っているところでございます。

◎下地信男君

本市の採用試験に対する応募者数について、直近の５年ぐらい、聞き取りでは５年ぐらい教えてほしいという話をしたので、答弁をお願いします。

◎総務部長（上地俊暢君）

採用試験の応募者数についてお答えいたします。

過去５年間の応募者数の推移としましては、試験区分別でなくて総数でお答えしますと、令和３年度が172名、令和４年度が160名、令和５年度が121名、令和６年度が103名、令和７年度、今年度が80名となっており、令和３年度からの５年間で92名減少しているところでございます。

◎下地信男君

過去の話をすると、600名近くの応募があったということを記憶している人間としては、かなり減少しているなという実感ですけども、これから、先ほどの追加試験、公募というのは、20名に達しなかったというのはどういった理由の。これ合格ラインがあって、それに届かなかったということになるんですか。これは少子化の影響とはいえ、市の職員がだんだん減って、もう応募がなくなるということも見越した対応というのが必要かなと思いますけども。

③です。今回の追加公募では建築士となっていますけども、技術職という。竹アラ地区の状況を見ていると、土木に通じた技師というのが必要ではないかなという気がしています。そういった土木関係の技師の採用は考えていないかどうか伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

技術職の採用について、土木職の募集についてお答えいたします。直近５年間の実績を申し上げますと、令和５年度に募集を行っております。８名応募があったものの、受験者がございませんでした。土木職については、令和５年度にその後追加試験を実施したところ、９名の応募があり、３名を採用した経緯がご

ざいます。今年度においては、土木職において退職者が生じないことや、他職種と比較した際の優先度を勘案し、募集枠は設けておりませんが、今後につきましては、土木職を含めた職種も含めて、まずは必要数を適切に把握し、専門職の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎下地信男君

沖縄県もこういう専門技術職員がどんどん辞めてしまって、組織の再編が余儀なくされたということがありますけども、市長にお伺いしますけど、こういう専門職の確保というのはもう、私はどうしても必要だと思うんですけども、市長の見解を伺っていいですか。

◎市長（嘉数　登君）

市政を進めていく上では、一般行政職もそうですけども、専門性を有する職員の採用はぜひとも必要だというふうに思っております。これについては、下地信男議員ご指摘のとおり、他の都道府県もしかり、他の市町村も技術職の採用に非常に苦慮しております。そこは、やはり我々も外に出ていって、大学へ行ってリクルートをするなり、専門学校へ行ってリクルートするなりしないと、なかなか採用試験を実施するから来てくれるという状況にはないというふうに思っております。あわせて、現在在職している職員の資格取得というところについても、これ力を入れていく必要があるというふうに思っておりまして、これについては、例えば資格取得に経費が必要であれば、これについては市からの助成という形で、職員の資格取得についても進めていきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

人材確保というのがこれから課題になってくると思います。宮城克典教育長がいつも話をされている、人材をもって資源となすという話をされますが、結の橋学園もそういうキャリア教育を推進していくという話がありました。

それで、秋田県の知事がテレビでこういうことを言っていたんです。もう秋田県もそういう、若者が出ていって戻ってこないというのをどうするかという話をしたときに、やはり子供たちの郷土愛を育むことが大事だと。やはり地元が好きだと。生まれ故郷のために働きたい。一旦島を出るけれども、ライフステージが変われば、生まれた故郷に戻っていきたいと。やはりこれは、私は郷土愛を育む教育に大きく関わってくると思うんです。こういう宮古島を出たけれども、本当に宮古島のことが好きで、そういう子供たちをつくると。そして宮古島が困っているのだったら私が行って頑張るぞという気概のある子供たちを、郷土愛を育むということが教育は百年の大計といいますけども、長い目で見て、私は必要になってくると思います。こういうことを私は教育委員会と連携してやってくれと再三議会で話をしているところですけども、こういうこともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは次、４、水道行政についてです。昨日でしたか、前里光健議員の質問に、40年以上、法定耐用年数を過ぎた水道管の延長について、258キロ、更新予算246億円という答弁がありました。これは、全体の水道管の何％に当たりますか、割合を教えてください。

◎水道部長（砂川　勤君）

本市における上水道管の総延長は、約520キロとなっております。全体管路のうち、法定耐用年数40年、超過している管路258キロとなりますと、総延長の約49.5％となります。

◎下地信男君

私、水道部から耐震管路更新計画報告書というのを頂いたんですけど、これ老朽管の改修計画というのは令和13年度までないという計画になっていますよね、水道部長。この耐用年数を超えた布設管の改修計画、取替えというんですか、改修計画というのはどういうふうになっていますか。

◎水道部長（砂川　勤君）

水道部では、これまで老朽管改良耐震化計画に基づきまして、平成22年度から耐震管への改良を進めて、令和６年度までの15年間で約43億円の予算にて、59キロを耐震管へと改良してまいりました。今年度におきましては新たな整備計画を策定中でありまして、耐震化率の向上に取組を強化し、災害に強い管路を目指したいと考えております。その中においても、本市の更新管路は非常に多く、膨大な時間と費用が必要となるため、優先順位をつけながら更新してまいりたいと考えております。

◎下地信男君

老朽管の改修は、これまで43億円かけてやってきた。これ全体の49.5％、まだ40年経過している水道管があると。146億円かかりますよという話ですけど、この財源はどういうふうに考えていますか。

◎水道部長（砂川　勤君）

現在、硬度低減化施設、前処理施設と、国庫補助事業の財源を使ってやっておりますけども、更新事業に関しては、水道料金も含めて、財源を確保したいということで、今、補助メニュー、あるいは一般財源含めて、少しずつではありますけども、優先順位、例えば優先順位においても、まず重要水道施設、これは水源地から上水道、各配水池への導水管、送水管、配水管、あとは重要給水拠点といいまして、市役所であったり、県立宮古病院であったり、また避難場所、小中学校の避難場所、重要施設を中心に、優先順位をつけてやっていきたいと考えておりますけども、財源については少し検討の余地があるかと考えております。

◎下地信男君

これから財源のことを考えていくという話だと私は受け取りましたけど、これまでもこういう計画的に財源を積み立てるとか、基金を設けるとか、そういう財源の計画というものはなかったんでしょうか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時23分）

再開します。

（再開＝午後２時24分）

◎水道部長（砂川　勤君）

失礼いたしました。令和13年度まで、国土交通省の補助事業、補助メニューとして認可を受けております。予算額としてはそこに含まれますけれども、優先順位度から、今硬度低減化施設、先ほど言った前処理施設、そちらのほうに少し財源を移しながら、残りの財源で更新していきたいと考えております。

◎下地信男君

この後、道路の年間維持費用も聞きたかったんですけど。聞きましょうか。いわゆる水道料金ということも考えているということですけど、こういうことを何にも、例えば146億円がかかるという話は私も初め

て聞きましたし、プール建設も280億円、新総合体育館建設に150億円という大きなプロジェクトがある中で、なかなかこれが今まで見えなかったというのが、とても危機感を感じています。

次、５、道路行政です。市道の延長が972キロという話がありました。972キロを一挙に清掃すると幾らの金額になるでしょうか。何年、どれぐらいの期間がかかるんでしょうか。

（何事か声あり）

◎下地信男君

どれぐらい費用かかるかと。

◎建設部長（下地睦子君）

道路作業員、972キロの全線を作業するとした場合、作業員174名で１回で全部作業するとした際に、６億8,000万円と試算しております。これは１回の金額でございまして、道路建設課としては、道路の景観を保つという意味では年間４回の清掃が必要かと考えております。その場合は27億2,000万円程度となる試算となっております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時27分）

再開します。

（再開＝午後２時28分）

◎下地信男君

私たちのインフラの整備というのはこれだけお金がかかってくるということなんでしょうけど、総合計画の話に戻りますけど、市長、やはり前里光健議員でしたか、水道事業を全て総合計画に落とし込んで、計画的に行政を進めていくということをしないと、こういった財源というのはもう、投資したから何か戻ってくるというものではないですよね。こういうのが多分いつまでも残っていると……でも、これ致し方ないのか。経常収支比率もいつまでも下がらないということになっていくのかなと思っています。これから嘉数市政がもう３年目に入ってきますけど、ぜひこういう、合併20年たっていますけど、合併直後よりも大きな課題を抱えているのが現状だと思いますので、ぜひ職員と一体となって、この課題を解決できるようにアイデアを出して行政を進めていただきたいと思います。

最後に所見を述べて終わりたいと思いますけど、今日の朝、最後に職員の皆さん方に耳の痛い話になるかもしれませんけれども、議会から市長に議案提出後の訂正が多いということの改善申入れを行いました。訂正の要因は本当に軽微なもので、誤字、それから職員の勘違い、まさに軽微な事務ミスが主であります。先ほど申し上げました合併直後よりも、20年前よりも、今のほうが仕事もたくさんあって、なおかつ経常収支比率を見ながら職員を減らすということを考えていくということですけど、私は職員を減らす必要はないと思います。市民が幸せになるためだったら、職員を私は大いに採用していいし、これは668名でした、目標値としていることは。これは17年ほど前に計算して出した数字なので、今の時代にはそぐわないと思います。もっと職員を、大切にと言えばおかしいですけど、確保して、市民の幸福のために私はやってくれるということをぜひ期待したいと思います。

これはまた砂川浩平議員の話ですけど、やはり市役所というのは自分を成長させてくれるところだと、そういう感じでないと、マイナスの方向にだけ職員が捉えていると、私は本当にいい仕事はできないと思いますし、本当に市役所が市民の役に立つところではなくなっていくような気がしています。職員の皆さん、チェンジ・ユアセルフと言うそうです。自分から意識を変えましょう。そして、楽しくて、やる気のある職場をつくってください。

今年もまた押し迫ってまいりましたけども、来年も皆様方にとっていい年になりますように願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良和彦君）

これで下地信男君の質問は終了しました。

◎國仲昌二君

市民フォーラムまてぃだ、國仲昌二です。多くの市民の皆様のご支持、ご支援でこの場に立てることを心から感謝いたします。市民の皆様の期待に応えられるよう、向こう４年間、精いっぱい頑張りますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず宮古方言、ミャークフツでご挨拶いたします。ンーナ　ゾーカリ　ウラーンマ、皆さんご機嫌いかがですか。一般質問も最後となりました。ブガリーブガリ　ウズパズヤースガ、大変お疲れだとは思いますが、私の質問にもお付き合いよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。まず、市長の基本的な考え方についてということで、市民栄誉賞の創設となっていますけど、表彰です。表彰については、昨日の下地信広議員の質問に、12月８日の表彰審査会で授与することが決定したという答弁がありました。大変うれしく思います。実は10年ほど前にも、亀濱敏夫氏が幾つかの世界新記録を達成したときにも、市民栄誉賞の話題が市議会でも取り上げられましたけれども、そのときは残念ながら授与に至りませんでした。亀濱氏の活躍は、表彰規程で定める国際的に顕著な功績を上げたと認められる者、市民に大きな感動と希望を与え、市民の誇りとなるような優れた功績を上げたと認められる者ということで、ぴったり合致しております。宮古島市の市民栄誉賞第１号にふさわしい実績だと思いまして、市民の皆さんと一緒に喜びたいと思います。本当におめでとうございます。これについては答弁は要りません。

順番を変えまして、４、環境行政についての２、し尿等処理事業についてから質問していきたいと思います。まず、①、補助金返還について。責任の所在について、市長の認識を伺うというところですけれども、まず補助金返還の経緯を少し確認したいと思います。皆さんが沖縄防衛局に提出した理由書がありますので、それに沿って確認をしながら質問したいと思います。まず、皆さんが沖縄防衛局に提出した理由書の中に、荷重性能の低い仕様の床材であることが判明したというふうにありますけれども、これ判明したというのは施工業者が申し出たからなのか、それとも別なのか、その経緯を教えてください。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

床材の荷重性能が低いというのが判明したのは、業者からの申告に基づくものです。

◎國仲昌二君

この申告、申し出たというのは、工事をした前ですか、後ですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

床材の施工する前でございます。

◎國仲昌二君

ということは、この施工業者の材料が違っているというのは、例えば監督職員であるとか、あるいは監理する業者であるとかというのは知っていたということでよろしいですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

そのとおりでございます。

◎國仲昌二君

ということは、監督職員、それから監理する業者も、仕様書とは違う材料を使っていると知っていながら工事をさせたということですね。

では、次行きます。地方自治法施行令第167条の15第１項、「監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない」とありますけども、この監督職員は立ち会ったけれども、自分の職務をしっかりしなかったということでよろしいですね。

（下地　茜君、各議席へ（資料配付））

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時38分）

再開します。

（再開＝午後２時39分）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

監督職員は、資材違いの申出、調達した資材が仕様書と違うものであるということは承知した上で施工を認めてあるものですので、現場で、その後、監理職員も確認した上ですけども、供用開始は問題ないということで、まずは仕様書と異なる資材、床材で完成させた上で、速やかに手直し工事をするということをしておりますので、その当時の判断が適切だったかどうかは別ですけども、一定の職責を果たそうとしていたと理解しております。

◎國仲昌二君

いや、職責は果たしていないでしょう。

次に、沖縄防衛局に提出した理由書の中に、当初計画の、これは上から３段目ですか、施工を完了することが困難であるとのことでしたというふうにあります。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第７条第１項第５号では、「補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと」というふうにあるんですけれども、なぜ報告して沖縄防衛局の指示を受けなかったのですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

資材違いですけども、この理由書にも書いてあるとおり、耐荷重性能が低いということはあらかじめ分かっていたことですが、供用開始には問題ないという当時の判断によるものであります。

◎國仲昌二君

報告書の理由に、軽微な指摘事項と判断して、工事は適正に完了したものとして沖縄防衛局に実績報告

書を提出したというふうにありますけども、誰が軽微な指摘事項と判断して実績報告書を提出したんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

当時の環境衛生局長、衛生施設課長並びに担当者の３名でございます。

◎國仲昌二君

この報告書を出すときに、やはり決裁を受けると思うんですけれども、これはどこまでの決裁になりますか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

環境衛生局長（　　部分は353頁に発言訂正あり）決裁です。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時43分）

再開します。

（再開＝午後２時43分）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

訂正いたします。環境衛生局長決裁です。

◎國仲昌二君

今の説明、環境衛生局長が軽微な指摘事項と判断したということですけれども、やはりこれも補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律でいうと、沖縄防衛局に報告して指示を受けるべきだったんではないですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今振り返ると、そのとおりだったと思います。

◎國仲昌二君

理由書、理由の中に、４月８日に６月27日まで完了することを約束する誓約書の提出があったということですけれども、初めて市長へ報告したのが５月26日ということです。こんな重要な案件を２か月近くも市長に報告しなかった理由は何ですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

当時の判断として、軽微な事案であるというふうに考えていたからであります。

◎國仲昌二君

次行きます。地方自治法施行令第167条の15第２項で、「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」と定められています。検査職員は、その契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなかったのでしょうか、伺います。

◎総務部長（上地俊暢君）

当時の検査職員においては、関係資料に基づいて検査を実施していると考えております。

◎國仲昌二君

床材は、仕様書と違うものが使われたということですよね。ということは、仕様書に基づいてはいないんではないですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

仕様書と異なる床材を施工してあるということで検査をしておりますが、手直し工事で修正できるというところで、手直しを指示して検査を実施しているところでございます。

◎國仲昌二君

仕様書どおりに工事ができていなくて、それで手直ししますよということであれば、その検査調書、合格する、これが宮古島市の検査のやり方ですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

当時の検査におきましては、手直し工事については軽微なものと判断をして、検査をした後に手直し工事の指示をしているところでございます。

◎國仲昌二君

検査をするときに、軽微なもの、軽微な手直し、あるいは軽微な指摘事項という、これは誰が判断するんですか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時49分）

再開します。

（再開＝午後２時49分）

◎総務部長（上地俊暢君）

検査時に、事業担当部署の担当者から、供用開始には問題ない軽微な事項だという説明を受けて、検査員のほうで軽微な事項と判断しているというところでございます。

◎國仲昌二君

先ほども申し上げましたけど、地方自治法施行令で、検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとあるんですけど、この仕様書に違反していて、それで担当職員が問題ないと口頭で言えば、検査は合格できるということでよろしいですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

検査に際しては、仕様書、契約書、それから施工状況を見て、その現場で事業担当者と職員の話も聞いた上で、総合的に判断をして、検査を実施し、合格と判断しているものと思います。

◎國仲昌二君

今お話ししたこの担当のいろんな状況ですか、それはこの地方自治法施行令の条文、要するにそれを根拠として検査をしているということでよろしいですか。

◎総務部長（上地俊暢君）

検査の実施に際しましては、関係法令、契約書、仕様書に基づいて実施しているものと考えております。

◎國仲昌二君

ですから、先ほど言った現場の状況とか、それを勘案して判断しているというお話ですけれども、それは地方自治法施行令第167条の15第２項に定められていると考えているんですかということです。それを根拠としているんですかと。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時53分）

再開します。

（再開＝午後２時54分）

◎総務部長（上地俊暢君）

本市においては、地方自治法施行令167条の15第１項において、監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならないとしており、同条第２項では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないと規定しておりますので、本市においても当該規定を遵守して検査を実施しているところでございます。

◎國仲昌二君

ごめんなさい。私、条文を間違えました。私が言っているのは、地方自治法施行令第167条の15第１項で、監督、職員の話を指摘をしまして、第167条の15第２項で、今その検査についての指摘をしているんですけど、これ条文間違えていました。すみません。第167条の15第２項で、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとあるんですけども、先ほど部長が言った、現場の状況も勘案してというのは、この地方自治法施行令の第167条の15第２項を根拠にしているんですかということです。

◎総務部長（上地俊暢君）

國仲昌二議員ご質問の条文を基に検査を実施しているところでございます。

◎國仲昌二君

宮古島市としては、現場の状況に基づいて、それも勘案して、先ほど話していた軽微な指摘事項であれば合格するということで、では理解します。

次です。地方自治法の第243条の２の２では、支出負担行為、あるいは監督、検査に権限を有する職員、それが故意または重大な過失によって法令の規定に違反して当該行為をしたこと、または怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない旨、定められていますけれども、市の対応を伺います。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後２時58分）

再開します。

（再開＝午後２時58分）

◎市長（嘉数　登君）

法律上の根拠に基づき職員に賠償を求めることはということだと思いますけども、ご指摘のとおり地方自治法第243条の２の８の規定により、地方公務員の行為によって地方公共団体に損害が発生した場合、市長は諸手続を経て、職員に損害賠償を命じなければならないとされております。市長が職員に賠償を命じなければならないのは、職員の故意または重大な過失によって地方公共団体が損害を被った場合とされております。今回の事案につきまして、職員の行為が故意または重大な過失のいずれかに該当するものかについて確認を行いましたが、故意または重大な過失、いずれにも当たらないものと判断しております。そのため、職員に対して損害賠償を命じることは考えておりません。

◎國仲昌二君

先ほど私、地方自治法施行令で監督の、監督職員の業務、それから検査職員の業務を指摘して、そして適正ではないんではないかという私の考えですけれども、そうではないということだと思います。

では、次行きます。同じし尿処理の補助金返還について続きますけども、実はこれからここからの質問は、市長、副市長にも、あるいは議員の皆さんにも資料を配って質問したほうが分かりやすいかなと思ったんですけど、議会運営に関する申し合わせ事項で、そういった資料配付は前日までに議長に申し出ることになっているということで、ちょっと分かりにくいかもしれませんけども、質問したいと思います。

まず、沖縄防衛局に提出した資料、理由書のほうなんですけども、先ほども質問しましたけれども、４月８日にその業者から誓約書の提出があったということです。私、９月定例会で、この誓約書はマスコミ報道時は令和７年４月８日になっていると確認したんですけど、私が情報開示請求して出てきた誓約書の日付が３月31日になっているんです。どういうことかということで、９月定例会は、事業も終わったのでということで指摘だけにとどめたんですけども、今回のこの防衛省への報告では４月８日になっているんです。私が開示請求したとき、これもあるんですけど、ここに。開示請求して出てきたのが３月31日という誓約書なんです、これが。これ何でかと思いながら、９月定例会ではもう事業終わっているから、一々取り上げないけど、これ何で、どういうことですかねということで、答弁は求めなかったんですけども、これがマスコミに出たときの当時の誓約書だということです。４月８日になっています。私に情報開示請求した誓約書というのは、あれ何なんでしょうか、伺います。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

誓約書の件についてお答えいたします。

防衛省の説明文書の中では誓約書が４月８日というふうに書いてありますが、これ実際に紙が出された日であります。その紙に書かれた日付と実際に出された日にちが違うということであります。

◎國仲昌二君

本当にそれでいいんですか。マスコミに、これ出た当時の誓約書なんです。４月８日になっているんです。こっちが手書きになっています。いつまでに完了するかというのが、多分そこで打合せしたんでしょう、６月27日になっているんです。これは、私は、マスコミに出た、すぐ後に手に入れました。ところが、その後で出てきたのはワープロ打ちになっています。６月27日、３月31日となっています。３月31日で本当に誓約書出ていたんですか。もう一度お願いします。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

國仲昌二議員がお話しになっているマスコミに出たその誓約書というものは、私はそれを見ておりません。それが現物であるかどうかも知りませんし、どこから出たものかも私は知りません。繰り返しますけども、実際紙に書かれた日付と実際提出された日が違うということであります。

◎國仲昌二君

私は、どこから手に入れたんでしょうか。本当に市の内部はどうなっているかというのを疑問視しますけども。

では、次行きましょう。次、私プラント電気の、これ情報開示請求で、検査調書の内訳書とか、仕様書とか、結構取ったんです。それで、そのときに入札時の内訳書もということで言ったら、別に申請してくださいということで、別に取ったんですけど、伺いますけども、検査調書と一緒に取った変更の内訳書、それと、これ変更の内訳書というのは２段になっていて、上が多分その当初のやつで、下が変更後の数字だと思うんですけど、これが入札時の内訳書と数字が合わない項目が多々あるんですけども。例えば、これは本工事費かな、変更の前のものが３億2,430万円となっていて、入札時のものが１億3,200万円となっていたり、あと合計額が合わなかったりということがあるんですが、これはこれで特に問題ないんですか。

◎環境衛生局長（梶原健次君）

今ご指摘の分は手持ち資料がございませんので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

◎國仲昌二君

私、細かい話ではなくて、入札時の内訳書と、それから変更後の本工事費内訳書のその上の段、下の段あるんですけど、この上の段は当初の額で変更後の額というふうになっていると思うんですけども、この数字自体は、この入札時の内訳書と、この変更後の出したものの最初の額というのは合うことになっているんですかということです。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時07分）

再開します。

（再開＝午後３時08分）

◎環境衛生局長（梶原健次君）

すみません、ご指摘の書類がどこを指しているか分からないので、後ほど確認させてください。

◎國仲昌二君

私が確認したかったのは、内訳書と言われるものの入札時の内訳書と、それから変更後の内訳書というのの関連性について質問したので、では後で確認をお願いします。

では、次行きましょう。また順番あれですけども、農業行政についての竹アラ地区、農業基盤整備促進事業、竹アラ地区について。事業の変更についてということで、９月定例会で６億3,100万円というのは軽微な変更なので、計画変更概要には表記していないというような答弁がありましたけれども、この面積、事業費以外に、工期延長というのも軽微な変更なのか伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

工期延長につきまして、県に確認しております。沖縄県に確認したところ、工期延長につきましては軽微な変更との取扱いで問題ないという回答を得ております。

◎國仲昌二君

軽微な変更ということについては、軽微な変更については、土地改良法施行規則第38条の６の２で、土地の地積及び事業費、地籍、事業費の100分の10を超えないことというふうになっていますよね。工期というのは、これにないんです。軽微な変更というのは。これ県の回答と言っているんですけど、県は何を根拠に軽微な変更と言っているんですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

沖縄県が回答した根拠につきましては確認できておりませんが、法律等ではなくて、運用とかそういうものだとは認識しております。

◎國仲昌二君

沖縄県補助金等の交付に関する規則第５条第１項第４号で、補助金等が予定の期間内に完了しない場合、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきという定めがあるんで、私はどうも工期延長が軽微な変更というのは言えないんではないかなと思うんですけど、次に行きましょう。

この竹アラ地区、竹アラ地区だけではないかもしれないんですけど、変更するたんびに受益面積が変動しているし、あるいは年度によっては面積に矛盾が出ているのがありますけども、これについてどうですか。

◎農林水産部長（下地貴之君）

事業全体の面積についてでございますけれども、令和６年度事業より面積に変動が生じております。理由としましては、令和５年度中に受益者の意向に伴う整備の除外や編入が生じたこと、農道の法線等が変わったことによるものでありまして、現在の全体の事業面積、これは11.1ヘクタールとなっております。これは、畑だけではなくて、その他構造物も含めた面積となっております。年度によって面積に矛盾が出ているというご指摘でありますけれども、竹アラ地区では一度施工したものの、農地として利用できない畑が生じた部分がございます。その対応のために、異なる年度で同じ場所を施工した等の事情がありました。そのことを踏まえて、完了した事業面積の見直しを行った経緯があったことから、年度ごとで完了した事業面積と残事業面積が変動しています。例えば県に毎年事業実績を報告しますけれども、同じ土地で、例えば１ヘクタールとします。そこを整備して、次年度でもちょっと不具合があったために同じところを整備した場合は、トータルで２ヘクタールとなりますけれども、事業ごとでの整備として報告しておりますので、全体の事業費計画と、例えば11.1ヘクタール、農地だけでいうと10.2ヘクタールでありますけれども、それとの差異が生じる場合がございます。

◎國仲昌二君

同じところを何回もやるということがあるということですか、今の答弁。私がなぜこういうことを言うかというと、令和７年度の補助金交付申請書で、面積が11.1ヘクタール、今11.1ヘクタールとなっていて、実績、前年度までやりましたよというのが10.5ヘクタールになっているんです。10.5ヘクタールに。その後に出てきた今年の６月定例会の受益面積が、10.2ヘクタールとなっているんです。10.5ヘクタール実績があって、それより少ない受益面積が計画変更で出てくるということがよく分からないんで質問していま

す。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今の10.5ヘクタールというのは、恐らく構造物も含めた実績として県に報告しておりますので、畑だけの面積10.2ヘクタールとは少し違うと考えております。

◎國仲昌二君

受益者負担金について。負担金免除というのは、この受益者負担金だけではなくて、税金あたりもそうですか、免除を受けたいという方は本人が申請して、市長が認めるというような、いわゆる申請主義だと思うんですけれども、この受益者負担金についてはどのようになっているんですか、認識を伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

条例で宮古島市営土地改良事業分担金徴収条例第８条で、市長は天災その他の特別の事情がある場合に限り分担金の徴収を延期し、または分担金を減額し、または免除することができると定めております。減免を受けようとする者の申請についてと同条例には規定しておりませんので、受益者からの申請は不要であると考えております。

◎國仲昌二君

条例では、天災その他の特別な事情ということで、天災というのと特別な事情というのが併記してあるんですけども、この今回適用する特別な事情というのは、天災に匹敵するような重大な責任が宮古島市に生じているということでしょうか、伺います。

◎農林水産部長（下地貴之君）

これは９月定例会でもお答えしているかと思いますけれども、事業期間を大幅に延長していると。その中で、作付が複数年にわたってできないという状況もございますので、総合的に考えまして、市長のほうで免除という判断をしたところでございます。

◎國仲昌二君

大幅に延長したということですけれども、今定例会にも２件ほどそういった工期の大幅な延長が出ていますけど、そこもやはり大幅な延長で迷惑がかかったということで、補助金、受益者負担金が免除になる可能性というのもあるわけですね。

◎農林水産部長（下地貴之君）

今回２件提案しておりますけど、計画変更でございます。現時点では免除については考えておりません。

◎國仲昌二君

次また戻りまして、２、安全保障行政について伺います。市民の島外避難についてです。避難計画の疑問点などについてということで、ア、イで疑問点、計画策定がなぜ沖縄県の先島諸島だけか、あるいは沖縄本島は屋内避難で、先島諸島は島外避難なのかということで、疑問が尽きません。ただ、これまでも質問して答弁いただいているので、これは割愛したいと思います。

また、ウからの市民が抱いている不安、寝たきりの高齢者だったり、重病の入院患者の避難だったりというのも、昨日の答弁で国民保護検討会議で検討しているとか、あるいは多岐にわたる課題の検討を行っているというような答弁がありましたので、これも割愛します。

ところで、私は先日政府交渉の報告会に参加したんですけども、その中で、参加した方が報告書を作成

して説明していたんですけども、避難先は何も決まっていないと、あくまでも訓練上の想定であるというような内閣府の話を聞いて、びっくりしました。内閣府の国民保護ポータルサイトには、住民避難に関する取組というのは特定の有事は想定したものでありませんというふうにあります。政府交渉というのは11月に行っているんですけども、内閣府のコメントが、住民避難は初期的な計画となっているが、あくまでも計画ではなく訓練であると。避難先はどこが安全とかというわけではなくて、あくまでも訓練上の想定。先島から九州地方、山口県へ避難すると決まったものではない。いざ有事が起こった際には、恐らく国で対策本部が立ち上がり、どこに避難すべきかという決定がされるというようなコメントをしています。

例えば今、これは国民保護ポータルサイトあたりで出ている資料なんですけども、事細かに避難先出ているんです。南小学校区と北小学校区は北九州市に１万2,300人、平良第一小学校と富名腰２区は大牟田市、1,400人とかです。こうやっていろいろ資料を公開していて、それ全然決まったもんではない、これあくまでも訓練のための想定だよと言われると、ちょっとびっくりということになります。避難先が決まっていない、九州地方、山口県はあくまでも想定と言われると、にわかには信じられませんけども、ただ内閣府の言うとおり、あくまでも訓練上の想定で、先島から九州地方、山口県に避難すると決まったものではないとすると、訓練上の想定として設定してあるだけ、避難すると決まってもいない自治体へ市長が出向く必要あるのかなと。逆に出向いたことで、市民に対して避難や避難先が決まったかのような誤ったメッセージを送ることになって、結果として不安を抱かせてしまったのではないかというふうに考えますけれども、市長が避難先に行った目的について伺います。

◎市長（嘉数　登君）

現在、令和４年度から、国、県、先島５市町村、指定地方公共機関などの関係機関が参加しまして、沖縄県国民保護共同訓練に係る検討会において議論を重ねております。その一環として、受入先での検討を行うため、国は訓練上の一つの想定として、沖縄県先島地区の住民の避難先を九州地方、山口県と設定しており、受入れ自治体とも様々な検討を進めているところでございます。

その中で、宮古島市は福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の４県を避難先と想定していることから、当該４県を訪問してまいりました。現在取り組んでおります避難実施要領においては、検討課題が多岐にわたり、様々なことが決定しているわけではございませんが、受入れ自治体においては、沖縄先島諸島からの避難住民に係る計画の策定、それら受入れについての協議や検討にも取り組まれていることから、その感謝の意も含めて訪問させていただきました。また、受入れ自治体からは、平時から顔の見える関係の構築が重要との意見もありますので、今後の取組や課題認識の協議を図っていくことが重要と考えております。

國仲昌二議員ご指摘の、まだ何も決まっていない段階で避難先と想定されるところに行くことについては市民の不安をあおるんではないかというところですけれども、一方、宮古島市の受入先となるのは４県ですけども、そこでは受入れ計画というものもつくられております。それから、来年２月には我々がシンポジウムを開いて、国民保護に係る住民避難がどうなっているかということについては、対市民向けに説明をしなければいけません。そうなりますと、受入先の九州地方の各県、どういった施設で受け入れるのか、受入れ体制はどうなのかというところについてもしっかりと意見交換をしておく必要があるということで、まずは私として、当該４県の知事にお会いしてまいりました。

◎**國仲昌二君**

この国民保護計画、あるいは避難訓練についてはいろいろな考え方があるでしょう。それでも私、識者の中でも、今のこの島外避難というものは非現実的だと指摘する方も少なくないんです。私もそう思います。しかし、この島外避難を含めた南西シフト、いわゆる軍備増強、私非常に強い危機感を持っています。それは、日本全体の沖縄県に対する空気感なんです。さきの大戦を経験した政治家たちがいた頃は、沖縄県に大変な犠牲を強いた、負担をかけて申し訳ないというような謝罪の言葉がありました。それが、戦後生まれの政治家が主流になってくると、沖縄県が軍事的に過重な負担を負うのはしようがないというような雰囲気に変わってくるんです。そうすると、社会全体が、私たち沖縄県を助けてあげるよみたいな、もう自分たちは外側にいて、大変だね、沖縄県、皆さんを助けてあげるよみたいな。私も経験しました、県議会で行ったときに、国会に要請に行ったときに。そういう空気がありました。そして、最近ＳＮＳが発達してくると、今度はやはり対立というんですか、意見の対立というか、国防のために沖縄県が犠牲になることに反対するとはけしからんみたいな、この空気が全体的にあります。沖縄県が犠牲になるのは当たり前でしょうみたいな、そういう空気感が感じられるんです。一部のマスコミにもそういった論調が見えます。こういった空気感が強まってくると、人口が僅か１％の沖縄県では止められません。そして、いざ有事となるとどうなるか。ウクライナやガザ地区のニュースを見たら一目瞭然です。絶対にそんなことがあってはならないと私は考えます。そういう気持ちでこれからも島外避難を含めた南西シフトの強化には声を上げて、声を上げ続けていくということを申し上げて次の質問に移りますけども、この２については割愛したいと思います。よろしくお願いします。

では、次の質問行きます。次は、５、地域行政についての１、認可地縁団体の許認可についてお願いします。①、内部紛争論と大阪高裁判決との整合性について。市はこれまで、組合内部の問題であり、申請が虚偽かどうかの市による調査は不適当というようなことを答弁してきたんですけども、2007年、日付が間違っています。これ８月29日になります。大阪高等裁判所判決では、虚偽の主張を伴った申請に対しては、これを認可することはできないと解するのが相当であるというような旨、明確に示しています。市長の見解を伺います。

◎**総務部長（上地俊暢君）**

認可地縁団体の許認可についてお答えいたします。

平成19年８月29日に大阪高等裁判所判決に示されている判決文につきましては、市としましても同様の認識であります。本市の事案につきましては、令和６年８月16日付で当該団体より提出されました認可申請書類につきましては、提出された内容に不備等は見られなかったことから、地方自治法第260条の２第５項に定められる地縁による団体が第２項各号に掲げる要件に該当していると認め、同条第１項の認可を行っております。

一方、現在確認されております団体内部の紛争につきましては、認可後に判明したものであり、提出書類審査時において組合間、正式に言いますと現組合の会長と本構成員、紛争は表面化しておらず、不認可とすることは手続上できなかったものと考えております。また、今後につきましては、司法による新たな事実認定が行われた場合、同法第14項に定められる認可の取消しに該当するか判断することになると考えております。

◎**國仲昌二君**

大阪高等裁判所の判例というのは、内部の事情ということではなくて、虚偽があったかどうかということで判断しているんです。この認可に出した書類、前提事実というんですか、これが正しいかどうかというのを判断する、やはり資料の照合、あるいは事実確認が必要であるということではないんですか。これ、この今の答弁というのは、大阪高等裁判所の判例の趣旨と整合しないと思いますけれども、もう一度見解を求めます。

◎**総務部長（上地俊暢君）**

認可地縁団体の許認可についてお答えいたします。

本市における認可地縁団体の認可につきましては、当該団体からの書類をもって、書面による形式審査となっております。申請当時に提出された書類について問題はなかったことから、認可をしているところでございます。

◎**國仲昌二君**

私としては、事実確認を、要するに調査する必要があるんではないかなというふうに思います。

次に行きます。複数の法令、条例が課している調査義務についてということで、地方自治法第260条の２第14項は、不正の手段による認可は取り消すことができると定めてあります。また、大阪高等裁判所、さっき触れたんですけども、重大な虚偽を伴う申請は認可することができないと。さらに、宮古島市には行政手続条例34条の３、必要な調査の実施、認可地縁団体の印鑑及び証明に関する条例16条、調査権限の明文規定、文書事務取扱規程第３条、文書真正性の確認義務があるんですけれども、こういった複数の法令、条例が調査義務を課しているのに調査をしない理由というのは何でしょうか。

◎**総務部長（上地俊暢君）**

複数の法令、条例の調査義務を課しているのに、なぜ調査しないかというご質問にお答えいたします。

まず、地方自治法第160条の２の第11項、市町村長は、認可地縁団体が第２項各号に掲げる要件にいずれかを欠くこととなったとき、または不正な手段により第１項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができるとあり、自治体に対して調査の義務を定めたものではないと認識しております。

それから、宮古島市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例第16条は、市長は認可地縁団体の印鑑の登録及び証明の適正な実施を図るため、職員をして関係人に対して質問させ、関係書類の提示を求め、またはその他必要な事項について調査をすることができるとあり、認可地縁団体が行う印鑑登録や印鑑証明に関する事務について定められたものであるため、団体の運営についての調査義務を定めたものではないと認識しております。

一方で、國仲昌二議員ご指摘の宮古島市行政手続条例第34の３第１項に基づくことでございますが、現在、市民から申出が提出されており、当該組合の提出した認可申請は地方自治法第260条の２第14項に定める不正な手段に当たるとの主張であったことから、宮古島市行政手続条例第34条の３第３項に定める必要な調査として、認可申請書類の内容について現在事実確認を行っているところでございます。

◎**國仲昌二君**

最後に１点だけ。港湾行政についてのウォーターフロント再整備事業、これ②に行きます。②、この事業期間と総事業費を教えてください。

◎建設部長（下地睦子君）

ウォーターフロント再整備事業の事業期間でございます。約30年間の事業期間を想定しております。事業費は、市のほうはかかりません。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時37分）

再開します。

（再開＝午後３時38分）

◎建設部長（下地睦子君）

すみません、休憩お願いします。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午後３時38分）

再開します。

（再開＝午後３時39分）

◎建設部長（下地睦子君）

民間事業者を公募しますので、民間事業者でもって事業費については提示してくるものと。市のほうでかかる事業費はありません。

◎議長（平良和彦君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後３時39分）

令 和 7 年

第９回宮古島市議会(定例会)会議録

12月17日（水）　　最終日

（委員長報告、質疑、討論、表決）

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）議事日程第８号

令和７年１２月１７日（水）午前１０時開議

日程第 １	議案第１１１号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	（委員長報告）
〃 第 ２	〃 第１１２号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ３	〃 第１１３号	宮古島市税条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ４	〃 第１１４号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ５	〃 第１１５号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ６	〃 第１１６号	宮古島市都市公園条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ７	〃 第１１７号	宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第 ８	〃 第１３５号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 ９	〃 第１０４号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	（ 〃 ）
〃 第１０	〃 第１３４号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）	（ 〃 ）
〃 第１１	〃 第１０５号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第１２	〃 第１０６号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第１３	〃 第１０７号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第１４	〃 第１０８号	令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	（ 〃 ）
〃 第１５	〃 第１０９号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）	（ 〃 ）
〃 第１６	〃 第１１０号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）	（ 〃 ）
〃 第１７	〃 第１１８号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	（ 〃 ）
〃 第１８	〃 第１１９号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について	（ 〃 ）
〃 第１９	〃 第１２０号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について	（ 〃 ）
〃 第２０	〃 第１２１号	宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について	（ 〃 ）

日程第２１	議案第１２２号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（委員長報告）
〃 第２２	〃 第１２３号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２３	〃 第１２４号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２４	〃 第１２５号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２５	〃 第１２６号	来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２６	〃 第１２７号	宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２７	〃 第１２８号	宮古島海中公園指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２８	〃 第１２９号	佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第２９	〃 第１３０号	池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第３０	〃 第１３１号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第３１	〃 第１３２号	パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第３２	〃 第１３３号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	（　〃　）
〃 第３３	陳情書第　１３　号	２０２６年度、常勤の腎臓内科医師を県立宮古病院に配置できるよう関係機関への働き掛け要請	（　〃　）
〃 第３４	同意案第　９　号	監査委員の選任について	（市長提出）
〃 第３５	選挙第　４　号	宮古島市選挙管理委員会委員の選挙	
〃 第３６	〃 第　５　号	宮古島市選挙管理委員会補充員の選挙	
〃 第３７	意見書案第　６　号	常勤の腎臓内科医の県立宮古病院への計画的な配置を求める意見書	（文教社会委員会提出）
〃 第３８	決議案第　３　号	宮古島市における持続可能な医療・介護提供体制の構築に向けた要請決議	（議員提出）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和７年１２月１７日

宮古島市議会
議長　平　良　和　彦　殿

総務財政委員会
委員長　富　浜　靖　雄

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第104号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）	原案可決
議案第111号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃
議案第112号	宮古島市行政組織条例の一部改正について	〃
議案第113号	宮古島市税条例の一部改正について	〃
議案第118号	宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について	〃
議案第134号	令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）	〃
議案第135号	宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について	〃

◎意見

議案第１０４号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の歳出については、経済工務委員会において、「８款土木費、５項港湾空港費、２目港湾改修事業費、１４節工事請負費の緑地等整備事業については、立て看板の設置や説明会の開催等により市民への周知が必要」との意見が付された。

令和７年１２月１７日

宮古島市議会
議長　平　良　和　彦　殿

文教社会委員会
委員長　下　地　信　広

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第105号	令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第107号	令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃
議案第110号	令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）	〃
議案第114号	宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案第115号	宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	〃
議案第117号	宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	〃
議案第121号	宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について	〃
議案第122号	与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃
議案第123号	嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃
議案第124号	洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第125号	高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について	原案可決
議案 第126号	来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について	〃
議案 第127号	宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について	〃

令和７年１２月１７日

宮古島市議会
議長　平　良　和　彦　殿

文教社会委員会
委員長　下　地　信　広

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１４２条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果	措　　置
陳情書 第１３号	２０２６年度、常勤の腎臓内科医師を県立宮古病院に配置できるよう関係機関への働き掛け要請	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第１３号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和７年１２月１７日

宮古島市議会
議長　平　良　和　彦　殿

経済工務委員会
委員長　狩　俣　勝　成

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０９条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	結　　果
議案第106号	令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第108号	令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）	〃
議案第109号	令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
議案第119号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について	〃
議案第120号	団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について	〃
議案第128号	宮古島海中公園指定管理者の指定について	〃
議案第129号	佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃
議案第130号	池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃
議案第131号	荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について	〃
議案第132号	パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について	〃

議案番号	件　　名	結　　果
議案 第133号	宮古島市営住宅指定管理者の指定について	原案可決

令和７年１２月１７日

宮古島市議会
議長　平　良　和　彦　殿

経済工務委員会
委員長　狩　俣　勝　成

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第１１０条の規定により申し出ます。

記

１　件　名

議案番号	件　　名
議案 第116号	宮古島市都市公園条例の一部改正について

２　理　由

議案第１１６号については、「同じ都市公園である宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の第７条１項には候補者と選定する場合「公園の管理を最も適切に行うことができると認めるもの」との文言があるが、本条例改正案には記載がない。この文言の記載があることが確実に選定委員会を開催する担保になっていると考えられるので記載すべきではないかとの意見もあり、今後も審査が必要」との理由により、閉会中も慎重審査を要する。

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）会議録

令和７年１２月１７日（水）

（開議＝午前10時00分）

（閉会＝午前11時24分）

◎出席議員（２１名）

議長（１６番）	平良和彦君	議員（１０番）	狩俣勝紀君
副議長（１３〃）	砂川和也〃	〃（１１〃）	前里光健〃
議員（１〃）	豊見山貴仁〃		
〃（２〃）	池間仁〃	〃（１４〃）	山下誠〃
〃（３〃）	大城仁〃	〃（１５〃）	狩俣政作〃
〃（４〃）	砂川浩平〃	〃（１７〃）	下地信広〃
〃（５〃）	平良恵泰〃	〃（１８〃）	我如古三雄〃
〃（６〃）	根間康雄〃	〃（１９〃）	平良敏夫〃
〃（７〃）	富浜靖雄〃	〃（２０〃）	粟国恒広〃
〃（８〃）	狩俣勝成〃	〃（２１〃）	國仲昌二〃
〃（９〃）	下地信男〃	〃（２２〃）	下地茜〃

◎欠席議員（１名）

議員（１２番）	仲間誉人君

◎説　明　員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	梶原健次君
副市長	砂川朗〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	石川博幸〃	水道部長	砂川勤〃
総務部長	上地俊暢〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	伊佐智彦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務部次長兼総務課長	上地等〃
農林水産部長	下地貴之〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	下地睦子〃	教育長	宮城克典〃
観光商工スポーツ部長	川平敏光〃	教育部長	久貝順一〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃	生涯学習部長	天久珠江〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人〃	議事係長	砂川果倫〃

令和７年第９回宮古島市議会定例会（１２月）諸般の報告書

令和７年１２月１７日（水）

１２月１６日	本会議前に、議会運営委員会正副委員長と共に、議案の訂正について市長への申入れを行った。 以上

◎議長（平良和彦君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は21名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第８号のとおりであります。

また、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダに配付してありますので、ご確認ください。

この際、日程第１、議案第111号から日程第33、陳情書第13号までの計33件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（富浜靖雄君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良和彦殿。総務財政委員会委員長、富浜靖雄。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）、原案可決。

議案第111号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第112号、宮古島市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第113号、宮古島市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第118号、宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更について、原案可決。

議案第134号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）、原案可決。

議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。

意見。議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の歳出については、経済工務委員会において、「８款土木費、５項港湾空港費、２目港湾改修事業費、14節工事請負費の緑地等整備事業については、立て看板の設置や説明会の開催等により市民への周知が必要」との意見が付された。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良和彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第105号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案可決。

議案第107号、令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第110号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）、原案可決。

議案第114号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第115号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第117号、宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案可決。

議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定について、原案可決。

議案第122号、与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第123号、嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第124号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第125号、高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第126号、来間島離島振興総合センター指定管理者の指定について、原案可決。

議案第127号、宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定について、原案可決。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良和彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第13号、2026年度、常勤の腎臓内科医師を県立宮古病院に配置できるよう関係機関への働き掛け要請、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第13号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良和彦殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第106号、令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第108号、令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、原案可決。

議案第109号、令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）、原案可決。

議案第119号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更について、原案可決。

議案第120号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更について、原案可決。

議案第128号、宮古島海中公園指定管理者の指定について、原案可決。

議案第129号、佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第130号、池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第131号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定について、原案可決。

議案第132号、パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定について、原案可決。

議案第133号、宮古島市営住宅指定管理者の指定について、原案可決。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良和彦殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

議案第116号、宮古島市都市公園条例の一部改正について。

理由。議案第116号については、「同じ都市公園である宮古島市パイナガマ海空すこやか公園の設置及び管理に関する条例の第７条１項には候補者と選定する場合「公園の管理を最も適切に行うことができると認めるもの」との文言があるが、本条例改正案には記載がない。この文言の記載があることが確実に選定委員会を開催する担保になっていると考えられるので記載すべきではないかとの意見もあり、今後も審査が必要」との理由により、閉会中も慎重審査を要する。

◎議長（平良和彦君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

経済工務委員会のほうに確認をしたいんですけども、この議案第116号、宮古島市都市公園条例の一部改正について、これは継続審査の申出ということになっております。ただ、ここの中で、理由のほうで「公園の管理を最も適切に行うことができると認めるもの」という文言があるということで、審査の中においては、これはこの文言を盛り込んだほうがいいよねという議論が高まって、最終的にはそれを委員の皆さんが審査をして必要だと思っているからこそ継続なのか、いや、そういうことも含めてもう一回確認を取っていくということでの継続なのかということを１点と、総務財政委員会のほうでの報告になっているんですが、私は総務財政委員なんで、経済工務委員会の所管になると思うんですけども、８款土木費、５項港湾空港費、２目港湾改修事業費、14節工事請負費の緑地等整備事業については、立て看板の設置や説明会の開催等により市民への周知が必要という意見が付されたということなんですが、なぜ周知が必要というふうになったのかという２点、お願いいたします。

◎議長（平良和彦君）

では、休憩します。

（休憩＝午前10時14分）

再開します。

（再開＝午前10時14分）

◎総務財政委員会委員長（富浜靖雄君）

今、前里光健議員のご質問の件は経済工務委員会で諮られた案件でありますので、経済工務委員長から話をさせていただきたいと思います。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

まず最初に、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）の歳出についてのうち、経済工務委員会で所管した８款土木費、５項港湾空港費、２目港湾改修事業費、14節工事請負費の緑地等整備事業についての立て看板の設置や説明会の開催等なぜ必要かということなんですけども、あの辺を利用されている市民の皆さんが通ったときに何の工事しているのかという疑問に思う声が多くあったと聞きましたので、では看板を設置してこういう緑地になりますよという周知したほうがいいんではないかという意見がありまして、それで附帯意見としました。

次の議案第116号、宮古島市都市公園条例の一部改正についての継続審査となった理由なんですけども、この「最も適切に行われる」という文言に非常に敏感になっておりまして、当局から何度も説明を受けたんですけども、当局の答弁があやふやというのがありまして、その条例の中にはもう一括でその条例に踏み込んでいるんですけども、大きな公園、小さな公園とかって、一部は選定委員会を開かないで自治会等に任せたりする、一部は選定委員会を開くというので、その条文に入れていないという話もありましたけども、同じ都市公園でパイナガマ海空すこやか公園には入っているので、この文を入れるか入れないかという審査がもうちょっと必要かなという話だと思います。

◎前里光健君

再質問させていただきます。

先ほどの緑地等施設整備事業のほうですか、こちらはその工事を行う前に皆さんにこういった工事が行われることがある場合は事前に周知をしていく、ここはもう工事入りますよね。その他の工事が行われる際にはそういった立て看板の周知を今後はやっていきましょうということで、今後の事業に関して、例えば港湾に関してということですか、そういう話なのかということを１点お答えください。

すみません、議案第116号、宮古島市都市公園条例の一部改正について、この文言については今度統一するという意見ですけど、そうなると、合わせるってことになると取下げになる可能性が出てくるんです。文言、そこの議論も話はありましたか。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

緑地等整備事業の立て看板等の設置に関してなんですけども、これは当初の計画からこの計画は入っていたんですけども、事業が少し遅れて、今始まったのを見た市民がいきなり何をしているんだという話があると聞いていましたので、ほかの工事よりもこの場所に限って今回は立て看板と説明会等やったほうがいいんではないかという答えです。

もう一点何でしたっけ。

（議員の声あり）

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時19分）

再開します。

（再開＝午前10時20分）

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

そういった取り下げるとか、そういうのはなかったと思います。

◎前里光健君

最後に、文言を統一するかどうかということはいつ頃までにもうこれは決着をつけるというような話、そういったものも話し合われたか教えてください。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

年度内には決めたいということで、１月に臨時会が開催されれば、そのときに経済工務委員会を開いて決めていきたいと思います。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下　誠君

総務財政委員会委員長にちょっとお伺いします。

議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてですが、質疑でも言ったけど、これ必要ないと思っているんですね、市長の減額は。一々こういう責任の取り方は違うと思っていて、下げる必要がないと思っていますが、その辺りの議論は総務財政委員会の中であったのかなかったのか教えてください。

◎総務財政委員会委員長（富浜靖雄君）

取り下げるか、やるべきか、やらないべきかという議論は、深まった記憶はありません。やった記憶がないです。やらないということですね。

（「なかった」の声あり）

◎総務財政委員会委員長（富浜靖雄君）

なかった。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎粟国恒広君

私からは、経済工務委員会委員長に質問していきたいと思います。

議案第128号、宮古島海中公園指定管理者の指定についてですが、海中公園の指定管理については５年間、令和13年３月31日となっていますが、決算についての質疑の議論はどういった議論があったか、そこら辺をお答えください。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

決算に対する質疑等はございませんでした。

◎粟国恒広君

これは株式会社宮古島海業管理センターとなっていますけど、契約期間が大体年度末なんですよね、３月31日。そして、この株式会社宮古島海業管理センターの決算日、以前その決算の中で、決算日が年度末であれば、本来なら株式会社というのは民間会社でしたら２か月、例えば３月に締めて、４月、５月が調整して６月、２か月間の間に申告するというのが流れなんです。しかし、前回決算日が３月31日ではないかというお話をしたときに、いや、ここはこう決めて、会社の決算は決算でずれているんだからという答弁で決算の認定されたんですよね。その辺で株式会社宮古島海業管理センターの決算日というのは経済工務委員会の皆さんはご存じですか。その辺の議論はなかったですか。お答えください。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

決算についての質疑等はありませんでしたので、この決算日についても質疑は行われませんでした。

◎粟国恒広君

そうすると、では経済工務委員会の皆さんはこの株式会社宮古島海業管理センターの決算日というのはご存じですか。それとも３項の規定で３月31日が、その辺の決算日というのは経済工務委員会の皆さんは

ご存じなのか、その辺をお答えください。まず、委員長がそこを知っているか、その辺も答えてください。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時26分）

再開します。

（再開＝午前10時26分）

（議員の声あり）

◎議長（平良和彦君）

３回目。

（議員の声あり）

◎議長（平良和彦君）

３回やったので。３回目終わりましたので。

休憩します。

（休憩＝午前10時26分）

再開します。

（再開＝午前10時28分）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第１、議案第111号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は可決されました。

次に、日程第２、議案第112号、宮古島市行政組織条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号は可決されました。

次に、日程第３、議案第113号、宮古島市税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第113号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は可決されました。

次に、日程第４、議案第114号、宮古島市地域密着型介護事業所設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号は可決されました。

次に、日程第５、議案第115号、宮古島市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第115号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号は可決されました。

次に、日程第６、議案第116号、宮古島市都市公園条例の一部改正については、経済工務委員長から、会議規則第110条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がなされております。

お諮りします。日程第６、議案第116号については、経済工務委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第116号は経済工務委員会に閉会中の継続審査に付することと決しました。

次に、日程第７、議案第117号、宮古島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第117号は可決されました。

次に、日程第８、議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてに反対の立場から討論いたします。

私は、昨日し尿処理等施設整備事業の補助金返還問題を取り上げて一般質問しました。監督職員や管理事業者、検査職員の職務は適切だったか、監督、検査の在り方は適切だったか、決裁権者の責任はどうなるのか、沖縄防衛局より実績報告は適切だったかなどただしましたけれども、私の力不足と時間の制限でつまびらかにすることはできませんでした。

また、検査の合格の在り方について、仕様書どおりでなくても施工の状況、事業担当者の説明など総合的に判断する旨の答弁や、床材が仕様書と違っていると認識しながら補助金を受給し、約455万円の補助金返還が発生した今回の事案に対して市長が職員の故意または重大な過失によるものではないと判断した旨の答弁など、今後の補助事業の在り方に懸念を拭えません。補助金返還という重大な一連の事案がつまび

らかにされていない現時点で、３か月間10％減給という市長の責任の取り方が適切なのかということは判断することはできません。

よって、議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてに反対いたします。

◎議長（平良和彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信広君

私は、議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

まず、不適切な事務処理によって補助金を返還する事態となったことは誠に遺憾であり、行政として深く反省すべき点であると思います。しかしながら、嘉数登市長からは、最終的な指導監督者としての責任を明確にし、再発防止に全力を挙げる姿勢を示したいとの説明がありました。自らの給料を減額するという決断は、行政の長として市民に対する誠意の表れであると重く受け止め、本案に賛成いたします。人間が業務を行う以上、ミスをゼロにすることは困難ですが、重要なのはその後の対応です。市長におかれましてはこの痛みを糧として、職員が過度に萎縮することなく、かつ正確に業務を行える環境づくりに尽力していただきたいと思います。今回の措置が宮古島市政の転換点となる、そしてより信頼される組織へと生まれ変わることを強く期待し、賛成討論といたします。

◎議長（平良和彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎山下　誠君

議案第135号､宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正についてに反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど國仲昌二議員からあった反対の趣旨とはちょっと違うんですけど、私が先ほどから言っているように、これ多用すべきではないなと思っています。一々こんなことで市長の給料を下げていたら、市長のお給料はもうゼロまでいくんではないかなと思います。もうやめたほうがいいと、こういうのは。一度3,000万円の請求漏れがあったときも下げていますよね。また今回も下げると。こういうことを多用してはいけないと思いますし、これは与党議員のほうが守るべきではないかなと私思います。これは本当は市長が、責任の取り方は再発防止策をするべきなんです。そこに集中すべきであって、一々お給料に手をつけるべきではないと思いますので、反対させていただきます。

◎議長（平良和彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信男君

私は、議案第135号、宮古島市長の給料等の特例に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論したいと思います。

事務ミスあるいは不祥事が続くからこそ、市政が混乱していくという状況をやはり市長が自ら責任を取って市職員にメッセージを送っていくというこの姿勢は、私は評価すべきだと思います。市長には大変な覚悟をしていただいたなということ、そして職員の皆さんにはそういう市長の覚悟ということを自分のこ

とのように捉えていただいて、本当に真剣に業務に励んでもらいたい。そういう職員の意識改革にもつながるものだと思いますので、私はこの議案に対して賛成いたします。

◎議長（平良和彦君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第135号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良和彦君）

挙手多数であります。

よって、議案第135号は可決されました。

次に、日程第９、議案第104号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第６号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第104号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は可決されました。

次に、日程第10、議案第134号、令和７年度宮古島市一般会計補正予算（第７号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第134号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号は可決されました。

次に、日程第11、議案第105号、令和７年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第105号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は可決されました。

次に、日程第12、議案第106号、令和７年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第106号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号は可決されました。

次に、日程第13、議案第107号、令和７年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は可決されました。

次に、日程第14、議案第108号、令和７年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号は可決されました。

次に、日程第15、議案第109号、令和７年度宮古島市水道事業会計補正予算（第２号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号は可決されました。

次に、日程第16、議案第110号、令和７年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第３号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号は可決されました。

次に、日程第17、議案第118号、宮古島市過疎地域持続的発展計画の変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第118号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号は可決されました。

次に、日程第18、議案第119号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）砂川第２地区の計画変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号は可決されました。

次に、日程第19、議案第120号、団体営土地改良事業（区画整理・農業用用排水施設）大牧南地区の計画変更についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号は可決されました。

次に、日程第20、議案第121号、宮古島市伊良部島児童館指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第121号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号は可決されました。

次に、日程第21、議案第122号、与那覇区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第122号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号は可決されました。

次に、日程第22、議案第123号、嘉手苅区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第123号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号は可決されました。

次に、日程第23、議案第124号、洲鎌区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第124号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号は可決されました。

次に、日程第24、議案第125号、高千穂区コミュニティ供用施設指定管理者の指定についてに対する討論

の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第125号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号は可決されました。

次に、日程第25、議案第126号、来間島離島振興総合センター指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号は可決されました。

次に、日程第26、議案第127号、宮古島市火葬場（宮古島市斎苑・白鳥苑）指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第127号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号は可決されました。

次に、日程第27、議案第128号、宮古島海中公園指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

◎粟国恒広君

指定管理の討論というんですけど、賛成、反対ではなくて、ちょっと附帯意見として、先ほど経済工務

委員会の委員長への質疑の中で、株式会社宮古島海業管理センターの決算日がどうも曖昧。やはりこの施設というのは収益物件を伴う大事な市の財産管理なんです。これから観光客の数も増える中で、しっかりこの株式会社宮古島海業管理センターの決算日を明確に経済工務委員会のほうにも提示するよう、意見として申し上げておきたいと思います。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時50分）

◎粟国恒広君

ですから、別に反対とか賛成、賛成するんですけど、そういった経済工務委員会での決算日も分からない。ですから、議案第128号、宮古島海中公園指定管理者の指定についてには賛成します。しかし、この株式会社宮古島海業管理センターの決算日が分からないので、我々議会にもちゃんと決算日を提示してくださいということを意見として述べたいと思います。

◎議長（平良和彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

これにて討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号は可決されました。

次に、日程第28、議案第129号、佐良浜漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第129号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第129号は可決されました。

次に、日程第29、議案第130号、池間漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第130号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第130号は可決されました。

次に、日程第30、議案第131号、荷川取漁港製氷冷蔵施設指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第131号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号は可決されました。

次に、日程第31、議案第132号、パイナガマ海空すこやか公園指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第132号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号は可決されました。

次に、日程第32、議案第133号、宮古島市営住宅指定管理者の指定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより議案第133号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第133号は可決されました。

次に、日程第33、陳情書第13号、2026年度、常勤の腎臓内科医師を県立宮古病院に配置できるよう関係機関への働き掛け要請に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第13号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第13号は採択されました。

次に、日程第34、同意案第９号、監査委員の選任についてを議題とします。

本案は、狩俣政作君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、狩俣政作君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前10時55分）

（狩俣政作君、退席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午前10時55分）

これより討論に入ります。

日程第34、同意案第９号、監査委員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第９号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第９号は同意されました。

では、休憩します。

（休憩＝午前10時56分）

（狩俣政作君、着席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午前10時56分）

これで市長提出議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

（当局退席）

◎議長（平良和彦君）

再開します。

（再開＝午前10時57分）

次に、日程第35、選挙第４号、宮古島市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

この際、お諮りします。指名は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

議長は、宮古島市選挙管理委員会委員に、下地勇徳君、狩俣明君、伊良皆俊秀君、西里正也君の４名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した４名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、宮古島市選挙管理委員会委員に、下地勇徳君、狩俣明君、伊良皆俊秀君、西里正也君が当選されました。

ただいま当選された４名に対しましては、後刻当選承諾書を受領し、当選の諾否を確認することといたします。

次に、日程第36、選挙第５号、宮古島市選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

この際、お諮りします。指名は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

議長は、宮古島市選挙管理委員会補充員に、順位第１位で亀濱正博君、順位第２位で亀川隆君、順位第３位で砂川優太君、順位第４位で荷川取勝広君の４名を指名します。

お諮りします。ただいま指名した４名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、宮古島市選挙管理委員会補充員に、順位第１位で亀濱正博君、順位第２位で亀川隆君、順位第３位で砂川優太君、順位第４位で荷川取勝広君が当選されました。

ただいま当選された４名に対しましては、後刻当選承諾書を受領し、当選の諾否を確認することといたします。

次に、日程第37、意見書案第６号、常勤の腎臓内科医の県立宮古病院への計画的な配置を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（下地信広君）

意見書案第６号、常勤の腎臓内科医の県立宮古病院への計画的な配置を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第２項の規定により本案を提出します。令和７年12月17日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。文教社会委員会委員長、下地信広。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

常勤の腎臓内科医の県立宮古病院への計画的な配置を求める意見書

宮古島市には、県立宮古病院、宮古島徳洲会病院、宮古島リハビリ温泉病院、砂川内科医院、池村内科

医院等、主に５施設で計178人の患者が透析治療を受けています。県立宮古病院では、透析治療の導入期や急性期の治療を実施し、病状が安定した患者は開業医へ紹介、転院させています。一方で、開業医は安定期の透析治療及び旅行透析を引き受けるなど、県立宮古病院との綿密な連携によって、患者の命と暮らしを支えています。特に、開業医で透析治療を行っている患者の病状悪化や手術、入院治療が必要な場合には、県立宮古病院が引き受け、透析治療を継続しながらの医療提供を行う体制が構築されています。

しかしながら、令和７年10月29日に「県立宮古病院で来年度の腎臓内科医の確保が困難になる」との報道が地元紙で掲載されました。この現状は、宮古島市内で透析治療を受ける178人の患者にとって重大かつ深刻な問題であると言わざるを得ません。

透析治療は、患者個々の病状に応じた細やかな専門判断が求められる分野であり、１つの抗生剤の選択ひとつ取っても専門知識が必要です。また、腎臓内科医の判断に基づき透析方法も適切に調整されます。したがって、腎臓内科医が県立宮古病院に不在となることは、透析患者およびその家族にとって、計り知れない不安をもたらすものです。この問題を直ちに対応し、医療提供体制の維持を図ることが求められます。

国民生活において欠かすことのできない医療の提供体制を守ることは地域社会における行政の責任であり、沖縄県においても迅速な対応が期待されます。誰もが安全安心な医療・介護・福祉を受けられる社会を維持するため、下記の事項について実現を求めます。

記

１．令和８年度（2026年度）、県立宮古病院に常勤の腎臓内科医を配置すること。

２．安全・安心な医療提供体制を確保するため、腎臓内科医を毎年計画的に配置可能とする予算確保ならびに人材育成を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和７年（2025年）12月17日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、病院事業局長、保健医療介護部長。

◎議長（平良和彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第37、意見書案第６号は委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第37、意見書案第６号、常勤の腎臓内科医の県立宮古病院への計画的な配置を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第６号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第６号は可決されました。

次に、日程第38、決議案第３号、宮古島市における持続可能な医療・介護提供体制の構築に向けた要請決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎根間康雄君

決議案第３号、宮古島市における持続可能な医療・介護提供体制の構築に向けた要請決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第１項の規定により本案を提出します。令和７年12月17日、宮古島市議会議長、平良和彦殿。提出者議員、根間康雄、賛成者議員、前里光健、平良恵泰。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

宮古島市における持続可能な医療・介護提供体制の構築に向けた要請決議

平素より本市の市政運営並びに市民福祉の向上にご尽力を賜り心より敬意を表します。

現在、我が国は少子高齢化の進行、経済の低迷、医療・介護人材の不足などにより、医療資源が恒常的に不足する時代に突入しております。そのような中、本市の離島医療・介護は、県立宮古病院・宮古島徳洲会病院をはじめ各診療所、各介護事業者を含む「複合体」として支えられている現状があります。しかしながら、医師・看護師・介護士不足などの要因により、医療・介護体制の維持は年々困難さを増しており、更には「医療提供体制の集約化」という国の方針も相まって、現行の枠組みのままでは将来的な持続性に大きな懸念が生じております。

宮古島市には、県立病院、民間病院、診療所、介護事業者など多様な医療介護提供機関が存在しておりますが、県・民間という区分にとらわれることなく、市が主体的にリーダーシップを発揮し、島全体の医療・介護体制の将来像を関係機関とともに議論・構築していく機会を設けることが重要であると考えます。

つきましては、宮古島市長におかれましては、下記の事項について特段のご配慮とご尽力を賜りますよう、強く要請いたします。

記

１．市当局は継続的な医療・介護関係者との意見交換を実施し、現場の意見を踏まえつつ宮古島の医療・介護の将来を見据えた中長期的なグランドデザインを策定し、各施策を第三次宮古島市総合計画に盛り込むこと。

２．医療・介護需要の将来的推計を踏まえ、医療・介護資源を効率的かつ持続的に確保・運用する体制構築を、市が中心となって関係機関と連携し進めること。

３．県および国に対し、離島医療・介護の特殊性と地域経済・市民生活にもたらす重要性を明確に示し、人的・財政的支援の充実を強く働きかけること。

４．医療費の軽減や健康寿命延伸に繋がる予防医療推進について第三次宮古島市総合計画に盛り込むこと。

５．医療体制の確保を前提に、やむを得ない医療及び通院について、医療渡航費の拡充を第三次宮古島市総合計画に位置づけるとともに、実施可能な施策は今期中に対応すること。

以上、決議する。

令和７年（2025年）12月17日

沖縄県宮古島市議会

宛先、宮古島市長。

◎議長（平良和彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎大城　仁君

まず、こちらの医療体制について、先ほど意見書も陳情書もございましたけれども、多くの同僚議員が一般質問でも取り上げておりまして、喫緊の課題であると私も思っております。ただ、今月４日に宮古島市議会与党議員団から同様の要請が市長宛てにあったかと思います。改めて要請決議、決議案として今回提出された理由、再度市長宛てに要請をする理由というのを教えていただきたいと思います。

◎根間康雄君

先ほど大城仁議員が言ったように、ちょっと触れます。医療、福祉行政について、今回一般質問で我如古三雄議員、前里光健議員、そして大城仁議員、下地茜議員、山下誠員、平良敏夫議員、そして狩俣政作議員、多くの議員が話をしてくれました。今言っている大城仁議員が保守陣営で出したのは内臓関係ですよね。県への要望ですよね。私のほうは皆さんが一般質問で話をしたようなものを取りまとめて、今度は宮古島市のほうから市民、皆さんに発信できるという趣旨です。その違いを理解してもらえると助かります。

◎大城　仁君

ただ、我々宮古島市議会与党議員団として提出いたしましたのは市長に要請を求めることでございますので、市長から県に働きかけをお願いするものであります。なので、県に要請したものではなくて、市長宛てに要請したものでございます。その辺りのちょっと違いもう一度お願いしたいのと、もう一点が内臓関係ではなく、宮古病院の医療体制、専門医、看護師についての確保を要請しておりますので、その辺りももう一度お答えいただきたいと思います。

◎根間康雄君

私が勝手な言い方して申し訳ありません。一応私の今回の要請文は、今タブレットで出ていると思いますけども、記されている１、２、３、４、５の内容と、もう一か所の要望書が似通っている部分があるかもしれません。だけど、我々が内容として提出している要望書は根本的に違っていますので、その読み比

べをしていただけたらと思います。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎富浜靖雄君

１点教えていただきたいと思います。

この要請決議の中の記の５番目、やむを得ない医療及び通院という、やむを得ないという、どういうことなのかというのを教えていただいてよろしいですか。

◎根間康雄君

やむを得ずという表現がやはりちょっと気になったかもしれませんけども、医療構築がしっかりしないといかんというのが基本前提です。その確保してやっていながらもそれができない場合はあると思うんです。そういう部分をやむを得ずと表現したわけです。できたらそのやむを得ずがないようにしたいというのが本心です。

◎富浜靖雄君

やむを得ない医療を避けたいという意味でよろしいんですか。自分がこの文章をもってちょっと思ったのが、やむを得ず医療及び通院についてってあるので、何か医療を受けざるを得ない状況という……

（「島外」の声あり）

◎富浜靖雄君

島外という十分話したし、分かりやすく言うと、事故に遭いました、宮古島の病院では医療が受けられないので、自衛隊のヘリコプターで沖縄に送らなきゃいけない、脳梗塞とかいろいろあるではないですか。そういうことを言っているのかなってちょっと思ったんですけど、そういうことではないということですか。

◎根間康雄君

やむを得ず、やむを得ない、確かにこの単語１つ捉えるとちょっと難しいです。いろいろ捉え方あります。でも、医療にとって大切なのは、はっきり言ったらこの現場でできることですよね。だから、このやむを得ないというそういった場合というのは、もう急なことだったら医療施設間に合わない。それがあったら困るよ、宮古島はという気持ちを置きながら言います。そういった場合、先ほど言った急な事故で手がつけられないような医療となった場合、こういった部分やむを得ないと捉えております。よろしいでしょうか。

◎富浜靖雄君

では、やむを得ない場合でも宮古島で医療が受けられるようにしてくださいという意味合いでよろしいですか。

◎根間康雄君

私が宮古島市長へのこの決議、基本的に宮古島で全てできるのが基本なんですよ、本当は。ですから、先ほど言ったやむを得ない、この文書の最後に「第三次宮古島市総合計画に位置づけるとともに」と記してあります。ですから、言うようにできたらここ、島でできるような医療体制、これがどうしようもない場合をちょこっと付け加えただけです。よろしいでしょうか。

◎議長（平良和彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第38、決議案第３号は、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第38、決議案第３号、宮古島市における持続可能な医療・介護提供体制の構築に向けた要請決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第３号は可決されました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第４条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良和彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和７年第９回宮古島市議会定例会を閉会します。

（閉会＝午前11時24分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和７年12月17日

宮古島市議会

議　長　　平　良　和　彦

議　員　　根　間　康　雄

〃　　狩　俣　勝　成